

平成23年度 施策目標別政策チェックアップ結果一覧表

○施策目標の評価の目安(最終的には総合的に判断)
 順調である A評価とB評価の合計のうちA評価の割合が80%以上
 おおむね順調である A評価とB評価の合計のうちA評価の割合が50%以上80%未満
 努力が必要である A評価とB評価の合計のうちA評価の割合が50%未満

○業績指標の評価
 A 業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示している
 B 業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示していない
 N 判断できない

施策目標	評価	業績指標数	指標数(細分類)			A・B評価のうちAの割合 A/(A+B)	
			うちA評価	うちB評価	うちN評価		
○暮らし・環境							
1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進							
1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	努力が必要である	4	5	2	3	0	40%
2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	おおむね順調である	7	9	5	3	1	63%
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現							
3 総合的なバリアフリー化を推進する	おおむね順調である	8	20	15	5	0	75%
4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	おおむね順調である	6	6	4	2	0	67%
5 快適な道路環境等を創造する	順調である	2	2	2	0	0	100%
6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	おおむね順調である	4	4	2	2	0	50%
7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	努力が必要である	4	4	1	3	0	25%
8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	おおむね順調である	13	15	8	7	0	53%
3 地球環境の保全							
9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う	おおむね順調である	9	20	11	9	0	55%
○安全							
4 水害等災害による被害の軽減							
10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	おおむね順調である	6	6	3	3	0	50%
11 住宅・市街地の防災性を向上する	努力が必要である	10	12	4	7	1	36%
12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する	おおむね順調である	15	15	8	6	1	57%
13 津波・高潮・長食等による災害の防止・減災を推進する	おおむね順調である	6	6	4	2	0	67%
5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保							
14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	おおむね順調である	8	11	7	2	2	78%
15 道路交通の安全性を確保・向上する	おおむね順調である	4	4	3	1	0	75%
16 自動車事故の被害者の救済を図る	順調である	1	1	1	0	0	100%
17 自動車の安全性を高める	順調である	1	1	1	0	0	100%
18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する	順調である	3	3	3	0	0	100%
○活力							
6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化							
19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	おおむね順調である	14	14	11	3	0	79%
20 観光立国を推進する	努力が必要である	5	5	1	4	0	20%
21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	努力が必要である	3	3	1	2	0	33%
22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	努力が必要である	1	1	0	1	0	0%
23 整備新幹線の整備を推進する	順調である	1	1	1	0	0	100%
24 航空交通ネットワークを強化する	おおむね順調である	5	7	5	2	0	71%
7 都市再生・地域再生の推進							
25 都市再生・地域再生を推進する	努力が必要である	13	15	5	10	0	33%
8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上							
26 鉄道網を充実・活性化させる	おおむね順調である	5	7	4	3	0	57%
27 地域公共交通の維持・活性化を推進する	おおむね順調である	5	5	3	2	0	60%
28 都市・地域における総合交通戦略を推進する	おおむね順調である	1	1	0	0	1	—
29 道路交通の円滑化を推進する	おおむね順調である	2	2	1	1	0	50%
9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護							
30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する	おおむね順調である	6	6	6	0	0	100%
31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	おおむね順調である	7	8	6	2	0	75%
32 建設市場の整備を推進する	おおむね順調である	7	9	6	3	0	67%
33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	順調である	2	3	3	0	0	100%
34 地籍の整備等の国土調査を推進する	努力が必要である	1	1	0	1	0	0%
35 自動車運送業の市場環境整備を推進する	おおむね順調である	1	1	1	0	0	100%
36 海事業業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	努力が必要である	2	2	0	2	0	0%
○横断的な政策課題							
10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備							
37 総合的な国土形成を推進する	順調である	4	5	5	0	0	100%
38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	おおむね順調である	2	2	1	1	0	50%
39 離島等の振興を図る	順調である	4	4	4	0	0	100%
40 北海道総合開発を推進する	おおむね順調である	6	6	3	3	0	50%
11 ICTの活用及び技術研究開発の推進							
41 技術研究開発を推進する	順調である	1	1	1	0	0	100%
42 情報化を推進する	順調である	1	1	1	0	0	100%
12 国際協力、連携等の推進							
43 国際協力、連携等を推進する	順調である	1	1	1	0	0	100%
13 官庁施設の利便性、安全性等の向上							
44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	おおむね順調である	2	3	2	1	0	67%
合計		44	213	258	156	96	6
順調である		11					
おおむね順調である		24					
努力が必要である		9					

平成23年度 業績指標別政策チェックアップ結果一覧表

「評価」欄「A-1」「A-2」「A-3」「A-4」「A-5」、「B-1」「B-2」「B-3」「B-4」「B-5」、「N-1」「N-2」「N-3」「N-4」「N-5」の記号は、以下(左)の2つの分類(AからN及び1から5)の組み合わせ。

- A 業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示している
- B 業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示していない
- N 判断できない

- 平成23年度評価
(現行の指標を維持する場合)
- 1 施策の改善等の方向性を提示
 - 2 現在の施策を維持
 - 3 社会資本整備重点計画見直しに伴う指標の廃止(変更)
 - 4 目標の達成に伴う指標の廃止(変更)
 - 5 その他指標の合理化等

- 【参考】前年度評価
- 1 施策の改善等の方向性を提示
 - 2 現在の施策を維持
 - 3 施策の中止(施策は継続するが、業績指標のみ廃止する場合を含む)

業績指標の赤字は「社会資本整備重点計画第2章」に位置づけられ、政策評価を義務づけられている指標。

○政策目標(アトカム)	○施策目標(評価の単位)	○業績指標※赤字は「社会資本整備重点計画第2章」の指標	業績目標					ページ
			初期値	平成23年度実績(3段階評価)		前年度評価	目標値	

○暮らし・環境

1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進										
1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る										
1	最低居住面積水準未達率	4.3%	平成20年	4.3%	平成20年	B-2	B-2	概ね0%	平成27年	1
2	子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国、②大都市圏)	① 40%	平成20年	40%	平成20年	B-2	B-2	50%	平成27年	2
		② 35%	平成20年	35%	平成20年	B-2	B-2	43.8%	平成27年	4
3	生活支援施設を併設している公営賃貸住宅団地(100戸以上)の割合	16%	平成21年	19%	平成22年度	A-2	新規	21%	平成27年	7
4	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	0.9%	平成17年	1.5%	平成20年	A-2	新規	2.3~3.7%	平成27年	9
2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する										
5	住宅の利活用期間(①減失住宅の平均築後年数、②住宅の減失率)	① 約27年	平成20年	約27年	平成20年	B-1	B-1	約35年	平成27年	11
		② 約7%	平成15~20年	約7.0%	平成15~20年	A-1	A-1	約6.5%	平成22~27年	13
6	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	3.5%	平成20年	3.5%	平成16~20年平均値	A-1	A-1	5.0%	平成27年	16
7	既存住宅の流通シェア	14%	平成20年	14%	平成20年	B-1	B-1	20%	平成27年	19
8	マンションの適正な維持管理(①25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合、②新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	① 37%	平成20年	37%	平成20年	A-2	A-2	56%	平成27年度	22
		② 51%	平成20年	51%	平成20年	A-2	新規	おおむね80%	平成27年度	25
9	新築住宅における住宅性能表示の実施率	24%	平成22年度	23.5%	平成23年度	B-1	B-1	37%	平成27年度	25
10	リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合	0.2%	平成22年4~12月	-	-	N-2	新規	5.1%	平成27年度	27
11	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	8.8%(認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月~平成22年3月の値)	平成22年度	12.5%	平成23年度	A-1	新規	14.4%	平成27年度	29
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現										
3 総合的なバリアフリー化を推進する										
12	主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積	50,997ha	平成19年度	67,971ha	平成23年度	A-3	A-2	約70,000ha	平成24年度	33
13	公共施設等のバリアフリー化率(①特定道路におけるバリアフリー化率、②障害者等利用可能な施設等の割合、③視覚障害者専用プロダクトを備えた施設等の割合、④不特定多数の者が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合)	① 51%	平成19年度	77%	平成23年度	A-2	A-2	約75%	平成24年度	36
		② 70%	平成21年度	78%	平成22年度	A-2	B-1	85%	平成27年度	36
		③ 89%	平成21年度	92%	平成22年度	A-2	A-1	95%	平成27年度	36
		④ 47%	平成21年度	48%	平成22年度	A-2	A-2	約54%	平成27年度	36
		⑤ 14%	平成21年度	17%	平成22年度	A-2	B-1	22%	平成27年度	36
14	バリアフリー化された車両等の割合(①鉄軌道車両、②ノンステップバス、③リフト付きバス等、④福祉タクシー、⑤旅客船、⑥航空機)	① 45.7%	平成21年度	49.5%	平成22年度	A-2	A-1	60%	平成27年度	42
		② -	平成21年度	35.5%	平成22年度	B-2	A-2	約52%	平成27年度	42
		③ -	平成21年度	3.0%	平成22年度	B-2	B-1	約12%	平成27年度	42
		④ 12,256台	平成22年度	12,256台	平成22年度	A-2	B-1	20,000台	平成27年度	42
		⑤ 18.1%	平成22年度	18.1%	平成22年度	B-2	B-1	約34%	平成27年度	42
		⑥ 81.4%	平成22年度	81.4%	平成22年度	A-2	A-1	約85%	平成27年度	42
15	ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数	24,043人	平成19年度	64,365人	平成23年度	A-3	A-2	約50,000人	平成24年度	48
16	園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合(①園路及び広場、②駐車場、③便所)	① 約44%	平成19年度	約47%	平成22年度	A-2	A-2	約5割	平成24年度	50
		② 約32%	平成19年度	約39%	平成22年度	A-2	A-2	約50%	平成27年度	50
		③ 約25%	平成18年度	約32%	平成22年度	A-2	A-2	約39%	平成27年度	50
17	バリアフリー化された路外駐車場の割合	33%	平成19年度	45%	平成22年度	A-2	A-2	約50%	平成24年度	52
18	高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率(①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化)	① 37%	平成20年	37%	平成20年	B-1	B-1	59%	平成27年	54
		② 9.5%	平成20年	9.5%	平成20年	B-1	B-1	18.5%	平成27年	54
19	共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	16%	平成20年	16%	平成20年	A-1	A-1	23%	平成27年	57
4 海洋・沿岸環境の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する										
20	我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数	0件	平成18年度	0件	平成23年度	A-2	A-2	0件	平成24年度	61
21	水辺の再生の割合(海洋)	約2割	平成19年度	約29%	平成23年度	B-3	A-2	約4割	平成24年度	63
22	油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数	0隻	平成19年度	0隻	平成23年度	A-2	A-2	0隻	平成23年度	65
23	湿地・干潟の再生の割合(港湾)	約2割	平成19年度	2.5%	平成23年度	B-3	B-2	約3割	平成24年度	67
24	廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数	約6年	平成19年度	約7年	平成23年度	A-2	A-2	約7年	平成24年度	69
25	三大水質において底質改善が必要な区域のうち改善した割合	約40%	平成19年度	約45%	平成23年度	A-2	A-2	約45%	平成24年度	71
5 快適な道路環境を整備する										
26	市街地等の幹線道路の無電柱化率	13.2%	平成20年度	15.0%	平成23年度	A-2	A-2	15.0%	平成23年度	74
27	新車販売に占める次世代自動車の割合	10.5%	平成22年度	14.7%	平成23年度	A-1	新規	15.0%	平成27年	76
6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する										
28	漏水影響度	6,900日・%	平成18年度時点の値(10年平均)	6,760日・%	平成23年度時点の値(10年平均)	B-5	B-2	5,300日・%	初期値と平成23年度時点の値(10年平均)の差	78
29	世界的な水資源問題に対応するための国際会議への開催及び参加件数	9件	平成18年度	14件	平成23年度	A-2	A-2	13件	平成23年度	82
30	地下水採取目標量の達成率	94.5%	平成21年度	92.2%	平成22年度	A-2	A-2	100%	平成28年度	84
31	水源地域整備計画の完了の割合	57%	平成18年度	67%	平成23年度	B-5	A-2	70%	平成23年度	86
7 良好な緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する										
32	歩いていける身近なみどりのネットワーク率	約66%	平成19年度	約69%	平成22年度	A-2	A-2	約7割	平成24年度	89
33	1人当たり都市公園等面積	9.4㎡/人	平成19年度	9.8㎡/人	平成22年度	B-2	A-2	10.3㎡/人	平成24年度	91
34	都市域における水と緑の公的空間確保率	約13.1㎡/人	平成19年度	平成19年度比約45%	平成22年度	B-2	A-2	平成19年度比約1割増	平成24年度	93
35	全国民に対する国営公園の利用者数の割合	全国民の4.0人に1人が利用	平成19年度	全国民の4.0人に1人が利用	平成23年度	B-3	A-2	全国民の3.5人に1人が利用	平成24年度	96
8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する										
36	生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地	約2,800ha増	平成19年度	平成19年度の値から約1,000ha増	平成22年度	B-5	A-2	平成19年度の値から約1,200ha増	平成24年度	100
37	汚水処理人口普及率	約84%	平成19年度	約78%(参考値)	平成22年度	B-1	B-1	約93%	平成24年度	103
38	下水道処理人口普及率	約72%	平成19年度	約75%(参考値)	平成22年度	A-3	A-1	約78%	平成24年度	105
39	良好な水環境創出のための高度処理実施率	約25%	平成19年度	約33%	平成23年度	A-2	A-2	約30%	平成24年度	107
40	合流式下水道改善率	約25%	平成19年度	約51%	平成23年度	A-3	A-2	約63%	平成24年度	109
41	下水道バイオマスリサイクル率	約23%	平成18年度	約24%	平成22年度	B-3	B-1	約39%	平成24年度	111
42	水辺の再生の割合(河川)	約2割	平成19年度	約29%	平成23年度	B-3	A-2	約4割	平成24年度	113
43	湿地・干潟の再生の割合(河川)	約2割	平成19年度	約25.7%	平成23年度	B-3	B-2	約3割	平成24年度	115
44	河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率(①河川、②湖沼、③閉鎖性海域)	① 約71%	平成19年度	約75%	平成22年度	A-3	A-1	約75%	平成24年度	117
		② 約55%	平成19年度	約57%	平成22年度	A-3	B-1	約59%	平成24年度	117
		③ 約71%	平成19年度	約73%	平成22年度	A-3	A-1	約74%	平成24年度	117
45	自然体験活動拠点数	428箇所	平成19年度	461箇所	平成23年度	B-5	B-1	約550箇所	平成24年度	120
46	地域に開かれたダム・ダム活用者数	1,391万人	平成18年度	約1,266万人	平成21年度	B-5	B-1	約1,680万人	平成24年度	122
47	都市空間形成河川整備体	約40%	平成21年度	約41%	平成23年度	A-4	A-2	約43%	平成24年度	124
48	かわまちづくり整備自治体数	4市	平成19年度	24市	平成23年度	A-3	B-2	29市	平成24年度	126
9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う										
49	特定輸送事業者の省エネ改善率(①特定貨物輸送事業者、②特定旅客輸送事業者、③特定航空輸送事業者)	① -	-	-1.30%	平成23年度	A-2	A-2	前年度比-1%	平成19年度以降毎年	130
		② -	-	+0.04%	平成23年度	B-2	B-2	前年度比-1%	平成19年度以降毎年	130
		③ -	-	-0.39%	平成23年度	B-2	A-2	前年度比-1%	平成19年度以降毎年	130
50	環境ポータルサイトへのアクセス件数	平均約478万件/月(年度平均)	平成19年度	平均約326万件/月(年度平均)	平成23年度	B-1	B-1	1万件/月(年度平均)	平成23年度	132
51	建設工用機械機器による環境の保全(①PM、②Nox、③ハイブリッド型建設機械の普及台数)	① 0.3千t(推計値)	平成18年度	2.8千t削減	平成21年度	A-2	N-2	3.5千t削減	平成23年度	134
		② 8.3千t(推計値)	平成18年度	57.0千t削減	平成21年度	A-2	N-2	74.0千t削減	平成23年度	134
		③ 200台	平成21年度	960台	平成23年度	A-2	A-2	1,200台	平成26年度	134
52	建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率(①アスファルト・コンクリート塊、②コンクリート塊、③建設発生土(再資源化等率)、④建設汚泥、⑤建設混合廃棄物、⑥建設発生土)	① 98.6%	平成17年度	98.4%	平成20年度	A-2	A-2	98%以上	平成24年度	137
		② 98.1%	平成17年度	97.3%	平成20年度	B-2	B-2	98%以上	平成24年度	137
		③ 68.2%(90.7%)	平成17年度	80.3%(89.4%)	平成20年度	A-2	A-2	77%(95%以上)	平成24年度	137
		④ 74.5%	平成17年度	85.1%	平成20年度	A-2	A-2	82%	平成24年度	137
		⑤ 292.8万t	平成17年度	平成17年度排出量に比して約削減	平成20年度	B-2	B-2	平成17年度排出量に比して約削減	平成24年度	137
		⑥ 80.1%	平成17年度	78.6%	平成20年度	B-2	B-2	87%	平成24年度	137
53	住宅、建築物の省エネルギー化(①エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率、②一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率)	① 42%	平成22年度	45%	平成23年度	B-1	B-1	70%	平成27年度	141
		② 71%	平成22年度	73%	平成23年度	A-2	A-2	85%	平成27年度	141

政策目標(アウトカム)	業績目標								ページ
	初期値		平成23年度実績		3段階評価		前年度評価	目標値	
	(年度)	実績値	(年度)	評価		(年度)			
54 重量車の平均燃費向上率(平成14年度比)	0%	平成14年度	9.2%	平成22年度	A-2	A-2	12%	平成27年度	144
55 モーダルシフトに関する指標(①トラックから鉄道コンテナ輸送にシフトすることで増加する鉄道コンテナ輸送量、②トラックから海上輸送へシフトすることで増加する海上輸送量(自動車での輸送が容易な貨物(雑貨量))	① 21億トンキロ ② 301億トンキロ	平成18年度	△5億トンキロ 315億トンキロ	平成23年度	B-1	B-1	36億トンキロ 320億トンキロ	平成24年度	146
56 地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数	3都市	平成19年度	29都市	平成23年度	A-2	A-2	30都市	平成24年度	150
57 年度評価における採択案件の採点の平均値(革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発に係る指標)	-	-	90%	平成23年度	A-2	A-2	80%	平成23年度	152

○ 安全

4 水害等災害による被害の軽減									
10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する									
58 緊急地震速報の精度向上	28%	平成22年度	56%	平成23年度	A-1	新規	85%以上	平成27年度	155
59 一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数	0%	平成19年度	32%	平成23年度	B-2	A-2	40%	平成23年度	158
60 台風中心位置予報の精度	302km	平成22年	305km	平成23年	B-2	B-1	260km	平成27年	160
61 地震発生から地震津波情報発表までの時間	4.4分	平成17年度	3.4分	平成23年度	B-5	B-1	3.0分未満	平成23年度	162
62 内海・内湾を対象としたきめ細かい高潮・高波の予測対象海域数	0海域	平成18年度	7海域	平成23年度	A-4	A-2	7海域以上	平成23年度	164
63 防災地理情報を提供するホームページへのアクセス件数	0件/月	平成18年度	52,000件/月	平成23年度	A-4	A-2	31,000件/月	平成23年度	166
11 住宅・市街地の防災性を向上する									
64 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地の面積	1,430ha	平成18年度	6,466ha	平成23年度	B-1	A-2	7,000ha	平成23年度	170
65 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所に上確保された大都市の割合	約25%	平成19年度	約26%	平成22年度	B-2	B-2	約35%	平成24年度	172
66 下水道による都市浸水対策達成率(①全体、②重点地区)	① 約48% ② 約20%	平成19年度	約53% 約27%	平成23年度	A-2	A-1	約55% 約60%	平成24年度	174
67 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	約6,000ha	平成22年度	約6,000ha	平成22年度	N-1	新規	約3,000ha	平成27年度	176
68 地震時等において大規模な火災の可能性がある重点的に改善すべき密集市街地(約9,000ha)のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合	約35%	平成19年度	37.7%	平成21年度	B-3	B-1	概ね10割	平成23年度	178
69 地震時に滑動崩壊による重大な被害の可能性のある大規模土造成地が存在する地方公共団体のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合	約31%	平成19年度	約6%	平成23年度	B-1	B-1	約40%	平成24年度	181
70 防災拠点と地理情報を結ぶ下水道管きよの地盤対策実施率	約27%	平成19年度	約35%	平成23年度	B-3	B-1	約56%	平成24年度	183
71 ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(内水)	約36%	平成19年度	約15%	平成23年度	B-2	B-1	100%	平成24年度	185
72 下水道施設の長寿命化計画策定率	0%	平成19年度	約95%	平成23年度	A-3	B-1	100%	平成24年度	187
73 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、②住宅)	① 80% ② 79%	平成20年度	80% 79%	平成20年度	A-1	A-1	90% 90%	平成27年度	189
12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
74 洪水による氾濫から守られる区域の割合	約81%	平成19年度	約63%	平成23年度	A-3	B-2	約84%	平成24年度	194
75 中核・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数	約525万戸	平成19年度	約380万戸	平成23年度	A-3	A-2	約235万戸	平成24年度	197
76 土砂災害から保全される人口	約270万人	平成19年度	約291万人	平成23年度	A-3	A-2	約300万人	平成24年度	199
77 土砂災害から保全される人命保全上重要な施設数	約2,300箇所	平成19年度	約2,650箇所	平成23年度	B-3	B-1	約3,500箇所	平成24年度	202
78 土砂災害特別警戒区域指定率	約34%	平成19年度	約57%	平成23年度	A-3	A-2	約80%	平成24年度	205
79 地盤割に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積(河川)	約10,000ha	平成19年度	約8,400ha	平成23年度	A-3	A-2	約8,000ha	平成24年度	208
80 ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(洪水)	7%	平成19年度	約49%	平成23年度	B-2	B-1	100%	平成24年度	210
81 ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(土砂)	16%	平成19年度	68%	平成23年度	B-3	B-1	100%	平成24年度	212
82 高度な防災情報基盤を整備した水系の割合	約40%	平成19年度	約76%	平成23年度	A-3	A-2	約70%	平成24年度	215
83 リアルタイム火山ハザードマップ整備率	0%	平成19年度	48%	平成23年度	A-2	A-2	50%	平成24年度	217
84 近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数	約14.8万戸	平成19年度	約10.0万戸	平成23年度	B-3	B-1	約7.3万戸	平成24年度	220
85 河川管理施設の長寿命化率	0%	平成19年度	約72%	平成23年度	A-3	A-2	100%	平成24年度	223
86 総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数(河川)	3	平成19年度	88	平成23年度	B-3	B-2	190	平成24年度	225
87 河川の流量不足解消指数	約63%	平成19年度	約69%	平成23年度	B-5	B-2	約72%	平成24年度	228
88 大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数	0	平成22年度	0	平成23年度	N-2	新規	20	平成27年度	230
13 津波・高潮・高波浪による災害の防止・減災を推進する									
89 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積	約11万ha	平成19年度	約9.5万ha	平成23年度	A-3	A-2	約9万ha	平成24年度	232
90 ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(津波・高潮)	約6割	平成19年度	約86%	平成23年度	A-3	A-2	約8割	平成24年度	236
91 地盤割に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積(海岸)	約10,000ha	平成19年度	約8,400ha	平成23年度	A-3	A-2	約8,000ha	平成24年度	238
92 老朽化対策が実施されている海岸保全施設の数	約6割	平成19年度	約53%	平成23年度	B-3	B-2	約6割	平成24年度	240
93 侵食海岸において、現状の汀線防護が完了していない割合	約20%	平成19年度	約17%	平成23年度	A-3	A-2	約17%	平成24年度	242
94 総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数(海岸)	3	平成19年度	88	平成23年度	B-3	B-2	190	平成24年度	244
5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
14 公共交通の安全確保、鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する									
95 落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事の箇所数	0箇所	平成18年度	153箇所	平成23年度	B-5	B-2	186箇所	平成23年度	249
96 鉄道交通事故による乗客の死亡者数	0人	平成18年度	0人	平成23年度	A-2	A-2	0人	平成25年	251
97 事業用自動車による事故に関する指標(①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事故件数、③事業用自動車による飲酒運転件数)	① 513人 ② 56,295人 ③ 287人	平成20年	447人 49,080人 151人	平成23年	A-1 A-1 A-2	B-1 B-1 A-1	380人 43,000人 0人	平成25年	253
98 商船の海難船舶隻数	518隻	平成18年	367隻	平成23年	A-1	B-2	466隻以下	平成23年	255
99 船員災害発生率(千人率)	11.3%	平成19年	10.9%	平成22年度	B-1	B-1	8.9%	平成23年度	257
100 航空機に対するハイジャック・テロの発生件数	0件	平成14年度	0件	平成23年度	A-1	A-1	0件	平成23年度	260
101 国内航空における航空事故発生件数	13.6件	平成18-19年の平均	11.2件	平成19-24年の平均	A-2	A-2	12.2件	平成27年度	262
102 公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(①研修を受けた公共交通事故被害者等支援員の人数、②公共交通事故被害者等支援室(仮称)における連携先となる民間支援団体等の数)	① - ② -	-	-	-	N-2	新規	150人	平成27年度	265
15 道路交通の安全性を確保・向上する									
103 全国道路標識の長寿命化補修計画策定率	28%	平成19年度	76%	平成23年度	B-2	A-2	概ね100%	平成24年度	267
104 道路交通における死傷事故数	約109件(倍台千)	平成19年	約93件(倍台千)(暫定値)	平成23年度	A-3	A-2	約100件(倍台千)	平成24年	270
105 あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率	-	-	約3割抑止	平成23年	A-3	A-2	約2割抑止	平成24年	272
106 事故危険箇所の死傷事故抑止率	-	-	約3.5割抑止	平成22年	A-2	N-2	約3割抑止	平成24年	274
16 自動車事故の被害者の救済を図る									
107 自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービスの実施割合	34.7%	平成22年度	42.2%	平成23年度	A-2	新規	50.0%	平成27年度	277
17 自動車の安全性を高める									
108 衝突被害軽減ブレーキの年間装着台数	4,201台	平成22年	12,259台	平成23年	A-2	新規	6,000台	平成27年	280
18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する									
109 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数	0件	平成14年度	0件	平成23年度	A-2	A-2	0件	平成23年度	283
110 要救助海難の救助率	95.2%	平成18-22年の平均	95%	平成23年	A-2	新規	95%以上	平成23年度	286
111 ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数	0件	平成14年度	0件	平成23年度	A-2	A-2	0件	毎年度	289
○ 活力									
6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
112 内航貨物船共有建造量	20,526総トン	平成18年度	46,743総トン	平成19-23年度平均	A-4	A-2	23,000総トン	平成23年度の過去5年平均	294
113 国際船舶の隻数	85隻	平成18年度	146隻	平成23年度	A-2	B-1	約150隻	平成23年度	296
114 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合	概ね11%	平成17年度	8.7%(暫定値)	平成23年度	B-2	B-2	概ね11%	平成23年度	298
115 マラッカ・シンガポール海峡において航路を閉塞する大規模海難の発生数	0件	平成18年度	0件	平成23年度	A-2	A-2	0件	平成23年度	300
116 日本の外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数の目標値に対する達成率	61%	平成19年度	74%	平成23年度	B-1	B-1	100%	平成24年度	302
117 内航船舶の平均総トン数	519	平成22年度	654	平成23年度	A-2	A-2	610	平成24年度	304
118 港湾関連手続のシングルウィンドウ電子化率	0%	平成19年度	90%	平成23年度	A-3	A-2	概ね100%	平成24年度	306
119 国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率	0	平成19年度	平成19年度比3.1%減(速報値)	平成23年度	A-3	A-2	平成19年度比5%減	平成24年度	308
120 国内海上貨物輸送コスト低減率	0	平成19年度	平成19年度比1.4%減(速報値)	平成23年度	B-3	A-2	平成19年度比3%減	平成24年度	310
121 地方圏と東アジアとの港湾取扱貨物量	約280万TEU	平成18年	約290万TEU	平成22年	A-3	B-2	約340万TEU	平成24年	312
122 港湾施設の長寿命化計画策定率	約2%	平成19年度	約86%	平成23年度	A-3	A-2	約97%	平成24年度	314
123 港湾におけるプレジャーボートの適正な保管・保管率	50%	平成18年度	53.8%	平成22年度	A-2	A-2	5%	平成23年度	316
124 リサイクルポートにおけるリサイクル関連企業数	188社	平成19年度	231社	平成23年度	A-2	A-2	230社	平成24年度	318
125 大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口	約2,400万人	平成19年度	約2,640万人	平成23年度	A-2	A-1	約2,700万人	平成24年度	320
20 観光立国を推進する									
126 訪日外国人旅行者数	622万人	平成23年	622万人	平成23年	B-1	B-1	1,800万人	平成28年	322
127 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数	2.12泊	平成22年	2.12泊	平成22年	B-1	B-1	2.5泊	平成28年	327
128 日本人海外旅行者数	1,699万人	平成23年	1,699万人	平成23年	B-2	B-1	2,000万人	平成28年	331
129 国内における観光旅行消費額	25.5兆円	平成21年	23.8兆円	平成22年	B-1	B-1	30兆円	平成28年	334
130 主要な国際会議の開催件数	741件	平成22年	741件	平成22年	A-1	A-1	5割以上増	平成28年	340
21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する									
131 景観法に基づく景観重要建築物及び景観重要樹木の指定件数	30件	平成18年度	655件	平成23年度	A-2	A-2	600件	平成23年度	344
132 景観計画に基づき取組を進める地域の数	932団体	平成19年度	315団体	平成23年度	B-2	B-2	500団体	平成24年度	347
133 歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の数	0団体	平成19年度	31団体	平成23年度	B-1	B-2	100団体	平成24年度	349
22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する									
134 三大都市圏環状道路整備率	53%	平成19年度	56%	平成23年度	B-2	B-2	6%	平成24年度	351
23 整備新幹線の整備を推進する									
135 5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長(新幹線鉄道)	15,400km	平成18年度	15,700km	平成23年度	A-4	A-2	15,700km	平成23年度	354

政策目標(アウトカム)	業績目標							ページ		
	実施目標(評価の単位)	初期値		平成23年度実績(3段階評価)		前年度評価	目標値			
		(年度)	実績値	(年度)	評価					
24 航空交通ネットワークを強化する	国内航空ネットワークの強化割合(1大都市圏拠点空港の空港容量の増加、2国内線の自空港発着(台風除く)による欠航率、3総主要飛行経路長)	① 49.6万回(首都圏)	平成17年度	64万回(首都圏)	平成23年度	A-2	A-2	平成17年度比約17万回増(首都圏)	平成22年度以降、安全性を確保した上で段階的に	358
136	② 0.40%	平成15~17年度平均	0.23%	平成20~22年度平均	A-3	A-2	約1割削減	平成24年度	360	
	③ 18,266.438海里	平成18年度	平成18年度比3.5%短縮	平成23年度	A-3	A-2		平成23年度		
137 国際航空ネットワークの強化割合	49.6万回(首都圏)	平成17年度	64万回(首都圏)	平成23年度	A-3	A-2	平成17年度比約17万回増(首都圏)	平成22年度以降、安全性を確保した上で段階的に	363	
138 航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率	94.7%	平成18年度	94.9%	平成23年度	B-2	A-2	95.0%	平成23年度	365	
139 地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合	約4割	平成18年度	約6割	平成23年度	A-3	B-2	約7割	平成24年度	367	
140 管制空港における100万発着回数当たりの航空機の滑走路誤進入に係る重大インシデント発生件数	1.1件/100万発着回数	平成15~19年度平均	1.2件/100万発着回数	平成19~23年度平均	B-3	B-2	約半減	平成20~24年度平均	369	
7 都市再生・地域再生の推進	25 都市再生・地域再生を推進する									371
141 全国の地方圏から大都市圏への転入者数に対する大都市圏から地方圏への転入者数の比率	78%	平成18年度	86.7%	平成23年度	A-2	A-2	78%	平成23年度	373	
142 都市再生誘発量	3,878ha	平成18年度	9,270ha	平成23年度	A-2	B-2	9,200ha	平成23年度	375	
143 文化・学術・研究拠点の整備の推進(1筑波研究学園都市における国際会議開催数、2関西文化学術研究都市における立地施設数、3関西文化学術研究都市における外国人研究者数)	① 74件 ② 96施設 ③ 217人	平成21年度 平成18年度 平成22年度	69件 115施設 221人	平成22年度 平成23年度 平成23年度	B-2 B-2 B-2	A-2 B-2 B-2	156施設 240人	平成23年度 平成23年度 平成27年度	377	
144 半島地域の観光入込客数	-	-	0.94	平成22年度	B-2	B-2	全国の増加比1.00以上	平成24年度	380	
145 高齢者が無理なくなく除雪できる体制が整備された市町村の割合	59%	平成19年度	68%	平成23年度	B-2	B-2	100%	平成24年度	382	
146 都市再生整備計画の目標達成率	68.9%	平成18年度	58.7%	平成23年度	B-3	A-2	70%以上	毎年度	384	
147 民間都市開発の誘発係数	1.6倍	平成16~18年度	1.16倍	平成23年度	B-2	A-2	1.6倍	平成19~23年度	387	
148 まちづくりのための都市計画決定件数(市町村)	1,470件	平成17年度	2,252件	平成22年度	A-4	A-2	1,470件	毎年度	389	
149 駐車場法に基づく自動車二輪車駐車場供用台数	4.5万台	平成20年度	6.0万台	平成22年度	B-2	B-1	約10万台	平成25年度	391	
150 都市機能更新率(建築物更新関係)	36.9%	平成20年度	39.3%	平成23年度	A-2	A-2	41.0%	平成23年度	393	
151 中心市街地人口比率の増減率	前年度比+10.8%	平成21年度	前年度比+35%減	平成22年度	B-1	A-1	前年度比+1.0%	平成26年度	396	
152 物流拠点の整備地区数	35地区	平成18年度	64地区	平成23年度	B-2	A-2	64地区	平成23年度	398	
153 主要な拠点地域への都市機能集積率	約4%	平成19年度	約4%	平成22年度	A-2	A-2	前年度比+0%以上	毎年度	400	
8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	26 鉄道網を充実・活性化させる									402
154 トラックから鉄道コンテナに転換することで増加する鉄道コンテナ輸送トンロキ数	21億トンロキ	平成18年度	△5億トンロキ	平成23年度	B-1	B-1	36億トンロキ	平成24年度	403	
155 5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長(在来幹線鉄道の高速化)	15,400km	平成18年度	15,700km	平成23年度	A-4	A-2	15,700km	平成23年度	406	
156 都市鉄道(三大都市圏)の整備路線延長(1東京圏、2大阪圏、3名古屋圏、カッコンは複々線化区間延長)	① 2,353(211)km ② 1,552(135)km ③ 925(2)km	平成18年度 平成18年度 平成18年度	2,395(216)km 1,544(135)km 928(2)km	平成23年度 平成23年度 平成23年度	B-5 B-5 A-4	A-2 B-2 A-2	2,399(216)km 1,591(135)km 925(2)km	平成23年度 平成23年度 平成23年度	409	
157 都市鉄道(東京圏)の混雑率	17.0%	平成18年度	16.4%	平成23年度	A-4	A-2	16.5%	平成23年度	412	
158 経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合	39%	平成18年度	75%	平成23年度	A-2	A-2	70%	平成23年度	414	
27 地域公共交通の維持・活性化を推進する	159 地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数	60件	平成19年度	492件	平成23年度	B-1	B-1	800件	平成24年度	417
160 バスロケーションシステムが導入された系統数	9,054系統	平成20年度	10,720系統	平成22年度	A-2	A-1	10,000系統	平成24年度	419	
161 地方バス路線の維持率	97.1%	平成20年度	97.1%	平成23年度	B-2	B-1	100%	平成23年度	421	
162 有人離島のうち航路が航路されている離島の割合	70%	平成22年度	70%	平成23年度	A-2	B-1	68%	平成27年度	423	
163 生活交通手段として航空輸送が必要である離島のうち航空輸送が維持されている離島の割合	100%	平成23年度	100%	平成23年度	A-1	B-2	100%	平成27年度	425	
28 都市・地域における総合交通戦略を推進する	164 まちづくりによる公共交通利用可能性の改善率	0%	平成19年度	0%	平成19年度	N-3	N-2	約11%	平成24年度	427
29 道路交通の円滑化を推進する	165 関がすの踏切等の踏切遮断による損失時間	約132万人・時/日	平成19年度	約128万人・時/日	平成23年度	B-2	B-2	約1割削減(約18万人・時/日)	平成24年度	431
166 ETC利用率	76%	平成19年度	88%	平成23年度	A-3	A-2	85%	平成24年度	433	
9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する									435
167 公共事業の総合コスト改善率	-	-	8.6%	平成22年度	A-2	A-2	15%	平成24年度	436	
168 省エネルギー化指針等が策定された電気通信施設数	0種類	平成21年度	2種類	平成23年度	A-2	A-2	5種類	平成25年度	438	
169 事業認定処分の適正な実施(訴訟等により取り消された件数)	0件	平成18年度	0件	平成23年度	A-2	A-2	0件	平成23年度	440	
170 研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度	92.6%	平成20年度	97.2%	平成23年度	A-2	A-2	90.0%以上	平成20年度以降毎年	442	
171 ICT建設技術を導入した直轄工事件数	146件	平成21年度	649件	平成23年度	A-2	A-2	1,800件	平成26年度	444	
172 用地取得が困難となっている割合(用地あり路線)	3.50%	平成13~17年度の平均	3.06%	平成18~22年度の平均	A-2	A-2	3.15%	平成19~23年度の平均	446	
31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	173 不動産証券化実績総額	33兆円	平成18年度	51兆円	平成23年度	B-2	B-2	66兆円	平成23年度	448
174 指定流通機構(レインズ)における売却物件の登録件数	229千件	平成18年度	316千件	平成23年度	A-4	A-2	274千件	平成23年度	454	
175 宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者数に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の登録件数の割合の推移	0.37%	平成13~17年度の5年間平均	0.22%	平成19~23年度の5年間平均	A-4	A-2	0.30%	平成19~23年度の5年間平均	457	
176 マンション管理組合に対するマンション管理業に関する紛争相談件数の割合の推移	0.20%	平成17年度	0.75%	平成22年度	B-5	B-2	0.16%	平成23年度	459	
177 地価情報を提供するホームページへのアクセス件数	25,389,634件	平成18年度	49,399,671件	平成23年度	A-2	A-2	41,000,000件	平成23年度	461	
178 取引価格情報を提供するホームページへの①アクセス件数、②取引価格情報の提供件数	① 22,659,447件 ② 63,636件	平成18年度 平成18年度	86,945,618件 1,374,969件(第3四半期末まで)	平成23年度 平成23年度	A-2 A-2	A-2	80,000,000件 1,250,000件	平成23年度 平成23年度	463	
179 低・未利用地の面積	13.1万ha	平成15年度	12.2万ha	平成20年度	A-2	A-2	13.1万ha	平成25年度	465	
32 建設市場の整備を推進する	180 我が国建設企業の海外受注実績	-	-	22,572億円	平成23年度	A-2	A-2	5兆円	平成26年度	468
181 入契法に基づく施策の実施状況(①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況、②入札における工事費内訳書の提出状況)	① 75% ② 56%	平成13年度 平成13年度	97% 82%	平成22年度 平成22年度	A-2 B-2	A-2 A-2	100% 100%	平成23年度 平成23年度	470	
182 建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率	87%	平成18年度	88%	平成23年度	B-2	B-2	90%	平成23年度	472	
183 専門工事業者の売上高経常利益率	2.5%	平成17年度	3.5%	平成23年度	B-2	B-2	4.0%	平成23年度	474	
184 建設技能労働者の過不足状況(①不足率、②技能工のD.I.)	① 1.2% ② 30分/人	平成18年 平成18年	0.8% 2ポイント	平成23年 平成23年	A-1 A-1	A-1	1.2%以下 30分/人以下	平成23年 平成23年	476	
185 建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率	63.89日	平成21年度	21.7%減	平成23年度	A-2	A-2	3割減(44.72日)	平成24年度	479	
186 事業転換を行う建設企業数	0社	平成22年度	1,884社	平成22年度	A-2	N-1	5,000社	平成27年度	481	
33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	187 統計調査の累積改善件数	1件	平成18年度	12件	平成23年度	A-4	A-2	11件	平成23年度までの累計	484
188 統計の情報提供量、ホームページへのアクセス件数(①収録ファイル数、②HPアクセス件数)	① 約5,000件 ② 約15,000件	平成18年度 平成22年度	約10,500件 約812,000件	平成23年度 平成23年度	A-2 A-2	A-2	約14,800件 約960,000件	平成27年度 平成27年度	486	
34 地籍の整備等の国土調査を推進する	189 地籍が明確化された土地の面積	140千km2	平成21年度	142千km2	平成23年度	B-1	B-1	161千km2	平成31年度	488
35 自動車運送業の市場環境整備を推進する	190 トラック運送業における事業改善事例件数	0	平成20年度	68	平成23年度	A-5	A-2	70	平成25年度	492
36 海産物の市場環境整備・活性化及び人材の確保を図る	191 海産業(外航及び内航)における船員採用者数の水準	100	平成17年度	115	平成22年度	B-2	A-2	165	平成27年度	496
192 造船市場の公正な競争条件を阻害する恐れのある助成措置の割合	1.00	平成21年度	1.00	平成23年度	B-2	B-1	0.50	平成25年度	498	
○ 横断的な政策課題	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									500
37 総合的な国土形成を推進する	193 国土形成計画の着実な推進(対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数)	11	平成22年度	11	平成22年度	A-2	A-2	現状維持又は増加	平成23年度以降毎年	501
194 国民への国土に関する情報提供充実度(国土数値情報等のダウンロード件数:国土数値情報ダウンロードサービス)	33万件	平成18年度	82万件	平成23年度	A-2	A-2	現状維持又は増加	平成23年度以降毎年	504	
195 在宅テレワーク人口	約320万人	平成22年	約490万人	平成23年度	A-2	B-2	約700万人	平成27年	506	
196 大都市圏の整備推進に関する指標(①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)、②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量))	① 44自治体 ② 36.54kg/日	平成18年度 平成20年度	80自治体 33.07kg/日	平成23年度 平成22年度	A-2 A-2	A-2	66自治体 33.278kg/日	平成23年度 平成27年度	508	
38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	197 電子基準点の観測データの欠測率	0.4%	平成22年度	0.61%	平成23年度	B-2	A-2	0.5%未満	平成23年度以降毎年	511
198 基礎地図情報の整備率	0%	平成18年度	97%	平成23年度	A-3	A-2	100%	平成23年度	513	
39 離島等の振興を図る	199 離島地域における交流・定住人口拡大施策の実施数	404施策	平成18年度	511施設	平成23年度	A-4	A-2	510施設	平成23年度	515
200 離島地域の総人口	452千人	平成16年度	417千人	平成20年度	A-2	A-2	402千人以上	平成23年度	518	
201 奄美群島の総人口	122千人	平成20年度	118千人	平成23年度	A-2	A-2	114千人以上	平成25年度	520	
202 小笠原村の総人口	2.3千人	平成18年度	2.5千人	平成23年度	A-2	A-2	2.5千人以上	平成25年度	522	
40 北海道総合開発を推進する	203 農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加	-	-	12.6%	平成23年度	A-2	A-2	7%以上(事業着手時の差)	平成27年度	525
204 北海道における水産物取扱いのうち高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合	12%	平成16年度	22%	平成23年度	B-2	B-2	概ね26%	平成23年度	527	
205 道外からの観光入込客のうち外国人の数	51万人	平成17年度	74万人	平成22年度	B-2	B-2	110万人	平成24年度	529	
206 育成年代より水産物保全である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合	60.1%	平成17年度	60.8%	平成23年度	B-2	B-2	68.1%	平成25年度	531	
207 アイヌの伝統等に関する普及啓発活動(講演会等の延べ参加者数)	22,867人	平成19年度	29,441人	平成23年度	A-2	A-2	31,000人	平成24年度	533	
208 北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)	3.10百万円/人	平成17年度	3.41百万円/人	平成22年度	A-2	A-2	3.10百万円/人以上	平成24年度	535	

○政策目標(アウトカム)	業績目標								ページ	
	○施策目標(評価の単位)	初期値	平成23年度実績(3段階評価)			前年度評価	目標値	(年度)		
			(年度)	実績値	(年度)					評価
○業績指標※太字は「社会資本整備重点計画第2章」の指標										
11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進										
41 技術研究開発を推進する										537
209 目標を達成した技術研究開発課題の割合		—	—	95.7%	平成23年度	A-2	A-2	80%	平成23年度以降毎年	538
42 情報化を推進する										540
210 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数		2件	平成19年度	2件	平成23年度	A-2	A-2	限りなくゼロ	平成24年度	541
12 国際協力、連携等の推進										
43 国際協力・連携等を推進する										543
211 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数		116件	平成18年度	124件	平成23年度	A-1	A-2	121件	平成23年度	544
13 官庁施設の利便性、安全性等の向上										
44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する										546
212 官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合(耐震対策)		64%	平成17年度	82%	平成23年度	B-2	B-2	85%	平成23年度	547
213 保全状態の良い官庁施設の割合等(①保全状態の良い官庁施設の割合、②官庁営繕関係基準等の策定事項数)		① 71%	平成18年度	89.7%	平成23年度	A-2	A-2	80%	平成23年度	549
		② 3事項	平成18年度	25事項	平成23年度	A-2	A-2	25事項	平成23年度	

平成24年7月13日に開催された第28回国土交通省政策評価会において、社会資本整備重点計画の見直しの影響により指標の廃止(変更)に伴う評価(O-3)の件数が例年より多いため、内容を精査し以下の3分類に整理すべきであるとの指摘があったことを踏まえ、平成23年度の評価においては従来のO-3については以下のとおり3~5の区分に整理することとした。

- 3 社会資本整備重点計画見直しに伴う指標の廃止(変更)
- 4 目標の達成に伴う指標の廃止(変更)
- 5 その他指標の合理化等

施策目標個票

(国土交通省23-①)

施策目標	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	
施策目標の概要及び達成すべき目標	高齢者、子どもを育成する家庭等を含む全ての世帯において、居住の安定が確保されるとともに、暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「努力が必要である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>居住の安定確保、居住環境・良質な住宅ストックの形成が実現されるためには、良質な住宅の取得支援を行うとともに、既存ストックの有効活用を図りつつ、各種公的賃貸住宅制度の一体的運用等による重層的な住宅セーフティネットの構築や、住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備等を行う必要がある。施策目標の評価としては、厳しい経済環境の影響により関係業績指標の目標達成に向けて、更なる努力が必要な状況である。</p> <p>平成24年度においては、民間賃貸住宅の質の向上を図り、既存ストックの有効活用を推進するとともに、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅の供給促進や税制面での良質な住宅の取得支援など、住生活基本計画に基づき、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を推進する。</p>

業績指標	1 最低居住面積水準未達率	初期値	実績値					評価	目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
		4.3%	4.3%	—	—	—	B-2	概ね0%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
	2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国)	初期値	実績値					評価	目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
		40%	40%	—	—	—	B-2	50%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
	2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(②大都市圏)	初期値	実績値					評価	目標
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
		35%	35%	—	—	—	B-2	43.8%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
	3 生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
		16%	—	16%	19%	集計中	A-2	21%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
	4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		17年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
		0.9%	1.5%	—	—	—	A-2	2.3~3.7%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)		493,801	143,906	113,537	60,812
補正予算(b)			425,364	0	111,863	—	
前年度繰越等(c)			37,591	50,992	168	—	
合計(a+b+c)			956,756	194,898	225,568	60,812	
	執行額(百万円)		878,299	180,232			
	翌年度繰越額(百万円)		50,992	168			
	不用額(百万円)		27,465	14,498			

※上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	住宅局	作成責任者名	住宅政策課(課長 首藤 祐司)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----	--------	-----------------	----------	---------

業績指標 1

最低居住面積水準未達率

評 価

B-2	目標値：概ね0% (平成27年) 実績値：4.3% (平成20年) 初期値：4.3% (平成20年)
-----	----------------------------------------------------------

(指標の定義)

健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模（最低居住面積水準）未達の住宅に居住する世帯の割合。(A/B)

※A：最低居住面積水準未達世帯数 B：主世帯総数

注 最低居住面積水準（住生活基本計画（全国計画）において設定）の概要

(1) 単身者 25㎡（ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合等は、この面積によらないことができる。）

(2) 2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡

注 主世帯：一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。

(出典) 平成20年「住宅・土地統計調査」国土交通省独自集計

(目標設定の考え方・根拠)

健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準として、最低居住面積水準未達世帯の早期解消を目指す。

(外部要因)

世帯構成の変化、平均年収の推移、居住ニーズの多様化等

(他の関係主体)

民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

【閣決（重点）】

なし

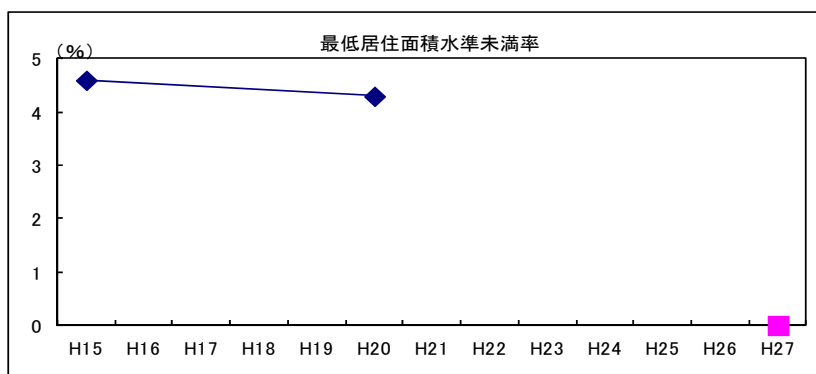
【その他】

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値								(暦年)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
4.6%	—	—	—	—	4.3%	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進する。
- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進。
- ・住宅ローン減税や認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除、住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置、住宅取得資金の贈与税の特例措置、住宅用家屋の所有権登記等に係る登録免許税の特例措置、住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅に係る固定資産税の減額措置、住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家取得を促進する。
- ・居住用財産の買換えや譲渡に係る課税の特例措置により、多様なライフステージに応じた円滑な住み替えや新

生活への再出発を支援する。

- ・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・高齢者居住安定化基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯の入居の円滑化を支援する。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住替え等を促進する。
- ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除や優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法による貸家住宅に係る固定資産税の特例措置により、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年における最低居住水準未達率の実績値は4.3%となっており、過去の実績値と比べ減少を示しているものの、実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標を達成できないこととなる。

(事務事業の実施状況)

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。
(平成23年度整備戸数実績：14,181戸)
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給等を促進した。
(平成23年度整備戸数実績：811戸)
- ・都市再生機構による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給に係る取組みを行った。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住替え等を促進した。(平成23年度までの累計実績：299戸)
- ・住宅ローン減税等の税制の特例措置により優良な持家の取得を促進した。
- ・住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家の取得を促進した。
(平成23年度実績(証券化支援事業)：110,650戸)
- ・UR賃貸住宅における居住の安定のための補助制度を活用し、都市再生機構の賃貸住宅のストック再編に伴う家賃の上昇が、低所得の入居者の居住の安定に影響を与えないよう、低所得の入居者の家賃負担の増加を抑制した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり、本業績指標は、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できないこととなるため、「B」(目標達成に向けた成果を示していない)と評価した。
- ・実績値の評価や課題の特定、今後の取組みの方向性の提示にあたっては、これまで講じてきた事務事業の実施状況等に対する評価のほか、世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を行っていく必要がある。
- ・本業績指標は、政策上も重要なことから、住生活基本計画(平成23年3月15日)で定められている通り、平成32年度を目標年度とし健康で文化的な住生活を営む基礎として、引き続き、早期に解消を図ることを目指す。
- ・以上から、「2」(現在の施策を維持)と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- ・平成24年度税制改正において、住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置を拡充・延長を行い、良質な住宅について、特に拡充を行う。

(平成25年度以降)

該当なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局住宅政策課(課長 首藤 祐司)

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室(室長 松本 貴久)

住宅局住宅総合整備課(課長 伊藤 明子)

住宅局住宅総合整備課住環境整備室(室長 木下 一也)

住宅局安心居住推進課(課長 里見 晋)

土地・建設産業局企画課(課長 開出 英之)

業績指標 2

子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 (①全国、②大都市圏)

評価		目標値	実績値	初期値
①	B-2	50% (平成27年)	40% (平成20年)	40% (平成20年)
②	B-2	43.8% (平成27年)	35% (平成20年)	35% (平成20年)

(指標の定義)

子育て世帯のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準)を満たす住宅に居住する世帯の割合 (A/B)

①※A：子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：子育て世帯総数

②※A：大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：大都市圏の子育て世帯総数

注1 子育て世帯：構成員に18歳未満の者が含まれる世帯

注2 誘導居住面積水準・・・住生活基本計画(全国計画)において設定

(1)一般型誘導居住面積水準・・・都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定

①単身者 55㎡ (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)

②2人以上の世帯 25㎡×世帯人数+25㎡

(2)都市居住型誘導居住面積水準・・・都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定

①単身者 40㎡ (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)

②2人以上の世帯 20㎡×世帯人数+15㎡

(出典)平成20年「住宅・土地統計調査」国土交通省独自集計

(目標設定の考え方・根拠)

全世帯数の約半数が誘導居住面積水準を達成している一方、子育て世帯については、未だ達成率が低く、政策上も重要なことから、無理のない負担で居住ニーズに応じた良質な住宅の確保を進める観点にて、子育て世帯についても半数が誘導居住面積水準を達成することを目指し、住生活基本計画で設定されている目標値(全国：50%(平成27年)、大都市圏：50%(平成32年))をもとに、現況値と平成32年度までの目標値との差を按分し、平成27年度までの数値を形式的に設定。

(外部要因)

世帯構成の変化、平均年収の推移、居住ニーズの多様化等

(他の関係主体)

民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)

【閣決(重点)】

なし

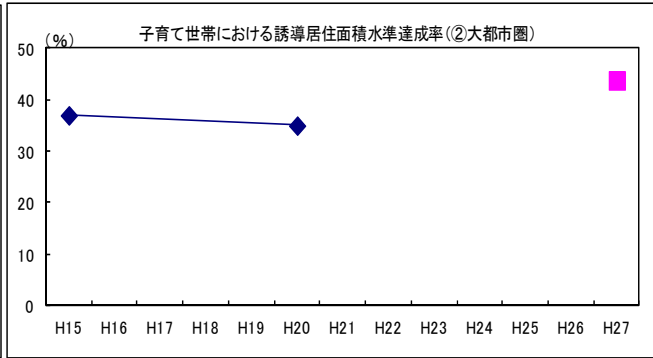
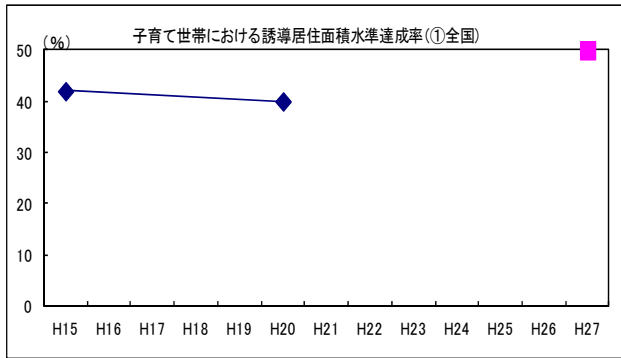
【その他】

・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)〈住宅・都市分野〉

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

	過去の実績値 (暦年)								
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
①	42%	—	—	—	—	40%	—	—	—
②	37%	—	—	—	—	35%	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・高齢者居住安定化基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯における入居の円滑化を支援する。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住替え等を促進する。

関連する事務事業の概要

- ・住宅ローン減税や認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除、住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置、住宅取得等資金の贈与税の特例措置、住宅用家屋の所有権登記に係る登録免許税の特例措置、住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅に係る固定資産税の減額措置、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業等による、良質な持家取得を促進する。
- ・居住用財産の買換えや譲渡に係る課税の特例措置により、多様なライフステージに応じた円滑な住み替えや新生活への再出発を支援する。
- ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除や優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法による貸家住宅に係る固定資産税の特例措置により、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
平成20年における子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の実績値は、「①全国」で40%、「②大都市圏」で35%と、いずれも過去の実績値を下回っている。従って、実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標を達成できないこととなる。
- (事務事業の実施状況)
- ・住宅ローン減税等の税制の特例措置により良質な持家の取得を促進した。
 - ・住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家の取得を促進した。
(平成23年度実績(証券化支援事業): 110,650戸)
 - ・都市再生機構による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給に係る取組みを行った。
 - ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住替え等を促進した。
(平成23年度までの累計実績: 299戸)
 - ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給等を促進した。
(平成23年度整備戸数実績: 811戸)
 - ・地域優良賃貸住宅の供給を促進するため、「一般型」と「高齢者型」を統合するなど複雑化していた従来の制度を合理化し、助成対象額の算定方法の簡素化を図った。また、入居者資格についても見直しを図り、低額所得者を対象とした所得上昇要件や、同居親族要件を撤廃している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり、厳しい経済状況を反映して達成率は低下し、本業績指標は、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できないこととなるため、「B」(目標達成に向けた成果を示していない)と評価した。
- ・実績値の評価や課題の特定、今後の取組みの方向性の提示にあたっては、これまで講じてきた事務事業の実施状況等に対する評価のほか、世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を行っていく必要がある。
- ・全世帯数の約半数が誘導居住面積水準を達成している一方、子育て世帯については、未だ達成率が低く、政策上も重要なことから、無理のない負担で居住ニーズに応じた良質な住宅の確保を進める観点にて、子育て世帯につ

いても半数が誘導居住面積水準を達成することを目指し、住生活基本計画（平成23年3月15日）に基づき、全体として居住水準を向上させることを目指す。

・以上から、「2」（現在の施策を維持）と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

- ・子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業」を創設する。
- ・平成24年度税制改正において、住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置を拡充・延長を行い、良質な住宅について、特に拡充を行う。

（平成25年度以降）

該当なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 首藤 祐司）

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 松本 貴久）

住宅局住宅総合整備課（課長 伊藤 明子）

住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 木下 一也）

住宅局安心居住推進課（課長 里見 晋）

土地・建設産業局企画課（課長 開出 英之）

業績指標 3

生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合

評 価	
A-2	目標値：21%（平成27年度） 実績値：19%（平成22年度） 初期値：16%（平成21年度）

(指標の定義)

公的賃貸住宅団地数（100戸以上）のうち、生活支援施設を併設している団地数の割合（A/B）

※ A：生活支援施設（注）を併設している公的賃貸住宅団地（100戸以上）の数

B：公的賃貸住宅団地（100戸以上）の総数

注）生活支援施設：高齢者福祉施設、障害者福祉施設、子育て支援施設等

(目標設定の考え方・根拠)

高齢者、障害者、子育て世帯等の地域における福祉拠点等を構築するため、公的賃貸住宅団地等において、民間事業者等との協働による医療・福祉サービス施設や子育て支援サービス施設等の生活支援施設の設置を促進すること等が重要であることから、今後、建て替えが想定される公的賃貸住宅団地数を踏まえて目標値（25%（平成32年））を設定。これらを踏まえ、現況値と平成32年度までの目標値との差を按分し、平成27年度までの数値を形式的に設定。

(外部要因)

世帯構成の変化、居住ニーズの多様化等

(他の関係主体)

地方公共団体、民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

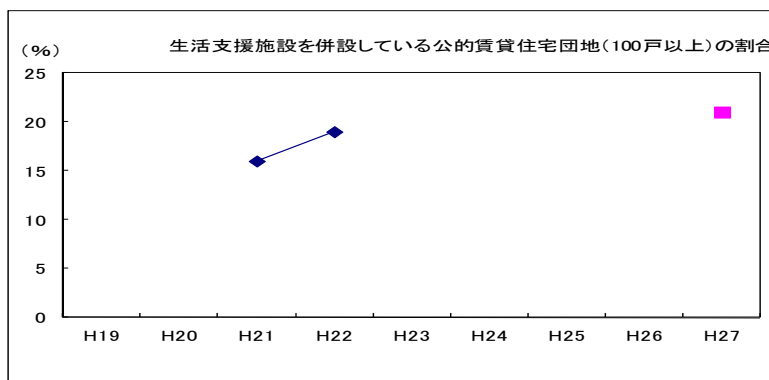
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
—	—	16%	19%	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進する。
- ・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、対象要綱上、100戸以上の公営住宅団地の建替えについては、原則、保育所等の生活支援施設を併設するもののみを補助対象の要件としている。
- ・高齢者生活支援施設等を公的賃貸住宅等と一体的に整備する事業に対し、補助を行う。
- ・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設（子育て支援施設、高齢者生活施設等）の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合は、平成21年度の16%から平成22年度19%と着実に進捗しており、現時点においては、過去の実績値によるトレンドを延長すると、平成27年度に目標値を達成していると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。
(平成23年度整備戸数実績：14,181戸)
- ・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、公営住宅団地の建替えについて、保育所等の生活支援施設の併設を促進した。
(平成22年度併設施設数：3,218施設（1,774団地）)
- ・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設（子育て支援施設、高齢者生活施設等）の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。
(平成23年度供給施設数：8施設（7団地）（都市再生機構賃貸住宅分）)

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、当該業績指標は着実に進捗しており、また、既存施策を引き続き推進していくこととしているため、「A-2」と評価した。公的賃貸住宅団地は、生活支援施設を併設し地域の福祉の拠点として整備することで、高齢者や子育て世帯等に対する多様なサービスを提供する場となりうるものであり、サービスが提供される環境整備は政策上も重要であることから、今後も引き続き、これまでの施策を着実に推進し、生活支援施設の設置を促進する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅総合整備課（課長 伊藤 明子）

関係課：住宅局安心居住推進課（課長 里見 晋）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 松本 貴久）

業績指標 4

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合

評 価

A-2	目標値：2.3～3.7% (平成27年) 実績値：1.5% (平成20年) 初期値：0.9% (平成17年)
-----	--------------------------------------------------------------

(指標の定義)

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 (A/B)

※A=高齢者向け住宅(注)の戸数・定員数の合計値、B=高齢者(65歳以上)人口

(注) 高齢者向け賃貸住宅及び高齢者居住系施設

(目標設定の考え方・根拠)

単身高齢者や要介護高齢者の急増(単身高齢者は約1.5倍(2005(平成17年)→2015(平成27年))、要介護高齢者は約1.7倍(2005(平成17年)→2025(平成37年)))が見込まれる中で、可能な限り、住み慣れた地域で医療・介護を受けながら安心して暮らすことができる住まいを確保することが重要である。

現状では、諸外国に比べ、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合が低く、国土交通省成長戦略において、この割合を2020年(平成32年)目途で欧米並み(3～5%)とすることを戦略目標として掲げている。

また、住生活基本計画においても、同じ目標を記載。(3～5%(平成32年))

これらを踏まえ、現況値と平成32年度までの目標値との差を按分し、平成27年度までの数値を形式的に設定した。

[参考] 日本0.9%(2005)、デンマーク8.1%(2006)、スウェーデン2.3%(2005)、イギリス8.0%(2001)、アメリカ2.2%(2000)

(外部要因)

世帯構成の変化、居住ニーズの多様化、高齢者人口数等

(他の関係主体)

民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)

【閣決(重点)】

なし

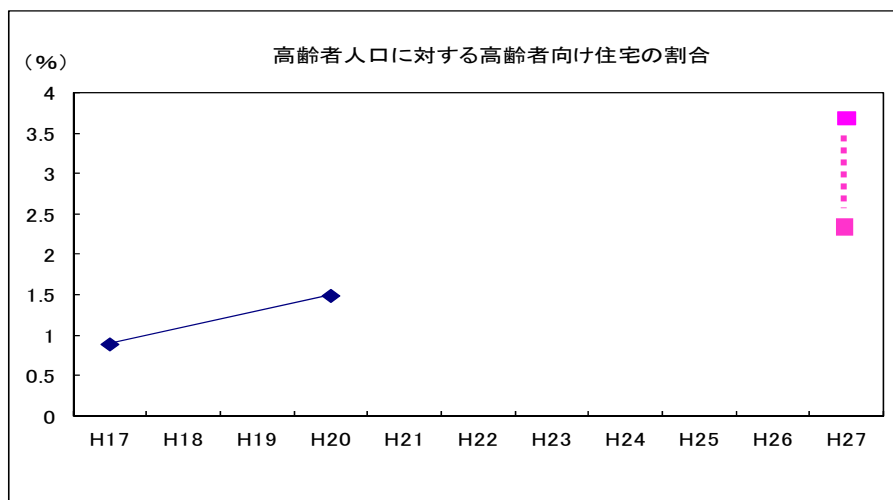
【その他】

・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日) <住宅・都市分野>

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

2. 急増する高齢者向けの「安心」で「自立可能」な住まいの確保

過去の実績値						(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
0.9%	—	—	1.5%	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造となるよう促進するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。
- ・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・高齢者が安心して暮らすことができる住まいの確保に向け、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正し、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設。
- ・「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費等に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う。
予算額：高齢者等居住安定化推進事業（平成23年度32.5億円、平成23年度第3次補正5.0億円）
- ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制として、所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置を行う。
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度による付保対象とする。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は、平成17年度の0.9%から平成20年度の1.5%と着実に進捗しており、現時点においては、過去の実績値によるトレンドを延長すると、平成27年度に目標値を達成していると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- ・高齢者が安心して暮らすことができる住まいの確保に向け、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正し、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設し、「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進をした。
(平成23年度末登録実績：総登録件数889件、総登録戸数31,094戸)
- ・バリアフリー対応の公営住宅等の供給を促進した。
(平成23年度新規整備戸数実績：14,181戸)
- ・既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した。
(平成23年度バリアフリー化の図られたストック戸数：822,945戸)
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給等を促進した。
(平成23年度整備戸数実績：811戸)
- ・住宅金融支援機構において、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度による付保対象とした。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、当該業績指標は着実に進捗しており、民間住宅を活用した住宅セーフティネットの充実に向けて平成24年度に新たな措置を講じること、また、既存施策を引き続き推進していくこと等を踏まえ、「A-2」と評価した。

今後も引き続きこれまでの施策を着実に推進し、高齢者向け住宅の供給を促進する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業」を創設する。

(平成25年度以降)

該当なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局安心居住推進課(課長 里見 晋)

関係課：住宅局住宅総合整備課(課長 伊藤 明子)

住宅局総務課民間事業支援調整室(室長 松本 貴久)

施策目標個票

(国土交通省23-②)

施策目標	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	住宅ストックの質の向上を図る取組や、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境の実現に向けた取組を行い、それらの効果は着実に発揮され、過去の実績値によるトレンドを分析すると、関係業績指標の目標達成に向けて、おおむね順調な状況である。</p> <p>平成24年度においては、平成23年度末に策定した中古住宅・リフォームターゲットプランに基づき、中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進め、国民の住生活の向上を目指すとともに、市場規模の拡大を通じた経済の活性化に資するため、各施策を積極的に展開していく。今後とも、目標値の達成に向けて、新たな施策や、既存の取組みの拡充などにより、新築中心の住宅市場から、リフォームにより住宅ストックの品質・性能を高め、中古住宅流通により循環利用されるストック型の住宅市場への転換を図る。</p>

	初期値	実績値					評価	目標値
		20年度	21年度	22年度	23年度	27年度		
5 住宅の利活用期間(①減失住宅の平均築後年数)	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	B-1	27年度	
	約27年	約27年	—	—	—		約35年	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
5 住宅の利活用期間(②住宅の減失率)	初期値	実績値					A-1	目標値
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度		
約7%	約7%	—	—	—	—	約6.5%		
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
6 リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	初期値	実績値					A-1	目標値
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度		
3.5%	3.5%	—	—	—	—	5.0%		
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
7 既存住宅の流通シェア	初期値	実績値					B-1	目標値
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度		
14%	14%	—	—	—	—	20%		
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
8 マンションの適正な維持管理(①25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	初期値	実績値					A-2	目標値
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度		
37%	37%	—	—	—	—	56%		
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
8 マンションの適正な維持管理(②新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	初期値	実績値					A-2	目標値
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度		
51%	51%	—	—	—	—	概ね80%		
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
9 新築住宅における住宅性能表示の実施率	初期値	実績値					B-1	目標
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度		
24%	19.3%	19.1%	24%	23.5%	—	37%		
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
10 リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合	初期値	実績値					N-2	目標値
	22年度(4~12月)			22年度(4~12月)	23年度	27年度		
0.2%			0.2%	—	—	5.1%		
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
11 新築住宅における認定長期優良住宅の割合	初期値	実績値					A-1	目標
	21年度(21年6~22年3月)		21年度(21年6~22年3月)	22年度	23年度	27年度		
8.8%		8.8%	12.7%	12.5%	—	14.4%		
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	5,938	9,635	10,679	22,335	
		補正予算(b)	403,566	0	222,800	-	
		前年度繰越等(c)	0	224,600	0	-	
		合計(a+b+c)	409,504	234,235	233,479	22,335	
	執行額(百万円)		407,590	231,249			
	翌年度繰越額(百万円)		1,100	0			
	不用額(百万円)		814	2,986			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	住宅局	作成責任者名	住宅政策課 (課長 首藤 祐司)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----	--------	---------------------	----------	---------

業績指標 5

住宅の利活用期間（①減失住宅の平均築後年数、②住宅の減失率）

評価

①減失住宅の平均築後年数 B-1	①目標値：約35年（平成27年） 実績値：約27年（平成20年） 初期値：約27年（平成20年）
②住宅の減失率 A-1	②目標値：約6.5%（平成22～27年） 実績値：約7.0%（平成15～20年） 初期値：約7.0%（平成15～20年）

（指標の定義）

- ① 減失住宅の平均築後年数…減失住宅の築後年数の平均（ $\Sigma(N \times y) / \Sigma N$ ）
 - ② 住宅の減失率…過去5年間に減失した住宅戸数の住宅ストック戸数に対する割合（ $\Sigma N / S$ ）
 - ※N：過去5年間に減失した住宅戸数（建築時期区分別）
 - ※y：経過年数（建築時期区分別）
 - ※S：期間当初の住宅総戸数
- 出典）平成20年住宅・土地統計調査

（目標設定の考え方・根拠）

住宅の利活用期間の状況を示す指標として、住生活基本計画（全国計画）で設定している目標値（①約40年（平成32年）、②約6%（平成27～32年））をもとに、平成27年の目標値を形式的に設定。

（外部要因）

資金調達可能額の動向等

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）
- （4）観光立国・地域活性化戦略

【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

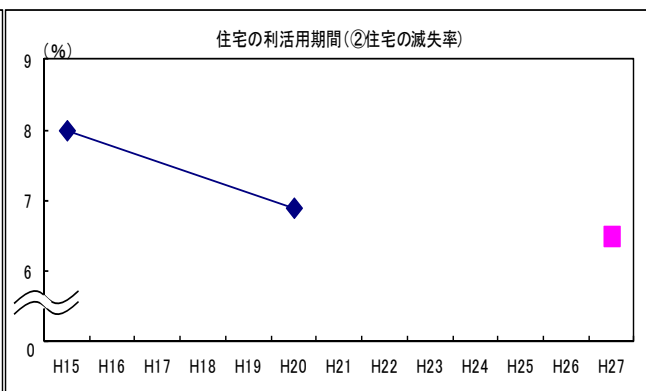
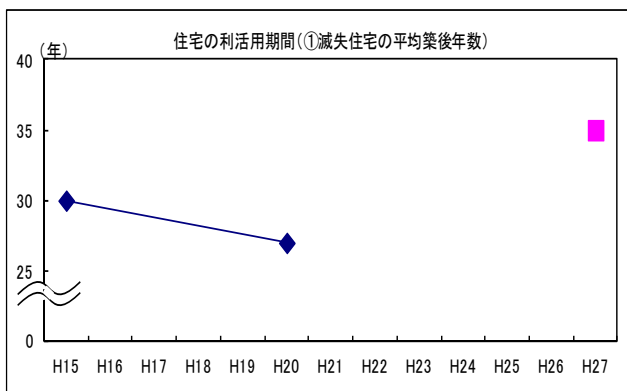
Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

- 1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値

（暦年）

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
①約30年	①-	①-	①-	①-	①約27年	①-	①-	①-
②約8.0%	②-	②-	②-	②-	②約7.0%	②-	②-	②-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく措置
長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である長期優良住宅の認定等を通じて、その普及を促進。
 - 環境・ストック活用推進事業（長期優良住宅先導事業）
「いいものをつくってきちんと手入れして長く大切に使う」というストック型社会における住宅のあり方について、具体的内容を広く国民に提示し、技術の進展に資するとともに普及啓発を図るため、事業の整備費等に対し助成。
予算額：住宅・建築物環境対策事業費 160億円の内数（平成23年度）
 - 長期優良住宅等推進環境整備事業
長期優良住宅等を推進する環境整備のための担い手の育成、ビジネスモデルの構築を図るため、住替え・二地域居住の推進及び良好な居住環境の整備を推進する住民組織・NPO等へ助成。
予算額：長期優良住宅等推進環境整備事業費 2億円（平成23年度）
 - 住宅履歴情報の整備
円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。
 - 価格査定マニュアルの策定と普及促進
宅建業者が、不動産の価格査定の根拠として活用できるよう価格査定マニュアルを策定するとともに、既存住宅の質やリフォームなどの維持管理状況等を適切に価格査定に反映できるよう適宜改定を実施。
 - 住宅金融支援機構の証券化支援事業による長期優良住宅に対応した住宅ローン制度（フラット50）
住宅金融支援機構の証券化支援事業について、住宅の長寿命化に対応した民間住宅ローンの供給を促進する観点から、償還期間の上限を50年とする制度。
 - 住宅金融支援機構の証券化支援事業による優良住宅取得支援制度
独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、耐久性・可変性等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援する制度（平成21年度第二次補正予算及び平成22年度予備費において、金利の引下げ幅拡大措置を実施（平成23年9月末まで））。
予算額（国庫補助金）：4.68億円（平成23年度）
 - 指定流通機構を活用した不動産取引情報の提供
消費者による相場観の把握等を支援する観点から、指定流通機構（レインズ）が保有する不動産取引価格情報を活用し、インターネットを通じて提供。
 - 土地総合情報システムの運用
不動産の個別の取引価格等の情報について、登記情報を基に買主へのアンケートを行い、個別の物件が特定できないよう配慮した上で、国土交通省のホームページ（土地総合情報システム）上で提供。
予算額：不動産市場整備等推進調査費 3.3億円（平成23年度）
- 【税制上の特例措置】**
- 住宅の長寿命化を促進する税制上の特例措置
耐久性、耐震性及び可変性等を備える質の高い住宅の供給及び適切な維持管理等による住宅の長寿命化を推進するため、認定を受けた長期優良住宅に対する税制上の特例措置を実施。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

直近の平成20年の実績値によれば、住宅の利活用期間を構成する2つの業績指標のうち、「滅失住宅の平均築後年数」は、過去の実績値の30年から27年となり、目標値の達成に向けたトレンドを下回っているが、もう一方の指標「住宅の滅失率」は、過去の実績値の8.0%から7.0%となり、目標値の達成に向けたトレンドを上回っている。このように2つの指標が相反する結果となったが、今後、中古住宅流通市場及び住宅リフォーム市場の規模拡大を図ることにより、目標値の達成に向けた成果を示すものと考えられる。

(事務事業の実施状況)

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅の認定実績は266,419戸(平成21年6月4日から平成24年3月末)。また、共同住宅の基準の合理化を図った告示改正を、平成24年3月29日付けで公布したほか、適正な維持保全を確保するため、認定取得者に配布してもらう維持保全の必要性や方法を案内するリーフレットを所管行政庁に発送。
- ・長期優良住宅の普及啓発に寄与するプロジェクトを支援するため、環境・リフォーム推進事業(長期優良住宅等推進タイプ)において、計2回の公募を実施し、計108件のモデル事業を採択。
- ・長期優良住宅等推進環境整備事業について、住替え・二地域居住の推進及び良好な居住環境の整備を推進する住民組織・NPO等へ助成。
- ・住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。
- ・既存住宅の性能評価・表示等の一層の普及を図るよう検討。
- ・住宅地・既存マンションの価格査定マニュアルについて、住宅の質及び管理状況に係る評価の必要性や、市場動向等を見据えつつ、平成22年7月にマニュアルの改訂を実施。
- ・住宅金融支援機構のフラット50により、住宅の長寿命化に対応した民間住宅ローンの供給を支援。
- ・住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度により、耐久性・可変性等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げで支援(平成21年度第二次補正予算及び平成22年度予備費において、金利の引下げ幅拡大措置を実施(平成23年9月末まで))。
- ・指定流通機構(レインズ)が保有する不動産取引価格情報を活用し、情報提供を行う「不動産取引情報提供サイト」について、掲載内容の拡充方策を検討するとともに、その普及と利用を促進。
- ・土地総合情報システムについて、掲載内容の拡充方策を検討するとともに、その普及と利用を促進。
- ・不動産流通4団体の所属業者が取り扱う売却物件情報等を集約した不動産統合サイト(不動産ジャパン)について、掲載内容の拡充方策を検討するとともに、その普及と利用を促進。
- ・マンションの管理組合の運営状況や修繕履歴等の蓄積・開示を行う「マンションみらいネット」について、登録メリットの拡大を図る等、登録者に対するサービスを充実。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、直近の平成20年の実績値によれば、「滅失住宅の平均築後年数」は、過去の実績値の30年から27年となり、目標値の達成に向けたトレンドを下回っている。もう一方の指標「住宅の滅失率」は、過去の実績値の8.0%から7.0%となり、目標値の達成に向けたトレンドを上回っている。

このような進捗状況にあるが、良質なストックの形成の促進に向けて、平成24年度に新たな措置を講じることとしており、また、既存施策についても拡充を図っていくこととしているため、「滅失住宅の平均築後年数」は「B-1」、「住宅の滅失率」は「A-1」と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- ・平成24年度税制改正において、長期優良住宅に対する税制上の特例措置(所得税(投資型)、登録免許税、不動産取得税、固定資産税)の適用期限を2年延長し、引き続き長期優良住宅の普及を促進。
 - ・東京証券取引所でレインズの成約価格を利用して既存マンション(中古マンション)の価格水準の動向を表した「東証住宅価格指数」を試験的に算出・公表し、住宅購入判断の基礎資料等として活用。
 - ・土地総合情報システムによる不動産の個別の取引価格の情報等を基に、不動産価格の動向指標の整備について検討。
- 【行政事業レビュー「公開プロセス」における評価結果】(平成24年6月13日)

- ・長期優良住宅等推進環境整備事業 廃止

政策目的と手段の整合を図った上で、ゼロベースで事業自体のあり方を考え直すべき。あらためて既存ストックの有効活用の観点から必要な事業があれば長期優良住宅とは別の仕組みとして実施すべき。

(平成25年度以降)

該当なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局住宅政策課(課長 首藤 祐司)
関係課：土地・建設産業局不動産課(課長 野村 正史)
土地・建設産業局土地市場課(課長 西川 智)
住宅局総務課民間事業支援調整室(室長 松本 貴久)
住宅局住宅生産課(課長 橋本 公博)
住宅局市街地建築課(課長 坂本 努)
住宅局市街地建築課マンション政策室(室長 西海 重和)

業績指標 6

リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合

評 価	
A-1	目標値：5.0%（平成27年） 実績値：3.5%（平成16～20年平均値） 初期値：3.5%（平成16～20年平均値）

(指標の定義)

過去5年間の1年あたりのリフォーム実施戸数を当該5年間の最終年の住宅ストック戸数で除したものの。(A/B)

※A：リフォーム実施戸数（年間）、B：住宅の総戸数

※A及びBはいずれも「居住世帯のある住宅」戸数

(目標設定の考え方・根拠)

リフォームの実施状況を示す指標として、住生活基本計画で設定している目標値（6%（平成32年）をもとに、平成27年の目標値を形式的に設定。

(外部要因)

資金調達可能額の動向等

(他の関係主体)

リフォーム事業者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

・新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略

【閣決（重点）】

なし

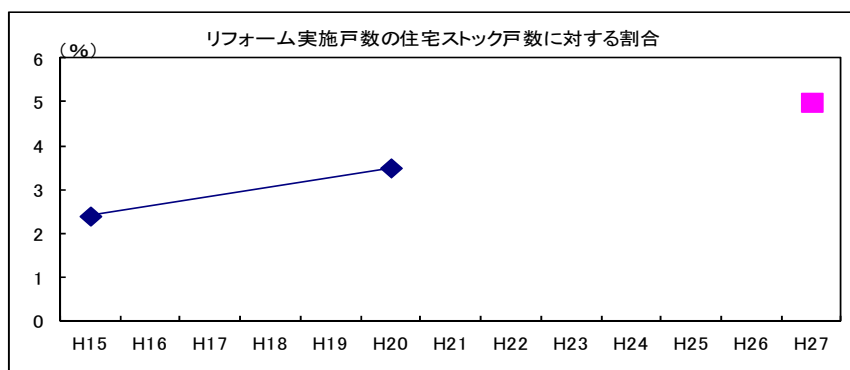
【その他】

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値								(暦年)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
2.4%	—	—	—	—	3.5%	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○住宅・建築物安全ストック形成事業

地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行なう制度。

予算額：社会資本整備総合交付金 1.75兆円の内数（平成23年度）

○住宅・建築物省エネ改修推進事業

住宅・建築物における省CO₂対策を推進するため、住宅・建築物の省エネ性能の向上に資するリフォームに対して助成する制度。

予算額：環境・ストック活用推進事業 160億円の内数（平成23年度）

- 住宅・建築物省CO₂先導事業
住宅・建築物における省CO₂対策を推進するため、省CO₂技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物プロジェクトに対して助成する制度。
予算額：環境・ストック活用推進事業 160億円の内数（平成23年度）
 - 住宅履歴情報の整備
円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。
 - 住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイント
エコリフォームの推進等のため、窓や外壁等の断熱改修、またはこれらの改修と併せて行う太陽熱利用システム等の住宅設備の設置等により、一定のポイントを発行し、これを使って被災地で生産された商品や省エネ・環境配慮に優れた商品とのに交換や追加工事の費用に充当できる制度。
予算額：3,888億円（国土交通省、経済産業省（住宅エコポイントのみ）、環境省）
 - リフォーム工事に係る保険制度
住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引き受けるとともに、多様な消費者ニーズに対応した保険商品を開発。
 - 既存住宅流通・リフォーム推進事業
住宅ストックの品質向上及び既存住宅の流通活性化を図るため、既存住宅の売買に際して、住宅の性能の維持・向上を図るためのリフォーム工事、住宅瑕疵担保責任保険法人による検査、瑕疵保険への加入、履歴情報の登録・蓄積等を行う事業について、その工事費用等の一部を助成する制度。
予算額：既存住宅流通・リフォーム推進事業 23.5億円の内数（平成23年度）
 - 住宅金融支援機構による耐震改修工事融資
住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金を貸し付ける制度。
 - 住宅金融支援機構による高齢者向け返済特例制度
住宅金融支援機構により、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリー工事や耐震改修工事を施すリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とする融資制度。
 - 住宅金融支援機構によるリバースモーゲージの住宅融資保険制度
民間金融機関による住宅改良等資金に係るリバースモーゲージについて、住宅金融支援機構による住宅融資保険制度の適用対象とする制度。
- 【税制上の特例措置】**
- 住宅リフォームに関する税制上の特例措置
耐震改修、バリアフリー改修又は省エネ改修が行われた住宅等に対する所得税及び固定資産税の減税措置を適用。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

直近の平成20年の実績値によれば、過去の実績値の2.4%から3.5%と着実に進捗しており、現時点においては、過去の実績値によるトレンドを延長すると、平成27年度に目標値を達成していると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業について、住宅・多数の者が利用する建築物の耐震改修等に係る地域要件の撤廃や補助率の拡張、緊急輸送道路沿道及び避難路沿道等の住宅・建築物の耐震改修等に係る地域要件及び建物要件の一部を撤廃等、取組みを強化。
- ・住宅・建築物省エネ改修推進事業において、公募を実施し、応募が460件あり、300件を採択。
- ・住宅・建築物省CO₂先導事業において、3回公募を実施し、応募が103件あり、45件を採択。
- ・住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、活用される仕組みの普及を推進。
- ・住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイントのエコリフォームについては、629,538戸のポイント申請があり、615,694戸にポイント発行（約375億ポイント）（平成22年3月末から平成24年3月末）。
- ・消費者が安心してリフォームが行えるよう、リフォームの無料見積チェック制度や、全国の弁護士会における弁護士・建築士による無料専門家相談を実施した。
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引き受けた。
（平成23年度申込実績：リフォーム瑕疵保険2,123戸、大規模修繕瑕疵保険429棟）
- ・リフォーム瑕疵保険において、リフォーム工事の請負業者が、住宅の構造・防水部分の現況調査とその結果を踏まえてリフォーム工事を行う場合に、リフォーム工事部分だけでなく、構造・防水部分全体も検査・保証対象にできるようにした。
- ・中古住宅を購入してリフォームする場合に、既存住宅売買瑕疵保険及びリフォーム瑕疵保険の両方に入るよりも料金が割安な、2つの保険がセットになった、引き渡し後リフォーム型既存住宅売買瑕疵保険を商品認可した。
- ・リフォーム市場の環境整備として、ホームセンター、家電量販店、住宅展示場等と連携したリフォームに関する消費者への周知啓発活動を実施したほか、マンション居住者、管理組合等を対象としたマンション大規模修繕セミナーを実施した。

- ・既存住宅流通・リフォーム推進事業において、1回の公募を実施し、応募が3,403件あり、3,379件を採択。
 - ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを実施。
 - ・住宅金融支援機構により、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリー工事や耐震改修工事を施すリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とする高齢者向け返済特例制度による融資を実施。
 - ・住宅金融支援機構による住宅融資保険制度の対象に民間金融機関の住宅改良等資金に係るリバースモーゲージを適用する制度を実施。
- 【税制上の特例措置】
- ・平成23年度税制改正において、耐震改修が行われた住宅に対する所得税の減額措置の適用区域を全国に拡大するとともに、バリアフリー改修又は省エネ改修が行われた住宅に対する所得税の減税措置の適用期限を2年延長。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、当該業績指標は着実に進捗しており、リフォームに対する消費者の不安感の排除に向けて平成24年度に新たな措置を講じることや既存施策についても拡充を図っていくこととしているため、「A-1」と評価した。今後も引き続きこれまでの施策を着実に推進するとともに、耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修をはじめ、住宅ストックの質の向上を図るリフォームを一層促進する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業について、戸建住宅の耐震改修に係る補助限度額の算出方法の簡素化を行い、耐震改修の取組みを促進する。
- ・中古住宅の売買やリフォームと併せて、インスペクション（建物検査）や瑕疵保険への加入等を行う取組みに対して支援を行う。
- ・子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業」を創設する。

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 首藤 祐司）

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 松本 貴久）

住宅局住宅生産課（課長 橋本 公博）

住宅局住宅瑕疵担保対策室（室長 山田 哲也）

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 真鍋 純）

住宅局住宅総合整備課（課長 伊藤 明子）

業績指標 7

既存住宅の流通シェア

評価

B-1	目標値：20%（平成27年） 実績値：14%（平成20年） 初期値：14%（平成20年）
-----	----------------------------------------------------

(指標の定義)

全住宅流通戸数に占める既存住宅の流通戸数の割合（A / (A + B)）

※A：既存住宅の流通戸数（年間）、B：新築戸数（年間）

(目標設定の考え方・根拠)

現状では、諸外国に比べ、既存住宅の流通シェアが低く、新成長戦略において既存住宅流通の市場規模を倍増することを戦略目標として掲げられたことを踏まえ、住生活基本計画において、平成32年度までに25%と目標を設定。これを踏まえ、現況値と平成32年度までの目標値との差を按分し、平成27年度までの数値を形式的に設定。

(外部要因)

地価・住宅価格の下落、市場の金利動向、資金調達可能額の動向等

(他の関係主体)

住宅建設業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

・新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略

【閣決（重点）】

なし

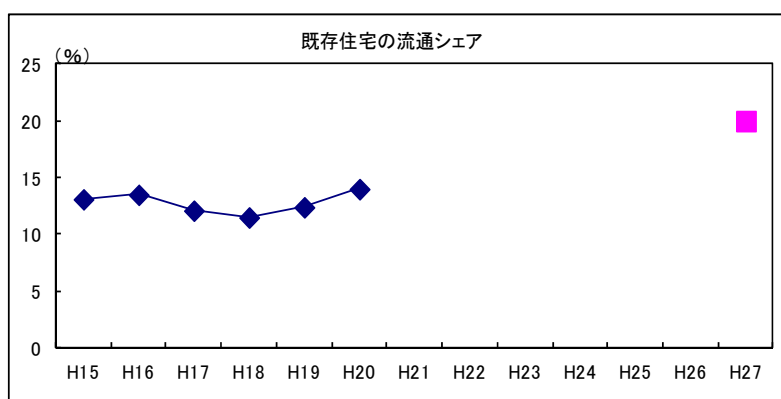
【その他】

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値								(暦年)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
13.1%	13.5%	12.1%	11.5%	12.4%	14%	-	-	-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 住宅履歴情報の整備
円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。
- 既存住宅売買に係る保険制度
住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けるとともに、多様な消費者ニーズに対応した保険商品を開発。
- 既存住宅流通・リフォーム推進事業
住宅ストックの品質向上及び既存住宅の流通活性化を図るため、既存住宅の売買に際して、住宅の性能の維持・

向上を図るためのリフォーム工事、住宅瑕疵担保責任保険法人による検査、瑕疵保険への加入、履歴情報の登録・蓄積等を行う事業について、その工事費用等の一部を助成する制度。

予算額：既存住宅流通・リフォーム推進事業 23.5億円の内数（平成23年度）

○価格査定マニュアルの策定と普及促進

宅建業者が不動産の価格査定の根拠として活用できるよう、価格査定マニュアルを策定するとともに、既存住宅の質やリフォームなどの維持管理状況等を適切に価格査定に反映できるよう適宜改定を実施。

○住宅金融支援機構の証券化支援事業

住宅金融支援機構との連携のもとで民間金融機関が提供しているフラット35は、既存住宅購入資金も融資対象であり、既存住宅の取得を支援。

○住宅金融支援機構の証券化支援事業による優良住宅取得支援制度

住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度は既存住宅についても対象とし、耐久性・可変性等の性能に優れた既存住宅の取得を金利引下げにより支援（平成21年度第二次補正予算及び平成22年度予備費において、金利の引下げ幅拡大措置を実施（平成23年9月末まで））。

予算額（国庫補助金）：4.68億円（平成23年度）

○指定流通機構を活用した不動産取引情報の提供

消費者による相場観の把握等を支援する観点から、指定流通機構（レインズ）が保有する不動産取引価格情報を活用し、インターネットを通じて提供。

○土地総合情報システムの運用

不動産の個別の取引価格等の情報について、登記情報を基に買主へのアンケートを行い、個別の物件が特定できないよう配慮した上で、国土交通省のホームページ（土地総合情報システム）上で提供。

予算額：不動産市場整備等推進調査費 3.3億円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

業績指標については、直近の平成20年までの実績値によれば、過去の実績値から概ね横ばいで推移し近年上昇傾向にあるが、平成20年は1.4%となっている。過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標値を達成できていない可能性がある。

（事務事業の実施状況）

- ・住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けた。（平成23年度既存住宅売買瑕疵保険申込実績：宅建業者販売タイプ3,284戸、個人間売買タイプ1,319戸）
- ・中古住宅を購入してリフォームする場合に、既存住宅売買瑕疵保険及びリフォーム瑕疵保険の両方に入るよりも料金が割安な、2つの保険がセットになった、引き渡し後リフォーム型既存住宅売買瑕疵保険を商品認可した。
- ・既存住宅売買瑕疵保険に加入するなど消費者保護が適切に図られたインターネットによる中古住宅取引サイトの整備を促進。
- ・既存住宅流通・リフォーム推進事業において、1回の公募を実施し、応募が3,403件あり、3,379件を採択。
- ・既存住宅の性能評価・表示等の一層の普及を図るよう検討。
- ・住宅金融支援機構のフラット35により、既存住宅の取得を支援（既存住宅に対する融資実績16,586戸（平成23年度））。
- ・住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度により、耐久性・可変性等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げで支援（平成21年度第二次補正予算及び平成22年度予備費において、金利の引下げ幅拡大措置を実施（平成23年9月末まで））。
- ・指定流通機構（レインズ）が保有する不動産取引価格情報を活用し、情報提供を行う「不動産取引情報提供サイト」について、掲載内容の拡充方策を検討するとともに、その普及と利用を促進。
- ・土地総合情報システムについて、掲載内容の拡充方策を検討するとともに、その普及と利用を促進。
- ・不動産流通4団体の所属業者が取り扱う売却物件情報等を集約した不動産統合サイト（不動産ジャパン）について、掲載内容の拡充方策を検討するとともに、その普及と利用を促進。
- ・マンションの管理組合の運営状況や修繕履歴等の蓄積・開示を行う「マンションみらいネット」について、登録メリットの拡大を図る等、登録者に対するサービスを充実。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり、当該業績指標は目標値を達成できていない可能性があるものの、既存住宅の購入に当たっての消費者の不安感や情報不足の解消に向けて、既存施策を着実に推進するとともに、平成24年度に新たな措置を講じることとしているため、「B-1」と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- ・中古住宅の売買やリフォームと併せて、インスペクション（建物検査）や瑕疵保険への加入等を行う取組みに対して支援を行う。
- ・東京証券取引所でレインズの成約価格を利用して既存マンション（中古マンション）の価格水準の動向を表した「東証住宅価格指数」を試験的に算出・公表し、住宅購入判断の基礎資料等として活用。
- ・土地総合情報システムによる不動産の個別の取引価格の情報等を基に、不動産価格の動向指標の整備について検討。

(平成25年度以降)

該当なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 首藤 祐司）

関係課：土地・建設産業局不動産課（課長 野村 正史）

土地・建設産業局土地市場課（課長 西川 智）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 松本 貴久）

住宅局住宅生産課（課長 橋本 公博）

住宅局住宅瑕疵担保対策室（室長 山田 哲也）

住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 西海 重和）

業績指標 8 マンションの適正な維持管理

(①25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合、
②新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)

評価	
①A-2	①目標値：56% (平成27年) 実績値：37% (平成20年) 初期値：37% (平成20年)
②A-2	②目標値：概ね80% (平成27年) 実績値：51% (平成20年) 初期値：51% (平成20年)

(指標の定義)

①計画期間が25年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合の割合。(B/A) (ストック)

※A：5年に一度のマンション総合調査の調査対象マンション管理組合数、

B：Aのうち計画期間が25年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合数

②新築で計画期間が30年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合数の割合。(B/A) (フロー)

※A：5年に一度のマンション総合調査の調査対象マンション管理組合数、

B：Aのうち計画期間が30年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合数

(目標設定の考え方・根拠)

① 分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適切な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とこれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画で設定している目標値(70%(H32))を基に目標設定。

② 分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適切な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とこれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画で設定している目標値(概ね100%(H32))を基に目標設定。

①、②ともに住生活基本計画を踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

(外的要因)

該当なし

(他の関係主体)

該当なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)

・新成長戦略(平成22年6月18日)

(4)観光立国・地域活性化戦略

【閣決(重点)】

なし

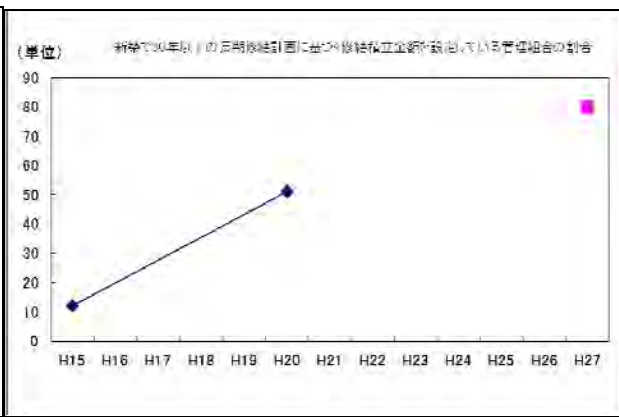
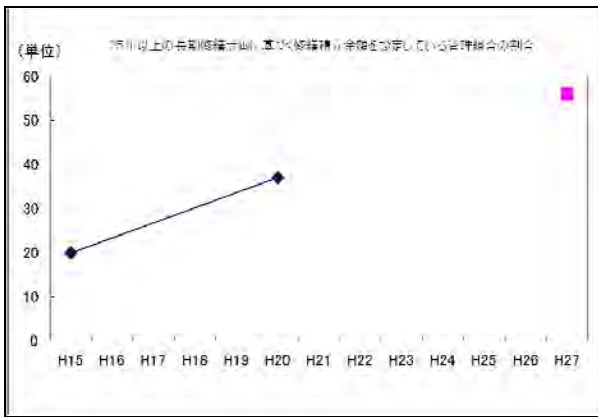
【その他】

・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)〈都市・住宅分野〉

Ⅲ住宅・建築投資活性化ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中途住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

	過去の実績値 (年度)				
	H19	H20	H21	H22	H23
①	—	37%	—	—	—
②	—	51%	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 適切なマンションの長期修繕計画の策定のための仕組みづくり
マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持・向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要であり、経年による劣化に対応するため、適切な長期修繕計画を作成し、必要な修繕積立金を積み立てておくことが必要であるため、長期修繕計画を作成・見直しするための標準的な様式として「長期修繕計画標準様式」と、長期修繕計画の基本的な考え方と長期修繕計画標準様式を使用するための留意点を示した「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」を策定・公表し、セミナー等を実施し普及促進する。
- マンションの修繕積立金に関するガイドライン
新築マンション購入予定者向けに修繕積立金に関する基本的な知識や、修繕積立金額の目安を示した、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を策定・公表し、セミナー等を実施し普及促進する。
- マンション再生環境整備事業
マンション再生環境整備事業を実施し、専門的な知識やノウハウを持ってマンション管理組合の活動を支援する法人等の立ち上げ等を支援し、総合的なマンション再生に関する相談体制等を構築する。

関連する事務事業の概要

- ・管理組合の円滑な運営、適切な修繕の実施等を推進するため、居住者間で定めるべき基本的ルールである管理規約の標準モデルであるマンション標準管理規約の普及。
- ・マンションの維持・管理のため「何を」「どのような点に」留意すべきかを定めたマンション管理標準指針の普及。
- ・管理組合を対象とした相談会やセミナーの開催等。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
- ① 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合を把握するに当たっては、5年に一度のマンション総合調査を基にしており、直近の最新データは平成20年度の実績値である。よって、平成23年度のデータは現時点では把握できないものの、平成15年度～平成20年度のトレンドから勘案すると、目標を達成できるものと想定され、順調である。
 - ② 新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合を把握するに当たっては、5年に一度のマンション総合調査を基にしており、直近の最新データは平成20年度の実績である。よって、平成23年度のデータは現時点では把握できないものの、平成15年度～平成20年度のトレンドから勘案すると、目標を達成できるものと想定され、順調である。
- (事務事業の実施状況)
- マンション再生環境整備事業を実施し、専門的な知識やノウハウを持ってマンション管理組合の活動を支援する法人等の立ち上げ等を支援し、総合的なマンション再生に関する相談体制等を構築する。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標の実績値は前述のとおり、全国値は過去の実績値が平成20年度の37%と過去5年間の伸び率から推測すると平成23年度も順調に数値が伸びており、また、平成23年度から実施しているマンション再生環境整備事業を平成24年度も引き続き行っており、着実に普及促進が図られていることから、「A-2」と評価した。
- 引き続き住生活基本計画（全国計画）に基づき、適切な長期修繕計画の作成の推進を図るため、以下の施策を推進する。
- ・長期修繕計画標準様式、長期修繕計画ガイドライン及び同コメントの普及。
 - ・マンション標準管理規約の普及。
 - ・マンション管理標準指針の普及。
 - ・管理組合を対象とした相談会やセミナーの開催等。
 - ・マンションの修繕積立金に関するガイドラインの普及。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

・マンション再生環境整備事業を引続き実施し、専門的な知識やノウハウをもってマンション管理組合の活動を支援する法人等の立ち上げ等を支援し、総合的なマンション再生に関する相談体制等を構築する。

(平成25年度以降)

・新築マンション購入予定者向けに修繕積立金に関する基本的な知識や、修繕積立金額の目安を示した、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」について、普及を図る。

・長期修繕計画標準様式 長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント（平成20年6月）について、普及を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 西海 重和）

業績指標 9

新築住宅における住宅性能表示の実施率

評価

B-1	目標値：37% (平成27年度) 実績値：23.5% (平成23年度) 初期値：24% (平成22年度)
-----	------------------------------------------------------------

(指標の定義)

年間の新設住宅着工戸数（フロー）に対する、住宅品質法に基づく住宅性能表示制度を活用した新築住宅の戸数の割合。（A/B）

A：住宅性能表示制度を活用した新築住宅の戸数、B：年間の新設住宅着工戸数

注）住宅性能表示制度：「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、耐震、省エネルギー、バリアフリーなどの住宅の基本的な性能について、公正・中立な第三者機関が評価を行い、評価書を交付する制度。

(目標設定の考え方・根拠)

住宅を安心して選択できるための住宅の質に関する情報の提供状況を示す指標として設定。

新設住宅着工戸数（フロー）に対して、半数以上の住宅が住宅性能表示制度の評価を受け、性能が表示される住宅となることを目標とする。住生活基本計画において、平成32年度までに50%と目標を設定されたことを踏まえ、現況値と平成32年度までの目標値との差を按分し、平成27年度までの数値を形式的に設定。

(外部要因)

住宅・不動産市場

(他の関係主体)

住宅供給事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

【閣決（重点）】

なし

【その他】

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値							(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
13.7%	15.6%	19.9%	21.0%	19.3%	19.1%	24%	23.5%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①住宅性能表示制度を利用した住宅の性能等に関する諸情報の分析等を実施し、住宅性能に関する消費者ニーズを的確に捉えた制度の充実に向け、技術面・制度面より検討を実施。
- ②インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、制度の普及を促進。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成23年度の実績値は、22年度の24%から23.5%となり、前年度とほぼ横ばいであり、引き続き目標を堅持しつつ、今後一層の取り組みを図る。

・共同住宅と比較して戸建住宅の利用率がやや低いものの、戸建住宅における利用率は毎年着実に伸びている状況。

(事務事業の実施状況)

・一定の等級を満たした住宅に対する地震保険料の優遇や、住宅金融支援機構の証券化支援業務における金利の引下げの実施により制度利用の促進が図られている。

・平成23年度は住生活月間(10月)等の機会に、インターネットや新聞・雑誌、パンフレットや事例集等による制度のメリットのPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、住宅性能表示制度の普及を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成23年度の実績値は23.5%であり、前年度とほぼ横ばいであるものの、制度の利用率は着実に伸びを見せており、当該制度の評価方法基準が引用されている長期優良住宅の普及も順調に進んでいると考えられるため、評価を「B-1」とした。

・今後は、住生活基本計画(平成23年3月15日)で定められている通り、平成32年度を新たな目標年度とし、実施率の目標(50%)は堅持したうえで、一層の普及の促進を図ることを目指す。

・消費者や住宅生産者等利用者にとって、わかりやすく、使いやすい制度とするためには、住宅全般に対するニーズに加え、住宅の属性ごとの利用者のニーズについても把握することが重要であり、これらを踏まえ、制度・基準の更なる見直しに着手する必要がある。

・住宅の取得に関心のある者に対して、必ずしも十分に制度が認知されていないため、インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、より一層の制度の周知を図り、住宅の消費者による制度の活用を引き続き促進する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

・住生活基本計画に基づき、住宅性能表示制度の普及についての一層の取組が必要な状況であることから、平成23年度から引き続き、より住宅性能に関する消費者ニーズを的確に捉えた制度の充実に向け、制度・基準の見直しに着手。

・長期優良住宅の認定基準において住宅性能表示制度の評価方法基準が引用されていることから、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の普及を図る中で引き続き住宅性能表示制度の普及・促進を図る。

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局住宅生産課(課長 橋本 公博)

業績指標 10

リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合

評価	
N-2	目標値：5.1%（平成27年） 実績値：— 初期値：0.2%（平成22年4～12月）

(指標の定義)

全リフォーム実施戸数・棟数に占めるリフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅戸数・棟数の割合(A/B)。

※A：リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅戸数・棟数（年間）

B：住宅のリフォーム実施戸数・棟数（DIY分※を除く）（年間）

※DIY（Do it yourself）分：請負によらず自自行ったリフォームの件数。

(目標設定の考え方・根拠)

安心してリフォームを実施できる市場環境整備状況をみる指標として、住生活基本計画で設定しているリフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合の目標値（10%（平成32年））を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

(外部要因)

資金調達可能額の動向等

(他の関係主体)

リフォーム事業者、住宅瑕疵担保責任保険法人

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略

【閣決（重点）】

なし

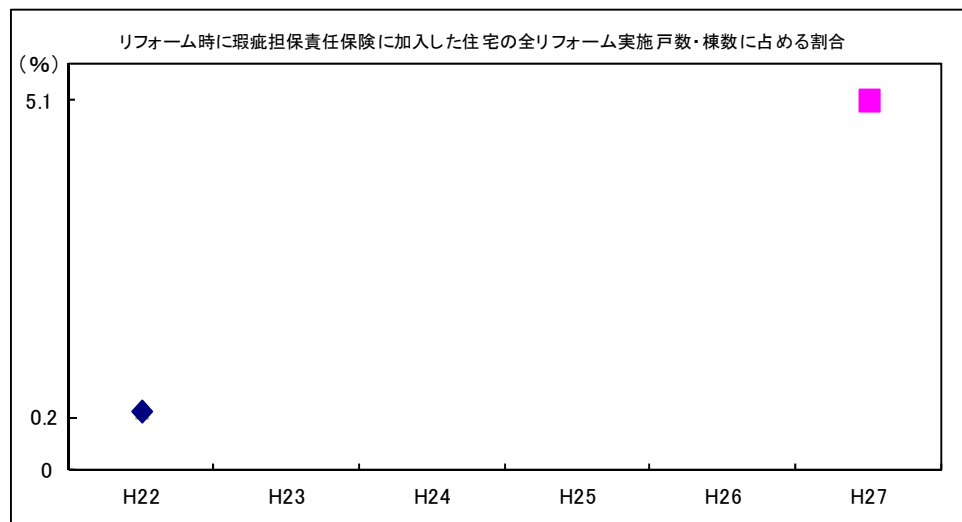
【その他】

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値				(暦年)
—	—	—	H22（4～12月）	H23
—	—	—	0.2%	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- リフォーム瑕疵保険、大規模修繕瑕疵保険の周知普及
- 復興支援・住宅エコポイント制度
エコリフォームの推進等のため、窓や外壁等の断熱改修、またはこれらの改修と併せて行う太陽熱利用システム等の住宅設備の設置、リフォーム瑕疵保険への加入等により、一定のポイントを発行し、これを使って被災地産品、省エネ・環境配慮に優れた商品等への交換や追加工事の費用に充当できる制度。
予算額：1,446億円（国土交通省、環境省 二省合同事業 協力：経済産業省）
- リフォーム工事に係る保険制度
住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引き受けるとともに、多様な消費者ニーズに対応した保険商品を開発。
- 既存住宅流通・リフォーム推進事業
住宅ストックの品質向上及び既存住宅の流通活性化を図るため、既存住宅の売買に際して、住宅の性能の維持・向上を図るためのリフォーム工事、住宅瑕疵担保責任保険法人による検査、瑕疵保険への加入、履歴情報の登録・蓄積等を行う事業について、その工事費用等の一部を助成する制度。
予算額：既存住宅流通・リフォーム推進事業 23.5億円の内数（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

目標の達成状況については、実績値の算出根拠である住宅・土地統計調査が5年に一度の調査であるため、現時点においては判断できない。

（事務事業の実施状況）

- ・ホームセンター、家電量販店、住宅展示場等と連携したリフォームに関する消費者への周知啓発活動を実施したほか、マンション居住者、管理組合等を対象としたマンション大規模修繕セミナーを実施し、リフォーム瑕疵保険、大規模修繕瑕疵保険等の周知普及を図った。
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引き受けた。
（平成23年度申込実績：リフォーム瑕疵保険2,123戸、大規模修繕瑕疵保険429棟）
- ・リフォーム瑕疵保険において、リフォーム工事の請負業者が、住宅の構造・防水部分の現況調査とその結果を踏まえてリフォーム工事を行う場合に、リフォーム工事部分だけでなく、構造・防水部分全体も検査・保証対象にできるようにした。
- ・中古住宅を購入してリフォームする場合に、既存住宅売買瑕疵保険及びリフォーム瑕疵保険の両方に入るよりも料金が割安な、2つの保険がセットになった、引き渡し後リフォーム型既存住宅売買瑕疵保険を商品認可した。
- ・復興支援・住宅エコポイントについては、従来の住宅エコポイントを含め、629,583戸のエコリフォームが行われポイントが申請された。うち、615,694戸にポイント発行（約375億ポイント）（平成24年3月末）。
- ・既存住宅流通・リフォーム推進事業において、1回の公募を実施し、応募が3,403件あり、3,379件を採択した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、目標の達成状況については、実績値の算出根拠である住宅・土地統計調査が5年に一度の調査であるため、現時点においては判断できないが、既存施策を着実に推進するとともに、平成24年度に新たな措置を講じることとしているため、「N-2」と評価した。今後とも瑕疵担保責任保険の充実を図るため、これらの施策を着実に推進する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

- ・中古住宅の売買やリフォームと併せて、インスペクション（建物検査）や瑕疵保険への加入等を行う取組みに対して支援を行う。
- ・リフォームすることによりフラット35の融資基準に適合する中古住宅について、リフォーム瑕疵保険及び住宅金融支援機構の住宅融資保険の活用により、フラット35の融資が可能となる仕組みを導入する。

（平成25年度以降）

該当なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室（室長 山田 哲也）
関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 松本 貴久）
住宅局住宅生産課（課長 橋本 公博）

業績指標 1 1

新築住宅における認定長期優良住宅の割合

評価

A-1	目標値：14.4%（平成27年度） 実績値：12.5%（平成23年度） 初期値：8.8%（認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月から平成22年3月までの数値）
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

年間の新設住宅着工戸数（フロー）に対する、長期優良住宅に係る認定を取得した住宅の戸数（A/B）

※A：年度の長期優良住宅の認定戸数、B：年度の新設住宅着工戸数

（目標設定の考え方・根拠）

将来は、住生活の向上及び環境への負荷の低減の観点から、より多くの長期優良住宅が普及することが望ましい。当初2～3年で新築住宅の1割程度を目指していたところ、概ね順調に推移してきたことから、当面は、着実にその割合を高めることとし、住生活基本計画において、当初目標の倍を目安として20%（平成32年度）に設定。これをもとに現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度の目標値を形式的に設定。

（外部要因）

資金調達可能額の動向等

（他の関係主体）

住宅供給事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）
（4）観光立国・地域活性化戦略

【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

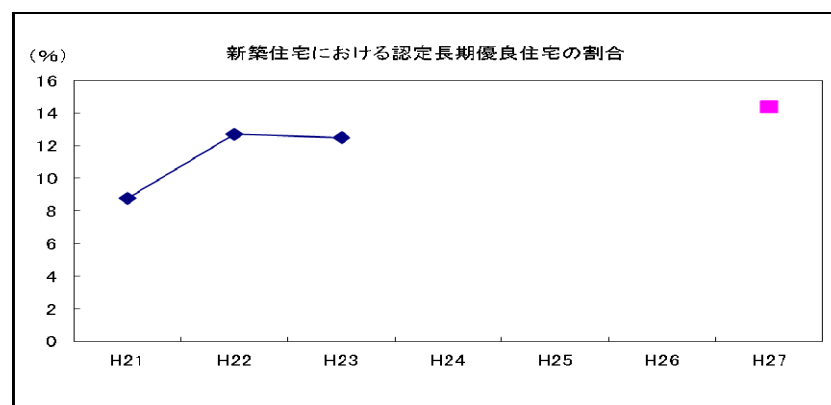
1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値

（年度）

（注）	H22	H23
8.8%	12.7%	12.5%

（注）認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月から平成22年3月までの数値



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される長期優良住宅について支援、認定制度及び基準の合理化等により普及の促進を図る。
- インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、制度の普及を促進。

【税制上の特例措置】

- 長期優良住宅に対する税制上の特例措置

耐久性、耐震性及び可変性等を備える質の高い住宅の供給及び適切な維持管理等による住宅の長寿命化を推進するため、認定を受けた長期優良住宅に対する税制上の特例措置を実施。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成23年度の実績値は、22年度の12.7%から12.5%となり、前年度とほぼ横ばいであり、引き続き目標を堅持しつつ、今後一層の取り組みを図る。
- ・住宅の利用関係別に普及状況を見ると、共同住宅に係る認定実績は認定全体の約2%と、戸建住宅と比較して件数が低くなっている。

(事務事業の実施状況)

- ・規則の改正により、平成22年6月1日より長期優良住宅の認定に係る書類の簡素化等を実施。
- ・維持保全の確保について配慮をお願いする旨の通知を、平成22年11月に各都道府県に対し発出し、認定取得者に配布してもらい維持保全の必要性や方法を案内するリーフレットを所管行政庁に発送した。
- ・共同住宅に係る認定基準の合理化を図った告示改正を、平成24年3月29日付けで公布した。
- ・インターネットや新聞・雑誌、パンフレットや事例集等による制度のメリットのPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、長期優良住宅の認定制度の普及を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成23年度の実績値は12.5%であり、前年度とほぼ横ばいであるものの、制度の利用率は着実に伸びを見せており、評価をA-1とした。
- ・今後は、住生活基本計画(平成23年3月15日)で定められている通り、平成32年度を新たな目標年度とし、実施率の目標(20%)は堅持したうえで、一層の普及の促進を図ることを目指す。
- ・住宅の取得に関心のある者に対して、必ずしも十分に制度が認知されていないため、インターネットやパンフレットや事例集等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、より一層の制度の周知を図り、住宅の消費者による制度の活用を引き続き促進する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- ・既存住宅の質の向上を図るリフォームと適切な維持保全の取組を促進するため、既存住宅を長期優良住宅等として認定・評価するために必要となる認定・評価基準や評価手法等の整備に着手する。
- ・平成24年度税制改正において、長期優良住宅に対する税制上の特例措置(所得税(投資型)、登録免許税、不動産取得税、固定資産税)の適用期限を2年延長し、引き続き長期優良住宅の普及を促進。

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局住宅生産課(課長 橋本 公博)

施策目標個票

(国土交通省23-③)

施策目標	総合的なバリアフリー化を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>バリアフリー化については、旅客施設、建築物等の整備に対する補助等の支援、市町村が作成する基本構想の作成促進等により、目標達成に向けて着実に進んでいる。一方、構造等の制約により整備が困難な施設の顕在化、地方部への展開に対する要請などの課題もあり、バリアフリー施策は道半ばの状況にある。</p> <p>このため、平成22年度末にバリアフリー法に基づく基本方針を改正し、より高い水準の目標設定等を行ったところであり、当該目標の達成を目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を引き続き推進する。</p>

業績指標	12 主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		50,997ha	50,997ha	55,412ha	64,105ha	65,111ha	67,971ha	A-3	約70,000ha
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	13 公共施設等のバリアフリー化率	初期値	実績値					評価	目標値
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	①特定道路におけるバリアフリー化率	51%(19年度)	51%	60%	67%	74%	77%	A-2	約75%(24年度)
	②段差解消をした旅客施設の割合	70%(21年度)	-	-	70%	78%	集計中	A-2	約85%(27年度)
	③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合	89%(21年度)	-	-	89%	92%	集計中	A-2	約95%(27年度)
	④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率	47%(21年度)	44%	46%	47%	48%	集計中	A-2	約54%(27年度)
	⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	14%(21年度)	14%	15%	14%	17%	集計中	A-2	22%(27年度)
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	14 バリアフリー化された車両等の割合	初期値	実績値					評価	目標
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		27年度
	①鉄軌道車両	45.7%(21年度)	26.5%	41.3%	45.7%	49.5%	集計中	A-2	約60%
	②ノンステップバス	-(21年度)	-	-	-	35.5%	集計中	B-2	約52%
	③リフト付きバス等	-(21年度)	-	-	-	3.0%	集計中	B-2	約12%
	④福祉タクシー	12,256台(22年度)	10,514台	10,742台	11,165台	12,256台	集計中	A-2	20,000台
	⑤旅客船	18.1%(22年度)	14.1%	16.4%	18.0%	18.1%	集計中	B-2	約34%
	⑥航空機	81.4%(22年度)	59.9%	64.3%	70.2%	81.4%	集計中	A-2	約85%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	15 ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数	初期値	実績値					評価	目標
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		24,043人	240,43人	30,381人	39,342人	49,251人	64,365人	A-3	約50,000人
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			
16 園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合	初期値	実績値					評価	目標	
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
①園路及び広場	約44%(19年度)	約44%	約45%	約46%	約47%	集計中	A-2	約5割(24年度)	
②駐車場	約32%(18年度)	約34%	約36%	約38%	約39%	集計中	A-2	約50%(27年度)	
③便所	約25%(18年度)	約27%	約29%	約31%	約32%	集計中	A-2	約39%(27年度)	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			
17 バリアフリー化された路外駐車場の割合	初期値	実績値					評価	目標	
	19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	
	33%	33%	37%	41%	45%	集計中	A-2	約50%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			

18 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率	初期値	実績値					評価	目標	
	20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		27年度	
	①一定のバリアフリー化	37%	-	37%	-	-	-	B-1	59%
	②高度のバリアフリー化	9.5%	-	9.5%	-	-	-	B-1	18.5%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
19 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	初期値	実績値					評価	目標	
	20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		27年度	
		16%	-	16%	-	-	-	A-1	23%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	当初予算(a)	6,442	5,529	44	39
補正予算(b)	17,428	0	0	-	/
前年度繰越等(c)	2,213	12,482	2,266	-	/
合計(a+b+c)	26,083	18,011	2,310	39	/
執行額(百万円)	8,303	14,283	/	/	/
翌年度繰越額(百万円)	12,482	2,266	/	/	/
不用額(百万円)	5,298	1,462	/	/	/

※上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	総合政策局 関係局:大臣官房(官庁営繕部)、都市局、道路局、住宅局、鉄道局、自動車局、海事局、港湾局、航空局	作成責任者名	総合政策局 安心生活政策課 (課長 山口 一朗)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----------------------------------------------------------	--------	--------------------------------	----------	---------

業績指標 12

主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積

評 価	
A-3	目標値：約 70,000ha（平成24年度） 実績値： 67,971ha（平成23年度） 初期値： 50,997ha（平成19年度）

（指標の定義）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第25条第1項に基づき作成された基本構想において設定された重点整備地区の総面積

（目標設定の考え方・根拠）

バリアフリー化の進捗率については施設単体ごと（鉄道駅、道路、建築物等）の目標はあるものの、それらの一体的・総合的な整備によって地域における面的なバリアフリー化がどの程度進捗しているかを示す指標が存在していなかったところである。

本指標は、バリアフリー法第25条に基づき市町村が作成する基本構想において、バリアフリー化を重点的かつ一体的に行うものとして設定された重点整備地区の総面積に一定の目標値を設定することにより、地域における面的なバリアフリー化の進捗を促すものである。

具体的には、70,000haを目標値として設定する。これは、特定旅客施設のある市町村については、バリアフリー法施行前の実績に基づき将来予測を行い63,000haを、バリアフリー法により基本構想を作成することが可能となった特定旅客施設のない市町村については、基本構想作成予定等調査（平成19年9月）における作成予定の150市町村が平成24年度までにすべて作成するものとして7,500haを見込み、これらを合算したものである。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

市町村（基本構想において重点整備地区を設定）

施設設置管理者（公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等、建築主等）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）

「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）
- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）

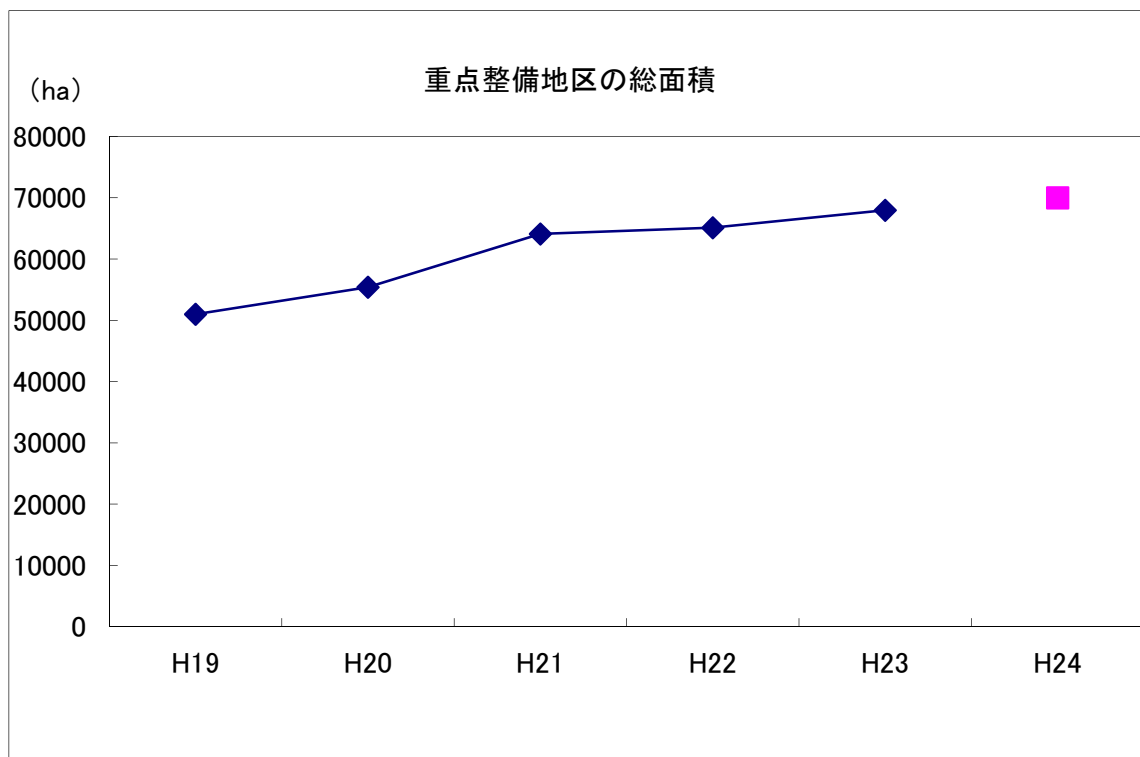
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記述あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
50,997ha	55,412ha	64,105ha	65,111ha	67,971ha	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・バリアフリー法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進 (◎)
バリアフリー法に基づき、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、バリアフリー法に基づく基本構想の作成促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。
予算額：バリアフリー法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進 0.4億円（平成23年度）
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。
- ・バリアフリー法に基づく基本構想の作成等に対する支援及び基本構想等に基づいて行う動く通路・スロープ等の整備や不特定多数の者が利用する認定特定建築物におけるエレベーター等の施設の整備等に対する支援を実施する。
予算額：バリアフリー環境整備促進事業 1.75兆円の内数（平成23年度社会資本整備総合交付金）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

バリアフリー法に基づく基本構想において設定される重点整備地区の総面積は平成19年度から平成23年度にかけて年度平均で約4,200ha増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。

（事務事業の実施状況）

バリアフリー法に基づく基本構想において設定される重点整備地区の総面積の拡大を図り、主要な駅などを中心とした連続したバリアフリー化を促進するため、基本構想作成ガイドブックの作成、バリアフリープロモーターの派遣などの基本構想の作成に対する支援により、基本構想の作成を促進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年3月末現在272市町村により381基本構想が作成されている。重点整備地区の総面積は、平成23年度末において67,971haと順調に推移しているため、「A」と評価した。一方、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を廃止し、「3」とするが、基本構想を未作成の市町村が1,500程度あることから、引き続き、基本構想作成ハンドブック等の情報提供等を通じて、基本構想の作成の一層の促進を図ることとする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：総合政策局安心生活政策課 (課長 山口 一朗)

関係課：住宅局市街地建築課 (課長 坂本 努)

業績指標 13

公共施設等のバリアフリー化率（①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合）

評 価	
①A-2	①目標値：約75%（平成24年度） 実績値：77%（平成23年度） 初期値：51%（平成19年度）
②A-2	②目標値：約85%（平成27年度） 実績値：78%（平成22年度） 初期値：70%（平成21年度）
③A-2	③目標値：約95%（平成27年度） 実績値：92%（平成22年度） 初期値：89%（平成21年度）
④A-2	④目標値：約54%（平成27年度） 実績値：48%（平成22年度） 初期値：47%（平成21年度）
⑤A-2	⑤目標値：22%（平成27年度） 実績値：17%（平成22年度） 初期値：14%（平成21年度）

（指標の定義）

- ① バリアフリー法に規定する特定道路（注）のうち、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第116号）で定める基準を満たす道路の割合。

特定道路におけるバリアフリー化率＝

$$\text{特定道路の道路延長のうちバリアフリー化された道路延長} \div \text{特定道路の道路延長}$$

（注）特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの

- ② 段差解消をした旅客施設の割合

1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルをいう。以下同じ。）のうち、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）第4条に掲げる基準に適合し、段差解消をしたものの割合。

段差解消をした旅客施設の割合＝

$$\text{公共交通移動等円滑化基準第4条を満たす1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設数}$$

$$\div \text{1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設数}$$

※構造上の制約等により整備が困難な旅客施設も含む

- ③ 視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設のうち、公共交通移動等円滑化基準第9条に掲げる基準に適合し、視覚障害者誘導用ブロックを整備したものの割合。

視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合＝

$$\text{公共交通移動等円滑化基準第9条を満たす1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設数}$$

$$\div \text{1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設数}$$

- ④ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率

床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注1）の総ストック数のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（平成18年政令第379号）第11条から第23条までに定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）（注2）に適合するものの割合。

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率＝

$$\text{建築物移動等円滑化基準に適合する床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数}$$

$$\div \text{床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数}$$

（注1）病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物

（注2）出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準

- ⑤ 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注3）のフローのうち、「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第114号）に定める基準（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）（注4）に適合するものの割合（A/B）。

（注3）病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物

(注4) 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する誘導的基準
 ※A：建築物移動等円滑化誘導基準に適合する、床面積2,000㎡以上の特別特定建築物着工件数
 B：床面積2,000㎡以上の特別特定建築物着工件数

(目標設定の考え方・根拠)

- ①概ね10年後(平成29年度末)までに、バリアフリー法に規定する特定道路において、バリアフリー化を概成させることを目指し、5ヶ年後の平成24年度末までに整備率を約75%にすることを目標とする。
- ②③バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)において、平成32年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設において原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている(この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。)。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。
- ④「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成32年度までの目標値(約60%)を設定しており、これと現況値との差を按分し、平成27年度末までの数値を設定。
- ⑤これまでの取組と平成14年(「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(旧ハートビル法)改正)からの認定特定建築物に対する支援措置の拡充等を踏まえ、平成32年度までに2,000㎡以上の特別特定建築物のフローのうち建築物移動等円滑化誘導基準を満たす割合の目標値(30%)を設定しており、これと現況値との差を按分し、平成27年度末までの数値を設定。

(外部要因)

- ②旅客施設の構造等
- ④⑤経済状況等による新規建築物着工数等

(他の関係主体)

- ①地方公共団体(事業主体)
- ②③地方公共団体(事業主体)、公共交通事業者(事業主体)
- ④⑤地方公共団体(事業主体)、建築事業者(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)
 「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)
- ・経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日)
 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。(第4章5.)
- ・経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)
 住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。(第5章3.)
- ・経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日)
 バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。(第2章1.)
- ・観光立国推進基本計画(平成24年3月30日)
 バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。(第3 3.)

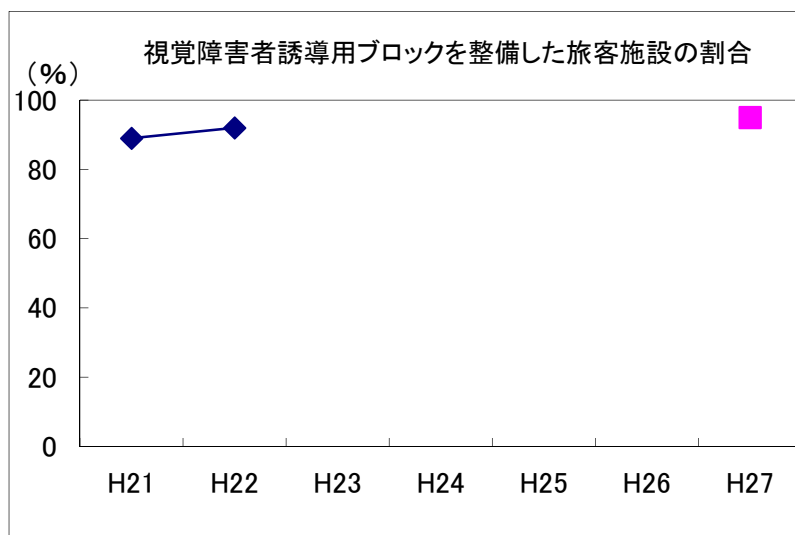
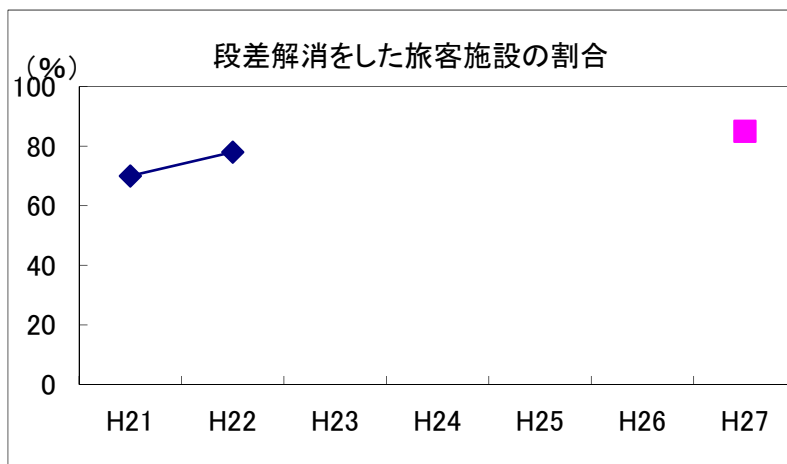
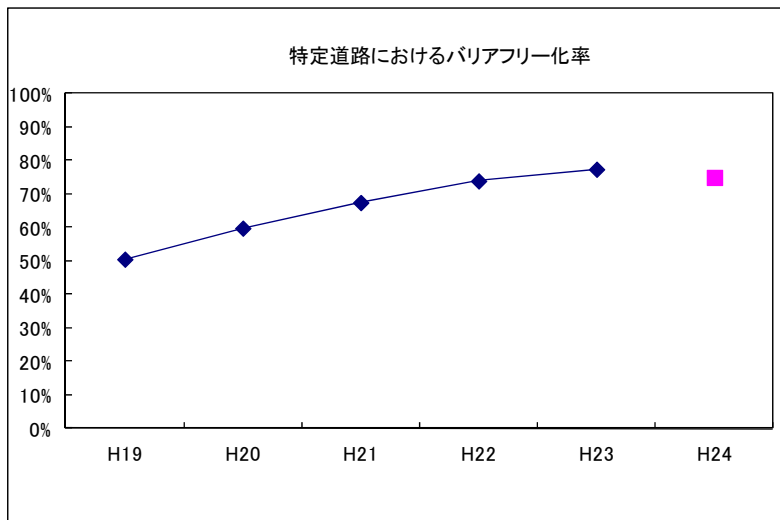
【閣決(重点)】

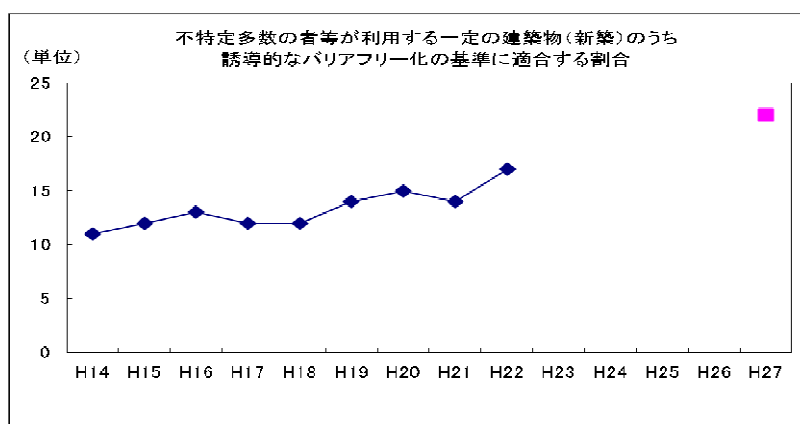
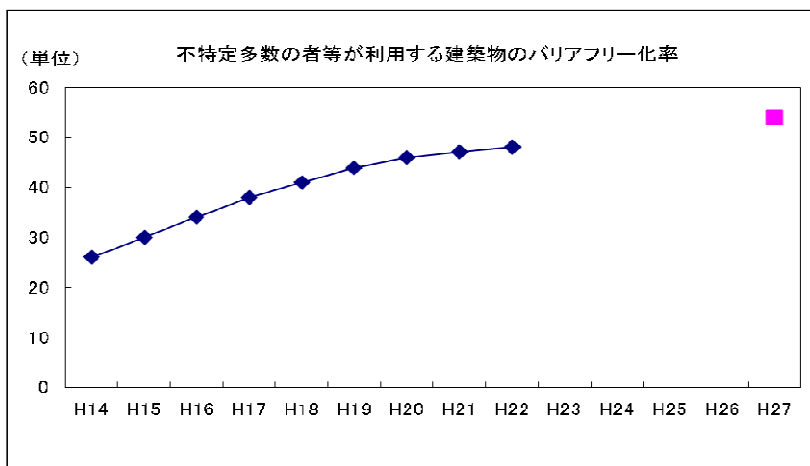
- ・社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章に記述あり」

【その他】

なし

過去の実績値(①特定道路におけるバリアフリー化率)					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
51%	60%	67%	74%	77%	
過去の実績値(②段差解消をした旅客施設の割合)					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
—	—	70%	78%	集計中	
過去の実績値(③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合)					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
—	—	89%	92%	集計中	
過去の実績値(④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率)					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
44%	46%	47%	48%	集計中	
過去の実績値(⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合)					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
14%	15%	14%	17%	集計中	





事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ・歩行空間のバリアフリー化の推進 (◎)
 多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施。
 予算額：道路整備費 1 3, 4 1 5 億円 (国費) 及び社会資本整備総合交付金 1 7, 5 3 9 億円 (国費) 及び内閣府計上の地域自主戦略交付金 5, 1 2 0 億円 (国費) の内数 (平成 2 3 年度)
 - ・地域公共交通の確保・維持・改善の推進 (◎)
 バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。
 予算額：地域公共交通確保維持改善事業 3 0 5 億円の内数 (平成 2 3 年度)
 - ・旅客船ターミナルのバリアフリー化の推進 (◎)
 旅客船ターミナルのバリアフリー化を推進する。
 予算額：旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化 1, 6 6 6 億円の内数 (平成 2 3 年度)
 - ・建築物のバリアフリー化の推進 (◎)
 百貨店、劇場、老人ホーム等の不特定多数の者又は主に高齢者、障害者等が利用する建築物について、床面積 2, 0 0 0 m² (公衆便所は 5 0 m²) 以上のものを新築等する際の段差解消等のバリアフリー化を推進。
 予算額：バリアフリー環境整備促進事業 1. 7 5 兆円の内数 (平成 2 3 年度、社会資本整備総合交付金)
 - ・バリアフリー法に基づく支援措置
 百貨店、劇場、老人ホーム等の多数の者 (高齢者や障害者等も含む) が利用する建築物について、段差解消等のバリアフリー化を推進し、建築物移動等円滑化誘導基準を満たす認定特定建築物に対して容積率の算定の特例、表示制度の導入等の他、税制上の特例措置、助成等の各種支援を措置。
 予算額：バリアフリー環境整備促進事業 1. 7 5 兆円の内数 (平成 2 3 年度、社会資本整備総合交付金)
 - ・官庁施設のバリアフリー化の推進 (◎)
 窓口業務を行う官署が入居する官庁施設のバリアフリー化を推進する。
 予算額：官庁営繕費 1 7 8 億円の内数 (平成 2 3 年度)
 - ・バリアフリー法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進 (◎)
 バリアフリー法に基づき、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基いたバリアフリー社会を着実に実現するための施策 (「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、バリアフリー法に基づく基本構想の作成促進、段階的・継続的な発展 (スパイラルアップ) を図るための体制確立) を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。
 予算額：バリアフリー法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進 0. 4 億円 (平成 2 3 年度)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ① 特定道路におけるバリアフリー化率
・平成23年度末における特定道路におけるバリアフリー化率は77%と目標値の約75%（平成24年度末）を上回っており、目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。
- ② 段差解消をした旅客施設の割合
・段差解消をした旅客施設の割合は平成21年度から平成22年度にかけて8%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。
- ③ 視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合
・視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合は平成21年度から平成22年度にかけて3%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。
- ④ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
・不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率は、平成19年度から平成22年度にかけての3年間で年度平均の増加率が1.3%となっており、このトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。
- ⑤ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合
・2,000㎡以上の特別特定建築物のフローのうち、建築物移動等円滑化誘導基準を満たす建築物の割合については、業績指標として設定している棟数ベースでは横ばいであるが、面積ベースではフロー全体の約5割を占めており、規模の大きな建築物の誘導的なバリアフリー化は着実に進んでいる。また、建築物移動等円滑化誘導基準を満たす認定特定建築物に対する支援措置を通じて施策の実施を図っており、累積認定件数は平成14年（2,272件）から平成22年（4,640件）へと着実に増加している。

(事務事業の実施状況)

- ① 特定道路におけるバリアフリー化率
・多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施する等の歩行空間のバリアフリー化を推進している。今後、各市町村の基本構想の作成が進むに従い、整備も進捗するものと考えられる。
- ② 段差解消をした旅客施設の割合、③ 視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合
・旅客施設のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、新たにエレベーター等を設置する場合、大規模な改良工事を行う必要があること等の理由から段差の解消が困難な施設もあるが、各支援制度の有効活用などによって推進しているところである。
・バリアフリー法においては、市町村は、地域の実情に応じて、旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の主要な生活関連施設とその周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための基本構想を作成できることとしている。平成24年3月末現在272市町村により381基本構想が作成されており、旅客施設のバリアフリー化の推進に貢献しているものと考えられる。
- ④ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
・建築物のバリアフリー化については、平成14年の旧ハートビル法改正において2,000㎡以上の特別特定建築物の建築等の際に建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられ、バリアフリー法においても引き続きの確な運用が行われている。
- ⑤ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合
・今後、バリアフリー新法における基本構想の作成が進むに従い、引き続き実施する各支援措置と併せて、整備の進捗が図られると考えられる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 特定道路におけるバリアフリー化率
・特定道路におけるバリアフリー化率については、目標を達成したことから業績指標をA-2と評価した。なお、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の目標値及び目標年度を平成24年度から平成27年度に見直すこととする。
- ② 段差解消をした旅客施設の割合、③ 視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合
・旅客施設のバリアフリー化率については、順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、平成27年度の目標値の達成に向け、旅客施設のバリアフリー化の推進を図る。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。
- ④ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
・平成22年度までの指標が順調に推移している建築物のバリアフリー化については、「A」と評価した。
・平成18年12月に旧ハートビル法と旧交通バリアフリー法を統合し、施策の拡充を図ったバリアフリー法が施行された。このバリアフリー法で、基準適合義務規制の強化のほか、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区における生活関連施設及びこれらを結ぶ生活関連経路の一体的・連続的なバリアフリー化を図る事業の一つとして新たに建築物特定事業が制度化されたことから、平成19年度以降、不特定多数の者等が利用する建築物のバリアフリー化はさらに推進されている。
・平成19年11月に、建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準の内容を踏まえ、建築物の望ましい整備内容等を示す「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を策定・公表し、建築物の

- バリアフリー化のためのガイドラインとして活用を促すと共に、リーフレットの作成をし、さらにHPへの掲載等による啓発に努めており、より一層のバリアフリー化を推進しているところ。
- ・平成20年度に策定した建築主向けのガイドラインに基づき、引き続き上記設計標準による設計者に対する啓発を行うとともに、建築主に対しても啓発に努めることで一層のバリアフリー化を促進した。
 - ・平成22年度には、新たな整備目標の設定等を内容とするバリアフリー法に基づく基本方針の改正を行い、当該改正の内容を所管行政庁等に周知徹底することにより、更なるバリアフリー化の推進に努めた。
 - ・以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。
- ⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合
- ・誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合は、2,000㎡以上の特別特定建築物のフロー（年間約1,000～3,000棟）に対し、面積ベースでは認定特定建築物が全体の約5割を占め、業績指標である棟数ベースでも、平成21年度の14%から平成22年度の17%に増加したことから「A」と評価した。
 - ・平成18年12月に旧ハートビル法と旧交通バリアフリー法を統合し、施策の拡充を図ったバリアフリー新法が施行された。このバリアフリー新法において、基準適合義務規制の強化のほか、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区における生活関連施設及びこれらを結ぶ生活関連経路の一体的・連続的なバリアフリー化を図る事業の一つとして新たに建築物特定事業が制度化されたことから、平成19年度以降、不特定多数の者等が利用する建築物のバリアフリー化はさらに推進されている。
 - ・平成19年度には、建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準の内容を踏まえ、建築物の望ましい整備内容等を示す設計者向け「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を策定・公表し、建築物のバリアフリー化のためのガイドラインとして活用を促すと共に、リーフレットの作成をし、さらにHPへの掲載等による啓発に努めており、より一層のバリアフリー化を推進しているところ。
 - ・平成20年度末には、建築主向けのガイドラインを策定し、これに基づき、上記設計標準による設計者に対する啓発だけでなく、建築主に対してもより幅広い理解を求めることで一層のバリアフリー化を促進することとしている。
 - ・平成21年度においては、建築主に対して、税制上の特例措置の活用について周知する等により、認定特定建築物の普及促進を図り、より一層のバリアフリー化を促進した。
 - ・平成22年度においては、当該年度限りとされていた税制上の特例措置について、2年間延長を行った。引き続き平成23年度においては、パンフレット配布等により、容積率の算定の特例や税制上の特例措置等の支援措置が受けられるバリアフリー法に基づく認定制度について、国民や地方公共団体、民間事業者等への一層の周知徹底を図り、更なるバリアフリー化を推進しているところ。
 - ・以上を踏まえ、「2」（現在の施策を維持する）と位置付けることとした。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

- ・公共交通機関のバリアフリー化促進のため、ホームドアシステム・鉄道駅エレベーターに係る固定資産税の軽減措置を創設する。(②)
- ・税制上の特例措置により、一層のバリアフリー化を促進する。(⑤)
- ・建築物移動等円滑化誘導基準に適合する建築物の利用実態や同基準への適合に際しての課題を把握するなど引き続き現状把握を行う。(⑤)
- ・容積率の算定の特例や税制上の特例措置等の支援措置が受けられるバリアフリー法に基づく認定制度について、ホームページでの情報提供を通じ国民や地方公共団体、民間事業者等への一層の周知徹底を図り、更なるバリアフリー化を促進する。(⑤)
- ・建築物の望ましい整備内容等を示す設計者等向けの「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」について、トイレの機能分散の考え方や床の滑りの測定方法、バリアフリーに係る適切な事例の追加・更新等の記述の一層の充実を図り、建築物のバリアフリー化のためのガイドラインとしての活用を促すと共に、ホームページへの掲載等による啓発を行う。(④⑤)

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 山口 一朗）
 道路局環境安全課（交通安全政策分析官 鹿野 正人）
 住宅局建築指導課（課長 井上 勝徳）
 大臣官房官庁営繕部計画課（課長 西村 好文）

関係課：住宅局市街地建築課（課長 坂本 努）
 大臣官房官庁営繕部整備課（課長 川元 茂）
 鉄道局都市鉄道政策課（課長 堀内 丈太郎）
 鉄道局技術企画課（課長 北村 不二夫）
 自動車局総務課企画室（室長 阿部 竜矢）
 海事局内航課（課長 瓦林 康人）
 港湾局技術企画課技術監理室（室長 渡邊 和重）
 航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課（課長 堀家 久靖）
 航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課（課長 滝川 伸輔）

業績指標 14

バリアフリー化された車両等の割合 (①鉄軌道車両、②ノンステップバス、③リフト付きバス等、④福祉タクシー、⑤旅客船、⑥航空機)

評 価	
①A-2	①目標値：約60% (平成27年度) 実績値：49.5% (平成22年度) 初期値：45.7% (平成21年度)
②B-2	②目標値：約52% (平成27年度) 実績値：35.5% (平成22年度) 初期値：—% (平成21年度)
③B-2	③目標値：約12% (平成27年度) 実績値：3.0% (平成22年度) 初期値：—% (平成21年度)
④A-2	④目標値：20,000台 (平成27年度) 実績値：12,256台 (平成22年度) 初期値：12,256台 (平成22年度)
⑤B-2	⑤目標値：約34% (平成27年度) 実績値：18.1% (平成22年度) 初期値：18.1% (平成22年度)
⑥A-2	⑥目標値：約85% (平成27年度) 実績値：81.4% (平成22年度) 初期値：81.4% (平成22年度)

(指標の定義)

- ・鉄軌道車両
公共交通移動等円滑化基準第31条から第33条までに掲げる基準(乗降口、客室、連結部等の基準)に適合する車両。
- ・ノンステップバス
床面高さが概ね30cm以下であって、公共交通移動等円滑化基準に適合する車両。
- ・リフト付きバス等
公共交通移動等円滑化基準第43条に基づき適用除外の認定を受けた車両であって、リフト付きもしくはスロープ付きの車両。
- ・福祉タクシー
公共交通移動等円滑化基準第45条に掲げる基準に適合する車両。
- ・旅客船
公共交通移動等円滑化基準第47条から第61条までに掲げる基準(出入口、客室、便所等についての基準)に適合する船舶。
- ・航空機
公共交通移動等円滑化基準第63条から第67条までに掲げる基準(通路、客室、便所等の基準)に適合する航空機。

(分子) = 上記基準に適合する①②車両数、⑤隻数、⑥機数

(分母) = ①②総車両数、⑤総隻数、⑥総機数

- ※ノンステップバスの分母の総車両数は、公共交通移動等円滑化基準第43条に基づく適用除外認定車両を除く。
- ※旅客船の分母の総隻数は、公共交通移動等円滑化基準第61条第2項と同附則第3条9項に基づく適用除外船舶を除く。

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー法に基づく基本方針において、平成32年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、ノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約70%、リフト付きバス等については、適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約50%、航空機については総機数の約90%をそれぞれ移動等円滑化すること、また、福祉タクシー車両については約28,000台を導入することを目標としている。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

(外部要因)

公共交通事業者の経営状況

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)、公共交通事業者(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

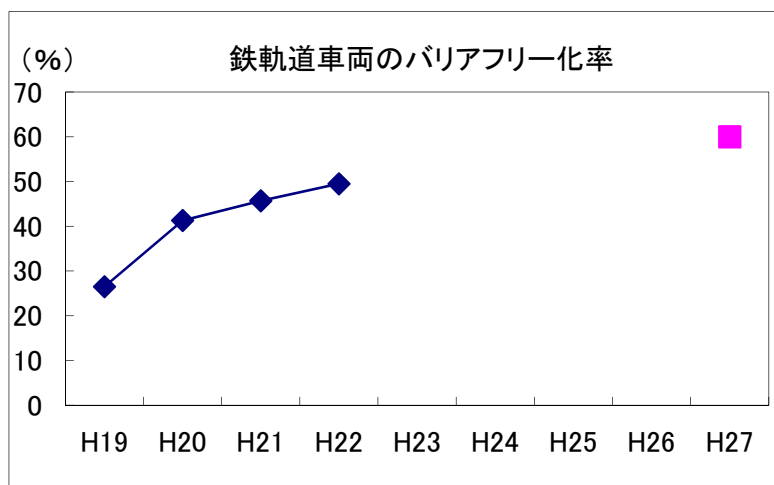
【閣議決定】

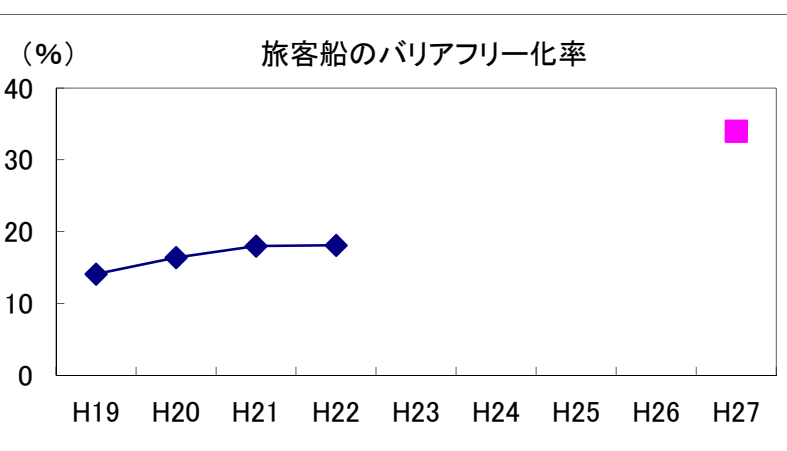
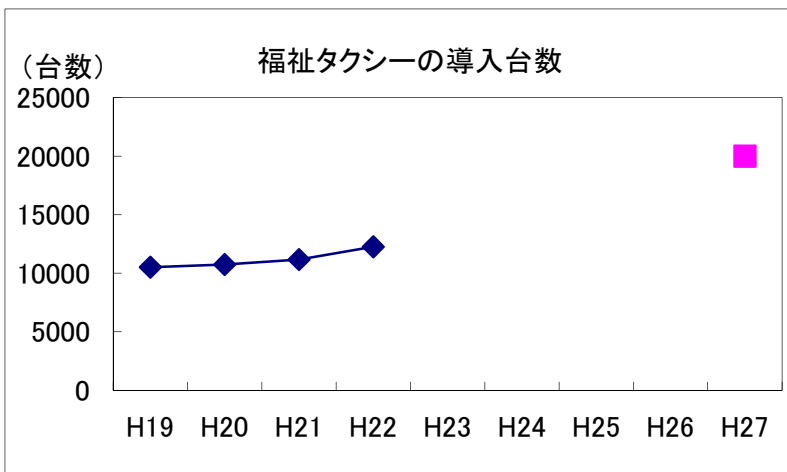
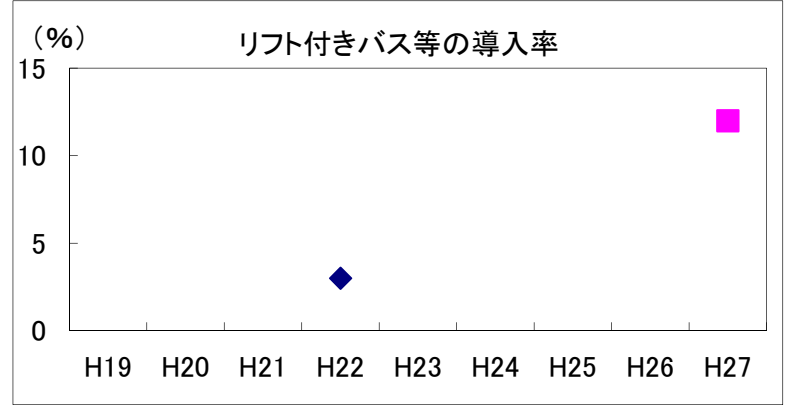
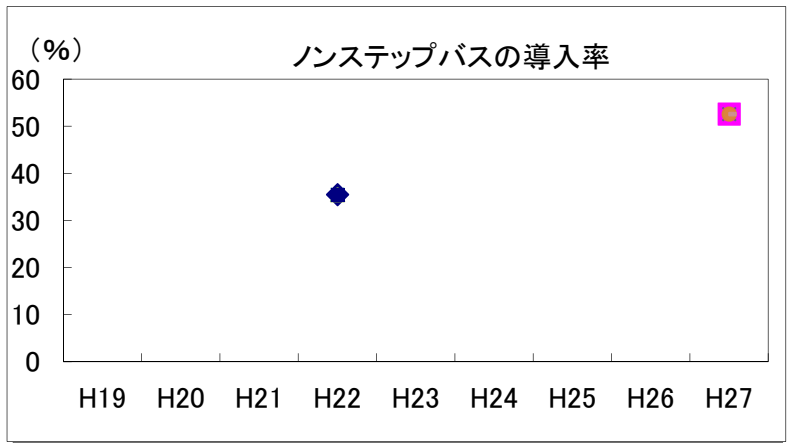
- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)
 - ・経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日)
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。(第4章5.)
 - ・経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。(第5章3.)
 - ・経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日)
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。(第2章1.)
 - ・観光立国推進基本計画(平成24年3月30日)
バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。(第3章3.)
- 【閣決(重点)】

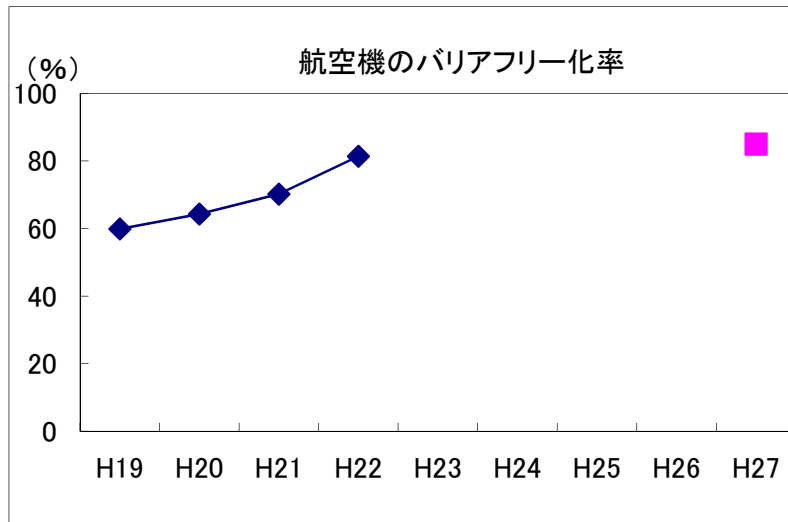
【その他】

なし

過去の実績値(①鉄軌道車両)					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
26.5%	41.3%	45.7%	49.5%	集計中	
過去の実績値(②ノンステップバス)					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
—	—	—	35.5%	集計中	
過去の実績値(③リフト付きバス等)					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
—	—	—	3.0%	集計中	
過去の実績値(④福祉タクシー)					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
10,514台	10,742台	11,165台	12,256台	集計中	
過去の実績値(⑤旅客船)					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
14.1%	16.4%	18.0%	18.1%	集計中	
過去の実績値(⑥航空機)					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
59.9%	64.3%	70.2%	81.4%	集計中	







事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ・地域公共交通の確保・維持・改善の推進 (◎)
 バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。
 予算額：地域公共交通確保維持改善事業 305億円の内数（平成23年度）
- ・LRTシステムの整備
 高齢者、身体障害者等の移動制約者の円滑な移動に寄与するLRTシステムの整備等に対し補助する。
 予算額：LRTシステムの整備 2.31億円（平成23年度）
- ・標準仕様ノンステップバス認定制度の活用
 高齢者、障害者を含むバス利用者の高い利便性及び製造コストの低減を図るため、平成15年度に創設した標準仕様ノンステップバス認定制度による認定を受けたバスに対し、重点的な補助を実施。
- ・バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進
 バリアフリー法に基づき、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、バリアフリー法に基づく基本構想の策定促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。
 予算額：バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.4億円（平成23年度）
- ・低床型路面電車に係る特例措置（固定資産税）
 高齢者・障害者等が路面電車を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄軌道事業者が低床型路面電車を取得した場合の固定資産税の特例措置
 減収額 23百万円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
- ①鉄軌道車両
 ・バリアフリー化された鉄軌道車両の割合は平成19年度から平成22年度にかけての3年間で年度平均約8%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。
 - ②ノンステップバス
 ・ノンステップバスの割合は、中古市場が未成熟であり、かつ新車にあってはワンステップバスと比べて高価であること、座席数が少なく長距離路線が多い地域において敬遠されることが、実績値の伸び悩みの要因と考えられる。長期使用車を中心に代替購入が進む中で、引き続き、バス事業者による支援制度の活用を働きかけることにより、ノンステップバスへの代替が進み、実績値は伸びるものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。
 - ③リフト付きバス等
 ・リフト付きバス等の割合は、通常の車両と比べて高価であること、リフト対応車種が限られていることなどが、実績値の伸び悩みの要因と考えられる。引き続き、バス事業者による支援制度の活用を働きかけることにより、リフト付きバス等への代替が進み、実績値は伸びるものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。
 - ④福祉タクシー
 ・福祉タクシー車両の導入台数については、対前年度比増加率が平成20年度は2.2%であったのに対し、平

成21年度3.9%、平成22年度は9.8%と上昇していること、平成22年末からユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両）が新たに発売されて今後、堅調な導入が予測され、対前年度比で数%の増加率を保つ見込みであるから、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。

⑤旅客船

- ・バリアフリー化された旅客船の割合は、近年の景気の低迷等による旅客船事業の不振、原油価格高騰等の影響による費用負担増等で使用船舶の新造・代替建造が低迷していることが、実績値の伸び悩みの要因と考えられる。船齢15年以上の船舶を中心に代替建造が進むなかで、引き続き、旅客船事業者にはバリアフリー化の働きかけを行うほか、支援制度を併せて活用することで、バリアフリー船への代替が進むものと考えられ、実績値は伸びるものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

⑥航空機

- ・バリアフリー化された航空機の割合は平成19年度から平成22年度にかけての3年間で年度平均約7%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。

（事務事業の実施状況）

- ・車両等のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、補助、税制、融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めてきた。景気の低迷等による事業不振や原油価格高騰等の影響による費用負担増等によって、既存の車両等の買い替えが進まず、実績値が伸び悩んだものもあるが、各支援制度の有効活用等により、鉄軌道車両、航空機のバリアフリー化は概ね順調に進んできたと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①鉄軌道車両

- ・バリアフリー化された鉄軌道車両の割合については、順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、平成27年度の目標値の達成に向け、鉄軌道車両のバリアフリー化の推進を図る。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。

②ノンステップバス

- ・ノンステップバスの割合については、中古市場が未成熟であり、かつ新車にあってはワンステップバスと比べて高価であること、座席数が少なく長距離路線が多い地域において敬遠されていることにより目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたこと、平成24年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。

③リフト付きバス等

- ・リフト付きバス等の割合については、通常の車両と比べて高価であること、リフト対応車種が限られていることにより目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたこと、平成24年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。

④福祉タクシー

- ・福祉タクシー車両の導入台数については、ユニバーサルデザインタクシーが今後堅調に増加することが予測され、順調に進捗するものと考えられるため、「A」と評価した。引き続き、平成27年度の目標値の達成に向け、福祉タクシー車両導入の促進を図る。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置づけることとした。

⑤旅客船

- ・バリアフリー化された旅客船の割合については、近年の景気の低迷等による旅客船事業の不振及び原油価格高騰等の影響による費用負担増等により、使用船舶の新造・代替建造が低迷しており、目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたことから、この制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置づけることとした。

⑥航空機

- ・バリアフリー化された航空機の割合については、順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、平成27年度の目標値の達成に向け、航空機のバリアフリー化の推進を図る。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

バリアフリー車両に係る自動車重量税・自動車取得税の軽減措置を創設

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 山口 一朗）
関係課：鉄道局都市鉄道政策課（課長 堀内 丈太郎）
 鉄道局技術企画課（課長 北村 不二夫）
 自動車局旅客課（課長 鈴木 昭久）
 海事局内航課（課長 瓦林 康人）
 航空局航空ネットワーク部航空事業課（課長 久保田 雅晴）

業績指標 15

ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数

評 価	
A-3	目標値：約 50,000人 (平成24年度) 実績値： 64,365人 (平成23年度) 初期値： 24,043人 (平成19年度)

(指標の定義)

「心のバリアフリー」の促進のためのバリアフリー教室の参加人数の累計

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー法第2章において、国・地方公共団体・施設設置管理者等・国民の責務を規定し、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求める「心のバリアフリー」を促しているため、駅などの施設で、車いすや特殊な装置によって高齢者や障害者などの負担を疑似体験するバリアフリー教室の参加人数の累計を目標値とする。

具体的には、平成24年度までの累計50,000人を目標値とする。過去数年におけるバリアフリー教室への参加人数は、年間約4,000～6,000人であり、増加傾向にある。したがって、今後5年間で6,000人ずつの参加を見込むこととし、目標を $24,043 + 6,000 \times 5 = 54,043 \approx 50,000$ と設定している。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

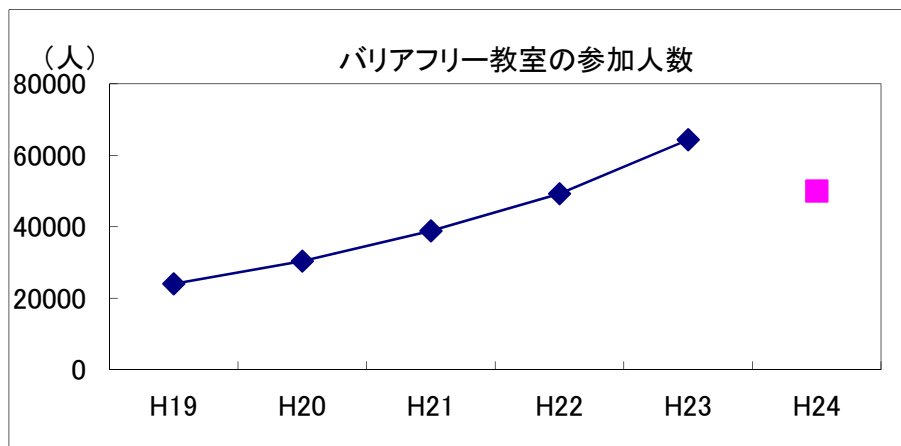
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）
- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）

【閣決（重点）】

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
24,043人	30,381人	38,842人	49,251人	64,365人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進（◎）
バリアフリー法に基づき、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、バリアフリー法に基づく基本構想の策定促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。
予算額：バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.4億円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度までのバリアフリー教室の参加人数は64,365人となっており、平成24年度までに50,000人とする目標を1年前倒しで達成した。

（事務事業の実施状況）

バリアフリーに関する一般国民の理解を深めるため、身近な生活空間におけるバリアフリー点検や、高齢者、障害者等の疑似体験・介助体験をする機会を提供するための「バリアフリー教室」を開催している。例年、地方支分部局が中心となり全国各地で実施されており、参加人数についても順調に増加しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成23年度までの指標が順調に推移しており、「A」と評価した。
- ・目標を既に達成し、また現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を廃止し、「3」とするが、今後も、パンフレットの活用・周知を行うことによりノウハウの全国レベルでの共有を行ったうえで、引き続き地方支分部局が中心となり、全国各地でバリアフリー教室の実施のための取組を進めていくこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局安心生活政策課（課長 山口 一朗）

業績指標 16

園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合（①園路及び広場、②駐車場、③便所）

評 価	
①A-2	①目標値：約5割（平成24年度） 実績値：約47%（平成22年度） 初期値：約44%（平成19年度）
②A-2	②目標値：約50%（平成27年度） 実績値：約39%（平成22年度） 初期値：約32%（平成18年度）
③A-2	③目標値：約39%（平成27年度） 実績値：約32%（平成22年度） 初期値：約25%（平成18年度）

（指標の定義）

バリアフリー法に基づき、特定公園施設（注1）である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準（注2）に適合した都市公園の割合。

（注1）バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設

（注2）「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第115号）で定める特定公園施設の新設、増設、改築を行うときに適合させる移動等円滑化のために必要な一定の基準

- ①（分子）＝都市公園移動等円滑化基準に適合した園路及び広場が設置された都市公園の箇所数
（分母）＝園路及び広場が設置された都市公園の箇所数
- ②（分子）＝都市公園移動等円滑化基準に適合した駐車場が設置された都市公園の箇所数
（分母）＝駐車場が設置された都市公園の箇所数
- ③（分子）＝都市公園移動等円滑化基準に適合した便所が設置された都市公園の箇所数
（分母）＝便所が設置された都市公園の箇所数

（目標設定の考え方・根拠）

バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成32年度までに園路及び広場約60%、駐車場約60%、便所45%を移動等円滑化することとしている。

これを踏まえつつ、①園路及び広場については、社会資本整備重点計画の考え方に合わせて、平成24年度までに約5割達成を目標とし、②駐車場及び③便所については、平成32年度までの中間年である平成27年度に目標の5割以上を達成することとして約50%及び約39%に設定している。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「移動等円滑化の促進に関する基本方針に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）」

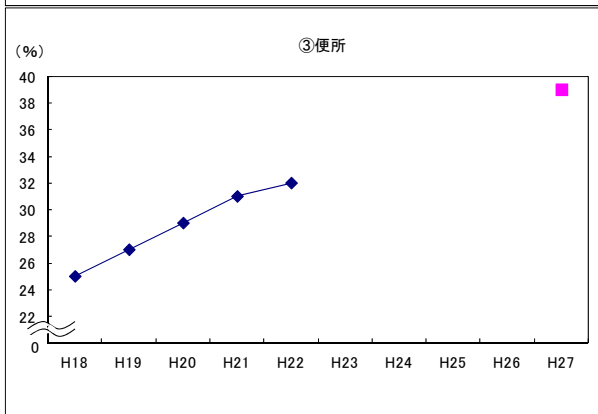
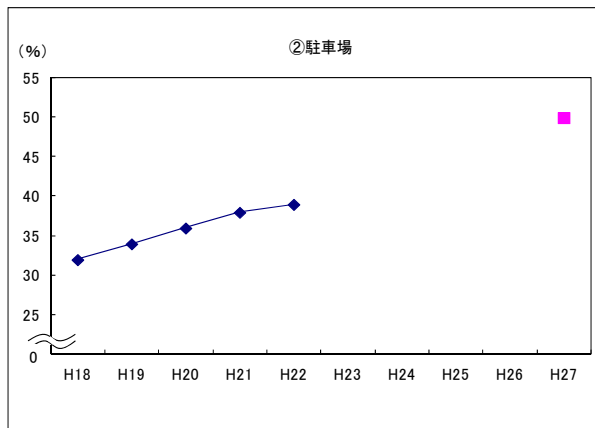
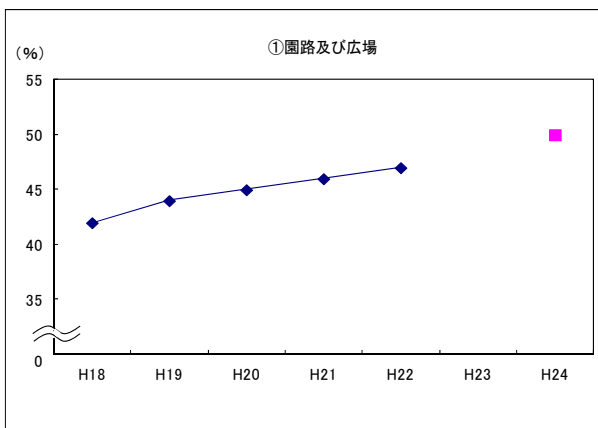
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

	過去の実績値					(年度)
	H18	H19	H20	H21	H22	H23
①園路及び広場	約42%	約44%	約45%	約46%	約47%	集計中
②駐車場	約32%	約34%	約36%	約38%	約39%	集計中
③便所	約25%	約27%	約29%	約31%	約32%	集計中



事務事業の概要
主な事務事業の概要

○都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業による支援の実施 (◎)
 「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画」において、都市公園のバリアフリー化等の目標を定めた地方公共団体に対して、複数の都市公園におけるバリアフリー化対策等の施設整備を緊急かつ重点的に支援する。
 予算額：平成23年度から都道府県事業については地域主権一括交付金へ移行したため、予算額の集計は困難。
 (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要
 該当無し

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)
 平成22年度の実績値は、園路及び広場が約47%、駐車場が約39%、便所が約32%であり、目標値の達成に向けて順調に推移している。
 (事務事業の実施状況)
 地方公共団体におけるバリアフリー化への取組みに対し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を含めた都市公園整備に対する補助事業により支援を実施した。また、平成24年3月に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を改訂し、情報提供・利用支援等のソフト面からもより一層推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、目標値の達成に向けて順調に推移している。今後も緊急かつ計画的に都市公園のバリアフリー化に係る支援を実施していくことから、A-2と評価した。
 現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「公共施設等のバリアフリー化率」に変更するとともに、一部の目標値及び目標年度を平成24年度から平成27年度に見直すこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)
 なし
 (平成25年度以降)
 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業が平成21年度から5箇年間に限定されているため、事業の延伸を含め検討する必要がある。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：都市局 公園緑地・景観課 (課長 舟引 敏明)

業績指標 17

バリアフリー化された路外駐車場の割合

評価

A-2	目標値：約50%（平成24年度） 実績値：45%（平成22年度） 初期値：33%（平成19年度）
-----	--------------------------------------------------------

(指標の定義)

バリアフリー法に基づき、特定路外駐車場（注1）のうち、路外駐車場移動等円滑化基準（注2）に適合した路外駐車場の割合。

（注1）駐車のために供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場。

（注2）「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の設置に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第112号）で定める特定路外駐車場の設置を行うときに適合させる移動等円滑化のために必要な一定の基準

（分子）＝路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の数

（分母）＝特定路外駐車場の数

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー法に基づくバリアフリー化の推移により、平成16年度末（22%）から平成19年度末（33%）までと同様のトレンドが今後も維持されるとして目標値を設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

路外駐車場管理者

(重要政策)

【施政方針】

第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）

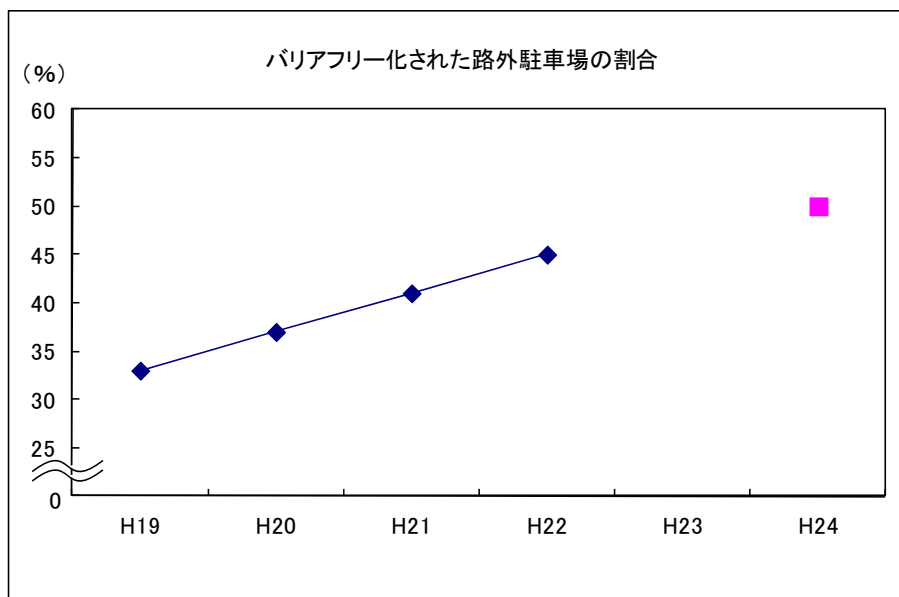
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	H23
33%	37%	41%	45%	集計中	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○路外駐車場のバリアフリー化の推進
バリアフリー法を踏まえ、高齢者や障害者等の移動及び施設利用の利便性等の向上促進について自治体を対象とした担当者会議や駐車場管理者等を対象とした講習会等において周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成22年度については約45%となっており、前年度比+4%と順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

バリアフリー法の趣旨を周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、目標達成に向けて順調に推移していることから、A-2と評価した。
- ・引き続き、バリアフリー法の趣旨を駐車場担当者会議などで周知徹底し、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。
- ・現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「公共施設等のバリアフリー化率」に変更するとともに、目標値及び目標年度を平成24年度から平成27年度に見直すこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 都市局街路交通施設課 (課長 高橋 忍)

業績指標 18

高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率（①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化）

評価	
① B-1	①目標値：59%（平成27年） 実績値：37%（平成20年） 初期値：37%（平成20年）
② B-1	②目標値：18.5%（平成27年） 実績値：9.5%（平成20年） 初期値：9.5%（平成20年）

(指標の定義)

高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定又は高度のバリアフリー化がなされた住宅の割合

①一定のバリアフリー化率（A/B）

②高度のバリアフリー化率（a/B）

※A：65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー化がなされた住宅戸数

※a：65歳以上の者が居住する住宅のうち高度のバリアフリー化がなされた住宅戸数

※B：65歳以上の者が居住する住宅戸数

注 一定のバリアフリー化とは「2箇所以上の手すり設置」又は「段差のない屋内」に該当。

注 高度のバリアフリー化とは「2箇所以上の手すり設置」「段差のない屋内」「車椅子が通行可能な廊下等の幅」のいずれにも該当。

（出典）①、②：平成20年「住宅・土地統計調査」国土交通省独自集計

(目標設定の考え方・根拠)

高齢者が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化について、住生活基本計画で設定している目標値（一定：75%（H32）、高度：25%（H32））をもとにH27の目標値を形式的に設定。

(外部要因)

新規住宅着工数、リフォーム件数等

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

・新成長戦略（平成22年6月18日）

（2）ライフ・イノベーションによる健康大国戦略

【閣決（重点）】

なし

【その他】

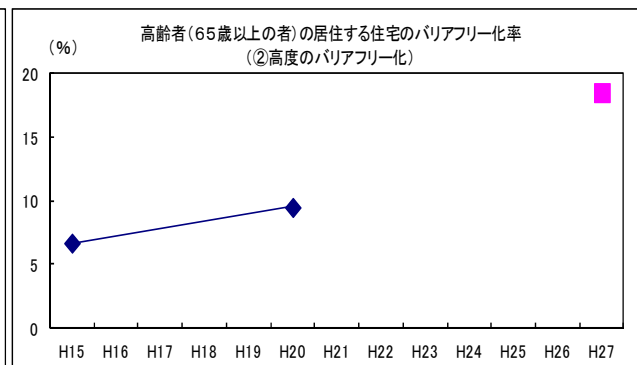
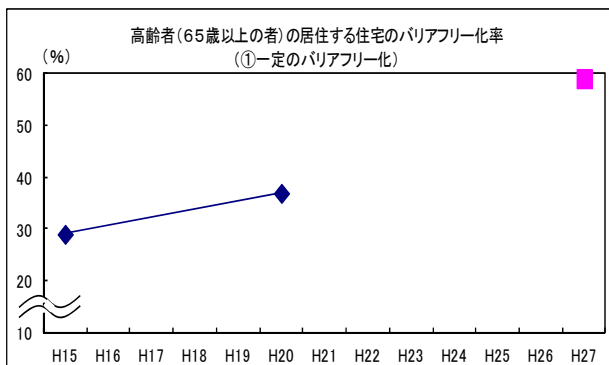
・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

2. 急増する高齢者向けの「安心」で「自立可能」な住まいの確保

～少子高齢化の進展を地域の活力創造の転機へ～

過去の実績値	(暦年)								
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
①	29%	—	—	—	—	37%	—	—	—
②	6.7%	—	—	—	—	9.5%	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給
 - ・新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造を標準仕様として供給するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。
- 住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイント
 - ・エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 住宅金融支援機構による融資
 - ・証券化支援事業の枠組みを利用した優良住宅取得支援制度により、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援（平成21年度第二次補正予算及び平成22年度予備費において、金利の引下げ幅拡大措置を実施（平成23年9月末まで））。予算額（国庫補助金）：4.68億円（平成23年度）
 - ・バリアフリー対応がなされた賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施（平成23年10月まで）。
 - ・満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施。
- 住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。
- サービス付き高齢者向け住宅の供給
 - ・高齢者が安心して暮らすことができる住まいの確保に向け、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正し、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設。同住宅の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例、独立行政法人住宅金融支援機構による融資を合わせて支援する。
- サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置を講じている。
- 住宅金融支援機構によるサービス付き高齢者向け住宅関係融資
 - ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度による付保対象とする。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・業績指標については、実績値の算出根拠である住宅・土地統計調査が5年に一度の調査であるため、平成23年度の実績は把握不能。

（事務事業の実施状況）

- ・バリアフリー対応構造を標準仕様とした公営住宅等の供給を促進した（平成23年度整備戸数実績：14,181戸）
- ・既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した（平成23年度実績：822,945戸）。
- ・住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイントにおいて、エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進した。
- ・住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度により、バリアフリー性等が優れた住宅の取得を金利の引下げで支援（平成21年度第二次補正予算及び平成22年度予備費において、金利の引下げ幅拡大措置を実施（平成23年9月末まで））。
- ・住宅金融支援機構において、バリアフリー対応がなされた賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した（平成23年10月まで）。
- ・住宅金融支援機構において、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施。
- ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。
- ・住宅のバリアフリー改修促進税制やサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制により、共同住宅のバリアフリー化を支援した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・一定のバリアフリー化率、高度のバリアフリー化率ともに平成23年度の実績値は把握不能であるものの、平成24年度に新たな措置を講じることとしていること、また、サービス付き高齢者向け住宅の供給等の措置を講じていること等を踏まえ、「B-1」と評価した。今後も、サービス付き高齢者向け住宅の供給等を通じ、住宅のバリアフリー化を一層促進する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

- ・子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業」を創設する。

(平成25年度以降)

該当なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 首藤 祐司）

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 松本 貴久）

住宅局住宅総合整備課（課長 伊藤 明子）

住宅局安心居住推進課（課長 里見 晋）

住宅局住宅生産課（課長 橋本 公博）

業績指標 19

共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率

評 価	目標値：23%（平成27年） 実績値：16%（平成20年） 初期値：16%（平成20年）
A-1	

(指標の定義)

道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅戸数を共同住宅の総戸数で除したもの(A/B)

※A：道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅戸数 B：共同住宅の総戸数

※A及びBはいずれも「居住世帯のある住宅」戸数

(出典)平成20年「住宅・土地統計調査」等

(目標設定の考え方・根拠)

高齢者、障害者、子どもをはじめとする全ての居住者が安全・快適に住み続けられるよう、個人の努力のみでは達成困難な共同住宅の共用部分のユニバーサルデザイン化（バリアフリー化）について、住生活基本計画で設定している目標値（28%（H32））をもとにH27の目標値を形式的に設定。

(外部要因)

新規住宅着工数、リフォーム件数等

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）
 - （2）ライフ・イノベーションによる健康大国戦略

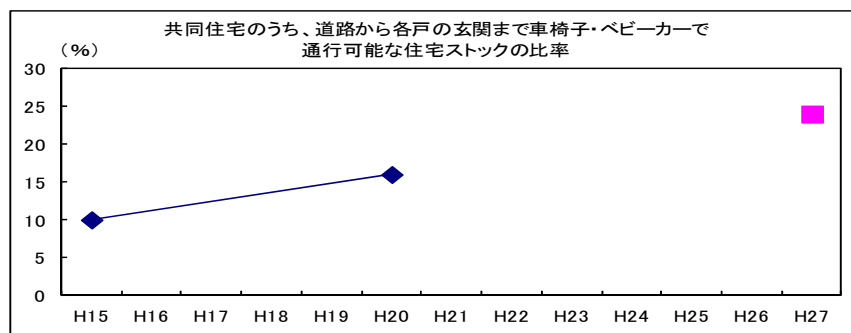
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞
 - Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略
 - 2. 急増する高齢者向けの「安心」で「自立可能」な住まいの確保～少子高齢化の進展を地域の活力創造の転機へ～

過去の実績値								(暦年)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
10%	-	-	-	-	16%	-	-	-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給
 - ・新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造を標準仕様として供給するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。
- 住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイント
 - ・エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 住宅金融支援機構による融資
 - ・証券化支援事業の枠組みを利用した優良住宅取得支援制度により、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援（平成21年度第二次補正予算及び平成22年度予備費において、金利の引下げ幅拡大措置を実施（平成23年9月末まで））。予算額（国庫補助金）：4.68億円（平成23年度）
 - ・バリアフリー対応がなされた賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施（平成23年10月まで）。

- ・満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施。
- ・マンション管理組合が共用部分のリフォーム工事を行う際、住宅金融支援機構により必要な資金に対する融資を実施。
- 住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。
- サービス付き高齢者向け住宅の供給
 - ・高齢者が安心して暮らすことができる住まいの確保に向け、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正し、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設。同住宅の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例、独立行政法人住宅金融支援機構による融資を合わせて支援する。
- サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置を講じている。
- 住宅金融支援機構によるサービス付き高齢者向け住宅関係融資
 - ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度による付保対象とする。
- バリアフリー法による民間住宅の誘導
 - ・共同住宅の建築等をしようとする場合、建物の出入口や廊下等がバリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準（注）に適合するよう努力義務を課している（注）：出入口、廊下、階段、エレベーター等の施設の構造及び配置に関する基準
 - ・バリアフリー法に基づき、所管行政庁から認定を受けた共同住宅のうち一定のものについては、高齢者等の利用に配慮したエレベーター、幅の広い廊下等の施設整備に対する助成制度（バリアフリー環境整備促進事業）による支援を実施している。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・業績指標については、実績値の算出根拠である住宅・土地統計調査が5年に一度の調査であるため、平成23年度の実績は把握不能。

（事務事業の実施状況）

- ・バリアフリー対応構造を標準仕様とした公営住宅等の供給を促進した（平成23年度整備戸数実績：14,181戸）
- ・既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した（平成23年度実績：822,945戸）。
- ・住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイントにおいて、エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進した。
- ・住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度により、バリアフリー性等が優れた住宅の取得を金利の引下げで支援（平成21年度第二次補正予算及び平成22年度予備費において、金利の引下げ幅拡大措置を実施（平成23年9月末まで））。
- ・住宅金融支援機構において、バリアフリー対応がなされた賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した（平成23年10月まで）。
- ・住宅金融支援機構において、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施。
- ・住宅金融支援機構において、マンション管理組合が共用部分のリフォーム工事を行う際、住宅金融支援機構により必要な資金に対する融資を実施。
- ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。
- ・住宅のバリアフリー改修促進税制やサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制により、共同住宅のバリアフリー化を支援した。
- ・既存のマンション等において耐震改修等と合わせて実施されるバリアフリー改修に対して支援を実施。
- ・共同住宅の建築等をしようとする場合、建物の出入口や廊下等がバリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するよう努力義務を課し、そのバリアフリー化を誘導した。
- ・バリアフリー法に基づき、所管行政庁から認定を受けた共同住宅のうち一定のものについては、高齢者等の利用に配慮したエレベーター、幅の広い廊下等の施設整備に対する助成制度（バリアフリー環境整備促進事業）による支援を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率は、着実に進捗しており、平成24年度に新たな措置を講じることとしていること、また、サービス付き高齢者向け住宅の供給等の措置を講じていることや今後も住宅のバリアフリー施策を積極的に推進する予定であることから、「A-1」と評価した。引き続きこれまでの施策を着実に推進するとともに、サービス付き高齢者向け住宅の供給等を通じ、住宅のバリアフリー化を一層促進する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- ・民間賃貸住宅の質の向上を図り、空家を有効に活用することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図る民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業を創設する。

(平成25年度以降)

該当なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 首藤 祐司）

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 松本 貴久）

住宅局住宅総合整備課（課長 伊藤 明子）

住宅局安心居住推進課（課長 里見 晋）

住宅局住宅生産課（課長 橋本 公博）

住宅局建築指導課（課長 井上 勝徳）

住宅局市街地建築課（課長 坂本 努）

施策目標個票

(国土交通省23-④)

施策目標	海岸・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	海洋汚染防止対策や湿地や干潟の再生、海岸浸食対策等を実施することにより、良港な海洋・海岸・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	良好な海洋・海岸・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成等のため、浚渫土砂を有効活用した効率的な海岸浸食対策や閉鎖性水域における水環境の改善、海運業界への直接的指導による海洋汚染防止対策等を実施しているところである。一部の業績指標を除き、目標達成に向けた傾向が示されており、各施策はおおむね順調な推移を示している。 今後も施策目標の達成に向けた取り組みを継続していく。

業績指標	20 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数	初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		平成19年度以降毎年度
		0件	0件	0件	0件	0件	0件	A-2	0件
	年度ごとの目標値		0件	0件	0件	0件	0件		
	21 水辺の再生の割合(海岸)	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		約2割	約18%	約23%	約26%	約27%	約29%	B-3	約4割
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	22 油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数	初期値	実績値					評価	目標
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
		0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	A-2	0隻
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	23 湿地・干潟の再生の割合(港湾)	初期値	実績値					評価	目標
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		約2割	21.5%	22.0%	22.4%	22.6%	25.7%	B-3	約3割
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	24 廃棄物を受け入れる海面処分場の残存確保年数	初期値	実績値					評価	目標
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		約6年	約6年	約7年	約7年	約7年	約7年	A-2	約7年
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	25 三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合	初期値	実績値					評価	目標
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		約40%	40.3%	41.4%	42.3%	42.9%	44.5%	A-2	約45%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
		当初予算(a)	11,535	5,607	3,333	7,086
		<190,570>	<145,123>	<145,044>	<152,397>	
	補正予算(b)	4,027	0	750	-	
		<140,687>	<4,662>	<12,326>	-	
	前年度繰越等(c)	3,727	4,171	1,215	-	
		<32,482>	<91,456>	<28,634>	-	
	合計(a+b+c)	19,289	9,778	5,298	7,086	
		<363,739>	<241,241>	<186,004>	<152,397>	
	執行額(百万円)	14,799	8,503			
		<274,020>	<209,997>			
	翌年度繰越額(百万円)	4,171	1,215			
		<88,677>	<28,634>			
	不用額(百万円)	320	60			
		<1,042>	<2,610>			

※上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)				
-----------------	------------------------	--	--	--	--

担当部局名	港湾局	作成責任者名	港湾局計画課(課長 松原 裕)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----	--------	-----------------	----------	---------

業績指標 20

我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数

評価

A-2	目標値：0件（平成19年度以降毎年度） 実績値：0件（平成23年度） 初期値：0件（平成18年度）
-----	---------------------------------------------------------

(指標の定義)

ナホトカ号油流出事故（平成9年1月2日）規模以上の被害を及ぼす海洋汚染・海上災害の件数

(目標設定の考え方・根拠)

ナホトカ号油流出事故規模以上の被害を及ぼす海洋汚染等の件数を0で継続する

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

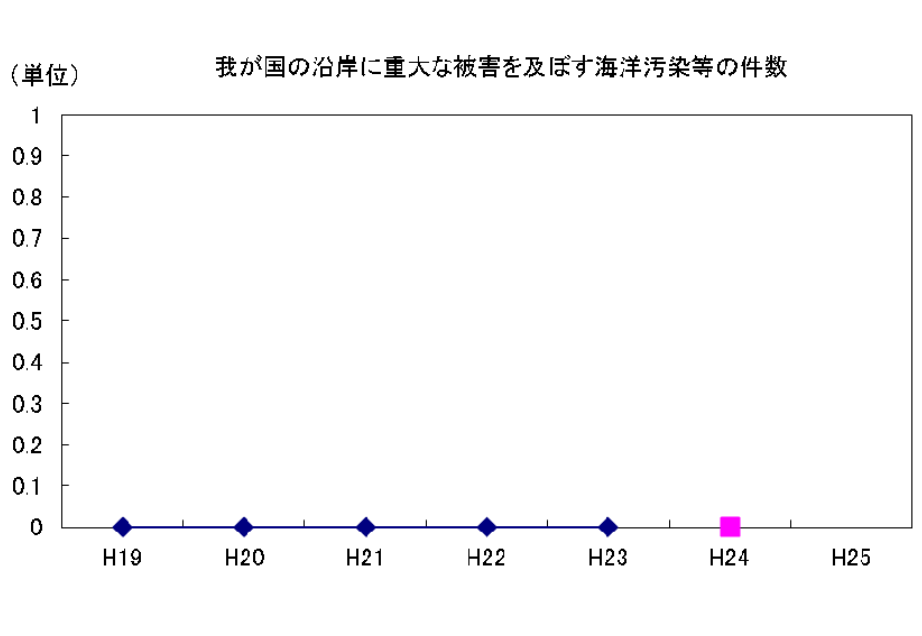
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	H24
0	0	0	0	0	0



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・海洋汚染防止指導
海防法の周知徹底、船舶からの海洋汚染防止を巡る国際的な動向についての情報提供・意見交換等を行う。
予算額583千円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

海洋汚染防止指導事業の継続的な実施の結果、海運関係者等の間に海洋汚染防止に対する意識が浸透し、平成22年度に引続き平成23年度も0で移行しており、順調であると推測される。

(事務事業の実施状況)

平成23年度は、北海道運輸局、四国運輸局等3カ所において、海洋汚染防止指導・講習会を開催し、活発な意見交換が行われた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値の「0」を達成している一方、引き続き関係者等への海洋汚染防止指導を行い、今後も当該目標値を達成し続けていく必要があるため、A-2と評価した。

特に、船舶からの廃棄物の排出要件の大幅な改正やバラスト水及び船体付着物を通じた有害水生生物の越境移動による生態系破壊対策等、国際海事機関（IMO）での議論の動向及びそれに伴う国内法令改正等の動きについては、国民への影響も大きいことから注目され、海洋汚染防止に係る国際動向を踏まえた国内法令の改正も着々と実施されていることから、情報提供を重点的に行い、関係者への海洋汚染防止に対する意識の更なる浸透を図っていく必要がある。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局海洋政策課（課長 大石 英一郎）

関係課：

業績指標 2 1

水辺の再生の割合（海岸）

評 価

B-3	目標値：約4割（平成24年度） 実績値：約29%（平成23年度） 初期値：約2割（平成19年度）
-----	--------------------------------------------------------

（指標の定義）

過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺（河岸延長：1,270km）や海岸侵食によって失われた砂浜（砂浜延長：460km）のうち復元・再生する割合

水辺の再生の割合（海岸）＝①／②

①：復元・再生した河岸や砂浜の延長

②：過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺や海岸侵食によって失われた砂浜の延長

（目標設定の考え方・根拠）

長期的には回復可能な延長の100%を再生・回復することを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

農林水産省、地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）
百年先を見通した我が国の生物多様性の保全（3.戦略2③）
豊かな水辺づくり（3.戦略6③）
- ・第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）
河川・湿原など（第2部第1章第8節）
沿岸・海洋（第2部第1章第9節）
- ・海洋基本計画（平成20年3月18日）
沿岸域の総合的管理（第2部9）
- ・国土形成計画（平成20年7月4日）
流域圏に着目した国土管理（第2部第6章第1節）
海域の利用と保全（第2部第6章第5節）
- ・国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）
環境の保全と美しい国土の形成（3.（5））
- ・生物多様性国家戦略2010（平成22年3月16日）
河川・湿原など（第2部第1章第8節）
沿岸・海洋（第2部第1章第9節）

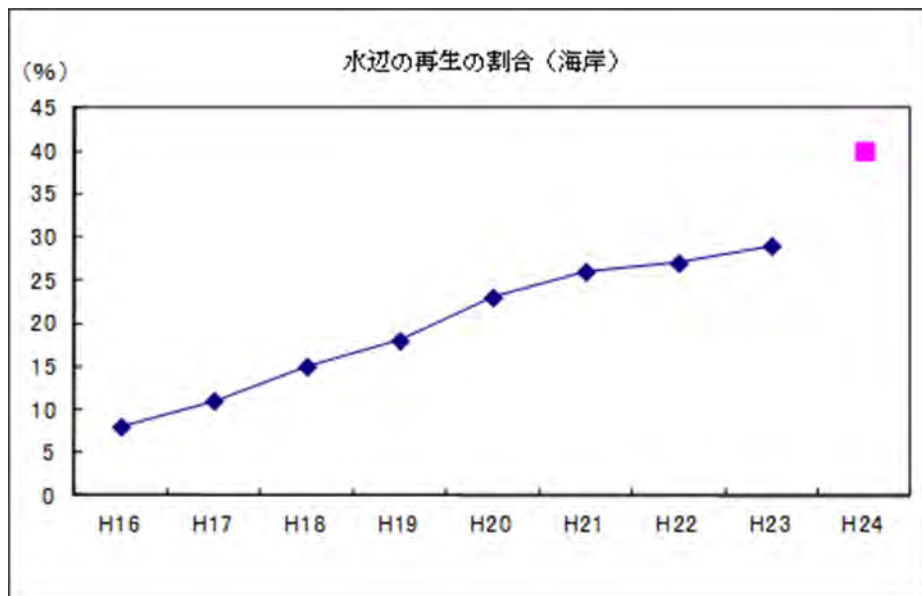
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値							(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
約8%	約11%	約15%	約18%	約23%	約26%	約27%	約29%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①自然再生、多自然川づくり等（◎）

河川において、良好な自然環境の再生のための自然再生事業や多自然川づくりを推進。

予算額：河川事業費4,264億円の内数（平成23年度）

社会資本整備総合交付金17,539億円の内数（平成23年度国費）

地域自主戦略交付金5,120億円の内数（平成23年度国費）

②渚の創生事業（◎）

海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所への余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。

予算額：海岸事業費260億円（平成23年度）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・自然再生事業や多自然川づくりによる河川環境の保全・再生や、海浜の整備や侵食対策などによる良好な砂浜の保全創出など、着実に事業の進捗が図られてきた。

- ・平成23年度の実績値は、約2%（約20km）進捗し約29%となっている。

（事務事業の実施状況）

- ・自然再生、多自然川づくり等を石狩川（北海道）、木曾川（三重県）等で実施

- ・渚の創生事業を実施

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、事業推進にあたっての人材育成及びアドバイザーの現地への派遣等の技術的支援等を実施する。

- ・効率的な土砂管理対策により砂浜の創出に努める。

- ・業績指標は着実な進捗を示してきたが、目標達成にはやや届かなく、また、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を廃止することとするため、「B-3」と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局河川環境課（課長 小池 剛）

関係課：水管理・国土保全局海岸室（室長 五道 仁実）

港湾局海岸・防災課（課長 丸山 隆英）

業績指標 2 2

油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数

評 価

A-2	目標値：0 隻（平成 2 3 年度） 実績値：0 隻（平成 2 3 年度） 初期値：0 隻（平成 1 9 年度）
-----	----------------------------------------------------------------

(指標の定義)

我が国に入港しようとする国際総トン数 1 0 0 トン以上の外航船舶（タンカーを除く。以下、同じ。）が我が国の領海又は排他的経済水域において油流出を伴う事故を起こした場合の当該外航船舶の船主責任保険の未加入隻数（なお、タンカーについては、国際条約に基づく基金による損害賠償保障制度が確立されていることから、本指標からは除いている。）

(目標設定の考え方・根拠)

我が国に入港しようとする国際総トン数 1 0 0 トン以上の外航船舶に対しては油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入義務付け等を内容とした法改正に基づき、平成 1 7 年 3 月以降、我が国に入港しようとする外航船舶のうち、油流出を伴う座礁等の事故を起こしたものの保険未加入隻数は 0 隻であることから、次年度以降も保険未加入数 0 隻を目標とする。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

該当なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

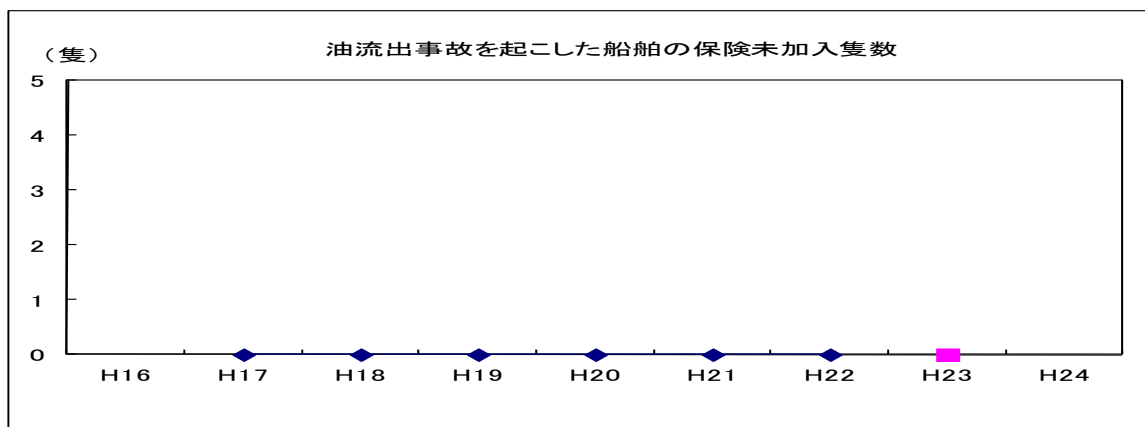
なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

過去の実績値					(年度)
H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	
0 隻	0 隻	0 隻	0 隻	0 隻	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○放置座礁船対策

「船舶油濁損害賠償保障法」に基づき、我が国に入港する 1 0 0 トン以上の外航船舶の船舶所有者等に、油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入を徹底させる。

予算額：当初予算 4 7 百万円

関連する事務事業の概要

○外国船舶油等防除対策費補助金

やむを得ず地方公共団体が外国船舶の座礁等による排出油の防除等を行った場合に、当該防除等費用の一部について支援措置を講じる。

予算額：当初予算 15百万円

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数は0隻であり、順調である。

(事務事業の実施状況)

平成23年度も引き続き、「船舶油濁損害賠償保障法」に基づき、我が国に入港する100トン以上の外国船舶の船長等からの事前通報等により保険加入の有無を確認するとともに、同法の規定に違反する事実がある場合には、保障契約締結の命令等の是正命令を行い、是正措置を講じさせ我が国に入港する100トン以上の外航船舶への保険加入の徹底を図った。

平成23年保障契約締結命令等発出件数 11件

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は0隻であり、A-2と評価した。これは、船舶油濁損害賠償保障法に基づく、我が国に入港する100トン以上の外航船舶への保険加入の義務付けが、船舶所有者等に十分浸透しているものと考えられる。

しかし、ひとたび無保険船による座礁等の事故が発生すると、海洋環境へ多大な影響を及ぼすとともに、油防除等に莫大な費用を要することから、引き続き放置座礁船対策を推進していく。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：海事局総務課危機管理室(室長 芳鐘 功)

業績指標 23

湿地・干潟の再生の割合（港湾）

評価

B-3	目標値：約3割（平成24年度） 実績値：25.7%（平成23年度） 初期値：約2割（平成19年度）
-----	---------------------------------------------------------

（指標の定義）

過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で、回復可能な面積約7,000ha（湿地3,000ha、干潟4,000ha）のうち自然再生事業等の実施により復元・再生した割合。

湿地・干潟の再生の割合＝①／②

①：復元・再生した面積

②：過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で回復可能な面積

（目標設定の考え方・根拠）

長期的には回復可能な面積の100%を再生・回復することを目標として、平成19年度までに1,506ha（湿地47ha、干潟1,459ha）を再生。

平成24年度までに約3割の湿地・干潟を再生することを目標値として、平成20年度から平成24年度までに670ha（湿地600ha、干潟70ha）を再生する。

$(1,506\text{ha} + 670\text{ha}) / 7,000\text{ha} = 0.31 = \text{約}3\text{割}$

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第三次環境基本計画（平成18年4月7日）

閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進します。（第2部第1章第4節3）

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）

藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出を推進。失われてきた河川の氾濫原における湿地の再生。（第3章戦略6③）

- ・第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）

港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場等の造成を推進します（第2部第1章9節）

失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、特に国民や地域社会の関心が高い地域などにおいては、河川などの自然再生事業を重点的・集中的に実施します。（第2部第1章第8節）

- ・海洋基本計画（平成20年3月18日）

浅海域の藻場、干潟、サンゴ礁等については、海洋の生物多様性や環境浄化機能を確保し、海洋の自然景観を保全する上で重要な場所であるが、過去にその多くが失われているため、干潟等の積極的な再生・回復を推進する。（第2部2（1））

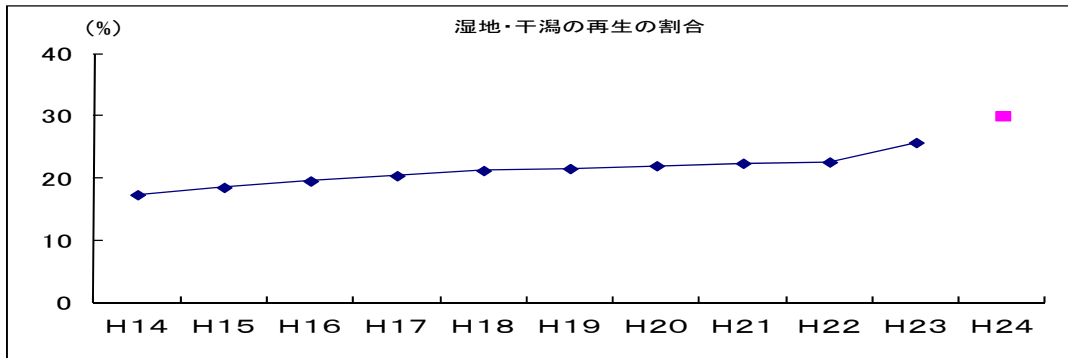
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
20.4%	21.2%	21.5%	22.0%	22.4%	22.6%	25.7%



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ①河川における湿地・干潟の再生 (◎)
 河川において、湿地や干潟を再生する自然再生事業を推進することにより、良好な河川環境の保全・再生を図る。
 予算額：河川事業費等4,264億円の内数（平成23年度）
 社会資本整備総合交付金17,539億円の内数（平成23年度）
 - ②港湾空間における自然環境の保全、再生及び創出 (◎)
 港湾において、浚渫土砂等を活用して、良好な自然環境である海浜・干潟等の保全・再生・創出を図る。
 予算額：港湾整備事業費2,490億円の内数（平成23年度）
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の目標に対して、現在の進捗率はやや低いものの、自然再生事業等の実施により、平成14年度から平成23年度までに約8%の進捗が図られており、湿地・干潟の再生割合は増加している。

(事務事業の実施状況)

横田港（広島県）、百貫港（熊本県）等にて干潟の再生を行っている。平成14年度から自然再生事業を創設し、多摩川（東京都）、釧路川（北海道）等にて湿地の再生を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

自然再生事業等は複数年かけて完了するものであるため、事業完了時点において湿地・干潟再生面積を計上する当該指標の現時点の進捗率はやや低いものの、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合」に変更するとともに目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直した上で、引き続き施策を推進していくことから、「B-3」と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局海洋・環境課（課長 池上 正春）
 関係課：水管理・国土保全局河川環境課（課長 小池 剛）

業績指標 2 4

廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数

評 価

A-2	目標値：約7年（平成24年度） 実績値：約7年（平成23年度） 初期値：約6年（平成19年度）
-----	-------------------------------------------------------

（指標の定義）

廃棄物の受入期間の計画値から算出される各海面処分場における残余確保年数の平均値

（目標設定の考え方・根拠）

港湾整備において発生する浚渫土砂を、海面処分場にて計画的に処分していく必要がある。また、一般廃棄物に関して、内陸部における処分場の確保が困難になってきていることから、都市部を中心に海面処分場への依存度が高くなっている。そのため、内陸部における処分場だけでは対応できない廃棄物等を可能な限り減量化した上で、港湾空間において受け入れていく必要がある。このようなことから、港湾において海面処分場を計画的に整備する必要がある。

海面処分場について、平成19年度に整備中の事業に加えて、新規整備などの対策を講じない場合、海面処分場の全国平均した残余年数は平成19年度において約6年のところが、平成24年度には約4年となってしまふ。また、通常、海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに平均して約7年の年数が必要である。よって、廃棄物処分の逼迫した状況を回避するためには、海面処分場を計画的に整備し、残余年数を概ね7年以上確保することから、目標値を約7年と設定した。

（外部要因）

内陸部においては廃棄物の最終処分場の確保が困難になってきている。また、最終処分場に係る環境規制等の強化を受け、海面処分場の維持管理及び跡地利用に係る港湾管理者の負担が増加している。

（他の関係主体）

- 環境省（廃棄物行政を所管）
- 港湾管理者（事業主体）
- 市町村（一般廃棄物の処理責任者）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月25日：第5章第2節5 循環資源の適正な利用・処分に向けた仕組みの充実）

最終処分場などについては、残余容量の予測を行いつつ、引き続きその整備や埋立て容量の再生の検討を進めるほか、地方公共団体の共同処理を推進するとともに、大都市圏における都道府県の区域を超えた広域的な対応を推進します。

環境基本計画（平成24年4月27日：第2部第1章第6節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組）
 廃棄物の適正処理と地域住民との十分な対話を前提として、必要な廃棄物処理施設、最終処分場の整備を進める。

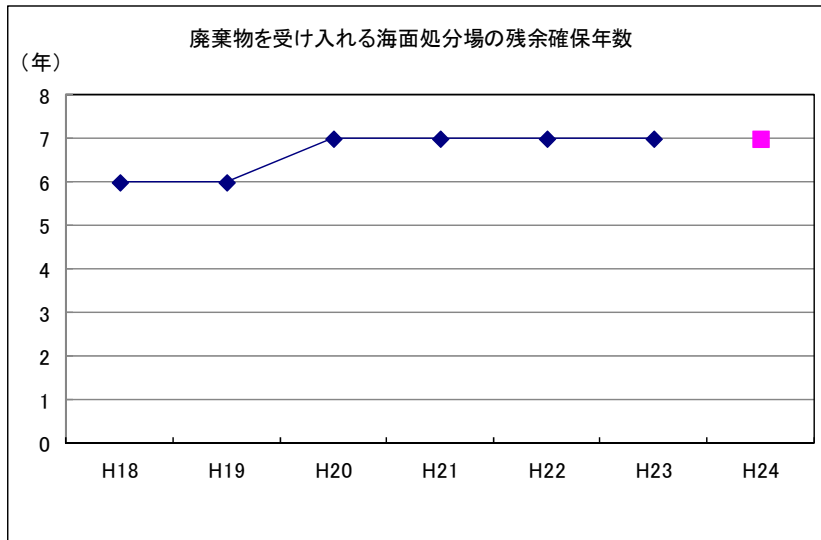
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
約6年	約7年	約7年	約7年	約7年



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・廃棄物埋立護岸の整備
都市圏を中心に内陸での最終処分場の確保が困難となっていることから、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場を整備し、廃棄物を受け入れる。また、大阪湾においては近畿2府4県168市町村（平成24年3月現在）を対象とした広域処分場の整備を推進する。
- <廃棄物埋立護岸>
事業費：約 9.5 億円（平成23年度）
- <広域臨海環境整備センター法に基づく広域処分場>
事業費：約0.5 億円（平成23年度）
- ・循環型社会形成推進のための港湾法等の改正
陸上処分場に対する国の支援との均衡を図り、海面処分場の計画的な整備を更に推進するため、港湾法等を平成19年6月に改正し、廃棄物埋立護岸等の整備にかかる国の負担割合を4分の1から3分の1に引き上げた。
- ・海面処分場の延命化
浚渫土砂の有効利用を促進し、減量化された廃棄物を受け入れるほか、延命化対策を実施することにより、海面処分場の長寿命化を図る。特に逼迫が著しい首都圏については、首都圏で発生する建設発生土を全国の港湾等で建設資材として活用するなど、広域利用を推進する。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度の実績値は目標値を達成しており、トレンドが継続すれば目標年度において目標値を達成すると考えられることから、評価はA-2とした。引き続き、目標の達成に向け、必要な廃棄物埋立護岸の整備や延命化対策を実施する。

（事務事業の実施状況）

平成23年度は全国17港及び大阪湾において、廃棄物埋立護岸の整備を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度は、全国13港及び大阪湾において、廃棄物埋立護岸の整備を行うなど、今後も引き続き廃棄物海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

【行政事業レビュー「公開プロセス」における評価結果】（平成24年6月15日）

一部改善：需要予測、事業の優先順位、適切な費用管理のあり方を検証すべき。受益者負担の観点から、地方自治体等の費用負担のあり方を改めて検証すべき。

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局海洋・環境課（課長 池上 正春）

業績指標 25

三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合

評価	
A-2	目標値：約45%（平成24年度） 実績値：約45%（平成23年度） 初期値：約40%（平成19年度）

(指標の定義)

三大湾（東京湾、大阪湾、伊勢湾）において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の底質改善が必要な区域（3,100ha）のうち、改善した割合。（底質改善を実施した面積）／（底質改善が必要な区域の面積）

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には底質改善した区域の割合を100%とすることを目標として、平成19年度までに1,252ha（深掘跡埋め戻し500ha、覆砂等752ha）を改善。

平成24年度までに約45%の区域を改善することを目標値として、平成20年度から平成24年度までに130ha（深掘跡埋め戻し80ha、覆砂等50ha）を改善する。

$$(1,252\text{ha} + 130\text{ha}) / 3,100\text{ha} = 0.446 = \text{約}45\%$$

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- 第三次環境基本計画（平成18年4月7日）

閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進します。（第2部第1章第4節3）

- 21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）

閉鎖性水域の水質汚濁対策の推進。（第3章戦略6③）

- 第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）

港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、深掘跡の埋め戻しを推進します。（第2部第1章9節）

汚染の著しい海域などにおいて、覆砂を行うことにより、海域における水質浄化対策を実施していきます。（第2部第1章9節）

- 海洋基本計画（平成20年3月18日）

内湾等の閉鎖性海域において、赤潮や貧酸素水塊の発生により生物の生息・生育環境が悪化している。水環境の改善を図るため、覆砂等による底質改善を総合的・計画的に推進する。（第2部2（2））

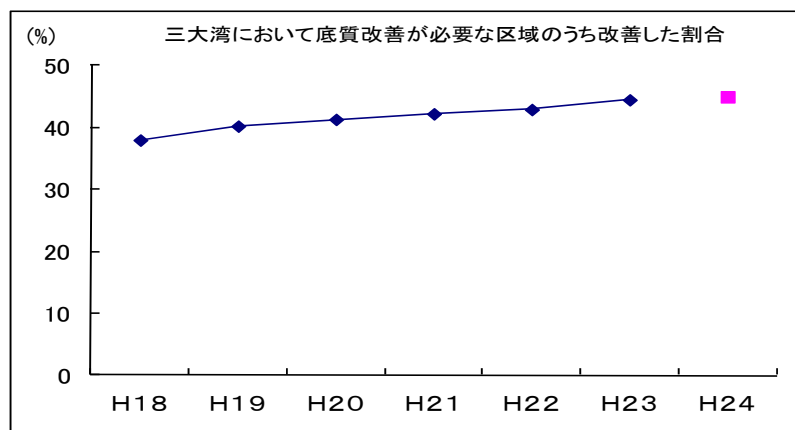
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H18	H19	H20	H21	H22	H23	
38.0%	40.3%	41.4%	42.3%	42.9%	44.5%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○港湾空間における自然環境の保全・再生及び創出 (◎)
港湾整備により発生する浚渫土砂を活用して、深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施。
予算額：港湾整備事業費 2, 490 億円の内数 (平成 23 年度)
(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

深掘跡の埋め戻し、覆砂等の取組により、底質改善された割合は着実に増加している。平成 23 年度までに 1, 384 ha を改善した。平成 22 年度から平成 23 年度まで 1.6% 改善しており、このトレンドだと目標達成が可能となる。

(事務事業の実施状況)

平成 20 年度に伊勢湾での整備が完了している。平成 23 年度は東京湾、大阪湾において、港湾整備により発生する浚渫土砂を活用した深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

現在のトレンドが継続すれば目標を達成するため A-2 と評価した。現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の目標値及び目標年度を平成 24 年度から平成 28 年度に見直した上で、引き続き深掘跡の埋め戻し、覆砂等を推進していく。

平成 24 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 24 年度)

なし

(平成 25 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：港湾局海洋・環境課 (課長 池上 正春)

施策目標個票

(国土交通省23-⑤)

施策目標	快適な道路環境等を創造する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を進めることで、快適な道路環境等を創造する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>快適な道路環境等の創造のため、道路の新設又は拡幅と一体的に行う電線共同溝の整備などコスト削減のための無電柱化手法を積極的に活用し、また環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税・自動車取得税の時限的減免措置を実施してきたところであり、各業績指標とも順調かつ着実に推移しているところである。</p> <p>今後も引き続き、環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を推進していく。</p>

業績指標	26 市街地等の幹線道路の無電柱化率	初期値	実績値					評価	目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
		13.2%	12.7%	13.2%	13.4%	14.0%	15.0%	A-2	15.0%
	年度ごとの目標値								
	27 新車販売に占める次世代自動車の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	21年度	22年度	23年度				27年度
10.5%		9.9%	10.5%	14.7%			A-1	15.0%	
年度ごとの目標値									

施策の予算額・執行額等【参考】 ※下段()書きは、複数施策に関連する予算であり、外数である。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	236,316	146,901	140,773	134,765	
			<528,467>	<336,437>	<322,075>	<309,863>	
		補正予算(b)	54,590	11,364	21,885	-	
			<59,571>	<4,041>	<10,012>	-	
	前年度繰越等(c)	91,559	63,983	52,368	-		
		<8,829>	<9,591>	<66,032>	-		
	合計(a+b+c)	382,464	222,247	215,026	134,765		
		<596,868>	<350,069>	<398,119>	<309,863>		
	執行額(百万円)	314,201	168,371				
	<553,779>	<250,880>					
翌年度繰越額(百万円)	63,983	52,368					
	<8,306>	<66,032>					
不用額(百万円)	4,280	1,508					
	<34,782>	<33,157>					

※上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	道路局 関係局:自動車局	作成責任者名	・道路局環境安全課 (交通安全政策分析官 鹿野 正人) ・自動車局環境政策課 (課長 板崎 龍介)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----------------	--------	------------------------------------------------------------	----------	---------

業績指標 26

市街地等の幹線道路の無電柱化率

評 価

A-2	目標値：15.0% (平成23年度) 実績値：15.0% (平成23年度) 初期値：13.2% (平成20年度)
-----	----------------------------------------------------------------

(指標の定義)

市街地(※1)等の幹線道路(※2)のうち、電柱、電線類のない延長の割合

※1 都市計画法における市街化区域

※2 国道および都道府県道

(目標設定の考え方・根拠)

無電柱化の整備進捗状況に関する道路管理者への調査結果を基に目標値を設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

- ・地方公共団体(事業主体)
- ・電線管理者(電気、通信、CATV等)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)
- ・観光立国推進基本計画(平成24年3月30日)
「引き続き無電柱化を推進する」(3.3-2(一)②)

【閣決(重点)】

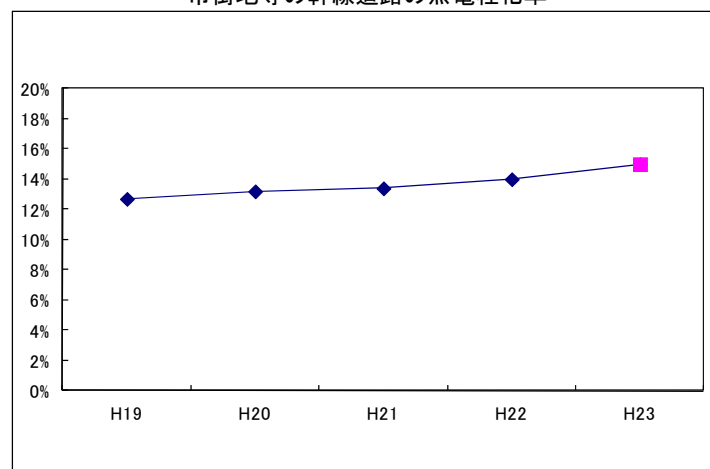
なし

【その他】

- ・第9次交通安全基本計画(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)
- ・防災基本計画(平成23年12月27日中央防災会議作成)

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
12.7%	13.2%	13.4%	14.0%	15.0%	

市街地等の幹線道路の無電柱化率



事務事業の概要

主な事務事業の概要

電線類の地中化

・電線類の地中化など快適な生活空間を形成する道路整備を推進する。

予算額：道路整備費 13,415 億円（国費）、社会資本整備総合交付金 17,539 億円（国費）及び内閣府計上の地域自主戦略交付金 5,120 億円（国費）の内数（平成 23 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 23 年度末における市街地等の幹線道路の無電柱化率は 15.0%と目標値の 15.0%に達しており、順調に進捗している。

（事務事業の実施状況）

安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、観光振興等を図るため、地方公共団体、電線管理者等と連携し、軒下・裏配線方式等の地域の実情に応じた多様な手法の活用によりコスト縮減を図りつつ、まちなかの幹線道路に加え、主要な非幹線道路も含めて無電柱化を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・市街地等の幹線道路の無電柱化率については、目標を達成している。現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の目標値及び目標年度を平成 23 年度から平成 28 年度に見直した上で、引き続き取り組みを推進していくため業績指標を A-2 と評価した。

平成 24 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 24 年度）

なし

（平成 25 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局環境安全課（交通安全政策分析官 鹿野 正人）

関係課：道路局国道・防災課（課長 三浦 真紀）

業績指標 27
新車販売に占める次世代自動車の割合

評 価	
A-1	目標値：15.0%（平成 27 年度） 実績値：14.7%（平成 23 年度） 初期値：10.5%（平成 22 年度）

(指標の定義)
 新車販売に占める次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG 自動車等）の普及割合。

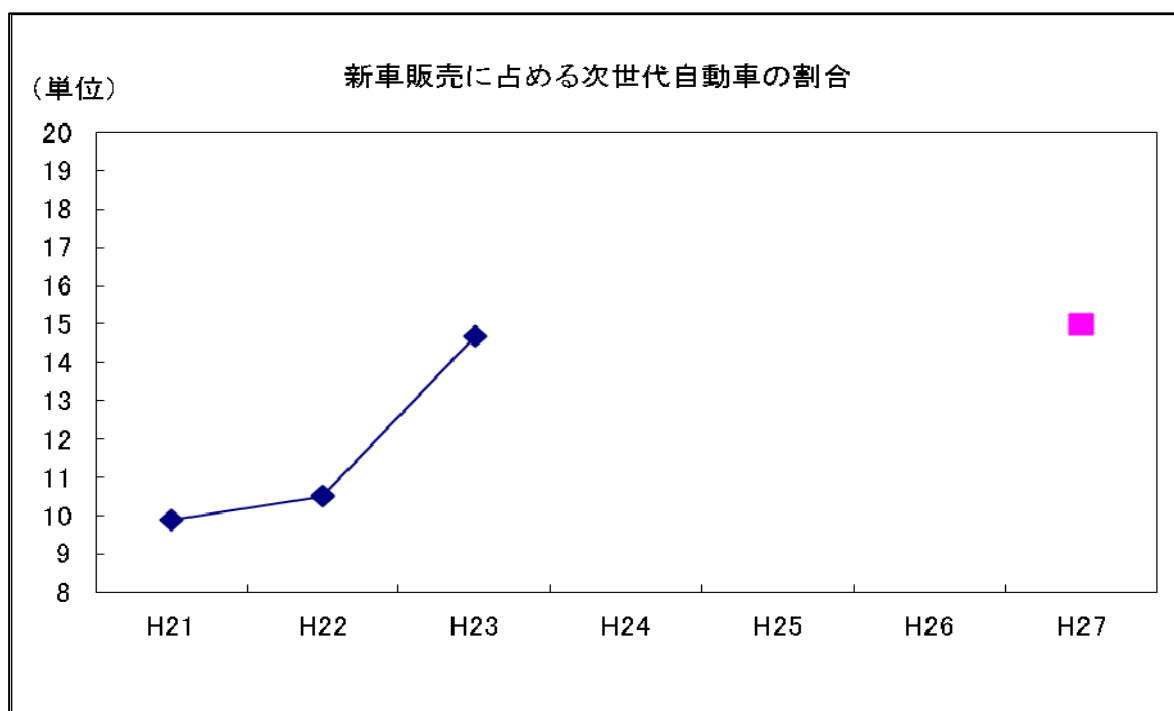
(目標設定の考え方・根拠)
 次世代自動車戦略 2010（平成 22 年 4 月 12 日）において示された目標である「乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 2020 年までに 20%～50%」をベースに、2015 年度（平成 27 年度）までの評価のための目標値を設定。

(外部要因)
 経済情勢、エネルギー価格、充電施設等整備状況等

(他の関係主体)
 経済産業省

(重要政策)
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 なし
【その他】
 平成 24 年 年央目途で策定予定のエネルギー・環境に関する政府の次の計画を踏まえ、本指標を改訂する可能性有り。

過去の実績値				(年度)
H 2 1	H 2 2	H 2 3		
9.9%	10.5%	14.7%		



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 低公害車普及促進対策費補助金（事業費10.4億円（平成23年度））
- 観光地における公共交通のグリーン化促進事業（事業費4.5億円（平成22年度補正、平成23年度に全額繰り越し））
- 次世代大型車開発・実用化事業（事業費2.5億円（平成23年度））
- 環境対応車普及促進事業（エコカー補助金）（事業費21.9億円（平成23年度4次補正））※事業用自動車のみ
- 自動車税のグリーン化
電気自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車、一定の排ガス性能を満たすCNG自動車並びに排ガス及び燃費性能に優れた自動車に対して自動車税の税率を概ね50%軽減する一方、新車新規登録から一定年数以上を経過した自動車に対しては税率を概ね10%重課。
- 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税及び自動車取得税の時的減免措置
電気自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、一定の排出ガス性能を満たすCNG自動車及び一定の排出ガス及び燃費性能を満たすハイブリッド自動車等に係る自動車重量税及び自動車取得税を最大で免税。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年12月より実施しているエコカー補助金の影響等を考慮すれば、次年度以降、多少の悪化の可能性も想定されるが、おおむね順調に推移していくものと推察される。

（事務事業の実施状況）

- ・トラック・バス・タクシー事業者を中心に、電気自動車、ハイブリッド自動車、CNG車等の導入に対する支援を実施している。
- ・環境性能を格段に向上させた次世代のバス・トラック等を開発し、実際の事業で使用する走行試験等を実施している。
- ・環境性能に優れた自動車への買換・購入需要を促進するため、自動車税のグリーン化や環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税及び自動車取得税の時的減免措置を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成23年度の実績値は14.7%であり、目標値である15.0%（平成27年度）に向けて順調に推移していること、平成24年度以降、各施策の改善を図っていることから、A-1と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

- ・低公害車普及促進対策費補助金の対象を絞り込み。
- ・電気自動車への補助をより効果的なものに重点化（電気自動車による地域交通グリーン化事業）。
- ・自動車と家庭・業務の省CO2・省エネルギー管理の一体的推進に関する事業を新設。
- ・自動車の車体課税の見直し
自動車重量税のいわゆる「当分の間税率」を見直し、エコカー減税やグリーン化特例等の特例措置について見直し・拡充を行った上で延長することにより、エコカーについて重点的に負担を軽減。

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局環境政策課 板崎 龍介
関係課：

施策目標個票

(国土交通省23-⑥)

施策目標	水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	安全・安心な水資源の確保を図るため、安定的な水利用の確保、健全な水循環系の構築、世界的な水資源問題への対応、水源地域の保全・活性化等の総合的な水資源政策を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p> 渇水影響度については、平成22年、平成23年の単年実績値は目標値を下回っている(目標を達成している)が、平成23年時点の過去5年間平均値は目標値を上回った(目標を達成していない)。一方で、平成18年度から平成23年度までにおいて、38箇所の水資源開発施設の完成により約17.8m³/sの水道用水が開発され、水資源開発施設の整備が図られたことで、水資源の需給ギャップの縮小に寄与したと考えられる。 </p> <p> 水源地域整備計画については、平成23年度までの実績値は目標値を達成していないが、平成18年度から平成23年度までにおいて、9箇所の整備事業が完了し、ほぼ目標値に近い状態に達している。 </p> <p> 今後も安全・安心な水資源の確保や水源地域の活性化等を推進していくことが必要である。 </p>

業績指標	28 渇水影響度	初期値	実績値					評価	目標値	
		(18年時点の過去10年平均)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		23年度	(初期値と23年時点の推計値の平均)
		6,900日・%	3,605日・%	7,373日・%	12,079日・%	7,259日・%	2,255日・%	4,833日・%	B-5	5,300日・%
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		
	29 世界的な水資源問題に対応するための国際会議への開催及び参加件数	初期値	実績値					評価	目標値	
		18年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		23年度	23年度
		9件	9件	11件	11件	11件	12件	14件	A-2	13件
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		
	30 地下水採取目標量の達成率	初期値	実績値					評価	目標値	
		21年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		23年度	26年度
		94.5%	97.4%	89.1%	95.9%	94.5%	92.2%	調査中	A-2	100.0%
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		
	31 水源地域整備計画の完了の割合	初期値	実績値					評価	目標	
		18年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		23年度	23年度
		57%	57%	61%	63%	64%	67%	67%	B-5	70%
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	17,547	11,926	10,811	12,652
補正予算(b)		88	932	288	-	/
前年度繰越等(c)		5,544	7,407	4,236	-	/
合計(a+b+c)		23,179	20,265	15,335	12,652	/
	執行額(百万円)	17,224	15,964	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)	5,907	4,236	/	/	/
	不用額(百万円)	48	65	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	水管理・国土保全局 水資源部	作成責任者名	水資源政策課 (課長 池本 武広)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	----------------	--------	-------------------	----------	---------

業績指標 28
 渇水影響度

評 価

B-5	目標値：5,300日・%（初期値と平成23年時点の推計値の平均） 実績値：6,760日・%（平成23年時点の過去5年平均） 初期値：6,900日・%（平成18年時点の過去10年平均）
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

渇水による影響を、取水制限率と取水制限日数との積で表す（単位：日・%）
 取水制限率については、各水系、期間ごとの制限率（複数の地域がある場合は最大値。）を採用し、実績値は一級水系109水系分を積み上げて算出している。

（目標設定の考え方・根拠）

業績指標として、特に国民生活に対する影響を考慮し、全国の一級水系における水道用水の取水制限を対象とした。ただし、渇水は気象条件に大きく左右されることから、評価時点の年次だけで評価するのではなく、過去10年間程度の平均値で評価することが適当と考えられる。このため、業績目標の初期値は、平成9年から平成18年までの10年間の実績の平均値とした。目標値については、業績目標の上限が5年であることに鑑み、初期値と平成23年（本業績指標の目標年次）の推計値（3,886日・%）の平均により算定した。

（外部要因）

気象条件、特に著しい少雨。水資源開発施設整備の進捗等

（他の関係主体）

厚生労働省
 地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

水資源開発基本計画（利根川・荒川水系（平成20年7月4日）、豊川水系（平成18年2月17日）、木曾川水系（平成16年6月15日）、淀川水系（平成21年4月17日）、吉野川水系（平成14年2月15日）、筑後川水系（平成17年4月15日））

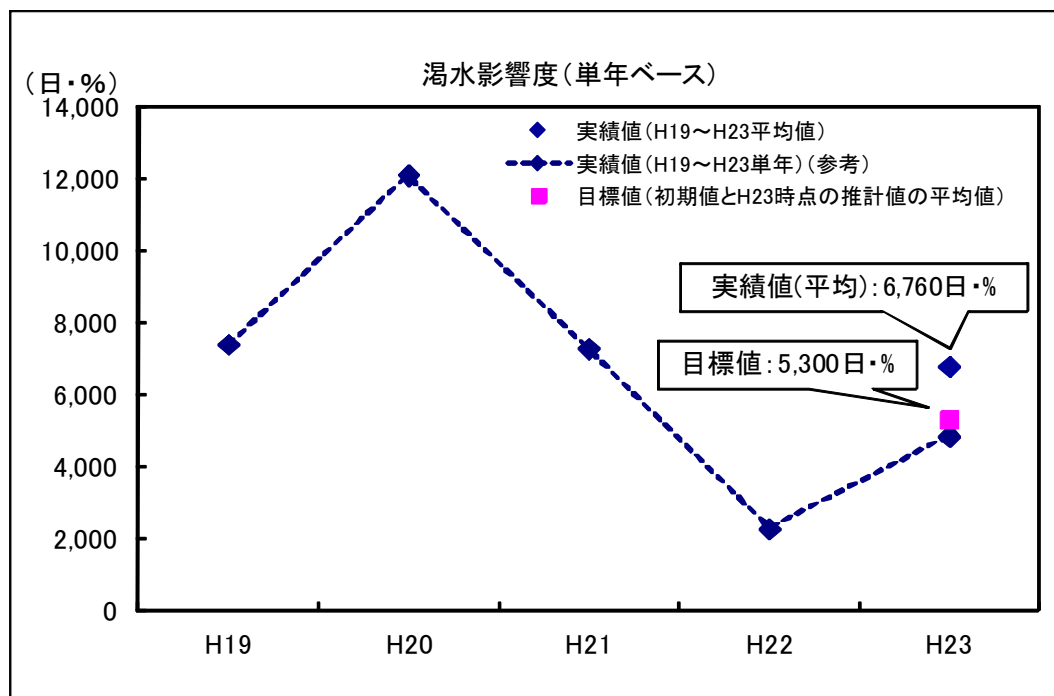
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値（単年ベース）					（暦年）
H19	H20	H21	H22	H23	過去5年平均
7,373日・%	12,079日・%	7,259日・%	2,255日・%	4,833日・%	6,760日・%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 水資源開発基本計画（フルプラン）の着実な進捗
水利用の安定性の確保、施設の計画的な更新・改築、新たなニーズへの対応等の観点からフルプランを策定し、それに位置付けられた水資源開発施設の建設や既存施設の有効活用等の多様な施策により、水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する。
予算額 0.32 億円（平成 23 年度）
- ② 独立行政法人水資源機構事業の推進
ダム等建設事業及び用水路等建設事業を推進するとともに、管理業務等を実施する。
予算額 295.04 億円（平成 23 年度）
- ③ 流域における水循環の健全化に向けた総合的取組みの推進
健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて、地域や流域で健全な水循環系構築に向けた施策を促進するための手法を検討し、「流域における水循環健全化計画（仮称）」策定に向けた取組み等を行う。
予算額 0.10 億円（平成 23 年度）
- ④ 水の有効利用の推進
水の合理的な利用及び節水型社会の構築を促進、支援することを目的として、雑用水利用の堅実な普及、長期的な継続利用を図る。そのため、雑用水利用施設の更新性、維持管理に着目した基礎調査、支援策の検討を実施するとともに、環境面での社会貢献度を検証するなど、多様な観点から雑用水利用施設の導入による効果を整理し、更なる普及促進を図る。
予算額 0.11 億円（平成 23 年度）
- ⑤ 日本及び世界の水資源確保のための情報の体系的な収集・提供システムの整備
我が国の水資源の確保を図り、世界の水危機の解決に貢献するために、水資源に関する体系的な情報収集・提供・解析システムの検討を行う。
予算額 0.13 億円（平成 23 年度）
- ⑥ 気候変動に対応した水量・水質一体管理に関する施策の推進
中長期的な気候変動や社会経済活動の変化が水量・水質に与える影響を検討し、必要な箇所に必要な水量・水質を確保する方策について検討を行う。また、気候変動等により発生が想定される利水安全度を大きく上回る規模の渇水について、社会活動に与える影響を把握するとともに、渇水被害の軽減を図られる方策について、検討を行う。
予算額 0.21 億円（平成 23 年度）
- ⑦ 水供給システムの安全・安心確保のための施策の推進
ダムから取水堰、基幹的水路施設を経てエンドユーザーに至る水供給システムについて、各種災害等によるリスクを分析する。また、リスク等の情報をもとに、計画的な施設の改築等のハード対策や、水備蓄や給水行動、節水等の緊急時を想定した事前準備・応急復旧等に係るソフト対策の促進を図る。
予算額 0.12 億円（平成 23 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「指標は平成 19 年から平成 23 年までの 5 年間の平均値で評価することとしている。指標の一部となる平成 19 年、平成 20 年、平成 21 年の実績値は、目標達成に向けた成果を示していない。」

平成 23 年時点の過去 5 年平均値は、6,760 日・% となり、初期値（6,900 日・%）は下回るものの、目標値（5,300 日・%）を上回った。

この主な理由として、平成 19 年から平成 23 年の 5 年間のうち平成 19 年、平成 20 年、平成 21 年は、水需要が増大する春から夏において、四国地方を中心とする西日本の広い範囲で記録的な少雨に見舞われ、取水制限に至った地域が多くなったことがあげられる。

一方、平成 24 年度以降は、平成 23 年度までに整備された水資源開発施設が業績目標の達成に寄与することが見込まれるが、渇水は、気象条件に大きく左右され、特に近年、少雨化傾向や季節別変動が大きくなっていることなどから、今後も、水供給の安定性確保のための施策、水の有効利用の推進などを行っていくことが重要である。

なお、平成 23 年度は、6 箇所の水資源開発施設の完成により約 2.8m³/s の水道用水が開発され、水資源の需給ギャップの縮小に寄与したと考えられる。

（事務事業の実施状況）

平成 23 年度には、独立行政法人水資源機構事業 295 億円をもって、水資源開発施設の整備及び管理等を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標の達成状況を見ると、H22、H23 それぞれの実績値は目標値を下回っているが、過去 5 年間（H19～H23）の平均値は目標値を上回っている。

この理由としては、近年の気象変動が考えられ、5 年間の平均値を用いる手法では適切な評価が困難になるため、本指標は今年度をもって終了することとし、新たな評価指標を検討する。

よって、評価は B-5 と判断した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局水資源部水資源計画課 (課長 宮崎 正信)

関係課：なし

業績指標 29

世界的な水資源問題に対応するための国際会議の開催及び参加件数

評価

A-2	目標値：13件（平成23年度） 実績値：14件（平成23年度） 初期値：9件（平成18年度）
-----	------------------------------------------------------

（指標の定義）

水に関する国連ミレニアム開発目標（「2015年までに安全な飲料水を利用できない人口（約11億人）の割合を半減させる」）達成に資するために行われた世界の水資源問題に関する国際会議等開催数及び参加件数

（目標設定の考え方・根拠）

国連ミレニアム開発目標達成のためには、世界各国の取り組みが不可欠である。

かつ、これらの取り組みを我が国がリードしていく観点から、①我が国が国際会議等を開催し、また、各種国際会議等に参加し、日本国政府として、②方針の提示、③各種文書等への提言等の盛り込み、④意見交換の場での理解促進、⑤プレゼンテーション等の実施による啓発・普及等を図ることが国連ミレニアム開発目標の達成に資することになることから、これらの取り組み総数を政府方針に基づき5年後に1.5倍とする。

（外部要因）

国連関係機関等における水に関する国際会議開催数の減少

（他の関係主体）

関係省（外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）

（重要政策）

【施政方針】

第165回国会安倍内閣総理大臣所信表明演説（平成18年9月29日）

「今後5年以内に、主要な国際会議の開催件数を5割以上伸ばし、アジアにおける最大の開催国を目指します。」

【閣議決定】

観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）

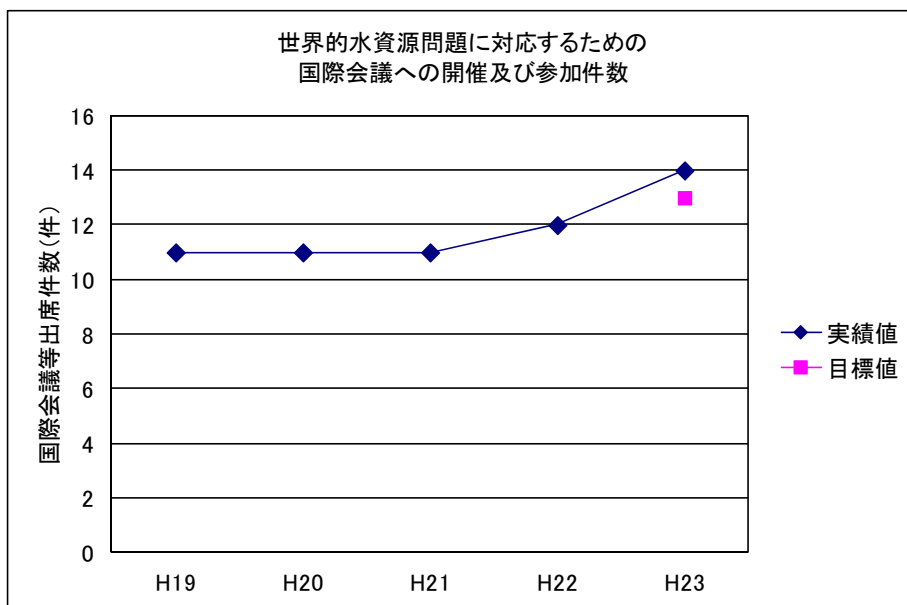
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)	
H18	H19	H20	H21	H22	H23	
9件	11件	11件	11件	12件	14件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

世界的な水資源問題を踏まえた我が国の対応に関する施策の推進
国際的な水資源問題に関する我が国の国際協力の展開方向を検討すると同時に、特に先進主要国からの情報を活用しつつ、我が国の新たな水資源施策のあり方につき検討を行う。
予算額0.51億円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「達成した」

・最終年となる平成23年度の実績は14件であり、当初目標としていた件数の国際会議の開催及び参加ができた。

（事務事業の実施状況）

- ・H23の国際会議等開催及び参加実績は以下のとおり。
 - ストックホルム世界水週間（平成23年8月21～24日：スウェーデン・ストックホルム）
 - 日・ベトナムIWRMワークショップ準備会合（平成23年9月23～27日：ベトナム・ハノイ、フエ）
 - 第4回IWAアジア太平洋地域会議（IWA-ASPIRE）（平成23年10月2～6日：日本・東京）
 - 日中水資源交流会議（平成23年10月11日：中国・北京）
 - 第17回国連水と衛生に関する諮問委員会（UNSGUB）総会（平成23年11月14～15日：ドイツ・ボン）
 - グリーン経済対策会議（ボン+10）（平成23年11月16～18日：ドイツ・ボン）
 - 第6回世界水フォーラム準備会合（平成23年12月5～7日：フランス・パリ）
 - IWRMガイドライン運営委員会（平成23年12月8～9日：フランス・パリ）
 - リオ+20に向けた国連水関連友好国会議（平成23年12月19日：アメリカ・ニューヨーク）
 - 日・ベトナムIWRMワークショップ（平成24年1月9日：ベトナム・ハノイ）
 - 第6回世界水フォーラム準備会合（平成24年2月2～3日：フランス・パリ）
 - 第6回世界水フォーラム（平成24年3月12～17日：フランス・マルセイユ）
 - 日・中・韓水担当閣僚会合（平成24年3月13日：フランス・マルセイユ）
 - 日米二カ国会談（平成24年3月13日：フランス・マルセイユ）

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成23年度における国際会議の開催及び参加件数については目標を達成することができた。2015年の国連ミレニアム開発目標達成に資するべく、我が国の水資源に係る取り組み、技術を国際会議等の場を通じて広く発信していくことは重要であり、今後も引き続き現在の施策を維持することとしてA-2と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局水資源部水資源計画課（課長 宮崎 正信）
関係課：水管理・国土保全局下水道部下水道企画課（課長 長田 朋二）
水管理・国土保全局河川計画課（課長 池内 幸司）

業績指標 30

地下水採取目標量の達成率

評価

A-2	目標値：100%（平成26年度） 実績値：92.2%（平成22年度） 初期値：94.5%（平成21年度）
-----	------------------------------------------------------------

(指標の定義)

地盤沈下防止等対策要綱地域（濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部）における地下水採取目標量の達成率

(目標設定の考え方・根拠)

地盤沈下に伴う被害の著しい濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部の3地域については、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において、昭和60年4月に濃尾平野及び筑後・佐賀平野、平成3年11月に関東平野北部の各地域で「地盤沈下防止等対策要綱」が決定された。要綱では、対象地域における地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るため、規制区域内における遵守すべき地下水採取目標量を定めている。当該地下水採取目標量は平成21年度に見直し期限を迎え、「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」において、要綱の取り組みを継続し概ね5年毎に評価検討を行うことを申し合わせた。

以上のことから、要綱の見直しを行った平成21年度を目標値設定年次、次回評価検討を行う平成26年度を目標年次とした上で、対象地域毎に要綱で定められている地下水採取の年間目標量（濃尾平野は2.7億m³、筑後・佐賀平野は0.09億m³、関東平野北部は4.8億m³）の合計である7.59億m³以下に抑制された場合を100%として目標値を設定する。

(外部要因)

降水量の減少等による短期的・局所的な地下水採取

(他の関係主体)

関係府省（内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）
 地方公共団体（要綱地域内）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

濃尾平野及び筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱（昭和60年4月26日）
 関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱（平成3年11月29日）

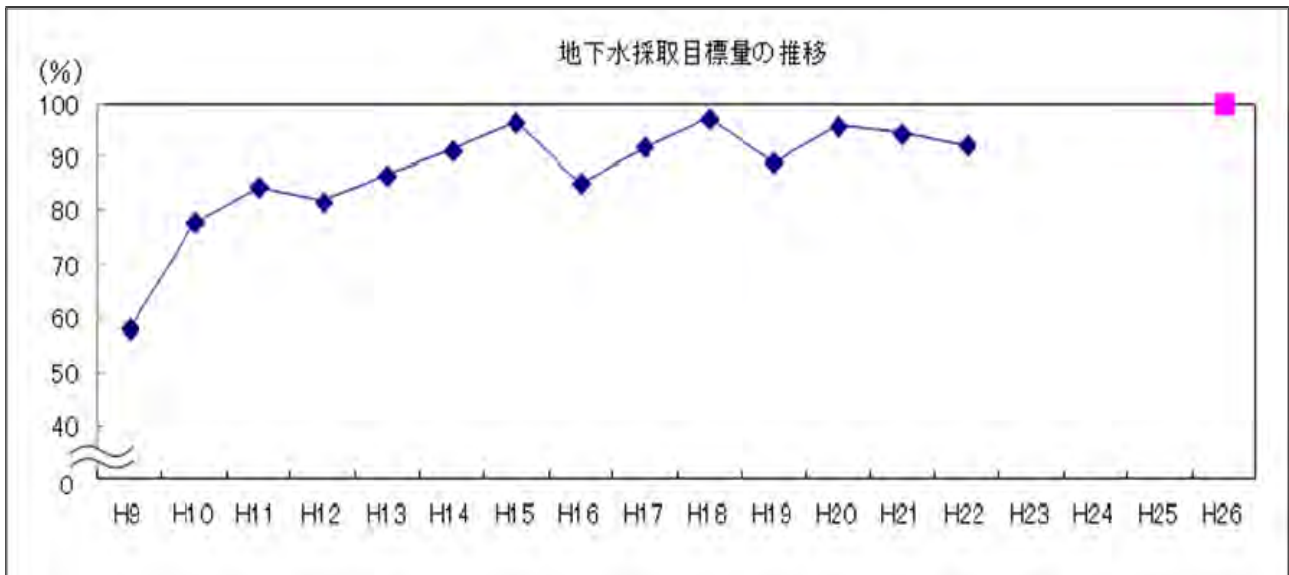
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値													(年度)
H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
77.8%	84.5%	81.8%	86.8%	91.4%	96.7%	85.1%	91.9%	97.4%	89.1%	95.9%	94.5%	92.2%	調査中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

安心・安全な地下水の保全・利用に向けた取り組みの推進 予算額：22百万円（H23年度）
濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部について、地盤沈下を防止し併せて地下水の保全を図るため、地下水・地盤沈下状況等の調査資料及び観測資料等を収集・整理し、地下水量採取量と地盤沈下のメカニズムなどを分析し、地下水採取目標量の妥当性等を検討するとともに今後の取り組みの方向性を検討する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調である」

平成22年度の地下水採取量の達成率は92.2%となり、平成21年度実績（94.5%）を下回った。
この主な理由として、地下水採取量は、降雨の影響に大きく作用され、平成22年度は対象地域のうち関東平野北部において平年を下回る降雨の影響により地下水採取量が一次的に増加したことにより、達成率が低下した。
地下水採取目標量の達成に向け、各地で行われている施策は順調に進捗しており、目標値の達成が見込まれる。

（事務事業の実施状況）

対象地域における施策の円滑な実施を図るために、濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部の3地域で地盤沈下防止等対策要綱推進協議会を開催した。主な議題は次のとおり。

- ・地盤沈下及び地下水位の状況
 - ・地下水採取の状況
 - ・地盤沈下による被害の実態
 - ・地盤沈下防止等対策の実施状況
 - ・地下水の適正利用及び地盤沈下防止等対策の推進のために必要な事項
- さらに、「地盤沈下防止等対策要綱の実施状況」をとりまとめた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、関東平野での平年を下回る降雨の影響で達成率が一時的に低下した。
平成22年度は、平年と比べ関東平野において降雨量が少なく、目標達成に厳しい条件であったが、同様な小降雨であった平成19年度と比べて実績値は向上しており、施策の実施効果により着実な進捗を見せていると判断できることからA-2と評価した。

今後は、従来の年間地下水採取目標量の達成に加え、短期的な地下水採取量の増加に伴う地盤沈下の発生に対応するとともに水資源として有効に活用するため、観測所毎の管理水位の設定、地下水情報の共有や監視体制の確立など地下水保全管理方を構築していく必要がある。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局水資源部水資源政策課（課長 池本 武広）

関係課：なし

業績指標 3 1
 水源地域整備計画のうち事業が完了した計画の割合

評 価	
B-5	目標値：70%（平成23年度） 実績値：67%（平成23年度） 初期値：57%（平成18年度）

（指標の定義）
 分母を平成19年度までに策定済みの水源地域整備計画（89）、分子をそのうち整備計画に位置づけられた整備事業が完了済みの計画の数とした割合。

（目標設定の考え方・根拠）
 ダム等の建設促進を図るため、ダム建設により影響を受ける地域の再建が重要であるので、水源地域対策特別措置法の水源地域整備計画に定められる各事業の着実な推進が望まれる。
 目標設定に関しては、今後5年後まで過去の実績値の推移と同様に実績の積み上げを図るものとして、平成23年度に70%と設定した。

（外部要因）
 ダム事業等自体の進捗、地元の経済・社会状況の変化

（他の関係主体）
 地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

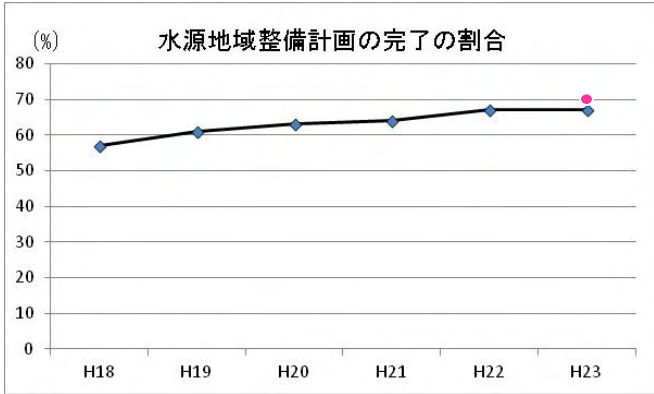
【施政方針】
 なし

【閣議決定】
 なし

【閣決（重点）】
 なし

【その他】
 なし

過去の実績値						（年度）
H18	H19	H20	H21	H22	H23	
57%	61%	63%	64%	67%	67%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

水源地域の活性化

①水源地域の生活環境及び産業基盤を整備し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域対策特別措置法に基づくダム等の指定、水源地域整備計画の決定、整備事業の円滑な推進等、同法の適切な運用を図る。
 予算額 0.06億円（平成23年度）

②水資源の起点として重要な役割を持つ水源地域の活性化するために、社会全体の関心の喚起、資源の誘導方策等について調査・検討を実施する等、水源地域の活性化を検討する。
 予算額 0.25億円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「目標値には達しなかった。」

水源地域対策特別措置法の水源地域整備計画に基づく事業が各水源地域で実施されているが、ダム事業の進捗の遅れや事業主体の財政事情に伴う一部事業の先送りにより、平成23年度に新たに水源地域整備計画が完了したダムは無く、平成23年度末における業績目標の実績値は67%で目標値には達しなかった。

平成18年度からの5カ年においては、ほぼ着実に実績の積み上げが図られている。なお、一部のダムでは水源地域整備計画の予定工期が延長されており、その理由としては、ダム建設事業の動向の変化等の外的要因による影響が挙げられている。

(事務事業の実施状況)

水源地域整備計画の進捗にあたっては、計画に位置付けられた事業の進捗や課題について、定期的に道府県から聞き取りを行って、整備計画に位置付けられた個々の事業の進捗状況や、道府県や市町村等が求めるニーズの把握に努めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

整備計画に基づいて事業を実施している30ダムのうち、検証対象に区分された16ダムは個別に検証を進めている。(平成23年度末において16ダムのうち6ダムについて国土交通省として「継続」方針を決定)

また、整備計画に基づく事業において、工事用地の一部の買収難航等の理由により工期が延長されたものがある。

平成23年度の実績値は目標値を達成していないが、これらの理由により、今後、適切な評価が困難になることから、本指標は今年度をもって終了することとし、新たな評価指標を検討する。

よって評価はB-5と判断した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局水資源部 水資源政策課 水源地域振興室(室長 橋本 拓哉)

関係課：なし

施策目標個票

(国土交通省23-⑦)

施策目標	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	都市における緑とオープンスペースの確保を図るため、道路・河川等との事業間連携、官民協働により、効率的・効果的に都市公園の整備、緑地保全等を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「努力が必要である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する施策目標の達成に向けて都市公園の整備、緑地保全等を推進してきたところであり、ほとんどの業績指標の実績は増加しているが、全体としては目標達成に向けて更なる努力が必要な状況にある。 今後とも道路・河川等との事業間連携、官民協働による効率的・効果的な施策の実施を推進していく。

業績指標 (指標ごとに記載)	32 歩いていける身近なみどりのネットワーク率	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
		約66%	約67%	約67%	約69%	集計中	A-2	約7割	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			
	33 1人あたり都市公園等面積	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
		9.4㎡/人	9.6㎡/人	9.7㎡/人	9.8㎡/人	集計中	B-2	10.3㎡/人	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			
	34 都市域における水と緑の公的空間確保量	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
		約13.1㎡/人	平成19年度比約1%増	平成19年度比約2%増	平成19年度比約3%増	集計中	B-2	平成19年度比約1割増	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			
	35 全国民に対する国営公園の利用者数の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
		全国民の4.0人に1人が利用	全国民の3.8人に1人が利用	全国民の3.8人に1人が利用	全国民の3.8人に1人が利用	全国民の4.0人に1人が利用	B-3	全国民の3.5人に1人が利用	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	55,607	22,145	22,008	19,355
補正予算(b)		6,298	0	50	-	
前年度繰越等(c)		9,137	6,936	1,114	-	
合計(a+b+c)		71,042	29,081	23,172	19,355	
	執行額(百万円)	63,198	26,112			
	翌年度繰越額(百万円)	6,936	1,114			
	不用額(百万円)	908	1,855			

※上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	都市局	作成責任者名	公園緑地・景観課 (課長 舟引 敏明)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----	--------	------------------------	----------	---------

業績指標 32

歩いていける身近なみどりのネットワーク率

評価

A-2	目標値：約7割（平成24年度） 実績値：約69%（平成22年度） 初期値：約66%（平成19年度）
-----	---------------------------------------------------------

(指標の定義)

市街地において、都市住民の徒歩圏（注1）内に様々な規模の公園・緑地（都市公園以外を含む）（注2）のネットワークが体系的に整備されている状態（注3）（分母）を100%とした場合の実際の整備率（分子）

（注1）都市住民にとって、日常生活上最低限必要とされる学校、店舗、公園等のコミュニティ施設が備わり、主な交通手段が徒歩となる日常生活空間の単位。住区に相当し、概ね1km²が標準的な範囲となる。

- （注2）○小規模な公園・緑地（標準面積0.25ha）
 →街区公園、市民緑地、児童遊園、条例設置公園、広場公園、緑道 等
 ○中規模な公園・緑地（標準面積2ha）
 →近隣公園、特別緑地保全地区、都市緑地、都市林 等
 ○大規模な公園・緑地（標準面積4ha以上）
 →地区公園、総合公園、運動公園、国民公園、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園、広域公園、レクリエーション都市、国営公園、緩衝緑地等

（注3）1住区当たりの整備水準として、街区公園を含む小規模な公園緑地が4箇所、近隣公園を含む中規模な緑地が1箇所、地区公園を含む大規模な公園緑地が0.25箇所整備されている状態。

(目標設定の考え方・根拠)

少子高齢化社会に対応するため、長期的に100%となることをめざしており、初期値との勘案により平成24年度の目標値約7割を設定している。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）「公園、道路、河川・砂防、港湾、下水道等の事業間連携等による水と緑のネットワーク形成等の推進」

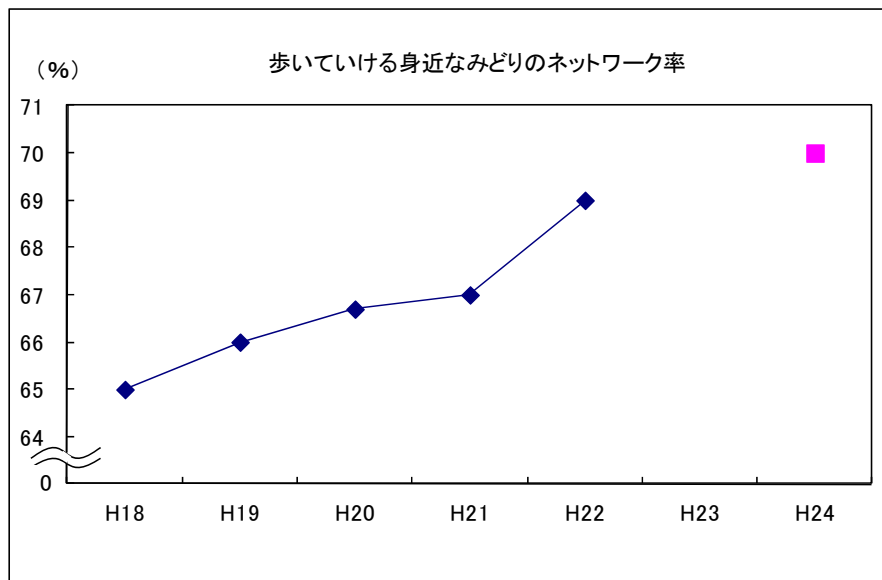
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
約66%	約67%	約67%	約69%	集計中



事務事業の概要
主な事務事業の概要

○住区基幹公園の整備
住区基幹公園の整備を推進することにより、都市の緑を保全・創出し、良好な住環境の形成を図る。
予算額：都市公園事業費補助 約7億円（平23年度国費）の内数
社会資本整備総合交付金 17,539億円の内数（平成23年度国費）

関連する事務事業の概要
該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
過去の実績値の進捗から、今後も実績値は着実に増加していくことが見込まれるため、目標値の達成に向けて順調に推移していくことが推測される。
（事務事業の実施状況）
都市公園事業費補助、社会資本整備総合交付金により、市街地における都市公園整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・実績値の進捗（H20:66.7%、H21:67.0%、H22:68.8%）から今後も着実に実績値の増加は見込まれるところであり、加えて、規制市街地における効率的な都市公園の整備手法の一つである立体都市公園制度に関する周知を行っていること等も勘案すると、目標値の達成に向けて順調に推移していくことが推測される。
- ・歩いていける範囲の身近な公園については、生物多様性国家戦略2010（H22）においても、目指すべき方向性として、日常的な暮らしの中で身近な自然とのふれあいを確保することとされていることから、引き続き都市公園等の整備を推進していく必要があるため、A-2と評価した。
- ・既成市街地が多く、重点的な整備を必要としているにもかかわらず用地確保が困難なために整備が進んでいない地域において、都市公園等の整備を効率的かつ積極的に推進するため、都市公園の区域を立体的に定めることのできる立体都市公園制度や借地方式による都市公園整備の推進も図っていく必要がある。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項
（平成24年度）
なし
（平成25年度以降）
なし

担当課等（担当課長名等）
担当課：都市局公園緑地・景観課（課長 舟引 敏明）

業績指標 33

1人当たり都市公園等面積

評 価	
B-2	目標値：10.3㎡/人（平成24年度） 実績値：9.8㎡/人（平成22年度） 初期値：9.4㎡/人（平成19年度）

(指標の定義)

都市公園等（都市公園及びカントリーパーク）の面積（分子）を都市域及びカントリーパークが設置された市町村の人口（分母）で除したものの。

※カントリーパーク：都市計画区域外の一定の農山漁村に整備する公園

(目標設定の考え方・根拠)

緑豊かな生活環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略（H14）において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡に高めることが目標とされているところ。これを踏まえ、都市公園の今後の整備予定量から目標値を設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」

- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）「史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力ある観光資源を生かした都市公園の整備を推進」、「都市に残された貴重な緑地を保全するとともに市民との協働による緑化等を推進」

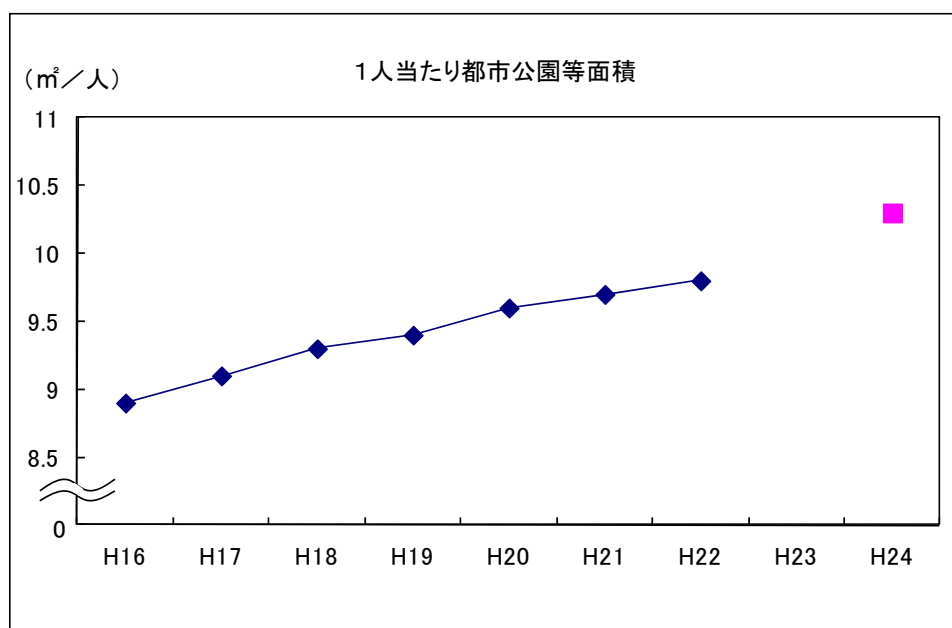
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
9.4㎡/人	9.6㎡/人	9.7㎡/人	9.8㎡/人	集計中



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ①国営公園の整備
わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）をはじめとした16国営公園の着実な整備を推進している。
予算額：国営公園整備費 約156億円（平成23年度国費）
- ②都市公園等整備事業に対する補助
地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。
予算額：都市公園事業費補助 約7億円（平成23年度国費）
社会資本整備総合交付金 17,539億円の内数（平成23年度国費）

関連する事務事業の概要

- ① 緑地環境整備総合支援事業の推進
都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定及び市民緑地制度による民有緑地の公開などの多様な手法の活用による緑とオープンスペースの確保を支援する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
 - ・都市公園等面積は着実に増加しているところであるが、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値の達成は見込まれない。
- (事務事業の実施状況)
 - ・直轄事業においては、国営昭和記念公園（東京都）等16公園の整備を推進した。
 - ・補助事業においては、都市公園事業費補助、緑地環境整備総合支援事業費補助、社会資本整備総合交付金により地方公共団体による公園整備への支援を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成23年度の実績値は集計中であるが、前述のとおり、本業績指標は、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できないこととなるため、Bと評価した。
- ・都市の緑を確保していく上で、他の手法とあわせ引き続き計画的に都市公園の整備を推進していくことの重要性も勘案し、B-2と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

- (平成24年度)
なし
- (平成25年度以降)
なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課（課長 舟引 敏明）

業績指標 34

都市域における水と緑の公的空間確保量

評価

B-2	目標値：平成19年度比約1割増（平成24年度） 実績値：平成19年度比約3%増（平成22年度） 初期値：約13.1㎡/人（平成19年度）
-----	----------------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

都市域における（港湾の区域を含む）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市域人口で除したものを。

<分母>都市域人口（人）

<分子>都市域の永続的自然環境面積※（㎡）

※都市における緑地・水面等の中でも、都市公園をはじめとした公共公益施設としての緑地、特別緑地保全地区等に指定されている緑地など、法律等に基づく規制によって永続性が担保されている土地の面積

（目標設定の考え方・根拠）

水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略（H14）において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡に高めることが目標とされているところ。これを踏まえ、都市公園、特別緑地保全地区等の今後の整備予定量から目標値を設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・生物多様性国家戦略2010（平成22年3月16日）「第2部 7節都市 2 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」
- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）「史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力ある観光資源を生かした都市公園の整備を推進」、「都市に残された貴重な緑地を保全するとともに市民との協働による緑化等を推進」
- ・京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）「『緑の政策大綱』や市町村が策定する『緑の基本計画』等、国及び地方公共団体における緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づき、引き続き、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を積極的に推進する。」
- ・低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日）「緑地の保全や都市緑化等の推進」

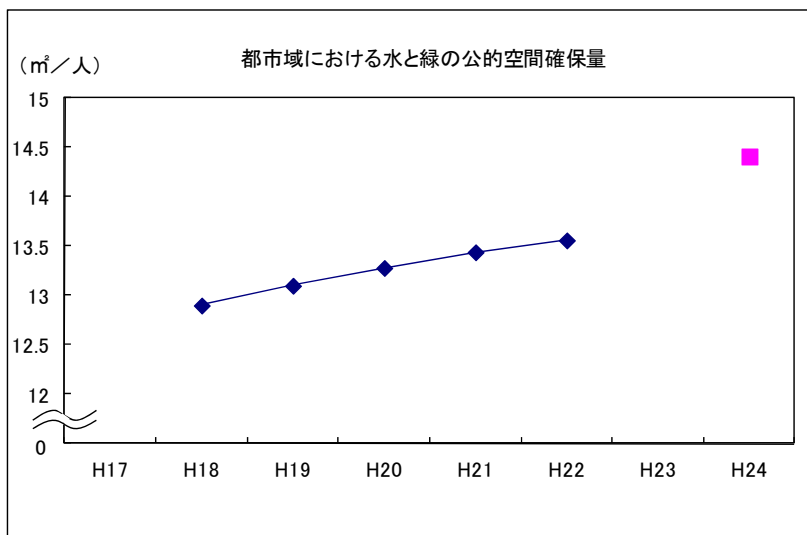
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

- ・地方再生戦略（平成19年11月地域活性化統合本部決定）「城跡・古墳、歴史的建造物等を生かしたまちなみ形成の支援、都市公園事業等の既存制度の充実による支援について検討する。」

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
13.1㎡/人	平成19年度比 約1%増	平成19年度比 約2%増	平成19年度比 約3%増	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 国営公園の整備 (◎)
わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）をはじめとした16国営公園の着実な整備を推進している。
予算額：国営公園整備費 約156億円（平成23年度国費）
- ② 都市公園等整備事業に対する補助 (◎)
地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。
予算額：都市公園事業費補助 約7億円（平成23年度国費）
社会資本整備総合交付金 17,539億円の内数（平成23年度国費）
- ③ 古都及び緑地保全事業の推進 (◎)
古都及び緑地保全事業を推進することにより、身近な緑地の保全を図る。
予算額：古都及び緑地保全事業費補助 約4億円（平成23年度国費）
社会資本整備総合交付金 17,539億円の内数（平成23年度国費）
- ④ 特別緑地保全地区内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例措置（相続税）
相続税額について延納の許可を受けた者に係る課税相続財産の価額のうちに、特別緑地保全地区にある土地の価額がある場合の利子税の利率の特例措置を講ずる。
- ⑤ 相続税評価額の特例措置（相続税）
特別緑地保全地区内の山林、原野、立木について、評価の軽減措置を講ずる。
- ⑥ 地価税に係る非課税措置（地価税）※平成10年1月1日より当分の間、課税の停止
特別緑地保全地区内の緑地に係る土地の非課税措置を講ずる。
- ⑦ 市街化区域農地に対して課す固定資産税の特例措置（固定資産税）
市街化区域農地のうち、三大都市圏の既成市街地等内の市の区域に存するものに係る宅地並み課税について、特別緑地保全地区内の農地については適用除外とする。
- ⑧ 特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（相続税）
特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る評価の軽減措置を講ずる。
- ⑨ 特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（固定資産税）
特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。
- ⑩ 特別緑地保全地区に係る土地に対する非課税措置（特別土地保有税）
特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）に係る特別土地保有税の非課税措置を講ずる。
- ⑪ 市民緑地に係る課税の特例措置（相続税）
市民緑地の用地として貸し付けられている土地の評価の軽減措置を講ずる。
- ⑫ 認定緑化施設に係る課税の特例措置（固定資産税）
緑化施設整備計画の認定を受けた認定緑化施設に係る課税標準の特例措置を講ずる。
- ⑬ 生産緑地に係る相続税の特例措置（相続税）
農地等に係る相続税の納税猶予措置を講ずる。
- ⑭ 生産緑地地区内の農地に係る非課税措置（地価税）
生産緑地地区内の農地等のうち買取りのされていないものに係る地価税の非課税措置を講ずる。
- ⑮ 贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予（不動産取得税）
贈与により一定割合以上の農地等を取得した場合の不動産取得税について徴収を猶予する（贈与税が免除される場合は納税義務免除）。
- ⑯ 市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置（固定資産税）
特定市街化区域農地に係る宅地並み課税について、生産緑地地区内の農地については適用除外とする。

関連する事務事業の概要

- ①緑地環境整備総合支援事業の推進 (◎)
都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定及び市民緑地制度による民有緑地の公開などの多様な手法の活用による緑とオープンスペースの確保を支援する。
 - ②道路緑化の推進 (◎)
良好な景観を形成し、CO₂の吸収など環境への負荷を軽減するため、良質な緑の道路空間を構築するべく、植樹帯、中央分離帯の植樹等、道路緑化を積極的に進める。
 - ③河川における水際の緑化 (◎)
河川において、良好な自然環境の再生のための自然再生や多自然川づくりにより、水と緑の豊かな空間を確保する。
 - ④急傾斜地における緑を生かした斜面对策 (◎)
山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備を推進する。
 - ⑤港湾環境整備事業の推進 (◎)
港湾内の生活・労働環境改善などを図り、港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地を計画的に整備する。
 - ⑥空港周辺緑地整備事業の推進 (◎)
特定飛行場の周辺区域（第3種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備する。
 - ⑦下水道施設の緑化等の推進 (◎)
下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を積極的に進める。
- (注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

都市における自然的環境の多くを占める都市公園の面積としては、過去の実績値（平成21年度約117千ha、平成22年度約118千ha）から推計すると平成23年度は約1千ha程度増加することが見込まれるが、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値の達成は見込まれない。

(事務事業の実施状況)

- ・直轄事業においては、国営昭和記念公園（東京都）等16公園の整備を推進した。
- ・補助事業においては、都市公園事業費補助、緑地環境整備総合支援事業費補助、社会資本整備総合交付金により、地方公共団体による緑とオープンスペースの確保への支援を行った。
- ・良質な緑の道路空間を構築するため、植樹帯、中央分離帯の植樹等、道路緑化を推進した。
- ・自然再生、多自然川づくり等を多摩川、木曽川等で実施。
- ・山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備を推進。
- ・港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地の整備を全国約50港で実施した。
- ・特定飛行場の周辺区域（第3種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備した。
- ・下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成23年度の実績値は集計中であるが、前述のとおり、本業績指標は、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できないこととなるため、Bと評価した。
- ・都市域における水と緑の公的空間を確保していく上で、引き続き公園の整備、緑地の保全・創出、道路・河川・急傾斜地・港湾等の公共空間の緑化を推進していく必要があることから、B-2と評価した。
- ・社会資本整備重点計画の見直しに伴い、指標の定義・目標値・目標年度の見直しを行うこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課（課長 舟引 敏明）
関係課：道路局環境安全課道路環境調査室（室長 森本 励）
水管理・国土保全局河川環境課（課長 小池 剛）
水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 大野 宏之）
水管理・国土保全局下水道部流域管理官（流域管理官 高島 英二郎）
港湾局海洋・環境課（課長 池上 正春）
航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課（課長 滝川 伸輔）

業績指標 35

全国民に対する国営公園の利用者数の割合

評価

B-3	目標値：全国民の 3.5人に1人が利用（平成24年度） 実績値：全国民の 4.0人に1人が利用（平成23年度） 初期値：全国民の 4.0人に1人が利用（平成19年度）
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

国民の国営公園の利用頻度（〇人に1人が利用）

<分母>全国人口

<分子>国営公園の年間総利用者数

(目標設定の考え方・根拠)

国営公園の整備の進捗と相関するように入場者数の増加が図られてきており、計画的な整備及び効率的な管理を推進することにより、長期的にはより多くの国民に利用されることを目指しており、今後の整備計画から平成24年度の目標値「3.5人に1人」を設定している。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（連携事業者）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・ 長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日閣議決定）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・ 観光立国推進基本計画（平成19年6月29日閣議決定）「史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力ある観光資源を生かした都市公園の整備を推進」、「都市に残された貴重な緑地を保全するとともに市民との協働による緑化等を推進」

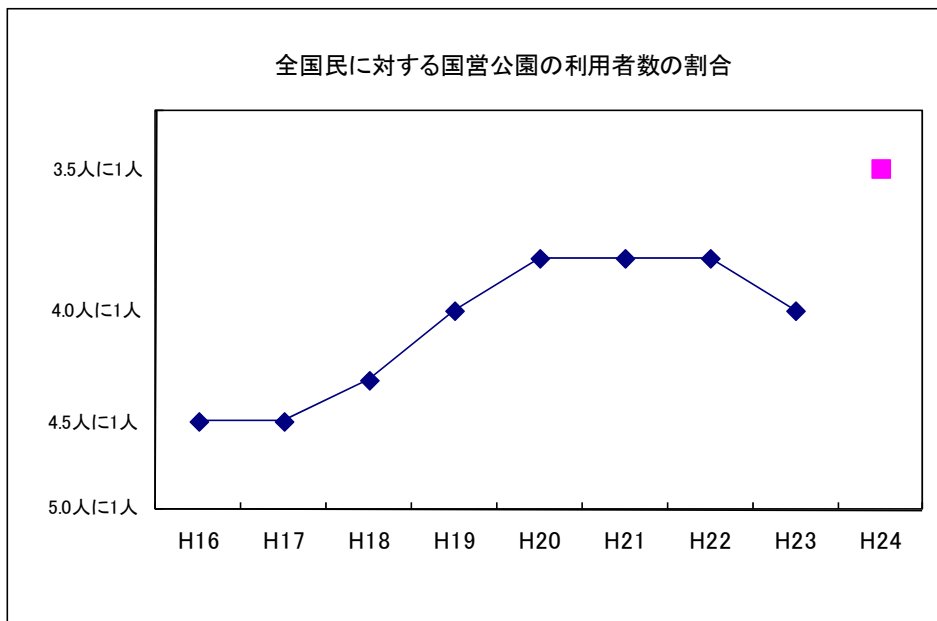
【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
4.0人 に1人	3.8人 に1人	3.8人 に1人	3.8人 に1人	4.0人 に1人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①国営公園の整備

広域的な見地から、また我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）をはじめとした16国営公園の着実な整備を推進している。

予算額：国営公園整備費 約156億円（平成23年度）

②国営公園の管理

供用中の17公園について適正な維持管理を行っている。

予算額：国営公園維持管理費 約110億円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成23年度の国営公園の利用者数は、東日本大震災の影響による出控えや国営公園における大規模イベントの自粛等により、供用中の17公園全体で昨年度から約148万人減少し、約3,199万人であったことから、全国民に対する国営公園の利用者数の割合は、昨年度の3.8人に1人から4.0人に1人となり、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成することは困難である。
- ・なお、仮に東日本大震災の影響を最も受けたと考えられる4月、5月の国営公園の利用者数が昨年度と同程度であったとした場合、平成23年度の国営公園の利用者数は約3,357万人となり、昨年度から約24万人増加するものの、全国民に対する国営公園の利用者数の割合は昨年度と同様に3.8人に1人となり、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成することは困難である。

（事務事業の実施状況）

- ・国営昭和記念公園など16公園の整備等を推進した。
- ・供用中の17公園について適正な維持管理を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・東日本大震災の影響を受けなかった場合の国営公園の利用者数を想定することは困難であるが、仮に東日本大震災の影響を最も受けたと考えられる4月、5月の国営公園の利用者数が昨年度と同程度であったとした場合でも、業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示していないことから「B」と評価した。
- ・業績指標に係る事業である「国営公園の整備・管理」については、公共事業の評価の枠組みの中で、事業再評価等を定期的に行い、事業の必要性、効果、投資効率性等の検証を行っているため、社会資本整備重点計画の見直しの中では指標を廃止することとしている。このため、業績指標としても廃止することとし、「B-3」と評価した。
- ・なお、「国営公園の整備・管理」は引き続き実施し、国営公園の更なる利用促進を図る。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課（課長 舟引 敏明）

施策目標個票

(国土交通省23-⑧)

施策目標	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する。	
施策目標の概要及び達成すべき目標	自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、緑地環境整備総合支援事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を実施することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	自然再生事業、下水道事業等を実施し、下水道処理人口普及率、河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率等の業績指標については目標達成に向けた成果を示しているが、一部の業績指標においては目標達成に向けた成果を示しておらず、全体として施策目標に対しておおむね順調に推移していると言える。 今後も引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

業績指標	36 生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
		約2800ha	約3200ha	約3700ha	約3800ha	集計中		約5000ha	
	年度ごとの目標値						B-5		
	37 汚水処理人口普及率	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
		約84%	約85%	約86%	約87%※	集計中		約93%	
			※東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県の3県において調査不能な自治体があるため参考値					B-1	
	年度ごとの目標値								
	38 下水道処理人口普及率	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
		約72%	約73%	約74%	約75%※	集計中		約78%	
			※東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県の3県において調査不能な自治体があるため参考値					A-3	
	年度ごとの目標値								
	39 良好な水環境創出のための高度処理実施率	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
		約25%	約27%	約29%	約31%	約33%		約30%	
	年度ごとの目標値						A-2		
	40 合流式下水道改善率	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	約25%	約30%	約36%	約40%	約51%		約63%		
年度ごとの目標値						A-3			
41 下水道バイオマスリサイクル率	初期値	実績値					評価	目標値	
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	
	約23%	約22%	約23%	約24%	約24%	集計中	約39%		
年度ごとの目標値						B-3			
42 水辺の再生の割合(河川)	初期値	実績値					評価	目標値	
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			
	約2割	約23%	約26%	約27%	約29%		約4割		
年度ごとの目標値						B-3			
43 湿地・干潟の再生の割合	初期値	実績値					評価	目標値	
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			
	約2割	22.0%	22.4%	22.6%	25.7%		約3割		
年度ごとの目標値						B-3			
44 河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率(①河川)	初期値	実績値					評価	目標値	
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			
	約71%	約72%	約73%	約75%	集計中		約75%		
年度ごとの目標値						A-3			
44 河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率(②湖沼)	初期値	実績値					評価	目標値	
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			
	約55%	約55%	約55%	約57%	集計中		約59%		
年度ごとの目標値						A-3			
44 河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率(③閉鎖性海域)	初期値	実績値					評価	目標値	
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			
	約71%	約72%	約73%	約73%	集計中		約74%		
年度ごとの目標値						A-3			

45 自然体験活動拠点数	初期値	実績値					評価	目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	428箇所	449箇所	454箇所	457箇所	461箇所		約550箇所	
	年度ごとの目標値							
							B-5	
46 地域に開かれたダム、ダム湖活用者数	初期値	実績値					評価	目標値
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
	1391万人	-	-	1266万人	-	-	1680万人	
	年度ごとの目標値							
							B-5	
47 都市空間形成河川整備率	初期値	実績値					評価	目標値
	21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	約40%	約39%	約40%	約41%	約41%		約43%	
	年度ごとの目標値							
							A-4	
48 かわまちづくり整備自治体数	初期値	実績値					評価	目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	4市	8市	8市	12市	24市		29市	
	年度ごとの目標値							
							A-3	

区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	510,937	105,728	68,686	54,856	
	補正予算(b)	24,787	0	891	-	
	前年度繰越等(c)	144,319	126,354	19,826	-	
	合計(a+b+c)	680,043	232,082	89,403	54,856	
執行額(百万円)		539,508	204,833			
翌年度繰越額(百万円)		126,354	19,826			
不用額(百万円)		14,180	7,423			

※上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	水管理・国土保全局	作成責任者名	河川環境課 (課長 小池 剛)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----------	--------	--------------------	----------	---------

業績指標 36

生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地

評価

B-5	目標値：平成19年度の値からさらに2,200ha増 (平成24年度) 実績値：平成19年度の値からさらに約1,000ha増 (平成22年度) 初期値：約2,800ha増(平成19年度)
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

都市域において、樹林地・草地・水辺地等により構成される良好な自然環境を

- ・都市公園の整備により保全・創出
- ・特別緑地保全地区等の指定により保全
- ・港湾緑地により創出

することにより平成19年度以降新たに制度的に担保する面積

(目標設定の考え方・根拠)

過去のトレンド及び特別緑地保全地区の指定等を含めた今後の保全・創出予定量から目標を設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・生物多様性国家戦略2010(平成22年3月16日)「第2部 7節都市 2 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日)「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」

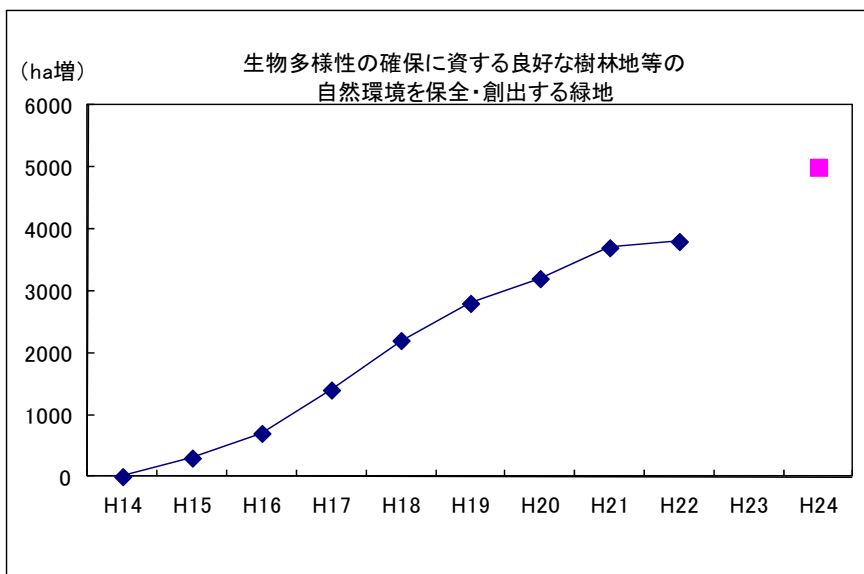
【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
平成14年度比 約2,800ha増	平成19年度比 約400ha増 (平成14年度比 約3,200ha増)	平成19年度比 約900ha増 (平成14年度比 約3,700ha増)	平成19年度比 約1,000ha増 (平成14年度比 約3,800ha増)	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①緑地環境整備総合支援事業
都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定及び市民緑地制度による民有緑地の公開等の多様な手法の活用による緑とオープンスペースの確保を支援する。
予算額： 緑地環境整備総合支援事業費補助 約6,700万円の内数(平成23年度国費)
社会資本整備総合交付金 17,539億円の内数(平成23年度国費)
- ②特別緑地保全地区内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例措置(相続税)
相続税額について延納の許可を受けた者に係る課税相続財産の価額のうちに、特別緑地保全地区にある土地の価額がある場合の利子税の利率の特例措置を講ずる。
- ③相続税評価額の特例措置(相続税)
特別緑地保全地区内の山林、原野、立木について、評価の軽減措置を講ずる。
- ④地価税に係る非課税措置(地価税)
特別緑地保全地区内の緑地に係る土地の非課税措置を講ずる。
※平成10年1月1日より当面の間、課税の停止。
- ⑤市街化区域農地に対して課す固定資産税の特例措置(固定資産税)
市街化区域農地のうち、三大都市圏の既成市街地等内の市の区域に存するものに係る宅地並み課税について、特別緑地保全地区内の農地については適用除外とする。
- ⑥特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等(相続税)
特別緑地保全地区内の土地(ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外)の山林・宅地に係る評価の軽減措置を講ずる。
- ⑦特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等(固定資産税)
特別緑地保全地区内の土地(ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外)の山林・宅地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。
- ⑧特別緑地保全地区に係る土地に対する非課税措置(特別土地保有税)
特別緑地保全地区内の土地(ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外)に係る特別土地保有税の非課税措置を講ずる。
- ⑨市民緑地に係る課税の特例措置(相続税)
市民緑地の用地として貸し付けられている土地の評価の軽減措置を講ずる。
- ⑩認定緑化施設に係る課税の特例措置(固定資産税)
緑化施設整備計画の認定を受けた認定緑化施設に係る課税標準の特例措置を講ずる。
- ⑪生産緑地に係る相続税の特例措置(相続税)
農地等に係る相続税の納税猶予措置を講ずる。
- ⑫生産緑地地区内の農地に係る非課税措置(地価税)
生産緑地地区内の農地等のうち買取りのされていないものに係る地価税の非課税措置を講ずる。
- ⑬贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予(不動産取得税)
贈与により一定割合以上の農地等を取得した場合の不動産取得税について徴収を猶予する(贈与税が免除される場合は納税義務免除)。
- ⑭市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置(固定資産税)
特定市街化区域農地に係る宅地並み課税について、生産緑地地区内の農地については適用除外とする。

関連する事務事業の概要

- ①自然再生緑地整備事業の推進
埋立造成地や工場等からの大規模な土地利用転換地など自然的な環境を積極的に創出すべき地域において樹林地や湿地、干潟の再生創出など生物多様性の確保に資する良好な緑地の整備を推進する。
- ②緑地保全事業の推進
緑地保全事業を推進することにより、身近な緑地の保全を図る。
- ③港湾環境整備事業の推進
港湾内の生活・労働環境改善などを図り、港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地を計画的に整備する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度の実績値は集計中であるが、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値の達成は見込まれない。

(事務事業の実施状況)

- ・社会資本整備総合交付金により、尼崎市による尼崎の森中央緑地など、地方公共団体による自然再生緑地整備への支援を行った。
- ・港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地の整備を全国約50港で実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成23年度の実績値は集計中であるが、前述のとおり、本業務指標は過去のトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できないため、「B」と評価した。
- ・業績指標に係る主な事業である都市公園の整備等については、別途業績指標「都市域における水と緑の公的空間確保量」において評価を行っているため、本業績指標「生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地」については廃止することとし、「B-5」と評価する。
- ・今後は、都市における生物多様性の確保を計画に基づき総合的に実施していくため、「生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合」を新たに設定する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局公園緑地・景観課(課長 舟引 敏明)

関係課：港湾局海洋・環境課(課長 池上 正春)

業績指標 37

汚水処理人口普及率

評価

B-1	目標値：約93%（平成24年度） 実績値：約87%※（平成22年度） 初期値：約84%（平成19年度） ※東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県の3県において調査不能な自治体があるため参考値
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

総人口に対して、下水道、農業集落排水施設、浄化槽、コミュニティプラント等の汚水処理施設を利用できる人口の割合。

(分母) 総人口

(分子) 下水道、農業集落排水施設、浄化槽、コミュニティプラント等の汚水処理施設を利用できる人口

(目標設定の考え方・根拠)

下水道、農業集落排水施設、浄化槽等各汚水処理施設に係る整備目標値を重ね合わせて、目標値を設定している。

(外部要因)

技術開発の動向、地元の調整状況等

(他の関係主体)

- ・農林水産省（農業集落排水事業等を所管）
- ・環境省（浄化槽事業を所管）
- ・地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）

「下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくります。」

【閣議決定】

なし

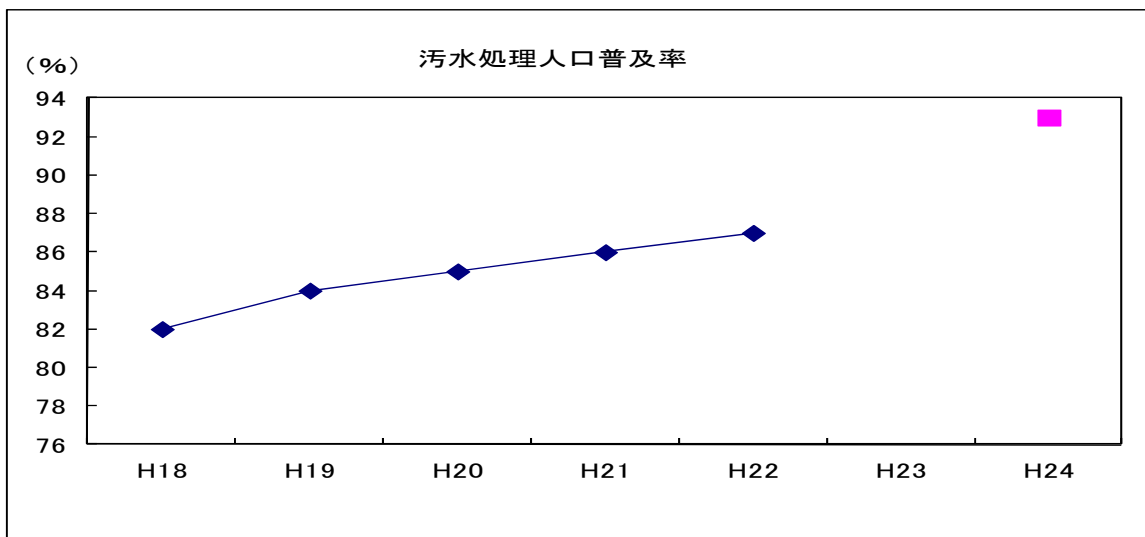
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章、第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
約84%	約85%	約86%	約87%※ ※参考値	(集計中)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 汚水処理施設の整備 (◎)
- ・ 効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。

- ・下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
社会資本整備総合交付金予算額 1兆7,539億円の内数（平成23年度国費）
地域自主戦略交付金予算額 5,120億円の内数（平成23年度国費）
下水道事業関連予算額 113億円の内数（平成23年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・汚水処理人口普及率の平成23年度の実績値は集計中であるが、平成22年度の実績値は86.9%※で、前年度から1.2%上昇している。平成17年度以降のトレンドを延長すると、平成24年度には目標値をやや下回る。
- ・普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、汚水処理人口普及率が全国平均を超えているのは16都道府県だけである。また、5万人未満の中小市町村における汚水処理人口普及率は72.2%※（平成22年度末時点）にとどまっている。

※東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県の3県において調査不能な自治体があるため参考値

（事務事業の実施状況）

- ・地方の自主性・裁量性を高めるため、複数の汚水処理施設（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）を一体的に整備する市町村に対し、汚水処理施設間での融通や年度間の事業量の調整が可能な汚水処理施設整備交付金により、汚水処理の普及拡大を推進した。
- ・平成19年9月に「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」を發出し、都道府県構想の早急な見直しを推進した。
- ・さらに、「下水道未普及解消クイックプロジェクト」では、平成19年度よりモデル市町村において新技術の導入による効率的な整備等の試行的な取組みを実施し、地域の実状に応じた効率的な未普及解消技術の開発とその活用による未普及解消を推進した。
- ・平成20年度より公共下水道の整備に対する補助対象範囲の見直しを行い、中小市町村を中心に補助対象範囲を大幅に拡大した。
- ・平成21年度には、下水道の普及が遅れている市町村を対象に、人口の集中している地区で補助対象範囲を拡充して概ね10年以内での下水道整備を促進する「下水道未普及解消重点支援制度」を創設し、地域間格差の是正を推進した。
- ・平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで下水道整備を推進した。
- ・平成23年度末に「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」において、関係三省の連携を基本とした未整備地域における効率的な整備のあり方等について検討のうえ中間とりまとめを行い、効率的な汚水処理整備を推進した。

※ 都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実状に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・当指標は、平成17年度以降のトレンドを延長すると平成24年度には目標値をやや下回る。地域間、人口規模による普及率に大きな差があり、その是正のため平成21年度に「下水道未普及解消重点支援制度」を創設した。当制度により、普及率が全国的に見て低い地方公共団体で下水道の整備が見込まれる。また、平成22年度には社会資本整備総合交付金が創設され、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業の支援が可能となったこと、平成23年度末に「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」において、関係三省の連携を基本とした未整備地域における効率的な整備のあり方等について検討のうえ中間とりまとめを行い、効率的な汚水処理整備を推進したことから、B-1と評価した。
- ・引き続き、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進した上で、各汚水処理施設の連携を一層強化するとともに、地域の実状に応じた低コストの下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。
- ・現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道事業課（課長 塩路 勝久）

業績指標 38

下水道処理人口普及率

評価

A-3	目標値：約78%（平成24年度） 実績値：約75%※（平成22年度） 初期値：約72%（平成19年度） ※東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県の3県において調査不能な自治体があるため参考値
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

総人口に対して下水道を利用できる人口の割合。

(分母) 総人口

(分子) 下水道を利用できる人口

(目標設定の考え方・根拠)

人口の集中する地区等については、概ね10年間で整備を概成することを目指し、その他の地区については、実施予定の整備量により、目標値を設定。

(外部要因)

技術開発の動向、地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

・第162回国会 施政方針演説（平成17年1月21日）

「下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくります。」

【閣議決定】

なし

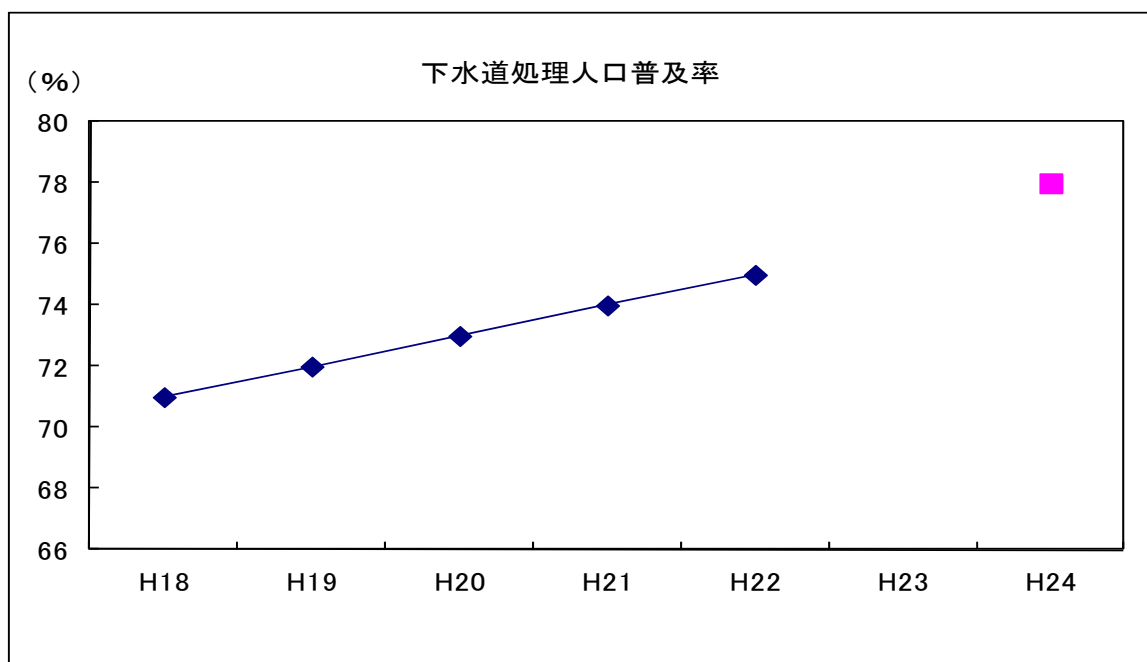
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
約72%	約73%	約74%	約75%※ ※参考値	(集計中)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 下水道の整備

- ・効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。
- ・下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
 社会資本整備総合交付金予算額 1兆7,539億円の内数（平成23年度国費）
 地域自主戦略交付金予算額 5,120億円の内数（平成23年度国費）
 下水道事業関連予算額 113億円の内数（平成23年度国費）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・下水道処理人口普及率の平成23年度の実績値は集計中であるが、平成22年度の実績値は75.1%※で、前年度から1.4%上昇しており、順調な進捗が図られている。
- ・下水道の普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、下水道処理人口普及率が全国平均を超えているのは12都道府県だけである。また、5万人未満の中小市町村における下水道処理人口普及率は46.3%※（平成22年度末時点）にとどまっている。

※東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県の3県において調査不能な自治体があるため参考値

(事務事業の実施状況)

- ・地方の自主性・裁量性を高めるため、複数の汚水処理施設（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）を一体的に整備する市町村に対し、汚水処理施設間での融通や年度間の事業量の調整が可能な汚水処理施設整備交付金により、汚水処理の普及拡大を推進した。
- ・平成19年9月に「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」を発出し、都道府県構想の早急な見直しを推進した。
- ・さらに、「下水道未普及解消クイックプロジェクト」では、平成19年度よりモデル市町村において新技術の導入による効率的な整備等の試行的な取組みを実施し、地域の実状に応じた効率的な未普及解消技術の開発とその活用による未普及解消を推進した。
- ・平成20年度より公共下水道の整備に対する補助対象範囲の見直しを行い、中小市町村を中心に補助対象範囲を大幅に拡大した。
- ・平成21年度には、下水道の普及が遅れている市町村を対象に、人口の集中している地区で補助対象範囲を拡充して概ね10年以内での下水道整備を促進する「下水道未普及解消重点支援制度」を創設し、地域間格差の是正を推進した。
- ・平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで下水道整備を推進した。
- ・平成23年度末に「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」において、関係三省の連携を基本とした未整備地域における効率的な整備のあり方等について検討のうえ中間とりまとめを行い、効率的な汚水処理整備を推進した。

※ 都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実状に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・当指標は平成16年度以降のトレンドを延長すると、平成24年度に目標値を達成すると見込まれる。しかし、平成18年度以降は伸びが鈍化し、また地域間、人口規模による普及率に大きな差がある。その是正のため、平成21年度に「下水道未普及解消重点支援制度」を創設した。当制度により、普及率が全国的に見て低い地方公共団体で下水道の整備が見込まれる。また、平成22年度には社会資本整備総合交付金が創設され、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業の支援が可能となったこと、平成23年度末に「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」において、関係三省の連携を基本とした未整備地域における効率的な整備のあり方等について検討のうえ中間とりまとめを行い、効率的な汚水処理整備を推進したことから、A-3と評価した。
- ・引き続き、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進した上で、各汚水処理施設の連携を一層強化するとともに、地域の実状に応じた低コストの下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。
- ・現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を廃止することとする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道事業課（課長 塩路 勝久）

業績指標 39

良好な水環境創出のための高度処理実施率

評価

A-2	目標値：約30%（平成24年度） 実績値：約33%（平成23年度） 初期値：約25%（平成19年度）
-----	----------------------------------------------------------

(指標の定義)

(分子) 必要な高度処理が実施されている区域内の人口

(分母) 富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域内における当該年度の居住人口

(目標設定の考え方・根拠)

高度処理が必要であると位置付けられている処理場において、新設・増設・改築時に、高度処理を着実に推進するとともに、水道水源となっている指定湖沼、三大湾の代表的なベイエリア等において、高度処理を重点的に推進するとの考えに基づいて目標を設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・ 21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「閉鎖性海域等の水質汚濁対策、・・・などの総合的な取組を推進することにより、多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊饒の「里海」の創生を図る。水質、水量の観点のみならず、生物多様性の保全の観点も含め、湖沼の汚濁負荷メカニズムの解明や水質汚濁対策の実施、水域と陸域の推移帯（水辺エコトーン）におけるヨシ群落の保全再生などの取組を進め、それぞれの湖沼の特色に応じた豊かな湖沼環境の再生を図る。」

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

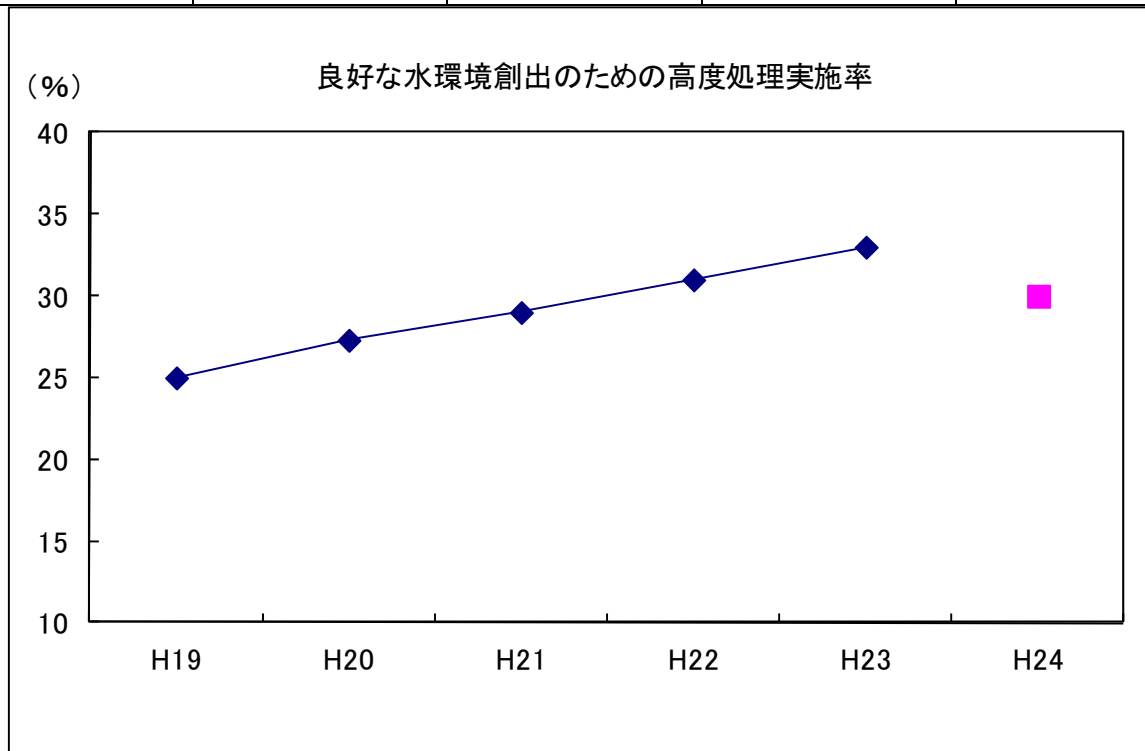
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H19	H20	H21	H22	H23
約25%	約27%	約29%	約31%	約33%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 高度処理の普及促進
 - ・ 高度処理の施設の整備により高度処理の普及を促進するため、高度処理を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
社会資本整備総合交付金予算額 1兆7,539億円の内数(平成23年度国費)
地域自主戦略交付金予算額 5,120億円の内数(平成23年度国費)
下水道事業関連予算額 113億円の内数(平成23年度国費)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 高度処理実施率の平成23年度の実績値は約33%であり、前年度から約2%上昇しており、既に目標値を達成している。

(事務事業の実施状況)

- ・ 三大湾、指定湖沼等における水質環境基準の達成に向けて、これらの地域において高度処理施設の整備を推進した。
- ・ 平成20年9月の事務連絡「高度処理方法として取り扱うことのできる処理方法の事業計画への位置づけについて」により、高度処理を位置付けるべき処理場の定義を整理し、適切な高度処理の実施を推進した。
- ・ 平成20年6月の事務連絡「処理方法の考え方について」により、新設・増設・改築時における高度処理の導入に加え、改築の時期に達していない施設においても段階的な高度処理を導入するよう地方公共団体に依頼した。
- ・ 平成21年度には、高度処理を位置づけた流域別下水道整備総合計画策定時の高度処理共同負担制度の適用可能性の検討などの取り組みを行い、積極的な高度処理の導入を推進した。
- ・ 平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで下水道整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 段階的な高度処理の推進など、高度処理の普及・実施に寄与する取り組みを行っており、当指標も、平成19年度以降4年間の実績で大幅に上昇しており、既に目標値を達成していることから、A-2と評価した。
- ・ 引き続き、三大湾や指定湖沼などの閉鎖性水域における水質改善を着実に推進するために、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。
- ・ 現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官(流域管理官 高島 英二郎)

業績指標 40
合流式下水道改善率

評価

A-3

目標値：約63%（平成24年度）
実績値：約51%（平成23年度）
初期値：約25%（平成19年度）

(指標の定義)

分母：合流式下水道（注1）により整備されている区域の面積

分子：雨天時において公共用水域に放流される汚濁負荷量が分流式下水道（注2）並以下（注3）までに改善されている区域の面積の割合。

（注1）家庭などからの排水と雨水を同一の管きょ系統で排除する方式の下水道のこと。雨天時に管きょや処理場の能力を超える量の水は、未処理の状態に河川に放流させるという問題がある。

（注2）家庭などからの排水と雨水を別々の管きょ系統で排除する方式の下水道のこと。

（注3）合流式下水道の処理区を分流式下水道に置き換えた場合において排出する年間総汚濁負荷量と同程度以下になること

(目標設定の考え方・根拠)

下水道法施行令に基づき、合流式下水道区域面積が一定規模未満の全ての都市地域（170都市）においては平成25年度までに、その他の大都市地域（21都市）においては平成35年度までに改善対策を完了することとしている。この目標達成に向けて必要な整備量から、目標値を算出して設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）

「水質の面では、人間活動に伴う汚濁負荷を水域の自然の浄化作用を期待できるレベルまで抑えるため、都市内河川を始めとする都市域を取り巻く水域の水質改善対策の推進を図る。」

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

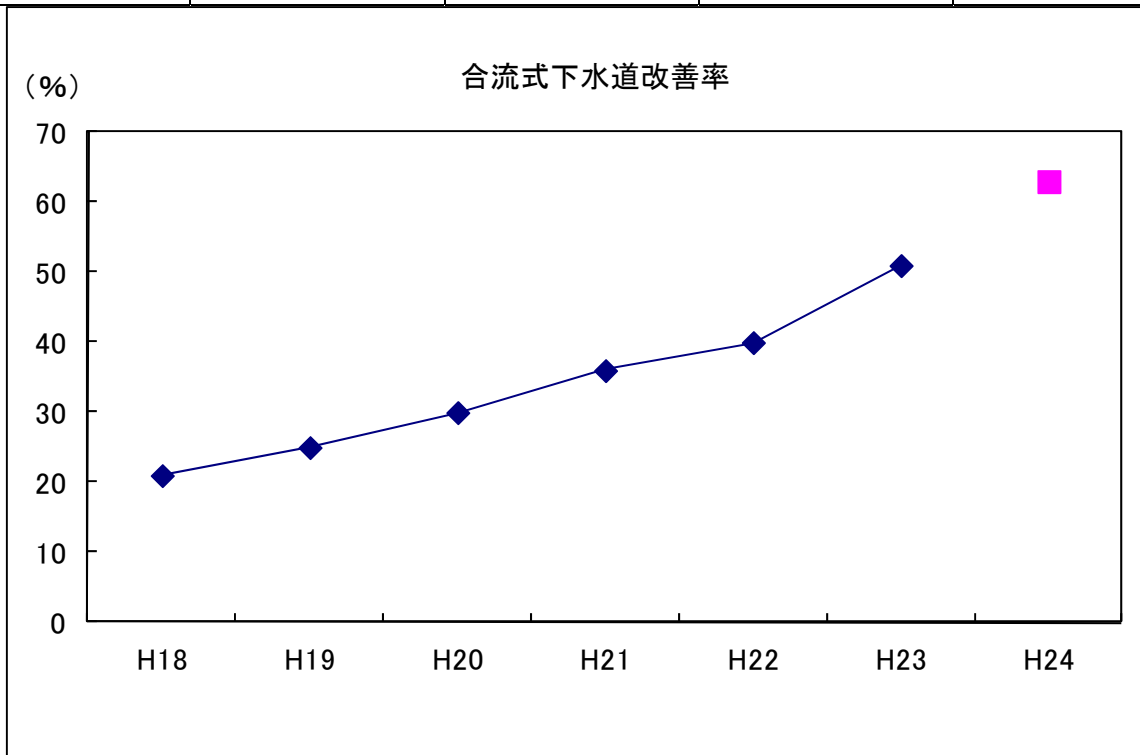
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H19	H20	H21	H22	H23
約25%	約30%	約36%	約39%	約51%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○ 合流式下水道の改善

合流式下水道の改善を図るため、雨水吐口の改良や滞水池の設置、遮集管の整備等を促進し、合流式下水道の改善済み面積を増加させるため、地方公共団体が行う合流式下水道改善事業に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 1兆7,539億円の内数(平成23年度国費)

地域自主戦略交付金予算額 5,120億円の内数(平成23年度国費)

下水道事業関連予算額 113億円の内数(平成23年度国費)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・合流式下水道改善率の平成23年度の実績値は51.0%で、平成22年度から11.5%上昇し整備が進捗している。上昇率は増加傾向にあり、トレンドを勘案すると、目標値約63%(平成24年度)に到達する状況となっている。

・平成19年度より3年以内に平成25年度を超えない範囲で計画期間5年間以内の「合流式下水道改善計画」を作成するよう合流式下水道緊急改善事業実施要領の一部を改正するとともに、より効率的、効果的に緊急改善計画の見直しを行う際の手引きを作成した。その結果、平成21年度末までにすべての自治体で合流式下水道改善計画が作成されており、平成25年度の計画の完了に向け、今後はさらに整備率が上昇する見込みである。

(事務事業の実施状況)

・平成19年度に合流式下水道緊急改善事業の拡充を行い、確実な改善対策の完了を図るため、制度期間の延伸や評価制度の導入等を行った。

・平成19年度より合流式下水道の改善状況の進捗状況を4段階に分け公表している。

・平成20年3月に「効率的な合流式下水道改善計画策定の手引き(案)」を策定し、改善計画の策定を支援することにより、計画的・効率的な合流式下水道の改善対策実施を促進した。

・合流式下水道の改善事業を、計画的・緊急的に実施すべく、合流式下水道緊急改善計画に基づく事業に対して重点的に補助を行った。

・平成20年度には下水道水環境保全効果向上支援制度を創設し、地方公共団体が、合流区域における分流化に伴い必要となる排水設備の改造等を補助対象に追加した。

・平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで下水道整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・過去のトレンドを勘案すると目標年度に目標値を達成すると見込まれること及び「効率的な合流式下水道改善計画策定の手引き(案)」を活用し、改善対策の低コスト化、スピリット21(民間主導による技術開発プロジェクト)などの新技術の導入を図るとともに、合流式下水道緊急改善事業や下水道水環境保全効果向上支援制度等の活用により、引き続き効率的・効果的に改善対策を推進することとしているため、今後は業績指標は急速にのびていくことが期待されることから、A-3と評価した。

・中小都市171自治体においては平成25年度、大都市20自治体においては平成35年度までに合流式下水道を改善することを政令で定めている。※1.合流式下水道改善状況の調査結果(平成22年度末)によると、新技術の導入や適切な対策手法の選定により、東日本大震災で被災した一部自治体を除く概ね全ての自治体で、目標期限までに改善対策が完了することとなっている。※2。

・現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を廃止することとする。

※1 下水道法(昭和33年法律第79号)第7条及び第8条に基づく同法施行令第5条の5第6号及び第6条第2項において、雨水吐に係る構造の基準、雨水の影響が大きい時の放流水の水質の技術上の基準を定め、経過措置の期間内(原則平成25年度まで、処理区域面積が大きい場合には平成35年度まで)の改善対策の完了を義務づけている。

※2 釜石市、福島市、香取市の3自治体については、東日本大震災による影響を考慮しH22年度、H23年度の評価対象から除外している。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課:水管理・国土保全局下水道部流域管理官(流域管理官 高島英二郎)

業績指標 4 1
下水道バイオマスリサイクル率

評 価

B-3	目標値：約39%（平成24年度） 実績値：約24%（平成22年度） 初期値：約23%（平成18年度）
-----	----------------------------------------------------------

(指標の定義)
 分母：最終利用または処分される下水汚泥中の有機物の量
 分子：下水汚泥中の有機物のうち、ガス発電等エネルギー利用や緑農地利用等、有効利用された量

(目標設定の考え方・根拠)
 現状程度の緑農地利用と京都議定書目標達成計画の「下水道における省エネ・新エネ対策の推進」で定められた下水汚泥のエネルギー利用率の達成を見込んで目標を設定。

(外部要因)
 技術開発の動向

(他の関係主体)
 地方公共団体（事業主体）

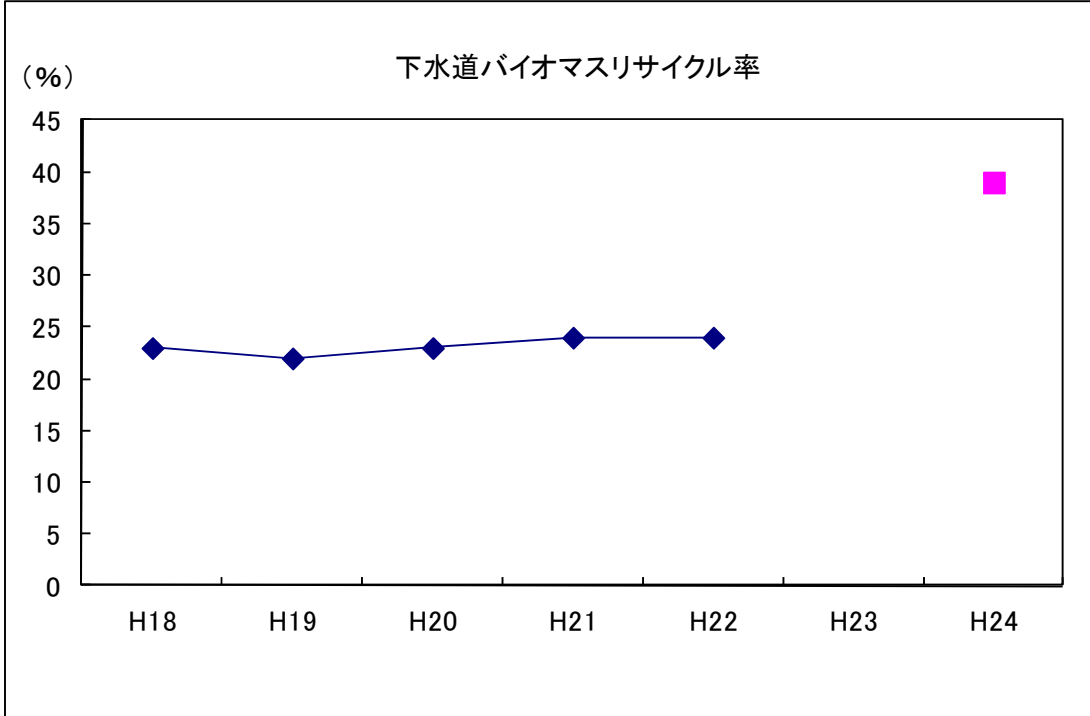
(重要政策)
【施政方針】
 ・第174回国会 施政方針演説（平成22年1月29日）
 「日本の誇る世界最高水準の環境技術を最大限に活用した「グリーン・イノベーション」を推進します。地球温暖化対策基本法を策定し、環境・エネルギー関連規制の改革と新制度の導入を加速するとともに、「チャレンジ25」によって、低炭素型社会の実現に向けたあらゆる政策を総動員します。」

【閣議決定】
 ・新成長戦略（平成22年6月18日）
 (1) グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略
 ・エネルギー基本計画（平成22年6月18日）
 「第3章第2節 バイオガスの利用拡大」

【閣決（重点）】
 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

【その他】
 なし

過去の実績値				(年度)	
H19	H20	H21	H22	H23	
約22%	約23%	約24%	約24%	(集計中)	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 下水汚泥の再資源化と広域処理の推進
下水道の普及に伴い発生量が増大する下水汚泥について、適正な処理処分と再資源化を図るため、地方公共団体が行う汚泥の再資源化施設の整備等に対して支援を行う。
社会資本整備総合交付金予算額 1兆7,539億円の内数（平成23年度国費）
地域自主戦略交付金予算額 5,120億円の内数（平成23年度国費）
下水道事業関連予算額 113億円の内数（平成23年度国費）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・下水道バイオマスリサイクル率の平成23年度の実績値は集計中であるが、平成22年度の実績値は約24%。

（事務事業の実施状況）

- ・民間活用型地球温暖化対策下水道事業制度や新世代下水道支援事業制度未利用エネルギー活用型等に基づき、地方公共団体による下水汚泥等の資源・エネルギー利用を支援する等、下水道バイオマスの利用を推進した。
- ・「下水道における地球温暖化防止推進計画策定の手引き」に基づき、各下水道管理者に対し、下水道における温暖化防止対策の計画策定を働きかけ、下水汚泥等の資源・エネルギー利用を含めた計画的な地球温暖化対策を推進した。
- ・地方公共団体において下水汚泥のエネルギー化技術の導入を検討する際に必要となる知見・情報等について「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン（案）」（平成23年3月）として取りまとめ、普及を図った。
- ・平成17～19年度において、産学官の適切な役割分担のもと、総合的・重点的に下水汚泥のリサイクルについての技術開発を進める「LOTUS Project（下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト）」等により、下水汚泥の資源化等に係る技術開発及び新技術の円滑な導入を推進した。
- ・平成23年度においては、省エネ・新エネ対策に係る革新的技術を実証し、実用化を促進する「下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）」を創設し、下水汚泥のエネルギー化及び下水道事業における温室効果ガス排出量の削減を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、目標値達成に向けて厳しい状況にあるが、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（固定価格買取制度）や、バイオマス活用推進基本法、エネルギー供給構造高度化法等の下水汚泥のエネルギー利用を推進するための制度整備が進んでいるとともに、今後は以下の取組みを積極的に行うことによって、業績指標の達成状況の改善を図る。
- ・具体的には、引き続き、「下水道における地球温暖化防止推進計画策定の手引き」に基づき地方公共団体に対して下水汚泥バイオマスリサイクルを含めた計画的な地球温暖化対策を促すとともに、平成23年3月に策定した「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン（案）」等を活用した普及・啓発によって、エネルギー化技術の導入を促進する。また、民間活用型地球温暖化対策下水道事業制度や新世代下水道支援事業制度未利用エネルギー活用型等により、地方公共団体における取組みを支援していく。加えて、下水道革新的技術実証事業を実施するとともに、実証事業の成果についてはガイドライン化を図ること等によって低コスト・高効率のエネルギー化技術の普及を図る。
- ・現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「下水汚泥エネルギー化率」に変更するとともに目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととする。
- ・以上のことから、B-3と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道企画課（課長 長田 朋二）

業績指標 4 2

水辺の再生の割合（河川）

評 価

B-3	目標値：約4割（平成24年度） 実績値：約29%（平成23年度） 初期値：約2割（平成19年度）
-----	--------------------------------------------------------

（指標の定義）

過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺（河岸延長：1,270km）や海岸侵食によって失われた砂浜（砂浜延長：460km）のうち復元・再生する割合

水辺の再生の割合（海岸）＝①／②

①：復元・再生した河岸や砂浜の延長

②：過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺や海岸侵食によって失われた砂浜の延長

（目標設定の考え方・根拠）

長期的には回復可能な延長の100%を再生・回復することを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

農林水産省、地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）
百年先を見通した我が国の生物多様性の保全（3. 戦略2③）
豊かな水辺づくり（3. 戦略6③）
- ・第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）
河川・湿原など（第2部第1章第8節）
沿岸・海洋（第2部第1章第9節）
- ・海洋基本計画（平成20年3月18日）
沿岸域の総合的管理（第2部9）
- ・国土形成計画（平成20年7月4日）
流域圏に着目した国土管理（第2部第6章第1節）
海域の利用と保全（第2部第6章第5節）
- ・国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）
環境の保全と美しい国土の形成（3.（5））
- ・生物多様性国家戦略2010（平成22年3月16日）
河川・湿原など（第2部第1章第8節）
沿岸・海洋（第2部第1章第9節）

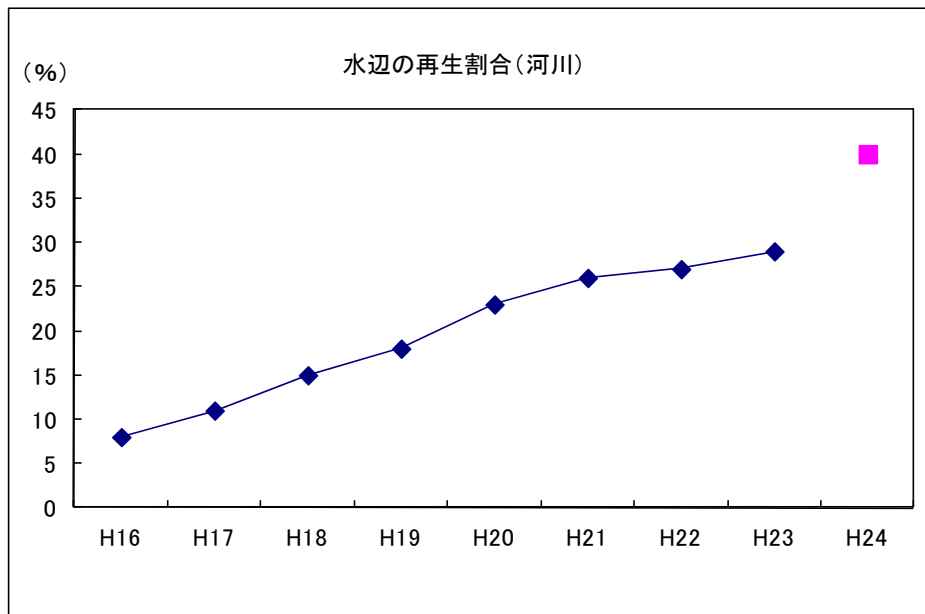
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値							(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
約8%	約11%	約15%	約18%	約23%	約26%	約27%	約29%



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ①自然再生、多自然川づくり等 (◎)
 河川において、良好な自然環境の再生のための自然再生事業や多自然川づくりを推進。
 予算額：河川事業費等4,264億円の内数(平成23年度)
 社会資本整備総合交付金17,539億円の内数(平成23年度国費)
 地域自主戦略交付金5,120億円の内数(平成23年度国費)
 - ②渚の創生事業 (◎)
 海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所之余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。
 予算額：海岸事業費260億円(平成23年度)の内数
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要
 該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
- ・自然再生事業や多自然川づくりによる河川環境の保全・再生や、海浜の整備や浸食対策などによる良好な砂浜の保全創出など、着実に事業の進捗が図られてきた。
 - ・平成23年度の実績値は、約2%(約20km)進捗し約29%となっている。
- (事務事業の実施状況)
- ・自然再生、多自然川づくり等を石狩川(北海道)、木曾川(三重県)等で実施
 - ・渚の創生事業を実施

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、事業推進にあたっての人材育成及びアドバイザーの現地への派遣等の技術的支援等を実施する。
- ・効率的な土砂管理対策により砂浜の創出に努める。
- ・業績指標は着実な進捗を示してきたが、目標達成にはやや届かなく、また、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を廃止することとするため、「B-3」と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項
 (平成24年度)
 なし
 (平成25年度以降)
 なし

担当課等(担当課長名等)
 担当課：水管理・国土保全局河川環境課(課長 小池 剛)
 関係課：水管理・国土保全局海岸室(室長 五道 仁実)
 港湾局海岸・防災課(課長 丸山 隆英)

業績指標 4 3

湿地・干潟の再生の割合（河川）

評 価

B-3	目標値：約3割（平成24年度） 実績値：25.7%（平成23年度） 初期値：約2割（平成19年度）
-----	---------------------------------------------------------

（指標の定義）

過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で、回復可能な面積約7,000ha（湿地3,000ha、干潟4,000ha）のうち自然再生事業等の実施により復元・再生した割合。

湿地・干潟の再生の割合＝①／②

①：復元・再生した面積

②：過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で回復可能な面積

（目標設定の考え方・根拠）

長期的には回復可能な面積の100%を再生・回復することを目標として、平成19年度までに1,506ha（湿地47ha、干潟1,459ha）を再生。

平成24年度までに約3割の湿地・干潟を再生することを目標値として、平成20年度から平成24年度までに670ha（湿地600ha、干潟70ha）を再生する。

$(1,506\text{ha} + 670\text{ha}) / 7,000\text{ha} = 0.31 = \text{約}3\text{割}$

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第三次環境基本計画（平成18年4月7日）

閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進します。（第2部第1章第4節3）

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）

藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出を推進。失われてきた河川の氾濫原における湿地の再生。（第3章戦略6③）

- ・第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）

港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場等の造成を推進します（第2部第1章9節）

失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、特に国民や地域社会の関心が高い地域などにおいては、河川などの自然再生事業を重点的・集中的に実施します。（第2部第1章第8節）

- ・海洋基本計画（平成20年3月18日）

浅海域の藻場、干潟、サンゴ礁等については、海洋の生物多様性や環境浄化機能を確保し、海洋の自然景観を保全する上で重要な場所であるが、過去にその多くが失われているため、干潟等の積極的な再生・回復を推進する。（第2部2（1））

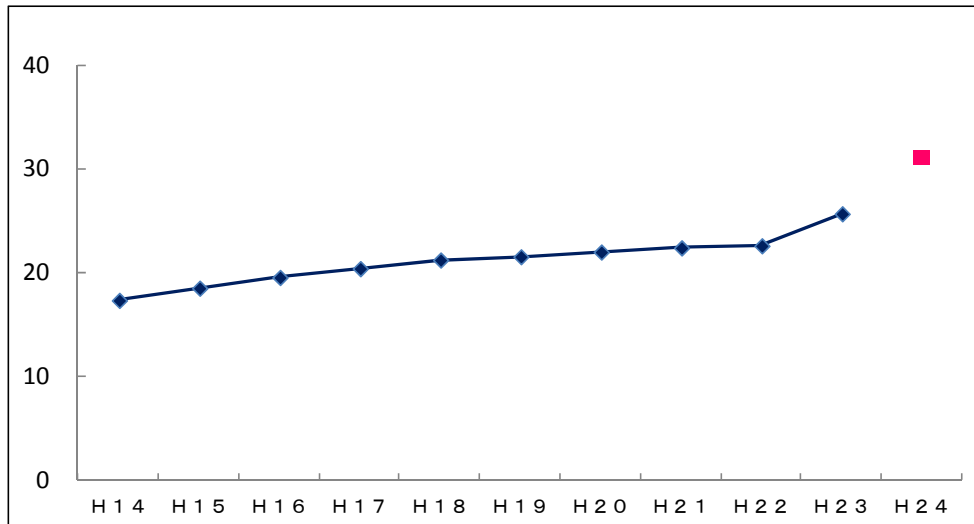
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
20.4%	21.2%	21.5%	22.0%	22.4%	22.6%	25.7%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①河川における湿地・干潟の再生 (◎)

河川において、湿地や干潟を再生する自然再生事業を推進することにより、良好な河川環境の保全・再生を図る。

予算額：河川事業費等4, 264億円の内数（平成23年度）

社会資本整備総合交付金17, 539億円の内数（平成23年度）

地域自主戦略交付金5, 120億円の内数（平成23年度国費）

②港湾空間における自然環境の保全、再生及び創出 (◎)

港湾において、浚渫土砂等を活用して、良好な自然環境である海浜・干潟等の保全・再生・創出を図る。

予算額：港湾整備事業費2, 490億円の内数（平成23年度）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の目標に対して、現在の進捗率はやや低いものの、自然再生事業等の実施により、平成14年度から平成23年度までに約8%の進捗が図られており、湿地・干潟の再生割合は増加している。

(事務事業の実施状況)

横田港（広島県）、百貫港（熊本県）等にて干潟の再生を行っている。平成14年度から自然再生事業を創設し、多摩川（東京都）、釧路川（北海道）等にて湿地の再生を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・自然再生事業等は複数年かけて完了するものであるため、事業完了時点において湿地・干潟再生面積を計上する当該指標の現時点の進捗率はやや低い。

・なお、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「特に重要な水系における湿地の再生の割合」に変更するとともに目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととすることから、「B-3」と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局河川環境課（課長 小池 剛）

関係課：港湾局海洋・環境課（課長 池上 正春）

業績指標 4 4

河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率（①河川、②湖沼、③閉鎖性海域）

評 価	
①A-3	①目標値：約 7 5 %（平成 2 4 年度） 実績値：約 7 5 %（平成 2 2 年度） 初期値：約 7 1 %（平成 1 9 年度）
②A-3	②目標値：約 5 9 %（平成 2 4 年度） 実績値：約 5 7 %（平成 2 2 年度） 初期値：約 5 5 %（平成 1 9 年度）
③A-3	③目標値：約 7 4 %（平成 2 4 年度） 実績値：約 7 3 %（平成 2 2 年度） 初期値：約 7 1 %（平成 1 9 年度）

（指標の定義）

対象とする水域に係る流域内で発生する汚濁負荷量に対する河川事業及び下水道事業で削減した負荷量の割合から流域内の水質改善を示す指標。

河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率＝①／②

①：対象とする水域（注）に係る流域内で河川事業及び下水道事業により削減した汚濁負荷量

②：対象とする水域（注）に係る流域内の家庭、事業場等の各汚濁負荷発生源から排出される負荷量等を発生汚濁負荷量として算定

（注）対象とする水域は、河川は水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）対象河川、湖沼は湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼、閉鎖性海域は三大湾である。

（目標設定の考え方・根拠）

将来値の算定は、各流域の流域別下水道整備総合計画（流総計画）、湖沼水質保全計画、水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）で定められている目標、東京湾再生計画等の海の再生に関する目標を基に算定している。

（外部要因）

技術開発、地元の調整状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・ 21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「閉鎖性海域等の水質汚濁対策、・・・などの総合的な取組を推進することにより、多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊饒の「里海」の創生を図る。水質、水量の観点のみならず、生物多様性の保全の観点も含め、湖沼の汚濁負荷メカニズムの解明や水質汚濁対策の実施、水域と陸域の推移帯（水辺エコトーン）におけるヨシ群落の保全再生などの取組を進め、それぞれの湖沼の特色に応じた豊かな湖沼環境の再生を図る。」

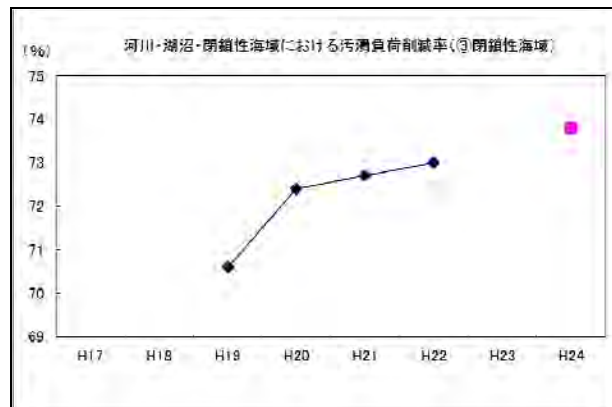
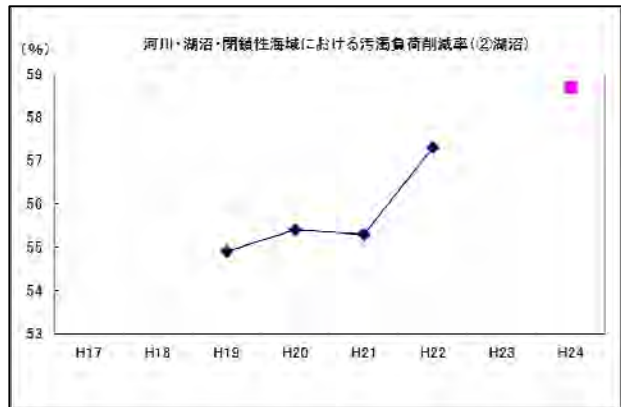
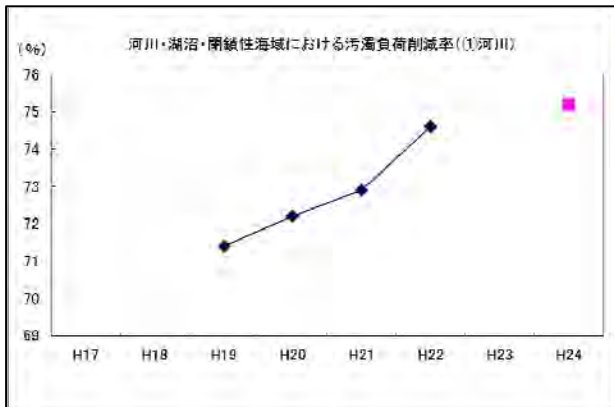
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値	(年度)				
	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
①河川	①約 7 1 %	①約 7 2 %	①約 7 3 %	①約 7 5 %	①（集計中）
②湖沼	②約 5 5 %	②約 5 5 %	②約 5 5 %	②約 5 7 %	②（集計中）
③閉鎖性海域	③約 7 1 %	③約 7 2 %	③約 7 3 %	③約 7 3 %	③（集計中）



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- 浄化事業の実施(◎)
 - ・河川において浄化浚渫や浄化施設等の設置を進め、水環境の改善を実現する。
 予算額：河川事業費等 4, 264億円の内数(平成23年度)
 社会資本整備総合交付金 17, 539億円の内数(平成23年度国費)
 地域自主戦略交付金 5, 120億円の内数(平成23年度国費)
- 下水道による河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減(◎)
 - ・河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減を図るため、下水道事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
 予算額：社会資本整備総合交付金 17, 539億円の内数(平成23年度国費)
 地域自主戦略交付金 5, 120億円の内数(平成23年度国費)
 下水道事業関連予算 113億円の内数(平成23年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

- ・関係機関及び流域自治体とも連携し、水環境の改善事業を推進。

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・当指標の平成23年度の実績値は集計中であるが、平成19年度から平成22年度の実績値は①河川及び③閉鎖性海域において順調な進捗が図られており、平成24年度に目標値を達成すると見込まれる。
- ・また、②湖沼においても平成19年度から平成21年度にかけては同水準にとどまっていたものの、平成21年度から平成22年度にかけて進捗が図られており、平成24年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- ・平成20年度に公共下水道の整備に対する補助対象範囲の見直しを行い、中小市町村を中心に補助対象範囲を大幅に拡大し、河川・湖沼・閉鎖性海域における水質環境基準の達成に向けて、下水道施設の整備を推進した。
- ・平成20年度に新世代下水道支援事業制度を拡充して下水道水環境保全効果向上支援制度を創設し、接続率の向上を図った。
- ・平成20年4月に「市街地のノンポイント対策に関する手引き(案)」の改訂を行い、河川・湖沼・閉鎖性海域におけるノンポイントからの汚濁負荷量削減を推進した。
- ・平成20年度は大和川(大阪府)、霞ヶ浦(茨城県)等、水環境が著しく悪化している河川や湖沼を対象に重点的に浄化対策を実施した。

- ・平成21年度には、「下水道未普及解消重点支援制度」を創設し、下水道の普及が遅れている市町村等を中心に下水道の普及を推進した。
- ・平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで下水道整備を推進した。
- ・平成22年度より「今後の湖沼水質管理の指標について（案）」（平成22年3月作成）に基づく水質調査を実施し、従来の環境基準の項目にとらわれない多様な視点から湖沼水質の評価を行うとともに、新指標を活用した水環境の改善手法について検討した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・①河川・②湖沼・③閉鎖性海域における汚濁負荷削減率は増加傾向にあり、①河川・③閉鎖性海域においては目標値に向けて着実に進捗しているとともに、②湖沼においても平成22年度より目標達成に向けて進捗が図られている。平成21年度に下水道未普及解消重点支援制度を創設する等、下水道事業による水質保全・向上や美しい水環境の創造を図るための新たな取組みを実施しており、今後は「今後の湖沼水質管理の指標について（案）」（平成22年3月作成）に基づいて多様な視点で湖沼水質の評価を行い、水環境の改善を図ることとしている。一方、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を廃止するため、河川・湖沼・閉鎖性海域において「A-3」と評価した。
- ・引き続き、河川・湖沼・閉鎖性海域における水質改善を着実に推進するために、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局河川環境課（課長 小池 剛）

水管理・国土保全局下水道部流域管理官（流域管理官 高島英二郎）

業績指標 4 5
自然体験活動拠点数

評 価

B-5	目標値：約 550 箇所（平成 24 年度） 実績値： 461 箇所（平成 23 年度） 初期値： 428 箇所（平成 19 年度）
-----	--------------------------------------------------------------------------

（指標の定義）
「自然体験活動拠点数」は、水辺の楽校プロジェクト、「子どもの水辺」再発見プロジェクト、いきいき海の子浜づくり事業の登録箇所数の合計値。

（目標設定の考え方・根拠）
過去 5 年間に於ける自然体験活動拠点数の整備箇所数のトレンド（平成 19 年度は平成 14 年度に比べ 124 箇所増加）から 5 年後の目標値を約 550 箇所とする。

（外部要因）

- ・ 地元の自然体験活動に対する意識の向上
- ・ 環境教育の動向

（他の関係主体）

- ・ 文部科学省（「子どもの水辺」再発見プロジェクトを所管）
- ・ 環境省（「子どもの水辺」再発見プロジェクトを所管）

（重要政策）

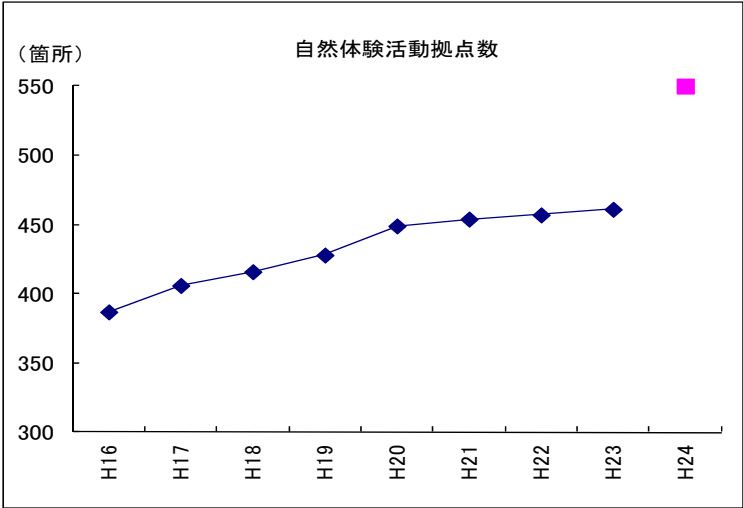
【施政方針】
なし

【閣議決定】
なし

【閣決（重点）】
なし

【その他】
なし

過去の実績値						（年度）
H18	H19	H20	H21	H22	H23	
416 箇所	428 箇所	449 箇所	454 箇所	457 箇所	461 箇所	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①環境学習・自然体験活動の推進

- ・ 「子どもの水辺」再発見プロジェクトの推進

身近な水辺において子どもたちの環境学習や自然体験活動を推進するため、文部科学省、国土交通省、環境省の連携プロジェクトとして、平成 11 年度に開始している。

教育関係者、河川管理者に加え地域の市民団体等が連携して、「子どもの水辺協議会」を設置し、体験活動の

場としてふさわしい水辺（「子どもの水辺」）における活動の充実を図る。

また、「子どもの水辺サポートセンター」（平成14年7月に（財）河川環境管理財団内に設置）において、「子どもの水辺」の登録受付、活動に必要な資機材（ライフジャケット等）の貸出、水辺での活動をコーディネートできる市民団体等の人材の紹介等の支援体制を整備している。

②自然体験を支援する水辺の整備

・水辺の楽校プロジェクト

子どもの水辺再発見プロジェクトにおいて、水辺整備が必要な場合においては子どもたちが安全に自然とふれあえるよう河岸の整備等を行う。

予算額：河川事業費等 4, 264億円の内数（平成23年度）

社会資本整備総合交付金 17, 539億円の内数（平成23年度）

地域自主戦略交付金 5, 120億円の内数（平成23年度国費）

・いきいき海の子浜づくり事業

海岸保全施設の整備にあわせて、良好な海辺の自然環境を利用し、青少年等が、豊かな情緒を形成する場としての利用しやすい海岸づくりを行う。

予算額：海岸事業費260億円の内数（平成23年度）

社会資本整備総合交付金 17, 539億円の内数（平成23年度）

地域自主戦略交付金 5, 120億円の内数（平成23年度国費）

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成23年度までの自然体験拠点数実績値は461箇所到達した。活動拠点数は毎年増加しているが、近年は微増傾向である。
- ・活動拠点数の増加については、平成14年度に「子どもの水辺」の登録に際して制度を拡充したことにより、登録箇所数が着実に伸び、「子どもの水辺サポートセンター」の設置及び体験活動への支援体制の整備の効果が十分あったと考えられる。
- ・「子どもの水辺」再発見プロジェクトについては、平成21年3月に制度の見直しを行っており、新規登録に向けたPR活動の実施や、登録制度の見直しについて定めるとともに、「子どもの水辺」登録後の活動の充実を図るため、河川管理者による活動状況や担当者等についてフォローアップの実施や、子どもの水辺サポートセンターの利用促進を図っているところ。
- ・今後もより一層の制度のPR、浸透が必要であると考えられる。また、自然体験活動拠点を継続的に活用してもらうための取り組みも必要である。

（事務事業の実施状況）

- ・一方、近年は微増傾向であることから、関係機関等と連携しつつ、水辺の活動をサポートする指導者を育成し、その指導者を核としたより一層の環境学習、自然体験活動の推進を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は自然体験拠点数が毎年増加しているが、近年は微増傾向であり、目標値の達成は困難と考えられる。
- ・今後とも引き続き、新規登録に向けたPR活動等を行い、自然体験活動拠点登録箇所数の増加を目指す。
- ・なお、当該指標は今年度をもって廃止することとし、「B-5」と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局河川環境課（課長 小池 剛）

関係課：水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室（室長 五道 仁実）

港湾局海岸・防災課（課長 丸山 隆英）

業績指標 4 6

地域に開かれたダム、ダム湖活用者数

評 価

B-5	目標値：約1,680万人（平成24年度） 実績値：約1,266万人（平成21年度） 初期値：1,391万人（平成18年度）
-----	---------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

・直轄及び水資源機構が管理するダム（114基；平成23年度4月）及びダム湖周辺施設の年間利用者数。

(目標設定の考え方・根拠)

・ダムを活かした水源地域の活性化を促進するため、平成13年度に創設した「水源地域ビジョン」（注）を全国の直轄及び水資源機構の管理ダムで順次策定しているところである。

（注）「水源地域ビジョン」とは、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のために、水源地域の自治体、住民等がダム事業者・管理者と共同で策定する水源地域活性化のための行動計画。（平成13年度より新規に策定）

・国土交通省では、直轄及び水資源機構の管理ダムにおいて、平成3年度から3年毎に散策、スポーツ、水遊び等のダム及びダム湖周辺の利用実態を調査する「ダム湖利用実態調査」を実施しており、平成18年度調査結果をもとに「水源地域ビジョン」の策定状況を加味して分析し、目標年度である平成24年度における全国（直轄及び水資源機構管理）の管理ダムの年間利用者数を推定。

(外部要因)

- ・ダム所在地等の地元との調整等
- ・国民の余暇の過ごし方等の状況

(他の関係主体)

- ・ダム所在地及び流域の地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

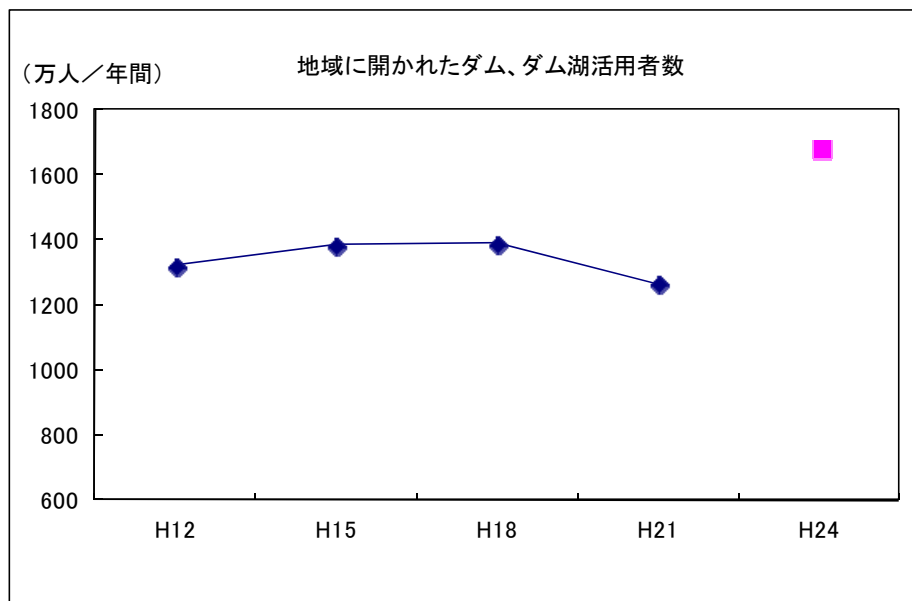
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H12	H15	H18	H21	
1,320万人	1,385万人	1,391万人	1,266万人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・ダム湖周辺整備の推進
河岸整備、河岸緑化、管理用道路等の整備を行い、ダム湖周辺の適正な利用を誘導する。
- ・ダム周辺整備の利活用、上下流交流の推進
「水源地域ビジョン」を推進し、ダム周辺施設の利活用、上下流交流を推進しダム湖の利用者数の増大を図る。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ダム利用実態調査を平成3年度から3年毎に実施。なお、事業仕分けにより、次回の調査は平成26年度に延期となったため、最新値は平成21年度。
- ・平成21年度実績値は、平成18年度実績値に比べて減少している。

(事務事業の実施状況)

- ・平成23年度までに112ダムで「水源地域ビジョン」を策定しており、今後も既設ダム及び建設ダムにおいて「水源地域ビジョン」の策定を推進する。また、ダムにおける水環境整備や水辺整備等のため、総合水系環境整備事業を平成23年度に13ダムで実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成21年度実績値は、平成18年度実績値に比べて減少している。これは、平成20年度に広報施設の抜本見直し等が行われたのが原因だと考えられ、目標値の達成は困難と考えられる。
- ・なお、事業仕分けにより、次回調査は平成26年度に延期になった。
- ・今後、ダム周辺施設のさらなる利活用や上下流交流の推進によるダム湖利用者数の増大等を図るため、継続して水源地域と連携して「水源地域ビジョン」を策定・推進するとともに、総合水系環境整備事業を推進する。
- ・なお、当該指標は今年度をもって廃止することとし、「B-5」とする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局河川環境課(課長 小池 剛)

業績指標 4 7

都市空間形成河川整備率

評価

A - 4

目標値： 約 4 3 % (平成 2 4 年度)
 実績値： 約 4 1 % (平成 2 3 年度)
 初期値： 約 4 0 % (平成 2 1 年度)

(指標の定義)

人口が 5 万人以上の都市において市街化区域内を流れる河川延長のうち、周辺のまちと一体となり良好な河畔を確保した河川延長の割合。

都市空間形成河川整備率 = ① / ②

①：周辺の街並みや景観と調和した河川整備や緩傾斜堤防等の良好な河畔を確保した河川延長

②：人口が 5 万人以上の都市において、市街化区域内を流れる河川延長 (約 1 2, 0 0 0 k m)

(目標設定の考え方・根拠)

過去 1 0 年の良好な水辺空間 (周辺の街並みや景観と調和した整備を行った区間、水辺で憩えるよう配慮した区間、緩傾斜堤防等) の整備延長のトレンドから 5 年後の目標値を算定。

(外部要因)

沿川の開発状況

(他の関係主体)

地方公共団体 (河川管理者)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決 (重点)】

なし

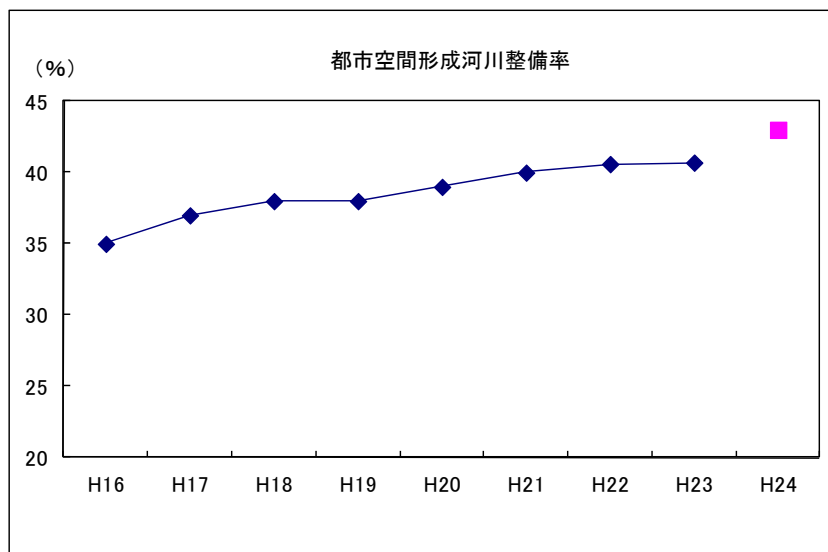
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
約 3 7 %	約 3 8 %	約 3 8 %	約 3 9 %	約 4 0 %	約 4 1 %	約 4 1 %



事務事業の概要

主な事務事業の概要

市街地における親水性のある河川整備

良好な水辺の整備を進め、うるおいと安らぎのある都市空間の創出を実現する。

予算額：河川事業費等 4, 264 億円の内数（平成 23 年度）
社会資本整備総合交付金 17, 539 億円の内数（平成 23 年度）
地域自主戦略交付金 5, 120 億円の内数（平成 23 年度国費）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・ 平成 23 年度の実績は、昨年度実績から約 20km 進捗し、目標値である約 43% に向けて進捗している。
- ・ 河川や水辺をまちづくりや観光の核として活用し、地域の魅力向上を目指す計画に対してソフト・ハード両面から支援・推進する仕組みである「かわまちづくり支援制度」を平成 21 年度に創設し、登録を受けた計画においては、住民・市町村等と河川管理者で一体となって策定された計画に基づき、まちづくりと一体となった水辺空間の創出を図っている。

（事務事業の実施状況）

- ・ 河川改修事業の実施にあたっては、引き続き多自然川づくり、周辺の街並みや景観と調和した整備を行うよう配慮している。
- ・ 地域活性化等の観点から、水辺空間を生かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、平成 16 年より占用許可準則の特例措置として、社会実験を実施している。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・ 平成 21 年度に創設された「かわまちづくり支援制度」を活用しながら、引き続き、沿川のまちづくり計画と一体的に良好な河畔を確保する。なお、同施策を利用することにより、実現性の確保に向けた、地方公共団体や地元住民との連携が可能であり、更に、同施策に対して申請された計画に基づく工事進捗状況からは、今後指標値の著しい増加が見込まれることから、目標値の達成が可能と考えられる。
- ・ なお、当該指標は今年度をもって廃止することとし、「A-4」と評価する。

平成 24 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 24 年度）

なし

（平成 25 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局河川環境課（課長 小池 剛）

関係課：水管理・国土保全局治水課（課長 森北 佳昭）

業績指標 48

かわまちづくり整備自治体数

評価

A-3

目標値： 29市（平成24年度）
 実績値： 24市（平成23年度）
 初期値： 4市（平成19年度）

（指標の定義）

地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を行う、かわまちづくりに登録された河川を有し、かわまちづくり計画に位置付けられた整備を概成させた自治体数(市)

（目標設定の考え方・根拠）

人口20万人以上の都市（政令指定都市、中核市、特例市等）のうち、かわまちづくりに登録され地域活性化に資するモデル的な水辺拠点を持つ大阪市、広島市などの都市29市を指標の対象として設定。

（外部要因）

まちづくりの地元調整状況、事業進捗状況等

（他の関係主体）

地方公共団体、まちづくり事業団体、区画整理事業者等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

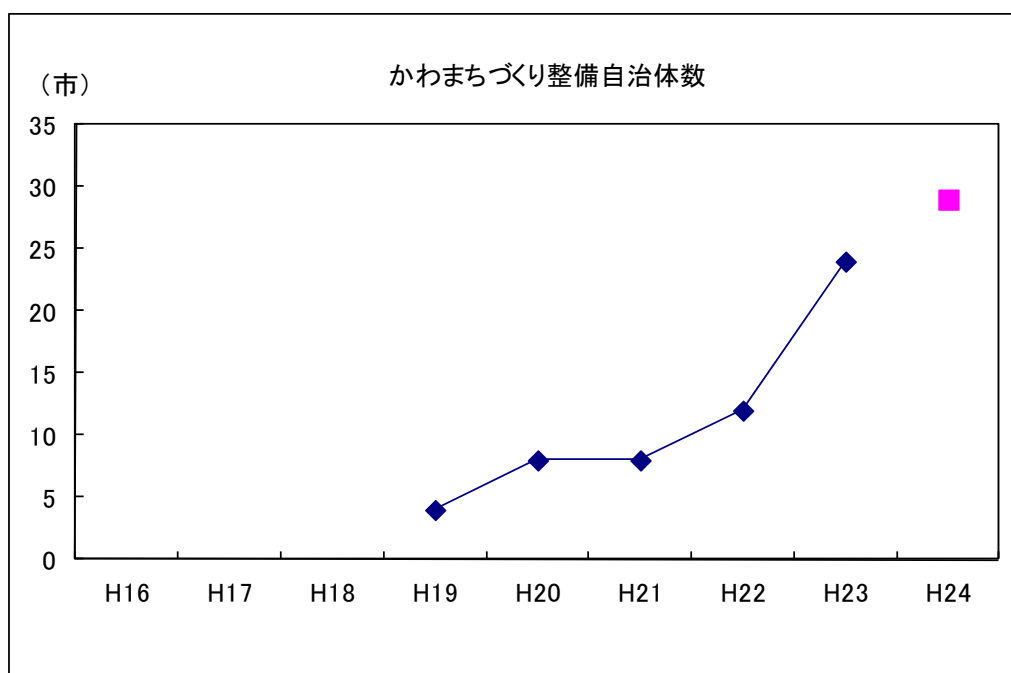
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値							(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
—	—	—	4市	8市	8市	12市	24市



事務事業の概要

主な事務事業の概要

市街地における地方公共団体や地元住民と連携した川づくり
地域の個性やニーズに対応した、にぎわいのある河畔空間の創出を目指し、ソフト・ハード両面からまちづくりと一体となった河川整備を推進する。
予算額：河川事業費等4, 264億円の内数（平成23年度）
社会資本整備総合交付金17, 539億円の内数（平成23年度）
地域自主戦略交付金5, 120億円の内数（平成23年度国費）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 平成23年度の実績は、かわまちづくりに登録された河川を有し、計画に位置付けられた整備を概成させた自治体が12市あり、全部で24市となった。
- 河川や水辺をまちづくりや観光の核として活用し、地域の魅力向上を目指す計画に対してソフト・ハード両面から支援・推進する仕組みである「かわまちづくり支援制度」を平成21年度に創設し、登録を受けた計画においては、住民・市町村等と河川管理者で一体となって策定された計画に基づき、まちづくりと一体となった水辺空間の創出を図っている。

（事務事業の実施状況）

- 地域活性化等の観点から、水辺空間を生かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、平成16年より占用許可準則の特例措置として、社会実験を実施している。
- かわまちづくり支援制度においては、地方公共団体が大臣管理区間、指定区間を一括で申請、利活用計画や維持管理計画を含めて、かわまちづくり計画を策定する。

課題の特定と今後の取組の方向性

- 平成24年度の目標に対して着実に進捗しており、また、沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するための総合的な支援策である「かわまちづくり支援制度」を平成21年度に創設し、これを用いた地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を着実に推進しており、目標値の達成が見込まれる。
- なお、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を廃止するため、「A-3」と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局河川環境課（課長 小池 剛）

関係課：水管理・国土保全局治水課（課長 森北 佳昭）

施策目標個票

(国土交通省23-⑨)

施策目標	地球温暖化防止等の環境の保全を行う	
施策目標の概要及び達成すべき目標	地球温暖化対策を初めとする環境政策・省エネルギー政策を推進することで、国土交通分野における環境負荷の低減を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	各業績目標の達成状況はおおむね順調であり、国土交通分野における環境負荷の低減を図っていると評価できる。 順調に推移している地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数等については、現在の事務事業を引き続き着実に実施するとともに、23年度、目標達成に向けた成果を示していない環境ポータルサイトへのアクセス件数の指標については、これまで以上にコンテンツの随時更新、内容の充実等、向上に向けて対応していく。

業績指標	49 特定輸送事業者の省エネ改善率	初期値	実績値					評価	目標値	
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	平成19年度以降毎年度			
		①特定貨物輸送事業者	-	-4.23%	-2.43%	-2.41%	-1.30%	A-2	前年度比-1%	
		②特定旅客輸送事業者	-	-1.13%	-0.48%	-0.79%	+0.04%	B-2	前年度比-1%	
		③特定航空輸送事業者	-	-1.58%	-2.40%	-2.10%	-0.39%	B-2	前年度比-1%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-				
	50 環境ポータルサイトへのアクセス件数	初期値	実績値					評価	目標	
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度			
		平均約5,478件/月(年度平均)	平均約1,529件/月(年度平均)	平均約2,647件/月(年度平均)	平均約3,425件/月(年度平均)	平均約3,266件/月(年度平均)	B-1	1万件/月(年度平均)		
		年度ごとの目標値	-	-	-	-				
	51 建設工事中用機械機器による環境の保全	初期値	実績値					評価	目標値	
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
		①建設機械から排出されるPMの削減量	0.3千t(推定値)(18年度)	0.7千t	1.3千t(推定値)	2.8千t	集計中	集計中	A-2	3.5千t(23年度)
		②建設機械から排出されるNOxの削減量	8.3千t(推定値)(18年度)	15.9千t	27.6千t(推定値)	57.0千t	集計中	集計中	A-2	74.0千t(23年度)
		③ハイブリッド型建設機械の普及台数	200台(21年度)				470台	960台	A-2	1,200台(26年度)
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-			
	52 建設廃棄物の再資源化率、再資源化等率及び建設発生土の有効利用率	初期値	実績値					評価	目標値	
		17年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	
		①アスファルト・コンクリート塊	98.6%	-	98.4%	-	-	-	A-2	98%以上
		②コンクリート塊	98.1%	-	97.3%	-	-	-	B-2	98%以上
		③建設発生木材(再資源化等率)	68.2%(90.7%)	-	80.3%(89.4%)	-	-	-	A-2	77%(95%以上)
		④建設汚泥	74.5%	-	85.1%	-	-	-	A-2	82%
		⑤建設混合廃棄物	0%	-	9%	-	-	-	B-2	平成17年度排出量に対して30%削減
		⑥建設発生土	80.1%	-	78.6%	-	-	-	B-2	87%
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-			
53 住宅、建築物の省エネルギー化	初期値	実績値					評価	目標値		
	22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		27年度		
	①エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率	42%	-	-	-	42%	45%	B-1	70%	
	②一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率	71%	-	-	-	71%	73%	A-2	85%	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-				
54 重量車の平均燃費向上率(平成14年度比)	初期値	実績値					評価	目標値		
	14年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度				
	0%	6.7%	8.1%	9.2%	集計中	A-2	12%			
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-					

55 モーダルシフトに関する指標	初期値	実績値					評価	目標	
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	
	①トラックから鉄道コンテナ輸送にシフトすることで増加する鉄道コンテナ輸送量	21億トンキロ増	23億トンキロ増	16億トンキロ増	0.2億トンキロ増	0.7億トンキロ減	5億トンキロ減	B-1	36億トンキロ増
	②トラックから海上輸送へシフトすることで増加する海上輸送量(自動車での輸送が容易な貨物(雑貨)量)	301億トンキロ	301億トンキロ	287億トンキロ	267億トンキロ	315億トンキロ	集計中	B-2	320億トンキロ
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-		/	
56 地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数	初期値	実績値					評価	目標値	
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			
	3都市	15都市	18都市	25都市	29都市		A-2	30都市	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-		/		
57 年度評価における採択案件の採点の平均値(革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発に係る指標)	初期値	実績値					評価	目標値	
	-	21年度	22年度	23年度				23年度	
	-	89%	90%	90%			A-2	80%	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-			/	

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,218	36,263	17,647	18,951
補正予算(b)		35,888	7,400	73,300	0	/
前年度繰越等(c)		68	47,456	17,618	-	/
合計(a+b+c)		38,174	91,119	108,565	18,951	/
執行額(百万円)		36,905	72,515	/	/	/
翌年度繰越額(百万円)		389	17,618	/	/	/
不用額(百万円)		880	986	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	総合政策局	作成責任者名	環境政策課 (課長 山本 博之)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-------	--------	---------------------	----------	---------

業績指標 49

特定輸送事業者の省エネ改善率 (①特定貨物輸送事業者、②特定旅客輸送事業者、③特定航空輸送事業者)

評価	
①A-2	目標値：①前年度比-1% (平成19年度以降毎年度)
②B-2	②前年度比-1% (平成19年度以降毎年度)
③B-2	③前年度比-1% (平成19年度以降毎年度)
	実績値：① -1.30% (平成23年度)
	② +0.04% (平成23年度)
	③ -0.39% (平成23年度)
	初期値：①- ②- ③-

(指標の定義)

一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者 (特定輸送事業者) のエネルギー使用に係る原単位の前年度比

①貨物鉄道、トラック、船舶 ②旅客鉄道、乗合自動車 (バス)、乗用自動車 (タクシー)、船舶 ③航空

※ エネルギー使用に係る原単位：エネルギー使用量/個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 など

(目標設定の考え方・根拠)

京都議定書の6%削減目標の達成をはじめ運輸部門の省エネ化を実現するために、改正省エネ法に基づき、特定輸送事業者にエネルギー使用に係る原単位を年平均1%以上低減させることを目標とし、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけている。

(外部要因)

平成20年度後半に生じた金融危機や平成22年度の夏の猛暑等の影響など

(他の関係主体)

各輸送事業者、荷主

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和54年法律第49号)

京都議定書目標達成計画 (平成20年3月28日全部改定)

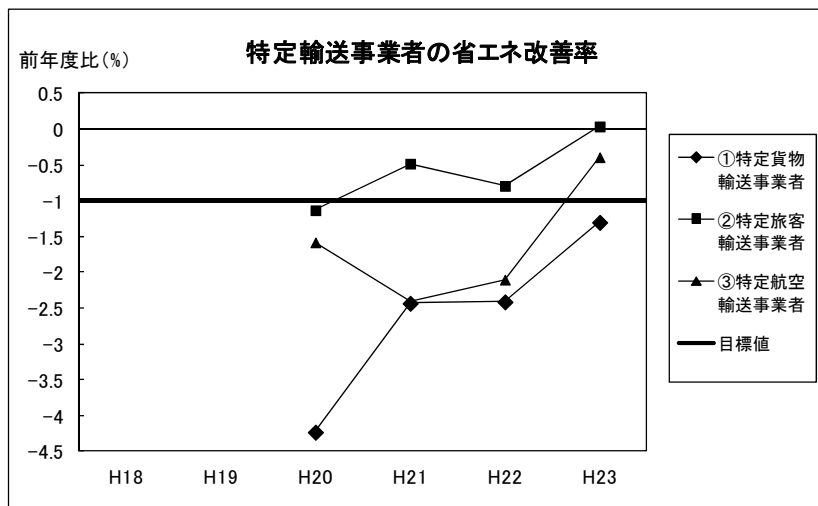
【閣決 (重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
—	①特定貨物輸送事業者 -4.23%	①特定貨物輸送事業者 -2.43%	①特定貨物輸送事業者 -2.41%	①特定貨物輸送事業者 -1.30%	
	②特定旅客輸送事業者 -1.13%	②特定旅客輸送事業者 -0.48%	②特定旅客輸送事業者 -0.79%	②特定旅客輸送事業者 +0.04%	
	③特定航空輸送事業者 -1.58%	③特定航空輸送事業者 -2.40%	③特定航空輸送事業者 -2.10%	③特定航空輸送事業者 -0.39%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

輸送部門における省エネ対策の普及・促進のため、法施行状況を含めた省エネ対策に係る調査分析をはじめ、各事業者の省エネ対策責任者の育成、事業者への指導・助言や事業者の省エネ対策の取組みに係る点検を実施（輸送部門における省エネ対策の普及・促進）。

予算額 11百万円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

特定輸送事業者の省エネ改善率対前年度比-1%が目標値であるところ、①特定貨物輸送事業者の指標は-1.30%であり、前年度に引き続き目標を達成できた。一方、②特定旅客輸送事業者及び③特定航空輸送事業者の指標は+0.04%及び-0.39%であり、目標達成とはならなかった。

（事務事業の実施状況）

地方運輸局において、各事業者の省エネ対策責任者の育成のための省エネフォーラム・セミナーの開催、問合せ事業者への指導・助言、事業者の省エネ対策の取組み状況のヒアリングや現場視察などの点検を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、①特定貨物輸送事業者は目標を達成しているため、引き続きA-2と判断した。一方、②特定旅客輸送事業者及び③特定航空輸送事業者は外部要因である平成20年度後半に生じた金融危機や平成22年度の夏の猛暑等の影響が大きかったため目標達成とはならなかったものの、中長期的には改善傾向を示しているため、B-2と判断した。今後は、エネルギー使用量等の定期報告書のデータの内容を分析するとともに、運輸部門のエネルギーの使用の更なる合理化に向け、引き続き事業者に対する実態調査・指導等を行っていく。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局環境政策課（課長 山本 博之）

業績指標 50

環境ポータルサイトへのアクセス件数

評価

B-1	目標値： 1万件/月（年度平均）（平成23年度） 実績値：平均約3,266件/月（年度平均）（平成23年度） 初期値：平均約5,478件/月（年度平均）（平成19年度）
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

1ヶ月あたりの環境ポータルサイト (<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/index.html>) へのアクセス数（年度平均）

(目標設定の考え方・根拠)

環境ポータルサイトにおいて、環境に関する施策紹介、報告書、新規トピック等の情報を提供する。環境に関する国民の意識を高めるために、環境ポータルサイトへのアクセス数を月平均1万件以上にするを目標とする。

(外部要因)

国土交通省のホームページのリニューアル（平成22年3月）

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

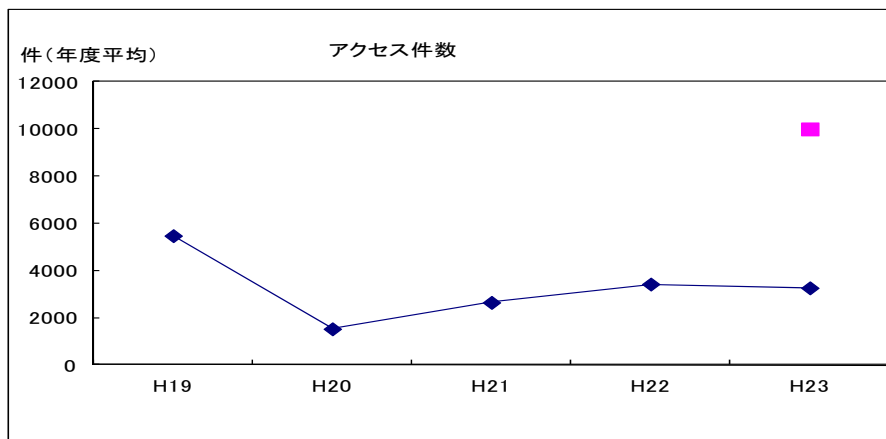
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
平均約5,478件	平均約1,529件	平均約2,647件	平均約3,425件	平均約3,266件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

国民一人ひとりの環境に対する意識を高めるために、以下の事業を実施している。

- ① 交通エコロジー教室の開催 予算額 7百万円（平成23年度、以下同じ）
各地方運輸局において、各地域における交通分野の環境トピックス等をそれぞれの地域住民に対して情報提供することを内容とする交通エコロジー教室を開催する。
- ② 地球温暖化対策のための横断的施策の社会資本整備分野における実施に係る制度導入・調査経費
予算額 2.6百万円
建設業・不動産業におけるカーボンオフセットについて、商品・サービスに関して広く事業者への情報提供等を行う。

③ 生物多様性保全推進経費 予算額 12百万円

COP10で採択された「愛知目標」や、生物多様性地域連携促進法に対応し、国土交通分野における地域と連携した生物多様性保全の取組の普及のためのパンフレット作成やセミナーの等を実施。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

昨年度とほぼ同水準で推移し、目標達成に向けた動向を示していない。

(事務事業の実施状況)

- ・環境に優しい公共交通の特性や利用方法について学ぶ親子教室・乗り方教室、ハイブリッド車や電気自動車等への乗車体験などの交通エコロジー教室を開催した(85教室)。
- ・建設業・不動産業におけるカーボンオフセットの国内外の取組事例等を調査し、国内市場で受け入れられる可能性のある商品・サービスの形態、コスト・効果等について調査検討し、情報発信を行った。
- ・全国3カ所で地方セミナーを開催、地域の生物多様性保全活動の促進に関するパンフレットを作成する等、国土交通分野における取組みの普及活動を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は前年度とほぼ同水準にとどまっており、目標値に到達しておらず、今後一層施策を推進していくことが必要であるため、「B」と評価した。今後も引き続き国土交通分野における環境負荷の低減のための取り組みについて、環境ポータルサイトを通じてわかりやすく情報発信できるよう、これまで以上に、コンテンツを随時更新し、内容の充実を図ることから「1」と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- ・低炭素・循環型社会形成推進について
持続可能で活力ある国土・地域づくりのため、国土交通行政における低炭素・循環型の新しい社会システムの構築を目指し、エネルギー、資源、自然共生の観点からの調査等を実施。
- ・社会資本整備分野における地球温暖化対策について
再生可能エネルギーの普及促進を図るため、国土交通省の再生可能エネルギー分野における施策について調査・検討し、情報発信を行う。
- ・環境ポータルサイトについて
コンテンツの更なる更新、充実を図る。

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 総合政策局環境政策課(課長 山本 博之)

業績指標 5 1

建設工事用機械機器による環境の保全（①建設機械から排出されるPMの削減量、②建設機械から排出されるNO_xの削減量、③ハイブリッド型建設機械の普及台数）

評価

① PM	A-2	目標値：①PM 3.5 千 t 削減、②NO _x 74.0 千 t 削減(平成 23 年度)、 ③1,200 台普及(平成 26 年度) 実績値：①PM 2.8 千 t 削減、②NO _x 57.0 千 t 削減 (平成 21 年度)、 ③960 台普及(平成 23 年度) 初期値：①PM 0.3 千 t 削減、②NO _x 8.3 千 t 削減(平成 18 年度)、 ③200 台普及(平成 21 年度) ①、②は推定値
② NO _x	A-2	
③ ハイブリッド型建設機械	A-2	

(指標の定義)

①及び② 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「オフロード法」という。平成18年4月施行、同年10月規制開始）」の基準に適合した公道を走行しない建設機械（以下「オフロード建設機械」という。）の普及によって削減された平成23年度における年間のNO_x・PM排出ガス削減寄与量（平成17年度比）。

③ CO₂ 排出量低減が相当程度図られたものとして「低炭素型建設機械の認定に関する規程（平成22年4月1日付け建設施工企画課長通達、国総施環第321号）」に基づき認定されたハイブリッド機構を有した建設機械（以下「ハイブリッド建設機械」という。）の普及台数。

(目標設定の考え方・根拠)

①及び② オフロード建設機械の普及台数（a）と1台当たりの排出ガス削減量（b）の積により計算。
 （a）建設機械動向調査より、過去4年間（平成14～17年度）において年間約3.6万台が排出ガス規制を満たしたオフロード建設機械に更新されていることからオフロード法施行後6年間で21.6万台普及するものとした。
 （b）オフロード法による排出ガス規制値と第一次排出ガス対策型建設機械指定制度の排出ガス基準（平成3年開始）との差を1台及び1時間当たりの排出ガス削減量とし、建設機械等損料調査結果を用いて1台及び年間あたりの排出ガス削減量に換算した。

③ メーカーヒアリングに基づくハイブリッド建設機械の目標出荷台数。

(外部要因)

①及び② 建設投資の増減に伴う建設機械の総台数の増減。③特になし。

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

①及び② 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）、③地球温暖化対策基本法案（平成22年10月8日閣議決定）

【閣決（重点）】

なし

【その他】

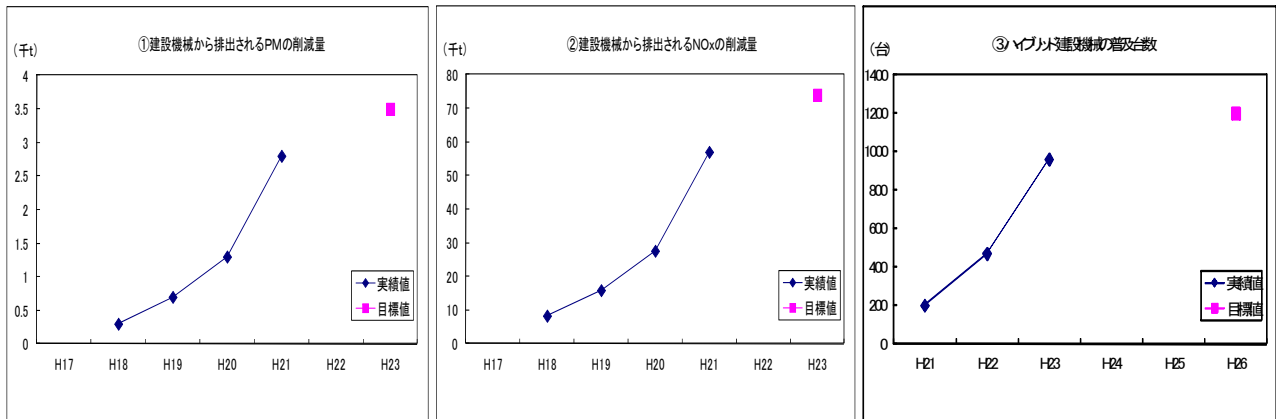
なし

過去の実績値① (年度)					
H18	H19	H20	H21	H22	H23
0.3 千 t 削減 (推定値)	0.7 千 t 削減	1.3 千 t 削減 (推定値)	2.8 千 t 削減	(集計中)	(集計中)

過去の実績値② (年度)					
H18	H19	H20	H21	H22	H23
8.3 千 t 削減 (推定値)	15.9 千 t 削減	27.6 千 t 削減 (推定値)	57.0 千 t 削減	(集計中)	(集計中)

過去の実績値③ (年度)					
H18	H19	H20	H21	H22	H23
—	—	—	200 台	470 台	960 台

※①及び② 調査が奇数年のみ実施であるため、偶数年の実績値は、オフロード建設機械の普及台数を前後年度から補充して削減量を推定する。なお初期値である平成18年度実績値は、平成17、19年度のオフロード建設機械の普及台数から削減量を推定した。



事務事業の概要
主な事務事業の概要

①②
 オフロード法の基準に適合した特定原動機の型式指定や車体の型式届出等に係る事務、および基準に適合したオフロード建設機械に対する融資制度を運用している。中央環境審議会第9次答申（平成20年1月）において排出ガスの低減目標値が示されたことを受け、排出ガス低減に優れた技術の開発状況を踏まえつつ、平成22年3月にはオフロード法における技術基準を改正し、改正前と比べてPMの排出量を約9割削減するなどの排出ガス規制値を強化した。また、平成22年度には、税制措置を創設した。
 予算額：建設機械施工における環境保全対策促進経費 19,010千円（平成21年度）
 排出ガス新規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設（固定資産税）

③
 低炭素型建設機械の認定に関する規程に係る事務、及び基準に適合したオフロード建設機械に対する融資制度を運用している。平成22年度には、燃料消費量を測定するための規格を統一化するとともに、主要な建設機械の燃費基準値を設定し、低燃費を実現するハイブリッド機構を有する建設機械の普及に必要な環境整備を進めた。
 予算額：建設機械施工における低炭素化技術普及促進経費 16,097千円（平成23年度）

関連する事務事業の概要
 該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)
 ①②「順調」
 指標に係る基礎データである建設機械の保有台数については、「建設機械動向調査(経済産業省・国土交通省)」による数値を参照している。しかし本調査は2年毎に実施するものであるため、調査が実施されていない平成18年度及び平成20年度の実績値については、前後年度の保有台数の補完値を用いた。また、平成22年度及び平成23年度の実績値については、平成25年7月(予定)に上記の建設機械動向調査が公表されることから集計中とし、平成21年度までの数値を記載している。平成20年度と平成21年度の実績による目標削減量に対する進捗率は①80%、②77%となった。これは、平成20年10月に全出力帯でオフロード法の規制が始まったことで普及促進が図られた結果であり、今後も普及が進むと想定される。

③「順調」
 平成23年度の実績値は960台であり、平成22年度から倍増している。これは各企業においてハイブリッド建設機械の普及出力帯が出揃った結果であり、今後も普及が進むと想定される。

(事務事業の実施状況)
 平成22年3月にオフロード法の技術基準を改正して排出ガス規制値を強化し、排出ガス性状を悪化させない適正燃料使用の徹底を図ることで建設機械の排出ガス対策を推進し、更なる大気環境の改善を図った。また、低炭素型建設機械の普及を目的に、建設機械の燃費基準値の設定を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性
 業績指標の目標値は平成23年度における①3.5千t削減、②74.0千t削減であり、平成21年度における実績値は①2.8千t削減、②57.0千t削減であり、これは平成20年10月に全出力帯でオフロード法の規制が始まったことで普及促進が図られた結果と考えられる。平成22年8月には全出力帯で継続生産車の経過措置期間も終了していることから、今後も普及が進むと想定される。このことからA-2と評価した。
 また、目標値③1200台に対する実績値は960台(平成23年度)であり、平成22年度から倍増しているのは、エネルギー特別会計による補助金によって普及促進が図られた結果と考えられる。平成24年度も補助金が設定されているため、今後も普及が増加することが想定される。このことからA-2と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局公共事業企画調整課環境・リサイクル企画室(室長 畠中 秀人)

業績指標 5 2

建設廃棄物の再資源化率、再資源化等率及び建設発生土の有効利用率（①アスファルト・コンクリート塊、②コンクリート塊、③建設発生木材（再資源化等率）、④建設汚泥、⑤建設混合廃棄物、⑥建設発生土）

評 価	
① A-2	目標値：98%以上 ※1) (平成24年度) 実績値：98.4% ※1) (平成20年度) 初期値：98.6% ※1) (平成17年度)
② B-2	目標値：98%以上 ※1) (平成24年度) 実績値：97.3% ※1) (平成20年度) 初期値：98.1% ※1) (平成17年度)
③ A-2	目標値：77% ※1) (95%以上 ※2)) (平成24年度) 実績値：80.3% ※1) (89.4% ※2)) (平成20年度) 初期値：68.2% ※1) (90.7% ※2)) (平成17年度)
④ A-2	目標値：82% ※2) (平成24年度) 実績値：85.1% ※2) (平成20年度) 初期値：74.5% ※2) (平成17年度)
⑤ B-2	目標値：平成17年度排出量に対して30%削減 (平成24年度) 実績値：平成17年度排出量に対して9%削減 (平成20年度) 初期値：292.8万トン (0%) (平成17年度)
⑥ B-2	目標値：87% (平成24年度) 実績値：78.6% (平成20年度) 初期値：80.1% (平成17年度)
	※1) 再資源化率 ※2) 再資源化等率

(指標の定義)

再資源化率：建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合。
再資源化等率：建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合。なお、再資源化等とは、再資源化及び縮減のこと。
建設発生土の有効利用率：土砂利用量に対する建設発生土利用量の比率（ただし、利用量には現場内完結利用を含む現場内利用量を含む）

対象品目：（上から順に）アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土

- ① (分子) =アスファルト・コンクリート塊の再使用^{※1)}量および再生利用^{※2)}量の合計
(分母) =アスファルト・コンクリート塊の排出量
- ② (分子) =コンクリート塊の再使用量及び再生利用量の合計
(分母) =コンクリート塊の排出量
- ③ (分子) =建設発生木材の再使用量、再生利用量、熱回収^{※3)}量および焼却による減量化量の合計
(分母) =建設発生木材の排出量
- ④ (分子) =建設汚泥の再使用量、再生利用量、脱水等の減量化量の合計
(分母) =建設汚泥の排出量
- ⑤ (分子) =当該年の建設混合廃棄物の排出量と平成17年度の建設混合廃棄物量の差
(分母) =平成17年度の建設混合廃棄物の排出量
- ⑥ (分子) =土砂利用のうち土質改良を含む建設発生土利用量
(分母) =土砂利用量

※1) 再使用：廃棄物となるものを同一形態で再び利用すること。

※2) 再生利用：廃棄物を物理的あるいは化学的に処理して得られたものを有効利用すること。

※3) 熱回収：廃棄物から熱エネルギーを回収すること。

(目標設定の考え方・根拠)

建設工事に伴い発生する建設副産物のリサイクル率を指標として設定する。

平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において、各品目における平成24年度の目標値を定めている。

(外部要因)

再資源化施設の処理能力等

(他の関係主体)

他府省庁(事業主体)、地方公共団体(事業主体)、民間事業者(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

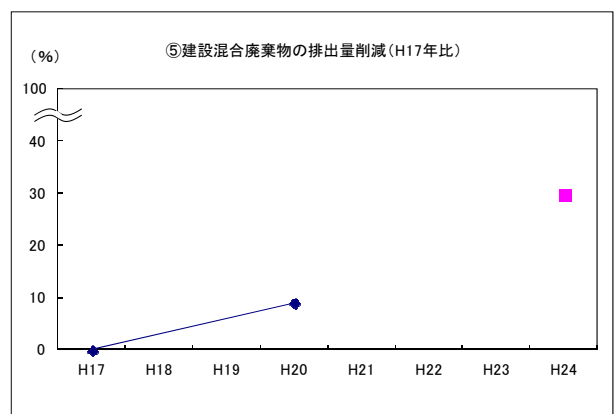
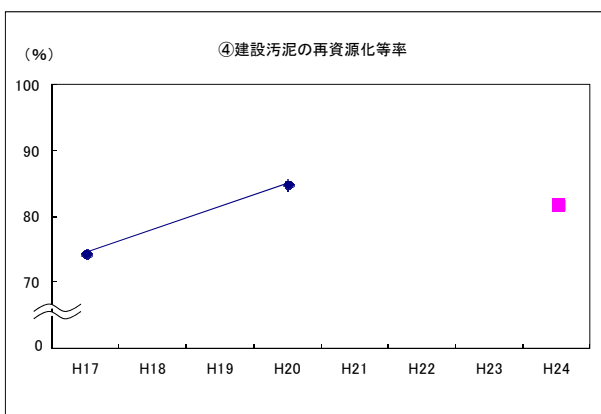
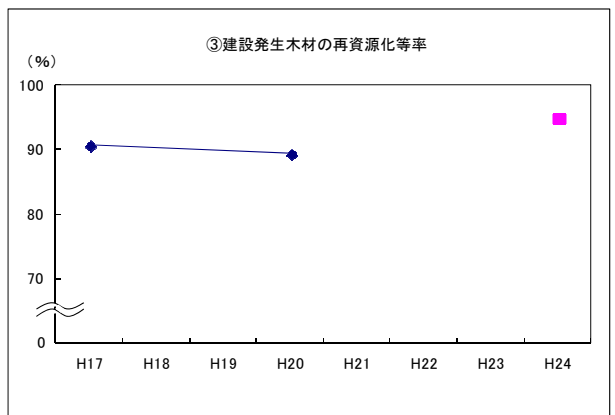
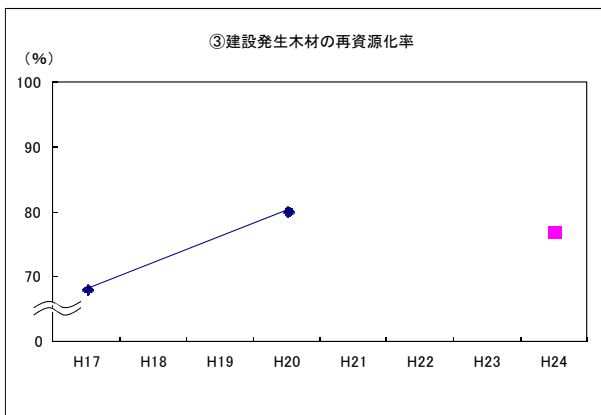
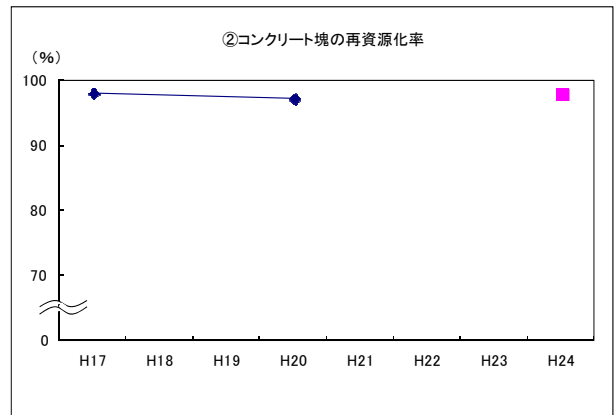
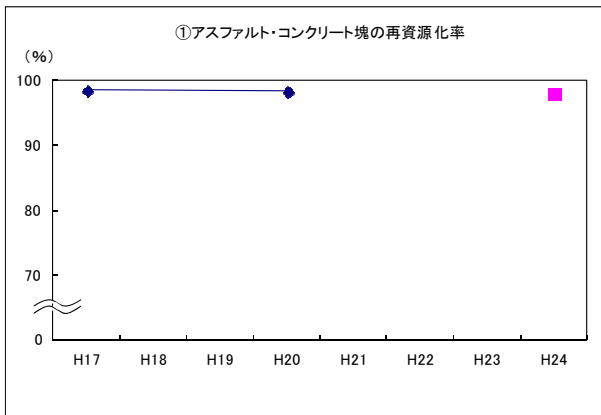
【閣決(重点)】

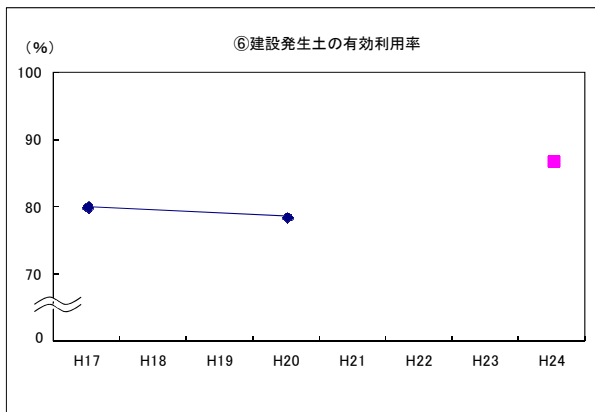
なし

【その他】

なし

過去の実績値							(年度)
	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
①	98.6% *1)	—	—	98.4% *1)	—	—	—
②	98.1% *1)	—	—	97.3% *1)	—	—	—
③	68.2% *1) (90.7% *2))	—	—	80.3% *1) (89.4% *2))	—	—	—
④	74.5% *2)	—	—	85.1% *2)	—	—	—
⑤	0%	—	—	9%	—	—	—
⑥	80.1%	—	—	78.6%	—	—	—





事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ・建設分野における循環型社会形成推進
 - 1)建設リサイクルにおける環境負荷軽減対策の検討
 - 2)建設混合廃棄物の排出量削減のための建設資材対策の検討
 - 3)廃石膏ボードの再資源化促進等に向けた現場分別解体に係る検討
- 地球温暖化防止等対策費 18,070千円(平成23年度)

関連する事務事業の概要
 該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
- 建設副産物実態調査は、5年周期を基本として実施しているが、平成20年度については、「建設リサイクル推進計画2008」の策定初年度の実態を把握するために実施した。
- ・①アスファルト・コンクリート塊は平成20年度時点で平成24年度目標値98%以上の再資源化率を達成しており、過去の実績値によるトレンドから概ね横ばいの状況であり、順調である。
 - ・②コンクリート塊は平成20年度時点で平成24年度目標値98%に近い再資源化率を達成しており、過去の実績値によるトレンドから概ね横ばいの状況であり、順調である。
 - ・③建設発生木材の再資源化率については、平成20年度時点で平成24年度目標値77%の再資源化率を達成しており、過去の実績値によるトレンドから判断すると、順調である。建設発生木材の再資源化等率は平成20年度時点で平成17年度から概ね横ばいの状況であり、過去の実績値によるトレンドから判断すると順調である。
 - ・④建設汚泥については、平成20年度時点で平成24年度目標値82%の再資源化等率を達成しており、過去の実績値によるトレンドから判断すると、順調である。
 - ・⑤建設混合廃棄物については、平成20年度時点において平成17年度比で9%削減しており、過去の実績値によるトレンドから判断すると、順調でない。
 - ・⑥建設発生土については、平成20年度時点で平成17年度から概ね横ばいの状況であり、過去の実績値によるトレンドから判断すると、順調でない。
- (事務事業の実施状況)
- ・建設分野における循環型社会形成推進
 - 1)建設工事で排出される建設汚泥におけるCO₂排出量の削減効果の評価手法の検討を実施。
 - 2)建設混合廃棄物の中でも複合資材に着目し、複合資材のリサイクルの現状、課題、留意点の検討を実施。
 - 3)廃石膏ボードの再資源化促進等の検討により、廃石膏ボード現場分別解体マニュアル(試行版)の実効性の検証及び、マニュアルの改訂を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・①アスファルト・コンクリート塊については、概ね横ばいの状況であり、過去の実績値によるトレンドから平成24年度目標に向けて順調に推移しているものと考えられることから、A-2と評価した。
- ・②コンクリート塊については、概ね横ばいの状況であり、過去の実績値によるトレンドから平成24年度目標に向けて順調に推移しているものと考えられるが、平成24年度目標に達成していないことから、B-2と評価した。
- ・③建設発生木材の再資源化率については、過去の実績値によるトレンドから平成24年度目標に向けて順調に推移しているものと考えられ、建設発生木材の再資源化等率については、平成20年度時点では平成24年度目標を達成していないものの、過去の実績値によるトレンドから平成24年度目標に向けて順調に推移しているものと考えられることから、A-2と評価した。
- ・④建設汚泥については、平成20年度時点で平成24年度目標を達成しており、過去の実績値によるトレンドから順調に推移しているものと考えられることから、A-2と評価した。
- ・⑤建設混合廃棄物については、平成20年度時点では平成24年度目標を達成していないものの、過去の実績値によるトレンドから目標達成に向け順調に推移していない。課題としては、分別解体等の結果残される建設混合廃

棄物は、中間処理業者でどのように分別され、再資源化施設あるいは最終処分場へ搬出されているか、統計的に整理されていないこと等があげられるが、これについては「建設リサイクル推進計画 2008」で施策を実施することから、B-2 と評価した。

・⑥建設発生土については、平成 24 年度目標に向けて過去の実績値によるトレンドから目標達成に向け順調に推移していない。課題としては、民間工事由来の建設発生土を公共工事で有効利用することについて、調整にあたっての時間的ゆとりが十分でない中で、調整先選定にあたっての公平性の確保、環境安全性等の品質に対する信頼性の確保を図る等があげられるが、これについては「建設リサイクル推進計画 2008」で施策を実施することから、B-2 と評価した。

平成 24 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 24 年度)

建設副産物実態調査及び建設汚泥の再生利用の促進に向けた検討を実施。

(平成 25 年度以降)

平成 25 年度以降に、平成 20 年 4 月に策定した「建設リサイクル推進計画 2008」に続く新たな推進計画を策定。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：総合政策局公共事業企画調整課事業総括調整官 (事業総括調整官 光成 政和)

関係課：大臣官房公共事業調査室 (室長 坂 克人)

大臣官房官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室 (室長 尾崎 俊文)

土地・建設産業局建設業課 (課長 青木 由行)

都市局公園緑地・景観課 (課長 舟引 敏明)

水管理・国土保全局治水課 (課長 森北 佳昭)

水管理・国土保全局河川環境課 (課長 小池 剛)

水管理・国土保全局砂防部保全課 (課長 渡 正昭)

水管理・国土保全局海岸室 (室長 五道 仁実)

道路局国道・防災課 (課長 三浦 真紀)

港湾局技術企画課 (課長 大脇 崇)

航空局安全部空港安全・保安対策課 (課長 干山 善幸)

業績指標 53

住宅、建築物の省エネルギー化(①エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率、②一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率)

評価	
①B-1	目標値：70% (平成27年度) 実績値：45% (平成23年度) 初期値：42% (平成22年度)
②A-2	目標値：85% (平成27年度) 実績値：73% (平成23年度) 初期値：71% (平成22年度)

(指標の定義)

①エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率

当該年度の新築着工住宅のうち、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)に適合しているものの割合。

・省エネ基準：住宅におけるエネルギーの使用の合理化のために建築主の努力義務として定める「住宅の建築主等の判断の基準」等。昭和55年に制定した後、平成4年及び平成11年に基準の改正・強化を行っている。

※「省エネルギー法」：エネルギーの使用の合理化に関する法律

②一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率

当該年度に着工された新築建築物(非住宅・300㎡以上)のうち、「判断の基準」に適合している建築物の床面積の割合。

・判断の基準：省エネルギー法に建築物の断熱化、設備の効率的利用に関して努力義務として定める「建築主の判断の基準」。

(目標設定の考え方・根拠)

①エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率

・住生活基本計画で設定している目標値(100%(平成32年度))を基に設定。

②一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率

・住宅に準じて設定。

①、②ともに省エネ基準の適合義務化によって平成32年度に100%達成することを見据え、適合義務化するための前提条件として①70%、②85%を目標として設定したもの。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

①、②建築主等(事業主体等)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月29日)
- ・京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日)
- ・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)
- ・新成長戦略(平成22年6月18日)

(1) グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

【閣決(重点)】

なし

【その他】

・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)

<住宅・都市分野>

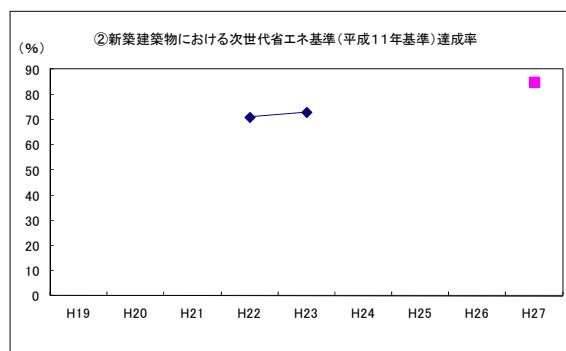
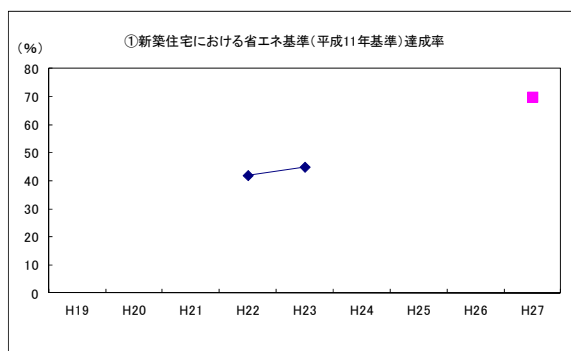
Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

3. チャレンジ25の実現に向けた環境に優しい住宅・建築物の整備

過去の実績値	(年度)				
	H19	H20	H21	H22	H23
①	-	-	-	42%	45%
②	-	-	-	71%	73%

※①当該年度の新築着工住宅のうち、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準（平成11年基準）に適合しているものの割合

※②当該年度に着工された新築建築物（非住宅・300㎡以上）のうち、「判断の基準」に適合している建築物の床面積の割合



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①住宅関係 (◎)

- ・省エネルギー法による住宅の省エネ措置の努力義務等
- ・省エネ措置等を講じた住宅に対する融資、補助等による支援

②建築物関係 (◎)

- ・省エネルギー法による建築物の省エネ措置の努力義務等
- ・省エネ措置等を講じた建築物に対する融資、補助等による支援
- ・官庁施設のグリーン化の推進

<注>◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係わる施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

①住宅関係 (◎)

- ・省エネルギー法に基づく建築主等に対する省エネ基準に基づく省エネ措置の努力義務
- ・省エネルギー法に基づく一定規模以上の住宅の建築・大規模修繕等の省エネ措置の届出義務化
- ・一定の省エネ改修を行った場合の所得税、固定資産税の軽減
- ・省エネ措置等を講じた住宅の取得を支援するため、住宅金融支援機構の証券化ローンの枠組みを活用して金利引き下げを実施
- ・住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイントによるエコ住宅の新築やエコリフォームの推進
- ・省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトに対する支援
- ・民間事業者等による先導的技術開発の支援
- ・住宅性能表示制度の普及推進
- ・住宅・建築物の居住性（室内環境）の向上と地球環境への負荷の低減等を総合的な環境性能として一体的に評価する建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の開発・普及の推進

②建築物関係 (◎)

- ・省エネルギー法に基づく建築主等に対する省エネ基準に基づく省エネ措置の努力義務
- ・省エネルギー法に基づく一定規模以上の建築物の建築・大規模修繕等の省エネ措置の届出義務
- ・一定の省エネ設備を取得し、事業の用に供した場合の法人税等の軽減（グリーン投資減税）
- ・既設官庁施設の設備機器等老朽更新時における省エネ対策の推進
- ・既存官庁施設の適正な運用管理の徹底
- ・省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトに対する支援
- ・民間事業者等による先導的技術開発の支援
- ・住宅・建築物の居住性（室内環境）の向上と地球環境への負荷の低減等を総合的な環境性能として一体的に評価する建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の開発・普及の推進
- ・グリーン庁舎の整備の推進

<注>◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①新築住宅における次世代省エネ基準（平成11年基準）達成率

- ・新築住宅における省エネ基準適合率は、平成22年度42%から平成23年度45%に向上している。

②一定の新築建築物における次世代省エネ基準（平成11年基準）達成率

- ・建築物の省エネ基準適合率は、平成23年度約73%となっており、また、省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトに対する支援等の効果が今後見込まれるため、建築物の次世代省エネ基準適合率は順調に推移するものと考えられる。

(事務事業の実施状況)

①新築住宅における次世代省エネ基準（平成11年基準）達成率

- ・大規模な住宅（床面積2,000㎡以上）の新築時の省エネルギー措置の届出義務化等を実施（平成18年4月施行）
- ・省エネルギー法に基づき、大規模な住宅（床面積2,000㎡以上）に係る担保措置の強化（平成21年4月施行）
- ・省エネルギー法に基づき、中小規模の住宅（床面積300㎡以上）の新築時の省エネルギー措置の届出の義務化等を実施（平成22年4月施行）
- ・次世代省エネ基準に適合する住宅の建設に対し、証券化ローンの枠組みを活用した金利引き下げを実施（平成22年度 証券化ローンの枠組みを活用した金利引き下げ戸数 152,013件の内数）（平成21年度第一次補正予算、第二次補正予算及び平成22年度予備費において、金利の引き下げ措置を強化）
- ・省エネルギー性能を含む住宅の性能について分かりやすく表示する制度（住宅性能表示制度）の普及を推進（平成21年度：新築住宅戸数148,457戸）
- ・住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイントのエコ住宅の新築については、700,248戸のポイント申請があり、688,792戸にポイント発行（約2,057億ポイント）（平成22年3月から平成24年3月末）。
- ・環境・ストック活用推進事業による省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトに対する支援の実施（平成23年度予算）

②一定の新築建築物における次世代省エネ基準（平成11年基準）達成率

- ・省エネルギー法に基づき、大規模な建築物（床面積2,000㎡以上）の新築時の省エネルギー措置の届出の義務化。（平成15年4月施行）
- ・省エネルギー法に基づき、中小規模の建築物（床面積300㎡以上）の新築時の省エネルギー措置の届出の義務化等を実施（平成22年4月施行）
- ・環境・ストック活用推進事業による省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトに対する支援、省エネ改修の実施（平成23年度予算）

課題の特定と今後の取組みの方向性

① B-1

新築住宅の業績指標は向上してはいるが、目標値の水準までには更なる施策が必要である。そのため、住宅の省エネ基準への適合義務化に向けて、中小工務店の省エネ施工技術の習得の支援などの環境整備を行う。

② A-2

前述のとおり、平成23年度の実績値は約73%となっており、また、既存施策の効果が今後見込まれるため、一定の新築建築物の業績指標は概ね順調に推移するものと考えられる。引き続き、省CO₂技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物リーディングプロジェクトや省エネ改修への支援を行うとともに、平成24年度より中小工務店が取り組むゼロ・エネルギー住宅に対して支援を行う。また、建築物の省エネ基準への適合義務化に向けて環境整備を行う。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- ・住宅・建築物の省エネ基準適合義務化に向けて、義務化の対象、時期、支援策について、平成23年度中に得た方針案に基づき、さらに詳細な検討を行う。
- ・平成24年度予算において、住宅のゼロ・エネルギー化推進事業を創設し、中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取組み等に対し支援を行うことにより、ゼロ・エネルギー住宅の普及促進を図る。
- ・高い省エネ性能等を有する住宅・建築物の認定制度等を内容とする「都市の低炭素化の促進に関する法律案」により、住宅・建築物の省エネ化・低炭素化を促進。また、平成24年度税制改正において、認定を受けた新築住宅に対する税制上の特例措置を創設。

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅生産課（課長 橋本 公博）

住宅局建築指導課（課長 井上 勝徳）

関係課：官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室（室長 尾崎 俊文）

業績指標 54

重量車の平均燃費向上率（平成14年度比）

評価

A-2	目標値：12%（平成27年度） 実績値：9.2%（平成22年度） 初期値：0%（平成14年度）
-----	-------------------------------------------------------

（指標の定義）

重量車（トラック・バス等）が1リットルの燃料で走行することができる距離の平均が、基準年度（省エネ法に基づくトップランナー方式による燃費基準（現在商品化されている自動車のうち最も燃費性能が優れている自動車をベースに、技術開発の将来の見通し等を踏まえて策定した燃費基準）が設定された際の基準年度）である平成14年度に対してどれだけ向上したかを表す指標。

（目標設定の考え方・根拠）

省エネ法に基づくトップランナー方式による重量車の燃費基準は、平成27年度を目標年度とし、基準年度である平成14年度から12%燃費が向上するものとして設定されたことによる。（出荷台数比率は基準年度と同じであると仮定）

（外部要因）

重量車の区分（トラック・バス等の車種、車両総重量クラス等）別の出荷台数比率

（他の関係主体）

経済産業省（省エネ法の機械器具に係る措置のうち、自動車については経済産業省と国土交通省の共管）

（重要政策）

【施政方針】

第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「乗用車の燃費基準を2015年までに2割以上改善し、世界で最も厳しい水準とする」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

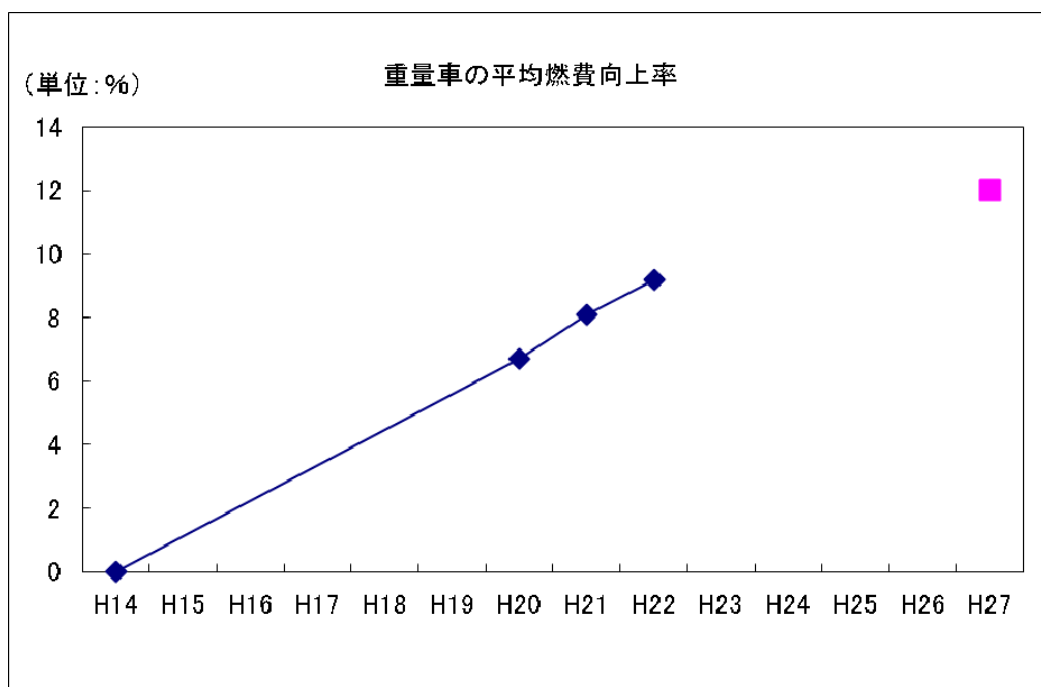
なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	H23
-	6.7%	8.1%	9.2%	集計中	集計中

（※平成24年9月を目途に集計完了予定。（現在、メーカーから順次平成23年度の実績が提出されているところ。））



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・燃費基準の達成状況を把握し、必要に応じて新たな燃費基準を設定することで、燃費性能の優れた重量車の普及を促進する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・重量車の燃費基準は平成18年に施行されたものであり、全対象車に燃費の表示が行われたのは平成19年9月以降であるため、指標の実績値の集計が可能なのは、平成20年度分以降の値である。
・平成14年度から平成22年度までの平均改善率では、平成27年度での目標値を着実に達成できる計算となる。
・また、燃費基準の目標年度（平成27年度）を前倒しして、燃費基準を達成した重量車が開発・販売されており、各メーカーは、目標年度における基準の達成に向けて、今後も燃費のよい重量車を市場に投入していくと考えられ、平成27年度に向けて燃費は着実に改善していくと考えられる。

(事務事業の実施状況)

・国内向け出荷される重量車の燃費値の調査を実施し、燃費基準の達成状況を把握するよう努めている。
・重量車の燃費に関する情報を国土交通省HP上で公表し、燃費性能の優れた重量車にステッカーを貼付する等により、自動車ユーザーの燃費性能に関する意識を高め、燃費性能が高い重量車の普及を促進するよう努めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成14年度から平成22年度までの改善率では、平成27年度での目標値を達成できる計算であることから、A-2とした。
・燃費基準の目標年度である平成27年度までに、順次モデルチェンジが行われて燃費が改善していくと考えられることから、引き続き燃費基準の達成状況を把握する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局環境政策課（課長 板崎 龍介）

業績指標 55

モーダルシフトに関する指標（①トラックから鉄道コンテナ輸送にシフトすることで増加する鉄道コンテナ輸送量、②トラックから海上輸送へシフトすることで増加する海上輸送量（自動車での輸送が容易な貨物（雑貨）量）

評価

①B-1	目標値：①36億トンキロ増（平成24年度）
②B-2	②320億トンキロ（平成24年度）
	実績値：①-5億トンキロ（平成23年度）
	②315億トンキロ（平成22年度）
	初期値：①21億トンキロ増（平成18年度）
	②301億トンキロ（平成18年度）

（指標の定義）

トラックから鉄道コンテナ輸送に転換することで増加する鉄道コンテナ輸送量（トンキロ）およびトラックから海上輸送に転換することで増加する海上輸送量（トンキロ）

（目標設定の考え方・根拠）

自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道・海運へのモーダルシフトを推進し、京都議定書の公約を達成するため、「京都議定書目標達成計画」において、平成24年度における鉄道コンテナ輸送トンキロ数を平成12年度と比較して36億トンキロ増加させ、また、平成24年度における施策を実施しない場合の海上輸送量を257億トンキロと推定し、施策を実施することによって63億トンキロ増加させ、320億トンキロにするという目標値を設定。（京都議定書目標達成計画 別表1-27に記載あり）

（外部要因）

自然災害等による変動

（他の関係主体）

物流事業者（鉄道事業者、海運事業者含む）等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定）

「物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動車輸送から二酸化炭素排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進する。（第3章第2節1.（1）」

新成長戦略（平成22年6月18日）

（1）グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

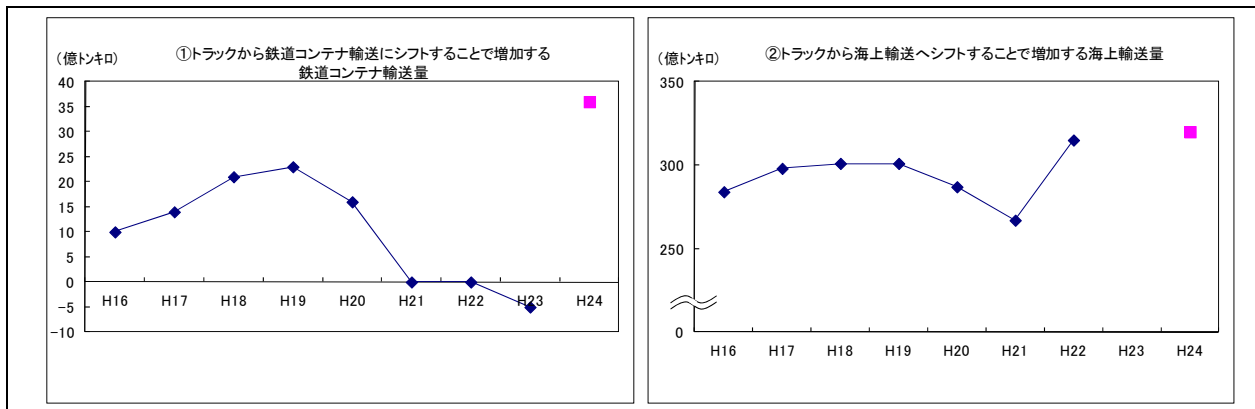
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
① 23億トンキロ	① 16億トンキロ	① 0.2億トンキロ	① -0.7億トンキロ	① -5億トンキロ	
② 301億トンキロ	② 287億トンキロ	② 267億トンキロ	② 315億トンキロ	② 集計中	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①荷主・物流事業者の連携による取組の促進

・モーダルシフト等推進事業費補助金

荷主企業及び物流事業者等、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等推進事業計画に基づく事業に要する経費の一部を補助することにより、モーダルシフトを推進する。

予算額：9.3 億円（平成23年度）

②鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

・北九州・福岡間鉄道貨物輸送力増強事業

山陽線に引き続き、九州地区の港を経由した東アジアとの輸出入貨物の増加等に対応するため、北九州・福岡間について、貨物列車長編成化のための整備を行う（平成23年3月完成）。

・隅田川駅輸送力増強事業

北海道など北日本への鉄道貨物輸送の東京側の玄関口となる隅田川駅について、輸送力の増強のための整備を行う（平成24年度完成予定）。

予算額：6.0 億円（平成21年度）補正予算で事業採択

1. 8 億円（平成22年度）うち交付決定変更による増額分1.6 億円

2. 8 億円（平成23年度）

・エコレールマークの普及

鉄道貨物の利用促進が図られるためには、荷主等の企業や消費者においても、鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組に対する意識の向上が重要であることから、鉄道貨物輸送を積極的に行っている企業や商品に対してエコレールマークの認定を行い、鉄道貨物へのモーダルシフトの推進が図られるよう、エコレールマーク普及についての取組を推進する。

（税制特例）※課税標準の軽減割合は平成23年度のもの

・長期保有の土地等から機関車及びコンテナ貨車への買換えの場合の特例措置

法人税 取得価額の80%の圧縮記帳

・JR貨物が取得した高性能機関車・コンテナ貨車に係る特例措置

固定資産税 5年間 3/5

・第三セクターが幹線鉄道等活性化補助を受けて取得しJR貨物に貸し付ける鉄道施設に係る特例措置

固定資産税 10年間 1/2

・鉄軌道用車両等（JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む）の動力源に供する軽油の免税措置

軽油引取税 課税免除

③内航海運の競争力の強化

・複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの拠点整備（◎）

環境負荷が少なく、輸送効率の高い国内海上輸送の利用促進を図るため、陸上輸送と海上輸送が円滑かつ迅速に結ばれた複合一貫輸送に対応した国内物流拠点等を整備する。

予算額：港湾事業費 2,490 億円の内数（平成23年度）

・海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進

海上輸送を一定程度利用するモーダルシフト貢献企業を選定し、当該企業にエコシップマークの使用を認める等の活用により船を利用したモーダルシフトのアピールを行う「エコシップモーダルシフト事業」を実施する。

・海上交通低炭素化促進事業費補助金（内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業）の実施

モーダルシフトや内航フィーダー輸送の受け皿である海上交通事業者のシャーシ等輸送機器の導入の取組みを支援し、海上交通ネットワークの利用促進及び環境負荷低減等に貢献する。

予算額：4.9 億円（平成22年度補正予算を平成23年度に繰り越し実施）

・共有建造制度によるモーダルシフト船等の建造の促進

平成17年度から船舶共有建造制度を活用してスーパーエコシップを建造する場合において船舶使用料減免を行うために必要な経費を鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して出資することにより、モーダルシフト船等の建造を促進する。

予算額：79.5 億円（平成20年度）うち補正予算40.0 億円

250.0 億円（平成21年度第1次補正予算）

25 億円（平成22年度補正予算）

・高度船舶安全管理システムの実用化

平成13年度から船舶の推進機関の状態を陸上から遠隔監視・診断を行うとともに、陸上支援による推進機関の適切な保守管理を行うことにより、推進機関に生じる全ての重大な故障等を未然に防止する革新的な安全管理

技術「高度船舶安全管理システム」の研究開発を実施。平成16年度末に開発を終了。システムの導入により、従来と比較して機関部作業の省力化の効果が見込まれることから、官学労使からなる「次世代内航船に関する乗組み制度検討会」において、同システムを導入した船舶に適した効率的な乗組み体制のあり方について検討を進めている。現在は、乗組み見直しの可否を検討するため、同検討会における合意に基づき、平成24年7月末までの間、「検証運航」という位置づけで見直した乗組み体制による運航実績の蓄積を図っているところ。今後も船舶の安全性・信頼性の向上、機関部作業の軽減、機関保守整備の合理化等、本システムの普及に向けた環境整備に取り組む。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①世界同時不況の影響による物流総量の減少により、平成20年度・21年度ともに輸送量（鉄道コンテナ輸送トンキロ数）が大幅に減少した。平成22年度には持ち直しの動きが見られたが、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響で東北線、常磐線等が不通になるなどして輸送量が急速に落ち込み、結果的には、平成22年度の輸送量についても、平成21年度から横ばいとなった。

平成23年度の輸送量についても、震災により荷主企業も甚大な被害を受け完全な復旧に至っていないことや、同年度末時点でも不通区間が残っていることなどにより、平成22年度に比較して減少することとなった。

②について、世界同時不況の影響から回復せず、輸送量は徐々に減少傾向にあるが、平成22年度の輸送量はモーダルシフト対象品目である輸送用機械をはじめとした製品等の輸送量が増加したことにより、平成21年度に比べ目標を上回る増加となった。

(施策の実施状況)

①荷主・物流事業者の連携による取組の促進

・モーダルシフト等推進事業補助金

平成23年度においては、鉄道へのモーダルシフト事業10件、内航海運へのモーダルシフト事業12件に対し補助を実施。

②鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

・山陽線鉄道貨物輸送力増強事業

平成19年3月に山陽線鉄道貨物輸送力増強事業が完成し、コンテナ列車の長編成化が実現した。

・北九州・福岡間鉄道貨物輸送力増強事業

九州地区の港を経由した東アジアとの輸出入貨物の増加等に対応するため、北九州・福岡間について、貨物列車長編成化のための整備を進め、平成23年3月に完成し、首都圏などと福岡との間で長編成コンテナ列車の直通運転が可能となった。

・隅田川駅輸送力増強事業

北海道など北日本への鉄道貨物輸送の東京側の玄関口となる隅田川駅について、平成24年度の完成に向けて、輸送力増強のための整備が順調に進捗している。

・エコレールマークの普及

平成23年度は商品16件（22品目）、取組企業9件を認定した。（認定商品80件（136品目）、取組企業75件（平成23年度末合計））

今後も引き続きエコレールマーク普及についての取組を推進する。

③内航海運の競争力の強化

・複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの拠点整備

平成23年度においては、新居浜港（東港）等において、国内貨物輸送コスト低減等に資するため、内貿ターミナルが供用された。

・改正内航海運業法の適切な運用

平成17年度より、参入規制の緩和等を内容とする改正内航海運業法を施行し、意欲ある事業者の事業展開の多様化、円滑化及び新規参入を促している。（平成22年度新規参入事業者数：33事業者）

・海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進

平成23年度は「エコシップモーダルシフト事業」の認定事業者として荷主13者、物流事業者17者を決定した。（認定事業者：荷主65者、物流事業者74者（平成23年12月現在合計））。

・海上交通低炭素化促進事業費補助金（内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業）の実施

既存貨物のモーダルシフト又は新規貨物の海上輸送における輸送機器の導入費について、10事業者が行う輸送事業に使用する機器に対し約4.1億円の補助金を交付した。

・共有建造制度によるモーダルシフト船等の建造の促進

平成23年度においては、共有建造制度によりスーパーエコシップ3隻（1997総トン）の建造を決定した。

・高度船舶安全管理システムの実用化

現在、「次世代内航船に関する乗組み制度検討会」において当該システムに係る乗組み制度の検討を行うとともに、機関保守整備の合理化の検討を行うなど、本システムの普及に向けた環境整備に取り組んでいる。

課題の特定と今後の取組の方向性

・業務指標について、鉄道コンテナ輸送量は平成23年3月に発生した東日本大震災の影響を強く受け、平成22年度の輸送実績は平成21年度実績に引き続いて、平成12年度実績とほぼ同程度にとどまった。しかし、震災の影響の有無に関わらず、環境負荷の少ない大量輸送機関としての鉄道貨物輸送へのモーダルシフトを促進する必要があることには変わりはない。今後は、モーダルシフトを促進するための施策の確実な進捗を図る必要があるところであり、これまでの施策を引き続き実施するとともに、適切なフォローアップを前提とした上で、23年度に創設した無利子貸付制度(JR貨物の設備投資を支援するため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定から、7年間で700億円を無利子で貸し付けし、老朽化した車両や施設の取替を促進する)を着実に遂行していく。

加えて、環境省と連携し、24年度からは、中長距離の幹線輸送において主力として用いられている10トントラックと同様に荷物を積載可能な、鉄道輸送用31フィートコンテナの新規導入に対して支援を行うことで、トラックからのモーダルシフトの促進をする等、新たな取り組みを実施し施策の改善を図ることから、B-1と判定した。

平成22年度の海上輸送量は輸送用機器をはじめとした製品等の輸送量が増加したことにより、平成22年度の輸送量目標を達成したが、平成20年度の世界同時不況や平成23年3月に発生した東日本大震災の影響を受け、平成20年度からの実績のトレンドは計画策定時の見込みに比べて低くなっている。しかし、環境負荷の少ない大量輸送機関としての海上輸送へのモーダルシフトを促進する必要があることには変わりはなく、引き続き、施策の着実な進捗を図っていくことにより、目標達成を図ることから、B-2と評価した。

・モーダルシフトは、地球温暖化対策のほか、省エネルギーや労働力不足への対応策として非常に有効であるため、施策を改善しつつ進める必要があるため、今後も、物流分野のCO2排出量削減に向けて関係方面の連携強化を図り、裾野の広い取組を推進していく。

平成24年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成24年度)

・物流の低炭素化促進事業

環境省と連携し、中長距離の幹線輸送において主力として用いられている10トントラックと同様に荷物を積載可能な、鉄道輸送用31フィートコンテナの新規導入に対して支援を行うことで、トラックからのモーダルシフトの促進を図る。

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局物流政策課(課長 馬場崎 靖)

関係課：鉄道局鉄道事業課JR担当室(室長 小林 太郎)

海事局総務課企画室(室長 藤原威一郎)

港湾局計画課(課長 松原 裕)

業績指標 56

地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数

評価

A-2

目標値：30都市（平成24年度）
実績値：29都市（平成23年度）
初期値：3都市（平成19年度）

（指標の定義）

集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に係る計画を策定し、対策に取り組んでいる都市数。本指標は、京都議定書目標達成計画の見直し（H20.3.28閣議決定）において位置づけられ、積極的に進めていくべき「街区・地区レベルにおける対策」の進捗状況を評価しうるものであり、その数の増加は、我が国の環境対策の着実な推進に資するものである。

（目標設定の考え方・根拠）

京都議定書の第1約束期間内（H20～H24年度）において、先導的都市環境形成促進事業等を活用し、包括的な都市環境対策に取り組むことが予想される都市数から設定。

（外部要因）

地元との調整等

（他の関係主体）

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間事業者

（重要政策）

【施政方針】

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）「一刻も早く、国際社会の協力の下に、全地球規模で、温室効果ガスの削減に取り組んでいかなければなりません。」

【閣議決定】

改訂京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）「街区レベルや地区レベルでの面的な対策を導入することにより低炭素型都市の構築を推進する。」

【閣決（重点）】

なし

【その他】

国土交通省成長戦略（5.住宅・都市分野）

II. 地域ポテンシャル発現戦略

2. まちなか居住・コンパクトシティへの誘導

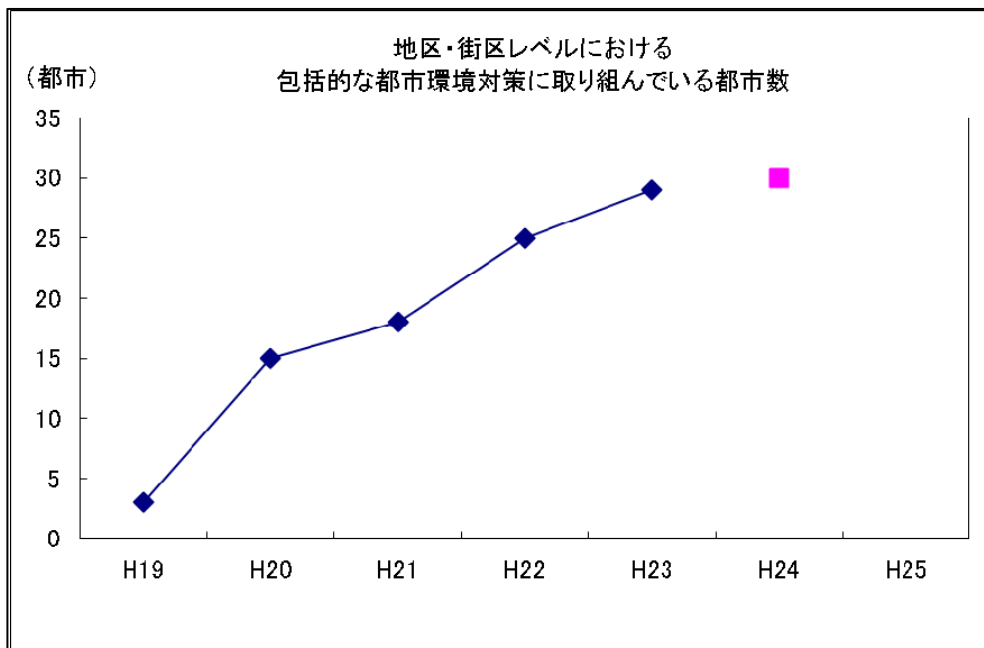
1) 将来目指す姿・あるべき姿

・「面的なCO2の大幅削減等により、サステナブルな都市・まち経営と人と環境にやさしいまちなか居住・コンパクトシティを実現する。」

過去の実績値

(年度)

H19	H20	H21	H22	H23
3都市	15都市	18都市	25都市	29都市



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 先導的都市環境形成促進事業の推進
集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な都市環境対策を強力に推進するため、計画策定、コーディネート及び社会実験・実証実験等に対する支援を行い、低炭素型都市の実現に資する都市環境形成促進調査を実施する。
予算額 4.9 億円（平成 23 年度）

関連する事務事業の概要

- エコまちネットワーク整備事業の推進
多くの都市開発が予想される都市再生緊急整備地域又は国土交通大臣が認定した先導的都市環境形成計画を策定した地区において、都市開発と一体的に環境負荷の削減対策を行うことにより、効果的・効率的に都市環境の改善を図る。
- 都市交通システム整備事業
徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図る。
- 市民緑地等整備事業
三大都市圏に存する都市等、緑とオープンスペースの確保が課題とされる都市において、緑の基本計画等に基づき、市民緑地契約等に基づき行う既存緑地の公開のために必要な施設整備や、借地公園の整備を支援する市民緑地等整備事業に特例を設け、先導的都市環境形成計画が認定された区域について民有地等を活用した緑化を推進する。

※予算額 17,539 億円の内数（平成 23 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 23 年度までの実績値は 29 都市であり、前年度比で 4 都市（さいたま市、大阪市等）増加している。目標に向けてトレンドを上回るペースで順調に推移している。

（事務事業の実施状況）

地方公共団体等を対象としたセミナー等の機会を活用して、先導的都市環境形成促進事業による都市環境対策の普及の取組を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は、目標達成した成果を示しているが、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、A-2 と評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

平成 24 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 24 年度）

平成 24 年度より、地球温暖化や東日本大震災を契機とした自然エネルギー・未利用エネルギーの活用へのシフトという社会的要請を踏まえ、太陽光や工場排熱等の活用促進を図るため、市街地整備の一環として、これらエネルギーを地区・街区単位等で面的に活用するシステムを構築するための支援を実施する。

（平成 25 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局市街地整備課（課長 望月 明彦）
都市局街路交通施設課（課長 高橋 忍）
都市局公園緑地・景観課（課長 舟引 敏明）
都市局都市計画課（課長 和田 信貴）
都市局都市政策課（課長 東 潔）

業績指標 57

年度評価における採択案件の採点の平均値（革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発に係る指標）

評 価		
A-2	目標値：80%（平成23年度） 実績値：90%（平成23年度） 初期値：－	（参考）（5段階評価） 目標値：3（平成24年度） 実績値：4（平成23年度） 初期値：－

（指標の定義）

革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発はH21～24までの4カ年事業であるが、個々の案件（22件）においては、H23終了案件（10件）とH24終了案件（12件）がある。各案件の年度毎の評価については、来年度以降も継続する案件に対する評価（H21-22：22件。H23：12件）と終了した案件に対する評価（H23：10件。H24：12件）の2つの評価方法のいずれかを用いて評価を行っている。本指標としては、来年度以降も継続する案件に対する評価を用いる。

当該年度に実施する技術開発に対する学識経験者等による年度評価における評価（採点式）結果の平均値（（分子）評価を行った案件の採点結果（100点評価）の合計値/（分母）案件の件数）の満点に対する割合（下式参照）

式：（評価を行った案件の採点結果の合計値÷案件の件数）÷100（満点）

当該年度の事業成果、次年度以降の計画の実効性や実施体制、総合評価の観点から評価を実施

（参考）終了した案件に対する評価についても記載する。

当該年度に実施する技術開発に対する学識経験者等による年度評価における評価（採点式）結果の平均値（（分子）評価を行った案件の採点結果（5段階評価）の合計値/（分母）案件の件数）（下式参照）

式：（評価を行った案件の採点結果の合計値÷案件の件数）

終了年度における、事業の必要性、効率性、有効性の観点から評価を実施。

（目標設定の考え方・根拠）

船舶の省エネルギー技術開発の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、年度計画を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進するとともに、進捗状況を的確に評価・管理することが重要である。この観点から当該年度に実施された技術研究開発課題のうち、年度評価における採点結果の平均値を業績指標として設定した。

本指標については、平成21～23年度において80%以上を目標とした。なお、革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発は、平成21年度から4カ年継続して実施することを前提としていることから、評価は、原則として、21年に採択した22件を対象に行うものであり、当該22件の研究開発が着実に進捗するように、年度評価によって適切に評価・管理することとしている。

（外部要因）

- ・設備の故障等の不可抗力
- ・資機材の入手難 等

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・新成長戦略(平成22年6月18日) 工程表：

Ⅲ アジア経済戦略～ヒト・モノ・カネの流れ倍増（アジアの成長を取り込むための改革の推進）～②

日本籍船を中核とする日本商船隊の国際競争力強化、船員（海技者）の確保・育成、造船業の国際競争力強化。

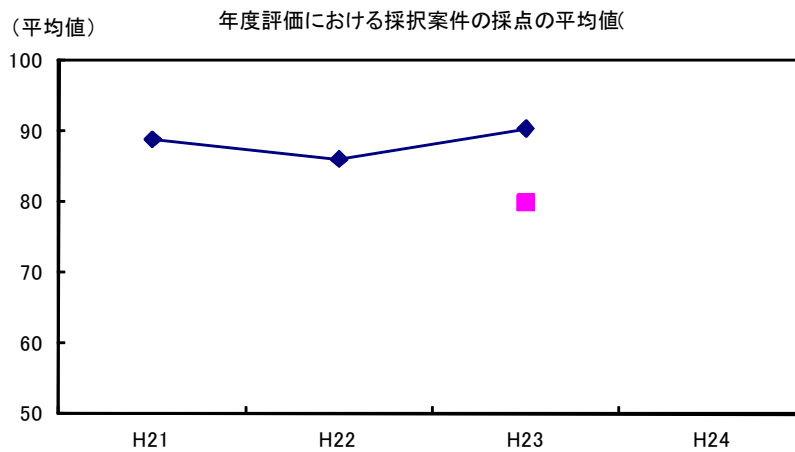
【閣決（重点）】

なし

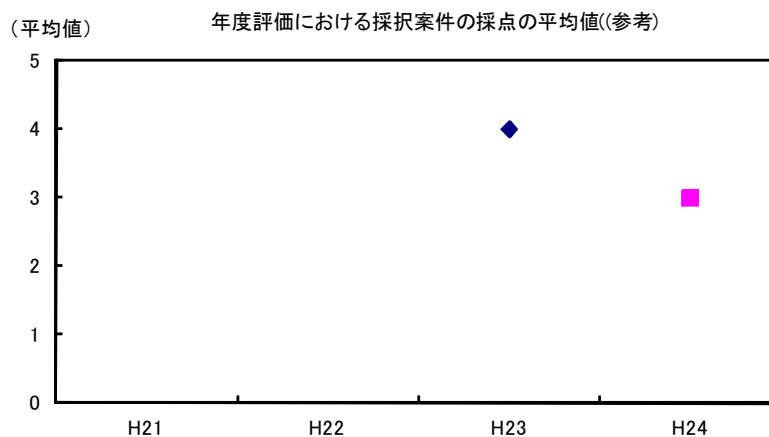
【その他】

なし

来年度以降も継続する案件に対する評価（H21-22：22件。H23：12件）					過去の実績値		（年度）	
H19	H20	H21	H22	H23				
－	－	89%	86%	90%				



(参考) 終了した案件に対する評価 (H23: 10件。H24: 12件)				過去の実績値	(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
-	-	-	-	4 (80%)	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

船舶の省エネルギー技術（高効率船舶）の開発を推進するため、新造船の燃費向上について民間事業者等が行う先進的な研究開発の取り組みに対し、開発費用の一部を支援する。

- ・革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発 予算額 740 百万円（平成 23 年度）

関連する事務事業の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「順調である」

平成 23 年度については、目標値を達成しており、研究開発は順調に進捗している。

(事務事業の実施状況)

船舶の省エネルギー技術（高効率船舶）の開発を推進するため、新造船の燃費向上について民間事業者等が行う先進的な研究開発の取り組みに対し、開発費用の一部を支援する仕組みを平成 21 年度に創設。平成 21 年度に採択された研究開発案件（22 件）について毎年度末に評価を行っている。H23 年度末に外部有識者によって実施した年度評価においては、H24 年度も継続して実施する案件（12 件）については次年度も引き続き研究開発を継続することが適当との評価を得た、H23 年度で終了した案件（10 件）については、その成果が適切であるとの評価を得た。その結果、指標についても目標値を達成することとなった。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成 23 年度の目標値を達成しているため、A-2 と評価した。今後とも新造船からの CO₂ 排出削減に向け、船舶の省エネルギー技術の開発を推進していく。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 海事局安全・環境政策課 (加藤光一)

関係課： 海事局船舶産業課 (今出秀則)

施策目標個票

(国土交通省23-⑩)

施策目標	自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	自然災害による国民の生命・財産・生活に係る被害の軽減を図るため、防災情報等の精度向上及び情報伝達体制を充実する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>防災情報等の精度向上及び情報伝達体制の充実のため、緊急地震速報用ソフトウェアの改修や台風中心位置予報に用いる予測モデル開発の推進等の取組を実施しているところであり、自然災害による被害の軽減に向け、おおむね順調に推移しているところである。</p> <p>特に、昨年の震災を踏まえ新設した業績指標58「緊急地震速報の精度向上」について、異なる場所でほぼ同時に発生した地震を分離する手法の改修等の運用の改善(H23.8.11)などにより、23年度実績としても目標達成に向け順調に推移しているところである。</p> <p>平成24年度においては、震災の影響を踏まえ、目標値が平成23年度末までとなっている業績指標を見直し、津波警報の改善に関する新たな業績指標を設定するとともに、施策目標の達成に向けた取り組みを継続していく。</p>

業 績 指 標	項目	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		27年度
58 緊急地震速報の精度向上		28%	77%	82%	76%	28%	56%	A-1	85%以上
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		
	59 一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数		0%	17%	22%	31%	32%		B-2
60 台風中心位置予報の精度		302km	298km	298km	289km	302km	305km	B-2	260km
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		
	61 地震発生から地震津波情報発表までの時間		4.4分	3.9分	3.9分	3.7分	3.8分	3.4分	B-5
62 内海・内湾を対象としたきめ細かい高潮・高波の予測対象海域数		0海域	5海域	5海域	5海域	5海域	7海域	A-4	7海域以上
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		
	63 防災地理情報を提供するホームページへのアクセス件数		0件/月	12,000件/月	16,000件/月	29,000件/月	28,000件/月	52,000件/月	A-4
	年度ごとの目標値	/	/	/	/	/	/	/	/

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	24,246	23,194	21,206	21,045
補正予算(b)		1,343	-122	3,508	-	/
前年度繰越等(c)		2,718	312	198	-	/
合計(a+b+c)		28,307	23,384	24,912	21,045	/
	執行額(百万円)	27,575	22,920	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)	312	198	/	/	/
	不用額(百万円)	419	266	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	気象庁	作成責任者名	総務部総務課 業務評価室 (室長 里田 弘志)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----	--------	-------------------------------	----------	---------

業績指標 58

緊急地震速報の精度向上

評 価

A-1	目標値：85%以上（平成 27 年度） 実績値：56%（平成 23 年度） 初期値：28%（平成 22 年度）
-----	---------------------------------------------------------------

（指標の定義）

地震動警報のよりの確な発表のため、緊急地震速報の震度の予想精度向上に努める。具体的には、震度 4 以上を観測した地震、または緊急地震速報で震度 4 以上を予想した地震について、予想誤差± 1 以下におさまる地域の割合を指標とする。

（目標設定の考え方・根拠）

平成 19 年度の指標の実績値が 77%、その後も同程度の精度で推移し、平成 22 年度においては、平成 23 年 3 月 10 日までの実績値は 72%であったが、平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震発生後、活発な余震活動に伴い、同時に発生した地震を分離して処理できずひとつの地震として処理したために適切に緊急地震速報が発表できない事例が多発し、指標の値が大幅に低下している。

このため、同時発生地震をより適切に分離処理する手法を導入する。さらに、観測点増幅度*を導入し、緊急地震速報の精度改善を行う。

これらの改善を行うことにより、余震活動が長引いており、かつ、余震活動地域の外側でも地震活動が高まっている状況においても予想精度の向上を図り、低下した指標を回復させることを目標とする。

観測点増幅度*・・・地震発生時の各地の揺れの大きさは、地震の規模や震源からの距離のほか、地面の揺れやすさも影響する。この揺れやすさも震度予測に反映させるため観測点毎に設定する補正値を、「観測点増幅度」という。

（外部要因）

なし。

（他の関係主体）

なし。

（重要政策）

【施政方針】

なし。

【閣議決定】

なし。

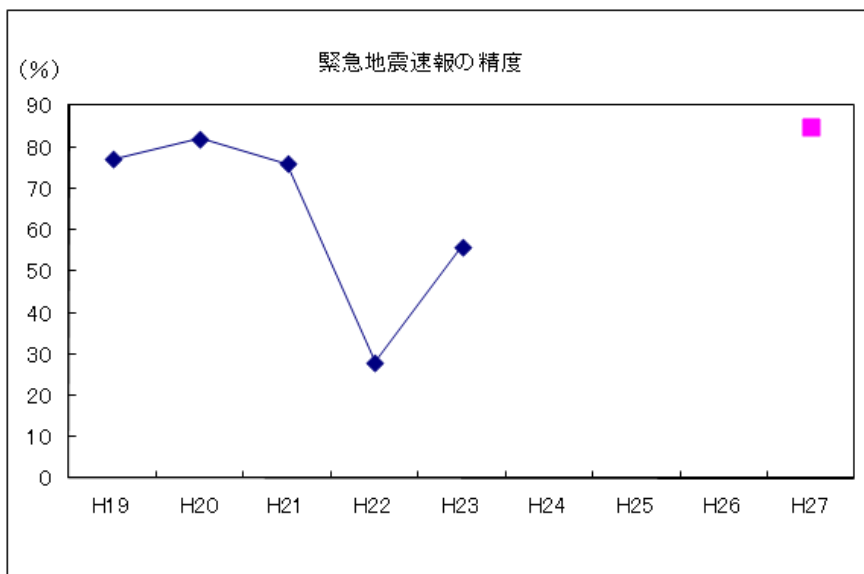
【閣決（重点）】

なし。

【その他】

なし。

過去の実績値				(年度)	
H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	
7 7 %	8 2 %	7 6 %	2 8 %	5 6 %	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

緊急地震速報用ソフトウェア改修 予算額：100 百万円（平成 23 年度 1 次補正）

関連する事務事業の概要

なし。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 22 年度の初期値 28%に対して、平成 23 年度の実績値は 56%であった。

（事務事業の実施状況）

緊急地震速報を適切に発表するために、異なる場所でほぼ同時に発生した地震を分離する手法の改修を行い、平成 23 年 8 月 11 日から運用し改善を図った。この改修により、平成 23 年 3 月 16 日以降 8 月 1 日までに適切に発表することができなかった緊急地震速報（警報）の 38 例のうち、2つの地震データをひとつの地震と誤認識した 28 例の、約半数にあたる 13 例について改善が図られることを確認した。また、観測点増幅度の導入のためにデータ収集・解析を行い、一部の観測点について平成 24 年度の導入に向けて準備を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標の実績値が 28%から 56%まで改善し、また、今後の改善に向けた取組みの方向性としては、以下の 2 点を示していることから、A-1 と評価した。
- ・複数地震の分離をより適切に行う必要がある。また、震度予測精度向上のため、観測点増幅度の導入を行う必要がある。

平成 24 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 24 年度）

引き続き、複数地震を分離するための改修作業および観測点増幅度の導入を行う。また、独立行政法人防災科学技術研究所が首都圏に整備した大深度地震計（深さ 2000m 以深）や独立行政法人海洋研究開発機構が紀伊半島沖熊野灘に整備したケーブル式海底地震計のデータを活用して緊急地震速報の迅速化および精度向上を図る。

【行政事業レビュー「公開プロセス」における評価結果】（平成 24 年 6 月 13 日）

<事業名>

地震津波観測

<とりまとめ結果>

一部改善。他機関との連携等による、効率的かつ効果的な地震津波の観測、情報伝達の体制を整備すべき。競争性向上を進めるべき。

（平成 25 年度以降）

平成 24 年度の取組みと同じ。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 気象庁地震火山部管理課（課長 上垣内修）

関係課： 気象庁地震火山部地震津波監視課（課長 永井章）

業績指標 59

一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数

評 価

B-2	目標値：40%（平成23年度） 実績値：32%（平成23年度） 初期値：0%（平成19年度）
-----	------------------------------------------------------

（指標の定義）

危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所・都道府県（225事務所）のうち、光ファイバと接続し、マイクロ回線で自動的にバックアップされている事務所及び都道府県の割合。

（目標設定の考え方・根拠）

危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所・都道府県について、拠点の重要性や現時点での予算等を勘案し、平成23年度末までの目標値を設定した。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（都道府県）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

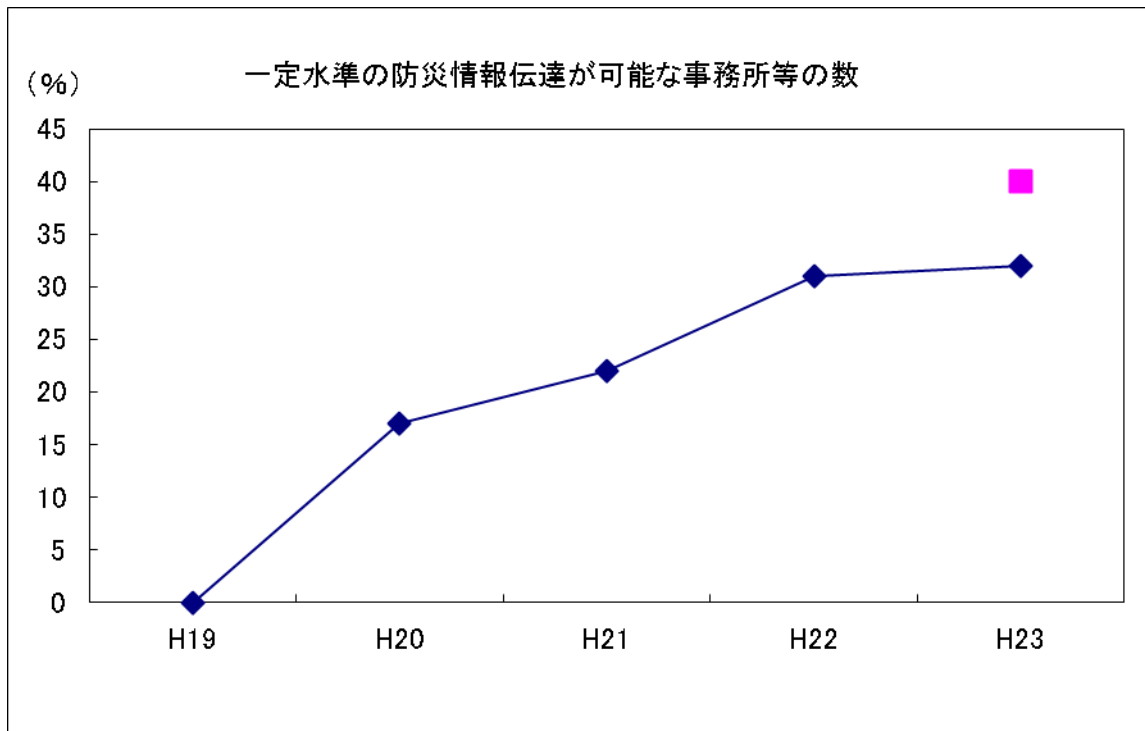
【閣決（重点）】

なし

【その他】

防災基本計画（平成20年2月18日中央防災会議）

過去の実績値					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
0%	17%	22%	31%	32%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 国土管理情報通信基盤の整備計画策定経費 予算額0.1億円（平成23年度）
災害時の効率的な情報収集・伝達手法を検討

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度は、東日本大震災等による被災事務所の施設補修等を優先したため予定箇所の整備が進まず、昨年度からの伸びが1%となった結果、実績値32%となり、目標達成には至らなかった。一方で、東日本大震災等において、災害時の防災情報伝達の重要性が改めて認識されており、確実な情報伝達の実現に向け、今後も光ファイバとマイクロ回線により接続し、一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等を増加させる必要がある。

（事務事業の実施状況）

平成23年度に、災害対策活動を効率的に実施するための情報収集・提供手段の確保に関する検討を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成23年度までに40%を目標としたところであるが、実績は32%となった。しかしながら、業績指標は確実に伸びており、また災害時の防災情報伝達の重要性が改めて認識されていることから、B-2と評価した。
- ・一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数は着実に増加していることから、新たな目標として平成28年度の目標値を41%と設定し、引き続き災害時の効率的な情報収集・伝達手法の検討を行う。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

大規模災害においても確実に通信を確保するため、通信の途絶を生じさせない効果的な防災通信回線について検討を行う。

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課電気通信室（室長 松井 健一）

業績指標 60
台風中心位置予報の精度

評価

B-2	目標値：260km (平成 27 年) 実績値：305km (平成 23 年) 初期値：302km (平成 22 年)
-----	-------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

72 時間先の台風中心位置の予報誤差(台風の進路予報円の中心位置と対応する時刻における実際の台風中心位置との間の距離)を、当該年を含む過去 5 年間で平均した値を設定。

(目標設定の考え方・根拠)

台風による被害の軽減を図るためには、台風に関する予測の基本である台風中心位置の予想をはじめとした台風予報の充実が必要である。この充実を測定する指標として、台風中心位置の予測誤差を用いる。平成 22 年までの過去 5 年間に於ける予報誤差の平均は 302 km である。平成 27 年の目標値としては、過去 5 年間の同指標の減少分をふまへ(延長し)、新たな数値予報技術の開発等により、260km に改善することが適切と判断。

(外部要因)

自然変動(台風の進路予想に影響を与える台風及び環境場の特性の変化)

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

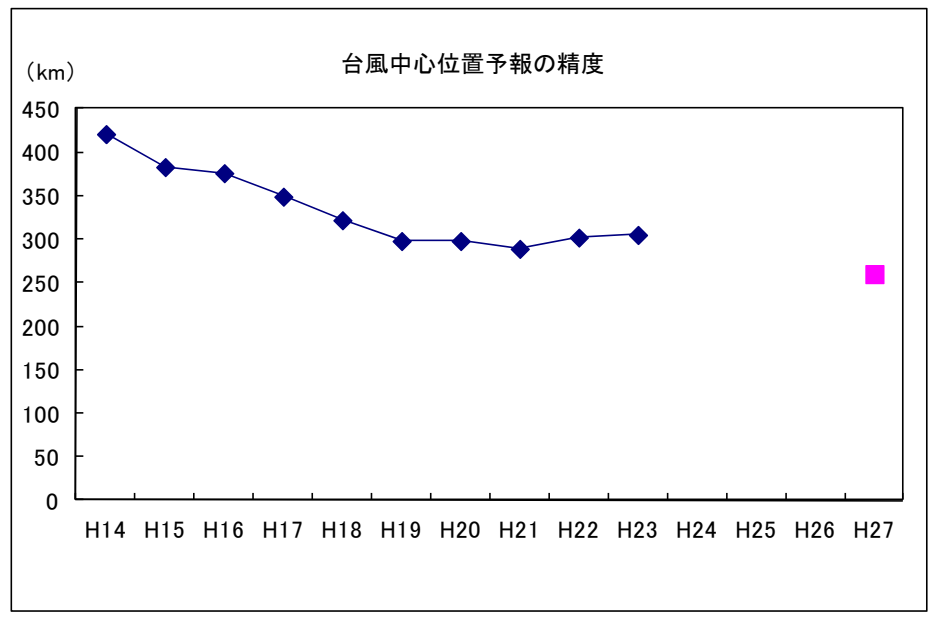
【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値 () 内は、単年の予報誤差										(暦年)
H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
424	421	383	376	349	322	298	298	289	302	305
(411)	(363)	(349)	(355)	(266)	(275)	(247)	(345)	(312)	(332)	(289)
km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km



事務事業の概要

主な事務事業の概要

スーパーコンピュータを中心とした気象資料総合処理システムの運用
気象資料総合処理システムを用いて予測モデルの開発を推進し、局地予報、台風予報などの精度を向上させる。
予算額： 10.5億円（H23度）

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

実績値は305kmとなっている。平成27年までの5年間で台風中心位置予報の精度を260kmに改善するという目標に対し、平成23年の実績値は前年より悪化しているものの、単年値としては改善の傾向を示している。

（事務事業の実施状況）

平成23年は数値予報モデルの初期値を作成する格子間隔の高解像度化、台風アンサンブル予報システム（注1）への確率的物理過程強制法（注2）の導入などを実施した。

（注1）アンサンブル予報：数値予報モデルにおける誤差の拡大を把握するため、多数の予報を行い、その平均やばらつきの程度といった統計的な性質を利用して最も起こりやすい現象を予報する手法。用いる予報の個数をメンバー数という。

（注2）確率的物理過程強制法：予報モデル（特にその物理過程）の不完全性をばらつきの要因として考慮する、アンサンブル手法のひとつ

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・単年値としては改善の傾向を示しているものの、業績指標は前年よりも悪化している。また、引き続きモデル開発を実施することからB-2と評価した。
- ・本目標を達成するためには、予測に用いる数値予報モデルの予測精度を改善することが重要となる。平成24年に導入するスーパーコンピュータを用いて、観測データを数値予報モデルに取り込む手法についてさらに改善を進めるとともに、気象資料総合処理システムの解析処理能力の向上等を踏まえたモデル開発を一層推進して台風予測精度の一層の向上を図る。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

本目標を達成するためには、予測に用いる数値予報モデルの予測精度を改善することが重要となる。平成24年に導入するスーパーコンピュータ解析処理能力の向上等を踏まえ、新規衛星観測データの利用開始や観測データを数値予報モデルに取り込む手法の改善を進めるとともに、モデル開発を一層推進する。これらを的確に実施して台風予測精度の一層の向上を図る。

（平成25年度以降）

平成25年度以降は、スーパーコンピュータの処理能力の向上により、数値予報モデルの高解像度化やアンサンブル予報のメンバー数の増強等を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：気象庁予報部業務課（課長 長谷川 直之）

関係課：気象庁予報部予報課（課長 横山 博）

業績指標 6 1

地震発生から地震津波情報発表までの時間

評 価

B-5	目標値：3.0分未満（平成23年度） 実績値：3.4分（平成23年度） 初期値：4.4分（平成17年度）
-----	------------------------------------------------------------

（指標の定義）

日本周辺で発生する地震により、津波がただちに来襲する可能性のある場合や震度4程度以上の揺れを観測した場合、速やかに津波警報や津波注意報（以下、津波警報等）を、津波の心配がない場合はその旨についての地震情報を発表している。これら津波警報等や地震情報について、地震発生から情報発表までの時間を業績指標に設定する。

なお、指標設定にあたっては、津波の来襲までに比較的余裕がある沿岸から100km以遠の地震は除き、また、年度による地震発生の地域的偏りを考慮して当該年を含む過去3年間の平均とする。

（目標設定の考え方・根拠）

平成5年（1993年）北海道南西沖地震では地震発生から5分で大津波警報を発表したが、震源に近い奥尻島ではそれでも間に合わなかった地域があり、これを踏まえて3分を目標に迅速化に向けた技術開発を進めてきた。

平成19年（2007年）能登半島地震においては、過去最も早く、2分以内で津波注意報を発表しており、平成20年7月19日の福島県沖の地震でも、地震発生後約2分で津波注意報を発表している。この事例では、地震の発生場所が陸地に近く、品質の良い観測データが短時間で得られる等の条件が整ったこともあり、引き続き、緊急地震速報の震源の位置及び地震の規模（マグニチュード）の推定精度を高める技術を開発・導入し、地震津波情報の発表に緊急地震速報をいっそう活用することにより、また、次世代地震津波監視システムを整備して、発表までの時間の短縮を図る。

（外部要因）

なし。

（他の関係主体）

なし。

（重要政策）

【施政方針】

なし。

【閣議決定】

なし。

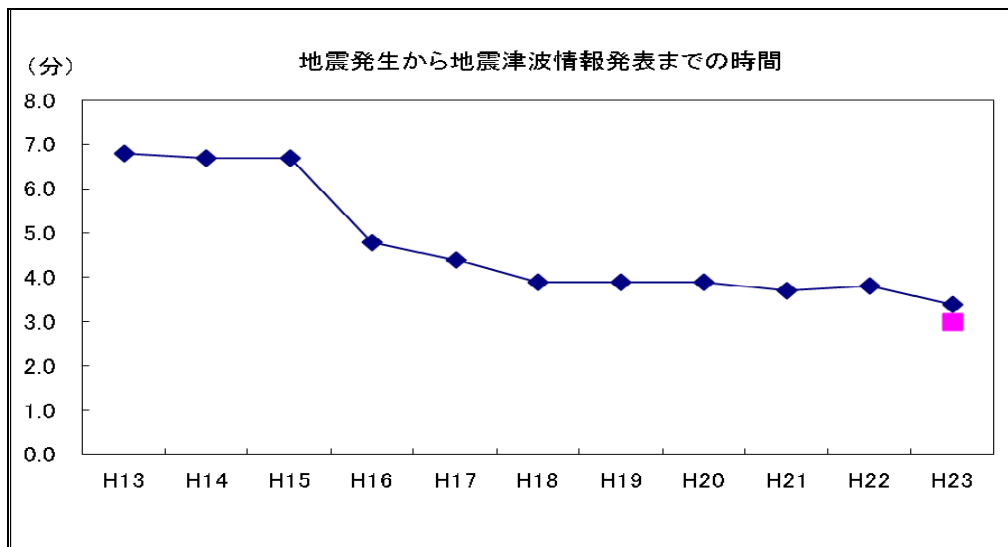
【閣決（重点）】

なし。

【その他】

なし。

過去の実績値 () 内は、単年度の平均値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
3.9	3.9	3.7	3.8	3.4	
(3.9)	(3.8)	(3.5)	(3.9)	(3.0)	
分	分	分	分	分	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①緊急地震速報(※1)精度向上のための地震観測点の強化
緊急地震速報をより精度よく迅速に発表するためには、より信頼度の高い震源を高速に推定する必要があり、観測点密度の低い島嶼部等に緊急地震速報の精度向上のための地震計を整備する。
予算額：161百万円（平成20年度2次補正）
- ②次世代地震津波監視システム(※2)の整備
気象庁本庁、各管区气象台及び沖縄气象台に設置しているシステムの集約により、津波予報や地震情報等のより迅速な発表を実現するとともに、東西二中枢化により、大規模災害時にも安定した地震津波情報の提供を実現（平成21年度完了）。
予算額：457百万円（平成21年度）
- ※1 緊急地震速報・・・地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地でのより強い揺れ(主要動)の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。緊急地震速報で推定した震源や地震の規模を活用することにより、地震津波情報の発表までの時間短縮を図る。
- ※2 地震津波監視システム・・・わが国及びその周辺で発生する地震及び津波を24時間監視し、必要に応じて津波警報や地震情報等を迅速かつ的確に発表するシステム。

関連する事務事業の概要

なし。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度の測定値は3.4分（前3年間の平均）で、目標値に到達していないものの、単年度の測定値は3.0分であり目標値まで改善した。また、最も迅速な発表が必要とされる津波警報・注意報の発表に限れば、2.8分（前3年間の平均）、平成23年度の単年度平均でみれば1.8分と大幅に短縮されている。

(事務事業の実施状況)

平成21年度に整備した観測点（南西諸島、伊豆諸島新島及び大分県別府、計10箇所）について、平成23年3月1日より緊急地震速報への利用が開始され、島嶼部周辺の緊急地震速報を活用した迅速な津波警報等の発表能力が向上した。また、平成23年度中にも新たに地震計を16箇所に整備した。さらに、現業における東京および大阪の地震津波監視システムの緊急地震速報の評価結果が異なった場合の津波警報への活用手順を明確化し、判断に係る時間の短縮を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・目標年度の実績値が目標値に達しておらず、また、下の説明のとおり業績指標を廃止することから、B-5と評価した。
- ・沿岸に近い海域での津波警報発表の迅速化はほぼ達成された。今後は、東北地方太平洋沖地震を受けとりまとめた津波警報の改善策に盛り込まれた、巨大地震に対しても迅速かつ過小評価とにならない適切な津波警報を発表していく。このため、本業績指標は廃止する。いっぽう、同改善策には、迅速かつ適切な津波警報更新のため、沖合津波計の活用の推進が掲げられている。これに関する新たな業績指標を立て、津波警報の改善に取り組んでいく。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

本指標は終了し、沖合津波計の活用の推進に係る新たな目標を達成すべく、取り組んでいく。

(平成25年度以降)

沖合津波計の活用を推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：気象庁地震火山部管理課（課長 上垣内修）

関係課：気象庁地震火山部地震津波監視課（課長 永井章）

業績指標 6 2

内海・内湾を対象としたきめ細かい高潮・高波の予測対象海域数

評 価

A-4	目標値：7 海域以上（平成 2 3 年度） 実績値：7 海域（平成 2 3 年度） 初期値：0 海域（平成 1 8 年度）
-----	---------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

内海・内湾における沿岸防災、海運・漁業の安全を図るために、詳細な海岸・海底地形をコンピュータによる予測計算に取り込み、きめ細かい高潮・高波の予測情報を提供する。その予測対象となる海域（内海・内湾）の数を指標とする。

(目標設定の考え方・根拠)

平成 1 9 年度に詳細な海岸・海底地形を取り込んだ予測モデルを開発し、平成 2 3 年度までに 7 以上の海域を対象としたきめ細かな高潮・高波の予測情報の防災関係機関等への提供を目指す。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

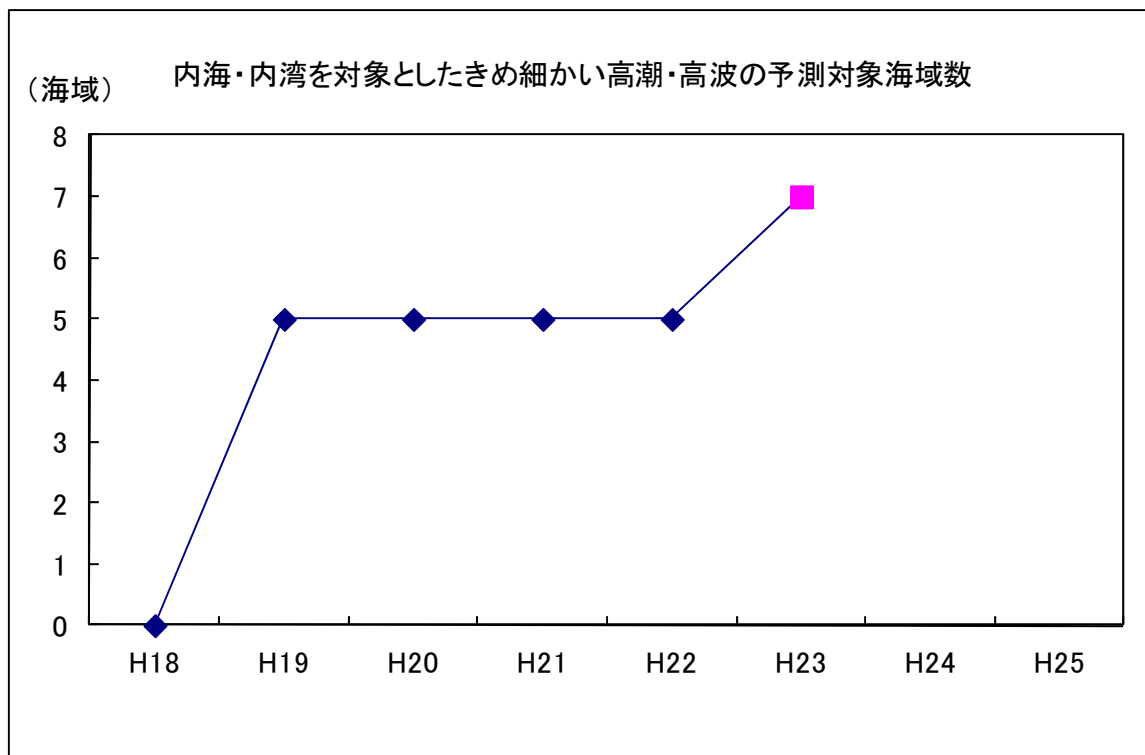
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	
5 海域	5 海域	5 海域	5 海域	7 海域	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①高潮等総合防災情報システムの高度化
予算額12百万円（平成19年度）
防災活動に資するよう、高潮予測について地点別予測を面的予測に改善
- ②予測モデルの予測精度の検証
実測された波浪観測値との間で比較・検証を実施

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

当初計画通り、平成23年度に「新潟沖」及び「仙台湾」の2海域を追加し（平成23年9月1日より情報提供開始）、目標を達成した。

（事務事業の実施状況）

精度改善に関しては、浅海波浪モデルについて波浪観測に基づいた統計的検証を実施し、通年の平均誤差が10cm、二乗平均平方根誤差が20cm程度の良好なスコアを確認できた。ただし、検証事例が波高の低い事例が大半を占め、内海・内湾での防災上重要な、台風が接近した場合など波高の高い事例は僅かであった。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成23年度に2海域を追加し初期の目標値を達成しており、A-4と評価し、施策としては継続するが業績指標としては廃止する。今後は、予測対象海域をさらに増やしていくとともに、予測の精度評価を引き続き実施し、予測精度の向上を図る。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

さらに追加を予定している4海域について関係機関との調整を行ったうえで、情報提供を開始する。また、高波高時を中心に浅海波浪モデルの精度評価を継続して行う。

（平成25年度以降）

予測対象海域の精度評価を引き続き実施し、予測精度の向上を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課（課長 高野清治）

関係課： 気象庁地球環境・海洋部海洋気象情報室（室長 小泉 耕）

業績指標 63

防災地理情報を提供するホームページへのアクセス件数

評価

A-4	目標値：31,000件/月（平成23年度） 実績値：52,000件/月（平成23年度） 初期値：0件/月（平成18年度）
-----	--------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

地域の危険性の把握や防災意識の向上、防災教育等に役立つ防災地理情報（※）が、いかに行政や一般住民等から閲覧・参照されているかということ等について、「国土地理院が整備をすすめる防災地理情報のインターネットを通じた月平均の閲覧数」をもって指標とする。

（※）土地条件図、都市圏活断層図等

(目標設定の考え方・根拠)

平成19年時点で国土地理院の「主題図(地理調査)」のウェブサイト (<http://www.gsi.go.jp/kikaku/index.html>) 及び電子国土Webシステムを通じて公開している防災地理情報の各主題図毎のアクセス件数を基に、平成23年度までに見込まれる防災地理情報の整備や閲覧環境の向上等を加味したアクセス件数を目標値として設定。

このとき、国の機関、地方公共団体、学校等の公的機関の閲覧数を増加させることにより、防災地理情報の認知度を高め、防災対策等に有効に活用されるよう推進していくことは勿論であるが、一般も含めた全体の閲覧数を増加させ、住民の防災意識の向上を図っていく。

(外部要因)

大規模災害の発生によるアクセス数の変動
 情報通信技術の変化

(他の関係主体)

内閣府（災害の予防等を所管し、防災情報の広報・啓発活動等施策を実施）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

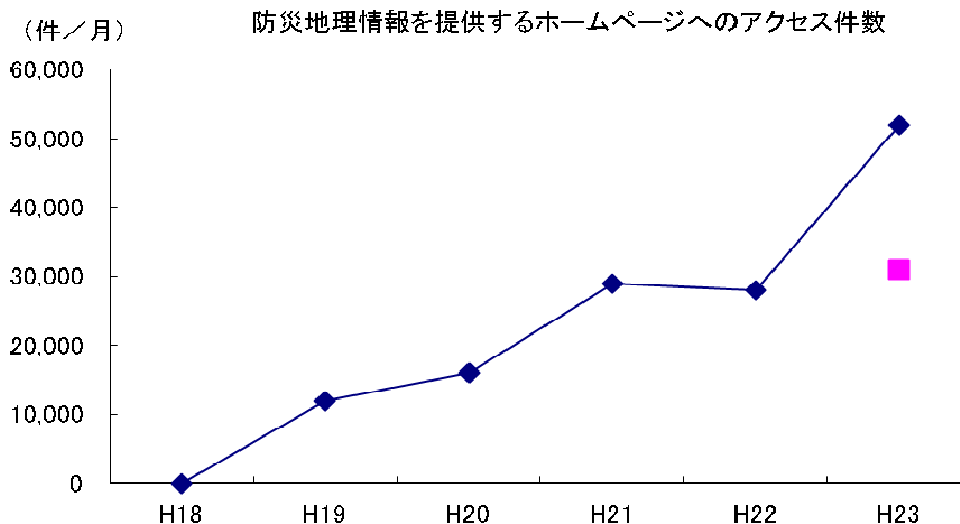
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H18	H19	H20	H21	H22	H23	
0件/月	12,000件/月	16,000件/月	29,000件/月	28,000件/月	52,000件/月	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・風水害基礎情報整備
地形、表層地質、地盤条件等について、資料調査、現地調査及び空中写真判読により防災地形調査を実施する。
これらの調査によって得られた成果から土地条件図を作成し、防災計画等の基礎資料として提供する。
- ・火山災害基礎情報整備
活動的で特に重点的に観測研究を行う火山、活動的火山及び潜在的爆発力を有する火山を対象に、火山防災地形調査を実施し、火山防災対策等のための基礎情報として整備・提供する。
- ・全国活断層帯情報整備
全国の活断層帯のうち、特に地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層帯について、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報を整備・提供する。
予算額 5,896万円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年3月11日の東日本大震災の発生をきっかけに、防災地理情報への社会的関心が高まり、アクセス件数が大幅に増えた（前年度比約2倍）結果、目標値を達成した。

（事務事業の実施状況）

- ・「数値地図25000（土地条件）全国」を平成23年8月1日に刊行し、ホームページでの閲覧を開始した。
- ・1万分1火山基本図「栗駒山」及び2万5千分1火山土地条件図「御嶽山」の2面を平成23年8月1日に公表し、ホームページでの閲覧を開始した。
- ・2万5千分1都市圏活断層図「富良野断層帯とその周辺（富良野北部、富良野南部）」及び「長井盆地西縁断層帯とその周辺（左沢、長井、米沢）」の5面を平成23年11月1日に公表し、ホームページでの閲覧を開始した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成23年度は東日本大震災を受け、一時アクセス件数が大幅に増加したが、その影響が収束したと思われる平成23年度末のアクセス件数においても目標値（31,000件）を上回った。引き続き防災地理情報の認知度向上及び利活用促進を図るものの、目標は達成されたことから、当該指標は廃止することとし、A-4と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土地理院 総務部 政策調整室	（室長 大塚 義則）
関係課：国土地理院 企画部	（防災企画官 林 保）
国土地理院 企画部 企画調整課	（課長 佐藤 潤）
国土地理院 応用地理部 防災地理課	（課長 関崎 賢一）

施策目標個票

(国土交通省23-⑪)

施策目標	住宅・市街地の防災性を向上する					
施策目標の概要及び達成すべき目標	防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高める。					
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「努力が必要である」				
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率等の業績指標については、目標値に向け順調に推移。一方、目標値の達成に向けた成果を示していない業績指標も多くあり、施策目標全体の評価としては、努力が必要であると認められる。</p> <p>大規模地震や気候変動等による降雨強度の増加等といった災害リスクを踏まえ、住宅・市街地の脆弱性を低減させるようなハード・ソフト両面にわたる諸施策を講じ、総合的な観点から安全で安心して暮らせるまちづくりを進める。</p>				

業績指標	64 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積	初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度		
		1,430ha	3,234ha	3,573ha	6,158ha	6,466ha	7,000ha	B-1	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-		/	
	65 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
		約25%	約26%	約26%	約26%	(集計中)	約35%	B-2	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-		/	
	66 下水道による都市浸水対策達成率(①全体、②重点地区)	初期値	実績値					評価	目標
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
		①約48%	①約50%	①約51%	①約52%	①約53%	①約55%	A-2	
		②約20%	②約24%	②約25%	②約26%	②約27%	②約60%	B-3	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-		/	
	67 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	初期値	実績値					評価	目標
		22年度	23年度	27年度					
		約6,000ha	-	-	約3,000ha	N-1			
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-		/	
	68 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地(約8,000ha)のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合	初期値	実績値					評価	目標
19年度		20年度	21年度	22年度	23年度	23年度			
約35%		-	37.7%	-	-	概ね10割	B-3		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-		/		
69 地震時に滑动崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合	初期値	実績値					評価	目標	
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			
	約1%	3%	5%	6%	6%	約40%	B-1		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-		/		
70 防災拠点と処理場を結ぶ下水道きよの地震対策実施率	初期値	実績値					評価	目標	
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			
	約27%	約29%	約31%	約31%	約35%	約56%	B-3		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-		/		
71 ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(内水)	初期値	実績値					評価	目標	
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			
	約6%	約9%	約12%	約14%	約15%	100%	B-2		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-		/		
72 下水道施設の長寿命化計画策定率	初期値	実績値					評価	目標	
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			
	0%	約4%	約8%	約24%	約54%	100%	A-3		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-		/		
73 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、②住宅)	初期値	実績値					評価	目標	
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度			
	①80%	①80%	-	-	-	①90%	A-1		
	②79%	②79%	-	-	-	②90%	A-1		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-		/		

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	276,728	66,020	72,825	88,248	
		補正予算(b)	37,905	26,000	10,048	-	
		前年度繰越等(c)	98,803	89,951	55,433	-	
		合計(a+b+c)	413,436	181,971	138,306	88,248	
	執行額(百万円)		301,043	117,041			
	翌年度繰越額(百万円)		88,903	55,433			
	不用額(百万円)		23,490	9,497			

※上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	都市局	作成責任者名	都市安全課 (課長 清水 喜代志)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----	--------	----------------------	----------	---------

業績指標 64

防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積

評価

B-1	目標値：7,000ha（平成23年度） 実績値：6,466ha（平成23年度） 初期値：1,430ha（平成18年度）
-----	-------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

都市防災総合推進事業および防災公園街区整備事業等の完了地区の面積。

(目標設定の考え方・根拠)

過去の実勢および予算の伸び率、現在の事業計画等を考慮して設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方自治体、都市再生機構（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第162回国会 施政方針演説（平成17年1月21日）「大規模地震や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。」
- ・第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（平成18年9月19日）大規模な火災や自然災害に対する住宅市街地の安全性を高めるため、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進するとともに、道路等の基盤施設整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進すること等により密集住宅市街地の整備を推進する。（第2章）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。（第4章5.）
- ・住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成23年3月15日）大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。（第2章）

【閣決（重点）】

なし

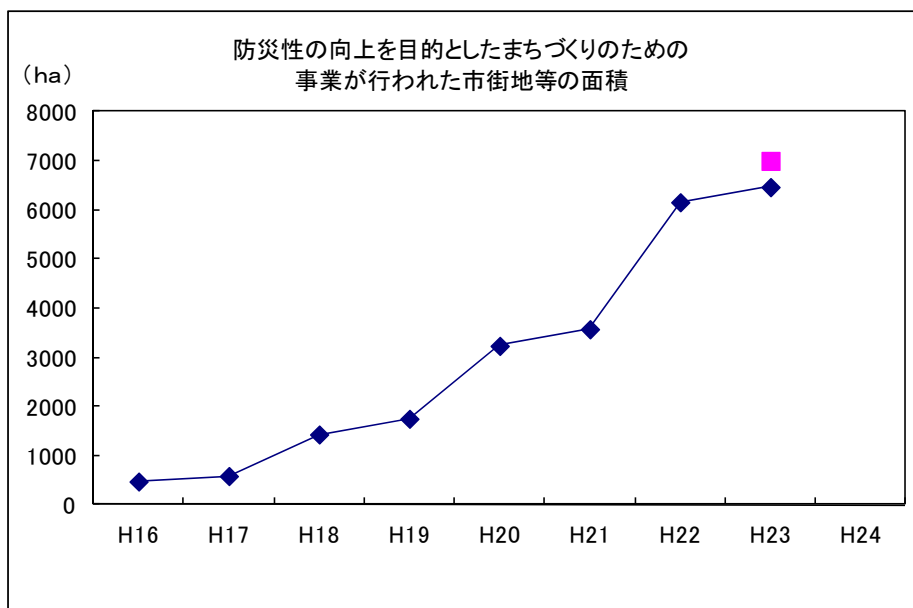
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
585ha	1,430ha	1,750ha	3,234ha	3,573ha	6,158ha	6,466ha



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①都市防災総合推進事業の推進
密集市街地に代表される防災上危険な市街地の改善を図る。
予算額：社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数（平成23年度国費）
- ②防災公園街区整備事業の推進
都市再生機構が防災公園と周辺市街地の整備改善を一体的に行うことで防災性の向上を図る。
- ③優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）
防災街区整備推進機構に土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

防災性の低い市街地について、平成23年度末までに6,466haの防災性能の向上が図られているが、目標値である7,000ha（平成23年度）は達成しなかった。

（事務事業の実施状況）

- ・平成22年度より、従来の補助金に代わって、「社会資本整備総合交付金」が創設された。これにより、目標実現のための基幹事業である都市防災総合推進事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を統一的・一体的に支援し、また手続きを簡素化することで、地方公共団体による防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成23年度に目標値には到達しなかったが、今後、中央防災会議にて検討される南海トラフ巨大地震や首都直下地震の被害想定を踏まえて対策を検討する必要があることからB-1と評価した。目標値には概ね到達していることから、これを踏まえて目標値の見直しを行い、平成28年度の目標値を13,000haと設定する。引き続き、都市防災総合推進事業や防災公園街区整備事業を実施し、防災上危険な市街地の改善を推進していく必要がある。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

- ・東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のために地方公共団体が行う事業を推進する社会資本整備総合交付金（全国防災）の対象として、東海、東南海、南海地震により津波被害が想定される市街地の防災性の向上を図る。
- ・中央防災会議における地震防災対策の検討結果を踏まえ、防災上危険な市街地の改善の推進に向けた検討を行う。

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局まちづくり推進課（課長 清瀬 和彦）
都市局都市安全課都市防災対策推進室（室長 加藤 永）
関係課：都市局都市計画課（課長 和田 信貴）
都市局市街地整備課（課長 望月 明彦）
都市局街路交通施設課（課長 高橋 忍）
都市局公園緑地・景観課（課長 舟引 敏明）

業績指標 65

一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合

評 価

B-2	目標値：約35%（平成24年度） 実績値：約26%（平成22年度） 初期値：約25%（平成19年度）
-----	----------------------------------------------------------

（指標の定義）

人口20万人以上の大都市（東京特別区、政令指定都市、中核市、特例市）（分母）における、災害応急対策施設のうち、「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」が整備され、地域の避難・防災の拠点となる面積10ha以上のオープンスペース（注）が確保された都市（分子）の割合（なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を1都市と扱う。）

（注）誰もが簡単にアクセスできて、持続性が担保される公的空間。

（目標設定の考え方・根拠）

都市の防災機能の向上を図るため、長期的には100%を目指している。これまでの実績を踏まえつつ、地方公共団体の防災拠点、避難地の整備予定量から、平成24年度の目標値約35%を設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第162回国会 施政方針演説（平成17年1月27日）「国内の被災地が迅速に復旧事業に取り組めるよう、激甚災害指定を行い、補正予算を編成しました。一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするよう努めます。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」

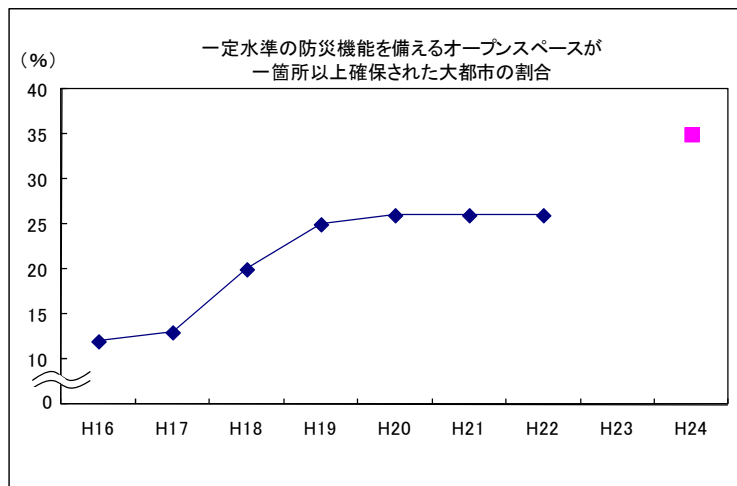
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
約25%	約26%	約26%	約26%	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○防災公園の整備（◎）

災害時の避難地や防災拠点となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

予算額：都市公園防災事業費補助 約3.3億円の内数（平成23年度国費）

社会資本整備総合交付金 17,539億円の内数（平成23年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

○防災公園となる国営公園の整備

災害時の避難地や防災拠点となる国営公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度の実績値は集計中であるが、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値の達成は見込まれない。

（事務事業の実施状況）

都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、帰宅困難者対策のための既存公園の防災機能強化や、震災時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成23年度の実績値は集計中であるが、前述のとおり、本業績指標は、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できないこととなるため、Bと評価した。
- ・しかしながら、平成23年の東日本大震災の影響を受け、各都市における防災に対する危機意識が高まっていることを鑑みると、都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、引き続き災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進していく必要がある。
- ・以上のことからB-2と評価した。
- ・社会資本整備重点計画の見直しに伴い、指標の定義・目標値・目標年度の見直しを行うこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課（課長 舟引 敏明）

業績指標 66

下水道による都市浸水対策達成率 (①全体、②重点地区)

評価

①A-2 ②B-3	目標値：①約55% ②約60% (平成24年度) 実績値：①約53% ②約27% (平成23年度) 初期値：①約48% ②約20% (平成19年度)
--------------	----------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

都市浸水対策を実施すべき区域のうち、商業・業務集積地区等の重点地区は10年に1回程度、浸水のおそれのあるその他の地区は5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積割合。

- ①全体 (分母) 都市浸水対策を実施すべき区域面積
(分子) 5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域面積
- ②重点地区 (分母) 都市浸水対策を実施すべき区域のうち、商業・業務集積地区等の重点地区の区域面積
(分子) 10年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域面積

(目標設定の考え方・根拠)

重点地区については今後10年間で完了することを前提に未整備地区の約半分を5年間で整備、その他の地区については実施予定の整備量により、目標値を設定。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2008 (平成20年6月27日)「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」(第4章5.)

【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第5章に記載あり」

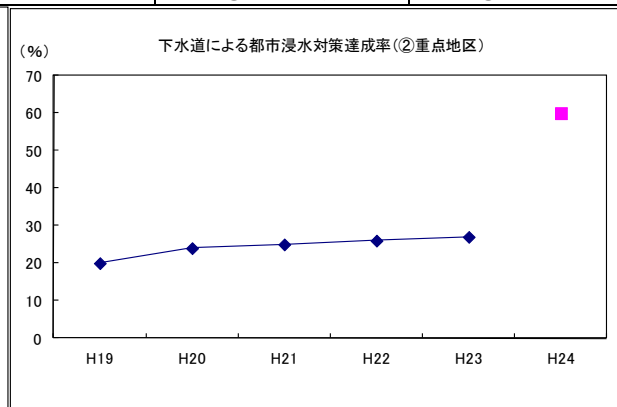
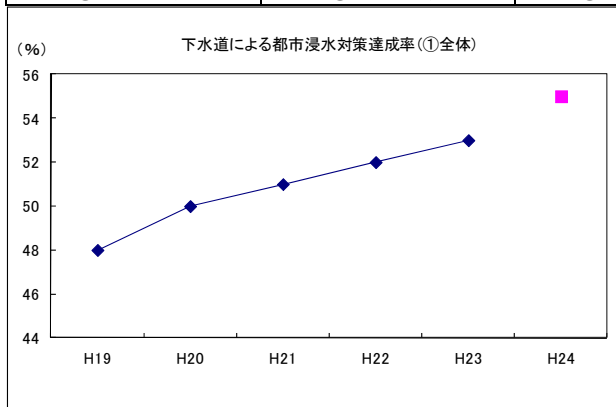
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H19	H20	H21	H22	H23
①約48%	①約50%	①約51%	①約52%	①約53%
②約20%	②約24%	②約25%	②約26%	②約27%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 下水道による雨水対策施設の整備の推進

下水道による雨水対策施設の整備により、都市の水害安全度の向上を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 1兆7,539億円の内数 (平成23年度国費)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・下水道による都市浸水対策達成率①全体の平成23年度の実績値は約53%であり、平成22年度から約1%上昇している。このトレンドを延長すると平成24年度に目標値を達成すると見込まれる。
- ・一方、②重点地区の平成23年度の実績値は約27%であり、平成22年度から約1%上昇している。このトレンドを延長すると平成24年度に目標値を下回る。
- ・近年の浸水被害の状況を見ると、都市化の進展や雨水の流出率の増加、局所的な集中豪雨等により依然として内水被害が頻発している。また、被害内容の現況を見ると、宅地等の浸水面積は減っているものの、都市化の進展や集中豪雨の多発により、被害額は減少しておらず、関係者の連携を図った取組みが必要である。

(事務事業の実施状況)

- ・平成20年度に雨に強い都市づくり支援事業を創設し、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となって雨に強い都市づくりを実現するため、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進した。
- ・平成20年度に「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」を改訂するなど、ソフト対策に資する内水ハザードマップの作成を支援し、地方公共団体における公表・活用を促進した。
- ・平成21年度に、一定規模以上の浸水実績があり浸水対策の必要性が高い地区を対象に「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設し、貯留浸透施設等の流出対策に加え、内水ハザードマップの公表等、地方公共団体、関係住民等が一体となった総合的な浸水対策への取り組みを推進した。
- ・平成22年度には、「下水道浸水被害軽減総合事業」及び「雨に強い都市づくり支援事業」を統合し、ハード・ソフト両面からの対策、住民自らの取り組みを含めたより効率的、総合的な浸水対策を推進した。
- ・従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで地方公共団体による浸水対策を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・下水道による都市浸水対策達成率は増加傾向にあり、①全体においては目標値に向けて着実に進展しているが、②重点地区においてはトレンドを下回っている。しかし、平成21年度には下水道浸水被害軽減総合事業を創設し、また平成22年度には下水道浸水被害軽減総合事業に雨に強い都市づくり支援事業を統合し、社会資本整備総合交付金の創設により地方公共団体のより効率的な浸水対策を推進することから、①全体についてはA-2、②重点地区についてはB-3と評価した。
- ・近年の集中豪雨の増加などに起因した新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力が限られる中で、できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力で推進する。
- ・①全体については、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととする。
- ・②重点地区については、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を廃止することとする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道事業課(課長 塩路 勝久)

業績指標 67

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積

評 価

N-1	目標値：約 3,000ha (平成 27 年度) 実績値：約 6,000ha (平成 22 年度) 初期値：約 6,000ha (平成 22 年度)
-----	----------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

地震時等に著しく危険な密集市街地 (※) の面積

(※) 地震時等に著しく危険な密集市街地とは、従来の重点密集市街地の基準である不燃領域率(市街地面積に占める耐火建築物等の敷地及び幅員 6 m以上の道路等の公共施設面積の割合)や住戸数密度等の延焼危険性の指標に加え、避難の困難さの指標である地区内閉塞度及び周辺地区の状況や地形条件等の地域特性も基準となり位置づけられる密集市街地のことをいい、各地方公共団体が位置づけを行う。

(目標設定の考え方・根拠)

平成 18 年 9 月 19 日に閣議決定された住生活基本計画(全国計画)において「地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地」の整備について、大規模火災に対する最低限の安全性を、平成 23 年度までに確保することが位置づけられた。これに基づき施策を推進してきたところであったが、社会における住宅を取り巻く状況変化を踏まえて、住生活基本計画(全国計画)の全部変更が平成 23 年 3 月 15 日閣議決定された。その中において、従来の延焼危険性の指標に加え、新たに避難の困難さの指標である、地区内閉塞度や地域特性等を考慮した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を平成 32 年度末までに概ね解消することが位置づけられ、安全性の確保に向けた取り組みの方向性においても、従来までの住宅等の不燃化推進や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ、きめ細やかな事業の実施を図ることとなった。これらの決定を踏まえて目標を設定(概ね解消(平成 32 年度))した。また、今回、政策評価基本計画の「5 年以内の目標値を業績目標として設定」ということを踏まえ、現況値と平成 32 年度末までの目標値との差を按分し、平成 27 年度末までの数値を形式的に設定したもの。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体、都市再生機構等(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

- 第 169 回国会 施政方針演説(平成 20 年 1 月 18 日)「都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- 第 180 回国会 施政方針演説(平成 24 年 1 月 24 日)「災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」

【閣議決定】

- 経済財政改革の基本方針 2009(平成 21 年 6 月 23 日)大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。(第 3 章 3.)
- 住生活基本計画(全国計画)の全部変更(平成 23 年 3 月 15 日)大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。(第 2 章)

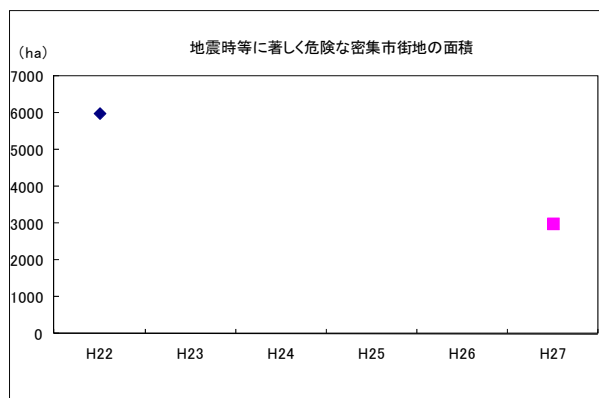
【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H22	H23			
約 6,000ha	—			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 密集市街地の緊急整備の促進のため、各種制度の充実等を行う。
 - ・住宅市街地総合整備事業等により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備を図る。
(予算額：21,343百万円、社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数(平成23年度国費))
 - ・住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備を図る。
(予算額：社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数(平成23年度国費))
 - ・独立行政法人住宅金融支援機構のまちづくり融資制度により、住宅市街地総合整備事業の整備計画区域内等における共同建替事業に対する融資を行う。
 - ・都市防災総合推進事業により、地区公共施設の整備、建築物の不燃化等を図る。
(予算額：社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数(平成23年度国費))
 - ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(所得税・法人税・個人住民税) 防災街区整備事業等の用に供するために土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。
 - ・防災街区整備事業の施行に伴い新築された防災施設建築物に係る特例措置(固定資産税) 防災街区整備事業の施行に伴い新築された、防災施設建築物に該当する家屋のうち、一定の要件を満たすものについては固定資産税を減額。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

取組初年度であるため、進捗は判断できないが、住宅等の不燃化や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ事業が実施されており、概ね順調に進捗することが見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- 密集市街地の緊急整備の促進のため、以下の制度改正等を行った。
 - ・平成22年度より、従来の補助金に代わって、「社会資本整備総合交付金」が創設された。これにより、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を統合的・一体的に支援し、また手続きを簡素化することで、地方公共団体による密集市街地整備の一層の促進を図った。
 - ・密集市街地における整備計画作成、住民合意形成のコーディネートに対する支援及び関係事業の面積要件緩和を行う密集市街地緊急リノベーション事業の時限について、平成28年度まで延長した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 住宅等の不燃化や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ事業が実施されているため進捗が見込まれるものの、概ね2年後に各地方公共団体に対する調査にて実績値の把握を行う予定であり、平成23年度の実績値を把握できないこと、また、今後中央防災会議にて検討される首都直下地震の被害想定を踏まえて対策を検討する必要があることからN-1と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

【独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針】(平成22年12月7日閣議決定)

○独立行政法人住宅金融支援機構

まちづくり融資について、平成21年4月の「経済危機対策」による平成23年度末までの融資条件緩和措置が終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局都市安全課(課長 清水 喜代志)
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室(室長 真鍋 純)
関係課：都市局都市計画課(課長 和田 信貴)
都市局市街地整備課(課長 望月 明彦)
都市局街路交通施設課(課長 高橋 忍)
都市局公園緑地・景観課(課長 舟引 敏明)
都市局まちづくり推進課(課長 清瀬 和彦)
住宅局住宅総合整備課住環境整備室(室長 木下 一也)
住宅局総務課民間事業支援調整室(室長 松本 貴久)
住宅局市街地建築課(課長 坂本 努)

業績指標 68

地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地（約8,000ha）のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合

評 価

B-3	目標値：概ね10割（平成23年度） 実績値：37.7%（平成21年度） 初期値：約35%（平成19年度）
-----	------------------------------------------------------------

【住生活基本計画（全国計画）の変更（平成23年3月15日閣議決定）において、従来の延焼危険性の指標に加え、新たに避難の困難さの指標である地区内閉塞度や地域特性等を考慮した「地震時等に著しく危険な密集市街地」について、平成32年度までに概ね解消することが位置づけられたことを踏まえ、新たな目標を設定している。（業績指標67 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を概ね解消（平成32年度））】

（指標の定義）

密集市街地のうち、延焼危険性が特に高く地震時等において大規模な火災の可能性があり、そのままでは今後10年以内に最低限の安全性を確保すること（※）が見込めないことから重点的な改善が必要な密集市街地（全国約8,000ha）[分母]の中で、最低限の安全性が確保される市街地[分子]の割合。

（※）地震時等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼することがなく、大規模な火災による物的被害を大幅に低減させ、避難困難者がほとんど生じないことをいい、市街地の燃えにくさを表す指標である不燃領域率で40%以上を確保すること等をいう。不燃領域率とは、市街地面積に占める耐火建築物等の敷地及び幅員6m以上の道路等の公共施設面積の割合。

（目標設定の考え方・根拠）

都市再生プロジェクト（第3次決定）において、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地について、特に大火の可能性が高い危険な密集市街地（全国で約8,000ha）を対象に重点整備し、平成23年度末までに最低限の安全性を確保することとされている。さらに、同プロジェクト（第12次決定）では、整備・改善速度の加速化が必要とされている。これらの決定を踏まえて、目標を設定した。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）**【施政方針】**

- 第162回国会 施政方針演説（平成17年1月21日）「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。」
- 第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」

【閣議決定】

- 住生活基本計画（平成18年9月19日）大規模な火災や自然災害に対する住宅市街地の安全性を高めるため、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進するとともに、道路等の基盤施設整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進すること等により密集住宅市街地の整備を推進する。（第2章）
- 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。（第4章5.）
- 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成23年3月15日）大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。（第2章）

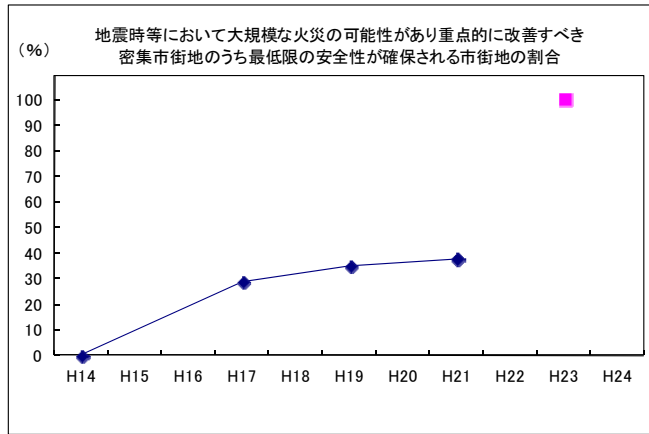
【閣決（重点）】

- 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
28.8%	—	約35%	—	37.7%	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 密集市街地の緊急整備の促進のため、各種制度の充実等を行う。(◎)
 - ・住宅市街地総合整備事業等により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備を図る。
(予算額：21,343百万円、社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数(平成23年度国費))
 - ・住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備を図る。
(予算額：社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数(平成23年度国費))
 - ・独立行政法人住宅金融支援機構のまちづくり融資制度により、住宅市街地総合整備事業の整備計画区域内等における共同建替事業に対する融資を行う。
 - ・都市防災総合推進事業により、地区公共施設の整備、建築物の不燃化等を図る。
(予算額：社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数(平成23年度国費))
 - ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(所得税・法人税・個人住民税) 防災街区整備事業等の用に供するために土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。
 - ・防災街区整備事業の施行に伴い新築された防災施設建築物に係る特例措置(固定資産税) 防災街区整備事業の施行に伴い新築された、防災施設建築物に該当する家屋のうち、一定の要件を満たすものについては固定資産税を減額。
- (注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

特に大火の可能性の高い危険な密集市街地の最低限の安全性の確保については、平成21年度末までに37.7%進捗しているが、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標は達成しない見込みである。

(事務事業の実施状況)

- 密集市街地の緊急整備の促進のため、以下の制度改正等を行った。
 - ・平成22年度より、従来の補助金に代わって、「社会資本整備総合交付金」が創設された。これにより、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を統合的・一体的に支援し、また手続きを簡素化することで、地方公共団体による密集市街地整備の一層の促進を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 住宅等の不燃化や公共施設整備に加え、不燃領域率では評価できないきめ細やかな事業による避難困難性の解消が積極的に行われているが、過去の実績値によるトレンドを延長しても、平成23年度に目標値には到達しない見込みであるため、評価を「B」とした。
- なお、当該指標については平成14年度において平成19年度までに約3割の目標値を設定しており、目標については概ね達成されているが、重点密集市街地の整備改善については、都市再生プロジェクト第3次決定(平成13年12月都市再生本部決定)において、平成23年度末までに最低限の安全性を確保することとされており、同第12次決定(平成19年1月)においても取り組みを加速化する旨再度プロジェクト決定される等、重要な課題であり取り組みを推進してきたところであったが、社会における住宅を取り巻く状況変化を踏まえて、今後の取り組みの展開に当たっての基本的な方針の見直しを行い、住生活基本計画(全国計画)の全部変更した計画が平成23年3月15日に閣議決定された。この中で従来の延焼危険性の指標に加え、新たに避難の困難さの指標である地区内閉塞度や地域特性等を考慮した「地震時等に著しく危険な密集市街地」について、平成32年度までに概ね解消することが位置づけられたことを踏まえて新たな目標(業績指標67 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を概ね解消(平成32年度))を設定しており、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、本指標を廃止する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

【独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針】(平成22年12月7日閣議決定)

○ 独立行政法人住宅金融支援機構

まちづくり融資について、平成21年4月の「経済危機対策」による平成23年度末までの融資条件緩和措置が終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局都市安全課(課長 清水 喜代志)

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室(室長 真鍋 純)

関係課：都市局都市計画課(課長 和田 信貴)

都市局市街地整備課(課長 望月 明彦)

都市局街路交通施設課(課長 高橋 忍)

都市局公園緑地・景観課(課長 舟引 敏明)

都市局まちづくり推進課(課長 清瀬 和彦)

住宅局住宅総合整備課住環境整備室(室長 木下 一也)

住宅局総務課民間事業支援調整室(室長 松本 貴久)

住宅局市街地建築課(課長 坂本 努)

業績指標 69

地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合

評価

B-1	目標値：約 40% (平成 24 年度) 実績値：約 6% (平成 23 年度) 初期値：約 1% (平成 19 年度)
-----	--------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、住民に対して情報提供した地方公共団体の割合

<分母>地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体の数
 <分子>宅地ハザードマップを作成・公表した地方公共団体の数

(目標設定の考え方・根拠)

地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団においての現在までの事業実績及び進捗状況を踏まえ、今後の事業計画を考慮して設定した。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画 (平成 23 年 3 月 15 日)

延焼・倒壊の危険性の高い老朽建築物の建替え・除却や、避難経路、消防環境等の地域特性を踏まえた対策、道路幅員等に関する建築基準法上の緩和措置の活用等により密集市街地の整備を促進する。また、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進する。(第 2 章)

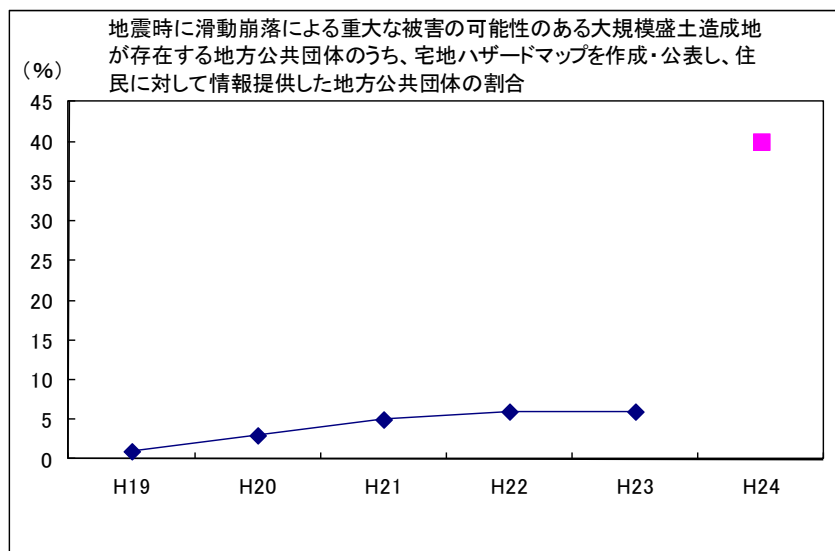
【閣決(重点)】

・社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日)「第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
1%	3%	5%	6%	6%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 宅地耐震化推進事業
 - ・地震時に危険な大規模盛土造成地の被害を軽減するため、変動予測調査（宅地ハザードマップ作成）を行い、住民への情報提供を図る等。
- 社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数（平成23年度国費）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

宅地ハザードマップ（大規模盛土造成地マップ）を作成・公表している地方公共団体は、平成23年度で約6%であり、現在実施中や新規に着手する地方公共団体の数を考慮しても、目標年度で目標値を達成することは困難。

（事務事業の実施状況）

- ・平成23年度までに34の地方公共団体が変動予測調査に着手した。
- ・地方公共団体における事業の推進を図るため、宅地耐震化推進事業に関する連絡調整会議を開催し、関係機関における情報提供や情報提供を行ってきた（平成23年度においては東日本大震災の影響により未開催）。あわせて、地方公共団体のニーズや東日本大震災の被害状況を踏まえた変動予測調査ガイドラインの改正及び宅地耐震対策工法選定ガイドラインの策定に関する検討を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・過去の実績値によるトレンドを延長しても平成24年度に目標値には到達しないが、現在事業実施中の地方公共団体の数や、変動予測調査ガイドラインの改正及び宅地耐震対策工法選定ガイドラインの策定による効果を勘案すると、今後一層の事業の推進が図られるものと思われる。このため、今後は当指標の上昇が見込めることから、B-1と評価した。
- ・今般の東日本大震災により宅地防災に関心が高まっていることを踏まえ、改正した変動予測調査ガイドラインの周知や地方公共団体等との連絡調整会議の実施により、地方公共団体における変動予測調査の実施を促進する。
- ・社会資本整備重点計画の見直しに伴って目標値等の見直しを行い、業績指標を「地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害を生じる可能性のある盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合」に変更するとともに平成28年度末の目標値を50%と設定する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

- ・地方公共団体のニーズを踏まえた変動予測調査ガイドラインの改正及び宅地所有者等との合意形成に資する宅地耐震対策工法選定ガイドラインの策定を行い、その内容について周知するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた事前対策の重要性を強く認識させることにより、事業の推進を図る。

（平成25年度以降）

- ・地方公共団体における積極的な事業実施に向けて、地方公共団体との意見交換や情報共有を継続するとともに、中央防災会議における地震防災対策の検討結果も踏まえ、宅地耐震化の推進に向けた検討を行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局都市安全課 都市防災対策推進室（室長 加藤 永）

業績指標 70

防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率

評 価

B-3	目標値：約56%（平成24年度） 実績値：約35%（平成23年度） 初期値：約27%（平成19年度）
-----	----------------------------------------------------------

(指標の定義)

防災拠点・避難地と下水処理場を結ぶ下水管きよのうち、耐震化もしくは計画的な減災対策が行われている割合。
 (分母) 防災拠点・避難地と下水処理場を結ぶ下水管きよの延長
 (分子) 耐震化もしくは計画的な減災対策が完了している下水管きよの延長

(目標設定の考え方・根拠)

防災拠点・避難地と終末処理場を結ぶ下水管きよの延長のうち、政令指定都市及び県庁所在都市においては耐震化もしくは計画的な減災対策を100%実施することとし、その他の都市については実施予定の整備量により、目標値を設定。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」（第4章5.）

【閣決（重点）】

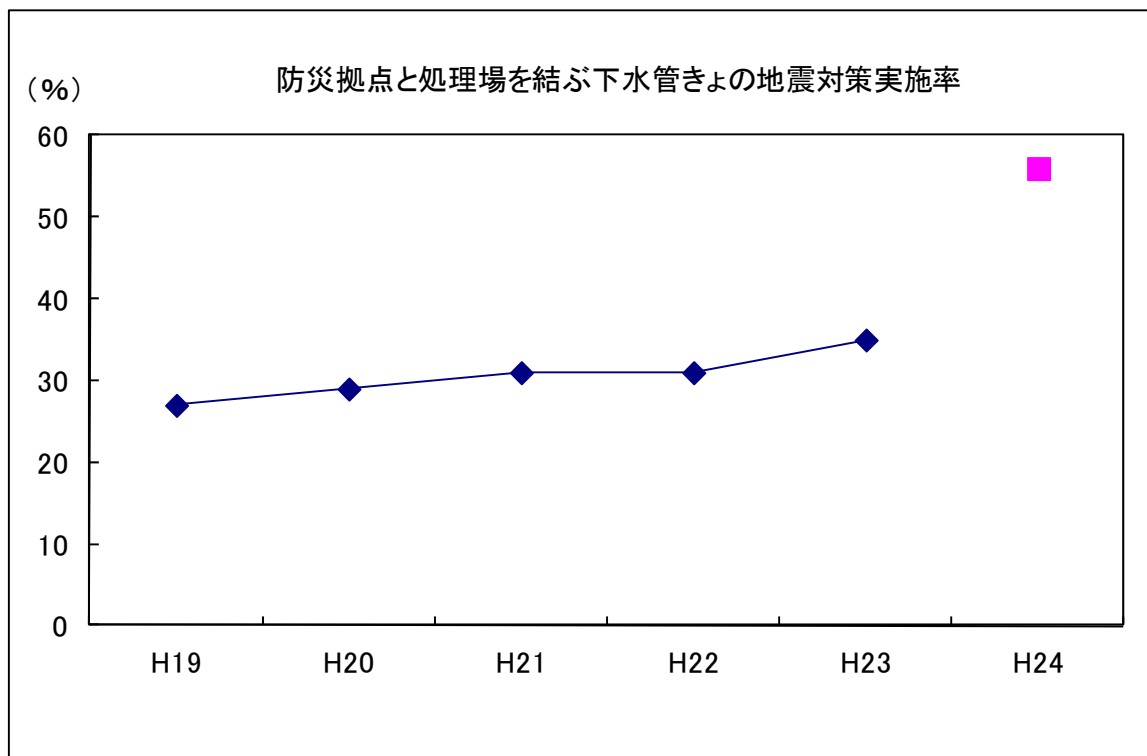
社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章、第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H19	H20	H21	H22※	H23	
約27%	約29%	約31%	約31%	約35%	

※H22年度は参考値（岩手県、宮城県、福島県は調査対象外）



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○ 下水道施設の地震対策の推進 (◎)

管きよの耐震化や計画的な減災対策等の促進を図り、下水道施設の地震対策を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 1兆7,539億円の内数(平成23年度国費)

地域自主戦略交付金予算額 5,120億円の内数(平成23年度国費)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・当指標の平成23年度の実績値は約35%であり、平成22年度から約4%上昇している。平成22年度から平成23年度のトレンドを延長すると平成24年度は目標値を下回る。

(事務事業の実施状況)

- ・新潟県中越地震での甚大な施設被害の発生を受け、平成17年度に下水道法施行令を改正し構造基準を制定した。
- ・平成18年度に創設した下水道地震対策緊急整備事業に代え、平成21年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として「下水道総合地震対策事業」を創設した。本事業では、DID地域を有する都市等地震対策に取り組む必要性が高い地域を対象として、避難地、防災拠点等と終末処理場とを接続する管きよの耐震化事業も補助対象としており、地震対策の推進を図った。また、本事業の実施にあたっては平成21年度より5年間以内に事業主体である地方公共団体が「下水道総合地震対策計画」を作成するよう定めている。
- ・平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで下水道整備を推進した。
- ・東日本大震災を受け、「下水道地震・津波対策技術検討委員会」を設置し、被災地に向けて適切な復旧を行うための技術的手法の検討を行うとともに、これまでの地震対策に係る技術指針の見直し方針、及び全国の下水道施設に適用する耐震・耐津波対策の方向性についてとりまとめ、総合的かつ計画的な下水道地震対策を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・当指標は平成19年度からの実績によるトレンドを延長しても、平成24年度に目標値には到達しない。しかし、下水道総合地震対策事業の旧事業から継続している事業箇所85箇所に加え、平成23年度までに90箇所下水道総合地震対策計画が策定され、事業箇所は180箇所になった(平成23年12月末時点)。また、平成22年に創設した社会資本整備総合交付金により、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援できるようになったこと、「下水道地震・津波対策技術検討委員会」を設置し被災地に向けて適切な復旧を行うための技術的手法の検討を行うとともに、これまでの地震対策に係る技術指針の見直し方針、及び全国の下水道施設に適用する耐震・耐津波対策の方向性についてとりまとめ、総合的かつ計画的な下水道地震対策を推進したことから、今後は対策の促進が見込まれる。以上のことから、B-3と評価した。
- ・下水道総合地震対策事業等により「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を引き続き推進するとともに、被害を最小化する「減災」対策の一層の強化を図るため、下水道事業における事業継続計画(BCP)の策定や応急復旧対策のために必要な資機材の導入等を推進していく。
- ・現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率」に変更するとともに目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道事業課(課長 塩路 勝久)

業績指標 7 1

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（内水）

評 価	
B-2	目標値：100%（平成24年度） 実績値：約15%（平成23年度） 初期値：約6%（平成19年度）

（指標の定義）

分母：地下空間利用が高度に発達し浸水の恐れのある地区、または、H9年度以降床上浸水被害等が発生した地区を有する市町村数

分子：内水ハザードマップを作成・公表かつ防災訓練等（※）を実施した市町村数

※防災訓練等：内水ハザードマップを活用した防災訓練（洪水想定での防災訓練時に内水ハザードマップ配布等をしているものも含む）のほか、町内会の集会などでのマップの配布、住民が中心となったマップの普及活動等、積極的にマップの活用を推進するための取組みが行われている場合を含む。

（目標設定の考え方・根拠）

地下空間利用が高度に発達し浸水の恐れのある地区を有する市町村、H9年度以降床上浸水被害等が発生した地区を有する市町村等、全国約550市町村の全てで平成24年度までに内水ハザードマップを作成・公表し防災意識の高揚が図られたものとして設定。

（外部要因）

地元の調整状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」（第4章5.）

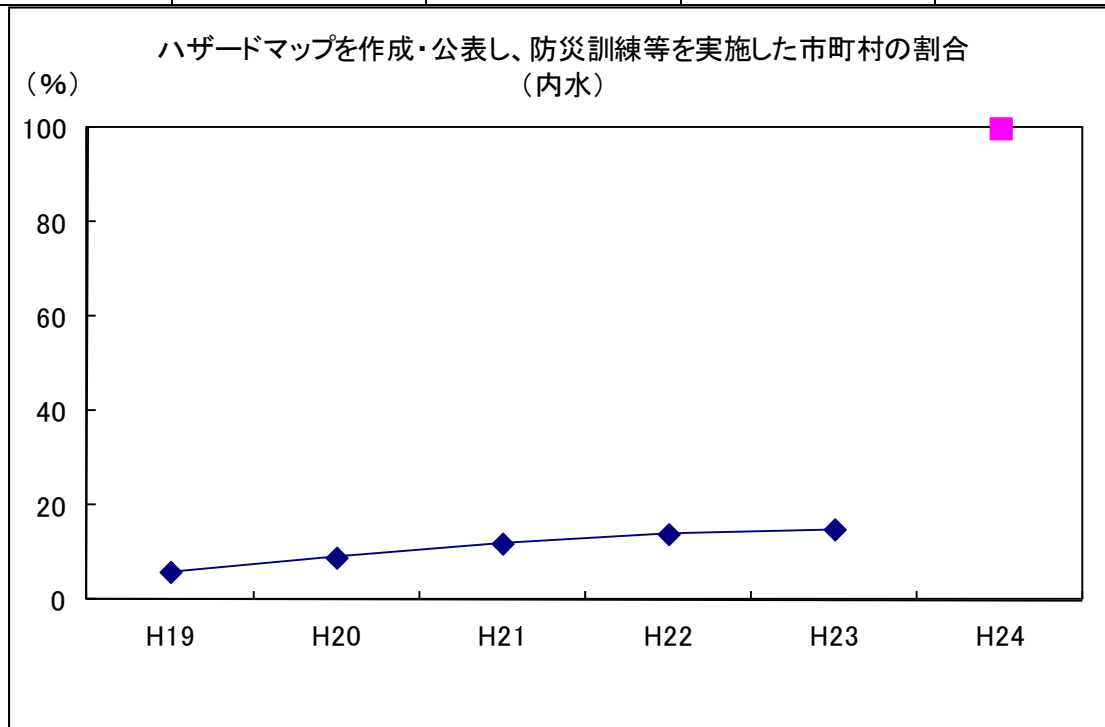
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章、第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	H23
約6%	約9%	約12%	約14%	約15%	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

○ 下水道による浸水被害の軽減 (◎)
下水道による浸水被害の軽減を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。
社会資本整備総合交付金予算額 1兆7,539億円の内数(平成23年度国費)
(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成23年度の実績値は約15%であり、平成22年度より約1%進捗した。このトレンドを延長しても平成24年度には目標値に達しない。

(事務事業の実施状況)

- ・平成20年度に、地方公共団体による内水ハザードマップの作成・公表を推進するため「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」を改定し、内水ハザードマップを早期に作成できるよう、地域特性等に応じた内水浸水想定手法を追加するとともに、洪水ハザードマップとの連携等について内容の充実を図った。
- ・平成20年度に雨に強い都市づくり支援事業を創設し、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となって雨に強い都市づくりを実現するため、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進した。
- ・平成21年度には、一定規模以上の浸水実績があり浸水対策の必要性が高い地区を対象に「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設し、貯留浸透施設等の流出対策に加え、内水ハザードマップの公表等、地方公共団体、関係住民等が一体となった総合的な浸水対策への取り組みを推進した。
- ・平成22年度には、「下水道浸水被害軽減総合事業」及び「雨に強い都市づくり支援事業」を統合し、ハード・ソフト両面からの対策、住民自らの取り組みを含めたより効率的、総合的な浸水対策を推進した。
- ・従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった防災訓練等のソフト事業についても地方公共団体へ支援を行った。また、手続きを簡素化することで地方公共団体によるハザードマップの作成・公表、防災訓練等を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・当指標は平成19年度からの実績値によるトレンドを延長しても、平成24年度に目標値は達成できないことになるが、平成20年度の「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」の改定や平成21年度の「下水道浸水被害軽減総合事業」の創設、平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設により、従来は補助対象外であった防災訓練等への支援が可能となり、今後一層の促進が図られるものと思われる。
- ・以上のことから、B-2と評価した。
- ・現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道事業課(課長 塩路 勝久)

業績指標 7 2

下水道施設の長寿命化計画策定率

評 価

A-3	目標値：100%（平成24年度） 実績値：約54%（平成23年度） 初期値：0%（平成19年度）
-----	--------------------------------------------------------

（指標の定義）

平成19年度末で耐用年数を経過した下水道管きょを管理している自治体のうち、下水道の有する機能を将来にわたって維持し、管路施設の老朽化等に起因する道路陥没などの事故を未然に防止するとともにライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画を策定した割合。

（分母）平成19年度末で耐用年数を経過した下水道管きょを管理している地方公共団体数

（分子）長寿命化計画を策定した地方公共団体数

（目標設定の考え方・根拠）

平成19年度末で耐用年数を経過した下水道管きょを管理している全自治体が平成24年度までに長寿命化計画を策定するものとして、現況値との勘案により目標値を設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「投資に当たっては、整備状況を踏まえ、既存資本の維持・長寿命化を重視する。」（第3章1.）

- ・新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章、第5章に記載あり」

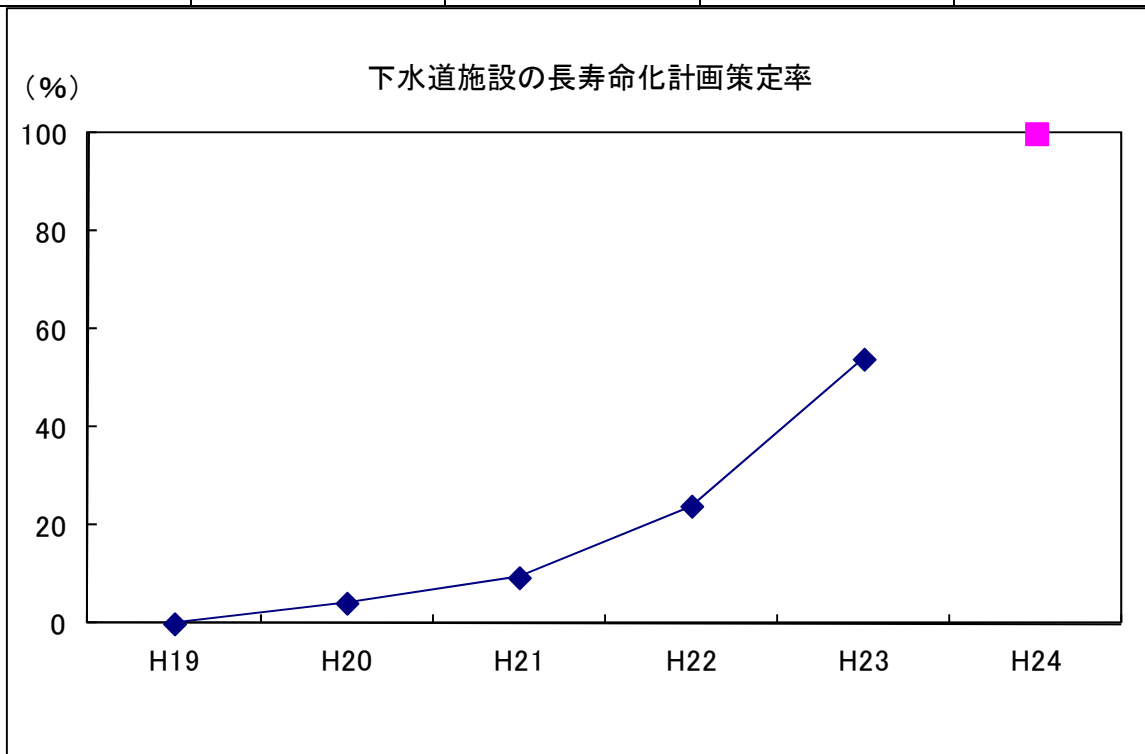
【その他】

なし

過去の実績値

（年度）

H19	H20	H21	H22	H23
0%	約4%	約8%	約24%	約54%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○ 下水道施設の老朽化対策の推進 (◎)

下水道施設の予防保全的な管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 1兆7,539億円の内数(平成23年度国費)

地域自主戦略交付金予算額 5,120億円の内数(平成23年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成23年度の実績値は約54%となっており、平成19年度から平成23年度のトレンドを延長すると、平成24年度は目標値を概ね達成できる見込みである。
- 下水道整備の進展に伴い、管路延長は約43万km(岩手、宮城、福島は対象外)、処理場数は約2,100箇所へのぼるなど施設ストックが増大している(いずれも平成22年度末時点)。管路施設の老朽化等に起因した道路陥没も増加傾向にあり、平成22年度の発生件数は約5,300箇所(岩手、宮城、福島は対象外)へのぼる。道路陥没後の老朽管路の改築といった事後的な対応では、市民生活に大きな支障が出るだけでなく、コスト的にも不経済となる。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するには、計画的な補修などによる予防保全を重視した維持管理や巡視や点検など日常管理の充実を図るなど、発生対応型から予防保全型の維持管理へ転換する必要があるため、引き続き下水道施設の計画的な長寿命化対策を推進する必要がある。

(事務事業の実施状況)

- 平成20年度に下水道長寿命化支援制度を創設し、ライフサイクルコストの最小化を目的とした下水道長寿命化計画の策定や長寿命化対策を含めた計画的な改築を補助対象とすることにより、限られた財源の中で下水道施設の計画的な維持管理を推進した。
- 平成20年度に「下水道事業におけるストックマネジメントの基本的な考え方(案)」をとりまとめ、下水道事業における新規整備、維持管理、延命化、改築更新までの一体的な最適化を図るストックマネジメントの促進を図った。
- 平成20年9月に「管きょ更生工法における設計・施工管理の手引き(案)」及び「管きょ更生工法の耐震設計の考え方(案)と計算例」を公表し、下水管きょの改築・修繕工事において採用されている更生工法に関する統一的な評価、施工管理技術等を示すことによる適切な工法の選択、品質確保等の促進を図り、下水管きょの適切な改築・修繕を推進した。
- 平成21年6月に、「下水道長寿命化支援制度に関する手引き(案)」(平成21年度版)をとりまとめ、下水道長寿命化支援制度の円滑な運営を図った。
- 平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで下水道整備を推進した。
- 平成23年9月に「下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き(案)」を公表し、ストックマネジメントの実践により、維持管理・改築修繕の一体的な最適化を図り、持続可能な下水道事業実施の推進を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 当指標は平成19年度からの実績によるトレンドを延長すると、平成24年度に目標値に到達する。更に、平成25年度以降の施設の改築に対する補助は長寿命化計画に基づくものに限定すると定めていることから、今後は策定率の更なる上昇が見込める。以上のことから、A-3と評価した。
- 厳しい財政状況や人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、ライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した、長寿命化対策を含めた下水道施設の計画的な改築を引き続き推進する。
- 現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の定義を変更するとともに目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道事業課(課長 塩路 勝久)

業績指標 73

多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、②住宅)

評価	
①A-1	目標値：90% (平成27年度) 実績値：80% (平成20年度) 初期値：80% (平成20年度)
②A-1	目標値：90% (平成27年度) 実績値：79% (平成20年度) 初期値：79% (平成20年度)

(指標の定義)

①多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 (A/B)

※A：Bのうち耐震性を有するもの(新耐震基準で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち改修済みのもの又は診断の結果、改修が不要と判断されたもの若しくは改修が不要と推計されるもの)の数

B：多数の者が利用する一定の建築物(特定建築物)の総数

・「新耐震基準」とは、「昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準」をいう。

・「特定建築物」とは、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第6条に規定されている、現行の耐震基準を満たしていない多数の者が利用する一定の用途・規模の建築物」をいう。

②住宅の耐震化率 (A/B)

※A：Bのうち耐震性を有するもの(新耐震基準で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち改修済みのもの又は診断の結果、改修が不要と判断されたもの若しくは改修が不要と推計されるもの)の数

B：住宅の総数

・「新耐震基準」とは、「昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準」をいう。

・住宅の耐震化率は、5年毎に実施される住宅・土地統計調査をもとに推計しており、平成20年住宅・土地統計調査が公表されたため、これをもとに平成20年の耐震化率を推計した。

(目標設定の考え方・根拠)

① 統計データ等から推計される特定建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。

② 住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。

(外部要因)

目的達成には、建築物の耐震改修・古い建築物の建替えのペースが維持される必要があるが、それらは経済状況等に影響される。

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)

・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)：住宅の耐震化を徹底するため、地方公共団体と連携した支援制度の整備、技術者の派遣・育成、相談体制の整備等により耐震診断、耐震改修、建替え等を促進する。

[基礎的な安全性の確保]

新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率

【79%(平20)→95%(平32)】

・新成長戦略(平成22年6月18日)：住宅等の耐震化を徹底することにより、2020年までに耐震性が不十分な住宅の割合を5%に下げ、安全・安心な住宅ストックの形成を図る。

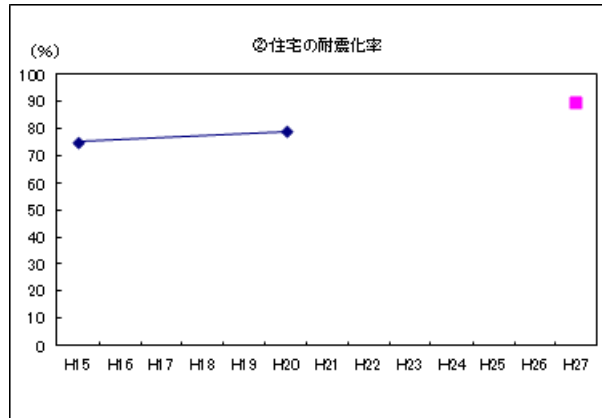
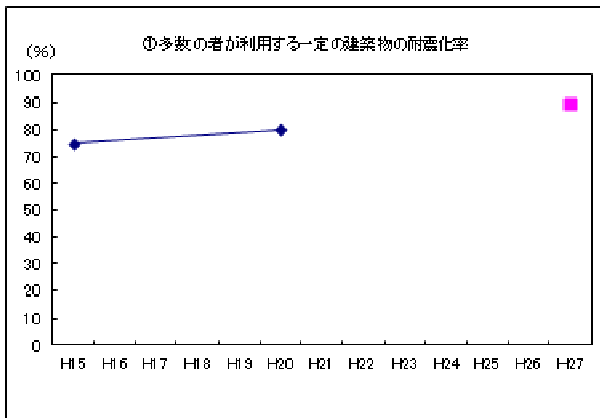
【閣決(重点)】

なし

【その他】

・首都直下地震の地震防災戦略(平成18年4月21日中央防災会議決定)：大規模地震による死者数を今後10年間で半減するため、住宅・特定建築物の耐震化率90%(全国)を目指す。

過去の実績値									(年度)
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
①	75%	—	—	—	—	80%	—	—	—
②	75%	—	—	—	—	79%	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 建築物の耐震化の促進
 - ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業等により、特定建築物の耐震化を促進する。
予算額：社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数（平成23年度）
- 住宅の耐震化の促進
 - ・ 住宅・建築物安全ストック形成業等により、住宅の耐震化を促進する。
予算額：社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数（平成23年度）
 - ・ 住宅の耐震改修を行った場合、耐震改修に要した費用の10%相当額（20万円を限度）を所得税額から控除するとともに、固定資産税を一定期間1/2に減額する措置を講じている。
 - ・ 住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金を貸し付ける措置を講じている。
- 耐震改修促進法の的確な運用
 - ・ 地方公共団体に対し耐震改修促進計画の策定による計画的な取組を要請するなど、耐震改修促進法の的確な運用を図り、住宅の耐震改修を促進する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 建築物の耐震化については、平成15年度から平成20年度の5年間で5ポイント上昇し、着実に進捗している。
- ・ 住宅の耐震化については、平成15年度から平成20年度の5年間で4ポイント上昇し、着実に進捗している。

(事務事業の実施状況)

②住宅の耐震化

- ・ 住宅の耐震改修を促進するため、平成21年度税制改正において、住宅に係る耐震改修促進税制（所得税）の適用期限を5年延長するとともに、平成23年度税制改正において、所得税の特例に係る地域要件を廃止し、引き続き住宅の耐震化を促進した。
- ・ 住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを行った。
- ・ 復興支援・住宅エコポイントにおいて、エコリフォームと併せて行う耐震改修にポイント発行を行った。

①②共通

- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業について、社会資本整備総合交付金の基幹事業への位置付けを行った。（平成22年度当初予算）
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業について、東日本大震災復興交付金及び社会資本整備総合交付金（全国防災）を活用して緊急輸送道路沿道、避難路沿道建築物等の耐震化を重点的に実施することとした。（平成23年度第3次補正予算）
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業について、耐震改修促進計画において緊急輸送道路、避難路として位置付ける期間を延長した。（平成23年度第3次補正予算）
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業について、以下の時限措置の延長を行った。（平成24年度末まで）
 - －住宅・多数の者が利用する建築物の耐震改修等に係る地域要件の撤廃や補助率の拡張
 - －緊急輸送道路沿道及び避難路沿道等の住宅・建築物の耐震改修等に係る地域要件及び建物要件の一部を撤廃等
- ・ 地方公共団体に対し耐震改修促進計画の策定による計画的な取組を要請するなど、耐震改修促進法の的確な運用を図り、住宅・建築物の耐震改修を促進した。
- ・ 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性を訴求する政府広報（新聞広告、インターネットテレビ等）を実施した。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・ 建築物の耐震化については、平成15年度から平成20年度のトレンドを維持した場合、目標年度においては目標値をやや下回る結果となるが、地方公共団体において耐震化の取組（耐震改修促進計画の策定、補助制度の整備など）が促進されていることを勘案すると、更なる促進により概ね目標達成できるものと想定されるため、A-1とした。
- ・ 住宅の耐震化については、平成15年度から平成20年度のトレンドを維持した場合、目標年度においては目標値をやや下回る結果となるが、地方公共団体において耐震化の取組（耐震改修促進計画の策定、補助制度の整備など）が促進されていることを勘案すると、更なる促進により概ね目標達成できるものと想定されるため、A-1とした。
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業等による支援を受けるためには、地方公共団体による補助制度の整備が不可欠であるため、地方公共団体に対し引続き補助制度の整備を要請していく。
- ・ 所有者等の意識を啓発すべく耐震診断・耐震改修の必要性や支援制度について普及広報を図っていく。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

②住宅の耐震化

- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業について、戸建住宅の耐震改修に係る補助限度額の算出方法の簡素化を行った。

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局建築指導課（課長 井上 勝徳）

関係課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 真鍋 純）

住宅局住宅生産課（課長 橋本 公博）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 松本 貴久）

施策目標個票

(国土交通省23-⑫)

施策目標	水害・土砂災害の防止・減災を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>既存及び目標年度までの間に拡充・創設した事業制度等によりハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を推進しているところである。特に「地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積(河川)」「高度な防災情報基盤を整備した水系の割合」などの業績指標は順調な推移を示している。</p> <p>また、東日本大震災も踏まえ、社会資本整備重点計画の見直しにおいて計画期間における重点目標(選択と集中の基準)の1として「大規模又は広域的な災害リスクを低減させる」を設定し、治水対策や土砂災害対策も位置付けられたところであり、これらの動きも踏まえ、重点計画に位置付けられた治水対策等をフォローできるよう、来年度からの政策チェックアップの業績指標にも反映することとする。</p> <p>今後とも、水害・土砂災害の防止・減災を推進していく。</p>

	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
74 洪水による氾濫から守られる区域の割合	約61%	61.0%	61.5%	62.1%	62.6%	A-3	約64%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—		—	
	75 中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数	約525万戸	約490万戸	約420万戸	約410万戸	約390万戸	A-3	約235万戸
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
76 土砂災害から保全される人口	約270万人	約275万人	約285万人	約289万人	約291万人	A-3	約300万人	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—		—	
	77 土砂災害から保全される人命保全上重要な施設数	約2300箇所	約2350箇所	約2450箇所	約2550箇所	約2650箇所	B-3	約3500箇所
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
78 土砂災害特別警戒区域指定率	約34%	約36%	約44%	約51%	約57%	A-3	約80%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—		—	
	79 地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積(河川)	約10,000ha	約9,800ha	約9,100ha	約8,800ha	約8,400ha	A-3	約8,000ha
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
80 ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(洪水)	7%	約10%	約20%	約30%	約49%	B-2	100%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—		—	
	81 ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(土砂)	16%	41%	56%	64%	68%	B-3	100%
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
82 高度な防災情報基盤を整備した水系の割合	約40%	約55%	約61%	約73%	約76%	A-3	約70%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—		—	

83 リアルタイム火山ハザードマップ整備率	初期値	実績値					評価	目標
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	0%	3%	24%	34%	48%		50%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-			
84 近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数	初期値	実績値					評価	目標
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	約14.8万戸	約13.9万戸	約13.3万戸	約12.3万戸	約10.0万戸		約7.3万戸	
年度ごとの目標値		-	-	-	-			
85 河川管理施設の長寿命化率	初期値	実績値					評価	目標
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	0%	約15%	約31%	約47%	約72%		100%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-			
86 総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数(河川)	初期値	実績値					評価	目標
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	3	3	24	56	88		190	
年度ごとの目標値		-	-	-	-			
87 河川の流量不足解消指数	初期値	実績値					評価	目標
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	約63%	約63%	約63%	約64%	約69%		約72%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-			
88 大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数	初期値	実績値					評価	目標
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度		
	0	-	-	0	0		20	
年度ごとの目標値		-	-	-	-			

区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,622,449	1,248,529	1,227,821	1,275,447	
			<271>	<131>	<89>	
	補正予算(b)	577,611	79,855	174,728	-	
			<0>	<0>	-	
	前年度繰越等(c)	381,507	354,972	269,842	-	
			<0>	<0>	-	
	合計(a+b+c)	2,581,567	1,683,356	1,672,391	1,275,447	
			<271>	<131>	<89>	
	執行額(百万円)	2,227,907	1,358,040			
			<271>			
	翌年度繰越額(百万円)	329,243	269,842			
			<0>			
	不用額(百万円)	24,416	55,474			
			<0>			

※上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	水管理・国土保全局	作成責任者名	河川計画課 (課長 池内 幸司)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----------	--------	---------------------	----------	---------

業績指標 7 4

洪水による氾濫から守られる区域の割合

評 価

A-3	目標値：約 64% (平成 24 年度) 実績値：約 63% (62.6%) (平成 23 年度) 初期値：約 61% (60.9%) (平成 19 年度)
-----	--------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

大河川においては30年～40年に1度程度、中小河川においては5年～10年に1度程度発生する規模の降雨において、洪水の氾濫の防御が必要な区域に対し、防御されている区域の割合

洪水による氾濫から守られる区域の割合=①/②

①防御されている区域

②洪水の氾濫の防御が必要な区域

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には100%を目指す。

平成19年度までに実施予定の事業及び過去の事業の完了状況から設定。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体 補助事業を所管)

(重要施策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

経済財政改革の基本方針2008 (平成20年6月27日)「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」(第4章5)

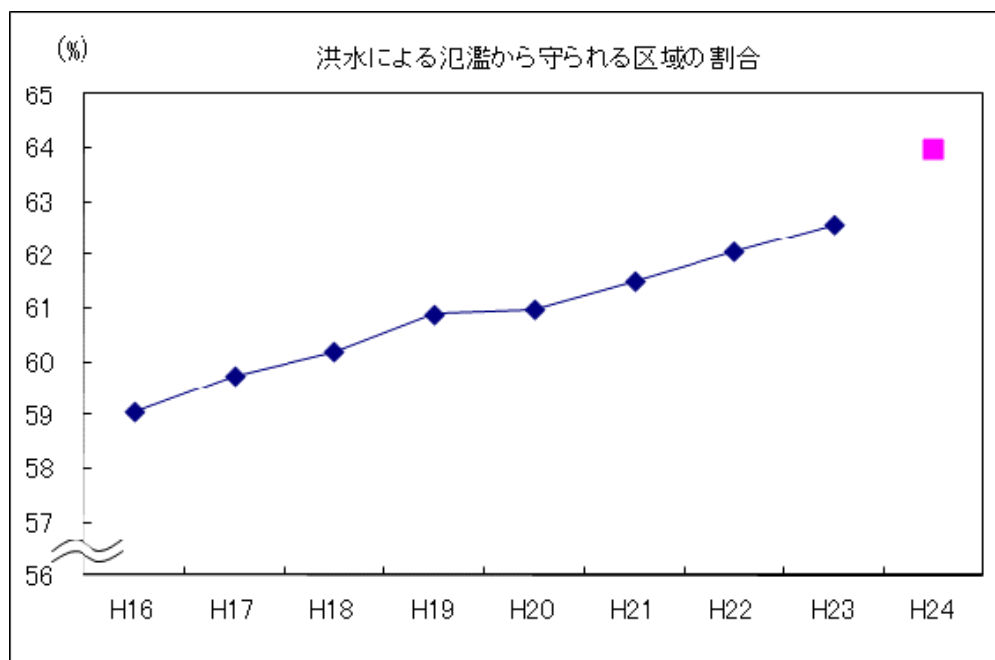
【閣決 (重点)】

社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H18	H19	H20	H21	H22	H23	
約60% (60.2%)	約61% (60.9%)	約61% (61.0%)	約62% (61.5%)	約62% (62.1%)	約63% (62.6%)	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

洪水による氾濫被害から守られるための河川整備、ダム等洪水調節施設の整備、砂防設備の整備（◎）
堤防等整備やダム等洪水調節施設の整備、砂防えん堤等の整備を推進し、氾濫域における治水安全度の向上を図る。

予算額：河川事業費	4, 264億円（平成23年度）の内数
河川総合開発事業費	3, 241億円（平成23年度）の内数
砂防事業費等	1, 080億円（平成23年度）の内数
社会資本整備総合交付金	17, 539億円（平成23年度国費）の内数
地域自主戦略交付金	5, 120億円（平成23年度国費）の内数

○ 本指標と税制との関係

① 雨水貯留浸透施設に係る特例措置（所得税、法人税）

（特例の概要）都市部において河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透施設に係る割増償却（5年間10%）

（減収見込額）約78百万円（平成23年度）

② 河川立体区域制度の活用による河川整備推進に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）

（特例の概要）河川立体区域制度による河川整備で、河川立体区域指定後、2年以内に建替家屋を建築した場合、代替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除

（減収見込額）約1百万円（平成23年度）

③ 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る特例措置（固定資産税）

（特例の概要）特定都市河川浸水被害対策法の特定都市河川流域において、対策工事として設置された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を2/3に軽減

（減収見込額）約23百万円（平成23年度）

④ 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る特例（不動産取得税）

（特例の概要）高規格堤防工事完了（高規格堤防特別区域公示）後、2年以内に建替家屋を建築した場合、代替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除

（減収見込額）約8百万円（平成23年度）

⑤ 河川工事により改良される橋梁等に係る課税標準の特例（固定資産税）

（特例の概要）公共用水域に係る事業の施行により必要となった、鉄軌道の橋梁の新設又は改良、トンネルの新設により敷設された線路設備又は電路設備に対する課税標準の特例措置

（最初の5年間1/6、その後の5年間1/3）

（減収見込額）10億円（平成23年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・「洪水による氾濫から守られる区域の割合」の目標達成のためには、河川整備等を行うことが必要であるが、これらは計画から完成までには長時間を要することが多いため、施設整備途上においてハード・ソフト一体となった減災体制の緊急的な整備が必要である。また、計画規模を上回る洪水等による災害に対する体制整備も必要である。

（事務事業の実施状況）

・平成15年度からは治水上の緊急性・必要性が高く、整備効果が大きい区間などについて、その事業区間・期間などを設定・公表し、重点投資を行う短期集中型事業を実施している。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・実績値によるトレンド及び現在の施策の維持により平成24年度には目標値に達成することから A-3 と評価した。また、近年でも洪水の氾濫により各地で被害が発生しており、今後も引き続き河川整備等を進めていく。なお、施策は中止せず業績指標のみを廃止することとする。
- ・地球温暖化に伴う水災害リスクの増大への懸念や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因した新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力が限られる中で、できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。
- ・現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を廃止することとする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

- ・治水事業については、事業実施中のダム事業のうち、検証対象に区分されたダム事業について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」で平成22年9月に取りまとめられた「中間とりまとめ」を踏まえ、個別ダムの検証を進めている。（平成23年度末において、検証対象83事業のうち、24事業について国土交通省としての対応方針を決定）

(平成25年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局河川計画課 (課長 池内 幸司)

関係課：水管理・国土保全局治水課 (課長 森北 佳昭)

水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 (課長 大野 宏之)

業績指標 75

中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数

評価

A-3	目標値：約235万戸（平成24年度） 実績値：約390万戸（平成23年度） 初期値：約525万戸（平成19年度）
-----	----------------------------------------------------------------

(指標の定義)

大河川においては30～40年に一度程度、中小河川において5～10年に一度程度発生する規模の降雨において、洪水の氾濫防御が必要な県庁所在地等の中枢・拠点機能が存在する地域の床上浸水被害を受ける可能性のある戸数

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には0を目指す。

当指標における目標値については、平成24年度までに実施予定の河川整備により見込まれる成果から設定。

(外部要因)

気候変動、地元の調整状況

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。」（第4章5.）

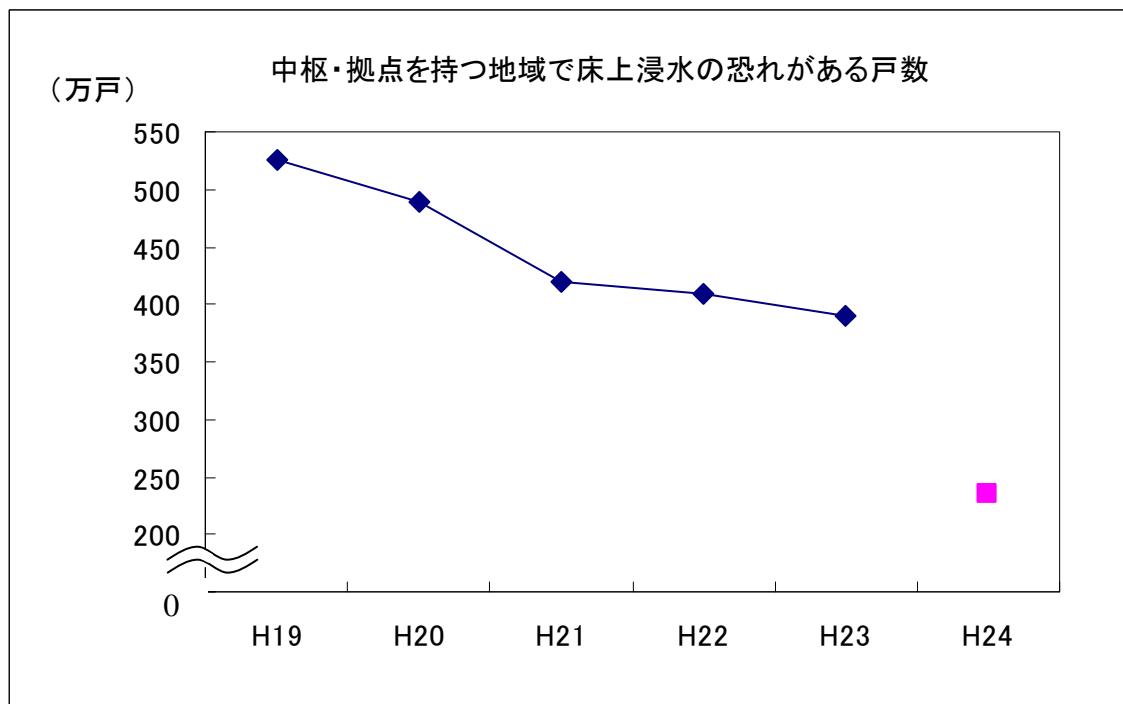
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載有り」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
約525万戸	約490万戸	約420万戸	約410万戸	約390万戸



事務事業の概要

主な事務事業の概要

洪水による氾濫被害から守るための河川整備・ダム等洪水調節施設の整備（◎）
堤防等整備やダム等洪水調節施設の整備を推進し、氾濫域における治水安全度の向上を図る。

予算額：河川事業費	4, 264億円の内数（平成23年度）
河川総合開発事業費	3, 241億円の内数（平成23年度）
社会資本整備総合交付金	17, 539億円の内数（平成23年度国費）
地域自主戦略交付金	5, 120億円の内数（平成23年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 指標の実績値は、平成19年度 約525万戸（初期値）、平成20年度 約490万戸、平成21年度約420万戸、平成22年度約410万戸、平成23年度約390万戸と着実に減少しており、目標の達成に向けて進捗している。
- 「中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数」等の指標値の向上のためには、河川、ダム等の整備を行うことが必要であるが、これらは計画から完成までには長時間を要することが多いため、施設整備途上においてハード・ソフト一体となった減災体制の緊急的な整備が必要である。
- 近年の浸水被害の状況を見ると、都市化の進展や雨水の流出率の増加、局所的な集中豪雨等により依然として浸水被害が頻発している。また、被害内容を見ると、宅地等の浸水面積は減っているものの、生活様式の変化に伴う被害額の増加や少子高齢化に伴う災害時要救助者の増加等が生じているため、関係者の連携を図り効果的な取組を行う必要がある。また、計画規模を上回る洪水等による災害に対する体制整備も必要である。

（事務事業の実施状況）

- 河川整備については、平成15年度からは治水上の緊急性・必要性が高く、整備効果が大きい区間などについて、その事業区間・期間などを設定・公表し、重点投資を行う短期集中型事業を実施している。また、浸水被害を最小化するため、ハード対策に加えて住民自らの災害対応やこれを支援するソフト対策等を組み合わせた総合的な浸水対策制度を平成20年度に創設している。また、ダム等洪水調節施設については、効率的な事業執行を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 実績値を結ぶトレンドを延長すると目標年度の目標値を下回る評価となるが、本指標は一連区間の完成で指標が改善することとしており、平成24年度には人口・資産等集積地区を流下する河川の一連区間の改修が終了する箇所が多く見込まれ、目標年度に目標値を達成すると見込まれることからA-3と評価した。
- 近年、集中豪雨の増加など自然的状況の変化や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因する新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力が限られる中で、可能な限り早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。
- 被災したとしても、国民の生活や社会経済活動に深刻なダメージを受けることなく持続可能となるよう、重点的かつ集中的に保全対策の実施を行う。
- また、現在6河川（鶴見川水系鶴見川（東京都、神奈川県）、庄内川水系新川（愛知県）、淀川水系寝屋川（大阪府）、巴川水系巴川（静岡県）、境川水系境川（愛知県）、猿渡川水系猿渡川（愛知県））を特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に指定されている。今後も引き続き新たな河川整備及び下水道整備、流域対策、土地利用規制等の浸水被害対策を総合的に推進することにより都市洪水又は都市浸水による被害を防止する。
- 現行の社会資本重点計画の見直しに伴い、業績指標を「人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率」に変更するとともに目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

- 治水事業については、事業実施中のダム事業のうち、検証対象に区分されたダム事業について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」で平成22年9月に取りまとめられた「中間とりまとめ」を踏まえ、個別ダムの検証を進めている。（平成23年度末において、検証対象83事業のうち、24事業について国土交通省としての対応方針を決定）

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 森北 佳昭）

業績指標 76

土砂災害から保全される人口

評価

A-3

目標値：約300万人（平成24年度）
 実績値：約291万人（平成23年度）
 初期値：約270万人（平成19年度）

（指標の定義）

全国の土砂災害危険箇所において、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施することにより、土砂災害から保全される人口(万人)

（目標設定の考え方・根拠）

平成18年度の実績値と平成19年度の実績値の差が約6万人（H18：262万人→H19：268万人）であることを踏まえ、今後も同じ傾向で進捗させることを目標とする。

（外部要因）

地元調整の状況等
 開発行為による新規の住宅地等の増大

（他の関係主体）

都道府県

（重要政策）

【施政方針】

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
 「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
 「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
 「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
 「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- ・ 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
 「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）

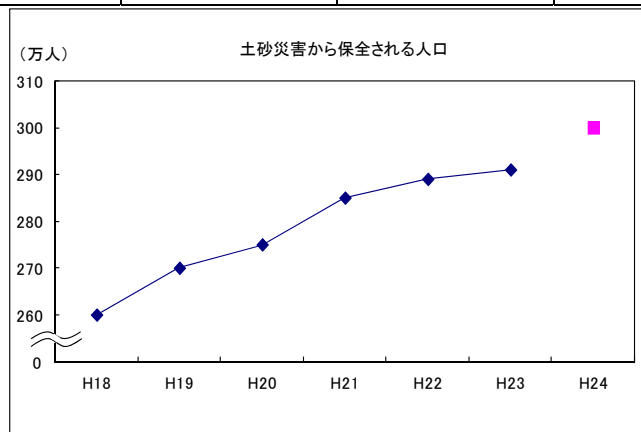
【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
約260万人	約270万人	約275万人	約285万人	約289万人	約291万人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

(予算)

① 砂防設備の整備 (◎)

土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：砂防事業費等 1,080 億円の内数 (平成 23 年度事業費)
社会資本整備総合交付金 17,539 億円の内数 (平成 23 年度国費)
地域自主戦略交付金 5,120 億円の内数 (平成 23 年度国費)

② 地すべり防止施設の整備 (◎)

人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：砂防事業費等 1,080 億円の内数 (平成 23 年度事業費)
社会資本整備総合交付金 17,539 億円の内数 (平成 23 年度国費)
地域自主戦略交付金 5,120 億円の内数 (平成 23 年度国費)

③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：社会資本整備総合交付金 17,539 億円の内数 (平成 23 年度国費)
地域自主戦略交付金 5,120 億円の内数 (平成 23 年度国費)

(税制)

① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)

導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)

砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成 23 年度の実績値は約 291 万人であり、指標は着実に進捗しており目標達成に向けた成果を示している。

(事務事業の実施状況)

- 近年大きな災害を受けた地域における適切な対応、災害時要援護者対策等について砂防事業等を重点的に実施しているところであり、特に自力避難が困難な災害時要援護者が 24 時間入居している施設のうち、特に土砂災害の恐れの高い箇所について、重点的に実施している。
- 水害対策や土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、地方の自主性・裁量性をより高めつつ、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的防災対策を推進するため、総合流域防災事業を推進している。
- ハード・ソフト一体となって効率的に土砂災害対策を実施するため、平成 18、19 年度に補助事業採択要件を拡充するなど、避難所の保全対策を重点的に実施している。
- 土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで開発行為による新規の住宅地等の増大の抑制等を推進している。また、平成 17 年 7 月の同法の一部改正により、市町村に対して、土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成 18 年 9 月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
- 市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援するため、「土砂災害警戒避難ガイドライン検討会」により、「土砂災害警戒避難ガイドライン(H19)」を策定した。また、ガイドラインに沿った取り組みのポイントを紹介する「土砂災害警戒避難事例集(H21)」を作成・公表し、地域防災力の向上を図っている。
- 大規模な土砂災害が急迫している状況において、地域の安全と安心を確保し国民の生命及び身体を保護するため、平成 21 年 12 月に「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」から示された提言を踏まえ、平成 22 年 11 月に土砂災害防止法の一部改正により、都道府県、市町村における警戒避難実施の支援を図ることで地域住民等の早急な安全確保を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成23年度は東日本大震災の影響により実績値が伸び悩んだものの、平成24年度の施設整備予定箇所数は平成22年度以前とほぼ同水準であることから、業績指標も平成22年度以前の実績値のトレンドに回復し、目標達成が見込まれるため、A-3と評価した。
- ・平成23年は、梅雨前線に伴う豪雨や台風等により、全国で1,422件の土砂災害が発生するなど、引き続き土砂災害による被害を軽減するため、施設整備を進めていく必要がある。
- ・毎年、全国で多発する土砂災害の現状と課題を踏まえ、平成20年3月に「土砂災害対策懇談会」において中長期的な展望に立った土砂災害対策に関して頂いた提言及び平成23年7月に「今後の土砂災害対策を考える会」においてご意見を頂いた今後の土砂災害対策の方向性に沿って、土砂災害対策を進めていく。
- ・国内において大規模な天然ダムが複数形成される事態に備え、平成21年3月に「大規模な河道閉塞（天然ダム）の危機管理に関する検討委員会」から示された提言を元に、天然ダムに対する危機管理を強化する。
- ・現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を廃止することとする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

- ・平成23年7月に「今後の土砂災害対策を考える会」においてご意見を頂いた今後の土砂災害対策の方向性を踏まえて、土砂災害対策を着実に進める。
- ・ハード対策に加え、平成23年度に実施した土砂災害防止法の政策レビュー結果を踏まえ、警戒避難体制の整備をより一層促進する。

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 大野 宏之）

業績指標 77

土砂災害から保全される人命保全上重要な施設数

評価

B-3

目標値：約3,500箇所（平成24年度）
 実績値：約2,650箇所（平成23年度）
 初期値：約2,300箇所（平成19年度）

（指標の定義）

全国の土砂災害危険箇所において、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施することにより、24時間災害時要援護者が滞在する施設・防災拠点・近傍に避難場所が無く地域の拠点となる避難場所のうち、土砂災害から保全される施設数。

（目標設定の考え方・根拠）

平成29年度に対象施設について整備を概成（約5,200箇所）させることを目標とする。
 平成24年度までに、整備の重点化を図り、5年間で約1,200箇所の整備を目標とする。

（外部要因）

地元調整の状況等
 開発行為による新規の住宅地等の増大

（他の関係主体）

都道府県

（重要政策）**【施政方針】**

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
 「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
 「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
 「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
 「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- ・ 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
 「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）

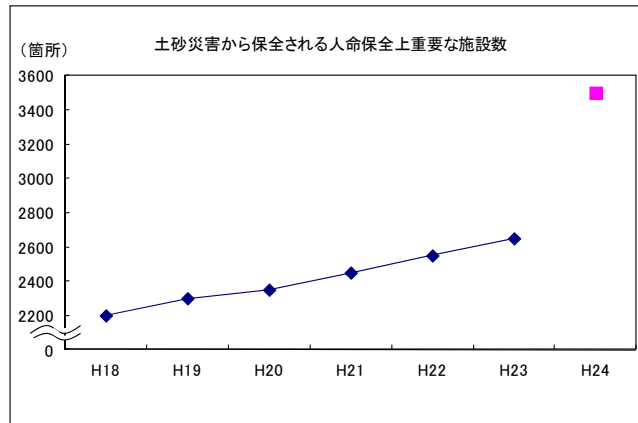
【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	
約 2, 200 箇所	約 2, 300 箇所	約 2, 350 箇所	約 2, 450 箇所	約 2, 550 箇所	約 2, 650 箇所	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

(予算)

① 砂防設備の整備 (◎)
土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
予算額：砂防事業費等 1, 080 億円の内数 (平成 23 年度事業費)
社会資本整備総合交付金 17, 539 億円の内数 (平成 23 年度国費)
地域自主戦略交付金 5, 120 億円の内数 (平成 23 年度国費)

② 地すべり防止施設の整備 (◎)
人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
予算額：砂防事業費等 1, 080 億円の内数 (平成 23 年度事業費)
社会資本整備総合交付金 17, 539 億円の内数 (平成 23 年度国費)
地域自主戦略交付金 5, 120 億円の内数 (平成 23 年度国費)

③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)
急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
予算額：社会資本整備総合交付金 17, 539 億円の内数 (平成 23 年度国費)
地域自主戦略交付金 5, 120 億円の内数 (平成 23 年度国費)

(税制)

① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)
導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)
砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備促進に寄与。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成23年度の実績値は約2,650箇所であり、着実に進捗しているものの、目標達成に向けて今後より一層の取り組みが必要である。

(事務事業の実施状況)

- 近年大きな災害を受けた地域における適切な対応、災害時要援護者対策等について砂防事業等を重点的に実施しているところであり、特に自力避難が困難な災害時要援護者が24時間入居している施設のうち、特に土砂災害の恐れの高い箇所について、重点的に実施している。
- 水害対策や土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、地方の自主性・裁量性をより高めつつ、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的防災対策を推進するため、総合流域防災事業を推進している。
- ハード・ソフト一体となって効率的に土砂災害対策を実施するため、平成18,19年度に補助事業採択要件を拡充するなど、避難所の保全対策を重点的に実施している。
- 土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、平成13年に施行された土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで開発行為による新規の住宅地等の増大の抑制等を推進している。また、平成17年7月の同法の一部改正により、市町村に対して、土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成18年9月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
- 市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援するため、「土砂災害警戒避難ガイドライン検討会」により、「土砂災害警戒避難ガイドライン(H19)」を策定した。また、ガイドラインに沿った取り組みのポイントを紹介する「土砂災害警戒避難事例集(H21)」を作成・公表し、地域防災力の向上を図っている。
- 大規模な土砂災害が急迫している状況において、地域の安全と安心を確保し国民の生命及び身体を保護するため、平成21年12月に「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」から示された提言を踏まえ、平成22年11月に土砂災害防止法の一部改正により、都道府県、市町村における警戒避難実施の支援を図ることで地域住民等の早急な安全確保を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業務指標は着実に進捗しているものの、トレンドとしては目標達成に向けた成果を示していないため、B-3と評価した。
- 一方、平成21年、山口県で災害時要援護者関連施設が被災し、多数の犠牲者(死者7名)が発生したことを受け、市町村や福祉部局等、関係機関との連携による災害時要援護者関連施設等に係る土砂災害対策の推進を都道府県に通知するとともに、平成21年の豪雨・台風被害に鑑み、国土交通省をはじめ関係7府省庁連名で、災害時要援護者を含む避難支援対策の推進を都道府県に通知したところ。
- また、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設に係る全国調査を受け、災害時要援護者が24時間滞在する施設の中でも、入所者が多く迅速な避難が困難と想定される施設や、豪雨時に施設内での緊急的な避難が困難とされる1階建ての施設等、調査により把握された施設の規模や構造等の特性を踏まえた砂防関係施設の重点整備、災害時要援護者関連施設の立地する箇所における土砂災害警戒区域の優先的な指定の推進等、関係機関との連携を十分に図った上で、災害時要援護者関連施設に係るハード・ソフト両面での土砂災害対策の一層の重点的な推進を、今般都道府県に通知したところ。
- 本施策は、国土保全や安全で安心できる社会の形成のために非常に重要であることから、一層の重点的な取り組みの必要性について十分理解が得られるよう、今後都道府県に対して機会あるごとに周知・要請に努め、目標の達成を目指す。
- 現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率」に変更するとともに、目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- 施設の規模や構造等の特性を踏まえた砂防関係施設の一層の重点整備、災害時要援護者関連施設等の立地する箇所における土砂災害警戒区域等の優先的な指定の推進を図る。
- 平成23年7月に「今後の土砂災害対策を考える会」においてご意見を頂いた今後の土砂災害対策の方向性を踏まえて、土砂災害対策を着実に進める。
- ハード対策に加え、平成23年度に実施した土砂災害防止法の政策レビュー結果を踏まえ、警戒避難体制の整備をより一層促進する。

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局砂防部砂防計画課(課長 大野 宏之)

業績指標 78

土砂災害特別警戒区域指定率

評 価

A-3

目標値：約80%（平成24年度）
 実績値：約57%（平成23年度）
 初期値：約34%（平成19年度）

（指標の定義）

土砂災害危険箇所が存在する市町村（1,672市町村）のうち、土砂災害特別警戒区域の指定を行った市町村の割合

土砂災害特別警戒区域指定率＝①／②

- ①土砂災害特別警戒区域の指定を行った市町村数
- ②土砂災害危険箇所が存在する市町村数（1,672市町村）

（目標設定の考え方・根拠）

平成19年度の土砂災害特別警戒区域の指定状況は565市町村であり、10年間で実施率100%（1,672市町村）を目指す。

平成24年度については、平成19年度以降指定の促進を図り約80%を目標とする。

（外部要因）

地元調整の状況等
 開発行為による新規の住宅地等の増大

（他の関係主体）

都道府県及び市町村

（重要政策）**【施政方針】**

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
 「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
 「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
 「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
 「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- ・ 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
 「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）

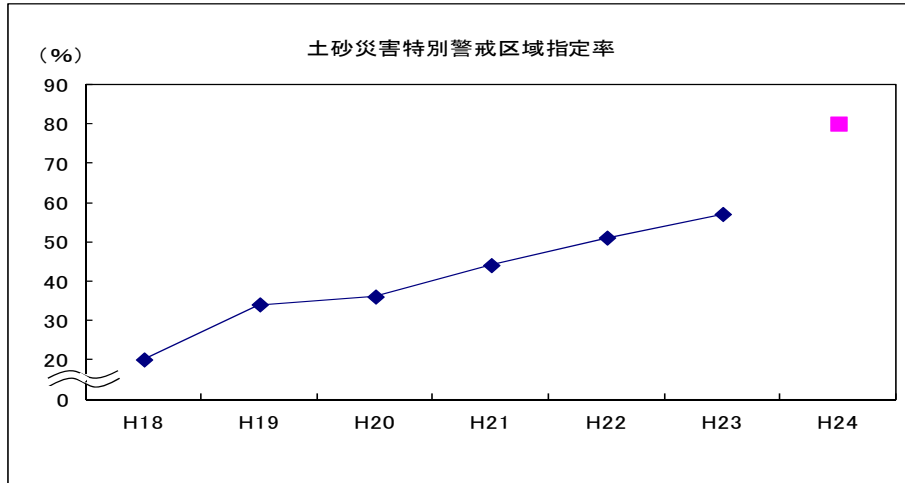
【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H18	H19	H20	H21	H22	H23	
約20%	約34%	約36%	約44%	約51%	約57%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

(予算)
 ① 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施 (◎)
 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害特別警戒区域の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：地域自主戦略交付金 5,120 億円の内数（平成 23 年度国費）
 (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)
 ・平成 23 年度の実績値は約 57% であり、目標の達成に向けて着実に進捗している。
 (事務事業の実施状況)
 ・土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで開発行為による新規の住宅地等の増大の抑制等を推進している。また、平成 17 年 7 月の同法の一部改正により、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成 18 年 9 月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
 ・大規模な土砂災害が急迫している状況において、地域の安全と安心を確保し国民の生命及び身体を保護するため、平成 21 年 12 月に「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」から示された提言を踏まえ、平成 22 年 11 月に土砂災害防止法の一部改正により、都道府県、市町村における警戒避難実施の支援を図ることで地域住民等の早急な安全確保を図っている。
 ・土砂災害防止月間の毎年 6 月に行政機関、防災関係機関及び地域住民が参加する土砂災害・全国統一防災訓練を全国的に実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化及び防災意識の向上を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標は、実績値によるトレンドのまま推移した場合、平成 24 年度の目標値は下回るものの、区域指定の前提となる基礎調査はすでに十分に実施されており、それらが指定されると現状比約 4 割の伸びが期待されること、また平成 23 年度に実施した土砂災害防止法に関する政策レビューの結果等を踏まえて区域指定を促進する取り組みを予定しており、その一つとして都道府県に指定促進を要請する課長通知をすでに発出していることから、A-3 と評価した。
- 平成 23 年度までに、全国で約 129,787 箇所の土砂災害特別警戒区域が指定された。引き続き土砂災害による被害を軽減するため、区域指定を進めていく必要がある。
- 毎年、全国で多発する土砂災害の現状と課題を踏まえ、平成 20 年 3 月に「土砂災害対策懇談会」において中長期的な展望に立った土砂災害対策に関して頂いた提言及び平成 23 年 7 月に「今後の土砂災害対策を考える会」においてご意見を頂いた今後の土砂災害対策の方向性に沿って、土砂災害対策を進めていく。
- 現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「土砂災害警戒区域指定数」に変更するとともに、目標値及び目標年度を平成 24 年度から平成 28 年度に見直すこととする。

平成 24 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 24 年度)
 ・平成 23 年 7 月に「今後の土砂災害対策を考える会」においてご意見を頂いた今後の土砂災害対策の方向性を踏まえて、警戒避難体制の整備を促進する。

・平成23年度に実施した土砂災害防止法に関する政策レビュー結果を踏まえ、土砂災害特別警戒区域の指定を促進する。
(平成25年度以降)
なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 (課長 大野 宏之)

業績指標 79

地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積（河川）

評価

A-3	目標値： 約 8,000 ha（平成24年度） 実績値： 約 8,400 ha（平成23年度） 初期値： 約 10,000 ha（平成19年度）
-----	--------------------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

ゼロメートル地帯等（注）において、河川管理施設や海岸保全施設の大規模な地震に対する強度が不十分なため、浸水被害からの防護が不十分な地域の面積

（注）地盤面が海水面より低い地域

ここでは海水面の高さを朔望平均満潮位（大潮時の平均的な満潮位）と定義しており、一般的な標高を表す海拔0m以上の土地も“ゼロメートル地帯等”を含む。

（目標設定の考え方・根拠）

長期的にゼロを目指すことを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

農林水産省、地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第169回国会 施政方針演説（平成20年1月18日）

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。（第5章3.）
- ・国土形成計画（平成20年7月4日）
様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策（第2部第5章第2節）
- ・国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）
国土の保全と安全性の確保（3.（4））

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

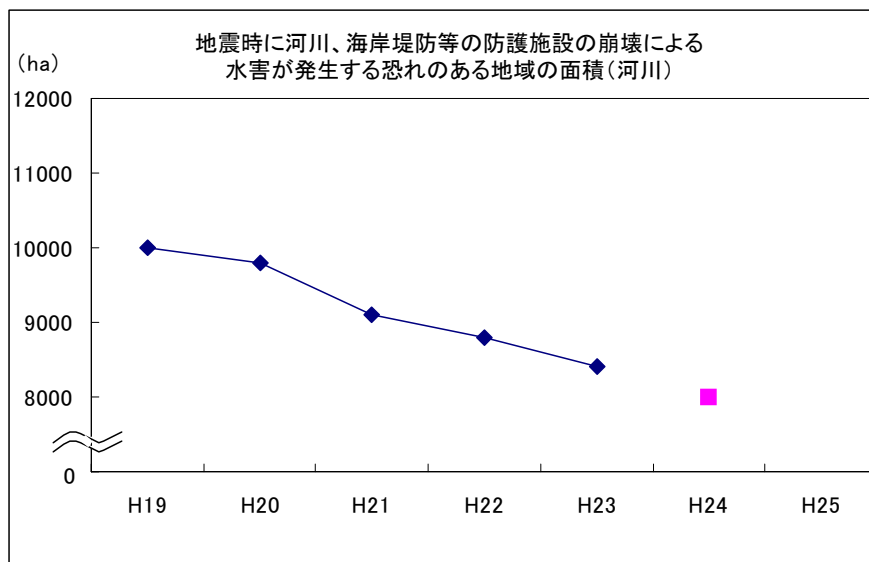
【その他】

なし

過去の実績値

（年度）

H18	H19	H20	H21	H22	H23
約 10,500ha	約 10,000ha	約 9,800ha	約 9,100ha	約 8,800ha	約 8,400ha



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①堤防等河川管理施設の耐震化（◎）

大規模な地震に対する強度が不十分な堤防等河川管理施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。

予算額：河川事業費4,264億円（平成23年度）の内数、

社会資本整備総合交付金17,539億円（平成23年度国費）の内数

地域自主戦略交付金5,120億円（平成23年度国費）の内数

②海岸保全施設の耐震化（◎）

大規模な地震に対する強度が不十分な海岸保全施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。

予算額：海岸事業費260億円（平成23年度事業費）の内数、社会資本整備総合交付金17,539億円（平成23年度国費）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・平成23年度の実績値は約8,400haであり、トレンドを勘案しても、目標達成に向けて着実な進捗を示している。

（事務事業の実施状況）

・堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-3と評価した。

・我が国の沿岸においては大規模な地震の発生が高い確率で予想されている。また、平成16年12月のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震、平成17年8月の米国のハリケーン・カトリーナ、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震も契機となって津波や高潮被害の恐れがある地域の安全確保が緊急な課題となっている。対策にあたっては、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。

・今後とも、堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を東海、東南海・南海地震等による被害が予想される地域等において推進していく。

・現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「大規模地震への対策が未実施の河川管理施設の耐震化率」に変更するとともに目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 森北 佳昭）

関係課：水管理・国土保全局海岸室（室長 五道 仁実）

港湾局海岸・防災課（課長 丸山 隆英）

業績指標 80

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（洪水）

評 価	
B-2	目標値：100%（平成24年度） 実績値：49%（平成23年度） 初期値：7%（平成19年度）

（指標の定義）

洪水ハザードマップ作成対象市町村のうち、洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合（%）

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合＝①／②

①洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村数

②洪水ハザードマップ作成対象となると想定している市町村数（約1500市町村：平成19年度）

本指標は、洪水ハザードマップで災害発生時を想定し、住民が避難行動等を実施する防災訓練等を実施する際に活用することにより、洪水ハザードマップの理解度の向上ならびに、住民の防災意識の向上を評価するものであり、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

（目標設定の考え方・根拠）

平成24年度までに全国の大河川及び主要な中小河川（洪水予報河川、水位周知河川に指定または指定予定河川）の浸水想定区域に含まれている市町村における防災訓練等の実施を目標とする。

（外部要因）

特になし

（他の関係主体）

地方自治体（都道府県）（都道府県管理河川における浸水想定区域指定・公表）

地方自治体（市町村）（ハザードマップ作成・防災訓練実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・ 第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「健全で安心できる社会」の実現

【閣議決定】

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007（平成19年6月19日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雨等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災拠点の機能強化の推進、ハザードマップの普及促進等ハード・ソフトの連携を図る。」
- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雨、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。」

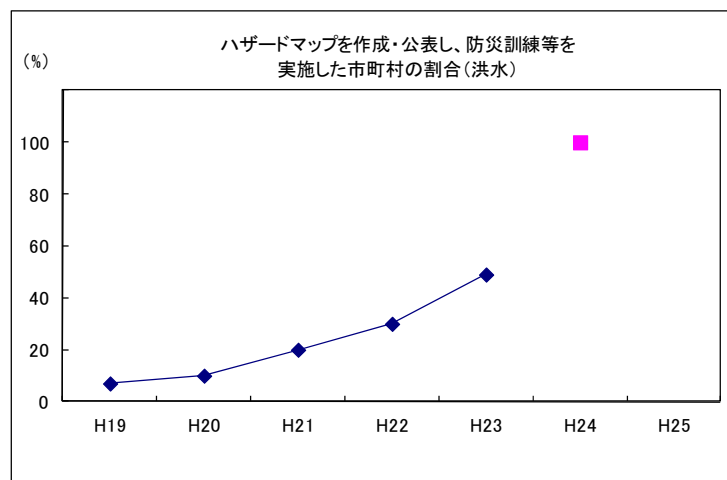
【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
7%	約10%	約20%	約30%	約49%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・市町村の洪水ハザードマップの作成及び公表を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促し、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度に設定した本指標の動向については、これまでの実績は平成24年度目標達成に向けた成果を示していないものの、平成22年度より、地方公共団体にとって自由度の高い社会資本整備総合交付金制度が活用されていることや近年の災害を受けて防災に対する意識の高まり等を受けて作成・公表が進むものと予想される。また、ハザードマップを活用した防災訓練等の実施を促していくことで、実績値の向上が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- ・平成19年4月に「ハザードマップポータルサイト」を開設
(<http://www1.gsi.go.jp/geowww/disapotal/index.html>)
- ・平成17年6月に「洪水ハザードマップ作成要領(平成13年7月作成)」を改訂。あわせて、「洪水ハザードマップ作成の手引き」を作成。
- ・平成17年6月に「中小河川浸水想定区域図作成の手引き」を作成。
- ・平成15年2月に洪水ハザードマップPRパンフレットを作成。
- ・浸水想定区域図の公表については、平成13年の水防法改正時から順調に公表している。
(平成24年3月31日現在の公表：国管理河川418河川(対象426河川中)、都道府県管理河川1,463河川(対象1,511河川中))

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・洪水ハザードマップの作成・公表のみに関しては、すでに約9割となっているところであり、東日本大震災の災害を受けた防災に対する意識の高まり等を受け、今後市町村等が主催する避難訓練等の防災訓練がより実施されるものと期待される。
- ・なお、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととし、「B-2」と評価する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局河川環境課(課長 小池 剛)

業績指標 81

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（土砂）

評 価

B-3

目標値：100%（平成24年度）
 実績値：68%（平成23年度）
 初期値：16%（平成19年度）

（指標の定義）

土砂災害危険箇所を有する市町村のうち、ハザードマップを作成・公表し、かつハザードマップを活用した防災訓練を実施した市町村の割合（%）

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合＝①／②

- ①：対象市町村のうち、土砂災害ハザードマップを作成・公表かつ防災訓練等を実施した市町村数
 ②：土砂災害危険箇所を有する市町村数（1,672市町村：平成19年12月末現在）

（目標設定の考え方・根拠）

平成24年度までに土砂災害危険箇所が存在する対象全市町村（1,672市町村）における実施を目標とする。

（外部要因）

地元調整の状況等
 開発行為による新規の住宅地等の増大

（他の関係主体）

都道府県及び市町村

（重要政策）**【施政方針】**

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
 「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
 「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
 「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
 「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- ・ 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
 「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）

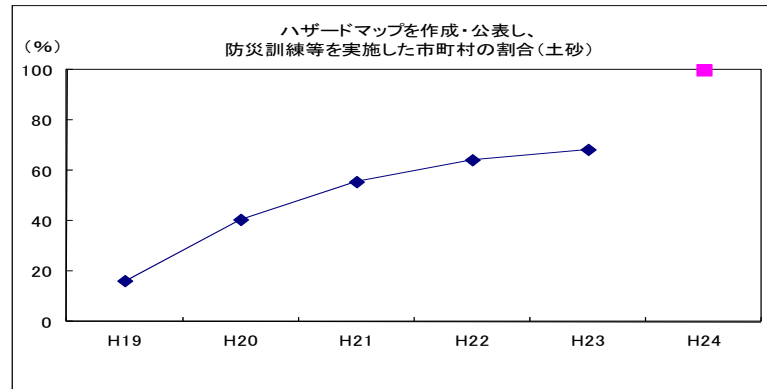
【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
16%	41%	56%	64%	68%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

(予算)

○砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施(◎)

砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害特別警戒区域の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：社会資本整備総合交付金 17,539 億円の内数(平成 23 年度国費)

地域自主戦略交付金 5,120 億円の内数(平成 23 年度国費)

(税制)

○土砂災害のおそれがある区域からの移転促進のための税制(不動産取得税)

土砂災害防止法の特別警戒区域内にある住宅の移転を促進するため、移転補助を受けて、区域外に新たに取得する住宅又は住宅用地については、不動産取得税の課税標準を 5 分の 1 控除することにより、土砂災害から国民の生命を守ることに寄与。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成 23 年度の実績値は 68% であり、平成 19 年度からの実績によるトレンドを延長しても平成 24 年度目標達成に向けた成果を示していない。平成 23 年度は東日本大震災の影響でハザードマップ作成作業の中断や防災訓練の中止等により実績値が伸び悩んだものの、平成 24 年度以降は再開が見込まれ、加えて東日本大震災を受けてハザードマップの作成や防災訓練の重要性が再認識されていることから、ハザードマップ作成・公表が進むものと予想される。また、ハザードマップを活用した防災訓練等の実施を促していくことで、実績値の向上が見込まれるものと考えられるため、今後も現在の施策を維持していく。

(事務事業の実施状況)

- 土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで開発行為による新規の住宅地等の増大の抑制等を推進している。また、平成 17 年 7 月の同法の一部改正により、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成 18 年 9 月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
- 大規模な土砂災害が急迫している状況において、地域の安全と安心を確保し国民の生命及び身体を保護するため、平成 21 年 12 月に「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」から示された提言を踏まえ、平成 22 年 11 月に土砂災害防止法の一部改正により、都道府県、市町村における警戒避難実施の支援を図ることで地域住民等の早急な安全確保を図っている。
- 土砂災害防止月間の毎年 6 月に行政機関、防災関係機関及び地域住民が参加する土砂災害・全国統一防災訓練を全国的に実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化及び防災意識の向上を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 当指標は平成 19 年度からの実績によるトレンドを延長しても平成 24 年度目標達成に向けた成果を示していないため、B-3 と評価した。
- 今後は、東日本大震災を受けてハザードマップの作成や防災訓練の重要性が再認識されていることから、ハザードマップ作成・公表が進むものと予想される。
- 平成 23 年度までに、全国で約 1,100 市町村において、土砂災害に関するハザードマップを作成・公表し、かつハザードマップを活用した防災訓練が行われた。土砂災害に対する警戒避難体制を強化するため、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。
- 毎年、全国で多発する土砂災害の現状と課題を踏まえ、平成 20 年 3 月に「土砂災害対策懇談会」において中長期的な展望に立った土砂災害対策に関して頂いた提言及び平成 23 年 7 月に「今後の土砂災害対策を考える会」においてご意見を頂いた今後の土砂災害対策の方向性に沿って、土砂災害対策を進めていく。
- 現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合」に変更するとともに、目標値及び目標年度を平成 24 年度から平成 28 年度に見直すこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- ・ 平成23年7月に「今後の土砂災害対策を考える会」においてご意見を頂いた今後の土砂災害対策の方向性を踏まえて、警戒避難対策を進めていく。
- ・ 平成23年度に実施された土砂災害防止法の政策レビュー結果を踏まえ、警戒避難体制の整備及びハザードマップ作成を推進していく。

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 大野 宏之）

業績指標 8 2

高度な防災情報基盤を整備した水系の割合

評 価

A-3	目標値：約70%（平成24年度） 実績値：約76%（平成23年度） 初期値：約40%（平成19年度）
-----	----------------------------------------------------------

（指標の定義）

水害時における住民の適切な避難を促進するため、浸水想定区域やはん濫流の予測水深、想定流速、到達予測時刻などの浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築した水系の割合（%）

高度な防災情報基盤を整備した水系の割合＝①／②

①：浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築した水系の数

②：全国の1級水系の数（109水系）

（目標設定の考え方・根拠）

平成29年度までに1級水系全て（109水系）において実施することを目標とする。

今後とも重点的、計画的に情報提供を行うこととし、平成24年度の目標値を約70%（77水系）とする。

※（1級水系の数 109）×70%＝77水系

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。」（第4章5.）

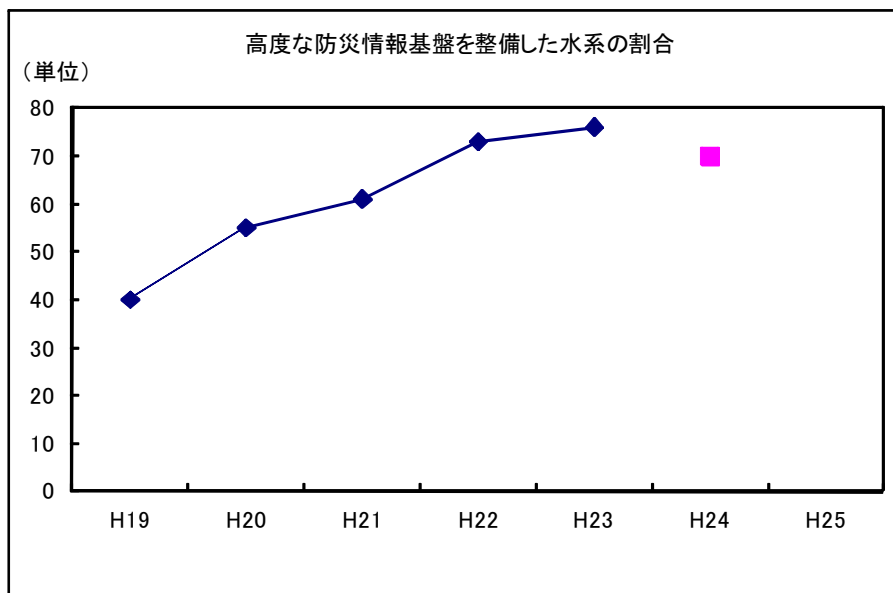
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
約40% （44水系）	約55% （60水系）	約61% （67水系）	約73% （80水系）	約76% （83水系）	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○水害時における住民の適切な避難を促進するため、浸水想定区域やはん濫流の予測水深、想定流速、到達予測時刻などの浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築する。

予算額： 河川事業費 4, 264億円の内数（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成22年度に目標値を達成。

（事務事業の実施状況）

- ・平成23年度までに83水系において浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・目標年度を前に目標を達成したことからA-3と評価した。引き続き、動く浸水想定区域図の整備をすすめるとともにWeb上で情報提供することにより、水害時における住民の適切な避難を促進していく。

- ・現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を廃止することとする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局河川計画課（課長 池内 幸司）

関係課：水管理・国土保全局治水課（課長 森北 佳昭）

水管理・国土保全局防災課（課長 野田 徹）

業績指標 83

リアルタイム火山ハザードマップ整備率

評価

A-2

目標値：50%（平成24年度）
 実績値：48%（平成23年度）
 初期値：0%（平成19年度）

（指標の定義）

火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山（29火山）のうち、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップ（注）を整備した火山の割合（%）

リアルタイム火山ハザードマップ整備率=①/②

①：火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップを整備した火山

②：火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山（29火山）

（注）火山災害予想区域図の一種で、噴火の前兆期以降に、火口位置の変化や降灰領域の拡大等、火山活動状況にあわせて土砂移動現象の影響範囲、堆積深などを想定するもの。

（目標設定の考え方・根拠）

今後10年間に対象火山（29火山）で火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップを策定することを目標とする。平成24年度については50%を目標とする。

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

都道府県及び市町村

（重要政策）**【施政方針】**

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- ・ 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）

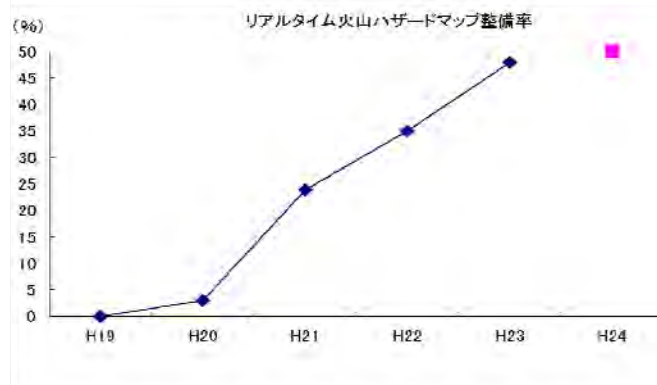
【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
0 %	3 %	2 4 %	3 4 %	4 8 %



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①火山地域における砂防設備の整備(◎)
土石流及び火山噴火にともなう火山泥流、火砕流、溶岩流等による災害から人命、財産を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
予算額：砂防事業費等 1,080 億円の内数（平成 23 年度事業費）
地域自主戦略交付金 5,120 億円の内数（平成 23 年度国費）
 - ②火山噴火時等の警戒避難対策の実施(◎)
火山地域において警戒避難対策の整備等を行うことで、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
予算額：地域自主戦略交付金 5,120 億円の内数（平成 23 年度国費）
- (注)◎を付けた施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 指標の実績値については 48% になっており、トレンドにおいては目標達成に向けた推移を示している。
- ・ 現在、富士山、浅間山等 14 火山において、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップを整備しており、当面の噴火想定には対応できる。
- ・ また、平成 23 年度までに樽前山（北海道）、秋田駒ヶ岳（秋田県・岩手県）などを含む 24 火山において計画策定の委員会が開催されているなど、各火山において、おおむね当初の予定通り準備及び作成を進めているところである。

(事務事業の実施状況)

- ・ 主として活火山及びその周辺地域からなる火山砂防地域において、土石流、火山泥流等の土砂災害から下流部の人家、公共施設等を保全するため、砂防堰堤等のハード対策を実施する一方で、火山地域の住民の警戒避難に資するため、火山ハザードマップの整備や土砂の動きを監視するための監視カメラやワイヤーセンサー等のソフト対策を実施するなど、ハード・ソフト一体となった対策を推進している。
- ・ 火山噴火時の緊急的な対策の実施により土砂災害による被害を軽減するため、火山毎に、緊急ハード対策の施工やリアルタイム火山ハザードマップによる危険区域の設定等、平常時の準備事項及び噴火時の対応等のハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を推進している。
- ・ 各火山では、リアルタイム火山ハザードマップ作成の基礎データとなる火山周辺の詳細な地形データの収集や噴火シナリオの作成を進めているほか、事前に行った数値シミュレーション結果をロールプレイング型防災訓練で活用することにより検証を行うなど、実用的なリアルタイム火山ハザードマップの整備を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ リアルタイム火山ハザードマップは、基礎データの収集、シミュレーション結果の検証等に時間を要することから複数年での整備を想定している。平成 23 年度は 4 火山で整備されるなど、順調に検討が進められている。またその他の火山についても検討会が開催されるなど、順調に検討が行われていることから、今後も計画的に整備が進み目標を達成する見込みが高いと考えられるため、A-2 と評価した。
- ・ 平成 19 年 3 月に「火山噴火緊急減災対策に関する検討会」により示された「火山噴火緊急減災対策ガイドライン（案）」により、緊急減災対策の推進を図る。
- ・ 降灰後の土石流を対象として、被害が想定される区域・時期を特定し、情報（土砂災害緊急情報）を市町村へ提供しており、引き続き必要な技術開発を進める。
- ・ 毎年、全国で多発する土砂災害の現状と課題を踏まえ、平成 20 年 3 月に「土砂災害対策懇談会」において中長期的な展望に立った土砂災害対策に関して頂いた提言及び平成 23 年 7 月に「今後の土砂災害対策を考える会」においてご意見を頂いた今後の土砂災害対策の方向性に沿って、土砂災害対策を進めていく。
- ・ 現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の目標値及び目標年度を平成 24 年度から平成 28 年度に見直すこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- 平成23年7月に「今後の土砂災害対策を考える会」においてご意見を頂いた今後の土砂災害対策の方向性を踏まえて、警戒避難対策を進めていく。

(平成25年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 (課長 大野 宏之)

業績指標 84

近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数

評価	
B-3	目標値：約 7.3 万戸（平成 24 年度） 実績値：約 10.0 万戸（平成 23 年度） 初期値：約 14.8 万戸（平成 19 年度）

(指標の定義)

過去 10 年間（平成 9 年度から平成 18 年度までの間）に床上浸水を受けた家屋のうち、被災時と同程度の出水で、依然として床上浸水被害を受ける可能性のある戸数。

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には 0 戸を目指す。

平成 24 年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」（第 4 章 5.）

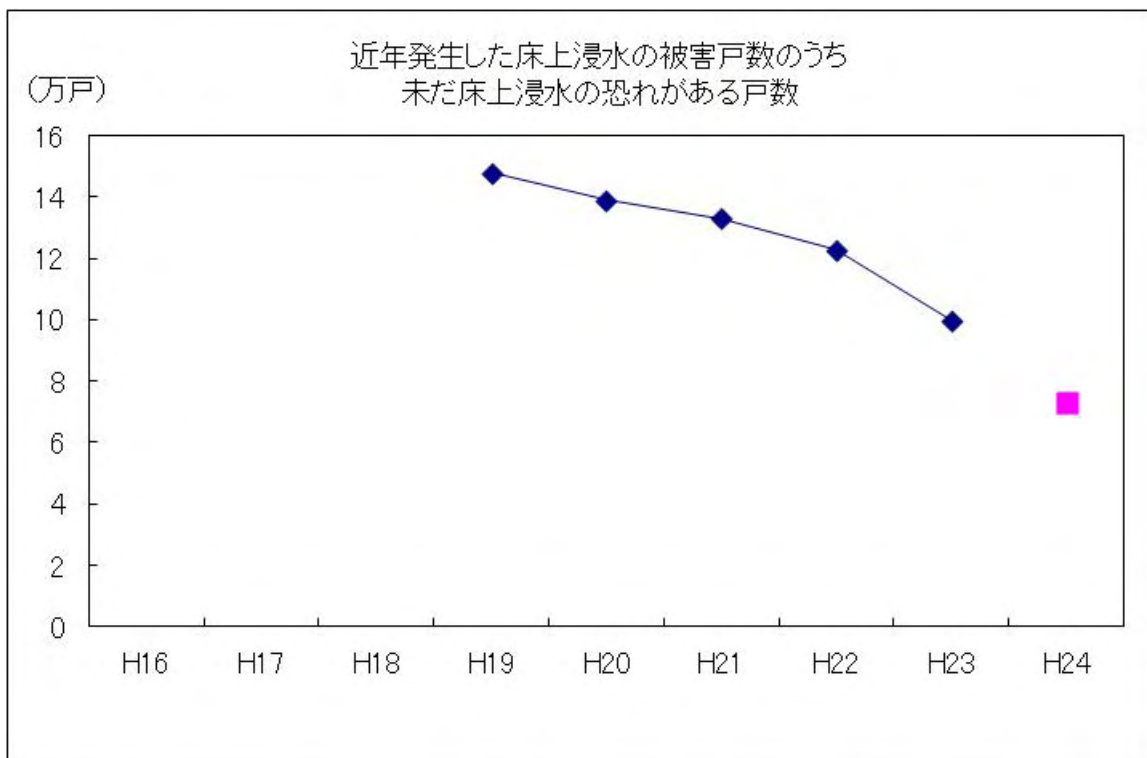
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月 31 日）「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
約 14.8 万戸	約 13.9 万戸	約 13.3 万戸	約 12.3 万戸	約 10.0 万戸



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 洪水による氾濫被害から守るための河川整備・ダム等洪水調節施設の整備 (◎)
堤防整備やダム等洪水調節施設の整備を推進し、氾濫域における治水安全度の向上を図る。
予算額：河川事業費 4, 264億円 (平成23年度)の内数
河川総合開発事業費 3, 241億円 (平成23年度)の内数
社会資本整備総合交付金 17, 539億円 (平成23年度国費)の内数
地域自主戦略交付金 5, 120億円 (平成23年度国費)の内数
- 下水道における浸水対策施設の整備の推進 (◎)
下水道事業による浸水対策施設の整備により、都市の浸水被害の軽減を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。
予算額：社会資本整備総合交付金 17, 539億円 (平成23年度国費)の内数
地域自主戦略交付金 5, 120億円 (平成23年度国費)の内数
(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。
- 税制
- ①雨水貯留浸透施設に係る特例措置 (所得税、法人税)
(特例の概要) 都市部において河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透施設に係る割増償却 (5年間10%)
(減収見込額) 約78百万円 (平成23年度)
- ②河川立体区域制度の活用による河川整備推進に係る課税標準の特例措置 (不動産取得税)
(特例の概要) 河川立体区域制度による河川整備で、河川立体区域指定後、2年以内に建替家屋を建築した場合、代替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除
(減収見込額) 約1百万円 (平成23年度)
- ③特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る特例措置 (固定資産税)
(特例の概要) 特定都市河川浸水被害対策法の特定都市河川流域において、対策工事として設置された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を2/3に軽減
(減収見込額) 約23百万円 (平成23年度)
- ④高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る特例 (不動産取得税)
(特例の概要) 高規格堤防工事完了 (高規格堤防特別区域公示) 後、2年以内に建替家屋を建築した場合、代替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除
(減収見込額) 約8百万円 (平成23年度)
- ⑤河川工事により改良される橋梁等に係る課税標準の特例 (固定資産税)
(特例の概要) 公共用水域に係る事業の施行により必要となった、鉄軌道の橋梁の新設又は改良、トンネルの新設により敷設された線路設備又は電路設備に対する課税標準の特例措置
(最初の5年間1/6、その後の5年間1/3)
(減収見込額) 10億円 (平成23年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 河川激甚対策特別緊急事業や床上浸水対策特別緊急事業などの完成、下水道浸水被害軽減総合事業など下水道における浸水対策の推進による効果発現により、目標値の達成に向けて進捗している。

(事務事業の実施状況)

- 地球温暖化に伴う気候変動により、近年では、河川整備の目安としてきた時間雨量50ミリを大きく上回る時間雨量100ミリのゲリラ豪雨が頻発している。現時点では、ゲリラ豪雨の発生場所を予測することは困難であるため、流域全体において対応することが効果的である。平成21年度より流域貯留浸透事業を全国に推進してきたが、流域対策として一層の効果発現を図るため、平成22年度には調節池整備事業の制度の拡充を行った。
- 平成20年度には雨に強い都市づくり支援事業を創設し、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となって雨に強い都市づくりを実現するため、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進した。
- 平成20年度に「内水ハザードマップ作成の手引き (案)」を改訂するなど、ソフト対策に資する内水ハザードマップの作成を支援し、地方公共団体における公表・活用を促進した。
- 平成21年度には、一定規模以上の浸水実績があり浸水対策の必要性が高い地区を対象に「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設し、貯留浸透施設等の流出対策に加え、内水ハザードマップの公表等、地方公共団体、関係住民等が一体となった総合的な浸水対策への取り組みを推進した。
- 平成22年度には、連続堤防等による整備手法のみでは、治水安全度を十分に向上させるには長期間を要することから、「洪水を川から氾濫させない対策」に加え、「氾濫した場合でも被害を最小化させる対策」を推進するため、洪水氾濫域減災対策事業の制度を拡充した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 平成23年度の実績値は、河川激甚対策特別緊急事業や床上浸水対策特別緊急事業などの完成、下水道浸水被害軽減総合事業の進捗により効果の発現がみられ、来年度も同様に浸水対策の進捗が見込まれるが、近年のトレンドを勘案すると目標年度までに目標値の達成は見込まれないことからB-3と評価した。
- 近年の集中豪雨の増加などの自然的状況の変化や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因した新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力に限られる中で、できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。
- 下水道事業と河川事業の連携による浸水対策を重点的に推進し、床上浸水が慢性化している地区における抜本的な浸水解消を図る。また、現在6河川（鶴見川水系鶴見川（東京都、神奈川県）、庄内川水系新川（愛知県）、淀川水系寝屋川（大阪府）、巴川水系巴川（静岡県）、境川水系境川（愛知県）、猿渡川水系猿渡川（愛知県））を特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に指定されている。今後も引き続き新たな河川を特定都市河川に指定し、河川整備、下水道整備に加え、流域対策や土地利用規制等の浸水被害対策を総合的に推進することにより都市洪水又は都市浸水による被害を防止する。
- 近年の集中豪雨の多発を踏まえ、地域の実状に応じて複数市町村に跨った広域的な浸水対策や、都市型浸水被害の常襲地区等においてはエリアを限定した重点的な浸水対策を実施するなど、効率的・効果的に浸水対策を推進する。
- ゲリラ豪雨に対して、安心して暮らせるよう、河川管理者が実施する対策に加え、下水道、道路等の関係者及び住民の方々が行うべき地域ごとの集中的な対策と役割分担等を定めた「100³／h安心プラン」の策定を目指す。
- 現行社会資本重点計画の見直しに伴い、業績指標を「過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」に変更するとともに、目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 森北 佳昭）
水管理・国土保全局下水道部下水道事業課（課長 塩路 勝久）
水管理・国土保全局下水道部（流域管理官 高島 英二郎）

業績指標 85

河川管理施設の長寿命化率

評価

A-3	目標値：100%（平成24年度） 実績値：約72%（平成23年度） 初期値：0%（平成19年度）
-----	--------------------------------------------------------

(指標の定義)

耐用年数をむかえる主な河川管理施設（ダム、堰、水門、排水機場、CCTVカメラ等）のうち劣化度診断等を実施し長寿命化が図られた施設の割合（%）

河川管理施設の長寿命化率=①/②

①：長寿命化が図られた施設数

②：平成20年度～24年度の5年間に於いて、設置から耐用年数をむかえる施設数（約1,400施設）

本指標は、老朽化の進む河川管理施設について、適切に状態評価し効率的な修繕により施設の延命化を図った施設を評価するものであり、河川管理施設の致命的な損傷が回避され、水害等の被害防止、軽減およびライフサイクルコストの最小化に資するものである。

(目標設定の考え方・根拠)

これまで、耐用年数により更新していた施設を、平成20年度～24年度の間には耐用年数をむかえる主な河川管理施設の全施設に対して河川用ゲート・ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）等による劣化度診断を行い、部分改築や修繕を実施し、施設の延命化や最適な更新を行うことを目標とする。

(外部要因)

・なし

(他の関係主体)

・なし

(重要政策)

【施政方針】

・なし

【閣議決定】

・なし

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

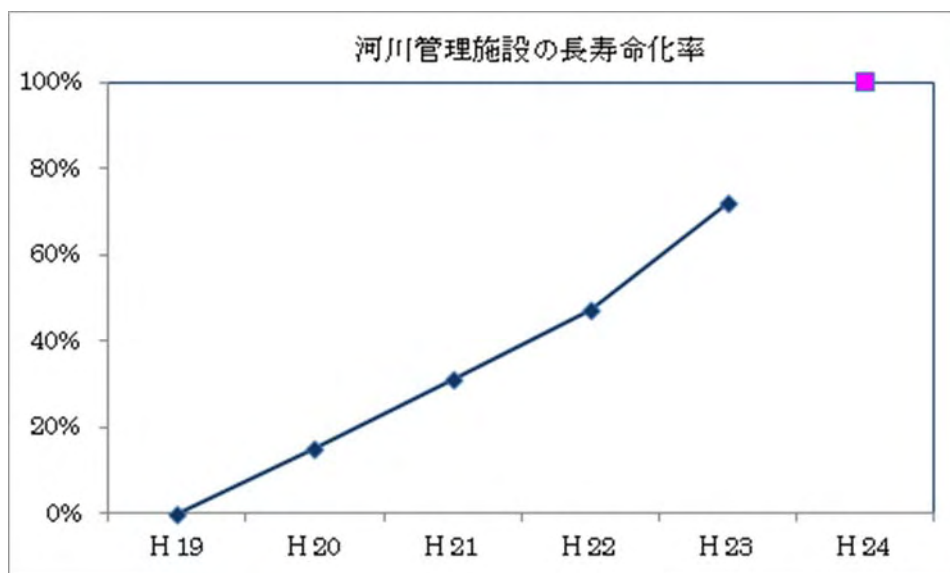
【本部決定】

・なし

【政府・与党申合】

・なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
0%	約15%	約31%	約47%	約72%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・今後老朽化が進み、耐用年数を迎える河川管理施設が多くなることが想定される中で、従来の事後的な修繕及び更新から予防的な修繕及び計画的な更新へと円滑な政策転換を図っていく。また、これとともに適切に状態評価し効率的な修繕等の措置を行うことで河川管理施設の長寿命化、並びに施設の修繕及び更新に係る費用の縮減を図りつつ、地域の安全性・信頼性を確保することを目的とする。
- ・平成24年度末までに「河川管理施設の長寿命化率」を100%達成させる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成23年度の実績値は、約72%であり、ほぼ当初の予定どおり推移しているところである。今後、目標とする平成24年度末までに目標値に達するよう、計画的に現在の施策を維持していく。

(事務事業の実施状況)

- ・平成20年3月「河川用ゲート・ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル(案)」を作成
- ・平成20年6月「揚排水機場設備点検・整備指針(案)」を作成

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・当指標は各種マニュアルの整備や、引き続き耐用年数をむかえる河川管理施設に対して計画的に診断を行い、改築や修繕等の適切な措置を実施することで、目標年次までに目標値に達することができると考えている。
- ・なお、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「主要な河川構造物の長寿命化計画策定率」に変更するとともに目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととすることから、「A-3」と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- ・【行政事業レビュー「公開プロセス」における評価結果】(平成24年6月13日又は15日)

評価結果 抜本的改善

河川管理施設の状況をデータベースの整備も含め適切に把握すべき。その上で、優先順位や採択の基準を明確にして事業を実施すべき。

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局河川環境課(課長 小池 剛)

業績指標 86

総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数（河川）

評価

B-3

目標値：190（平成24年度）
 実績値：88（平成23年度）
 初期値：3（平成19年度）

（指標の定義）

土砂の流れに支障があり問題が発生している溪流、河川、海岸において、総合的な土砂管理に基づき、土砂の流れを改善することに資する事業に着手した数の累積

（目標設定の考え方・根拠）

土砂移動に起因して問題の発生している溪流、河川、海岸において、問題解決に向けた事業の連携方針（総合土砂管理連携方針）が策定された水系等における対策数を計上している。

（外部要因）

河川、海岸の利用者等の利用状況、地元調整の状況等

（他の関係主体）

農林水産省、地方公共団体（事業実施主体）

（重要政策）**【施政方針】**

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- ・ 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日）
「公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」（第3章2.）
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日）
「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する」（第4章4.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する」（第4章5.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）
- ・ 第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）
（第2部第1章第8節）
- ・ 海洋基本計画（平成20年3月18日）
沿岸域の総合的管理（第2部9）
- ・ 国土形成計画（平成20年7月4日）
流域圏に着目した国土管理（第2部第6章第1節）
- ・ 国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）
環境の保全と美しい国土の形成（3.（5））

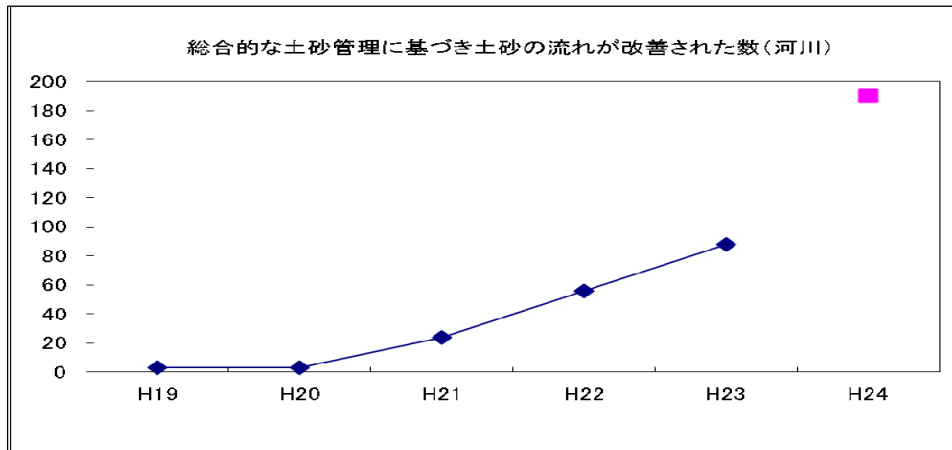
【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	
3	3	2 4	5 6	8 8	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- (予算)
- ① 砂防設備の整備 (◎)
土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
予算額：砂防事業費等 1,080 億円の内数 (平成 23 年度事業費)
社会資本整備総合交付金 17,539 億円の内数 (平成 23 年度国費)
地域自主戦略交付金 5,120 億円の内数 (平成 23 年度国費)
 - ② 地すべり防止施設の整備 (◎)
人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
予算額：砂防事業費等 1,080 億円の内数 (平成 23 年度事業費)
社会資本整備総合交付金 17,539 億円の内数 (平成 23 年度国費)
地域自主戦略交付金 5,120 億円の内数 (平成 23 年度国費)
 - ③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)
急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
予算額：社会資本整備総合交付金 17,539 億円の内数 (平成 23 年度国費)
地域自主戦略交付金 5,120 億円の内数 (平成 23 年度国費)
 - ④ 渚の創生事業 (◎)
海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所の余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。
予算額：海岸事業費 260 億円の内数 (平成 23 年度事業費)
社会資本整備総合交付金 17,539 億円の内数 (平成 23 年度国費)
地域自主戦略交付金 5,120 億円の内数 (平成 23 年度国費)
- (税制)
- ① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)
導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。
 - ② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)
砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備促進に寄与。
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成23年度までの実績値は88であり、トレンドとしては目標達成に向けた成果を示していないが、総合的な土砂管理に基づき土砂の流れを改善する事業の着手数は増加を示している。一方、土砂移動に起因して問題の発生している水系等において、今後、さらに業績指標の実績値の条件となる総合土砂管理連携方針を策定していくことで、業績指標の実績値は伸びるものとする。

(事務事業の実施状況)

- 手取川水系など、先行するモデル水系や沿岸を選定し、総合的な土砂管理に基づき連携した取組の方針について関係機関との合意を進めている。
- 気候変動による流出土砂量の増大や海面上昇に起因する汀線後退に対応するため、総合的な土砂管理の取組を推進している。
- 土砂流出をコントロールし適正な土砂移動を確保するため、透過型砂防えん堤の整備を推進している。
- 河道掘削土砂や浚渫土砂で養浜を行うなど、河道管理等と連携した海岸侵食対策を推進している。

課題の特定と今後の取組の方向性

- 実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値が達成できない見込みのため、B-3と評価した。
- モデル水系や沿岸において現在取り組む関係機関との連携方針の合意が図られることで、今後の実績値の上昇が見込まれる。
- 業績指標の進捗の条件となる総合的な土砂管理に基づく連携方針の策定を引き続き推進する。
- 土砂移動の変化に起因する問題に適応するため、総合的な土砂管理の取組を引き続き推進する。
- 現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を廃止することとする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局砂防部保全課(課長 渡 正昭)

関係課：水管理・国土保全局海岸室(室長 五道 仁実)

港湾局海岸・防災課(課長 丸山 隆英)

業績指標 87

河川の流量不足解消指数

評価

B-5

目標値： 約72% (平成24年度)
 実績値： 約69% (平成23年度)
 初期値： 約63% (平成19年度)

(指標の定義)

河川の代表地点において、流水の正常な機能の維持のために必要な流量（以下「正常流量」という。）に対して、不足している流量のうちダム等の貯留施設の完成により補給可能になった流量の割合を示す指数。流水の正常な機能の維持を目的としているダム等の建設がどの程度の割合で進んでいるかを示すことにより、ダム等による効果が適切に現れているかを分かり易く評価したもの。

分母：河川の代表地点での正常流量不足に対してダム等貯留施設で補給することを予定している流量

分子：上記流量のうち、完成したダム等貯留施設により補給可能となった流量

(目標設定の考え方・根拠)

平成24年度の目標値は、平成24年度までに完成するダム等を勘案し、渇水時に下流河川へ補給可能な流量を積み上げ、それが将来の正常流量をどの程度充足するかを算出したもの。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）

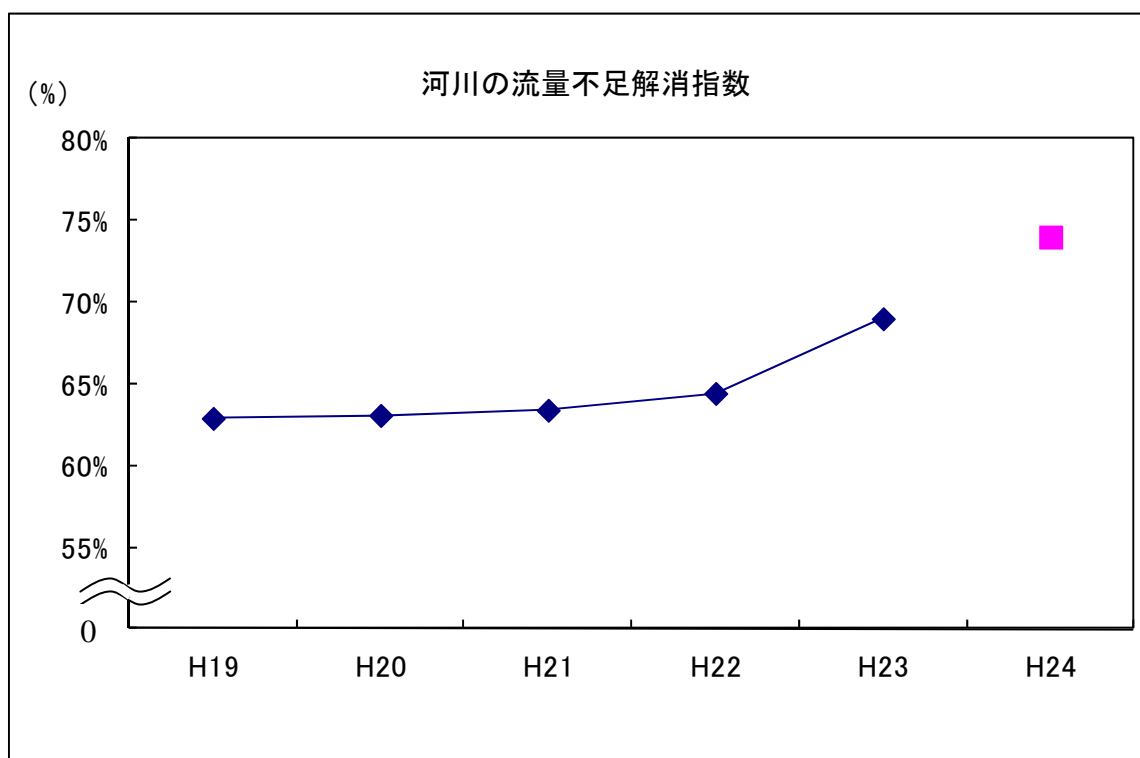
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
約63%	約63%	約63%	約64%	約69%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○河川流量の確保に資するダム等の整備

予算額：河川総合開発事業費 3, 241 億円（平成23年度）の内数

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 平成23年度は、9ダムが完成し、昨年度の実績値と比べ約5%の伸びであった。これは平成23年度の完成ダムは、概ね当初の予定どおりであり、それらのダムにより確保される流量が相対的に多かったためである。

（事務事業の実施状況）

平成23年度は、森吉山ダム（秋田県）をはじめとする9ダムが完成。

課題の特定と今後の取組の方向性

- 今後の工事工程等の見直しの結果、目標値に見込んでいるダムのうち、3ダムの完成予定が平成25年度以降となったことから目標年度における達成は困難であるものの、平成25年度には概ね達成することが見込まれるため、B-5と評価した。
- 事業を進めるに当たっては、事業費及び事業工程を監理する方策等に関する第三者の意見を聞くために設置している「ダム事業費等監視委員会」を活用するなどにより、引き続き本来工期の遵守、工期遅延がもたらすコスト増加の回避及び更なるコスト縮減に努める。
- なお、当該指標は今年度をもって廃止することとする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

・治水事業については、事業実施中のダム事業のうち、検証対象に区分されたダム事業について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」で平成22年9月に取りまとめられた「中間とりまとめ」を踏まえ、個別ダムの検証を進めている。（平成23年度末において、検証対象83事業のうち、24事業について国土交通省としての対応方針を決定）

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 森北 佳昭）

業績指標 88

大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数

評 価

N-2	目標値：20（平成27年度） 実績値：0（平成23年度） 初期値：0（平成22年度）
-----	--------------------------------------------------

(指標の定義)

大規模災害発生時に迅速に調達が可能で無人化施工機械（ただし、標準化されたインターフェースを装備したものに限り）の台数

(目標設定の考え方・根拠)

迅速的な災害復旧活動を実現するためには、建設機械や専門技術者等の活用が不可欠である。中でも、遠隔から建設機械を操作する無人化施工技術は、操作員の安全を確保し、火山噴火等大規模な災害に際しての復旧作業に必要な技術の一つである。

無人化施工を迅速に行うためには機械操作や画像伝送等に不可欠な通信システムを現場で早急に構築する必要がある。現在は通信システムの構築、特に機器類の接続の調整に時間を要しているが、これら調整の簡便化のためにシステムの接続仕様（インターフェース）の標準化を図る。

以上から、業績指標（アウトプット）を接続仕様（インターフェース）が標準化された「大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数」とした。

なお、目標値は、災害は日本全国どこでも発生する可能性があり、災害復旧活動を迅速に複数台で作業開始できることを念頭に置き、全国で官・民それぞれが保有する機械を合わせて「20台」（各地方ブロックで2台程度）を確保することとした。

(外部要因)

市場動向の変化による建設投資の増減

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

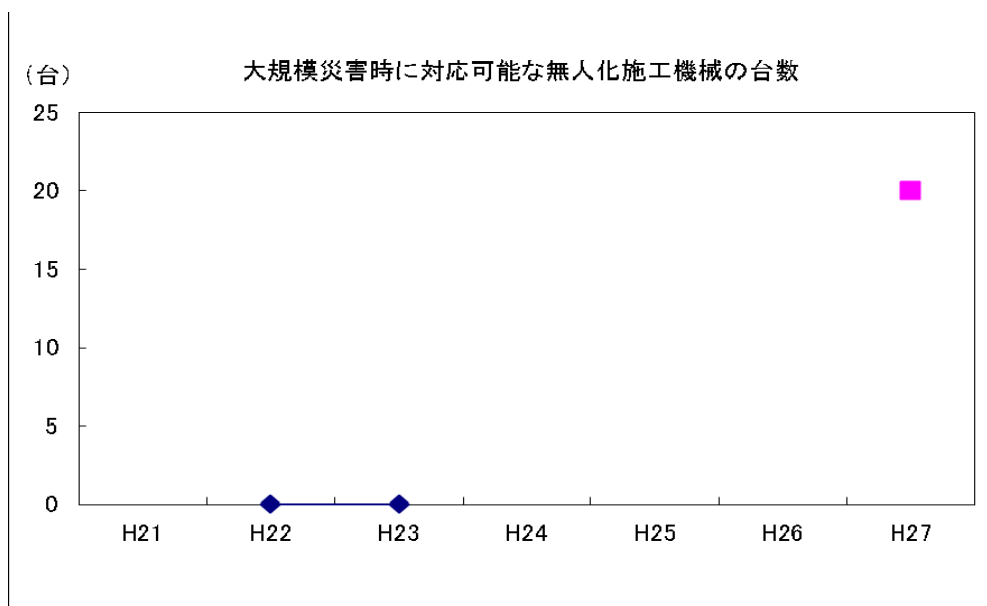
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
-	-	-	0	0	



事務事業の概要**主な事務事業の概要**

民間団体との意見交換を実施した。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)

「判断できない」

大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数については、平成24年度にシステムの接続仕様（インターフェース）の標準化を検討するものであり、現段階では目標の達成状況については判断できない。

(事務事業の実施状況)

無人化施工技術の実績が豊富な民間業団体関係者と意見交換を実施し、機器類、通信ルール等の標準化すべき領域を明確化した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

本事業は引き続き実施するが、インターフェースの標準化がなされていないため、N-2と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

システムの接続仕様（インターフェース）の標準化

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局公共事業企画調整課（課長 安藤 淳）

施策目標個票

(国土交通省23-13)

施策目標	津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	海岸保全施設等の施設を充実させるとともに、津波・高潮ハザードマップや住民避難対策の促進により、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めることにより、効率的に津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>既存及び目標年度までの間に拡充・創設した事業制度等によりハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を推進しているところである。特に「ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(津波・高潮)」「地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積(海岸)」などの業績指標は順調な推移を示している。</p> <p>また、東日本大震災も踏まえ、社会資本整備重点計画の見直しにおいて計画期間における重点目標(選択と集中の基準)の1として「大規模又は広域的な災害リスクを低減させる」を設定し、津波対策や高潮・侵食対策も位置付けられたところであり、これらの動きも踏まえ、重点計画に位置付けられた津波対策等をフォローできるように、来年度からの政策チェックアップの業績指標にも反映することとする。</p> <p>今後とも、津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進していく。</p>

業績指標	89 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		約11万ha	約11.5万ha	約10.6万ha	約10.0万ha	約9.8万ha	約9.5万ha	A-3	約9万ha
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	90 ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(津波・高潮)	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		約6割	約64%	約74%	約81%	約83%	約86%	A-3	約8割
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	91 地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積(海岸)	初期値	実績値					評価	目標
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		約10,000ha	約10,000ha	約9,800ha	約9,100ha	約8,800h	約8,400ha	A-3	約8,000ha
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	92 老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合	初期値	実績値					評価	目標
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		約5割	約51%	約51%	約52%	約52%	約53%	B-3	約6割
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	93 侵食海岸において、現状の汀線防護が完了していない割合	初期値	実績値					評価	目標
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		約20%	約19%	約18%	約18%	約18%	約17%	A-3	約17%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	94 総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数	初期値	実績値					評価	目標
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		3	3	3	24	56	88	B-3	190
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等【参考】 ※下段()書きは、複数施策に関連する予算であり、外数である。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	37,869	18,522	19,012	17,287
補正予算(b)		27,008	1,300	5,136	-	
前年度繰越等(c)		18,318	25,877	5,657	-	
合計(a+b+c)		83,195	45,699	29,805	17,287	
	執行額(百万円)	57,160	38,870			
	翌年度繰越額(百万円)	25,877	5,657			
	不用額(百万円)	158	1,172			

※上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	水管理・国土保全局 港湾局	作成責任者名	水管理・国土保全局海岸室 (室長 五道 仁美) 港湾局海岸・防災課 (課長 丸山 隆英)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	------------------	--------	-------------------------------------------------------	----------	---------

業績指標 89

津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積

評価

A-3	目標値： 約9万 ha (平成24年度) 実績値： 約9.5万 ha (平成23年度) 初期値： 約11万 ha (平成19年度)
-----	-------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

各地区の海岸で発生すると想定される津波・高潮に対し、防護が不十分な海岸における背後地域の浸水想定面積

(目標設定の考え方・根拠)

長期的にゼロを目指すことを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

(外部要因)

宅地開発等による防護対象面積の増加

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・第169回国会 施政方針演説(平成20年1月18日)

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。(第5章3.)
- ・国土形成計画(平成20年7月4日)
様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策(第2部第5章第2節)
- ・国土利用計画(全国計画)(平成20年7月4日)
国土の保全と安全性の確保(3.(4))

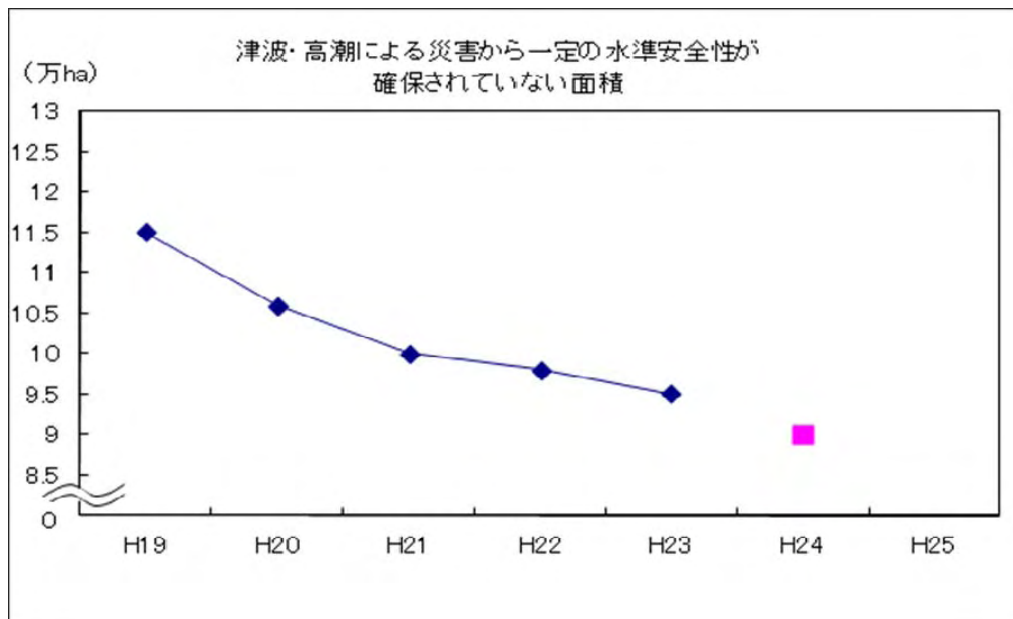
【閣決(重点)】

- ・社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H18	H19	H20	H21	H22	H23	
約12.0万 ha	約11.5万 ha	約10.6万 ha	約10.0万 ha	約9.8万 ha	約9.5万 ha	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○海岸保全施設の新設整備等 (◎)

津波、高潮、波浪その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護する等のために海岸保全施設の新設整備等を実施する。

予算額：海岸事業費 260 億円（平成 23 年度事業費）の内数

社会資本整備総合交付金 17,539 億円（平成 23 年度国費）の内数

地域自主戦略交付金 5,120 億円（平成 23 年度国費）の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成 23 年度の実績値は約 9.5 万 ha であり、トレンドを勘案しても、目標達成に向けて着実な進捗を示している。対策にあたっては、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めていく必要がある。

(事務事業の実施状況)

・未整備地区における海岸保全施設の新設整備、施工中の箇所等における暫定施設の早期完成や老朽化施設の更新、水門等の機能の高度化等を行った。

海岸事業実施箇所数 30 箇所（平成 23 年度）

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから A-3 と評価した。

・気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 4 次評価報告書において海面水位の上昇や台風の激化等が懸念されている。また、我が国の沿岸においては大規模な地震の発生が高い確率で予想されている。さらに平成 16 年 12 月のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震、平成 17 年 8 月の米国のハリケーン・カトリーナ、平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震も契機となって、津波や高潮被害の恐れがある地域の安全確保が緊急な課題となっている。

・海岸保全施設の効果的な整備とともに、情報伝達施設等の整備とあわせ、住民の自衛（避難）行動によるソフト対策を含めた総合的な防災対策を進める。

・現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）」に変更するとともに目標値及び目標年度を平成 24 年度から平成 28 年度に見直すこととする。

平成 24 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 24 年度)

なし

(平成 25 年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局海岸室（室長 五道 仁実）

港湾局海岸・防災課（課長 丸山 隆英）

業績指標 90

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（津波・高潮）

評価

A-3	目標値：約8割（平成24年度） 実績値：約86%（平成23年度） 初期値：約6割（平成19年度）
-----	--------------------------------------------------------

（指標の定義）

対象市町村（注）のうち、ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（%）
 （注）津波については重要沿岸域を含む全市町村、高潮についてはゼロメートル地帯を含む全市町村（298市町村：平成21年度）
 ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村の割合（津波・高潮）＝①／②

- ①：ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数
- ②：対象市町村数

（目標設定の考え方・根拠）

平成29年度までに約10割達成することを目標値として設定

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

農林水産省、地方公共団体（事業実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第169回国会 施政方針演説（平成20年1月18日）
 「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。（第5章3.）
- ・国土形成計画（平成20年7月4日）
 総合的な災害対策の推進（第2部第5章第1節）
 様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策（第2部第5章第2節）
- ・国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）
 国土の保全と安全性の確保（3.（4））

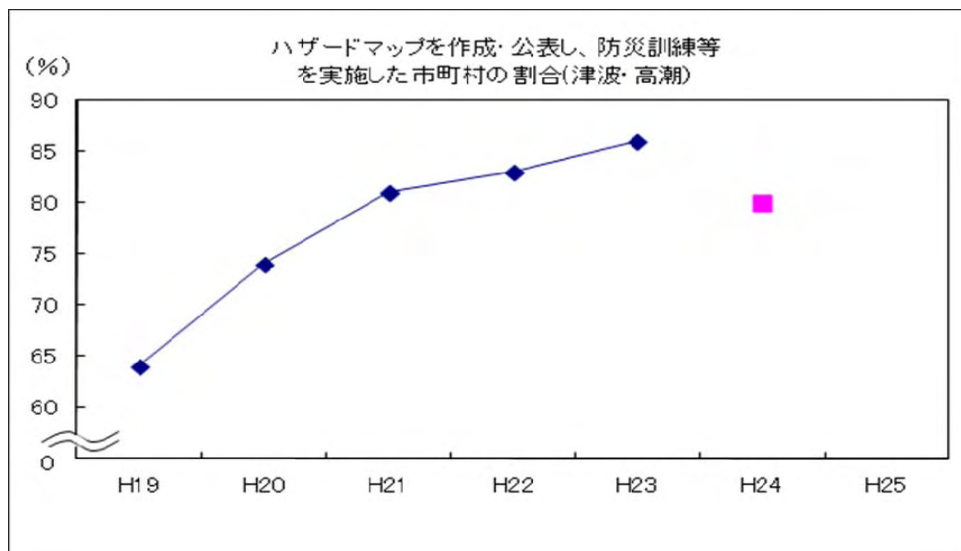
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
約64%	約74%	約81%	約83%	約86%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 津波・高潮危機管理対策緊急事業（◎）
津波・高潮ハザードマップの作成支援（浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査、対浪調査及び排水性能調査）を含め、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進する。
予算額：社会資本整備総合交付金 17,539 億円（平成 23 年度国費）の内数
地域自主戦略交付金 5,120 億円（平成 23 年度国費）の内数
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成 23 年度の実績値は約 86% であり、前倒しで目標を達成している。

（事務事業の実施状況）

- ・地方公共団体によるハザードマップ作成・活用を支援するための諸課題について検討し、平成 16 年 3 月、「津波・高潮ハザードマップマニュアル」を作成した。更にマニュアルの配布に合わせ全国 10 箇所において、延べ約 1,100 名の防災担当者等を対象とした説明会を開催した。ここでの意見交換における要望にこたえとともに、各地方公共団体における更なるハザードマップの整備促進を目的として、これまで整備されているハザードマップを収集し、模範となる事例を整理した「津波や高潮の被害に遭わないために」を作成、配布した。
- ・津波・高潮危機管理対策緊急事業による津波・高潮ハザードマップの作成支援（浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査、対浪調査及び排水性能調査）を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-3 と評価した。
- ・今後とも、津波・高潮ハザードマップの作成・公表による災害危険度情報の共有、継続的な防災訓練の実施、津波・高潮防災ステーションの整備等により、地域における危機管理機能の高度化を推進する。
- ・現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合」に変更するとともに目標値及び目標年度を平成 24 年度から平成 28 年度に見直すこととする。

平成 24 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 24 年度）

なし

（平成 25 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局海岸室（室長 五道 仁実）
港湾局海岸・防災課（課長 丸山 隆英）

業績指標 9 1

地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積（海岸）

評 価

A-3	目標値： 約 8, 0 0 0 ha （平成 2 4 年度） 実績値： 約 8, 4 0 0 ha （平成 2 3 年度） 初期値：約 1 0, 0 0 0 ha （平成 1 9 年度）
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

ゼロメートル地帯等（注）において、河川管理施設や海岸保全施設の大規模な地震に対する強度が不十分なため、浸水被害からの防護が不十分な地域の面積

（注）地盤面が海水面より低い地域

ここでは海水面の高さを朔望平均満潮位（大潮時の平均的な満潮位）と定義しており、一般的な標高を表す海拔 0 m 以上の土地も“ゼロメートル地帯等”を含む。

(目標設定の考え方・根拠)

長期的にゼロを目指すことを目標に、平成 2 4 年度までに達成可能な値として設定

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

- ・ 第 1 6 9 回国会 施政方針演説（平成 2 0 年 1 月 1 8 日）

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針 2 0 0 8（平成 2 0 年 6 月 2 7 日）
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。（第 5 章 3.）
- ・ 国土形成計画（平成 2 0 年 7 月 4 日）
様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策（第 2 部第 5 章第 2 節）
- ・ 国土利用計画（全国計画）（平成 2 0 年 7 月 4 日）
国土の保全と安全性の確保（3.（4））

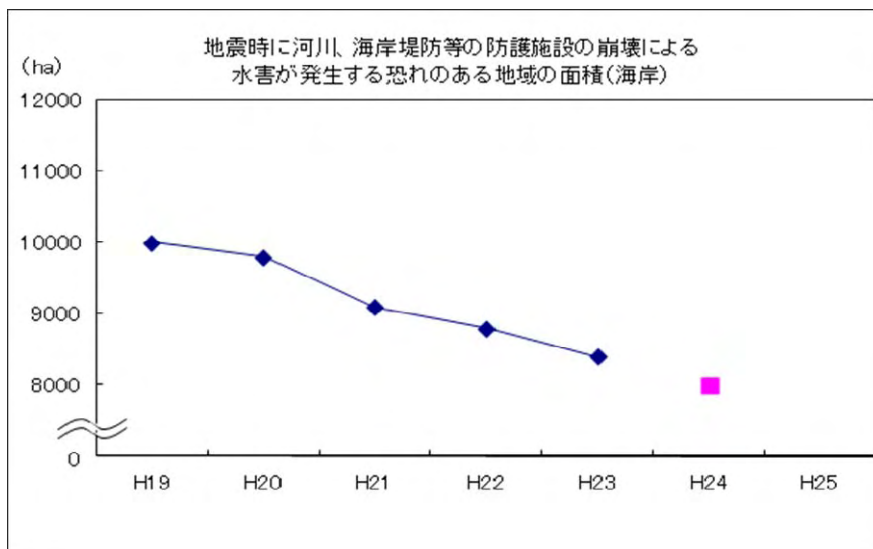
【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成 2 1 年 3 月 3 1 日）「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
約 10,500ha	約 10,000ha	約 9,800ha	約 9,100ha	約 8,800ha	約 8,400ha



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①堤防等河川管理施設の耐震化（◎）

大規模な地震に対する強度が不十分な堤防等河川管理施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。

予算額：河川事業費4,264億円（平成23年度）の内数

社会資本整備総合交付金17,539億円（平成23年度国費）の内数

地域自主戦略交付金5,120億円（平成23年度国費）の内数

②海岸保全施設の耐震化（◎）

大規模な地震に対する強度が不十分な海岸保全施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。

予算額：海岸事業費260億円（平成23年度事業費）の内数

社会資本整備総合交付金17,539億円（平成23年度国費）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 平成23年度の実績値は約8,400haであり、トレンドを勘案しても、目標達成に向けて着実な進捗を示している。

（事務事業の実施状況）

- 堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-3と評価した。
- 我が国の沿岸においては大規模な地震の発生が高い確率で予想されている。また、平成16年12月のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震、平成17年8月の米国のハリケーン・カトリーナ、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震も契機となって津波や高潮被害の恐れがある地域の安全確保が緊急な課題となっている。対策にあたっては、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。
- 今後とも、堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を東海、東南海・南海地震等による被害が予想される地域等において推進していく。
- 現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）」に変更するとともに目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局海岸室（室長 五道 仁実）

港湾局海岸・防災課（課長 丸山 隆英）

関係課：水管理・国土保全局治水課（課長 森北 佳昭）

業績指標 92

老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合

評価

B-3	目標値：約6割（平成24年度） 実績値：約53%（平成23年度） 初期値：約5割（平成19年度）
-----	--------------------------------------------------------

(指標の定義)

昭和42年以前に設置された海岸保全施設の延長のうち、所要の機能が確保されている海岸保全施設の延長の割合
 老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合=①/②

①：昭和42年以前に設置された海岸保全施設の延長のうち、所要の機能が確保されている海岸保全施設の延長

②：昭和42年以前に設置された海岸保全施設の延長（約3,000km）

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には100%とすることを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体（事業実施主体）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第169回国会 施政方針演説（平成20年1月18日）

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。（第5章3.）
- ・国土形成計画（平成20年7月4日）
総合的な災害対策の推進（第2部第5章第1節）
様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策（第2部第5章第2節）
- ・国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）
国土の保全と安全性の確保（3.（4））

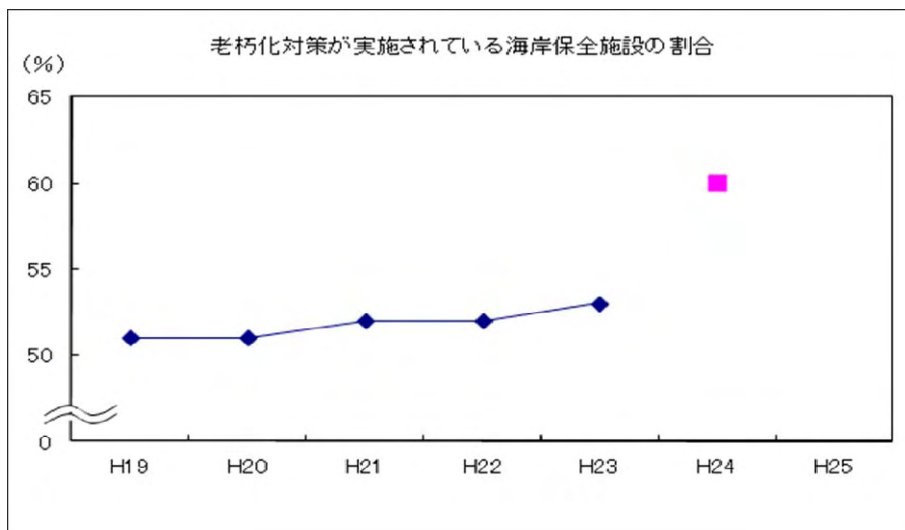
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H18	H19	H20	H21	H22	H23	
—	約51%	約51%	約52%	約52%	約53%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 海岸保全施設の老朽化対策（◎）
施設の老朽度や機能の健全性の把握を目的とした点検・評価を計画的に実施するとともに、海岸管理者が計画を策定し、これに従い計画的な維持・更新を行うことにより、施設機能の確保を図る。
予算額：海岸事業費 260 億円（平成 23 年度事業費）の内数
社会資本整備総合交付金 17,539 億円（平成 23 年度国費）の内数
地域自主戦略交付金 5,120 億円（平成 23 年度国費）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- （指標の動向）
 - ・平成 23 年度の実績値は約 53% であり、目標達成に向けたトレンドを示していない。
- （事務事業の実施状況）
 - ・平成 20 年度に海岸堤防等老朽化対策緊急事業を創設し、海岸堤防等の老朽化対策を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は目標に対して、進捗率が低く、目標達成に向けたトレンドを示していないことから、B-3 と評価した。
- ・平成 24 年度の目標に対し、達成するためにはより一層の伸びが必要となっている。
- ・現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「海岸堤防等の老朽化調査実施率」に変更するとともに目標値及び目標年度を平成 24 年度から平成 28 年度に見直すこととする。

平成 24 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 24 年度）

なし

（平成 25 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局海岸室（室長 五道 仁実）
港湾局海岸・防災課（課長 丸山 隆英）

業績指標 93

侵食海岸において、現状の汀線防護が完了していない割合

評 価

A-3	目標値：約17%（平成24年度） 実績値：約17%（平成23年度） 初期値：約20%（平成19年度）
-----	----------------------------------------------------------

(指標の定義)

侵食対策が必要な延長のうち海岸保全施設の整備が完了していない延長の割合

侵食海岸において、現状の汀線防護が完了していない割合=①/②

① 侵食海岸の汀線防護が完了している延長（最終目標）－侵食海岸の汀線防護が完了している延長（各年値）

② 侵食海岸の汀線防護が完了している延長（最終目標（約3,000km）

(目標設定の考え方・根拠)

長期的にゼロを目指すことを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体等（事業実施主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）
百年先を見通した我が国の生物多様性の保全（第2部第1章第8節）
豊かな水辺づくり（第2部第1章第9節）
- ・海洋基本計画（平成20年3月18日）
沿岸域の総合的管理（第2部9）
- ・国土形成計画（平成20年7月4日）
流域圏に着目した国土管理（第2部第6章第1節）
海域の利用と保全（第2部第6章第5節）
- ・国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）
環境の保全と美しい国土の形成（3.（5））
- ・生物多様性国家戦略2010（平成22年3月16日）
河川・湿原など（第2部第1章第8節）
沿岸・海洋（第2部第1章第9節）

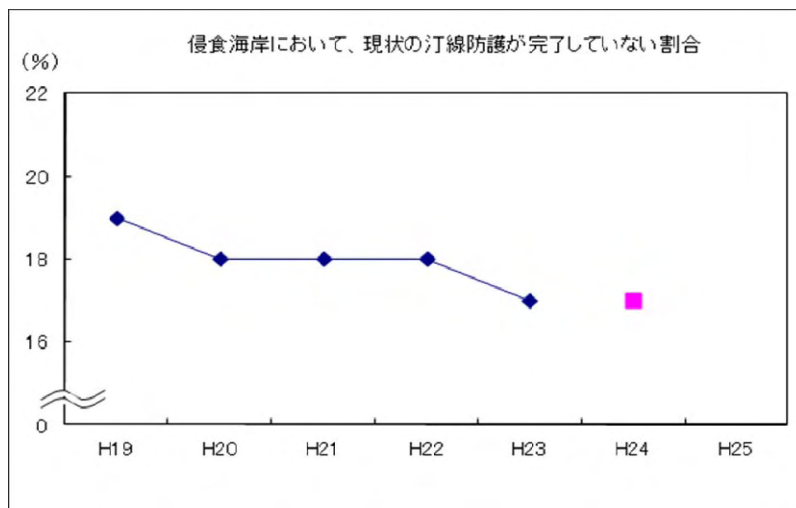
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H18	H19	H20	H21	H22	H23	
約20%	約19%	約18%	約18%	約18%	約17%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○渚の創生事業（◎）

海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所への余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効果的な海岸侵食対策を進める。

予算額：海岸事業費 260 億円（平成 23 年度事業費）の内数

社会資本整備総合交付金 17,539 億円（平成 23 年度国費）の内数

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 平成 23 年度の実績値は約 17% であり、トレンドを勘案すると、目標達成に向けて着実な進捗を示している。一方、富山県の下新川海岸をはじめ、全面的砂浜が著しく侵食した海岸において、堤防基礎からの吸い出し等による堤防・護岸の陥没、倒壊等の災害が頻発しており、効率的な海岸侵食対策を進めていく必要がある。

（事務事業の実施状況）

- 渚の創生事業を実施

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-3 と評価した。
- 今後とも、既存の制度を活用して、効率的な海岸侵食対策を進めていくとともに、全面的砂浜が著しく侵食した海岸において、堤防基礎からの吸い出し等による堤防・護岸の陥没、倒壊等の恐れがあり、緊急的な対応が必要と考えられる箇所について重点的な対策を進める。
- 現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合」に変更するとともに目標値及び目標年度を平成 24 年度から平成 28 年度に見直すこととする。

平成 24 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 24 年度）

なし

（平成 25 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局海岸室（室長 五道 仁実）
港湾局海岸・防災課（課長 丸山 隆英）

業績指標 94

総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数（海岸）

評価

B-3

目標値：190（平成24年度）
 実績値：88（平成23年度）
 初期値：3（平成19年度）

（指標の定義）

土砂の流れに支障があり問題が発生している溪流、河川、海岸において、総合的な土砂管理に基づき、土砂の流れを改善することに資する事業に着手した数の累積

（目標設定の考え方・根拠）

土砂移動に起因して問題の発生している溪流、河川、海岸において、問題解決に向けた事業の連携方針（総合土砂管理連携方針）が策定された水系等における対策数を計上している。

（外部要因）

河川、海岸の利用者等の利用状況、地元調整の状況等

（他の関係主体）

農林水産省、地方公共団体（事業実施主体）

（重要政策）**【施政方針】**

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- ・ 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日）
「公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」（第3章2.）
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日）
「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する」（第4章4.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する」（第4章5.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）
- ・ 第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）
（第2部第1章第8節）
- ・ 海洋基本計画（平成20年3月18日）
沿岸域の総合的管理（第2部9）
- ・ 国土形成計画（平成20年7月4日）
流域圏に着目した国土管理（第2部第6章第1節）
- ・ 国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）
環境の保全と美しい国土の形成（3.（5））

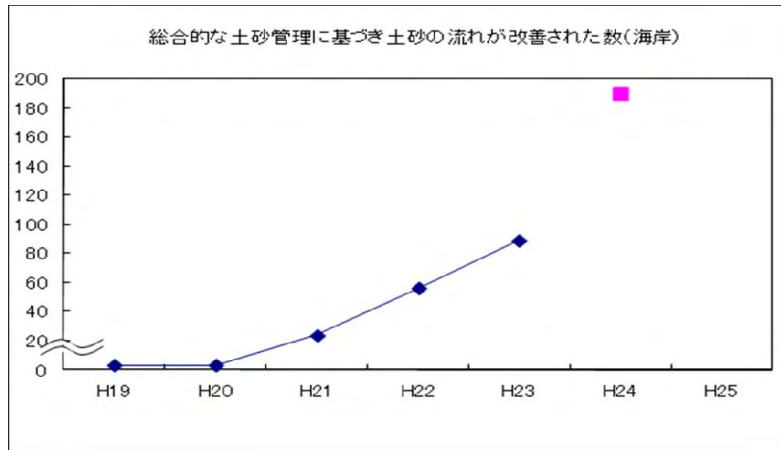
【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
3	3	2 4	5 6	8 8



事務事業の概要
主な事務事業の概要

(予算)

① 砂防設備の整備 (◎)
土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
予算額：砂防事業費等 1,080 億円の内数 (平成 23 年度事業費)
社会資本整備総合交付金 17,539 億円の内数 (平成 23 年度国費)
地域自主戦略交付金 5,120 億円の内数 (平成 23 年度国費)

② 地すべり防止施設の整備 (◎)
人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
予算額：砂防事業費等 1,080 億円の内数 (平成 23 年度事業費)
社会資本整備総合交付金 17,539 億円の内数 (平成 23 年度国費)
地域自主戦略交付金 5,120 億円の内数 (平成 23 年度国費)

③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)
急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
予算額：社会資本整備総合交付金 17,539 億円の内数 (平成 23 年度国費)
地域自主戦略交付金 5,120 億円の内数 (平成 23 年度国費)

④ 渚の創生事業 (◎)
海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所の余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。
予算額：海岸事業費 260 億円の内数 (平成 23 年度事業費)
社会資本整備総合交付金 17,539 億円の内数 (平成 23 年度国費)
地域自主戦略交付金 5,120 億円の内数 (平成 23 年度国費)

(税制)

① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)
導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)
砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備促進に寄与。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成23年度までの実績値は88であり、トレンドとしては目標達成に向けた成果を示していないが、総合的な土砂管理に基づき土砂の流れを改善する事業の着手数は増加を示している。一方、土砂移動に起因して問題の発生している水系等において、今後、さらに業績指標の実績値の条件となる総合土砂管理連携方針を策定していくことで、業績指標の実績値は伸びるものとする。

(事務事業の実施状況)

- 手取川水系など、先行するモデル水系や沿岸を選定し、総合的な土砂管理に基づき連携した取組の方針について関係機関との合意を進めている。
- 気候変動による流出土砂量の増大や海面上昇に起因する汀線後退に対応するため、総合的な土砂管理の取組を推進している。
- 土砂流出をコントロールし適正な土砂移動を確保するため、透過型砂防えん堤の整備を推進している。
- 河道掘削土砂や浚渫土砂で養浜を行うなど、河道管理等と連携した海岸侵食対策を推進している。

課題の特定と今後の取組の方向性

- 実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値が達成できない見込みのため、B-3と評価した。
- モデル水系や沿岸において現在取り組む関係機関との連携方針の合意が図られることで、今後の実績値の上昇が見込まれる。
- 業績指標の進捗の条件となる総合的な土砂管理に基づく連携方針の策定を引き続き推進する。
- 土砂移動の変化に起因する問題に適応するため、総合的な土砂管理の取組を引き続き推進する。
- 現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を廃止することとする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局砂防部保全課（課長 渡 正昭）
関係課：水管理・国土保全局海岸室（室長 五道 仁実）
港湾局海岸・防災課（課長 丸山 隆英）

施策目標個票

(国土交通省23-⑭)

施策目標	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行(航)を確保するとともに、ハイジャック・航空機テロを防止する	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	各モードの取組の着実な実施によって、目標の達成状況については一部指標を除いて概ね順調である。今後も引き続き公共交通の安全確保のために運輸安全管理制度の充実、保安監査の強化等の諸施策を継続する必要がある。 また、平成24年4月に発生した高速ツアーバス事故を踏まえ過労運転防止等の安全基準の強化といった対策を行っていくと共に、これらの取組を評価できる指標について検討する。

業績指標	95 落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事の箇所数	初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
		0箇所	33箇所	63箇所	98箇所	128箇所	153箇所	B-5	186箇所
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	96 鉄道運転事故による乗客の死亡者数	初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		毎年度
		0人	0人	0人	0人	0人	0人	A-2	0人
	年度ごとの目標値	/	0人	0人	0人	0人	0人	/	
	97-① 事業用自動車による事故に関する指標(①事業用自動車による交通事故死者数)	初期値	実績値					評価	目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		25年度
		513人	610人	513人	468人	490人	447人	A-1	380人
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	97-② 事業用自動車による事故に関する指標(②事業用自動車による人身事故件数)	初期値	実績値					評価	目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		25年度
		56,295人	61,873人	56,298人	51,510人	51,061人	49,080人	A-1	43,000人
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	97-③ 事業用自動車による事故に関する指標(③事業用自動車による飲酒運転件数)	初期値	実績値					評価	目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		25年度
287人		352人	287人	207人	177人	151人	A-2	0人	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
98 商船の海難船舶隻数	初期値	実績値					評価	目標	
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度	
	518隻	562隻	494隻	475隻	482隻	367隻	A-1	466隻以下	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
99 船員災害発生率(千人率)	初期値	実績値					評価	目標値	
	19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	
	11.3‰	11.3‰	11.5‰	11.1‰	10.9‰	集計中	B-1	8.9‰	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
100 航空機に対するハイジャック・テロの発生件数	初期値	実績値					評価	目標値	
	14年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		毎年度	
	0件	0件	0件	0件	0件	0件	A-1	0件	
年度ごとの目標値	/	0件	0件	0件	0件	0件	/		
101 国内交通における航空事故発生件数	初期値	実績値					評価	目標値	
	5~19年平均	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		20~24年平均	
	13.6件	13.6件	13.4件	11.6件	10.4件	11.2件	A-2	12.2件	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		

102-① 公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数)	初期値	実績値					評価	目標値
	23年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		27年度
	-	-	-	-	-	-	N-2	約150人
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
102-② 公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(②「公共交通事故被害者支援室」における連携先となる民間支援団体等の数)	初期値	実績値					評価	目標値
	23年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		27年度
	-	-	-	-	-	-	N-2	約150箇所
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	当初予算(a)	156,768	154,268	154,476	155,758
補正予算(b)	1,461	800	8,593	-	
前年度繰越等(c)	835	1,379	1,466	-	
合計(a+b+c)	159,065	156,446	164,535	155,758	
執行額(百万円)	143,136	141,757			
翌年度繰越額(百万円)	1,379	1,466			
不用額(百万円)	14,551	13,223			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	大臣官房	作成責任者名	運輸安全監理官 (渡邊 良)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	------	--------	-------------------	----------	---------

業績指標 95

落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事の箇所数

評価

B-5	目標値：186箇所（平成23年度） 実績値：153箇所（平成23年度） 初期値：0箇所（平成18年度）
-----	-----------------------------------------------------------

(指標の定義)

天然自然現象等によって風化した土砂等が崩壊、落下すること、又は、海水等の浸入若しくは海水等による浸食等により、民生の安定が破壊され、かつ、会社の鉄道施設が被害を受けることを防止するために平成19年度以降5箇年の間に行う防災工事の箇所数をいう。

(目標設定の考え方・根拠)

平成19年度から平成23年度までの5箇年のうちに整備が必要である箇所数を目標値として設定。

(外部要因)

鉄道沿線の自然環境、社会環境の変化。

(他の関係主体)

鉄道事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

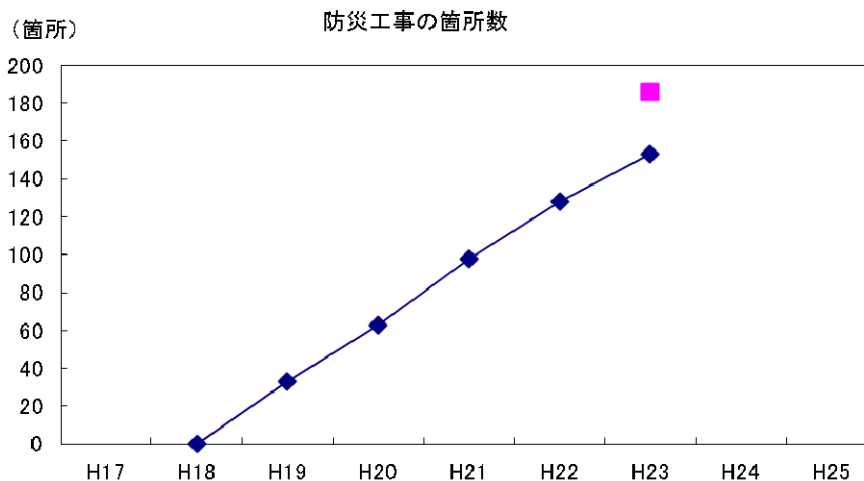
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
33 (33) 箇所	30 (63) 箇所	35 (98) 箇所	30 (128) 箇所	25 (153) 箇所	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

旅客会社等が実施する落石・なだれ対策、海岸保全等のための施設の整備であって、その効果が単に鉄道の安全確保に寄与するのみならず、住民、耕地、公共施設等の保全保護にも資する事業を推進する。

鉄道防災事業費補助：200百万円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

旅客会社等が実施する落石・なだれ対策、海岸保全等のための施設の整備は、平成23年度末までに186箇所実施することを目標に取り組んできたが、旅客会社において災害の発生の可能性や災害発生時の影響の大きさ等を踏まえて優先順位を見直し、結果的に整備箇所数が減少したため、目標を達成していない。しかしながら、整備箇所数は堅実に増加しており、当初の目標年度より多少遅れるものの今後目標値に達すると予想される。

(事務事業の実施状況)

旅客会社等が実施する落石・なだれ対策、海岸保全等のための施設の整備に対し、鉄道防災事業費補助により支援した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

旅客会社等が実施する落石・なだれ対策、海岸保全等のための施設の整備は、平成23年度末までに186箇所実施することを目標に取り組んできたが、旅客会社において災害の発生の可能性や災害発生時の影響の大きさ等を踏まえて優先順位を見直し、結果的に整備箇所数が減少したため、目標を達成していない。しかしながら、整備箇所数は堅実に増加しており、当初の目標年度より多少遅れるものの今後目標値に達すると予想される。落石・なだれ等による住民の生活及び鉄道施設への被害を軽減する観点から、鉄道防災事業費補助を活用しながら、今後も防災工事を進めるが、評価をB-5とし業績指標を廃止する。

平成23年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成23年度)

なし

(平成24年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：鉄道局施設課(課長 潮崎 俊也)

業績指標 96

鉄道運転事故による乗客の死亡者数

評価

A-2	目標値：0人（平成19年度以降毎年度） 実績値：0人（平成23年度） 初期値：0人（平成18年度）
-----	---------------------------------------------------------

(指標の定義)

鉄軌道の運転事故による乗客の死亡者数

※1 鉄道の運転事故とは、列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、鉄道人身障害事故及び鉄道物損事故をいう。

※2 軌道の運転事故とは、車両衝突事故、車両脱線事故、車両火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、人身障害事故及び物損事故をいう。

(目標設定の考え方・根拠)

第9次交通安全基本計画に掲げた鉄道運転事故による乗客の死者数ゼロを目標とする。

また、同時に鉄道運転事故件数の減少を目指す。

(外部要因)

自然災害

(他の関係主体)

鉄軌道事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

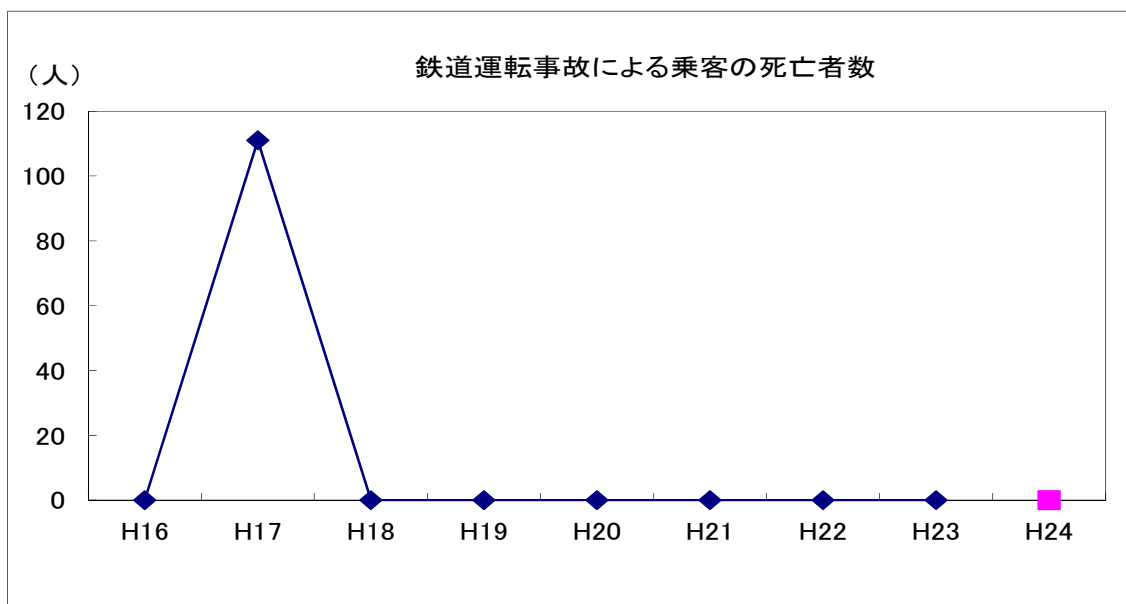
【閣決（重点）】

なし

【その他】

第9次交通安全基本計画（平成23年3月31日、中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
0人	0人	0人	0人	0人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 鉄道交通環境の整備

鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道施設、運転保安設備等について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要がある。このため、運転保安設備の整備等の安全対策の推進を図る。

○ 鉄道の安全な運行の確保

重大な列車事故を未然に防止するため、運転士の資質の保持、事故情報及びリスク情報の分析・活用、地震発生時の安全対策、気象情報等の充実を図る。また、鉄道事業者への保安監査等を実施し、適切な指導を行うとともに、万一大規模な事故等が発生した場合には、迅速かつ適確に対応する。

○ 鉄道事故等の原因究明と再発防止

鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明調査を迅速かつ適確に行うため、調査を担当する職員に対する専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図るとともに、各種調査用機器の活用により分析能力の向上に努め、もって鉄道事故の防止に寄与する。また、過去の事故等調査で得られたノウハウや各種分析技術、事故分析結果等のストックの活用により総合的な調査研究を推進し、その成果を原因の究明に反映させる。

○ 事故原因の究明

運輸安全委員会は、重大な鉄道事故等が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、鉄道事故等の再発防止に寄与する。

関連する事務事業の概要

○ 東日本大震災を踏まえた地震防災対策の検証

東日本大震災を踏まえ、鉄道施設の地震対策、津波発生時における鉄道旅客の安全確保、首都圏鉄道の運転再開・利用者への情報提供、大都市圏の地下鉄道の浸水防止対策について検討、とりまとめ。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成17年度には重大事故が連続して発生したことにより乗客の死者数は111人に上ったが、平成18年度以降は乗客の死者数は0人となっており、進捗状況は順調といえる。

（事務事業の実施状況）

○ 新幹線の高架橋柱及び在来線の高架橋柱について、耐震補強の促進を図った。

○ 平成18年度に改正した技術基準に基づき、曲線、分歧器、線路終端、その他重大な事故を起こすおそれのある箇所へのATS等の整備促進を図った。

○ 鉄道の安全運行を確保するため、鉄道事業法等に基づき、鉄道事業者等に対し保安監査を実施し、輸送の安全確保の取組状況、施設及び車両の保守管理の状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行った。さらに、平成18年10月より導入した運輸安全マネジメント制度により、事業者の経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築を推進するとともに、事業者の安全管理体制の構築・改善状況について評価を実施し、輸送の安全の確保に努めた。

○ 運輸安全委員会は、重大な鉄道事故等について、その原因を究明するための調査を行い、必要に応じて、調査の結果に基づき、原因関係者に対し講ずべき措置について勧告を行うなど、鉄道事故等の再発防止の寄与に努めた。

○ 東日本大震災を踏まえた地震防災対策の検証について、適切に実施し、首都圏鉄道の運転再開・利用者への情報提供について対応策を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値である死者数0人を示しており、A-2と評価した。鉄道運転事故件数に関しては長期的には減少傾向にあるものの、高密度、大量輸送という鉄道輸送の特徴により、ひとたび事故が発生すると被害は甚大なものとなる。このため、現在の取組を継続、強化し、業績指標の達成を目指すとともに、鉄道運転事故件数の減少を目指し、さらなる安全の確保を目指す。

運輸安全委員会は、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局安全監理官	（安全監理官 村田 義明）
関係課：大臣官房運輸安全監理官	（運輸安全監理官 渡邊 良）
鉄道局技術企画課	（課長 北村 不二夫）
鉄道局施設課	（課長 潮崎 俊也）
運輸安全委員会事務局総務課	（課長 堀家 久靖）

業績指標 97

事業用自動車による事故に関する指標（①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事故件数、③事業用自動車による飲酒運転件数）

評価	
① A-1	目標値：380人（平成25年） 実績値：447人（平成23年） 初期値：513人（平成20年）
② A-1	目標値：43,000人（平成25年） 実績値：49,080件（平成23年） 初期値：56,295人（平成20年）
③ A-2	目標値：0人（平成25年） 実績値：151件（平成23年） 初期値：287人（平成20年）

（指標の定義）

- ① 事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数。
- ② 事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数。
- ③ 事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数。

（目標設定の考え方・根拠）

平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。

（外部要因）

交通量、事業者数、車両台数

（他の関係主体）

警察庁（事故・違反通報）、厚生労働省（労基通報）

（重要政策）

【施政方針】

福島みずほ内閣府特命担当大臣談話（平成22年2月2日）「平成30年を目途に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路の実現を目指す。」

【閣議決定】

平成23年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況（平成24年5月29日）「平成21年3月に策定した「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、各種取組を進めているところである。」（第1編1部2章5.）

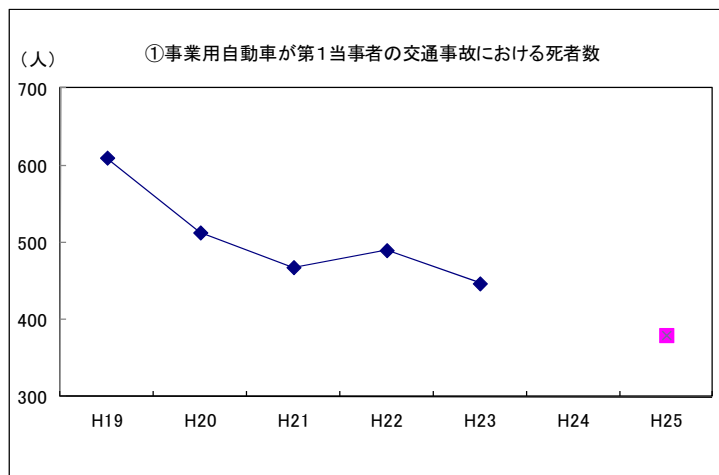
【閣決（重点）】

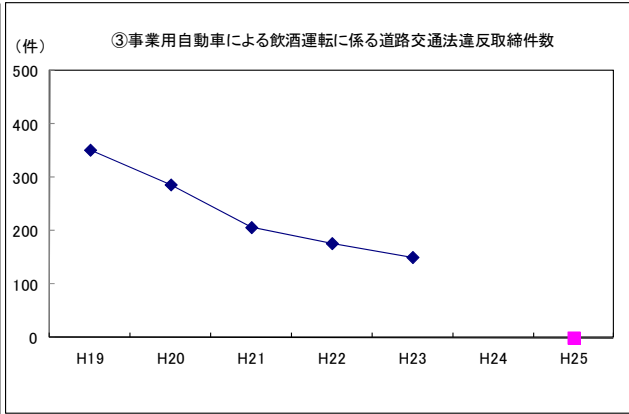
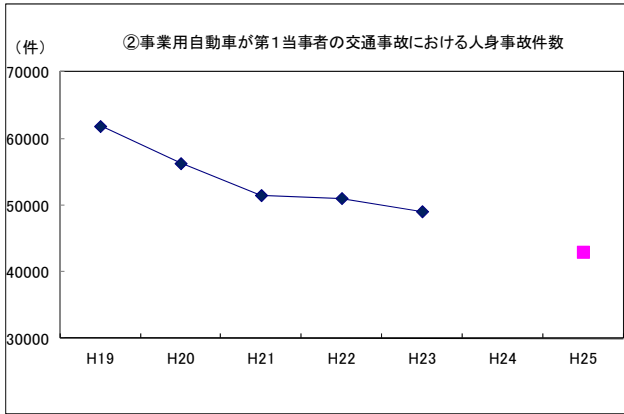
なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年)
H19	H20	H21	H22	H23	
①610人	①513人	①468人	①490人	①447人	
②61,873件	②56,295件	②51,510件	②51,061件	②49,080件	
③352件	③287件	③207件	③177件	③151件	





事務事業の概要

主な事務事業の概要

自動車運送事業の安全対策として以下を実施。

- ・運輸安全マネジメント制度の充実・強化し、評価実施回数の増加を図る。【予算額：0.5億円の内数、評価実施回数：93回（平成23年度）】
- ・事故防止対策支援推進事業、国際海上コンテナトレーラーに係る事故防止対策推進事業、監査の強化、運行管理制度の徹底、自動車事故調査・分析推進事業等【予算額：8.4億円（平成23年度）】
- ・全営業所における点呼時のアルコール検知器使用義務付け【省令（平成23年5月1日施行）】

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度の指標（実績値）は、①については、前年度より43人減少、②については、前年度より1,981人減少、③については、前年度より26人減少している。

（事務事業の実施状況）

- ・運行管理制度の徹底・改善、監査・処分の強化及び運輸安全マネジメントの推進 等

課題の特定と今後の取組みの方向性

①②については、昨年度より減少し、順調に推移している。また、さらなる事故の削減を目指し、事故防止対策推進事業における補助制度の拡充や、安全指導業務に係る制度改正、高速ツアーバスの安全性向上策の検討等を実施することから、それぞれA-1と評価した。

③については、平成23年5月1日より、全営業所においてアルコール検知器の使用義務付けを行っている。23年1月～4月は義務付け期間外であったこともあり、23年中の取締件数にはまだ大きな減少は見られないが、24年以降の件数に期待するところであり、A-2と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

- ・事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車の導入支援、運行管理の高度化に対する支援、社内安全教育の実施に対する支援）について、補助制度を拡充【予算額 8,1億円（平成24年度）】
- ・安全指導業務に係る制度改正【省令（平成24年4月16日施行）】
- ・高速ツアーバス関連事業者への緊急重点監査の実施及び監査情報の公表、乗務員の運転時間等の基準、指針等の見直し等、今夏の多客期の安全確保のための緊急対策の実施

（平成25年度以降）

- ・監査体制の強化、処分の厳格化
- ・運行管理制度その他の安全に関する基準の強化

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局安全政策課（課長 下野 元也）
 関係課：大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 渡邊 良）
 道路局環境安全課（課長 増田 博行）
 自動車局保障制度参事官室（参事官 後藤 浩平）
 自動車局技術政策課（課長 江角 直樹）
 自動車局旅客課（課長 鈴木 昭久）
 自動車局貨物課（課長 加賀 至）
 自動車局整備課（課長 島 雅之）

業績指標 98

商船の海難船舶隻数

評価

A-1	目標値：466隻以下（平成23年） 実績値：367隻（平成23年） 初期値：518隻（平成18年）
-----	---------------------------------------------------------

(指標の定義)

海難が発生した旅客船、貨物船及びタンカーの船舶隻数の合計

(目標設定の考え方・根拠)

過去10年間の商船の海難船舶隻数の推移を見ると、全体としては減少傾向にあるものの、近年はほぼ横ばいで推移している。これを再び減少傾向に向かわせることを狙いとして、平成23年までの5年間で平成18年比で商船の海難船舶隻数を1割以上減らすことを目標とする。

(外部要因)

海上交通量の変化、台風や津波等による海難

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・海洋基本計画（平成20年3月18日）

海難の分析等による安全基準や運航管理体制の改善等を図ることが必要である。（第一部2）

海難の発生を未然に防止するため、運輸安全マネジメント制度に基づく評価を推進する。

外国船舶についても、国際的な基準に適合しない船舶を排除するため、各国と協調した対応を強化する。（第二部5（1）イ）

【閣決（重点）】

なし

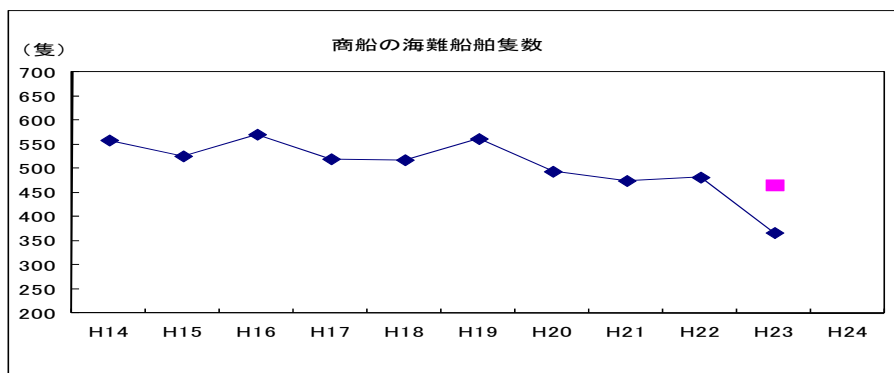
【その他】

なし

過去の実績値

(年)

H14	H15	H16	H17	H18
559隻	526隻	571隻	520隻	518隻
H19	H20	H21	H22	H23
562隻	494隻	475隻	482隻	367隻



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 船舶の検査・監査等を通じハード・ソフト両面から安全対策を強化 予算額574百万円（平成23年度）
- ・ 運航労務監理官の監査の効率的・効果的实施のための研修制度の強化や監査実施体制の整備
- ・ 船舶検査官等が効果的な検査を実施するための研修の充実、ISO9001品質認証の推進や船舶検査実施体制の整備
- ・ 海事分野における運輸安全マネジメント評価の実施
- ・ PSC（ポートステートコントロール：日本に入港する外国船籍の船に対して行う、船内設備などの安全に関する立入検査）の強化

事故原因究明

- ・運輸安全委員会では、海難が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、海難の再発防止に寄与する。

関連する事務事業の概要

該当無し

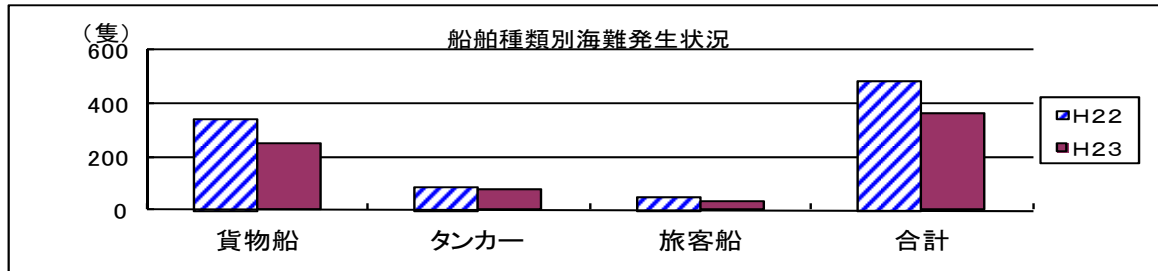
測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年の実績値は367隻であり、平成22年に比べ115隻の減少(23.9%減)となった。平成18年の目標設定以降、長期的な減少傾向を示し、平成23年の実績値で466隻以下の目標値を達成した。

指標の内訳を見ると、貨物船は254隻で平成22年比90隻の減少(26.2%減)、タンカーは82隻で平成22年比6隻の減少(6.8%減)、旅客船は31隻で平成22年比19隻の減少(38.0%減)であった。(下図参照)



(事務事業の実施状況)

- ・運航労務監理官により、旅客船及び貨物船の運航管理体制、船員の労働条件等の監査・指導を実施するとともに、運航労務監理官及び運輸安全調査官による運輸安全マネジメント体制の評価を実施した。(平成23年度実績：947事業者に対する運輸安全マネジメント体制の評価を実施)
- ・船舶検査官により、船舶の構造・設備等に関する技術基準適合性の検査を実施するとともに放射性物質等の危険物の輸送に係る容器・積付等について審査・検査を実施した。(平成23年実績：約11,000隻の検査を実施)
- ・外国船舶監督官により、我が国に入港した外国船舶に対し国際条約に基づき船体の安全基準及び資格証明等についてPSCを実施した。(平成23年実績：18,135件の欠陥是正を指示)
- ・運輸安全委員会は、海難について、その原因を究明するための調査を行い、必要に応じて、調査の結果に基づき、原因関係者に対し講ずべき措置について勧告を行うとともに、国土交通大臣及び関係行政機関の長に対し講ずべき施策について意見を述べるなど、海難の再発防止の寄与に努めた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成23年の実績値は367隻であり、平成22年に比べ115隻の減少(23.9%減)となっており、目標値を達成したことから、Aとした。今後は、目標値の見直しを行い、引き続き海難隻数の減少を目標としていくことから、A-1とした。
- ・周囲を海に囲まれ、資源が乏しい我が国は、エネルギー関連資源、食物資源等の大半を海外からの輸入に頼っており、また多くの基幹産業が臨海部に立地しているため、海上輸送は我が国の産業、国民生活を支える上で欠くことができないものとなっている。ひとたび海難が発生すれば、我が国の経済活動や自然環境に計り知れない影響を及ぼす可能性があるほか、尊い人命を失うなど、国民の「安全・安心」を脅かすこととなる。このため、海難の発生を未然に防止し、また、海難発生時の被害を最小化するために、引き続き上記の事務事業をはじめとした各種施策を推進することとする。
- ・運輸安全委員会では、引き続き適確な事故調査により事故防止及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者等に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- 人にやさしいブリッジに向けた検討
安全性向上・省力化のためのブリッジの標準設計指針等の策定

(平成25年度以降)

- 人にやさしいブリッジに向けた検討(再掲)

担当課等(担当課長名等)

担当課：海事局安全・環境政策課(課長 加藤 光一)
関係課：大臣官房運輸安全監理官(運輸安全監理官 渡邊 良)
運輸安全委員会事務局総務課(課長 松本 年弘)

業績指標 99

船員災害発生率（千人率）

評価

B-1	目標値： 8.9‰（平成24年度） 実績値：10.9‰（平成22年度） 初期値：11.3‰（平成19年度）
-----	-------------------------------------------------------------

（指標の定義）

毎年4月1日より翌年3月31日までの間に発生した災害（転倒、船舶の機器によりはさまれる等の事故、海難、海中転落等）により死亡・行方不明又は3日以上休業した船員（予備船員を除く。以下同じ。）の船員千人あたりの率

（目標設定の考え方・根拠）

船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止計画を5年ごとに作成している。

平成20年度から平成24年度までの5年間に死傷災害の発生率（年間千人率）を平成19年度に比べ21%減少させることを目標とする。

- ①全国平均の災害発生率を上回っている地域（地方運輸局単位）においては、全国平均まで減少させるとともに、さらに発生率を5%減少させることを努力目標とした。
- ②全国平均の災害発生率を下回っている地域においては、発生率を10%減少させることを努力目標とした。
- ③①及び②の考え方にに基づき平成15～17年度の3年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。

（外部要因）

- ・海運業、漁業の置かれている経済状況、船員の労働条件（労働時間等）
- ・船舶及び陸上作業機器・設備の構造に係る問題
- ・海上及び港における救急・救護体制

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

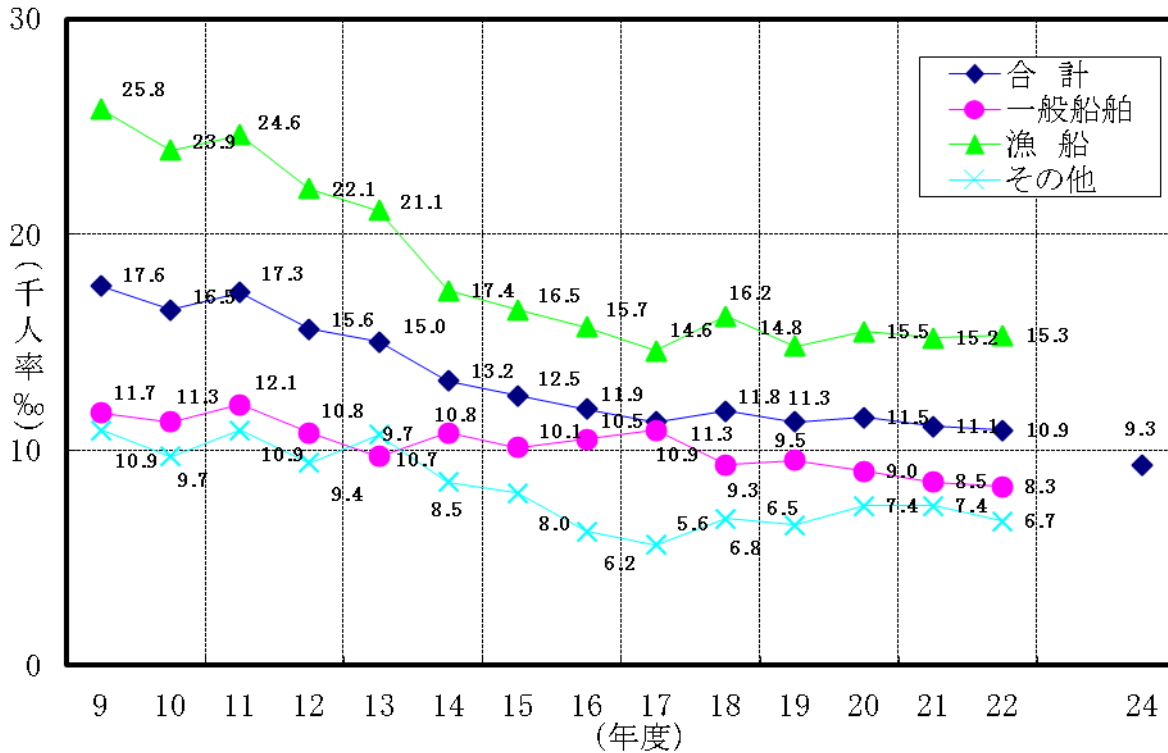
【その他】

第9次船員災害防止基本計画（計画期間：平成20年度から平成24年度までの5年間）

平成23年度船員災害防止実施計画

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
11.3‰	11.5‰	11.1‰	10.9	集計中

図1 船員災害発生率



事務事業の概要
主な事務事業の概要

○船員災害防止のための管理体制・基準策定等の推進

①安全管理体制の整備とその活動の推進

- ・船舶所有者の安全管理体制の整備を推進し、安全管理活動の活性化を図る。特に、中小船舶所有者に対し船員災害防止のための協議会等の設置を促進し、安全衛生教育、災害事例等に関する情報交換等を推進する。

②死傷災害の防止

- ・作業時を中心とした死傷災害防止対策を図るため、業種別、態様別等の災害防止対策を策定するとともに、特に死亡率の高い海中転落対策として作業用救命衣等保護具の使用徹底を図る。また、高齢船員に対しては、心身機能の変化に対応した死傷災害防止対策を推進し、若手船員に対しては、乗船前に安全対策や健康管理に関する研修の実施等、安全衛生に係る教育を推進する。

予算額 0.07億円 (平成23年度)

関連する事務事業の概要

該当なし。

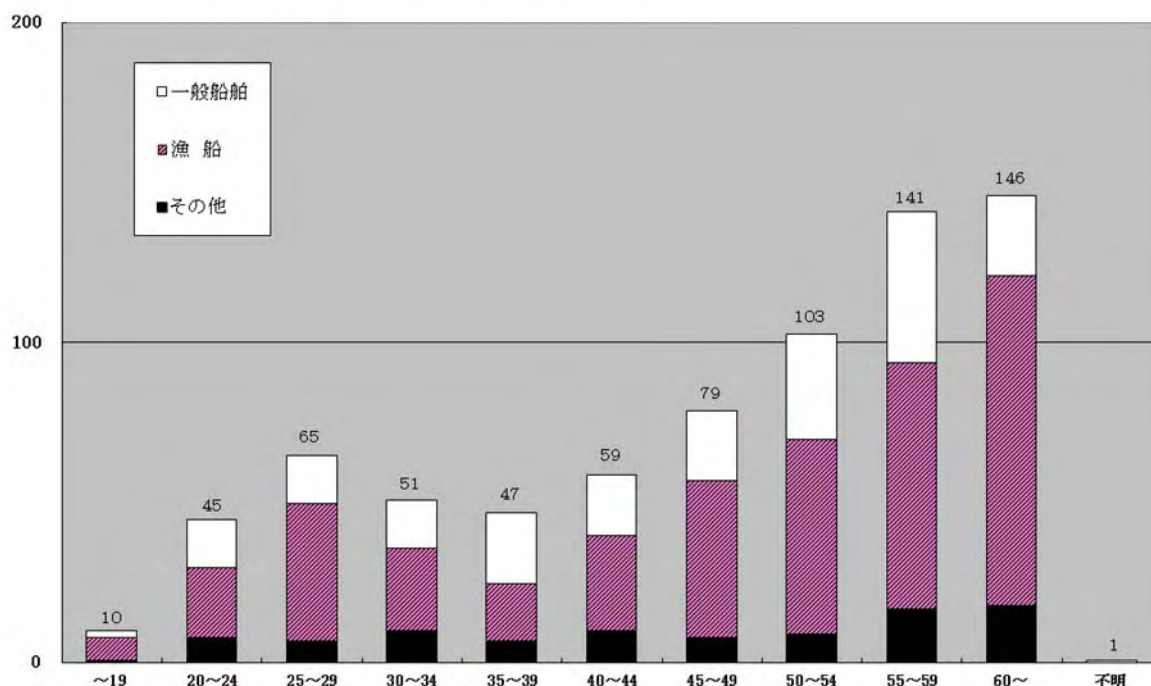
測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成23年度の実績値は集計中であるため、平成22年度までの実績値について分析すると、平成22年度の実績値は10.9‰(747件)であり、前年度の11.1‰(786件)と比べて減少している。(図1)
- ・船員の高齢化が進展する中、高齢船員の占める割合は高く、平成22年度における50歳以上の船員の災害発生率は、全体の約5.2%(390件)を占めている。このため、高齢船員の死傷災害防止対策の推進を図る必要がある。(図2)

図2 業種別年齢階層別災害発生状況(平成22年度)



(事務事業の実施状況)

- ・毎年開催される安全衛生月間期間中に、訪船指導を実施し、「転倒」、「はさまれ」、「海中転落」の防止対策等の指導を行うとともに、安全に関する各種講習会等を開催し船舶所有者、船員のみならずその家族に対しても参加を求め、安全意識の高揚を図った。今年度は震災の影響から、訪船指導の日程調整がつかなくなかったり、講習会等の規模の縮小や実施の制限を余儀なくされた。

指導隻数 1, 576隻

講習会等 53カ所 2, 953人参加

- ・関係機関、団体等で構成される船員災害防止推進連絡会議を開催し、関係者間での情報交換、連絡強化等を行った。(開催回数20回)

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成22年度の死傷災害発生率は、平成20、21年度に比べ若干減少してはいるものの、ほぼ横ばいの値となっているが、目標値の8.9%を達成するためには、船員災害の発生防止に対する更なる取組の推進を強化する必要がある。したがって、B-1と評価した。
- ・今後は、第9次船員災害防止基本計画の目標減少率を達成するために、同基本計画に基づき、船員の高齢化に伴う心身機能の変化を踏まえた高齢船員の死傷災害対策、若年船員に対する安全衛生に係る指導の充実、船内労働安全衛生マネジメントシステムの普及等死傷災害の防止に必要な対策を講じる。災害発生率の減少度合いが伸び悩んでいる漁船について、特に発生頻度の多い漁ろう作業中の注意喚起を促す。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

船員の安全と健康の確保を目的として、5年ごとに船員災害防止基本計画を策定している。同基本計画の実施を図るため、平成24年度船員災害防止実施計画では、重点対策(海難防止対策等による死傷災害の抑制に関する対策等)及び主要対策(船内労働安全衛生マネジメントシステムの普及等)を推進するほか、災害発生率の減少度合いが伸び悩んでいる漁船について、特に発生頻度の多い漁ろう作業中の注意喚起を促し、死傷災害の発生率(年間千人率)を、対前年度比10%減少させることを目標とする。また、近年増加傾向の見られる熱中症について対策をとることとした。

(平成25年度以降)

平成25年度は第10次船員災害防止基本計画の初年度であり、当該基本計画の実施を図るために、平成25年度船員災害防止実施計画を作成することとしている。平成25年度は、同実施計画の重点対策及び主要対策を推進し、死傷災害の発生率(千人率)を、同実施計画で規定するとおり減少させることを目標とする。

担当課等(担当課長名等)

担当課: 海事局運航労務課(課長 山本博之)

関係課: なし

業績指標 100

航空機に対するハイジャック・テロの発生件数

評価

A-1	目標値：0件（平成16年度以降毎年度） 実績値：0件（平成23年度） 初期値：0件（平成14年度）
-----	---------------------------------------------------------

(指標の定義)

国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロの発生件数

(目標設定の考え方・根拠)

国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロ（爆破等）の発生件数ゼロを目標とする。
 また、長期的にも常時ハイジャック及びテロの未然防止ができる状態を維持する。

(外部要因)

治安情勢の変動

(他の関係主体)

警察庁

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

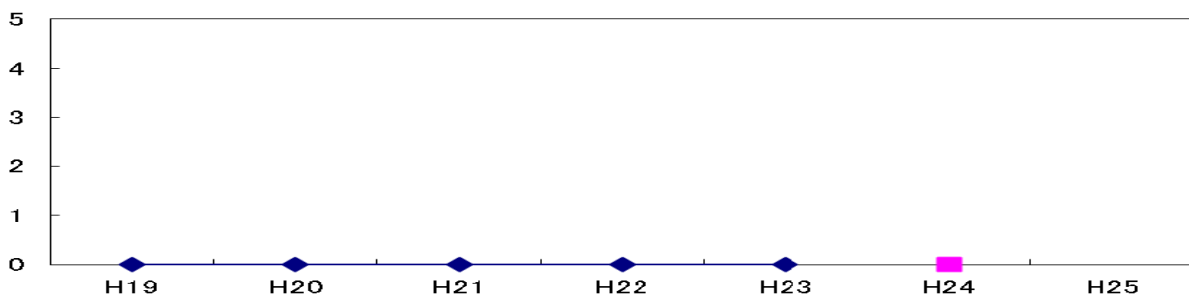
過去の実績値

(年度)

H19	H20	H21	H22	H23
0件	0件	0件	0件	0件

(件)

航空機に対するハイジャック・テロの発生件数



事務事業の概要

主な事務事業の概要

(ハイジャック・テロ対策の推進)

- ・国際標準に基づき、航空保安に関する基準を策定。
- ・セキュリティレベルを維持しつつ、物流の円滑化等を図るため、航空貨物に係る荷主から航空機搭載までの間を一貫して保護するための保安制度（RA制度）を導入。
- ・航空旅客等保安検査、空港関係者等検査、貨物ターミナルビル監視、航空貨物爆発物検査等の保安措置について必要な補助を実施。
- ・航空会社等に対する航空保安に係る教育訓練の実施。
- ・先進技術の活用を踏まえた航空保安検査機器の性能向上に関する調査研究の実施。
- ・各空港における保安措置の実施状況等について監査を実施。
- ・保安検査について全国一律の水準を確保するため、検査員及び検査機器の抜き打ち監査を実施。
- ・航空保安監査に係るデータ管理システムの構築及び運用。

関連する事務事業の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成16年度以降毎年度の目標値は0件であり、目標については、達成している。
米国同時多発テロ事件以降、航空機に対するハイジャック・テロを未然に防止するため、従来の空港警戒体制の最高レベルを恒久化するなどの航空保安措置を講じてきたところ、ハイジャック事件等は発生していない。
しかし、英グラスゴー空港車両突入事案（平成19年6月）、独フランクフルト空港テロ未遂事件（平成19年9月）、米航空機爆破未遂事件（平成21年12月）、イエメン発米国向け航空貨物爆破未遂事件（平成22年10月）など、国際的なテロ情勢は依然として厳しく、公共交通機関等へのテロの脅威は増しており、国民に大きな不安をもたらしているため、ハイジャック対策を含めたあらゆる分野におけるテロ対策をより一層推進することが国内外から求められている。

(事務事業の実施状況)

・民間航空の安全を確保するため、航空保安対策を実施する航空会社等への支援策として、保安検査機器の整備、保安検査業務及び監視業務にかかる経費について助成を実施した。
・各空港における保安措置の実施状況等についての監査等の施策を引き続き実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・実績値は目標値の0件を達成している。この実績値は、従来からのハイジャック・テロ対策とともに新たな施策を推進してきた結果達成されたものであり、今後、現在実施しているハイジャック・テロ対策を引き続き推進していくとともに、ICAOの取組に対する貢献等国際協力の推進、金属探知機では検知できない化学物質等や液体物に関する新たな検知技術の活用の可能性をフォローし、航空保安対策に関する体制の整備・充実等を引き続き図っていくことからA-1と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

・現在実施しているハイジャック・テロ対策を引き続き推進していく。
・航空保安に係る教育訓練について、国際状況を踏まえた内容の充実及び参加者数を拡大。
・ICAO国際保安監査プログラム対応を踏まえた、航空保安対策を推進していく。
・ASEAN及びアジア太平洋地域における航空保安の向上を図るための、国際会議を主催する。
・【行政事業レビュー「公開プロセス」における評価結果】（平成24年6月15日）
関係者の役割分担を含む資金スキームのあり方について、より効率的な事業執行を図る観点から改めて検討すべき。

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局 安全部 空港安全・保安対策課（課長 干山 善幸）

業績指標 101

国内航空における航空事故発生件数

評価

A-2	目標値：12.2件（平成20～24年の平均） 実績値：11.2件（平成19～23年の平均） 初期値：13.6件（平成15～19年の平均）
-----	----------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

国内航空における大型航空機、小型航空機及びヘリコプターの航空事故（航空法第76条に定める事故）の年間発生件数（5年間の平均）

(目標設定の考え方・根拠)

航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、航空事故の発生件数（平成20～24年の5ヵ年平均値）を現況値（平成15～19年の5ヵ年平均値）の約1割減とすることを目標とする。また、長期的にもできる限り着実に縮減していく。

(外部要因)

気象条件

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

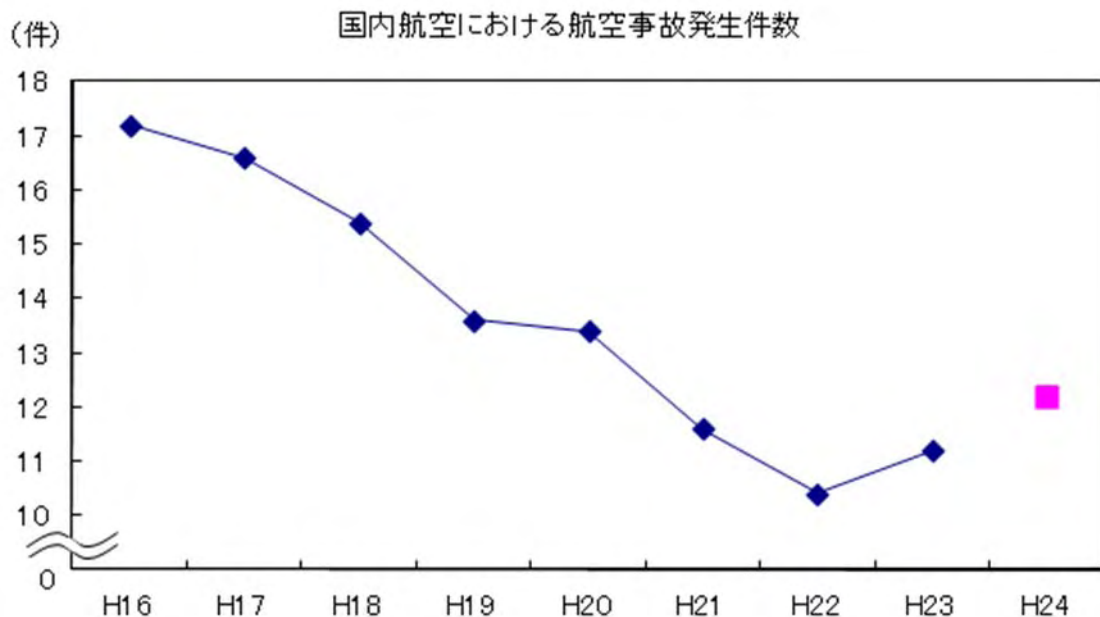
なし

【その他】

なし

過去の実績値					(暦年)
H19	H20	H21	H22	H23	
13.6件(※注) (単年) 14件	13.4件(※注) (単年) 11件	11.6件(※注) (単年) 11件	10.4件(※注) (単年) 8件	11.2件(※注) (単年) 12件	

(※注：過去5ヵ年平均値)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①航空機の安全な運航や安全性の確保

運航規程・整備規程の認可、運航管理施設の検査等を通じて、航空運送事業者等の安全基準への適合性を確保するほか、安全監査を年間を通じ高頻度で行うことにより、その体制や業務の実施状況を厳しくチェックするとともに、経営管理部門に対する運輸安全マネジメント評価を実施し、高い安全性を確保する。さらに、小型航空機等の事故を防止するため、法令及び関係規程の遵守、小型航空機等の運航者に対する教育訓練の徹底、的確な気象状況の把握等について指導を強化するとともに、小型航空機の運航者が安全運航のために留意すべき事項について全国8会場で開催する安全運航セミナーにおいて周知徹底を図る。

また、ICAO（国際民間航空機関）等の国際動向や技術の進歩等に合わせて航空機の安全基準を適時見直す等、所要の措置を行う。

予算額：航空安全対策の強化 約2.6億円（平成23年度）

運輸安全マネジメント制度の充実・強化 約0.5億円の内数（平成23年度）

②航空保安施設の整備

より一層安全な航空交通を目指し、管制支援システム等の施設整備等を進める。

予算額：空港整備事業費 約35.4億円（平成23年度）

③事故原因の究明

運輸安全委員会は、航空事故等が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、航空事故等の再発防止に寄与する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

当該指標は、各年毎に変動はあるものの、5年間の平均で見た場合、減少傾向にあるといえる。

（事務事業の実施状況）

- ・航空安全に係る情報を幅広く収集し、トラブル発生傾向を把握するため統計的な分析を行うとともに、有識者会議（航空安全情報分析委員会）を設置し、機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行った。
- ・この分析結果も含めて航空輸送の安全にかかわる情報をとりまとめ、平成23年7月に公表を行った。
- ・航空会社毎に重点事項を定め、監査専従組織による専門的かつ体系的な立入検査を高頻度で実施するとともに、安全上のトラブルが発生した場合には機動的に立入検査を実施するなど、航空会社に対する効果的な安全監査を実施した。（平成23年度航空運送事業者の本社・基地に対する立入検査実施件数：468件）
- ・事業者が経営トップから現場まで一丸となって安全管理体制を構築し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を平成23年度は延べ16事業者に対して実施した。
- ・ヒューマンエラーを予防するため、滑走路占有状態等を管制官やパイロットへ視覚的に表示・伝達するシステムの整備を推進している。
- ・羽田空港に鳥の群れを探知する専用レーダーの整備を推進している。
- ・運輸安全委員会は、航空事故等について、その原因を究明するための調査を行い、必要に応じて、調査の結果に基づき、国土交通大臣に対し講ずべき施策について意見を述べるなど、航空事故等の再発防止の寄与に努めた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・国内航空事故発生件数は各年毎に変動はあるものの、5年間の平均で見た場合、減少してきていることから、A-2と評価した。
- ・既に事故件数は低い水準にあり、大幅に減少させることは難しいが、今後も引き続き、航空安全情報の収集、分析を行うとともに、有識者会議にて機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行うほか、航空輸送の安全にかかわる情報の公表を行う。また、より一層安全な航空交通を目指し、各種支援システムの充実強化を図るほか、航空会社に対する体系的・専門的な安全監査及び経営管理部門に対する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施していく。さらに、ICAO等の国際動向や国内の動向を踏まえつつ、所要の措置を講じていく。
- ・運輸安全委員会は、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

- ・平成24年度より、自家用航空機等の操縦者が特定操縦技能の審査を受けられるようにする。（平成26年度より、飛行前一定期間において審査に合格していることを義務付ける。）

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局安全部運航安全課（課長 島村 淳）

関係課：大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 渡邊 良）

航空局安全部航空機安全課（課長 川勝 弘彦）

航空局安全部航空事業安全室（官房参事官（航空事業安全） 高野 滋）

航空局交通管制部交通管制企画課（課長 西村 典明）

運輸安全委員会事務局総務課（課長 松本 年弘）

業績指標 102

公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度 (①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数、②「公共交通事故被害者支援室」における連携先となる民間支援団体の数)

評 価	
N-2	①目標値：約 150 人 (平成 27 年度) 実績値：－ (平成 23 年度) 初期値：－ (平成 23 年度) ②目標値：約 150 箇所 (平成 27 年度) 実績値：－ (平成 23 年度) 初期値：－ (平成 23 年度)

(指標の定義)

平成 23 年 6 月にとりまとめられた「公共交通による事故による被害者等への支援のあり方検討会」の結果を踏まえ、平成 24 年度から公共交通事故被害者等に対する支援を確保するための常設の窓口機能を果たす「公共交通事故被害者等支援室」を設置したところ。

- ①「公共交通事故被害者支援室」室員並びに本省及び地方局職員で「公共交通事故被害者支援員」に指名された職員のうち、被害者等の支援にあたって必要な研修を受けた者の数。
- ②「公共交通事故被害者支援室」が活動するにあたり、各種支援の提供に係る連携先となる民間支援団体等の数。

(目標設定の考え方・根拠)

① 国土交通省職員が公共交通事故被害者支援員として被害者等に対して情報提供や相談の受付等の業務を行うにあたって、被害者等に寄り添った支援を提供するために必要な知識や留意すべき事項等について平成 24 年度より毎年度教育訓練を行うこととしている (1 回 40 名程度を想定)。当該研修を受講した公共交通事故被害者支援員の数によって、適切な対応ができる職員の充実の度合いを示すことができるため、国土交通省における公共交通事故被害者等支援のための体制の整備状況を測る指標とする。

②国土交通省の「公共交通事故被害者支援室」が公共交通事故被害者等に対する「相談窓口」として機能するため、公共交通被害者等の要望や相談に対応し、当室の「総合窓口」から民間支援団体や心のケアの専門家、弁護士等へ繋げることができるよう、協力体制を構築することとしている。その連携先となる民間支援団体等の数によって、常時紹介や相談等ができるネットワークの充実の度合いを示すことができるため、国土交通省における公共交通事故被害者等支援のための体制の整備状況を測る指標とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決 (重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	
－	－	－	－	－	

事務事業の概要**主な事務事業の概要**

下記について平成 24 年度より実施。

○公共交通における事故発生時の被害者等支援のための施策の実施

- ・被害者等に寄り添った具体的な支援を実施するため、国土交通省における体制づくりを進め、支援に当たる国土交通省職員に対する教育訓練の際に使用する行動マニュアルの作成に当たり、精神医療の専門家や過去の事故の被害者等による検討会を開催。
- ・被害者等支援や関係者との連携の強化を図るため、必要なネットワークづくりを進めることとし、海外の支援機関、被害者団体、有識者等、公共交通事業者、行政からなる「公共交通事故被害者等支援国際セミナー (仮称)」や、心のケアの専門家など被害者等の支援に当たる実務者等と連絡会議を開催する。

予算額：公共交通事故被害者支援のための体制整備 6百万円

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

公共交通事故被害者支援室は平成24年度より設置されたため、平成23年度における実績はない。

(事務事業の実施状況)

航空、鉄道等公共交通における事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月に公共交通事故被害者支援室を開設した。被害者等支援業務を行うに際しては人的・組織的基盤が重要であるため、毎年継続的に教育訓練を行うこととしている。また、被害者等への支援は広範かつ多岐にわたる内容を有していることから、民間支援団体との有機的な連携を構築するため、着実に取り組んでいくこととしている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

上記の取組みを行うことにより、適切に被害者等支援を実施するための国土交通省における人的・組織的基盤を構築するとともに、民間支援団体等と連携することで、常時紹介や相談等ができるネットワークの充実を図ることができ、結果として充実した被害者等支援を行うことが可能になる体制整備に資することとなる。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

公共交通における事故発生時の被害者等支援のための施策の実施（職員への研修の実施、ネットワーク構築等）

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局安心生活政策課（課長 山口 一朗）

施策目標個票

(国土交通省23-⑮)

施策目標	道路交通の安全性を確保・向上する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な道路管理を進めることで、道路交通の安全性を確保・向上する	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>道路交通の安全性の確保・向上のため、生活道路と幹線道路での交通事故対策を両輪とした効果的・効率的な対策を実施し、また地方自治体における長寿命化修繕計画策定への支援を行ってきたところであり、業績指標についてはおおむね順調かつ着実に推移しているところである。</p> <p>今後も引き続き、信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な維持管理を推進していく。</p>

業績指標	103 全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		28%	28%	41%	54%	63%	76%	B-2	概ね100%
	年度ごとの目標値	/							/
	104 道路交通における死傷事故率	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		約109件/億台キロ	約109件/億台キロ	約103件/億台キロ	約99件/億台キロ	約98件/億台キロ	約93件/億台キロ (暫定値)	A-3	約1割削減 (約100件/億台キロ)
	年度ごとの目標値	/							/
	105 あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		-	-	-	-	約2.5割抑止	約3割抑止	A-3	約2割抑止
	年度ごとの目標値	/							/
	106 事故危険箇所の死傷事故抑止率	初期値	実績値					評価	目標
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		-	-	-	-	約3.5割抑止		A-2	約3割抑止
	年度ごとの目標値	/							/

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
		※下段()書きは、複数施策に関連する予算であり、外数である。	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	565,396 <1,645,862>	440,122 <1,265,501>
補正予算(b)	114,603 <380,508>			19,640 <126,982>	96,924 <192,983>	-
前年度繰越等(c)	167,520 <89,686>		184,271 <64,296>	146,296 <334,694>	-	
合計(a+b+c)	847,519 <2,116,056>		644,034 <1,456,779>	669,055 <1,785,903>	465,551 <1,308,275>	
	執行額(百万円)	709,382 <2,072,806>	507,356 <1,087,916>			
	翌年度繰越額(百万円)	133,527 <8,306>	126,743 <323,373>			
	不用額(百万円)	4,609 <34,944>	9,935 <45,490>			

※上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	道路局	作成責任者名	・国道・防災課 道路保全企画室 (室長 土井 弘次) ・環境安全課 道路交通安全対策室 (室長 平井 節生)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----	--------	-----------------------------------------------------------------	----------	---------

業績指標 103

全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率

評価

B-2	目標値：概ね100%（平成24年度） 実績値：76%（平成23年度） 初期値：28%（平成19年度）
-----	----------------------------------------------------------

(指標の定義)

全国の15m以上の道路橋（約17万橋）について、長寿命化修繕計画（※）を策定している割合
 長寿命化修繕計画策定率＝全国の15m以上の道路橋のうち長寿命化修繕計画を策定している橋梁箇所数（※2）
 ÷ 全国の15m以上の橋梁箇所数（※2）

※ 長寿命化修繕計画とは、点検に基づき、必要な修繕・架替えの時期等を定めた計画

※2 橋梁箇所数とは、上下線が別々の場合は、それぞれ1箇所として勘定した数

(目標設定の考え方・根拠)

予防保全への転換に向け、5年後の平成24年度末までに全ての橋梁で長寿命化修繕計画を策定することを目標とする

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「道路の維持・補修など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」

【閣議決定】

「新成長戦略（基本方針）」について（平成21年12月30日）

「維持修繕、更新投資等の戦略的な維持管理を進め、国民の安全・安心の確保の観点からリスク管理を徹底することが必要」

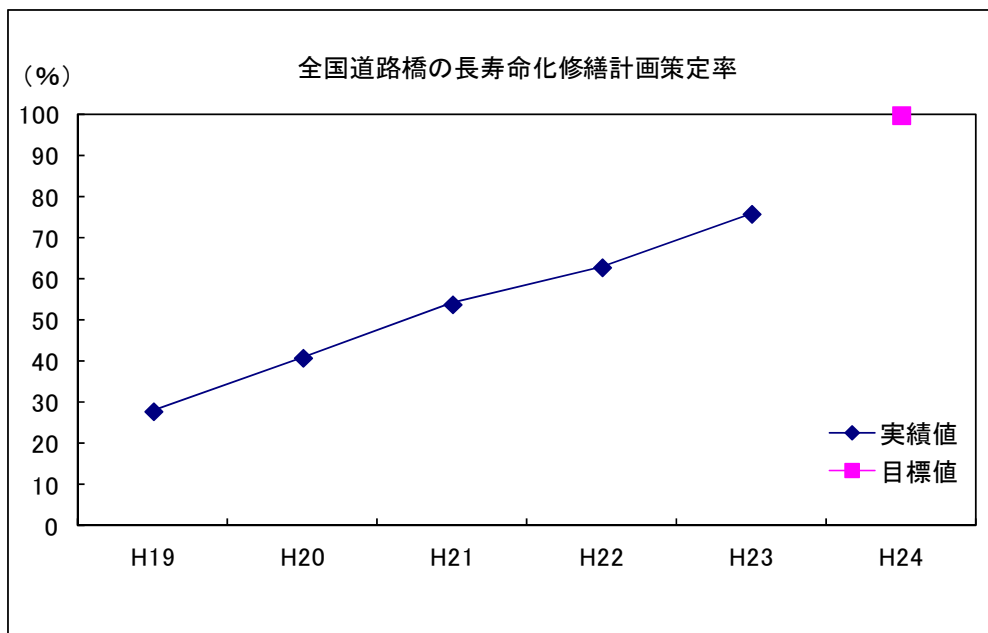
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	H24
28%	41%	54%	63%	76%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

地方自治体に対して、自治体職員を対象とした橋梁点検の講習会の開催、技術者の派遣等の技術支援や長寿命化修繕計画の策定及び当該計画の策定のために実施する健全度の把握のための点検に要する費用に対する財政支援等を実施しているところ。(◎)

予算額：道路整備費13,415億円(国費)及び社会資本整備総合交付金17,539億円(国費)の内数(平成23年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・長寿命化修繕計画策定率の実績値については、平成22年度63%から平成23年度76%と向上している。
- ・平成23年度における長寿命化修繕計画策定率の実績値について、道路管理者別に見ると、高速国道及び直轄国道で100%、都道府県管理道で99%、政令市管理道で93%が策定されており、市区町村管理道(政令市道を除く)においても約半数の51%が策定されている状況である。

(事務事業の実施状況)

- ・地方自治体における長寿命化修繕計画策定率を向上するため、平成23年度においても、地方自治体職員を対象とした橋梁点検の講習会の開催、技術者の派遣等の技術支援や長寿命化修繕計画の策定及び当該計画の策定のために実施する健全度の把握のための点検に要する費用に対する財政支援等を実施しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、平成22年度の実績値63%から平成23年度の実績値76%と向上しているものの、市区町村管理道(政令市道を除く)の長寿命化修繕計画策定率が51%であり、約半数の橋梁について計画未策定であることから、平成24年度の目標達成が困難な可能性が高いためB-2と評価した。
- ・課題は市町村の修繕計画策定率をいかに向上させるかということであり、引き続き技術支援や財政支援に取り組むことが重要。
- ・現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

・【行政事業レビュー「公開プロセス」における評価結果】(平成24年6月15日)

一部改善

(とりまとめコメント)

維持修繕費用の将来推計を適切に行い、データの開示等に取り組むべき。一者応札について更なる改善を行い、競争性向上にしっかりと取り組むべき。

(平成25年度以降)

・なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 国道・防災課 道路保全企画室(室長 土井 弘次)

関係課：道路局 環境安全課 (課長 増田 博行)

業績指標 104

道路交通における死傷事故率

評価

A-3

目標値：約1割削減
 (約100件/億台キロ) (平成24年)
 実績値：約93件/億台キロ (平成23年暫定値)
 初期値：約109件/億台キロ (平成19年)

(指標の定義)

自動車走行台キロ当たりの死傷事故件数(1件/億台キロとは、例えば1万台の自動車が1万キロ走行した場合、平均1件の死傷事故が発生することを意味する。)

道路交通における死傷事故率=死傷事故件数 ÷ 自動車走行台キロ

(目標設定の考え方・根拠)

死傷事故率を過去の欧米と同程度のペース(5年で約1割)で削減することを目指すこととし、5年後のH24年末までに、H19年値に対して死傷事故率を約1割削減することを目標とする。

(外部要因)

- ・交通量の変動
- ・交通安全思想の普及

(他の関係主体)

警察庁

(重要政策)

【施政方針】

第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日)

「昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに6千人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。」

【閣議決定】

なし

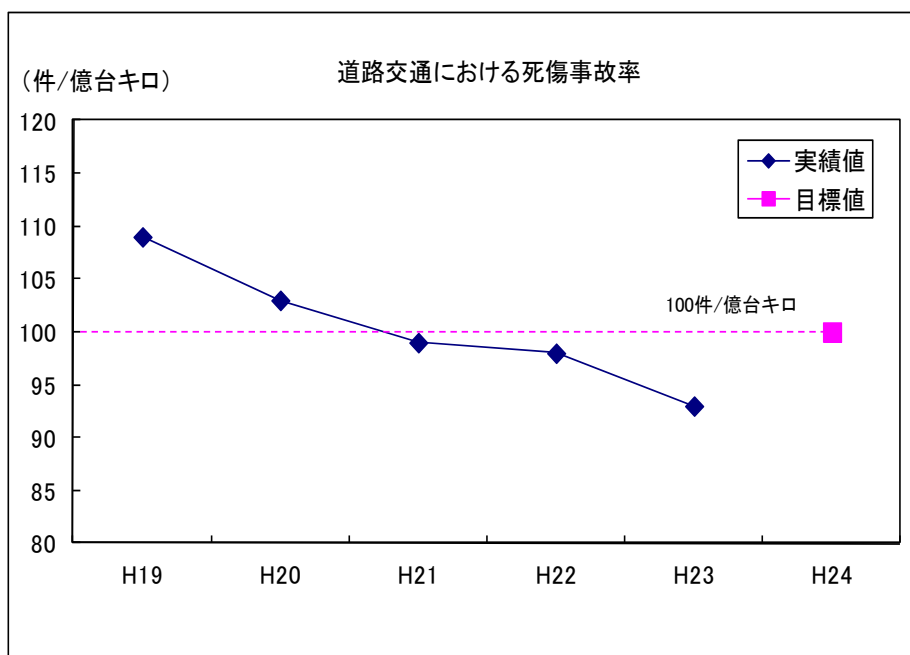
【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

第9次交通安全基本計画(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)

過去の実績値					(年)
H19	H20	H21	H22	H23	H24
約109 件/億台キロ	約103 件/億台キロ	約99 件/億台キロ	約98 件/億台キロ	約93 件/億台キロ (暫定値)	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

安全な道路交通環境の実現を目指し、幹線道路ネットワークの体系的な整備を進めるとともに、幹線道路における事故危険箇所を含めた事故の発生割合の高い区間での集中的対策の実施、歩行者等の事故多発地区における歩行者・自転車安全対策の重点実施（あんしん歩行エリアの整備）等、交通安全施設等の整備を推進する。（◎）

予算額：道路整備費 13,415 億円（国費）、社会資本整備総合交付金 17,539 億円（国費）及び内閣府計上の地域自主戦略交付金 5,120 億円（国費）の内数（平成 23 年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 19 年実績値約 109 件/億台キロに対し、平成 22 年の実績値は約 98 件/億台キロと改善し、平成 21 年に引き続き目標値を達成することとなった。平成 23 年の実績値（暫定値）は約 93 件/億台キロと更に改善する見込みである。

（事務事業の実施状況）

- ・交通をより安全な道路へ転換させるため、死傷事故率が低い自動車専用道路を含む幹線道路ネットワークの整備を実施。
- ・平成 21 年 3 月に 582 地区をあんしん歩行エリアに指定するとともに、3,396 箇所を事故危険箇所として指定し、対策を実施中。

課題の特定と今後の取組みの方向性

死傷事故率に関する業績指標は平成 17 年度以降、減少傾向にある。平成 21 年に目標値を達成することとなったが、より安全な道路交通環境の実現に向け、引き続きこの状況を維持していく必要がある。

今後も、地域や住民の主体性を重視する取り組みや、科学的なデータ・地域の顕在化したニーズ等に基づき事故要因や有効な対策について十分な分析を行う等、生活道路と幹線道路での交通事故対策を両輪とした効果的・効率的な対策を実施する。

また、第 9 次交通安全基本計画（平成 23 年 3 月 31 日中央交通安全対策会議決定）の目標である「平成 27 年までに 24 時間死者数を 3,000 人以下、死傷者数を 70 万人以下にする」の達成に向け、今後も対策強化に向けた検討に取り組んでいく。

なお現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標は廃止とする。

以上から、今回の評価としては A-3 とした。

平成 24 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 24 年度）

なし

（平成 25 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局 環境安全課 道路交通安全対策室（室長 平井 節生）

関係課：道路局 国道・防災課（課長 三浦 真紀）

業績指標 105

あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率

評価

A-3	目標値：約2割抑止（平成24年） 実績値：約3割抑止（平成23年） 初期値：—
-----	-----------------------------------------------

(指標の定義)

あんしん歩行エリア（※）のうち、交通事故対策が実施された地区において抑止される歩行者・自転車死傷事故件数

あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率

$$= \frac{((\text{対策前の歩行者・自転車死傷事故件数}) - (\text{対策後の歩行者・自転車死傷事故件数}))}{\text{対策前の歩行者・自転車死傷事故件数}}$$

※あんしん歩行エリア：

歩行者・自転車死傷事故発生割合が高く、面的な事故抑止対策を実施すべき地区であり、市区町村が主体的に対策を実施する地区について、警察庁と国土交通省が指定するもの。（582地区（平成21年3月））

(目標設定の考え方・根拠)

旧社会資本整備重点計画の計画期間（平成14年度～平成19年度）におけるDID地区での歩行者・自転車事故件数は約1割減少したことを踏まえ、DID地区にあり、公安委員会と道路管理者が連携して特に重点的に交通事故対策を実施する地区であるところのあんしん歩行エリアについては、平成21年3月にエリアを新たに指定して、その2倍のペースで歩行者・自転車事故件数を抑止することを目指すこととする。

(外部要因)

- ・交通量の変動
- ・交通安全思想の普及

(他の関係主体)

警察庁

(重要政策)

【施政方針】

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに6千人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

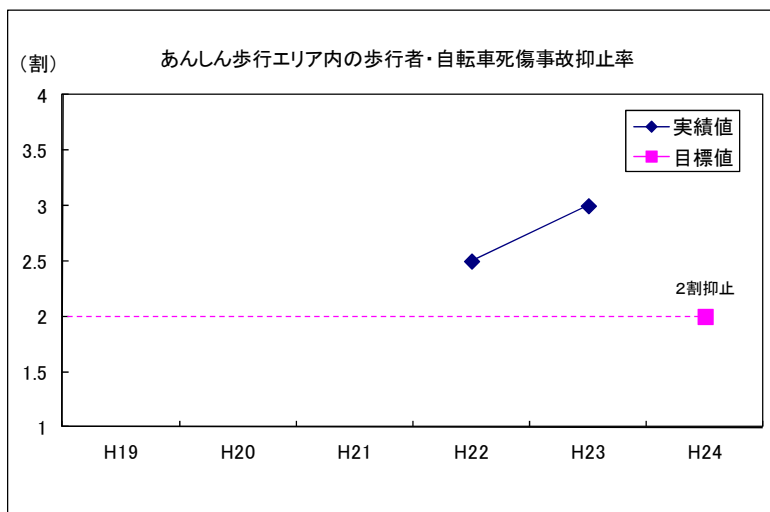
【その他】

第9次交通安全基本計画（平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値					(年)
H19	H20	H21	H22	H23	H23
—	—	—	約2.5割抑止※1	約3割抑止※2	

※1 平成21年度までに対策が完了した地区が対象

※2 平成22年度までに対策が完了した地区が対象



事務事業の概要

主な事務事業の概要

市街地内の事故発生割合の高い地区において、歩行者等を優先する道路構造等により歩行者等の通行経路の安全性を確保する。

予算額：道路整備費 13,415 億円（国費）、社会資本整備総合交付金 17,539 億円（国費）及び内閣府計上の地域自主戦略交付金 5,120 億円（国費）の内数（平成 23 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 22 年度までに対策が完了した地区について、歩行者・自転車死傷者事故の抑止率は約 3 割であり、目標値を達成している。

（事務事業の実施状況）

平成 21 年 3 月に 582 地区をあんしん歩行エリアに指定した。現在、全体の 99% の地区で着手し、各エリアにおいて、歩道の整備やハンプの設置等の対策を実施中であり、平成 23 年度までに対策が完了した地区は約 2 割となっている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 22 年度までに対策を完了した地区は目標値を達成した。また現行社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標は廃止とする。そのため、業績指標を A-3 と評価した。

平成 24 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 24 年度）

なし

（平成 25 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局 環境安全課 道路交通安全対策室（室長 平井 節生）

関係課：道路局 国道・防災課（課長 三浦 真紀）

業績指標 106

事故危険箇所の死傷事故抑止率

評価

A-2	目標値：約3割抑止（平成24年） 実績値：約3.5割抑止（平成22年） 初期値：－
-----	-------------------------------------------------

(指標の定義)

事故危険箇所（※）のうち、交通事故対策が実施された箇所において抑止される死傷事故件数の割合
 事故危険箇所の死傷事故抑止率＝

$$\frac{(\text{対策前の死傷事故件数}) - (\text{対策後の死傷事故件数})}{\text{対策前の死傷事故件数}}$$

※事故危険箇所：

事故の発生割合の高い区間のうち、特に重点的に対策を実施すべき箇所として警察庁と国土交通省が指定するもの。
 （3,396箇所（平成21年3月））

(目標設定の考え方・根拠)

旧社会資本整備重点計画（平成14年度～19年度）における事故危険箇所対策では、事故抑止率約3割の目標を概ね達成していることから、平成21年3月に箇所を新たに指定して、引き続き本対策を実施することとし、その目標値についても前回同様に約3割抑止とする。

(外部要因)

- ・交通量の変動
- ・交通安全思想の普及

(他の関係主体)

警察庁

(重要政策)

【施政方針】

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに6千人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

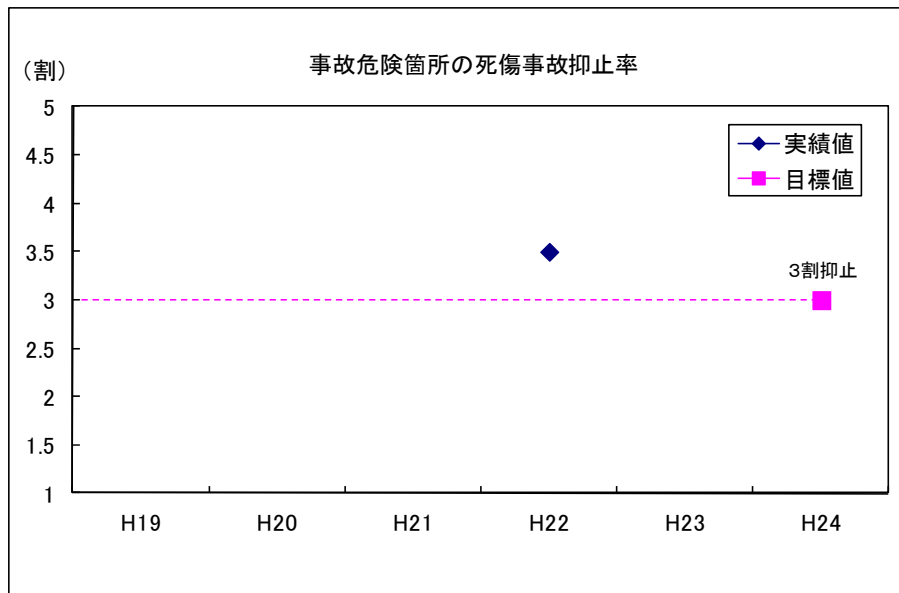
【その他】

第9次交通安全基本計画（平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値					(年)
H19	H20	H21	H22	H23	H24
－	－	－	約3.5割抑止※1	－	※2

※1 平成21年度までに対策が完了した地区が対象

※2 平成23年度の実績値は平成25年度当初に算定する予定



事務事業の概要

主な事務事業の概要

幹線道路における対策を効率的かつ効果的に実施するため、特に事故の危険性が高い箇所を事故危険箇所として指定し、公安委員会と連携して交差点改良等の交通事故対策を集中的に実施。

予算額：道路整備費 13,415 億円（国費）、社会資本整備総合交付金 17,539 億円（国費）及び内閣府計上の地域自主戦略交付金 5,120 億円（国費）の内数（平成 23 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 21 年度までに対策が完了した地区について、死傷者事故の抑止率は約 3.5 割であり、目標値を達成している。

平成 23 年の実績値については、当該年の事故データが平成 24 年度末にとりまとまる予定であり、算定は平成 25 年度当初になる見通し。

（事務事業の実施状況）

平成 21 年 3 月に 3,396 箇所を事故危険箇所として指定した。現在、各箇所において、交差点改良等の対策を実施中であり、平成 22 年度までに対策が完了した箇所は、全体の約 5 割程度となっている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 21 年度までに対策を完了した地区は目標を達成しており、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の目標値及び目標年度を平成 24 年度から平成 28 年度に見直し引き続き取り組みを継続していくため業績指標を A-2 と評価した。

平成 24 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 24 年度）

なし

（平成 25 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局 環境安全課 道路交通安全対策室（室長 平井 節生）

関係課：道路局 国道・防災課（課長 三浦 真紀）

施策目標個票

(国土交通省23-⑯)

施策目標	自動車事故の被害者の救済を図る	
施策目標の概要及び達成すべき目標	現状、年間約90万人もの自動車事故被害者が発生していることを踏まえ、自動車事故による重度後遺障害者への介護料の支給や重度後遺障害者宅への訪問支援サービス等の被害者救済対策を実施することで、被害者本人及びその家族に生じる経済的・肉体的・精神的被害の軽減を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>自動車事故の被害者救済については、自賠責保険金支払の適正化、ひき逃げ事故等の被害者に対する保障金支払、重度後遺障害者のための療護センターの運営など各般の施策を継続的かつ安定的に実施しているところである。</p> <p>また、自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービスにおいても、目標である50%以上(平成27年度)の実施に向けて、独立行政法人自動車事故対策機構は、業務の効率化を図りながら順調に実施しているところである。</p> <p>今後とも、同機構を通じた介護料支給や訪問支援サービスをはじめとする被害者救済対策事業を引き続き実施し、施策目標の達成に向けた取り組みを継続していく。</p>

業績指標	107 自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービスの実施割合	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		27年度
		34.7%	4.8%	10.8%	24.5%	34.7%	42.2%		A-2

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	19,189	17,793	17,217	16,996	/
		補正予算(b)	0	0	164	-	/
		前年度繰越等(c)	0	0	12	-	/
		合計(a+b+c)	19,189	17,793	17,393	16,996	/
	執行額(百万円)		17,486	16,662	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)		0	12	/	/	/
	不用額(百万円)		1,702	1,119	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	自動車局	作成責任者名	保障制度参事官室 (参事官 後藤 浩平)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	------	--------	-------------------------	----------	---------

業績指標 107

自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービスの実施割合

評価	
A-2	目標値：50.0%（平成27年度） 実績値：42.2%（平成23年度） 初期値：34.7%（平成22年度）

(指標の定義)

自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者（介護料受給資格者）やその家族を精神的な面で支援するために、重度後遺障害者（介護料受給資格者）宅に対して独立行政法人自動車事故対策機構が実施する訪問支援サービスの実施割合。

※介護料：自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方へ独立行政法人自動車事故対策機構を通じて支給する。

(目標設定の考え方・根拠)

- ①平成21年度末の介護料受給資格者数は4,489名（平成22年度の訪問支援サービス件数は1,559件）
- ②平成22年度において、介護料受給資格者の3割以上に対して訪問を行っていたところ、限られた人員で業務の効率化を図りながら、平成27年度までに、介護料受給者の5割程度に対して訪問支援サービスを提供することを目指すこととした。

(外部要因)

訪問支援サービス実施に当たっての重度後遺障害者（介護料受給資格者）やその家族の意向

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日)
交通事故による重度後遺障害者数が依然として高い水準で推移していることを踏まえ、これらの者が質の高い治療・看護を受けられる機会の拡充を図るとともに、被害者の実態把握に努める。(V. 第2. 1)

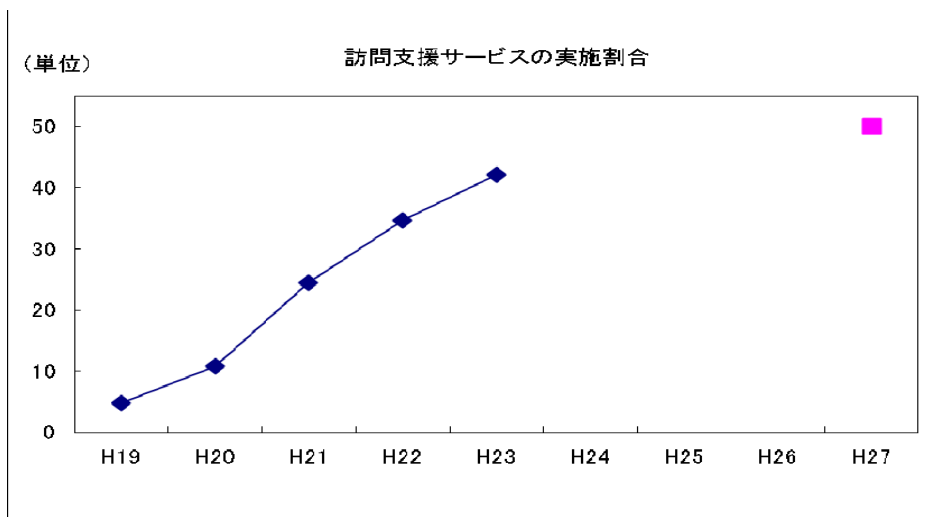
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・第9次交通安全基本計画(平成23年3月31日日本中央交通安全対策会議決定)
交通事故による重度後遺障害者数は依然として高い水準にあることから、引き続き、重度後遺障害者に対する救済対策の充実を図る。

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
4.8%	10.8%	24.5%	34.7%	42.2%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

独立行政法人自動車事故対策機構の職員が、自動車事故の被害者である重度後遺障害者（同機構の行う介護料受給資格者）宅を訪問し、被害者本人やその家族から相談・要望を受けるほか、介護に関した有用な情報を提供するなど、被害者やその家族に対して精神的な支援を行うもの
予算額：独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金 7.1 億円の内数（平成 23 年度）

関連する事務事業の概要

独立行政法人自動車事故対策機構が、自動車事故の被害者であって、介護が必要な重度後遺障害者に対して介護に要する経費を支給し、被害者やその家族に対して経済的な支援を行うもの

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 23 年度の訪問支援サービスの実施割合は、当該年度に取り組んだ業務の効率化及び訪問支援の取組強化により、初期値に比して順調に増加している。

（事務事業の実施状況）

平成 22 年度は、前年度末の介護料受給資格者 4,489 名に対し、1,559 件実施。

平成 23 年度は、前年度末の介護料受給資格者 4,592 名に対し、1,940 件実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 23 年度に実施した業務の効率化及び訪問支援の取組強化により、平成 22 年度よりも実施割合が増加しており、目標年度である平成 27 年度までに目標を達成すると見込まれることから、「A」と評価した。

今後とも、独立行政法人自動車事故対策機構による介護料支給をはじめとした被害者救済対策事業への重点化、深度化を図るとともに、業務の効率化を図りながら平成 27 年度に訪問支援サービスの実施割合が 50%以上となるよう努めていくことから、「2」と評価した。

なお、独立行政法人自動車事故対策機構第三期中期目標においては、中期目標期間の最終年度（平成 28 年度）までに、60%以上とすることとしている。

平成 24 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 24 年度）

なし

（平成 25 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局保障制度参事官室（参事官 後藤 浩平）

関係課：なし

施策目標個票

(国土交通省22-⑰)

施策目標	自動車の安全性を高める	
施策目標の概要及び達成すべき目標	車両安全対策を実施し自動車の安全性を向上させることにより、平成30年を目処に交通事故死者数を2,500人以下に減少させる。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	自動車に係る技術基準の強化等を行い自動車の安全性能が向上したこと等により、交通事故による死亡事故件数は近年減少している。 交通事故被害の軽減に資する衝突被害軽減ブレーキを装着した自動車に対する補助の実施により、同装置の年間装着台数は目標値を上回り大幅に増加している。 今後とも、自動車の安全性を向上させる施策を実施していくこととする。

業績指標	108 衝突被害軽減ブレーキの年間装着台数	初期値	実績値				評価	目標値
		22年	23年					27年
		4,201台	12,259台					A-2 6,000台

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	6,483	5,265	3,491	3,609	/
		補正予算(b)	0	0	138	-	/
		前年度繰越等(c)	99	5	0	-	/
		合計(a+b+c)	6,582	5,269	3,629	3,609	/
	執行額(百万円)		6,269	4,984	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)		5	0	/	/	/
	不用額(百万円)		309	285	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	自動車局	作成責任者名	技術政策課 (課長 江角 直樹)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	------	--------	---------------------	----------	---------

業績指標 108

衝突被害軽減ブレーキの年間装着台数

評価

A-2	目標値：6,000台（平成27年） 実績値：12,259台（平成23年） 初期値：4,201台（平成22年）
-----	--------------------------------------------------------------

(指標の定義)

1年間に生産される大型自動車（車両総重量8トン超の大型貨物車）のうち、衝突被害軽減ブレーキが装着される車両台数

(目標設定の考え方・根拠)

車両安全対策の一環として衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図り、過去の装着実績より平成27年までに6,000台の装着台数が見込まれるものとして設定したもの。

(外部要因)

交通安全思想の普及状況等

(他の関係主体)

—

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

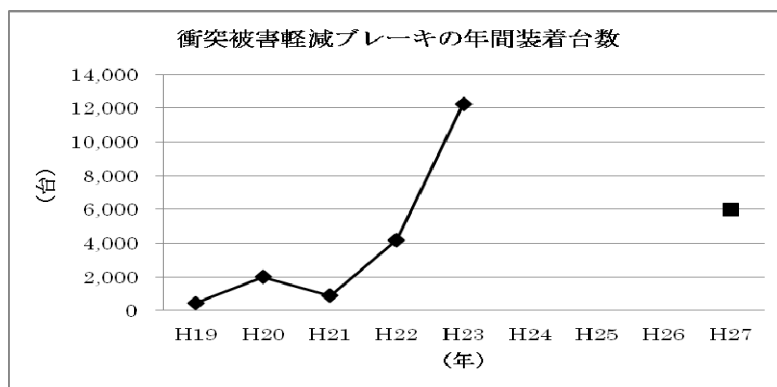
【その他】

なし

過去の実績値

(年)

H19	H20	H21	H22	H23
466	1,994	894	4,201	12,259



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・事故実態の把握・分析→安全対策の実施→対策の効果評価からなる「自動車安全対策のサイクル」を実施するため、車両安全対策検討会を設置し、自動車安全対策サイクルを推進している。

関連する事務事業の概要

・学識経験者等の専門家からなる「車両安全対策検討会」において、事故実態等に基づく重要性、技術開発動向、国際調和動向等を勘案し、法令に基づく安全基準の拡充・強化項目の検討や今後の対策の検討を行っている。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・車両安全対策の一環として、予防安全技術である衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図っているところである。
 ・衝突被害軽減ブレーキの平成23年の年間装着台数は12,259台であり、既に目標値を達成した。

(事務事業の実施状況)

- ・平成23年度においても、衝突被害軽減ブレーキの補助制度を継続して実施した。
- ・また、衝突被害軽減ブレーキを装着した大型貨物車に対する税制特例の創設に向けた検討を行ったことにより、衝突被害軽減ブレーキ装着可能車種が増加した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・衝突被害軽減ブレーキの年間装着台数は、目標値に向けて順調に増加しており、対策を継続して実施することとし「A-2」と評価した。
- ・今後も、更なる普及促進を図るため、同装置の負担軽減策の検討を行うこととする。
- ・目標を達成したため、目標値を30,000台にすることとする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- ・衝突被害軽減ブレーキを装着した自動車に対する補助を継続して実施する。
- ・衝突被害軽減ブレーキを装着した大型貨物車に対する税制特例措置を創設した。

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：国土交通省自動車局技術政策課 (課長 江角 直樹)

関係課：なし

施策目標個票

(国土交通省23-⑩)

施策目標	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	すべての人が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう船舶交通の安全と海上の治安を確保する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>船舶交通の安全と海上の治安を確保する施策目標の各業績指標は順調に推移している。</p> <p>治安の確保については、不安定な北朝鮮情勢等の緊迫化する警備情勢を踏まえ、巡視船、航空機による監視・警戒活動、国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制、公安情報の収集分析、不審船・工作船対策、海上保安官による旅客船等への警乗、原子力発電所等の重要インフラ、旅客ターミナルの警戒等のテロ対策を徹底していく。</p> <p>また、船舶交通の安全については、海域利用者個々の意識啓発、海上交通センター等からの船舶への効率的、かつ有効な情報提供、海難発生時の即応体制確保といった諸施策を着実に実施、推進していく。</p>

業績指標	109 海上及び海上からのテロ活動による被害発生件数	初期値	実績値					評価	目標値
		14年度	21年度	22年度	23年度				H21年度以降毎年度
		0件	0件	0件	0件			A-2	0件
	年度ごとの目標値		-	-					
	110 要救助海難の救助率	初期値	実績値					評価	目標
		18~22年度の平均値	23年度						23年以降
		95.2%	95%					A-2	95%以上
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	111 ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数	初期値	実績値					評価	目標
		14年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		毎年度
		0件	0件	0件	1件	0件	0件	A-2	0件
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
		当初予算(a)	81,774	82,599	76,070	79,005
予算の状況(百万円)	補正予算(b)	20,323	9,048	39,121	-	
	前年度繰越等(c)	5,896	3,909	4,910	-	
	合計(a+b+c)	107,992	95,555	120,100	79,005	
	執行額(百万円)	101,965	87,624			
	翌年度繰越額(百万円)	2,779	4,910			
	不用額(百万円)	3,248	3,021			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	海上保安庁	作成責任者名	総務部政務課(課長 東井 芳隆)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-------	--------	------------------	----------	---------

業績指標 109

海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数

評価

A-2	目標値：0件（毎年度） 実績値：0件（平成23年度） 初期値：0件（平成14年度）
-----	-------------------------------------------------

（指標の定義）

海上及び海上からのテロ活動による被害発生を未然防止を図る。

（目標設定の考え方・根拠）

海上テロをめぐる国際的な情勢は、船舶に対する爆発火災テロや石油ターミナルに対する連続自爆テロが発生するなど依然として厳しい状況にある。

一方我が国沿岸部では、石油備蓄基地、LNG基地、原子力発電所等の重要インフラや旅客ターミナル、海水浴場等の多数集客施設が集中しているなど、ひとたびテロが発生すると非常に大きな被害が生じるおそれがある地域が幾多も存在する。

テロによる被害は、的確な予防措置を講じるとともに万が一発生した場合においても適切に対処することにより、抑止し又は軽減することが可能である。

このため、海上保安庁においては、巡視船艇・航空機による監視・警戒活動、国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制、公安情報の収集分析、不審船・工作船対策、警乗（※）、旅客ターミナルの警戒等のテロ対策を徹底することにより、海上テロによる被害を発生させないことを目指す。

※警乗・・・海上保安官が、旅客船等におけるテロ行為等を未然に防止し、旅客及び乗員の安全を確保することなどを目的として旅客船等へ乗船すること。

（外部要因）

内外の治安情勢

（他の関係主体）

警察庁、財務省、法務省、防衛省、各地方自治体、海事関係者

（重要政策）

【施政方針】

- ・第180回国会における野田内閣総理大臣施政方針演説（平成24年1月24日）

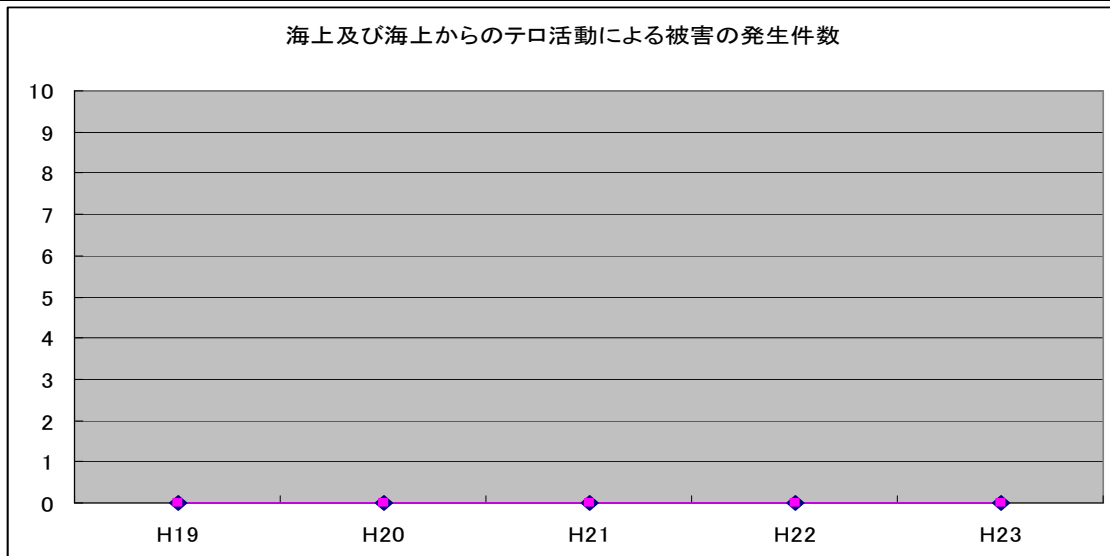
【閣議決定】

なし

【その他】

- ・テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
- ・犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日 犯罪対策閣僚会議決定）
- ・原子力発電所に対するテロの未然防止対策の強化について（平成23年11月14日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

過去の実績値（ <u>指標</u> ） ・ 参考値）海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
0件	0件	0件	0件	0件	



厳正な実施」、「領海等における外国船舶の航行に関する法律に基づく領海警備の厳正な実施」、「国際的なテロ対策への積極的な参画」を海上及び海上からのテロ対策の主軸業務とし、これらの業務を総合的かつ強力に推進していく。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

政策主務課等

政策主務課：警備救難部警備課 (課長 岩並 秀一)

関係課：警備救難部管理課 (課長 秋本 茂雄)

業績指標 110
要救助海難の救助率

評価

A-2	目標値：95%以上（平成23年以降） 実績値：95%（平成23年） 初期値：95.2%（平成18年から平成22年の平均）
-----	--------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

要救助海難の救助率とは、要救助者に対する救助成功者の割合をいう。

※ ここで言う要救助海難とは、例えば海上において航行中の船舶が衝突したり、乗揚げたりする等により救助を必要とした事態等をいう。

(目標設定の考え方・根拠)

海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率の向上が重要であることから、救助率95%以上を目標とする。また、平成23年3月31日に閣議決定された第九次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率は、今後も95%以上に維持確保することが目標に掲げられている。

(外部要因)

気象海象、小型船舶の隻数の増減

(他の関係主体)

各地方自治体、海事関係者、民間救助組織

(重要政策)

【施政方針】

なし

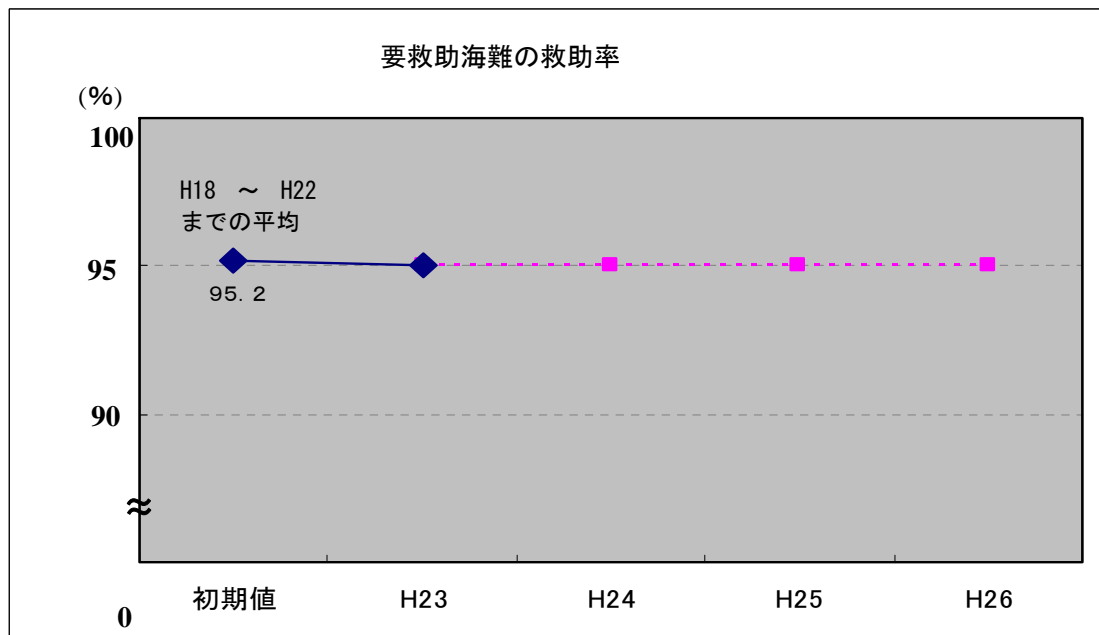
【閣議決定】

「第九次交通安全基本計画」

【その他】

なし

過去の実績値 (指標)	・	参考値	(暦年)
H23			
95パーセント			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 海難情報の早期入手体制の強化
海難発生から海上保安庁が情報を入手するまでの所要時間を2時間以内とするために以下の事業を実施。
 - ・ 自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、連絡手段の確保、118番の有効活用）の指導・啓発
 - ・ 漁業関係者に対する指導

- ② 救助・救急体制の充実
沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化を促進するため以下の事業を実施。
- ・巡視艇の複数クルー制の拡充
 - ・機動救難体制の強化
- ③ ライフジャケットの着用率の向上
ライフジャケットの着用率の向上を目指すために以下の事業を実施。
- ・自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、連絡手段の確保、118番の有効活用）の指導・啓発
 - ・ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリナー等の拡充及び地域拠点化の展開
 - ・ライフジャケット着用義務違反に対する指導・取締

予算額：船舶交通安全及び海上治安対策費の一部 87億円（平成23年度）
船舶建造費 218億円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成23年の「要救助海難の救助率」は95%となり、当庁ほか関係機関と連携した海事関係者等への粘り強い安全指導や当庁救助体制の強化等によって、目標の95%を達成することができた。
- ・引き続き本事業を推進していくことで95%を達成できるものと思料する。

（事務事業の実施状況）

- ① 海難情報の早期入手体制の強化
 - ・「ライフジャケットの常時着用」、「携帯電話等連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号『118番』の有効活用」を基本とする自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施した。
 - ・漁業従事者・プレジャーボート等乗船者に対する安全指導・啓発活動を実施した。
 - ・漁協・マリナー・釣具店等関係団体における自主的啓発活動を推進した。
 - ・ボランティア団体との連携を図った。
 - ・GMDSS機器（注1）の適正使用の指導・啓発を実施した。
- ② 迅速的確な救助勢力の体制充実・強化
 - ・ヘリコプターの高速性等を利用した人命救助体制の充実強化を図るため、平成23年度末現在、函館、仙台、関西空港、美保、福岡、新潟、鹿児島及び那覇の（海上保安）航空基地の8基地に各8人計64人の機動救難士を配置した。
 - ・速力・捜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備を行った。
 - ・隣接国との合同捜索・救助訓練を実施した。
 - ・公益社団法人日本水難救済会、財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会等民間海難救助組織との連携を図った。
 - ・メディカルコントロール体制（注2）の充実のため、海上保安庁メディカルコントロール協議会総会及び小委員会を開催し、救急救命士の救急救命処置等に関する所要の改善を図った。
 - ・巡視船艇、航空機の装備の充実及び「空き巡視艇ゼロ」を目指した巡視艇の複数クルー制を拡充した。
- ③ ライフジャケット着用率の向上
 - ・「海難情報の早期入手」と同様、自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施した。
 - ・ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリナー等を指定した（平成23年末現在、全国698箇所となっている）。
 - さらに、都道府県漁協女性部連絡協議会等に対する漁業者のライフジャケット着用推進の働きかけを行い、平成23年末現在、全国27の都府県で2549人の女性着用推進員が誕生する等、漁業者自らがライフジャケット着用推進を図る取り組みを実施した。
 - ・プレジャーボート等の乗船者における着用義務違反に対して指導・取締りを実施した。

（注1）：海上における遭難および安全の世界的制度で、SOLAS条約に基づく人工衛星を利用した海上安全通信システム

（注2）：救急救命士が実施する救急救命業務の質を医学的観点から保証する体制

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成23年の要救助海難の救助率は、95%であり単年度で見ると目標を達成できた
- ・この結果は当庁が実施している海難情報の早期入手体制の強化、迅速的確な救助勢力の体制の充実強化等の取組みが機能した結果であり、現在の事業を継続することが適当であると判断し「A-2」と評価した。
- ・引き続き、本事業を推進していくこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

政策主務課等

政策主務課：警備救難部救難課 (課長 平田 友一)

関係課：警備救難部管理課 (課長 秋本 茂雄)

業績指標 111

ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数

評価

A-2	目標値：0件（毎年度） 実績値：0件（平成23年度） 初期値：0件（平成14年度）
-----	-------------------------------------------------

（指標の定義）
 ふくそう海域（注）において、一般船舶（全長50m以上）が通常航行する航路を閉塞又は閉塞するおそれがある海難であって、我が国の社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難の発生数
 （注）：ふくそう海域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港（海上交通安全法又は港則法の適用海域に限る。）

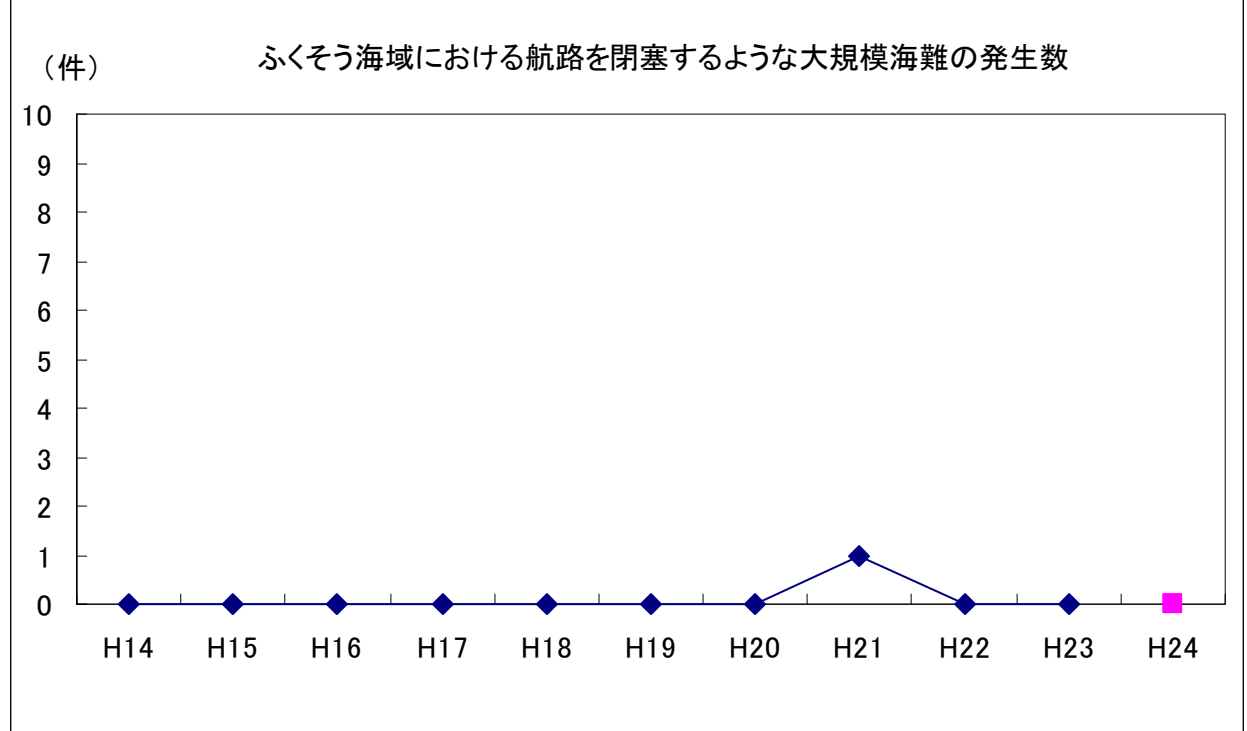
（目標設定の考え方・根拠）
 ふくそう海域で発生した大規模海難の実績（平成9年の東京湾でのダイヤモンドグレース号の事故、平成21年の関門海峡でのくらまとCARINA STAR号の事故）から、毎年度発生数0件を目標とする。

（外部要因）
 ・マリンレジャーの進展等による海域利用の複雑化
 ・沿岸部の埋立等大規模プロジェクトの進展による可航水域の減少、航行形態の変化

（他の関係主体）
 なし

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」
【その他】
 なし

過去の実績値	（指標）	・ 参考値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 航路標識の高度化等の整備等 (◎)
予算額：航路標識整備事業費の一部 8.7億円(平成23年度)
 - ・A I S (船舶自動識別装置)を活用した航行支援システムの整備を行う。
 - ・新たな情報技術を活用した航行管制・情報提供システムの充実強化を行う。
 - ・沿岸域情報提供システム(M I C S)の充実強化を行う。
 - ② 海上交通法令の励行
 - ・巡視船艇等による航法指導等を実施する。
 - ③ 海上交通センター等の的確な運用
 - ・海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供の業務を継続して実施する。
 - ・沿岸域情報提供システムによる的確な情報提供の業務を継続して実施する。
 - ④ 安全対策の強化
 - ・「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」に基づき、海域特性に応じた新たな航法や船舶の危険防止のための措置等を図るため、海上交通センターにおける航行管制・情報提供体制の拡充を図る。
 - ⑤ 主要国際幹線航路の整備及び保全 (◎)
予算額：港湾整備事業費 9.4億円(平成23年度)
 - ・浅瀬等の存在により船舶航行に支障のある国際幹線航路について、所定の幅員及び水深を確保するための浚渫等を行い、ボトルネックを解消する。
 - ⑥ 海難審判の実施
 - ・海難審判所及び地方海難審判所等において、海難審判を的確に実施し、海難を発生させた海技従事者に対する懲戒を行う。
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

航路標識等の整備による海上交通環境の向上、巡視船艇等による航法指導等、海上交通センター等による的確な航行管制及び情報提供を実施したことにより、平成23年度においては大規模海難を未然に防止し、目標を達成した。

(事務事業の実施状況)

- ① 航路標識の高度化等の整備等
 - ・東京湾において、視認性、識別性に優れた浮体式灯標1基を整備した。
 - ・平成24年3月、来島海峡の潮流信号システムについて、電光表示による信号方式へ変更するなど情報提供手段の統一化を図った。
 - ・平成23年7月から名古屋港海上交通センターにおいて、A I Sを活用した航行支援システムの運用を開始した。
 - ・名古屋港及び伊勢湾海上交通センターにおいて、運用管制支援システムである訓練用運用卓の整備及び備讃瀬戸海上交通センターにおいて、港内管制システムの高度化整備を実施した。
 - ・平成23年7月から第三管区海上保安本部において、電子メールを活用した緊急情報等のメール配信サービスを開始した。
- ② 海上交通法令の励行
 - ・巡視船艇等による航法指導等を実施した。
- ③ 海上交通センター等の的確な運用
 - ・海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供の業務を継続して実施した。
 - ・海上交通センターの業務を的確に実施するために必要な知識及び技能の的確な修得並びにその維持及び向上を図るため、運用管制官等の資格認定制度を開始した。
 - ・沿岸域情報提供システムによる的確な情報提供の業務を継続して実施した。
- ④ 安全対策の強化
 - ・「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」に基づき、海域特性に応じた新たな航法や船舶の危険防止のための措置等を図るため、名古屋港海上交通センターに統括運用管制官並びに東京湾、名古屋港及び伊勢湾海上交通センターに安全対策官を配置した。
- ⑤ 主要国際幹線航路の整備及び保全
 - ・平成23年度においては、関門航路等において整備・保全が行われた。
- ⑥ 海難審判の実施
 - ・海難審判所及び地方海難審判所等において、海難審判を的確に実施し、海難を発生させた海技従事者に対する懲戒を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成23年度においては、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難は0件であり目標を達成できた。この結果は、施策が有効であったと評価できるものであり、現在の施策を継続することが適当であることから

「A-2」と評価した。

我が国の経済活動を支える船舶の海難を未然に防ぎ、人命、財産、環境を保護し、国民が安心して生活できる環境を確保していくことは普遍的な社会ニーズである。

特に船舶交通が集中するふくそう海域においては、社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難が発生する蓋然性が高い。

したがって、通航船舶の実態や海難の発生状況を調査・分析し、その結果を踏まえながら各施策を計画的に推進していくとともに、海上交通法令の励行、海上交通センターの的確な運用を中心に当該施策を継続して実施し、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数0を目指す。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

【行政事業レビュー「公開プロセス」におけるとりまとめ結果(平成24年6月15日)

(事業名) 航路標識整備事業

(とりまとめ結果) 抜本的改善(調達の競争性を高めるべき。技術革新も踏まえ、光波標識の必要性を検証すべき。)

担当課等(担当課長名等)

担当課：海上保安庁交通部企画課	(課長 金子 英幸)
関係課：港湾局計画課	(課長 松原 裕)
海上保安庁交通部安全課	(課長 鈴木 弘二)
計画運用課	(課長 池田 晃康)
整備課	(課長 五十嵐 耕)
海難審判所総務課	(課長 山下 浩敬)

施策目標個票

(国土交通省23-⑱)

施策目標	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	港湾及び海上等における総合的な物流体系の整備を促進することで、我が国の国際競争力の強化を図る	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>海運に関しては環境に優しく経済的な次世代内航船スーパーエコシップをはじめとする効率的な内航貨物船の整備、また港湾に関しては国際コンテナ戦略港湾政策の推進(平成22年8月に阪神港・京浜港を選定)など、我が国の国際競争力の強化に向けた取組が着実に進められており、多くの業績指標において目標達成に向けた傾向が示されている。</p> <p>平成24年度以降も引き続き、我が国の国際競争力の強化に向けて、上記の施策を継続的に取り組んでいく。</p>

		初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	15~19年度平均	16~20年度平均	17~21年度平均	18~22年度平均	19~23年度平均		平成23年度の過去5ヶ年平均
業績指標	112 内航貨物船共有建造量	20,526総トン	30,243総トン	22,708総トン	30,248総トン	38,627総トン	46,743総トン	A-4	23,000総トン
	年度ごとの目標値								
	113 国際船舶の隻数	85隻	85隻	95隻	106隻	117隻	146隻	A-2	約150隻
	年度ごとの目標値								
	114 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合	概ね11%	10.5%	10.6%	10.6%	9.5%	8.7%(暫定値)	B-2	概ね11%
	年度ごとの目標値								
	115 マラッカ・シンガポール海峡において航路を閉塞する大規模海難の発生数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	A-2	0件
	年度ごとの目標値								
	116 日本の外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数の目標値に対する達成率	51%	51%	54%	59%	66%	74%	B-1	100%
	年度ごとの目標値								
117 内航船舶の平均総トン数	619	614	618	619	654		A-2	610	
年度ごとの目標値									
118 港湾関連手続のシングルウィンドウ電子化率	0%	0%	0%	74%	87%	90%	A-3	概ね100%	
年度ごとの目標値									
119 国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率	0	0	0.5%減	1.2%減	2.1%減	3.1%減(連報値)	A-3	平成19年度比5%減	
年度ごとの目標値									
120 国内海上貨物輸送コスト低減率	0	0	0.4%減	0.9%減	1.2%減	1.4%減(連報値)	B-3	平成19年度比3%減	
年度ごとの目標値									

121 地方圏と東アジアとの港湾取扱貨物量	初期値	実績値					評価	目標
	18年	18年	19年	20年	21年	22年		24年
	約280万TEU	約280万TEU	約290万TEU	約300万TEU	約250万TEU	約290万TEU	A-3	約340万TEU
	年度ごとの目標値							
122 港湾施設の長寿命化計画策定率	初期値	実績値					評価	目標
	19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
	約2%	約2%	約13%	約58%	約70%	約86%	A-3	約97%
	年度ごとの目標値							
123 港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率	初期値	実績値					評価	目標
	18年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		24年度
	50%	48.3%	-	-	-	53.8%	A-2	58%
	年度ごとの目標値							
124 リサイクルポートにおける企業立地数	初期値	実績値					評価	目標
	19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
	188社	188社	208社	220社	218社	231社	A-2	230社
	年度ごとの目標値							
125 大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口	初期値	実績値					評価	目標
	19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
	約2,400万人	約2,400万人	約2,410万人	約2,510万人	約2,550万人	約2,640万人	A-2	約2,700万人
	年度ごとの目標値							

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	当初予算(a)	277,007 <192,437>	185,088 <145,123>	206,290 <145,044>	237,810 <152,397>
補正予算(b)	232,718 <140,687>	9,469 <4,662>	26,210 <12,326>	- <->	
前年度繰越等(c)	67,230 <32,482>	194,195 <91,456>	55,483 <28,634>	- <->	
合計(a+b+c)	576,955 <365,606>	388,752 <241,241>	287,983 <186,004>	237,810 <152,397>	
執行額(百万円)	381,004 <275,886>	327,687 <209,997>			
翌年度繰越額(百万円)	190,448 <88,677>	55,483 <28,634>			
不用額(百万円)	5,503 <1,042>	5,582 <2,610>			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	総合政策局	作成責任者名	物流政策課 (課長 馬場崎 靖)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-------	--------	---------------------	----------	---------

業績指標 112
内航貨物船共有建造量

評価

A-4	目標値：23,000総トン（平成23年度の過去5ヶ年平均） 実績値：46,743総トン（平成23年度の過去5ヶ年平均） 初期値：30,243総トン（平成19年度の過去5ヶ年平均）
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)
鉄道・運輸機構におけるスーパーエコシップ（SES）を含めた内航貨物船共有建造量

(目標設定の考え方・根拠)
鉄道・運輸機構においては、環境に優しく経済的な次世代内航船スーパーエコシップ（SES）をはじめとする効率的な内航貨物船の整備を行っているところであり、老朽化が進む内航船舶について、共有建造制度（注1）を通じて良質な船舶への代替を促進することは、効率的で安定した国内海上物流の整備に大きく資するものであることから、鉄道・運輸機構における内航船舶の共有建造量の十分な確保という目標設定が有効である。

指標は、鉄道・運輸機構発足以降の建造量の実態を踏まえ、過去3ヶ年（平成16年度～平成18年度）の平均値の約3割増を目標とし、平成19年度～平成23年度の平均が目標値を超えることを目指す。

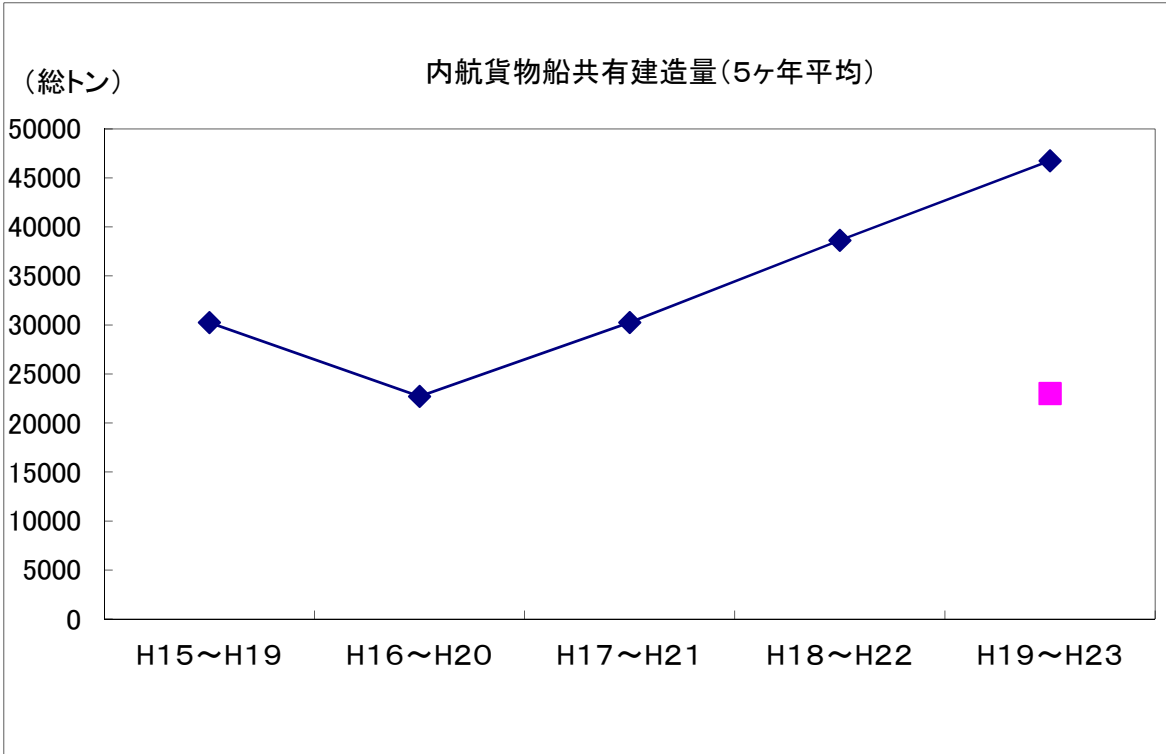
（注1）共有建造制度：鉄道・運輸機構と海運事業者が費用を分担して国内旅客船及び、内航貨物船を共同で建造し、共有する制度。共有建造制度では、海運事業者は機構の分担した建造費用について一定期間（概ね法定耐用年数）使用料を支払い、期間満了後、残額を買い取ることであり、最終的に100%所有することとなる。

(外部要因)
なし

(他の関係主体)
民間事業者（事業主体）

(重要政策)
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値					(年度)
H15～H19平均	H16～H20平均	H17～H21平均	H18～H22平均	H19～H23平均	
30,243総トン	22,708総トン	30,248総トン	38,627総トン	46,743総トン	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・ 鉄道・運輸機構の共有建造制度は、海運事業者との共有方式により、環境対策、物流効率化、離島航路対策、少子高齢化対策等政策課題に適合した良質な船舶の建造を行うものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成23年度における過去5年平均の進水量は46,743総トンとなっており、目標値23,000総トンを上回ったため目標は達成された。

(事務事業の実施状況)

- ・ 平成23年度においては、25隻、29,147総トンの共有建造を決定しており、35隻、61,109総トンの共有船舶が進水している。
- ・ 特にスーパーエコシップについては、平成23年度において、3隻、1,997総トンの共有建造を決定している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 業績指標については、目標値23,000総トン（平成23年度における過去5年平均）を上回っており、現在の施策を継続することが適当である。また、共有建造制度を通じてスーパーエコシップを始めとする良質な船舶への代替を促進することは、効率的で安定した国内海上物流の整備に大いに資するものであり、今後も引き続き、内航船舶の共有建造を推進していくが、「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」における重点集中改革期間（平成17年度～21年度）後も引き続き順調に建造量が推移していることを踏まえ、本業績指標は今回で廃止する。
- ・ 目標の達成に伴う指標の廃止を踏まえ、A-4と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局総務課財務企画室（室長 藤原 威一郎）

業績指標 113
国際船舶の隻数

評価

A-2	目標値：約150隻（平成23年度） 実績値：146隻（平成23年度） 初期値：85隻（平成18年度）
-----	----------------------------------------------------------

(指標の定義)

海上運送法第44条の2に定める船舶（注）の隻数をいう。

（注）「国際船舶」：国際海上輸送の確保上重要なものとして国土交通省令で定められた船舶。

具体的には、2,000トン以上のLNG船、ロールオン・ロールオフ船、近代化船等の船舶をいう。
平成8年創設

(目標設定の考え方・根拠)

国際船舶に関する課税の特例（登録免許税・固定資産税の軽減）の継続に加え、平成20年度に導入されたトン数標準税制の効果と相俟って日本籍船の太宗を占める国際船舶について、国際船舶制度創設当時の隻数（144隻）程度に回復させることとし、目標を約150隻とした。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

（社）日本船主協会等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

新成長戦略（平成22年6月18日）

【閣決（重点）】

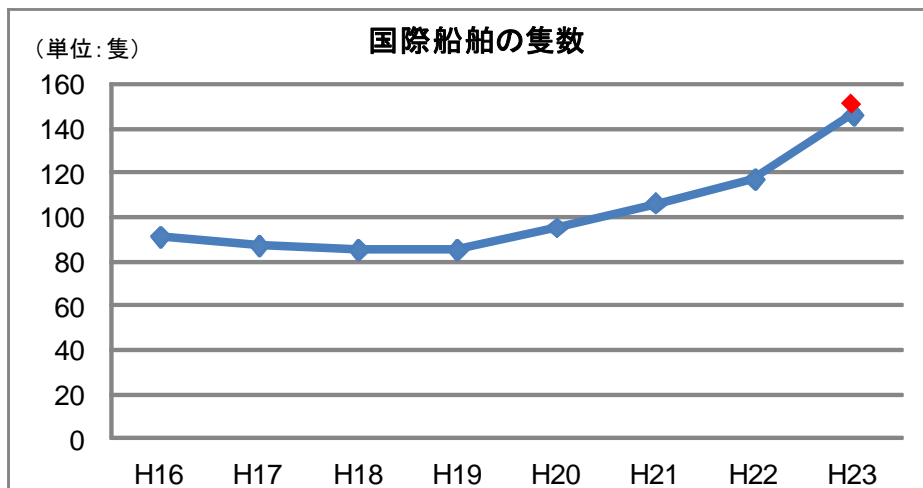
なし

【その他】

交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会（平成19年12月）

国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）Ⅱ 海運力の発揮

過去の実績値						(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
87隻	85隻	85隻	95隻	106隻	117隻	146隻



事務事業の概要

主な事務事業の概要

【税制上の特例措置】

国際船舶の所有権の保存登記等の特例（登録免許税・固定資産税）

我が国商船隊の中核を担い、そのフラッグシップとしての先導的な役割を果たし、質の高いサービスを確実に提供している日本籍船のうち、国際海上輸送の確保上、特に重要な船舶である国際船舶の安定的な確保を図

るための税制特例措置。

減収額： 98百万円（登録免許税）（平成23年度・速報値）

123百万円（固定資産税）（平成23年度・速報値）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

我が国商船隊における平成23年度末の国際船舶は146隻であり、平成20年度に比べ51隻増となり、昨年度に続き4期連続で増加している。国際船舶制度創設当時の隻数（144隻）は上回っており、概ね目標は達成された。

（事務事業の実施状況）

国際船舶に係る課税の特例（登録免許税及び固定資産税の軽減）を延長した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の「国際船舶の隻数」については、国際船舶に係る課税の特例等の外航海運税制の効果により、平成19年度以降増加しているものの、安定的な国際海上輸送の確保するには新たな追加施策が必要であり、A-2と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

非常時における経済安全保障の早期に確立するとともに、日本商船隊の国際競争力強化を図るため、引き続き外航海運税制の追加施策を検討する。

（平成25年度以降）

同上

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長 平田 徹郎）

関係課：

業績指標 114

世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合

評価

B-2	目標値：概ね11%（平成23年度） 実績値：8.7%（平成23年度）（暫定値） 初期値：概ね11%（平成17年度）
-----	-----------------------------------------------------------------

（指標の定義）

世界の海上荷動量に占める我が国商船隊による輸送量の割合

分子：我が国商船隊（※）による輸送量

分母：世界の海上荷動量

（※）我が国商船隊：我が国外航海運企業が運航する2,000総トン以上の外航商船群をいう。自らが所有する日本籍船のみならず、外国企業（自らが設立した外国現地法人を含む。）から用船（チャーター）した外国籍船も合わせた概念。

（目標設定の考え方・根拠）

我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成17年度時点における過去5年間の我が国商船隊の輸送比率である概ね11%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目指す。

（外部要因）

治安情勢の変動、資源の枯渇、国際経済情勢の変化

（他の関係主体）

民間事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

新成長戦略（平成22年6月18日）

【閣決（重点）】

なし

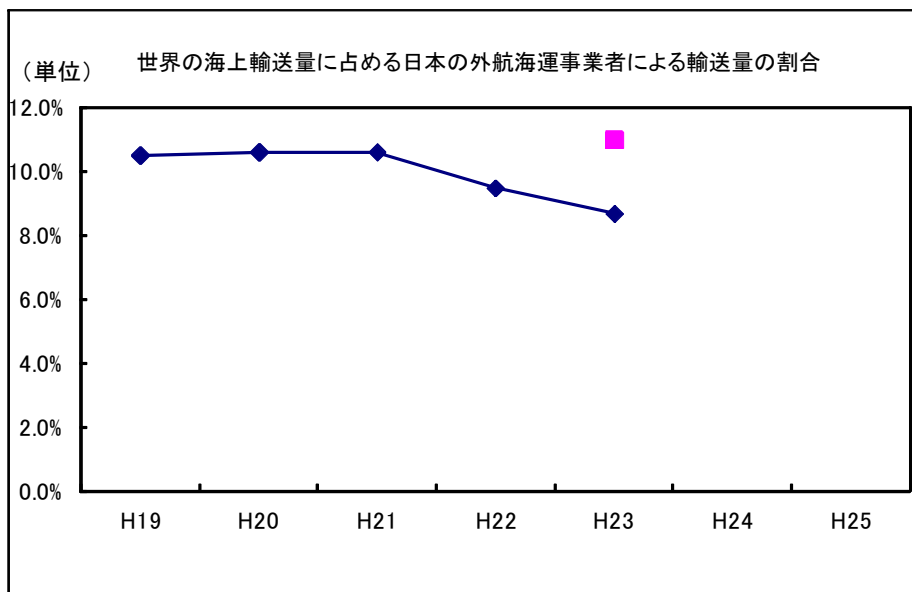
【その他】

国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）Ⅱ海運力の発揮

過去の実績値

（年度）

H19	H20	H21	H22	H23
10.5%	10.6%	10.6%	9.5%	8.7%（暫定値）



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・外航海運対策の強化（予算額：0.1億円）

我が国商船隊の我が国経済・社会に対して負っている重要性に鑑み、国際経済情勢等の変化に即応して、安定した貿易輸送のため、輸入物資の産出国の政策動向や輸出先となる各国の経済状況等のトレンドの把握等、また、主要航路における海運活動は米国やEU等の主要航路の関係国の海運政策に左右されるところが大きいことから、これらの海運政策の動きに対し、我が国としても情報収集を行い、国内関係者とも十分協議の上、本邦外航船舶運航事業者の国際競争条件の均衡化を図ることに加え、国際競争力の強化を図り我が国商船隊の安定的な輸送の確保のため適切な対策を講じる。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成23年度においては、目標値である概ね11%を達成しなかった。

（事務事業の実施状況）

- ・外航海運対策の強化

輸入物資の産出国の政策動向や輸出先となる各国の経済状況等の調査等を実施。また主要航路の関係国の海運政策の動きに対し、情報収集を行い、国内関係者とも十分協議の上、関係国と協議等を行った。具体的には中国、EU、CSG（海運先進18カ国）とそれぞれ協議を行い、海事政策についての情報及び意見を交換するとともに、外航海運を取り巻く世界的な課題について相互理解を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・目標値である概ね11%維持を達成していないため、B-2評価とした。
- ・我が国商船隊による安定的な輸送を確保する観点から、引き続き輸入物資の産出国の政策動向や輸出先となる各国の経済状況について調査・分析するとともに、主要航路の関係国の海運政策について情報収集を行う。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長 平田 徹郎）

業績指標 115

マラッカ・シンガポール海峡において航路を閉塞する大規模海難の発生数

評価

A-2	目標値：0件（平成18年度以降毎年度） 実績値：0件（平成23年度） 初期値：0件（平成18年度）
-----	---------------------------------------------------------

（指標の定義）

マラッカ・シンガポール海峡に設定された分離通行帯（TSS）を閉塞するような海難の発生数

（目標設定の考え方・根拠）

インド洋と南シナ海を結ぶマラッカ・シンガポール海峡（以下、「マ・シ海峡」という。）は、世界有数の船舶通航量を誇る海上交通の要衝であるとともに、浅瀬、暗礁等が点在していることから、航海の難所と言われている。また、我が国輸入原油の8割以上が通過する経済活動の生命線であるマ・シ海峡においてTSSを閉塞するような大規模海難が発生した場合、大型タンカー（VLCC）などは航路整備がなされていない迂回ルートへの通航を強いられるとともに、航路延長による燃料費増大だけでも1,000万円以上となることから、我が国経済への影響は計り知れない。これまで、海峡利用国として唯一我が国は、関係民間団体等を通じて、約40年にわたり航路標識の整備・維持管理、水路測量・海図編纂などの支援協力（約147億円）を行ってきたところであるが、アジアの経済発展に伴い日本関係船舶以外の通航が増加し、また同海峡の通航量は今後も増加するものと予測されることから、海上交通の安全確保を推進するため、利用国と沿岸国の協力による新たな枠組み構築が急務となっている。このようなことから、我が国としては、沿岸国、IMOや他の利用国と協力し、同海峡の航行安全・環境保全等に関する国際協力を推進し、マ・シ海峡の安全確保に取り組むこととしている。なお、国連海洋法条約では「国際海峡の航行安全と海洋汚染防止について、利用国と沿岸国の協力」が求められ、また海洋基本法では「海上輸送の安全確保のほか、国際的連携の確保、国際協力の推進」が求められるとともに、海洋基本計画においても「協力メカニズム」に参加し、協力を推進することが求められている。

（外部要因）

治安情勢の変動

（他の関係主体）

外務省、(公財)マラッカ海峡協議会（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

海洋基本計画（平成20年3月18日）

特に、海上交通の要衝であるマラッカ・シンガポール海峡を含む海域については、航行援助施設の維持管理に加え、海賊対策、テロ対策等について、国際的な連携・協力の促進に積極的に取り組む必要がある。（第1部2）

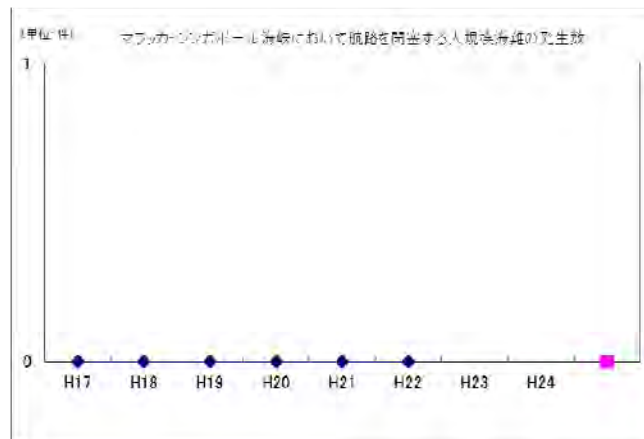
【関決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
0件	0件	0件	0件	0件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- マ・シ海峡における航行安全対策（予算額（平成23年度）：0.37億円）
- マ・シ海峡の安全確保に必要な国際協力を推進する（早急な整備が必要な航行援助施設に係る調査等）

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

海峡利用国として唯一我が国は、関係民間団体等を通じて、航路標識の整備・維持管理、水路測量・海図編纂などの支援協力を行ってきたこと等により、平成23年度においても、マ・シ海峡に設定された分離通行帯（TSS）を閉塞するような海難はなく、目標を達成しており、順調である。

（事務事業の実施状況）

- マ・シ海峡における航行安全対策
- ・当該海峡の主要な利用国として「協力メカニズム」の下、航行援助施設基金運営委員会等の国際会議の場において、沿岸国と利用国間の利害調整を行うこと等により、新たな国際的協力スキームの早期の実施、円滑な運用に積極的に貢献。
- ・既存の航行援助施設の維持更新や小型船舶動静把握システムの実証実験、さらに、平成23年度より沿岸国現場担当者の航行援助施設維持管理技術に関するキャパシティ・ビルディングを実施し、沿岸国に対し安全対策に関する支援協力を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標は、平成18年度以降毎年度の目標値である0件を達成しているため、A-2と評価した。
- ・しかしながら、マ・シ海峡は我が国輸入原油の8割以上が通過する経済活動の生命線であり、当該海峡において大規模海難が発生した場合の我が国経済への影響は計り知れず、また、アジアの経済発展等に伴い、同海峡の通航量は今後も増加するものと予測されている。
 - ・平成19年7月にはIMO・シンガポール政府の共催によるシンガポール会議において、当該海峡の航行安全対策に関する沿岸国と利用国等の協力の枠組みを具体化した「協力メカニズム」が創設されたところであり、我が国は、当該海峡の第一の利用国であることから、安全対策の支援協力において、今後も国際的に先導的な役割を果たしていくことが必要であり、これまでの貢献で培ってきた沿岸国との信頼関係を基盤として、今後も複雑な関係国間の利害調整等に積極的な活動を行うとともに、関係国や関係業界から幅広い支援を得られるよう働きかける。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長 平田 徹郎）

業績指標 116

日本の外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数の目標値に対する達成率

評価

B - 1	目標値：100%（平成 24 年度） 実績値：74%（平成 23 年度） 初期値：51%（平成 19 年度）
-------	--------------------------------------------------------------

(指標の定義)

・日本の外航海運事業者が運航する日本船舶を 5 年間で 2 倍に増加させるという目標へ向けての各年度の達成状況を割合で示したものをいう。

指標の考え方：

四面環海で資源の乏しい我が国において、貿易量の 99.7% を担う外航海運は、我が国経済、国民生活を支える上で大きな役割を担っている。

しかしながら、世界単一市場における国際競争が激化する中、ブラザ合意後の急速な円高等によるコスト競争力の喪失から、安定的な国際海上輸送の核となるべき外航日本船舶は最も多かった 1,580 隻（昭和 47 年）から 95 隻（平成 18 年）へ、外航日本人船員は約 57,000 人（昭和 49 年）から約 2,600 人（平成 18 年）へと極端に減少し、極めて憂慮すべき事態となっている。

こうした海運業界の現況と海洋基本法の施行を受け、安定的な国際海上輸送の確保を図るため、船腹量ベースで全世界の約 6 割の船舶が適用対象となっているトン数標準税制を導入し、本邦外航海運事業者の国際競争条件の均衡化を図ることに加え、外航日本船舶及び外航日本人船員の計画的増加を図ることとする。

(目標設定の考え方・根拠)

・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成 19 年 12 月）において、非常時において一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な、日本の外航海運事業者が運航する日本船舶（以下「日本船舶」）の隻数は「約 450 隻」と試算されたところである。

・一方で、外航海運業界は、業界の総意として、日本船舶を 5 年間で 2 倍に増加させることを目標とする旨表明しており、これらを踏まえ、「日本船舶・船員の確保に関する基本方針（以下「基本方針」）」において、日本船舶 450 隻を短期間で達成することは困難であることから、当面の目標を設定し、トン数標準税制の導入と海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定制度の着実な実施により、その達成を目指すことが適切であるとし、日本船舶の隻数を 5 年間の計画期間中に 2 倍以上増加させる旨規定している。

・上記「基本方針」に基づき、平成 19 年度の日船舶数 92 隻を平成 24 年度までに 184 隻に増加させることとし、平成 19 年度の 51% を平成 24 年度までに 100% に上昇させることを目標値として設定するものである。

・上記目標値は、「基本方針」に基づく計画認定事業者の増加計画を踏まえ、トン数標準税制、船舶特別償却制度及び買換特例制度等の税制特例措置の効果により、達成すべき目標値として設定している。

・上記目標値の達成により、非常時における一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な外航日本船舶 450 隻の早期確保等の効果が期待出来る。

(外部要因)

景気の動向、他国の外航海運政策

(他の関係主体)

外航海運事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日）

【閣決（重点）】

なし

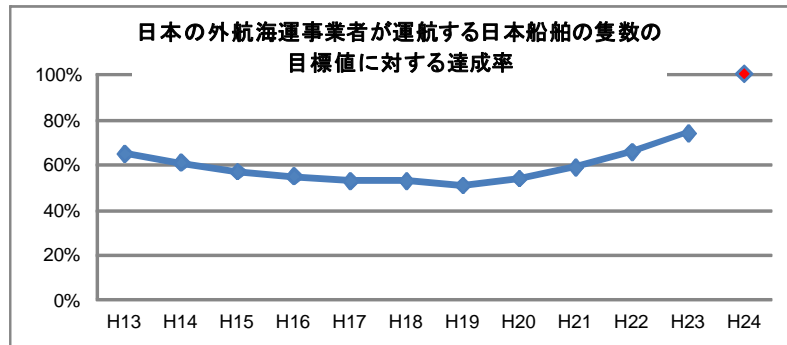
【その他】

交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成 19 年 12 月）

国土交通省成長戦略（平成 22 年 5 月 17 日）II 海運力の発揮

(年央)

H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
65%	61%	57%	55%	53%	53%	51%	54%	59%	66%	74%
(117 隻)	(110 隻)	(103 隻)	(99 隻)	(95 隻)	(95 隻)	(92 隻)	(98 隻)	(107 隻)	(119 隻)	(136 隻)



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ・日本船舶・船員確保計画認定制度の適切な実施
 安定的な国際海上輸送の確保を図るため、外航日本船舶及び外航日本人船員の計画的増加について外航海運事業者の自発的な取り組みを促すための環境整備として、国土交通大臣による「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」を定め、それに基づき日本船舶及び船員の確保が図られる計画である旨を審査するとともに、認定計画に従った措置の実施状況についての的確に把握し、必要な措置を講じていない場合には勧告や認定の取り消しを行うこと等により、認定制度の適切な実施を確保する。
- ・税制上の特例措置（外航海運におけるみなし利益課税（トン数標準税制））
 外航船舶運航事業者が、日本船舶・日本人船員の確保に係る「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶に係る利益について、通常法人税に代えて、みなし利益課税を選択できる制度（平成20年度より）。平成23年度減税額は法人税291百万円（速報値）

関連する事務事業の概要
 該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

- （指標の動向）
 平成23年度の隻数は136隻で、平成20年度に比べ38隻増となり、昨年度に続き4期連続で増加しているが、過去の実績のトレンドを延長しても、目標年度の目標値達成は困難であることが見込まれ順調ではない。
- （事務事業の実施状況）
- ・トン数標準税制の適用を受けるために必要な「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者（トン数税制認定事業者）は、合計10社である。
 - ・トン数税制認定事業者については、租税特別措置法に基づき、認定を受けた「日本船舶・船員確保計画」に記載された計画期間内の日を含む各事業年度終了時（平成25年度）まで、課税の特例（みなし利益課税）を受けることができる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標の「日本の外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数の目標値に対する達成率」については、外航海運税制の効果もあり、平成19年度以降4期連続で増加している。
- ・しかしながら、外航日本船舶全体としては、過去の実績のトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことが見込まれ、目標値の達成のためには新たな追加施策が必要であることから、B-1と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

- （平成24年度）
 平成24年度税制改正大綱において、「更なる経済安全保障の観点から、日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法の改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成25年度税制改正において日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適用対象を我が国外航海運業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充する」ことが盛り込まれたところであり、第180回国会に海上運送法の一部を改正する法律案を提出したところである。
- （平成25年度以降）
 拡充トン数標準税制等の支援及び拡充後の「日本船舶・船員確保計画」により、日本船舶の確保を推進するとともに、併せて他の外航海運税制の追加施策を検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長 平田 徹郎）
 関係課：

業績指標 117
内航船舶の平均総トン数

評価

A-2	目標値：610（平均総トン）（平成27年度） 実績値：654（平均総トン）（平成23年度） 初期値：619（平均総トン）（平成22年度）
-----	----------------------------------------------------------------------------

（指標の定義）
内航海運における船舶の平均の総トン数
 （注）総トン数：船舶の大きさを示すのに用いる指標。

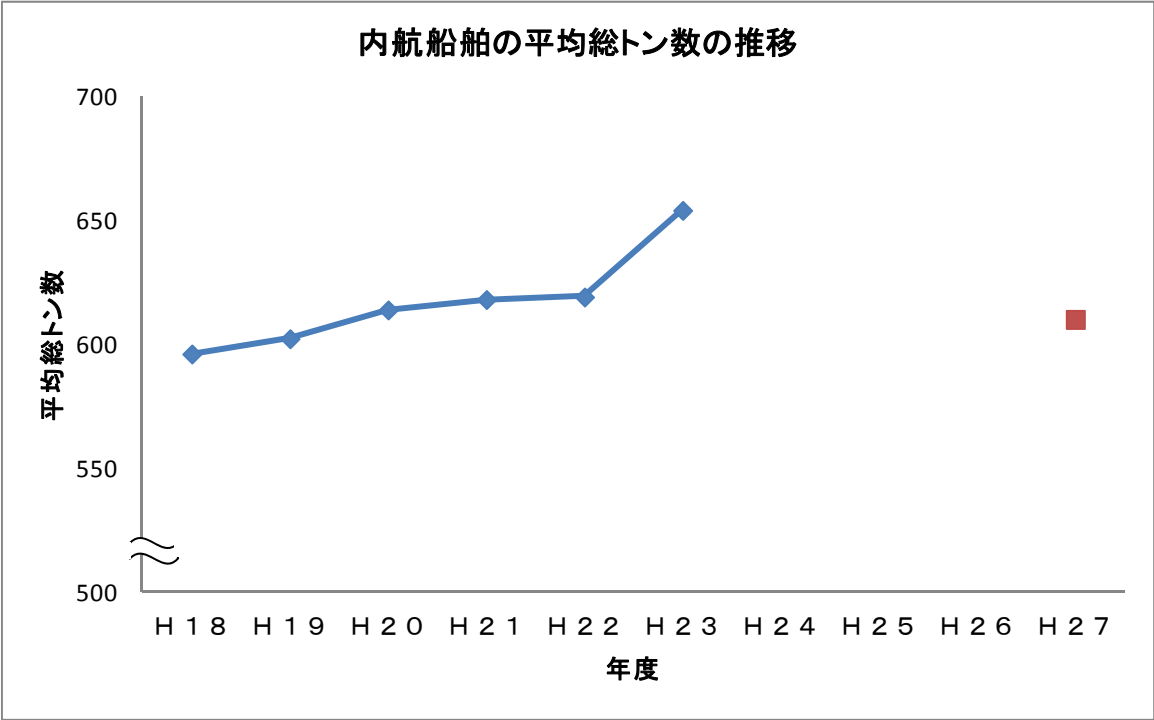
（目標設定の考え方・根拠）
効率的で安定した海上輸送を確保していくために、現在の内航船舶の平均総トン数を引き続き維持していくという目標設定が有効である。
 このため、内航船舶の平成18年度～22年度の5年間の平均総トン数610（平均総トン）の数値の維持を目標とする。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
民間事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値									（年度）
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
平均総トン	596	602	614	618	619	654			
H27									



事務事業の概要

主な事務事業の概要

内航海運は、国内物流の約3分の1、特に産業基礎物資（鉄鋼、石油、セメント等）の輸送の約8割を担う、我が国の経済・国民生活を支える基幹的な物流産業である。このような内航海運の効率的で安定した海上輸送を確保し、内航船舶の平均総トン数を維持していくためには、老朽化が進んだ内航船舶の代替建造の促進が重要であり、平成22年1月に「内航海運代替建造対策検討会」を設置し、平成23年3月に「内航海運における代替建造促進に向けた施策の方向性」を取りまとめた。今後、これを受け、競争力の強化、環境適応型産業への展開、新たな需要構造への対応などの取り組みを具体化していく予定である。

予算額：内航海運対策 4百万円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度の内航海運における船舶の平均の総トン数は654トンであり、平成27年度における目標値の610トンを上回っていることから、順調である。

（事務事業の実施状況）

「内航船舶管理の効率化及び安全性の向上に関する調査研究」の実施等、「内航船舶の代替建造推進アクションプラン」に沿った施策を関係者が一体となって進めた結果、平成18年度から平成20年度の建造実績は3年連続で100隻を超え、建造量の大幅な増加に伴い平均総トン数も順調に推移した。平成21年度の世界同時不況の影響や平成22年度の輸送需要の低迷、建造船価格の高止まり等による建造量の落ち込みにより、平均総トン数は横ばいであったものの、順調に推移している。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標については、現在、目標値の610トンを上回っており、目標達成に向けた成果を示していることから、現在の施策を継続することが適当である。以上よりA-2と評価した。

平成24年度以降についても、更なる代替建造推進を図るため、「内航海運における代替建造促進に向けた施策の方向性」の取りまとめに基づき、海事局をはじめとする関係者が一体となって積極的に行い、引き続き内航船舶の平均総トン数の維持に努めていくこととする。

平成24年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局内航課（課長 瓦林 康人）

業績指標 118

港湾関連手続のシングルウィンドウ電子化率

評 価	
A-3	目標値：概ね100%（平成24年度） 実績値：90%（平成23年度） 初期値：0%（平成19年度）

（指標の定義）

統一モデル様式（※）を採択し、次世代シングルウィンドウから港湾関連手続（*）を受け付け可能な港湾管理者の割合

※統一モデル様式：「各港共通の手続で入力情報の利活用の効果が高い項目を記載内容とした全国共通様式。船舶の入出港及び荷役に伴い発生する各種手続のほとんどに対応したもの」

*港湾関連手続：入出港届、係留施設使用許可申請、入港料減免申請、入港料還付申請、船舶運航動静通知、フェリー・客船ターミナル施設使用許可申請、荷役機械使用許可申請、曳舟使用願、建物の類（上屋等）使用許可申請、船舶役務用施設（給水・給油等）使用許可申請、土地の類（荷さばき地・野積み場等）使用許可申請、廃棄物処理施設（廃油処理施設等）使用許可申請、電気施設（冷蔵コンテナ電源等）使用許可申請

計算方法：手続の電子化を行うことが特に重要となる重要港湾又は開港地方港湾の港湾管理者（合計港湾管理者数68管理者）が次世代シングルウィンドウ申請の受付体制を構築した割合（次世代シングルウィンドウ申請の受付体制を構築した港湾管理者数／重要港湾又は開港地方港湾の港湾管理者数）

（目標設定の考え方・根拠）

貿易関連手続を円滑にするため、主要な港湾管理者（※）において次世代シングルウィンドウを通じた港湾関連手続が可能となることを目標とし、目標値を設定した。

※主要な港湾管理者：「港湾法上に定める重要港湾の港湾」及び「関税法上に定める開港した地方港湾」の管理者

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

港湾管理者

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

○経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「貿易関連手続について、真に利便性の高い「次世代シングルウィンドウ」を構築する（平成20年10月稼働予定）とともに、稼働後できるだけ早期に港湾関連手続の書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」への一元化を図る。」

○新成長戦略（平成22年6月18日）

（3）アジア経済戦略

（アジア市場一体化のための国内改革、日本と世界とのヒト・モノ・カネの流れ倍増）

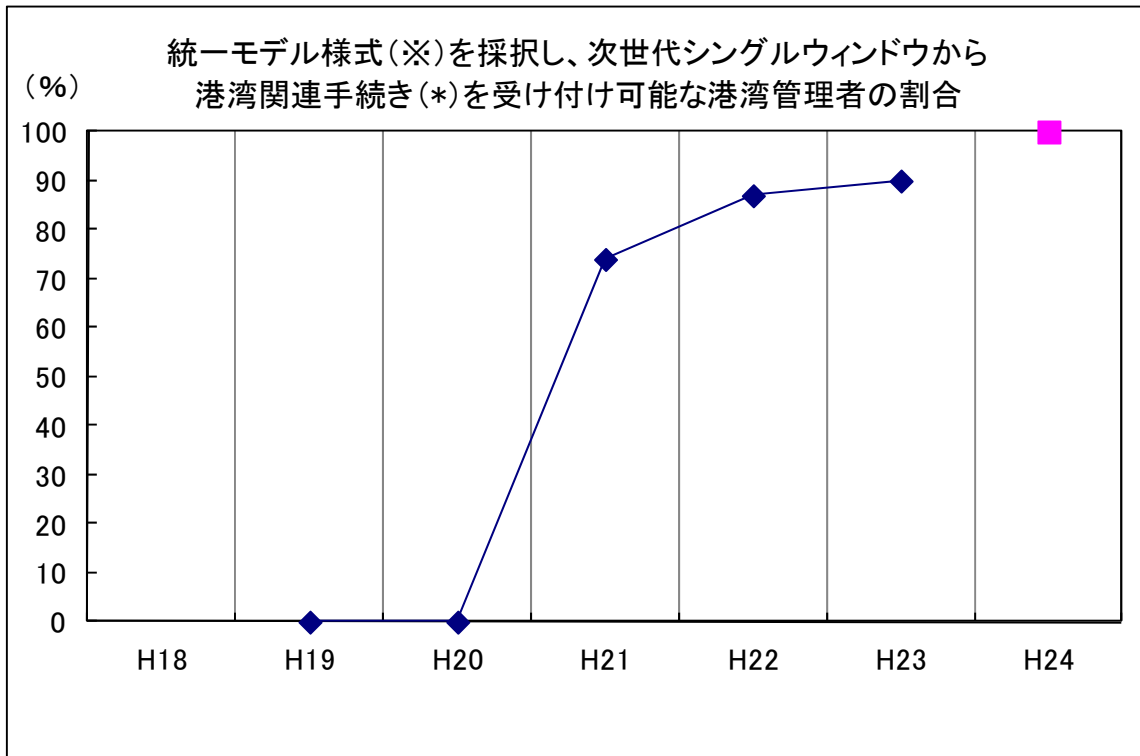
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
0%	0%	74%	87%	90%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

物流の高度化、効率化のため、港湾行政手続きのペーパーレス化、ワンストップサービス化の普及を促進するとともに、手続きの統一化・簡素化の推進、次世代シングルウィンドウへの一元化により、港湾の手続き面での更なる利便性の向上を促進する。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成21年10月より、統一モデル様式についてシングルウィンドウへの申請項目の追加が実施され、これに伴い多くの港湾管理者において統一モデル様式の対象手続きの電子申請が可能となったことから実績が上昇し、今後、目標年度に概ね目標値の達成が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

平成20年10月に、NACCS（輸出入等関連業務及びこれに関連する民間業務を処理するためのシステム）と港湾EDI（港湾管理者、港長等に係る申請・届出等の行政手続きを電子的に行うシステム）を統合するとともに、府省共通ポータルが稼働し、次世代シングルウィンドウが実現し、更には、平成21年10月より、統一モデル様式についてシングルウィンドウへの申請項目が追加された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成21年10月の統一モデル様式のシングルウィンドウへの申請項目の追加により、実績が上昇し、実績値は、目標達成に向けた成果を示している。今後も、統一モデル様式の対象手続きの電子申請を可能とする港湾管理者の加入促進を図ることから、現在の施策を維持することとし、A-3と評価した。

現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を廃止することとする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局港湾経済課（課長 永松 健次）

業績指標 119

国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率

評価

A-3	目標値：平成19年度比 5%減（平成24年度） 実績値：平成19年度比 3.1%減（平成23年度）（速報値） 初期値：0（平成19年度）
-----	----------------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

国際海上貨物の輸送コスト（海上輸送コスト+陸上輸送コスト）の低減割合

- ・ 海上輸送コスト：船舶の大型化への対応等による低減
- ・ 陸上輸送コスト：効率的な施設配置等による低減

コンテナ貨物等を扱う国際海上コンテナターミナル及びバルク貨物等を扱う多目的国際ターミナルの整備による輸送コストの削減便益（公共事業の事業評価時に算出）を算出し、平成19年度以降の輸送コスト削減便益の合計が平成19年度の総輸送コストに対してどれだけの割合となるかを指標値として設定する。（指標値＝各年度の輸送コスト削減便益の合計／平成19年度の総輸送コスト）

（目標設定の考え方・根拠）

平成19年度の実績値は平成14年度比5.8%減となったことから、過去のトレンドを勘案し、平成24年度における目標値として前回目標値とほぼ同程度の平成19年度比約5%減を設定

（注）「前回目標値」とは、平成19年度の輸送コストにおいて平成14年度比約5%減である

（外部要因）

- ・ 輸送コストに係る原油価格変化
- ・ 輸出入貨物量に影響する景気動向・世界情勢の変化

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
 アジア、さらには世界との交流の拠点となる空港、港湾、道路など、真に必要なインフラ整備については、厳しい財政事情を踏まえ、民間の知恵と資金も活用し、戦略的に進めてまいります。

【閣議決定】

- ・ 新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日）及び
 新成長戦略～「元氣な日本」復活のシナリオ～（平成22年6月18日）
 成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。
 （新成長戦略（基本方針）2.（4）、新成長戦略第3章（4））

- ・ 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
 低炭素交通インフラ整備等の集中対策（国土ミッシングリング、スーパー中枢港湾・産業港湾インフラ、モーダルシフト対策、整備新幹線等）（第2章1.）
- ・ 総合物流施策大綱（2009-2013）（平成21年7月14日）
 ロジスティクス機能を担う港湾・空港については、迅速で低廉な物流を確保するために、スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化、大型船舶に適切に対応するための産業港湾インフラの刷新、港湾関連手続の電子申請化、航空自由化の推進による航空貨物ネットワークの拡充、大都市圏拠点空港の物流機能強化等、ハード・ソフト両面において取組みを進める必要がある。（第2.2（1））

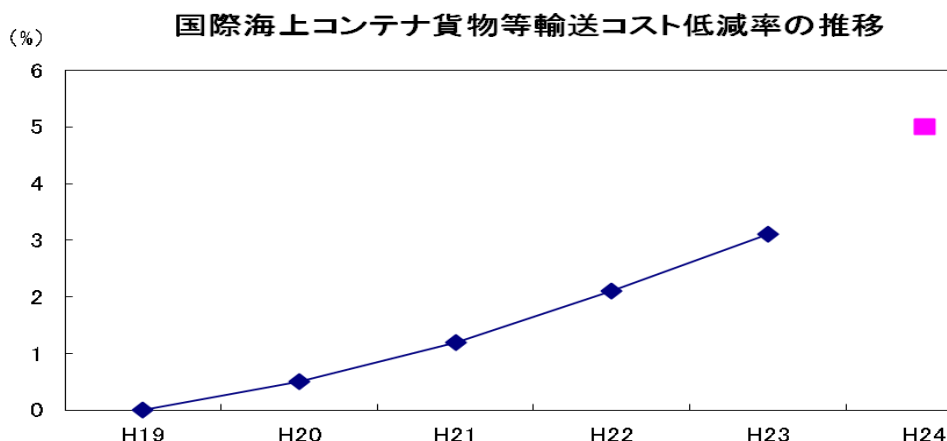
【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

- ・ 国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）
 選択と集中とともに「民」の視点で港湾経営を行うことで、低コストで効率的な港湾の運営を実現して、港湾の国際競争力を確保し、製造業等の荷主企業も日本を拠点とした事業展開が比較優位となるよう、規制改革等によって、内航も含め安価で高品質な港湾サービス提供を実現させる。（1. I.）

過去の実績値						(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
-	-	0	0.5%減	1.2%減	2.1%減	3.1%減 (速報値)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○国際コンテナ戦略港湾(阪神港・京浜港)のハブ機能を強化するためのインフラ整備と貨物集約等総合的な対策
釜山港等アジア諸国の港湾との国際的な競争がますます激化する中、世界各地との間で、国民生活や産業活動に必要な物資や製品を低コストでスピーディーかつ多頻度で確実に輸送できるネットワークを構築するとともに、アジア諸国・世界の成長を取り込み、我が国の成長に結びつけ、「強い経済」を実現し元気な日本を復活させるため、「選択と集中」の考え方のもと選定された国際コンテナ戦略港湾(阪神港・京浜港)において、ハブ機能を強化するためのインフラ整備と貨物集約等の総合的な対策を推進する。

予算額 港湾整備事業費 2,490億円の内数(平成23年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成19年度のコスト低減率は平成14年度比5.8%減となり、年々コスト低減が図られている。平成23年度実績値は3.1%減(速報値)となり、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値が達成できる。

(事務事業の実施状況)

・国際海上コンテナターミナル及び国際物流ターミナルなどの外貿ターミナルの整備は着実に推進しており、平成23年度は名古屋港など7カ所で外貿ターミナルが供用された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成19年度のコスト低減率は平成14年度比5.8%減となり、年々コスト低減が図られている。平成23年度実績値は3.1%減(速報値)となり、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値が達成でき、また平成24年度には千葉港など7カ所の外貿ターミナル等の新規供用が予定されており、今後の実績値の上昇が見込まれるため、A-3と評価した。
- ・現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「国際海上コンテナ・バルク貨物輸送コスト低減率」に変更するとともに目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直した上で、引き続き施策を推進することとする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局計画課(課長 松原 裕)
関係課：港湾局港湾経済課(課長 永松 健次)

業績指標 120

国内海上貨物輸送コスト低減率

評価

B-3	目標値：平成19年度比 3%減（平成24年度） 実績値：平成19年度比 1.4%減（平成23年度）（速報値） 初期値：0（平成19年度）
-----	----------------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

国内海上貨物の輸送コスト（海上輸送コスト+陸上輸送コスト）の低減割合

- ・ 海上輸送コスト：船舶の大型化への対応等による低減
- ・ 陸上輸送コスト：効率的な施設配置等による低減

複合一貫輸送ターミナル及び国内物流ターミナルの整備による輸送コストの削減便益（公共事業の事業評価時に算出）を算出し、平成19年度以降の輸送コスト削減便益の合計が平成19年度の総輸送コストに対してどれだけの割合となるかを指標値として設定する。（指標値＝各年度の輸送コスト削減便益の合計／平成19年度の総輸送コスト）

（目標設定の考え方・根拠）

平成19年度の実績値は平成14年度比3%減となったことから、過去のトレンドを勘案し、平成24年度における目標値として達成可能であると推測される平成19年度比3%減を設定

（外部要因）

- ・ 輸送コストに係る原油価格変化
- ・ 輸出入貨物量に影響する景気動向・世界情勢の変化

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

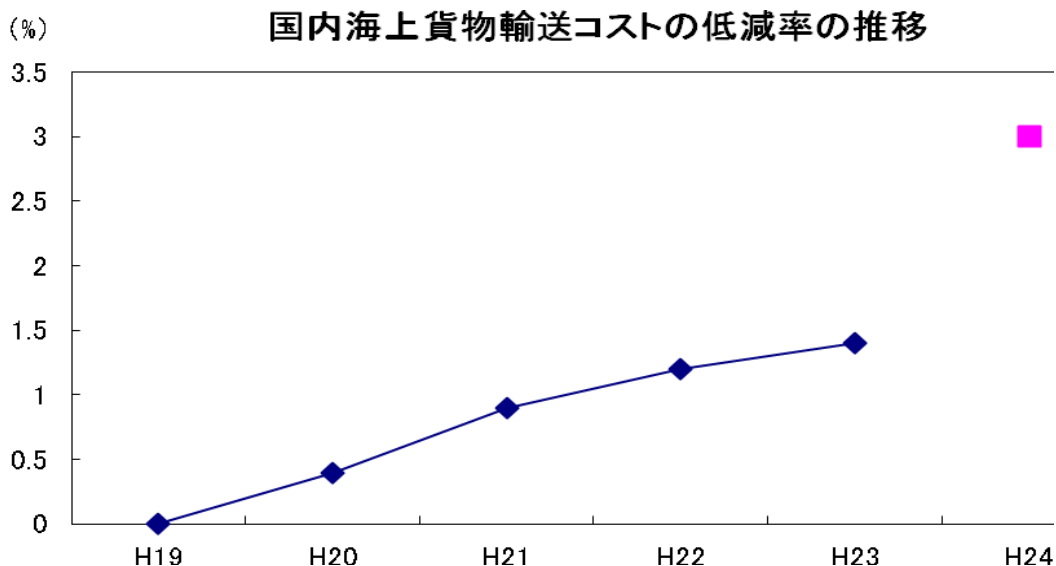
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				年度
H19	H20	H21	H22	H23
0	0.4%	0.9%	1.2%	1.4% (速報値)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 複合一貫輸送等に対応した内貿ターミナルの整備 (◎)
 - ・ 環境負荷が少なく、輸送効率の高い国内海上輸送の利用促進を図るため、陸上輸送と海上輸送が円滑かつ迅速に結ばれた複合一貫輸送に対応した国内物流拠点等を整備する。
- 予算額 港湾事業費 2,490億円の内数 (平成23年度)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成19年度のコスト低減率は平成14年度比3.0%減となり、年々コスト削減が図られている。平成23年度実績値は1.4%減(速報値)となり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、平成24年度には徳山下松港など8箇所の内貿ターミナル等の新規供用が予定されており、今後の実績値の上昇が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

複合一貫輸送の拠点となる内貿ターミナルの整備は着実に推進しており、平成23年は新居浜港など8箇所以内貿ターミナルが供用された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 平成23年度実績値は1.4%減(速報値)となり、年々コスト低減は図られているものの、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるため、B-3と評価した。
- ・ 現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直した上で、引き続き、国内貨物輸送コストの低減に資するとともに、環境負荷が少なく、エネルギー効率の高い国内海上輸送の利用促進を図るため、複合一貫輸送等に資する内貿ターミナルの整備を適切に進めていく。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局計画課(課長 松原 裕)

業績指標 121

地方圏と東アジアとの港湾取扱貨物量

評価

A-3	目標値：約340万TEU（平成24年） 実績値：約290万TEU（平成22年） 初期値：約280万TEU（平成18年）
-----	-------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

- ・国際拠点港湾（三大湾を除く）及び重要港湾における、東アジアとの外貿コンテナ取扱量

(目標設定の考え方・根拠)

- ・「港湾の基本方針」で示されている全国の国際海上コンテナ取扱貨物量の平成24年予測値から、上記対象港湾における平成18年の全取扱貨物量に占める対東アジア取扱貨物量の割合を用い、目標値を算出。

(注)「港湾の基本方針」…「港湾の基本方針」(港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針)(平成20年12月24日国土交通省告示第1505号)：港湾及び開発保全航路の開発等の今後のあり方を示すもので、国土交通大臣が港湾法に基づき、交通政策審議会の意見を聴いて、定めることとされている。

(外部要因)

- ・輸送コストに係る原油価格変化、輸出入貨物量に影響する景気変動・世界情勢の変化

(他の関係主体)

- ・地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

総合物流施策大綱（2009～2013）（平成21年7月14日）

- ・アジアにおける広域的な物流環境の改善（第2-2（1）①）
- ・効率的でシームレスな物流網の構築（第2-2（1）②）

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

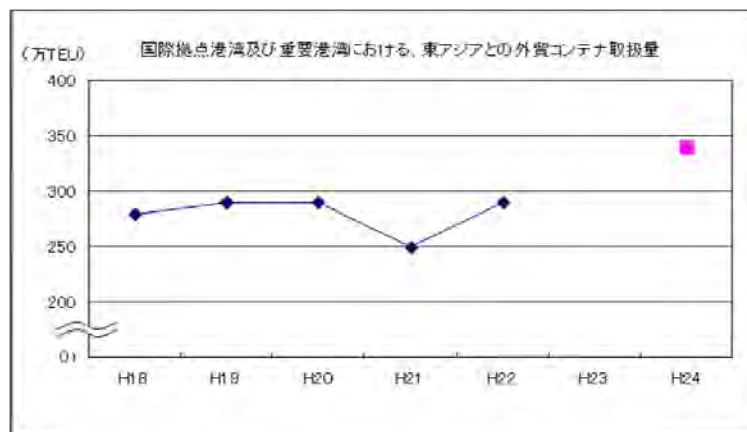
【その他】

なし

過去の実績値

(年)

H18	H19	H20	H21	H22
約280万TEU	約290万TEU	約300万TEU	約250万TEU	約290万TEU



事務事業の概要

主な事務事業の概要

東アジア複合一貫輸送網の構築 (◎)

経済のグローバル化の進展やアジア地域の急速な発展により、急増する中国を中心とした東アジア物流について、迅速かつ低廉な物流輸送体系を構築する。

予算額：港湾整備事業費 2,490億円の内数（平成23年度）

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

特になし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成21年はリーマンショックの影響により取扱貨物量が大きく減少したが、平成22年は実績値が約290万TEUであり、景気の回復に伴い実績値は増加傾向にある。

(事務事業の実施状況)

○対東アジア物流を支える輸送基盤の整備

経済のグローバル化やアジア地域の急速な経済発展により重要度が増している対東アジア物流において、迅速かつ低廉な輸送物流体系を構築するため、平成23年度には博多港における国際海上コンテナターミナル等を整備した。

○小口貨物輸送の効率化のための施設整備

対東アジア物流において、高速で円滑な国際・国内一体となった物流の実現を図るため、平成23年度には神戸港等にて小ロット・多頻度貨物を国際海上コンテナ等へ円滑に積み替えるための施設を整備した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成23年の実績値は、統計値がとりまとめられる平成25年3月末まで算出できないが、平成22年の実績値は約290万TEUとなっており、平成21年のリーマンショックの影響による取扱貨物量の落ち込みから回復し取扱貨物量の増加がみられた。今後もこの傾向が継続すれば目標を達成する見込みであるため、A-3と評価した。・現行の社会資本整備重点計画の見直しにともない、業績指標を廃止するが、今後も引き続き中国を中心とした東アジアの直送輸送について、高速かつ低廉で多様なニーズに対応した輸送物流体系を港地区・強化するための検討を実施していく。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 港湾局計画課 (課長 松原 裕)

業績指標 122

港湾施設の長寿命化計画策定率

評価

A-3

目標値：約97%（平成24年度）
実績値：約86%（平成23年度）
初期値：約2%（平成19年度）

(指標の定義)

重要港湾以上の主要な係留施設のうち、長寿命化計画を策定した施設の割合（長寿命化計画を策定した重要港湾以上の主要な係留施設数／重要港湾以上の主要な係留施設数）

(目標設定の考え方・根拠)

平成19年4月の省令の改正、告示の整備により、港湾施設については、ライフサイクルコスト削減等の観点から、長寿命化計画（維持管理計画）に基づき適切に維持することを標準とした。また、平成20年度より長寿命化計画策定のための新規予算制度を創設し、港湾管理者に対しては5年間の時限的措置として予算補助を実施している。ただし、管理する港湾の多い港湾管理者に対しては7年間の時限的措置としており、指標の対象となる施設のうち約3%の施設については、平成25、26年度での策定となるため、期間内（平成24年度まで）での長寿命化計画の策定率（目標値）を約97%と算出した。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

港湾管理者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

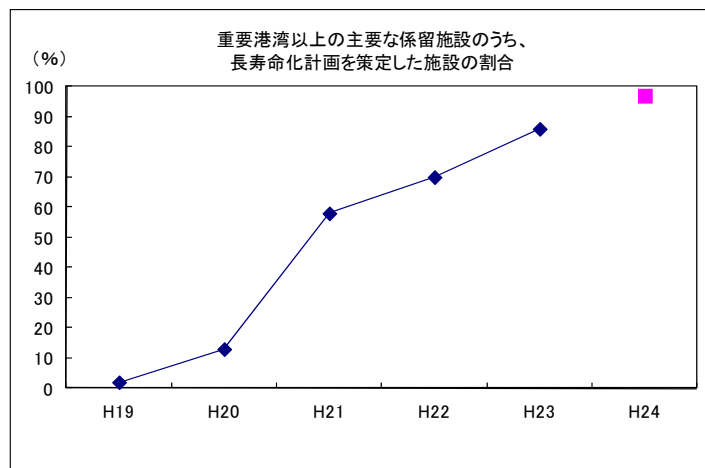
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H19	H20	H21	H22	H23
約2%	約13%	約58%	約70%	約86%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○ 戦略的な維持管理の推進 (◎)

高度経済成長時代に集中投資した港湾施設の老朽化が進行することから、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を推進する。

予算額 港湾整備事業費約2,490億円の内数（平成23年度）

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果**目標の達成状況に関する分析****(指標の動向)**

平成23年度における実績値は約86%であり、平成20年度に創設された「港湾施設の戦略的維持管理制度」により、港湾施設の長寿命化計画策定にかかる現地調査等の事業が着実に実施されており、平成24年度において目標を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

平成20年度より長寿命化計画を策定するための予算が制度化され、事業の推進が図られている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・事業が計画通り実施されていること等により、平成24年度において目標を達成すると考えられるため、A-3と評価した。
- ・現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「長寿命化計画に基づく港湾施設の対策実施率」に変更するとともに、目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項**(平成24年度)**

なし

(平成25年度)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局技術企画課（課長 大脇 崇）

業績指標 123

港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率

評価

A-2	目標値：55%（平成23年度） 実績値：53.8%（平成22年度） 初期値：50%（平成18年度）
-----	---------------------------------------------------------

(指標の定義)

港湾内におけるプレジャーボートの確認艇隻数のうち、適正に係留・保管されている隻数の割合。
 (57千隻/106千隻(平成22年度))

(目標設定の考え方・根拠)

近年における当施策への投資量を基に設定。中長期的には、港湾における放置艇の解消を目指す。

(外部要因)

- ・ プレジャーボートの需要の変動
- ・ 施設整備に係る地元調整の状況等

(他の関係主体)

地元公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）

「平成18年度は13ヶ所の港湾でボートパークの整備を行ったが、今後もプレジャーボートの活動拠点となる小型船舶の簡易な係留・保管施設の整備を推進するとともに、船舶等の放置等禁止区域の指定を促進し、公共水域の適正な利用促進を図ることにより、海洋を観光資源として活用するレクリエーションの振興を支援する。」(P21)

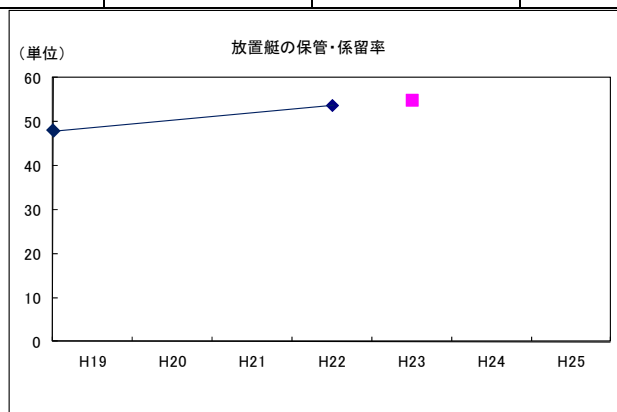
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)	
H18	H19	H20	H21	H22	H23	
48.3%	—	—	—	53.8%	—	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

放置艇を削減するため、「規制措置」と「係留・保管能力の向上」を両論とした対策を推進。

① 規制措置

- ・ 放置等禁止区域の指定
港湾管理者による放置等禁止区域の指定を促進。

② 係留・保管能力の向上

- ・ ボートパークの整備
既存の静穏水域を活用した係留施設や公共空地等を活用した陸上保管施設など、必要最小限の施設を備えた簡易な係留・保管施設であるボートパークに放置艇の収容を促進。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成22年度に実施したプレジャーボート全国実態調査結果において、港湾内において確認されたプレジャーボート（確認艇）は、前回調査時（平成18年度）に比べ約1.0万隻減少している。
 - ・港湾内においては、放置艇を収容する簡易な係留・保管施設（ボートパーク）への放置艇収容を促進するとともに放置等禁止区域の指定を促進しており、平成22年度調査結果では適正に係留・保管している隻数の割合は約50%とほぼ横ばいとなっている。
 - ・平成23年度末までにボートパークは41施設が供用され、また、放置等禁止区域は全国37港湾管理者（対前年度3増）により229港湾（対前年度7増）において告示されている。
- 以上、過去の実績と事業・規制の進捗を勘案すると、平成23年度においても順調に進捗している。

(事務事業の実施状況)

放置等禁止区域等の指定状況

平成23年度末時点で、全国37港湾管理者が告示。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、平成22年度に実施したプレジャーボート全国実態調査結果より、係留・保管施設の向上と放置等禁止区域の指定による規制措置（指定可能な範囲を水域に加えて陸域まで拡大（平成18年10月施行））により、係留・保管率の向上が見込まれるため、A-2と評価した。
- ・今後も継続的な取組みとして、陸域を含めた放置等禁止区域の指定を促進し、簡易な係留・保管施設（ボートパーク）への放置艇収容を促進することにより、規制措置と係留・保管能力の向上を両輪とした放置艇対策を引き続き推進する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- ・簡易な手法による放置艇対策について検討し、実行計画案を策定

(平成25年度以降)

- ・平成25年度に平成24年度に策定予定の実行計画に基づく、簡易な手法による放置艇対策についてモデル地区において実証実験を実施予定。
- ・平成26年度に「プレジャーボート全国実態調査」を実施予定。

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局海洋・環境課（課長 池上 正春）

関係課：水管理・国土保全局水政課（課長 藤原 健朗）

水管理・国土保全局治水課（課長 森北 佳昭）

業績指標 124

リサイクルポートにおけるリサイクル関連企業数

評価

A-2	目標値：230 社（平成 24 年度） 実績値：231 社（平成 23 年度） 初期値：188 社（平成 19 年度）
-----	-------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

リサイクルポート指定港における静脈物流拠点とネットワークの形成に向けた諸施策を実施することにより、港湾での循環資源取扱量の増加に伴う臨海部産業の活性化が見込まれる。リサイクルポートを利用し、循環資源を取り扱うリサイクル関連企業の立地企業数を指標とする。

（目標設定の考え方・根拠）

第 1 次循環型社会形成推進基本計画の目標伸び率（平成 22 年循環利用率 14%）と同様の伸び率を設定し、平成 24 年度の目標立地企業数を設定した。立地企業数はリサイクル関連企業数の過去の推移及び港湾管理者へのヒアリング結果から推計する。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

環境省（廃棄物行政を所管） 経済産業省（リサイクル産業を所管） 地方公共団体（港湾管理者・事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月）
循環型社会を形成するため、海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築する（P42）
- ・第 2 次循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月）
リユースやリサイクルを含めた廃棄物等の運搬に係る物流については、環境負荷の低減などの観点から、バイオ燃料などを利用した収集運搬車やトラックによる輸送と適切に組み合わせつつ、中長距離において環境に配慮された鉄道や海運を積極的に活用するなど効率的な静脈物流システムの構築を推進します（P39）
- ・21 世紀環境立国戦略（平成 19 年 6 月）
総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の整備等を通じた静脈物流システムの検討などを推進する（P15）
- ・第 3 次環境基本計画（平成 18 年 4 月）
循環資源の広域移動に対応したリサイクルポート等の整備を進め、新たな循環資源を供給する資源産出拠点となり、自然界からの新たな資源採取の最少化に寄与していきます（P47）

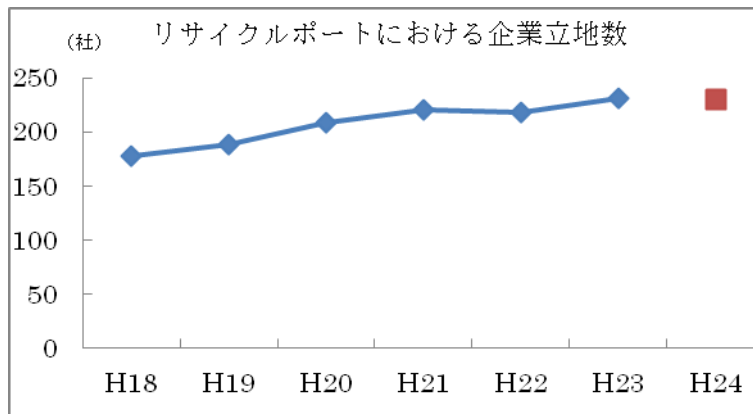
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月 31 日）「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
188 社	208 社	220 社	218 社	231 社	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

循環資源の広域流動の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、岸壁等の港湾施設の確保や循環資源の取扱に関する運用等の改善を行うことにより、循環資源の物流拠点ネットワークを形成し、循環型社会の構築に寄与する。また、地方公共団体及び地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（第3セクター等）に対し、循環資源の積替・保管施設等の整備を支援する。

静脈物流システムの構築に向け、リサイクルポートに指定された港湾管理者やリサイクルを行う民間企業等によって設立されたリサイクルポート推進協議会との連携を促進する。

予算額：港湾整備事業費＋その他施設費 2,511億円の内数（平成23年度）

関連する事務事業の概要

港湾整備等の公共工事におけるリサイクル製品の利活用を推進することで、リサイクル製品の需要拡大に寄与する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成23年度の調査結果では、リサイクルポートを利用し、循環資源を取り扱うリサイクル関連企業数は231社であり、目標値である230社を達成している。なお、昨年度から立地企業数が大きく伸びたのは、平成23年に新たに指定された境港を利用するリサイクル関連企業を追加したことによるものである。

(事務事業の実施状況)

- 平成23年1月に境港（鳥取県・島根県）を新たにリサイクルポートに指定し、全国にある22港の指定港において、重点的に静脈物流基盤の整備を行ってきた。港湾での循環資源の円滑な取扱いを促進するため、平成22年に「港湾における循環資源の取扱に関する指針」を作成し、循環資源の取扱に関する港湾の管理運営方針として、リサイクルポート指定港の港湾管理者宛てに周知した。
- この他、静脈物流拠点の形成に向け、積替・保管施設等、基盤施設への補助制度を平成17年に創設し、積極的な支援を行っている（平成23年度末実績：5港6施設）、平成23年度は、境港においてばら貨物保管施設の整備を支援している。
- また、リサイクルポート推進協議会などからの要望を踏まえ、平成24年に「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の一部改訂が行われ、港湾・空港等工事におけるリサイクル製品の利活用が更に進むことが期待される。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 平成14年のリサイクルポート第1次指定以降、リサイクル関連企業立地数は順調に増加し、目標値を既に上回ったことから、現在の施策を維持することで目標値の達成を確実なものとするため、評価はA-2とした。
- 引き続き官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進する。また、リサイクルポート推進協議会と連携し、循環資源の海上輸送円滑化に向けた静脈物流システムの具現化の検討を進める。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局海洋・環境課（課長 池上 正春）
関係課：港湾局技術企画課技術監理室（室長 松永 康男）

業績指標 125

大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口

評価

A-2	目標値：約2,700万人（平成24年度） 実績値：約2,640万人（平成23年度） 初期値：約2,400万人（平成19年度）
-----	----------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

大規模地震の切迫性の高い観測強化地域（注1）、特定観測地域（注2）並びに東海地震、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の各地震防災対策推進地域内の港湾（119港）において、耐震強化岸壁等の整備により、緊急物資等の供給が可能な人口。

（注1）地震予知連絡会が選定。異常が発見された場合に、さらに観測を強化して異常を確かめる必要のある地域を指す。具体的には南関東、東海の2地域。

（注2）地震予知連絡会が選定。要件は、①過去に大地震があつて最近大地震が起きていない、かつ②活構造地域、さらに③最近地殻活動が活発で、④社会的に重要な地域であること。具体的には宮城県東部、福島県東部、名古屋・京都・大阪・神戸地区等

（目標設定の考え方・根拠）

地震発生の切迫性が特に高い地域等を優先的に整備することによって、緊急物資を供給できる人口を増加させることとし、港湾の位置、整備状況等を考慮しつつ、目標を設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

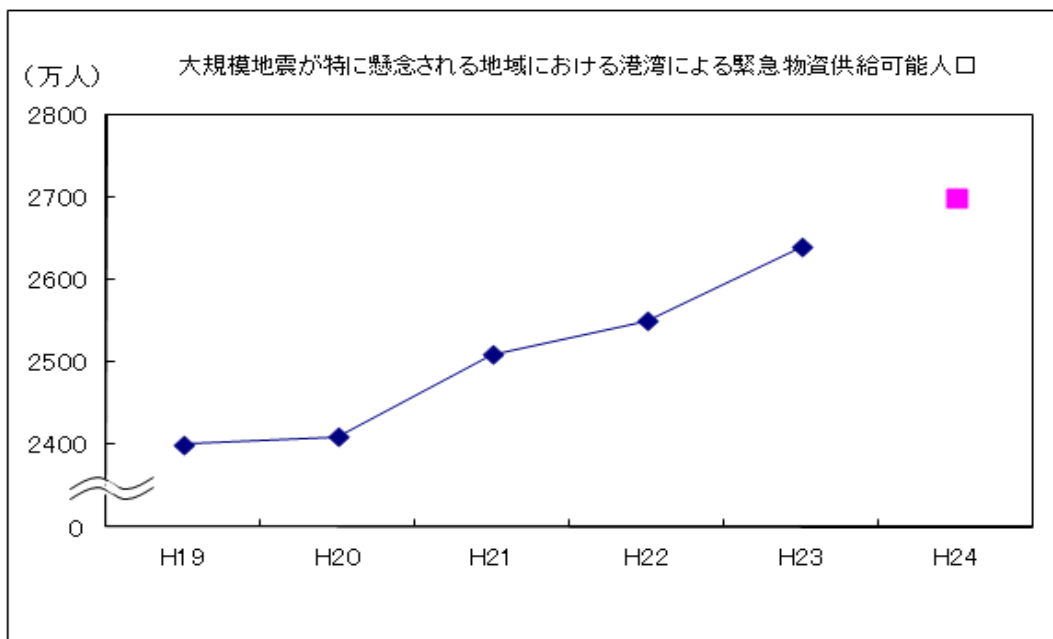
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
約2,400万人	約2,410万人	約2,510万人	約2,550万人	約2,640万人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

耐震強化岸壁の整備 (◎)

- ・人口や産業が集中する臨海部において、大規模地震発生時における避難者や緊急物資等の輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁を整備する。

予算額：港湾整備事業 2, 490億円の内数（平成23年度）

(注) ◎を付した施策目標は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

- ・基幹的広域防災拠点の整備・運用、緊急輸送ルートに接続する臨港道路の耐震補強、緑地等オープンスペースの確保

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成23年度の実績値は約2, 640万人と、平成22年度の実績値より約90万人増加した。現在、指標対象である耐震強化岸壁のほぼ全てが整備着手済みであり、また、平成23年度の実績値が順調に増加している。

(事務事業の実施状況)

- ・耐震強化岸壁の整備にあたっては、平成18年度から22年度までの5年間に耐震強化岸壁の整備を緊急的に進めるために策定された「耐震強化岸壁緊急整備プログラム」(平成18年3月)に基づき、計画的な整備の推進を図っている。平成23年度においては、東京港等29港において整備を推進。平成23年3月11日に発生した東日本大震災で被災した地域においては、八戸港、釜石港、仙台塩釜港、茨城港に耐震強化岸壁があり、緊急物資輸送のみならず、飼料、石炭といった平常時の貨物輸送にも利用されるなど、被災地の生活再建、産業の復旧・復興に大きな役割を果たした。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成23年度の実績値は約2, 640万人であり、現在、指標対象である耐震強化岸壁のほぼ全てが整備着手済みであり、目標年次までに供用すると考えられることからA-2と評価する。
- ・現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

東日本大震災を受けた「耐震強化岸壁緊急整備プログラム」の見直し

(平成25年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：港湾局海岸・防災課 (課長 丸山 隆英)

関係課：港湾局計画課 (課長 松原 裕)

施策目標個票

(国土交通省23-②)

施策目標	観光立国を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	震災からの復興、国民経済の発展、国際相互理解の増進、国民生活の安定向上等の意義を有する観光立国の実現を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「努力が必要である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	世界的な景気低迷、新型インフルエンザ流行、尖閣諸島中国漁船衝突事故、東日本大震災等の外的要因の影響等により、大半の業績指標において目標に到達していない。観光は、国の成長戦略の柱の一つであり、長らく経済が低迷し地域が疲弊する中、人口減少・少子高齢化の閉塞状況を打ち破り、急速に経済成長するアジアの観光需要を取込むとともに、地域経済の活性化・雇用機会の増大等を図る。

業績指標	126 訪日外国人旅行者数	初期値	実績値					評価	目標値
		23年	19年	20年	21年	22年	23年		28年
		622万人	835万人	835万人	679万人	861万人	622万人	B-1	1,800万人
	歴年ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	127 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数	初期値	実績値(*1)					評価	目標値
		22年	19年	20年	21年	22年	23年		28年
		2.12泊	2.48泊	2.37泊	2.38泊	2.12泊	集計中	B-1	2.5泊
	歴年ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	128 日本人海外旅行者数	初期値	実績値(*1)					評価	目標
		23年	19年	20年	21年	22年	23年		28年
		1,699万人	1,730万人	1,599万人	1,547万人	1,664万人	1,699万人	B-2	2,000万人
	歴年ごとの目標値	/	-	-	-	-	2,000万人		/
	129 国内における観光旅行消費額	初期値	実績値(*1,*2)					評価	目標
		21年	19年	20年	21年	22年	23年		28年
		25.3兆円 (25.5兆円)	28.2兆円 (28.3兆円)	27.8兆円 (28.1兆円)	25.3兆円 (25.5兆円)	23.8兆円	集計中	B-1	30兆円
	歴年ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	130 主要な国際会議の開催件数	初期値	実績値(*3)					評価	目標
		22年	19年	20年	21年	22年	23年		28年
		741件	448件	575件	538件	741件	集計中	A-1	5割以上増 (1,111件以上)
	歴年ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/

*1新たな「観光立国推進基本計画」(平成24年3月30日閣議決定)にて目標を暦年に統一。
 *2実績値はSNA(国民経済計算)に基づいて算出しているが、今回SNAの5年に1回の過去に遡及しての基準改定が行われたため、再推計したもの。
 *3UIA(国際団体連合: Union of International Associations)は2007年に国際会議選定基準を変更。2010年の日本の国際会議開催件数を旧基準に当てはめて再集計したもの。

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)		6,158	12,552	10,045	9,921
補正予算(b)			1,924	892	2,646	-	/
前年度繰越等(c)			0	118	42	-	/
合計(a+b+c)			8,082	13,562	12,733	9,921	/
	執行額(百万円)		7,741	12,443	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)		78	42	/	/	/
	不用額(百万円)		263	1,077	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)				
-----------------	------------------------	--	--	--	--

担当部局名	観光庁	作成責任者名	総務課 (課長 大塚 洋)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----	--------	------------------	----------	---------

業績指標 126

訪日外国人旅行者数

評価

B-1

目標値：1,800万人（平成28年）
 実績値：622万人（平成23年）
 初期値：622万人（平成23年）

（指標の定義）

国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数（当該国の旅券を所持した入国者）から日本に居住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数

（目標設定の考え方・根拠）

ビジット・ジャパン・キャンペーンを開始した平成15年以降、着実に訪日外国人旅行者数は増加し、平成19年には835万人に達したが、平成20年のリーマンショックに端を発した世界的な景気低迷、平成21年の新型インフルエンザ流行の影響等により、平成21年に679万人へ落ち込んだ。その後、訪日外国人旅行者数は急速な回復を見せ、平成22年は、尖閣諸島中国漁船衝突事故に伴う中国人訪日旅行者数の減少等があったものの、過去最高の861万人を記録した。しかしながら、平成22年までに1,000万人との目標達成には至らなかった。平成23年は、3月の東日本大震災の影響等により622万人となり、再び大きく落ち込んだ。

まずは震災前の2010年の861万人を上回る900万人を目指し、2020年初めまでに2500万人という新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）の目標値を維持しつつ、これまでの5大市場を中心としたプロモーションに加え、東南アジアをはじめとする今後富裕層・中間層等急速な拡大が見込まれる市場の旅行者を他国に先駆けて取り込んでいくことなどで2016年までに1800万人の目標達成を目標とする。

なお、当目標値は観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定）に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。

（外部要因）

景気動向、為替相場等の社会・経済動向

（他の関係主体）

（独）国際観光振興機構

外務省、法務省等の他府省庁

旅行者、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）**【施政方針】**

- ・第169国会における施政方針演説（平成20年1月18日）「観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。」
- ・第174国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説（平成22年1月29日）「アジアの方々を中心に、もっと多くの外国人の皆さんに日本を訪問していただくことは、経済成長のみならず、幅広い文化交流や友好関係の土台を築くためにも重要です。日本の魅力を磨き上げ、訪日外国人を2020年までに2,500万人、さらに3,000万人まで増やすことを目標に、総合的な観光政策を推進します。」

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）
- ・国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成20年法律第26号）
- ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「第2章 2. 地域活性化」に記載あり
- ・新経済成長戦略のフォローアップと改定（平成20年9月19日）「第2編」に記載あり
- ・経済財政の中長期方針と10年展望について（平成21年1月19日）「3」に記載あり等
- ・新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日）「2.（4）」に記載あり
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）「第3章（4）」及び「IV 12.」に記載あり
- ・新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日）「Ⅲ. 1.（2）」に記載あり
- ・円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日）「Ⅱ. 4.（1）」に記載あり
- ・「新成長戦略実現2011」（平成23年1月23日）「I 1 ④」、及び「別紙1」、「別紙2」に記載あり
- ・「日本再生のための戦略に向けて」（平成23年8月5日）「Ⅲ. 4 観光立国・地域活性化戦略」に記載あり
- ・「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日）「4.（1）. ⑤観光振興」に記載あり
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）

【閣決（重点）】

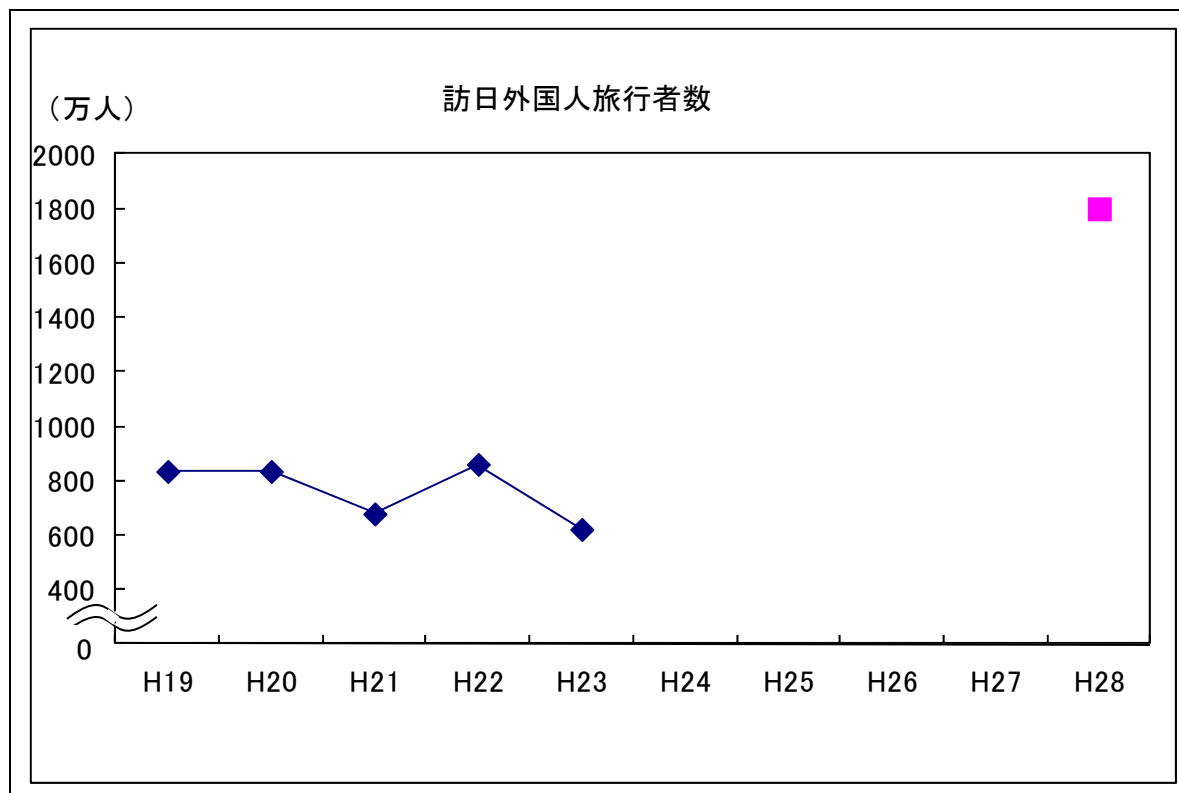
- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月21日）「第2章」に記載あり

【その他】

- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年1月29日）「第2 地方再生の総合的推進」に記載あり
- ・都市と暮らしの発展プラン（地域活性化統合本部）（平成20年4月11日）「『3. 国際競争力の強化と国際交流の推進』に向けた平成20年度施策及び今後の検討課題」に記載あり

- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年12月19日）「第2 地方再生の総合的な取組の推進」に記載あり
- ・「都市と暮らしの発展プラン」に基づく平成21年度の都市対策（地域活性化統合本部）（平成21年4月21日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進」に記載あり
- ・観光立国推進本部の設置（平成21年12月9日）
- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）「2. 観光分野」に記載あり

過去の実績値					(暦年)
H19	H20	H21	H22	H23	
835万人	835万人	679万人	861万人	622万人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）

東日本大震災の影響等により著しく落ち込んだ訪日需要の一刻も早い回復を目指して、正確な情報発信に努めるとともに、主要国政府への働きかけやメディア・旅行会社の招へい、一般消費者への働きかけを段階的に実施し、日本に対する渡航勧告の是正、日本に関する正確な報道や訪日旅行商品の造成・販売につなげる。そのため、K P I（※）の測定結果等を踏まえた最適なマーケティングプランを構築し、中国をはじめとする東アジア諸国を当面の最重点市場と位置づけ効果的な海外プロモーションを展開する。※K P I：(Key performance indicator) 重要業績指標

予算額 6,055百万円（平成23年度）

②訪日外国人旅行者の受入環境整備事業

受入環境の改善を継続的に行うため、各地域が受入環境を自己評価する仕組みの構築、受入を担う戦略拠点・地方拠点の整備、受入を担う人材の育成等を行い、受入環境の整備・充実を総合的に推進。

予算額 608百万円（平成23年度）

③MICEの開催・誘致の推進

我が国における国際会議の開催件数を2016年に1,111件とすることを目指し、我が国がMICEの開催適地であることを積極的に海外に向けてアピールする。また、国内におけるMICEの開催・誘致を推進し、地域の活性化・国際化を図る。

④世界観光機関（UNWTO）拠出金

予算額 23百万円（平成23年度）

⑤世界観光機関（UNWTO）分担金

予算額 38百万円（平成23年度）

⑥独立行政法人国際観光振興機構運営費交付金

独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）の行う海外観光宣伝事業、コンベンション振興対策事業等の実施に要

する経費の一部を交付するために必要な経費。
予算額 1, 972百万円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

訪日外国人旅行者数は、東日本大震災の影響等により、622万人と大幅に落ち込んだものの、月別の訪日外国人旅行者数の推移を見ると、減少幅は着実に縮小し、震災による影響から回復傾向にあると考えられる。（平成22年861万人⇒平成23年622万人）

(事務事業の実施状況)

①訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）

- ・15の国・地域（韓国、台湾、中国、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インド、オーストラリア、米国、カナダ、英国、ドイツ、フランス、ロシア）を重点市場とし、訪日旅行促進のためのプロモーションを実施した。
- ・東日本大震災の影響等により著しく落ち込んだ訪日需要をできるかぎり早期に回復するため、平成23年7月までの間に、日本政府観光局（JNTO）や在外公館等と連携し、延べ100回以上の現地説明会を実施したほか、ビジット・ジャパン緊急対応事業として、世界から延べ約800社、約1,000名のメディア、旅行会社による日本の視察を実施した。さらに、同年10月から再開した海外プロモーション事業でも、引き続きメディアや旅行会社の招へいを行ったほか、平成24年1月からは訪日旅行者の特に多い5大市場（韓国・中国・台湾・米国・香港）を対象とした海外プロモーションを追加実施した。

②訪日外国人旅行者の受入環境整備事業

- ・既に多数外国人旅行者が訪れている地域を戦略拠点、外国人旅行者の訪問の増加が見込まれる地域を地方拠点として合計26地域を公募・選定し、地域の受入環境整備水準の把握・評価を行い、先進的・モデル的な事業を実施し、地域での自立的な受入環境の整備及び他地域への普及を図った。また、東日本大震災を受けて訪日観光が非常に厳しい状況に直面している中、日本在住の留学生等を受入環境整備サポーターとして、戦略拠点・地方拠点など全国の観光地へ派遣することで、受入環境整備が遅れている部分を外国人の目線から明確にし、外国人旅行者の増加に向けた改善策の提案や情報発信をしてもらうことで受入環境整備を促進するとともに、日本の観光地に刺激を与え風評被害対策としても効果を発揮した。
- ・全国26地域で、交通拠点から目的地に至るまでの行程における点から線への多言語対応を実施することで、外国人観光客の移動を容易化し、言語バリアフリーな移動環境を実現する取り組みを行った。
- ・訪日外国人の旅行ニーズの多様化等に対応すべく、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とする特例措置を規定した「総合特別区域法」が平成23年8月に施行された。また、専門性の高い通訳案内士育成に向けた通訳案内士専門研修等、ガイドの質の向上に関する事業を実施した。

③医療観光の推進

- ・外国人患者等が日本へ安心して訪問できる環境を整備するため、日本における医療観光を具体的に推進するうえでの具体的な課題解決方法を提示し、また、医療観光に携わるコーディネーター向け自己評価チェックシートを策定し、日本における持続可能な医療観光受入モデルを提示すると共に、旅行博への出展等による海外プロモーションを実施した。

④MICEの開催・誘致の推進

- ・訪日旅行促進活動と同じ枠組みの下で、MICEの開催国決定権者等への働きかけを通じて、MICE開催地としての日本の魅力をPRした。また、関係省庁と連携し、所管大臣等による招請状の発出、在外公館によるMICEの開催国決定権者等に対する働きかけ等の支援を実施した。
- ・さらに、その社会的な影響力の大ききから「観光分野のダボス会議」と称される第12回WTTCグローバルサミットの開催（平成24年4月）に向けて、関係省庁が連携し、同会議の情報発信や、参加者増加に向けての取組を実施した。

⑤世界観光機関（UNWTO）拠出金、⑤世界観光機関（UNWTO）分担金

- ・観光分野における世界最大の国際機関である世界観光機関（UNWTO）事務局（スペイン・マドリッド）に対して拠出金及び分担金の拠出を行った。拠出金等はUNWTOにおいて、世界の観光動向に関する調査や統計の作成、世界における観光振興の促進に関する事業等に使用されており、世界の観光の振興・発展や国際観光交流の促進に貢献している。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標は、東日本大震災の影響等により、対前年比27.8%減の622万人と大幅に落ち込んだが、月別の訪日外国人旅行者数の推移を見ると、地震直後は対前年同期比73%減であったものの、減少幅は着実に縮小し、平成24年3月には震災前の対平成22年同月比4.4%減となり、大震災及び原子力発電所事故の影響から着実な回復傾向にあることから、B-1と評価した。（平成22年861万人⇒平成23年622万人） 今後は、訪日旅行の回復が遅れている韓国等については、引き続き風評被害対策を強化する等、市場の現状・需要に対応した効果的なプロモーションをオールジャパン体制で行い、訪日外国人旅行者数の確実な回復を図り、さらなる訪日促進につなげていく必要がある。

- ・目標を達成するために、増加するリピーター客や個人旅行者への対策等、訪日外国人旅行者の受入環境の整備・充実の更なる推進を図る。

平成24年度以降における新規の取組と見直し事項

【国土交通省成長戦略への対応】

- ・平成22年5月17日にとりまとめられた「国土交通省成長戦略」において、「訪日外国人3,000万人プログラムの展開」「創意工夫を活かした観光地づくりのための人材の育成」「休暇取得の分散化」について「優先的に実施すべき事項」と位置づけられており、現在、具体的な施策について検討・対応を進めているところ。

(平成24年度)

- ・平成24年度は一刻も早い訪日需要の回復のため、引き続き震災の影響等への風評被害対策を実施するとともに、在外公館や民間企業との連携、日本で開催される国際会議の活用やオープンスカイ等、あらゆる関係者・機会を総動員したオールジャパン体制で海外プロモーション事業を展開することにより、訪日外国人旅行者の拡大につなげていく。
- ・日本のMICEブランドの強化を図るため、海外見本市への出展や招請事業等を通じて市場開拓を強化する。また、会議開催決定権者への働きかけなど、日本側主催者が行う誘致活動を支援する。また、我が国の国際競争力強化の基盤整備を促すため、国立京都国際会館を素材とした国際会議施設等に係るPFI事業手法調査を行う。
- ・全国で35地域程度の戦略拠点及び地方拠点の整備や自治体等の自主的な受入環境整備の支援を実施することで、全国的に訪日外国人旅行者が安心して、快適に、移動・滞在・観光することができる環境を実現提供する。
- ・日本の医療観光を具体的に推進するプラットフォームとして医療観光プロモーション推進連絡会を運営し、先進的・モデル的プロジェクトチームの調査、支援及び形成促進により、受入環境を整備する。また、訪日外国人消費動向調査の結果を踏まえて訪日外国人患者等の現状と希望について調査することで今後の医療観光推進に向けた新しい可能性を示す。
- ・訪日外国人旅行者のニーズの多様化に対応するため、通訳案内士法の特例を設けた「総合特別区域法」の成立に伴う特区ガイド制度の効果検証や、専門性研修等ガイドの質の向上に関する事業を実施することとしている。

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：観光庁総務課(課長 大塚 洋)

関係課：観光庁参事官(参事官 内田 浩行)

観光庁参事官(参事官 高見 牧人)

観光庁観光産業課(課長 寺田 吉道)

観光庁国際観光政策課(課長 柏木 隆久)

観光庁国際交流推進課(課長 亀山 秀一)

観光庁観光地域振興課(課長 七條 牧生)

観光庁観光資源課(課長 新垣 慶太)

総合政策局事業総括調整官(事業総括調整官 光成 政和)

業績指標 127

国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数

評価

B-1

目標値： 2.5泊（平成28年）
 実績値： 2.12泊（平成22年）
 初期値： 2.12泊（平成22年）

（指標の定義）

観光レクリエーションを目的とする国内宿泊旅行の国民一人の平均年間宿泊数

（目標設定の考え方・根拠）

日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数は、世界的な金融危機による景気低迷の影響や趣味・レジャーの多様化による旅行の魅力の相対的な低下により、減少傾向にある。団塊の世代の退職に伴う余暇活動が想定ほど伸びなかったことや、年次有給休暇取得率が微増にとどまったことも一因と考えられる。減少傾向を食い止め、魅力ある旅行商品の提供や魅力ある観光地域づくりなどの施策を講じることにより、過去5年間の実績程度に戻すことを目標とする。なお、当目標値は観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定）に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。

（外部要因）

経済・社会動向（景気動向、為替相場、余暇時間・自由時間、家計収支等）

（他の関係主体）

地方公共団体、経済団体・民間事業者等（事業主体）

文部科学省（学校の休暇制度を所管）

厚生労働省（労働者の休暇制度を所管）

経済産業省（経済団体を所管）

（重要政策）**【施政方針】**

- ・第169国会における施政方針演説（平成20年1月18日）「観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。」

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）
- ・国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成20年法律第26号）
- ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「第2章 2. 地域活性化」に記載あり
- ・新経済成長戦略のフォローアップと改定（平成20年9月19日）「第2編」に記載あり
- ・経済財政の中長期方針と10年展望について（平成21年1月19日）「3」に記載あり等
- ・新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日）「2.（4）」に記載あり
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）「第3章（4）」、及び「IV 12.」に記載あり
- ・新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日）「III. 1.（2）」に記載あり
- ・円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日）「II. 4.（1）」に記載あり
- ・「新成長戦略実現2011」（平成23年1月23日）「I 1 ④」、及び「別紙1」、「別紙2」に記載あり
- ・「日本再生のための戦略に向けて」（平成23年8月5日）「III. 4 観光立国・地域活性化戦略」に記載あり
- ・「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日）「4.（1）. ⑤観光振興」に記載あり
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）

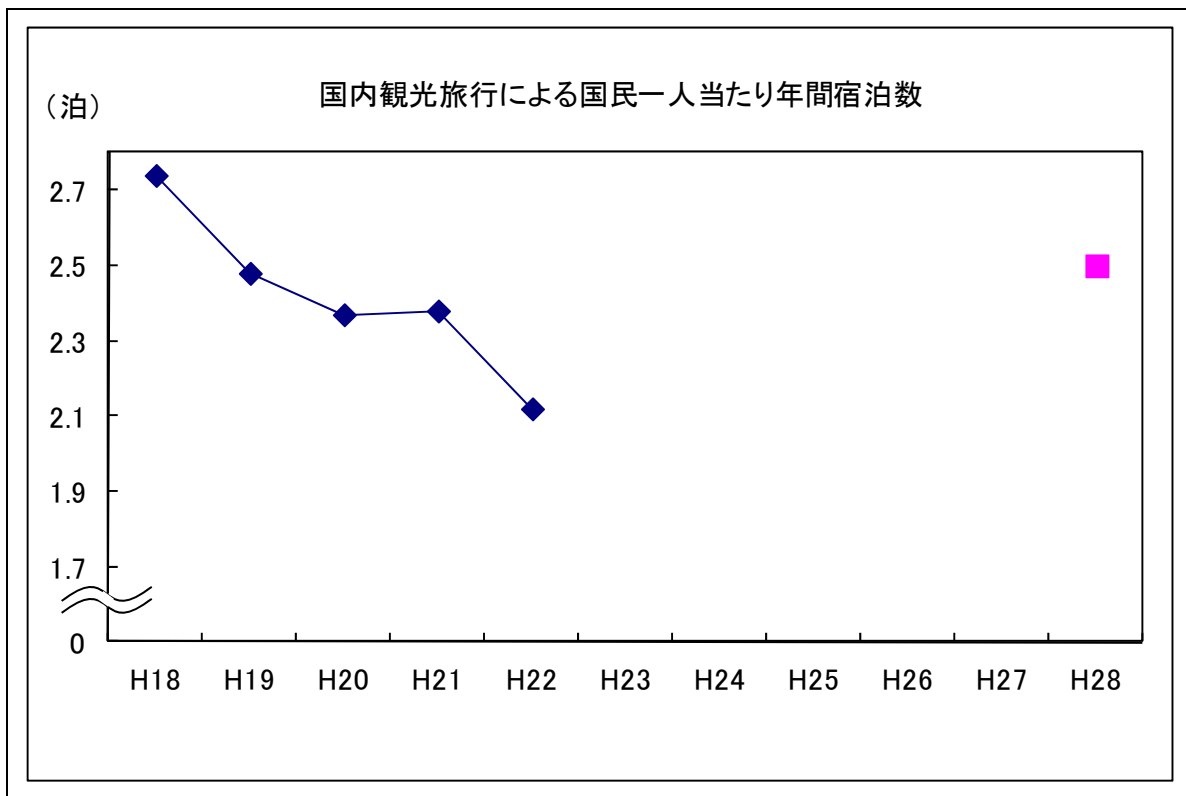
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月21日）「第2章」に記載あり

【その他】

- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年1月29日）「第2 地方再生の総合的推進」に記載あり
- ・都市と暮らしの発展プラン（地域活性化統合本部）（平成20年4月11日）「『3. 国際競争力の強化と国際交流の推進』に向けた平成20年度施策及び今後の検討課題」に記載あり
- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年12月19日）「第2 地方再生の総合的な取組の推進」に記載あり
- ・「都市と暮らしの発展プラン」に基づく平成21年度の都市対策（地域活性化統合本部）（平成21年4月21日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進」に記載あり
- ・観光立国推進本部の設置（平成21年12月9日）
- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）「2. 観光分野」に記載あり

過去の実績値				(暦年)
H19	H20	H21	H22	H23
2.48泊	2.37泊	2.38泊	2.12泊	集計中



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ①観光地域づくりプラットフォーム支援事業
 交流人口の拡大による地域の活性化を目的として、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づき、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、2泊3日以上滞在交流型観光を促進するため、地域の幅広い関係者が参加して、市場との窓口機能等を担う「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を促進しつつ、滞在交流型観光の企画・販売、人材育成等を行う取組を支援する。
 予算額 271百万円(平成23年度)
- ②観光立国推進人材育成事業・観光地域づくり人材育成ガイドライン事業
 観光地域づくりの担い手となる人材の育成を推進するため、観光に関する専門家の招請による研修や先進的な取組を実施している観光地への派遣による実地研修等を行う。また、各地域において必要とされる人材像や取得すべき知識・スキルを明確化した観光地域づくり人材育成ガイドラインの策定を行う。
 予算額 177百万円(平成23年度)。
- ③産学官連携を通じた観光経営マネジメント人材育成事業
 質の高い人材を観光産業界へ供給するため、ケース教材の作成、研究者・教育者向けのセミナーの開催、インターンシップモデル事業の実施など、産学官連携を通じて観光経営マネジメント教育の充実、強化を図る。また、産学官連携の更なる強化、政策普及を図るため「産学官連携検討会議」(平成19年度より実施)を開催する。
 予算額 43百万円(平成23年度)
- ④休暇取得・分散化促進実証事業
 より柔軟に休暇を取得できる仕組み作りに向け、関係省庁、地方自治体、経済界、労働界、教育界など様々な関係者との連携の下で、高い効果の期待できる具体的な取り組みを実証的に実施する。
 予算額 37百万円(平成23年度)
- ⑤沖縄の特定地域において特定民間観光関連施設を新增設した場合の投資税額控除(観光振興地域における投資税額控除)(法人税、法人住民税、事業税、事業税(外形))
 沖縄振興特別措置法に定める観光振興地域において、特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物等を新增設する場合に、機械及び装置については取得価格の15%の税額控除、建物及びその附属施設並びに構築物については取得価格の8%の税額控除の特例措置を講じる。
 減収見込み額 76百万円(平成23年度)
- ⑥広域観光促進基礎調査事業
 広域的な滞在型観光地づくりに向けた各地域の取組の効率的かつ効果的な推進を図るため、広域的な観光地づくりの効果分析手法の開発、先進的な取組を集めた事例集の作成、旅行商品の品質向上や旅館街の再生に向け

た調査を行う。

予算額 201百万円（平成23年度）

⑦国内観光活性化緊急対策事業

震災後、全国的に落ち込んでいる国内観光需要を着実に回復させるため、国内旅行促進のための環境整備、機運醸成、需要創出に資する取り組みを実施

予算額 650百万円（平成23年度補正）

⑧広域連携観光復興対策事業（東北観光博）

東北地域への旅行需要の回復と新たな観光地づくりのモデル構築を図るため、東北地域全体を観光の博覧会場と見立て、地域や民間の様々な取組を連携させるとともに統一的な情報発信等を行う。

予算額 550百万円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成22年においては2.12泊と、前年比約10.9%の減少となっている。

（事務事業の実施状況）

①観光地域づくりプラットフォーム支援事業

・観光地域づくりプラットフォーム支援事業の設立準備段階13地域、運営初期段階13地域を採択し、地域の関係者が一体となった取組を総合的に支援した。

②観光立国推進人材育成事業・観光地域づくり人材育成ガイドライン事業

・観光地域づくりの人材育成に必要とされる知識・スキルを段階的に習得できるよう具体化したガイドラインを作成し、併せて当該知識・スキルの人材育成手法を検討した。

・座学が適している知識・スキルの人材育成資料について、実証セミナーの実施等により論点を整理し、講義用人材育成資料を作成した。また、観光地域づくりに取り組む12地域に専門家を派遣し、実地指導を行うことを通じて、OJT方式の人材育成手法を検討した。

・育成人材候補を先進地に派遣して研修を実施するとともに、シンポジウムを開催し、育成人材候補を集めて人材育成手法等に係る意見交換を実施することにより、人材育成手法の効果・課題を確認した。

③産学官連携を通じた観光経営マネジメント人材育成事業

・産学共同研究によってケース教材を作成し、それを公開するとともに、それらを初級者向け・中級者向けの社会人や学生を対象としたセミナーにおいて活用することで、実践的な人材育成を行った。また、米国・日本国内の観光経営分野の第一人者を招聘し、研究者・教育者向けのセミナーを開催した。インターンシップモデル事業では、観光産業構造や課題の理解を深めるために、複数の企業で横断的に実習をプログラムを実施した。さらに、観光産業界及び、その他の分野の産学官リーダーに参集いただき、「観光産業における人材育成」をテーマに「観光立国推進ラウンドテーブル」を開催した。

④広域観光促進基礎調査事業

・各地域の観光資源を活用して造成された旅行商品について、実態を把握するとともに、顧客満足度を高めるための品質向上策の検討を行った。

・各種取組の観光消費額等による定量的な効果分析手法の開発や先進的な取組を集めた事例集を作成した。

④休暇取得・分散化促進実証事業

・休暇取得・分散化促進実証事業（家族の時間づくりプロジェクト）を10の地域において実施し、実施地域の家庭（保護者）を対象にしたアンケートを集計した結果、「よかった」とする回答は36.8%であり、「よくなかった」と回答した19.7%を上回る結果となった（「どちらともいえない」は43.5%）。

⑤国内観光活性化緊急対策事業

・震災後に見られた観光の自粛等を解消するため、各地方運輸局や都道府県等に対して、積極的な誘客に取り組むことを呼び掛けた。また、観光・交通関係業界と連携し、官民合同による国内旅行振興キャンペーン等を実施し、国内観光の需要喚起や日本全国への旅行の促進等を図った。

・国内旅行促進のための環境整備として休暇取得と外出／旅行促進運動（「ポジティブ・オフ」運動）の取組を行い、企業への働きかけとしては、企業への直接訪問や人事総務担当者向けセミナーの開催を実施し、172の企業、団体の「ポジティブ・オフ」運動への賛同につなげた。また、国民への働きかけとしては、シンポジウムの開催、新聞等への記事掲載、Facebook ページの創設・運営、政府公報の活用などにより広く国民に対して周知を行った。

⑥広域連携観光復興対策事業（東北観光博）

・東北地域への送客の一層の強化とともに、主要な観光地域28箇所を核となる「ゾーン」とし、地域に精通した「地域観光案内人」の配置、地域観光案内人が観光客を迎える「旅のサロン」の設置、地域独自の滞在プログラムの提供促進、地域と観光客の接点をつくる「東北パスポート」の運用、観光情報の一元的な提供を行う「ポータルサイト」の運用等を実施し、旅行需要の喚起や新しい観光スタイルの実現を図った。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標は低調であり、目標達成に向けた成果を示していないため、B-1と評価した。目標の達成に向け、今後

は以下の視点に基づき、施策の改善を図っていく。

- ・休暇取得・分散化促進実証事業に関する普及・啓発を半年前を目安に実施するなどの準備期間を設定し、できる限り早い時期にスケジュールを決定するとともに、さらなる事業実施地域の拡大に向けた取組等を実施する。
- ・「ポジティブ・オフ」運動の賛同企業の性質や一般アンケート等を分析し、更なる賛同拡大に向けて戦略的な働きかけを実施する。
- ・大型連休を地域別に分散して設定する休暇取得の分散化の本格実施については、東日本大震災からの復興が大前提となることから、震災後の国民生活・経済活動等への影響及び国民的コンセンサスの状況を踏まえ、引き続き検討する。

平成24年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成24年度）

- ・旅行者ニーズの多様化、旅行スタイルの変化等に対応した魅力ある観光地域づくりを推進するため、新たなモデルの構築につながる観光地域づくりの先進的な取組について支援を行う。
- ・各地域の観光資源を活用して造成された旅行商品について、平成23年度の実態調査を踏まえ、各地域における課題やその解決策を整理し、顧客満足度の高い旅行商品の品質向上策をとりまとめる。
- ・「ポジティブ・オフ」運動賛同企業内での休暇取得を促進するとともに、賛同企業同士の連携を進めること等により、本運動の社会への発信と自律化を進める。

（平成25年度以降）

【行政事業レビュー「公開プロセス」における評価結果】（平成24年6月13日）

取りまとめ結果（廃止）

- ・観光分野の人材育成のために国が果たすべき役割や目標を改めて検討した上で、具体的な支援策のあり方について再検討すべき。

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁総務課（課長 大塚 洋）

関係課：観光庁参事官（参事官 内田 浩行）

観光庁参事官（参事官 高見 牧人）

観光庁観光産業課（課長 寺田 吉道）

観光庁国際観光政策課（課長 柏木 隆久）

観光庁国際交流推進課（課長 亀山 秀一）

観光庁観光地域振興課（課長 七條 牧生）

観光庁観光資源課（課長 新垣 慶太）

総合政策局事業総括調整官（事業総括調整官 光成 政和）

業績指標 128
日本人海外旅行者数

評価	
B-2	目標値：2,000万人（平成28年） 実績値：1,699万人（平成23年） 初期値：1,699万人（平成23年）

（指標の定義）

年間に日本国内から海外へ出国した日本人数

（目標設定の考え方・根拠）

出国日本人数は、世界的な金融危機が起きた平成20年は1,599万人、新型インフルエンザ流行の影響があった平成21年は1,545万人となっており、前基本計画を策定した平成19年の1,730万人より減少した。しかしながら、平成22年は4年ぶりに回復して1,664万人、さらに平成23年は1,699万人となった。円高の影響等により日本人の海外旅行者数が増加していることから、平成19年に閣議決定された前観光立国推進基本計画の目標値を維持し、2016年までに2000万人を目標とする。なお、当目標値は観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定）に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。

（外部要因）

景気動向、為替相場等の社会・経済動向

（他の関係主体）

地方公共団体、経済団体・民間事業者等（事業主体）

文部科学省（学校の休暇制度等を所管）

厚生労働省（労働者の休暇制度等を所管）

経済産業省（経済団体を所管）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第169国会における施政方針演説（平成20年1月18日）「観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。」

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）
- ・国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成20年法律第26号）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「第2章 2. 地域活性化」に記載あり
- ・新経済成長戦略のフォローアップと改定（平成20年9月19日）「第2編」に記載あり
- ・経済財政の中長期方針と10年展望について（平成21年1月19日）「3」に記載あり等
- ・新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日）「2.（4）」に記載あり
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）「第3章（4）」、及び「IV 12.」に記載あり
- ・新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日）「Ⅲ. 1.（2）」に記載あり
- ・円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日）「Ⅱ. 4.（1）」に記載あり
- ・「新成長戦略実現2011」（平成23年1月23日）「I 1 ④」、及び「別紙1」、「別紙2」に記載あり
- ・「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日）「4.（1）. ⑤観光振興」に記載あり
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）

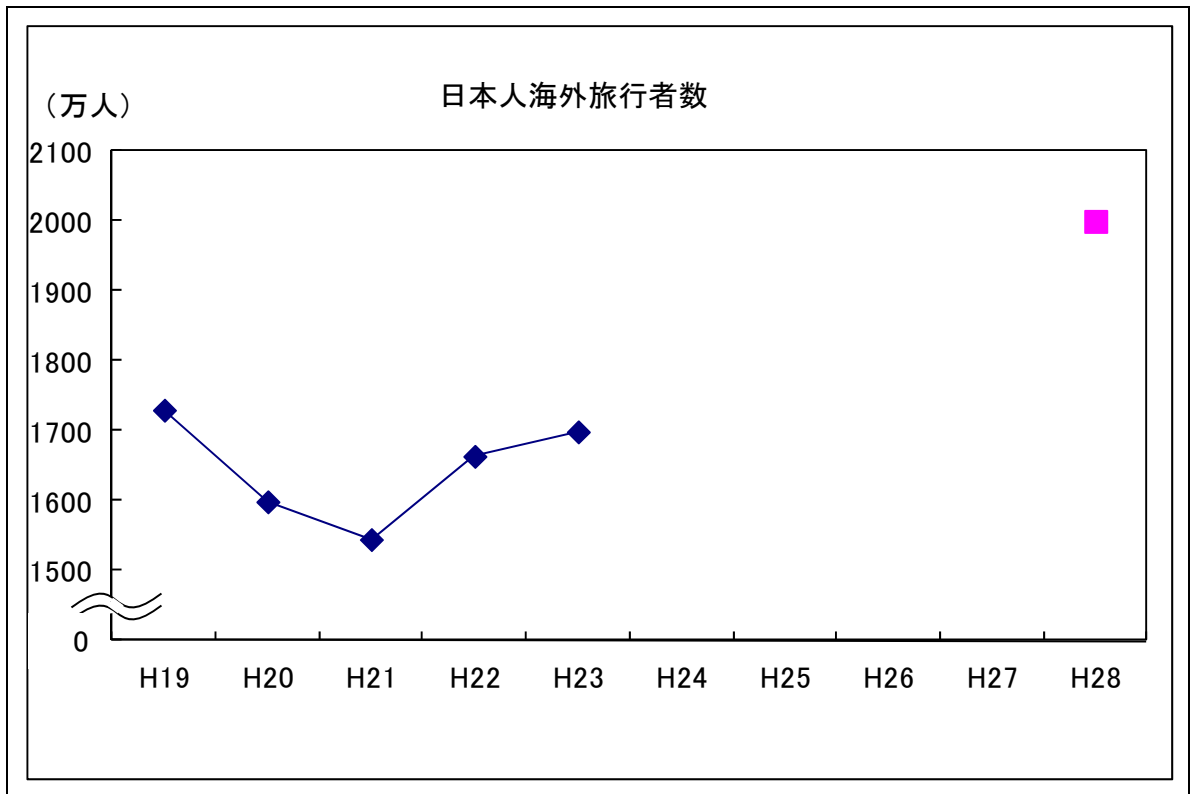
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月21日）「第2章」に記載あり

【その他】

- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年1月29日）「第2 地方再生の総合的推進」に記載あり
- ・都市と暮らしの発展プラン（地域活性化統合本部）（平成20年4月11日）「『3. 国際競争力の強化と国際交流の推進』に向けた平成20年度施策及び今後の検討課題」に記載あり
- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年12月19日）「第2 地方再生の総合的な取組の推進」に記載あり
- ・「都市と暮らしの発展プラン」に基づく平成21年度の都市対策（地域活性化統合本部）（平成21年4月21日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進」に記載あり
- ・観光立国推進本部の設置（平成21年12月9日）
- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）「2. 観光分野」に記載あり

過去の実績値					（暦年）
H19	H20	H21	H22	H23	
1,730万人	1,599万人	1,545万人	1,664万人	1,699万人	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ① ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金
 予算額 85百万円 (平成23年度)
- ② 世界観光機関 (UNWTO) 拠出金
 予算額 23百万円 (平成23年度)
- ③ 世界観光機関 (UNWTO) 分担金
 予算額 38百万円 (平成23年度)

関連する事務事業の概要
 該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年の海外旅行者数は、約1,699.4万人となった。3月に発生した東日本大震災の影響を受け、3～6月は対前年比でマイナスとなったが、7月以降は回復に転じ、年度計では、前年に比べると、約35万7千人万人増加し、対前年比2.1%増となった。

(事務事業の実施状況)

- ① ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金
 - ・ ASEAN貿易投資観光促進センター設立協定に基づき拠出を行った。本センターは日本と緊密な関係にあるASEAN地域への日本国からの観光客数の増加に向けた観光促進プロモーション等の様々な事業を実施した。
- ② 世界観光機関 (UNWTO) 拠出金、世界観光機関 (UNWTO) 分担金
 - ・ 観光分野における世界最大の国際機関である世界観光機関 (UNWTO) 事務局 (スペイン・マドリッド) に対して拠出金及び分担金の拠出を行った。拠出金等はUNWTOにおいて、世界の観光動向に関する調査や統計の作成、世界における観光振興の促進に関する事業等に使用されており、世界の観光の振興・発展や国際観光交流の促進に貢献している。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標は対前年比2.1%増となったものの、目標としていた2,000万人に届かなかったため、B-2と評価した。今後も外部要因により、実績値が変動する可能性はあるものの、少しでも目標に近づけるべく、引き続き、イベント・周年事業等を活用した海外旅行プロモーション、海外危険情報の発信等海外旅行の安全、安心の確保と質の向上等の取り組みを図っていく。

平成24年度以降における新規の取組と見直し事項
 (平成24年度)

- ・ 関係団体と連携し、海外旅行離れが指摘されている若年層に向けた取組を始め、官民ミッションの派遣や周年事

業の活用、経済界等との連携による促進策の検討を進めるなど日本人の海外旅行の促進を図る。

- ・日中国交正常化40周年の機会を活用して、新しい観光ルートやテーマによる旅行商品の造成を通じ、日中間の観光交流推進を図る。

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁総務課（課長 大塚 洋）

関係課：観光庁参事官（参事官 内田 浩行）

観光庁参事官（参事官 高見 牧人）

観光庁観光産業課（課長 寺田 吉道）

観光庁国際観光政策課（課長 柏木 隆久）

観光庁国際交流推進課（課長 亀山 秀一）

観光庁観光地域振興課（課長 七條 牧生）

観光庁観光資源課（課長 新垣 慶太）

総合政策局事業総括調整官（事業総括調整官 光成 政和）

業績指標 129

国内における観光旅行消費額

評価

B-1

目標値：30兆円（平成28年度）
 実績値：23.8兆円（平成22年）
 初期値：25.3兆円（平成21年）

（指標の定義）

国民の国内観光旅行消費額、訪日外国人旅行者による日本国内での旅行消費額の総計

（目標設定の考え方・根拠）

2016年までに訪日外国人旅行者数1800万人、日本人海外旅行者数2000万人、国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数2.5泊を達成した場合に概ね30兆円を目標とする。なお、当目標値は観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定）に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。

（外部要因）

経済・社会動向（景気動向、為替相場、余暇時間・自由時間、家計収支等）

（他の関係主体）

地方公共団体、経済団体・民間事業者等（事業主体）

文部科学省（学校の休暇制度等を所管）

厚生労働省（労働者の休暇制度等を所管）

経済産業省（経済団体を所管）

（重要政策）**【施政方針】**

- ・第169国会における施政方針演説（平成20年1月18日）「観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。」
- ・第174国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説（平成22年1月29日）「アジアの方々を中心に、もっと多くの外国人の皆さんに日本を訪問していただくことは、経済成長のみならず、幅広い文化交流や友好関係の土台を築くためにも重要です。日本の魅力を磨き上げ、訪日外国人を2020年までに2,500万人、さらに3,000万人まで増やすことを目標に、総合的な観光政策を推進します。」

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）
- ・国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成20年法律第26号）
- ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「第2章 2. 地域活性化」に記載あり
- ・新経済成長戦略のフォローアップと改定（平成20年9月19日）「第2編」に記載あり
- ・経済財政の中長期方針と10年展望について（平成21年1月19日）「3」に記載あり等
- ・新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日）「2.（4）」に記載あり
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）「第3章（4）」、及び「IV 12.」に記載あり
- ・新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日）「III. 1.（2）」に記載あり
- ・円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日）「II. 4.（1）」に記載あり
- ・「新成長戦略実現2011」（平成23年1月23日）「I 1 ④」、及び「別紙1」、「別紙2」に記載あり
- ・「日本再生のための戦略に向けて」（平成23年8月5日）「III. 4 観光立国・地域活性化戦略」に記載あり
- ・「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日）「4.（1）. ⑤観光振興」に記載あり
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）

【閣決（重点）】

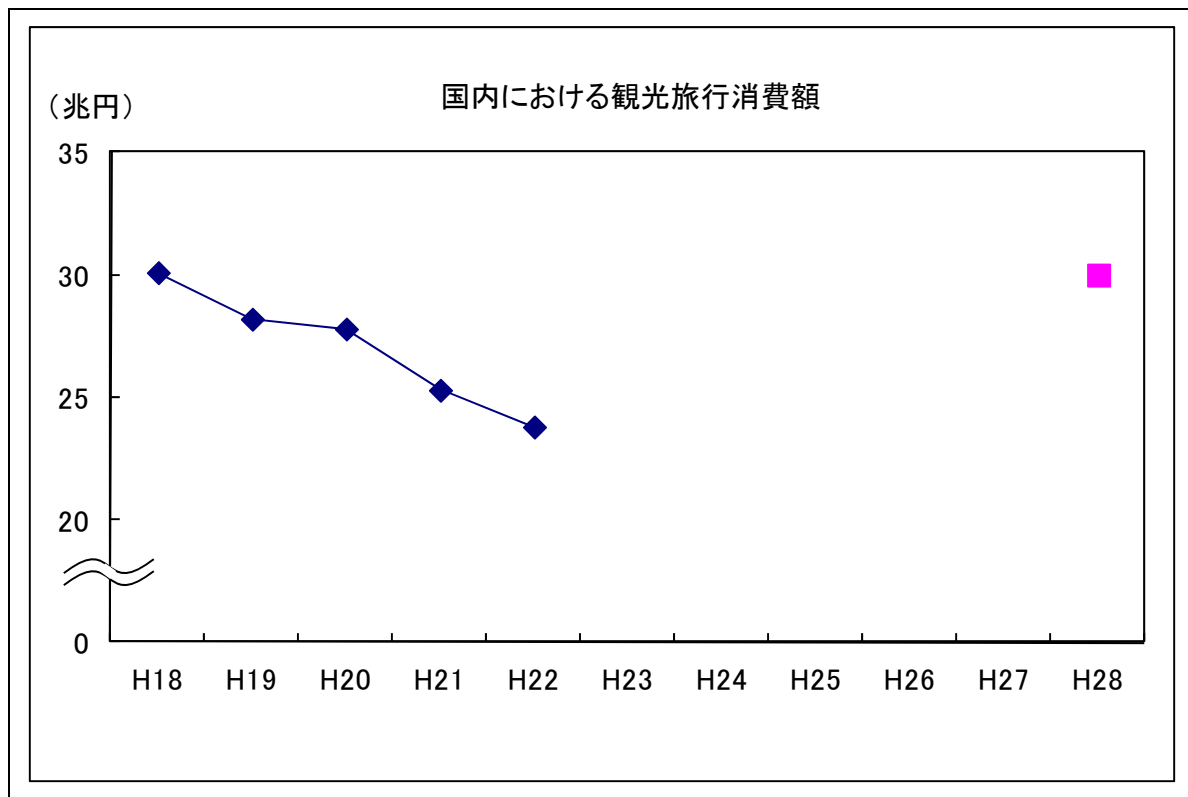
- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月21日）「第2章」に記載あり

【その他】

- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年1月29日）「第2 地方再生の総合的推進」に記載あり
- ・都市と暮らしの発展プラン（地域活性化統合本部）（平成20年4月11日）「『3. 国際競争力の強化と国際交流の推進』に向けた平成20年度施策及び今後の検討課題」に記載あり
- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年12月19日）「第2 地方再生の総合的な取組の推進」に記載あり
- ・「都市と暮らしの発展プラン」に基づく平成21年度の都市対策（地域活性化統合本部）（平成21年4月21日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進」に記載あり
- ・観光立国推進本部の設置（平成21年12月9日）
- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）「2. 観光分野」に記載あり

過去の実績値				(暦年)
H18	H19	H20	H21	H22
30.1兆円 (30.3兆円)	28.2兆円 (28.3兆円)	27.8兆円 (28.1兆円)	25.3兆円 (25.5兆円)	23.8兆円

※実績値はSNA（国民経済計算）に基づいて算出しているが、今回SNAの5年に1回の過去に遡及しての基準改定が行われたため、再推計したもの。



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①観光地域づくりプラットフォーム支援事業
 交流人口の拡大による地域の活性化を目的として、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づき、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、2泊3日以上滞在交流型観光を促進するため、地域の幅広い関係者が参加して、市場との窓口機能等を担う「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を促進しつつ、滞在交流型観光の企画・販売、人材育成等を行う取組を支援する。
 予算額 271百万円（平成23年度）
- ②観光立国推進人材育成事業・観光地域づくり人材育成ガイドライン事業
 観光地域づくりの担い手となる人材の育成を推進するため、観光に関する専門家の招請による研修や先進的な取組を実施している観光地への派遣による実地研修等を行う。また、各地域において必要とされる人材像や取得すべき知識・スキルを明確化した観光地域づくり人材育成ガイドラインの策定を行う。
 予算額 177百万円（平成23年度）。
- ③産学官連携を通じた観光経営マネジメント人材育成事業
 質の高い人材を観光産業界へ供給するため、ケース教材の作成、研究者・教育者向けのセミナーの開催、インターンシップモデル事業の実施など、産学官連携を通じて観光経営マネジメント教育の充実・強化を図る。また、産学官連携の更なる強化、政策普及を図るため「産学官連携検討会議」（平成19年度より実施）を開催する。
 予算額 43百万円（平成23年度）
- ④訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）
 東日本大震災の影響等により著しく落ち込んだ訪日需要の一刻も早い回復を目指して、正確な情報発信に努めるとともに、主要国政府への働きかけやメディア・旅行会社の招へい、一般消費者への働きかけを段階的に実施し、日本に対する渡航勧告の是正、日本に関する正確な報道や訪日旅行商品の造成・販売につなげる。そのため、KPI（※）の測定結果等を踏まえた最適なマーケティングプランを構築し、中国をはじめとする東アジア諸国を当面の最重点市場と位置づけ効果的な海外プロモーションを展開する。※KPI：(Key performance indicator) 重要業績指標
 予算額 6,055百万円（平成23年度）
- ⑤訪日外国人旅行者の受入環境整備事業

受入環境の改善を継続的に行うため、各地域が受入環境を自己評価する仕組みの構築、受入を担う戦略拠点・地方拠点の整備、受入を担う人材の育成等を行い、受入環境の整備・充実を総合的に推進。

予算額 608百万円（平成23年度）

⑥MICEの開催・誘致の推進

我が国における国際会議の開催件数を2016年に1,111件とすることを目指し、我が国がMICEの開催適地であることを積極的に海外に向けてアピールする。また、国内におけるMICEの開催・誘致を推進し、地域の活性化・国際化を図る。

⑦休暇取得・分散化促進実証事業

より柔軟に休暇を取得できる仕組み作りに向け、関係省庁、地方自治体、経済界、労働界、教育界など様々な関係者との連携の下で、高い効果の期待できる具体的な取り組みを実証的に実施する。

予算額 37百万円（平成23年度）

⑧世界観光機関（UNWTO）拠出金

予算額 23百万円（平成23年度）

⑨世界観光機関（UNWTO）分担金

予算額 38百万円（平成23年度）

⑩独立行政法人国際観光振興機構運営費交付金

独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）の行う海外観光宣伝事業、コンベンション振興対策事業等の実施に要する経費の一部を交付するために必要な経費。

予算額 1,972百万円（平成23年度）

⑪ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金

予算額 85百万円（平成23年度）

⑫沖縄の特定地域において特定民間観光関連施設を新增設した場合の投資税額控除（観光振興地域における投資税額控除）（法人税、法人住民税、事業税、事業税（外形））

沖縄振興特別措置法に定める観光振興地域において、特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物等を新增設する場合に、機械及び装置については取得価格の15%の税額控除、建物及びその附属施設並びに構築物については取得価格の8%の税額控除の特例措置を講じる。

減収見込み額 76百万円（平成23年度）

⑬広域観光促進基礎調査事業

広域的な滞在型観光地づくりに向けた各地域の取組の効率的かつ効果的な推進を図るため、広域的な観光地づくりの効果分析手法の開発、先進的な取組を集めた事例集の作成、旅行商品の品質向上や旅館街の再生に向けた調査を行う。

予算額 201百万円（平成23年度）

⑭国内観光活性化緊急対策事業

震災後、全国的に落ち込んでいる国内観光需要を着実に回復させるため、国内旅行促進のための環境整備、機運醸成、需要創出に資する取り組みを実施

予算額 650百万円（平成23年度補正）

⑮広域連携観光復興対策事業（東北観光博）

東北地域への旅行需要の回復と新たな観光地づくりのモデル構築を図るため、東北地域全体を観光の博覧会場と見立て、地域や民間の様々な取組を連携させるとともに統一的な情報発信等を行う。

予算額 550百万円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成22年においては23.8兆円と、前年比約6%の減少となっている。

（事務事業の実施状況）

①観光地域づくりプラットフォーム支援事業

・観光地域づくりプラットフォーム支援事業の設立準備段階13地域、運営初期段階13地域を採択し、地域の関係者が一体となった取組を総合的に支援した。

②観光立国推進人材育成事業・観光地域づくり人材育成ガイドライン事業

・観光地域づくりの人材育成に必要なとされる知識・スキルを段階的に習得できるよう具体化したガイドラインを作成し、併せて当該知識・スキルの人材育成手法を検討した。

・座学が適している知識・スキルの人材育成資料について、実証セミナーの実施等により論点を整理し、講義用人材育成資料を作成した。また、観光地域づくりに取り組む12地域に専門家を派遣し、実地指導を行うことを通じて、OJT方式の人材育成手法を検討した。

・育成人材候補を先進地に派遣して研修を実施するとともに、シンポジウムを開催し、育成人材候補を集めて人材育成手法等に係る意見交換を実施することにより、人材育成手法の効果・課題を確認した。

③産学官連携を通じた観光経営マネジメント人材育成事業

・産学共同研究によってケース教材を作成し、それを公開するとともに、それらを初級者向け・中級者向けの社会人や学生を対象としたセミナーにおいて活用することで、実践的な人材育成を行った。また、米国・日本国内の観光経営分野の第一人者を招聘し、研究者・教育者向けのセミナーを開催した。インターンシップモデル事業では、観光産業構造や課題の理解を深めるために、複数の企業で横断的に実習をプログラムを実施した。さらに、観光産業界及び、その他の分野の産学官リーダーに参集いただき、「観光産業における人材育成」をテーマに「観光立国推進ラウンドテーブル」を開催した。

④訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）

・15の国・地域（韓国、台湾、中国、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インド、オーストラリア、米国、カナダ、英国、ドイツ、フランス、ロシア）を重点市場とし、訪日旅行促進のためのプロモーションを実施した。

・東日本大震災の影響等により著しく落ち込んだ訪日需要をできるかぎり早期に回復するため、平成23年7月までの間に、日本政府観光局（JNTO）や在外公館等と連携し、延べ100回以上の現地説明会を実施したほか、ビジット・ジャパン緊急対応事業として、世界から延べ約800社、約1,000名のメディア、旅行会社による日本の視察を実施した。さらに、同年10月から再開した海外プロモーション事業でも、引き続きメディアや旅行会社の招へいを行ったほか、平成24年1月からは訪日旅行者の特に多い5大市場（韓国・中国・台湾・米国・香港）を対象とした海外プロモーションを追加実施した。

⑤訪日外国人旅行の受入環境整備事業

・既に多数外国人旅行者が訪れている地域を戦略拠点、外国人旅行者の訪問の増加が見込まれる地域を地方拠点として合計26地域を公募・選定し、地域の受入環境整備水準の把握・評価を行い、先進的・モデル的な事業を実施し、地域での自立的な受入環境の整備及び他地域への普及を図った。また、東日本大震災を受けて訪日観光が非常に厳しい状況に直面している中、日本在住の留学生等を受入環境整備サポーターとして、戦略拠点・地方拠点など全国の観光地へ派遣することで、受入環境整備が遅れている部分を外国人の目線から明確にし、外国人旅行者の増加に向けた改善策の提案や情報発信をしてもらうことで受入環境整備を促進するとともに、日本の観光地に刺激を与え風評被害対策としても効果を発揮した。

・全国26地域で、交通拠点から目的地に致るまでの行程における点から線への多言語対応を実施することで、外国人観光客の移動を容易化し、言語バリアフリーな移動環境を実現する取り組みを行った。

・訪日外国人の旅行ニーズの多様化等に対応すべく、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とする特例措置を規定した「総合特別区域法」が平成23年8月に施行された。また、専門性の高い通訳案内士育成に向けた通訳案内士専門研修等、ガイドの質の向上に関する事業を実施した。

⑥医療観光の推進

・外国人患者等が日本へ安心して訪問できる環境を整備するため、日本における医療観光を具体的に推進するうえでの具体的な課題解決方法を提示し、また、医療観光に携わるコーディネーター向け自己評価チェックシートを策定し、日本における持続可能な医療観光受入モデルを提示すると共に、旅行博への出展等による海外プロモーションを実施した。

⑦MICEの開催・誘致の推進

・訪日旅行促進活動と同じ枠組みの下で、MICEの開催国決定権者等への働きかけを通じて、MICE開催地としての日本の魅力をPRした。また、関係省庁と連携し、所管大臣等による招請状の発出、在外公館によるMICEの開催国決定権者等に対する働きかけ等の支援を実施した。

・さらに、その社会的な影響力の大きさから「観光分野のダボス会議」と称される第12回WTTCグローバルサミットの開催（平成24年4月）に向けて、関係省庁が連携し、同会議の情報発信や、参加者増加に向けての取組を実施した。

⑧休暇取得・分散化促進実証事業

・休暇取得・分散化促進実証事業（家族の時間づくりプロジェクト）を9つの地域において実施し、実施地域の家庭（保護者）を対象にしたアンケートを集計した結果、「よかった」とする回答は36.8%であり、「よくなかった」と回答した19.7%を上回る結果となった（「どちらともいえない」は43.5%）。

⑨広域観光促進基礎調査事業

・各地域の観光資源を活用して造成された旅行商品について、実態を把握するとともに、顧客満足を高めるための品質向上策の検討を行った。

・各種取組の観光消費額等による定量的な効果分析手法の開発や先進的な取組を集めた事例集を作成した。

⑩国内観光活性化緊急対策事業

・震災後に見られた観光の自粛等を解消するため、各地方運輸局や都道府県等に対して、積極的な誘客に取り組むことを呼び掛けた。また、観光・交通関係業界と連携し、官民合同による国内旅行振興キャンペーン等を実施し、国内観光の需要喚起や日本全国への旅行の促進等を図った。

・国内旅行促進のための環境整備として休暇取得と外出／旅行促進運動（「ポジティブ・オフ」運動）の取組を行い、企業への働きかけとしては、企業への直接訪問や人事総務担当者向けセミナーの開催を実施し、172の企業、団体の「ポジティブ・オフ」運動への賛同につなげた。また、国民への働きかけとしては、シンポジウムの開催、新聞等への記事掲載、Facebook ページの創設・運営、政府公報の活用などにより広く国民に対して周知を行った。

⑪世界観光機関（UNWTO）拠出金、世界観光機関（UNWTO）分担金

・観光分野における世界最大の国際機関である世界観光機関（UNWTO）事務局（スペイン・マドリッド）に対して拠出金及び分担金の拠出を行った。拠出金等はUNWTOにおいて、世界の観光動向に関する調査や統計の作成、世界における観光振興の促進に関する事業等に使用されており、世界の観光の振興・発展や国際観光交流の促進に貢献している。

⑫ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金

- ・ASEAN貿易投資観光促進センター設立協定に基づき拠出を行った。本センターは日本と緊密な関係にあるASEAN地域への日本国からの観光客数の増加に向けた様々な事業を実施した。

⑬広域連携観光復興対策事業（東北観光博）

- ・東北地域への送客の一層の強化とともに、主要な観光地域28箇所を核となる「ゾーン」とし、地域に精通した「地域観光案内人」の配置、地域観光案内人が観光客を迎える「旅のサロン」の設置、地域独自の滞在プログラムの提供促進、地域と観光客の接点をつくる「東北パスポート」の運用、観光情報の一元的な提供を行う「ポータルサイト」の運用等を実施し、旅行需要の喚起や新しい観光スタイルの実現を図った。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標は低調であり、目標達成に向けた成果を示していないため、B-1と評価した。当目標は他の4つの目標の総合的な結果を反映する目標である。目標を達成するために、他の4つの目標の課題について、目標の達成に向け、今後は以下の視点に基づき、施策の改善を図っていく。

- ・休暇取得・分散化促進実証事業に関する普及・啓発を半年前を目安に実施するなどの準備期間を設定し、できる限り早い時期にスケジュールを決定するとともに、さらなる事業実施地域の拡大に向けた取組等を実施する。
- ・「ポジティブ・オフ」運動の賛同企業の性質や一般アンケート等を分析し、更なる賛同拡大に向けて戦略的な働きかけを実施する。
- ・大型連休を地域別に分散して設定する休暇取得の分散化の本格実施については、東日本大震災からの復興が大前提となることから、震災後の国民生活・経済活動等への影響及び国民的コンセンサスの状況を踏まえ、引き続き検討する。
- ・東日本大震災の影響を踏まえ、まずは訪日旅行の安全・安心への信頼を取り戻した上で、訪日旅行旅行者の早急かつ本格的な回復や受入環境の整備・充実のさらなる推進を図る。

平成24年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成24年度）

- ・平成24年度は一刻も早い訪日需要の回復のため、引き続き震災の影響等への風評被害対策を実施するとともに、事業内容の徹底的な絞り込みを行い、在外公館や民間企業との連携、日本で開催される国際会議の活用やオープンスカイ等、あらゆる関係者・機会を総動員したオールジャパン体制で海外プロモーション事業を展開することにより、訪日外国人旅行者の拡大につなげていく。
- ・日中国交正常化40周年の機会を活用して、新しい観光ルートやテーマによる旅行商品の造成を通じ、日中間の観光交流推進を図る。
- ・日本のMICEブランドの強化を図るため、海外見本市への出展や招請事業等を通じて市場開拓を強化する。また、会議開催決定権者への働きかけなど、日本側主催者が行う誘致活動等を支援する。また、我が国の国際競争力強化の基盤整備を促すため、国立京都国際会館を素材とした国際会議施設等に係るPFI事業手法調査を行う。
- ・全国で35地域程度の戦略拠点及び地方拠点の整備・自治体等の自主的な受入環境整備の支援を実施することで、全国的に訪日外国人旅行者が安心して、快適に、移動・滞在・観光することができる環境を実現する。
- ・日本の医療観光を具体的に推進するプラットフォームとして医療観光プロモーション推進連絡会を運営し、先進的・モデル的プロジェクトチームの調査、支援及び形成促進により、受入環境を整備する。また、訪日外国人消費動向調査の結果を踏まえて訪日外国人患者等の現状と希望について調査することで今後の医療観光推進に向けた新しい可能性を示す。
- ・訪日外国人旅行者のニーズの多様化に対応するため、通訳案内士法の特例を設けた「総合特別区域法」の成立に伴う特区ガイド制度の効果検証や、専門性研修等ガイドの質の向上に関する事業を実施することとしている。
- ・各地域の観光資源を活用して造成された旅行商品について、平成23年度の実態調査を踏まえ、各地域における課題やその解決策を整理し、顧客満足度の高い旅行商品の品質向上策をとりまとめる。
- ・旅行者ニーズの多様化、旅行スタイルの変化等に対応した魅力ある観光地域づくりを推進するため、新たなモデルの構築につながる観光地域づくりの先進的な取組について支援を行う。
- ・「ポジティブ・オフ」運動賛同企業内での休暇取得を促進するとともに、賛同企業同士の連携を進めること等により、本運動の社会への発信と自律化を進める。

（平成25年度以降）

【行政事業レビュー「公開プロセス」における評価結果】（平成24年6月13日）

取りまとめ結果（廃止）

- ・観光分野の人材育成のために国が果たすべき役割や目標を改めて検討した上で、具体的な支援策のあり方について再検討すべき。

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁総務課（課長 大塚 洋）

関係課：観光庁参事官（参事官 内田 浩行）

観光庁参事官（参事官 高見 牧人）

観光庁観光産業課（課長 寺田 吉道）

観光庁国際観光政策課（課長 柏木 隆久）

観光庁国際交流推進課（課長 亀山 秀一）
観光庁観光地域振興課（課長 七條 牧生）
観光庁観光資源課（課長 新垣 慶太）
総合政策局事業総括調整官（事業総括調整官 光成 政和）

業績指標 130

主要な国際会議の開催件数

評価

A-1

目標値：5割以上増（1,111件以上）（平成28年）
 実績値：741件（平成22年）
 初期値：741件（平成22年）

（指標の定義）

UIA（国際団体連合）統計による我が国における国際会議の開催件数

（目標設定の考え方・根拠）

アジア地域の堅調な経済成長に伴いアジア域内の学会の成長等を通じて域内国際会議が増加していること、国内会議の国際化の動きなどから着実に国際会議の開催数は拡大している。アジア最大の国際会議開催国を実現するため、2010年の実績（741件）の5割以上増を目標とする。なお、当目標値は観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定）に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。

（外部要因）

景気動向、為替相場等の社会・経済動向、他国の誘致活動状況

（他の関係主体）【MICE】

（独）国際観光振興機構

内閣府、文部科学省等の全他府省庁

地域のコンベンションビューロー

民間事業者（PCO（Professional Congress Organizer）、観光事業者等）等

（重要政策）**【施政方針】**

- ・第169国会における施政方針演説（平成20年1月18日）「観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。」
- ・第174国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説（平成22年1月29日）「アジアの方々を中心に、もっと多くの外国人の皆さんに日本を訪問していただくことは、経済成長のみならず、幅広い文化交流や友好関係の土台を築くためにも重要です。日本の魅力を磨き上げ、訪日外国人を2020年までに2,500万人、さらに3,000万人まで増やすことを目標に、総合的な観光政策を推進します。」

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）
- ・国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成20年法律第26号）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「第2章 2. 地域活性化」に記載あり
- ・新経済成長戦略のフォローアップと改定（平成20年9月19日）「第2編」に記載あり
- ・経済財政の中長期方針と10年展望について（平成21年1月19日）「3」に記載あり等
- ・新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日）「2.（4）」に記載あり
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）「第3章（4）」、及び「IV 12.」に記載あり
- ・新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日）「III. 1.（2）」に記載あり
- ・円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日）「II. 4.（1）」に記載あり
- ・「新成長戦略実現2011」（平成23年1月23日）「I 1 ④」、及び「別紙1」、「別紙2」に記載あり
- ・「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日）「4.（1）. ⑤観光振興」に記載あり
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）

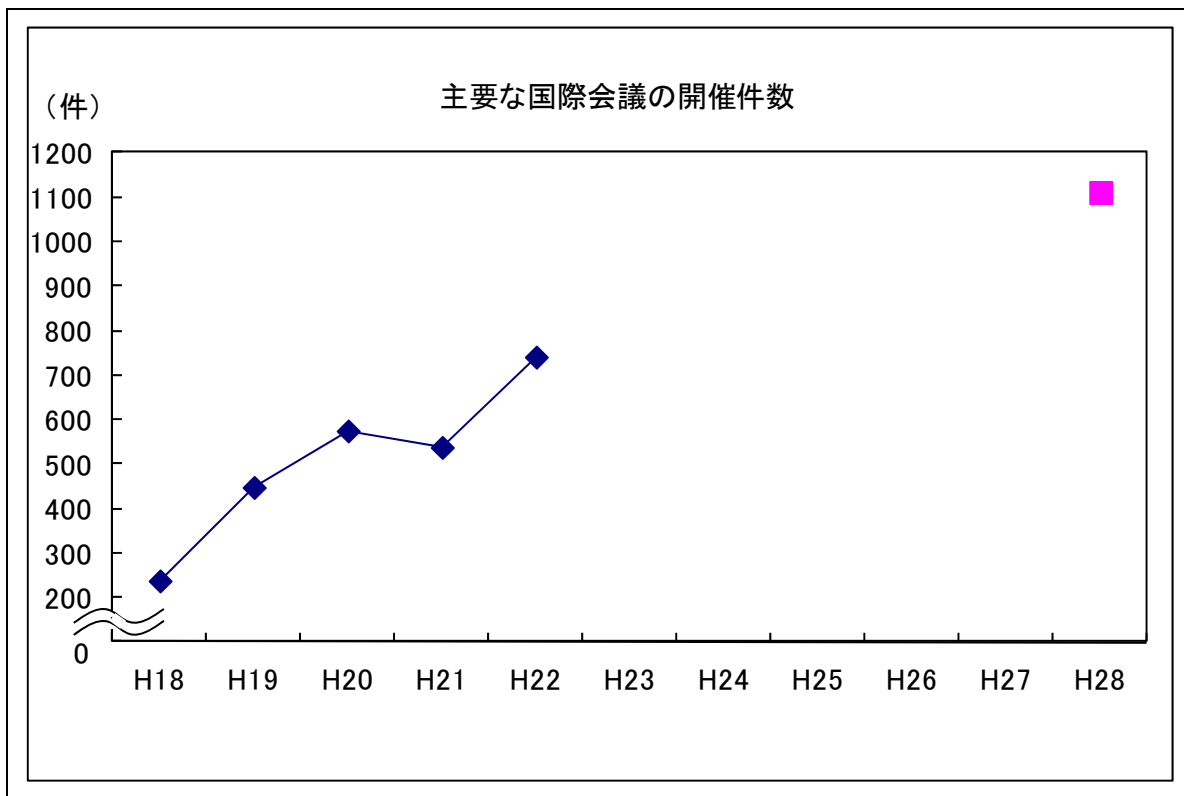
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月21日）「第2章」に記載あり

【その他】

- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年1月29日）「第2 地方再生の総合的推進」に記載あり
- ・都市と暮らしの発展プラン（地域活性化統合本部）（平成20年4月11日）「『3. 国際競争力の強化と国際交流の推進』に向けた平成20年度施策及び今後の検討課題」に記載あり
- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年12月19日）「第2 地方再生の総合的な取組の推進」に記載あり
- ・「都市と暮らしの発展プラン」に基づく平成21年度の都市対策（地域活性化統合本部）（平成21年4月21日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進」に記載あり
- ・観光立国推進本部の設置（平成21年12月9日）
- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）「2. 観光分野」に記載あり

過去の実績値				(暦年)
H18	H19	H20	H21	H22
238件	448件	575件	538件	741件



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ①訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）
 東日本大震災の影響等により著しく落ち込んだ訪日需要の一刻も早い回復を目指して、正確な情報発信に努めるとともに、主要国政府への働きかけやメディア・旅行会社の招へい、一般消費者への働きかけを段階的に実施し、日本に対する渡航勧告の是正、日本に関する正確な報道や訪日旅行商品の造成・販売につなげる。そのため、K P I（※）の測定結果等を踏まえた最適なマーケティングプランを構築し、中国をはじめとする東アジア諸国を当面の最重点市場と位置づけ効果的な海外プロモーションを展開する。※K P I：(Key performance indicator) 重要業績指標
 予算額 6,055百万円（平成23年度）
- ②MICEの開催・誘致の推進
 我が国における国際会議の開催件数を2016年に1,111件とすることを目指し、我が国がMICEの開催適地であることを積極的に海外に向けてアピールする。また、国内におけるMICEの開催・誘致を推進し、地域の活性化・国際化を図る。
- ③独立行政法人国際観光振興機構運営費交付金
 独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）の行う海外観光宣伝事業、コンベンション振興対策事業等の実施に要する経費の一部を交付するために必要な経費。
 予算額 1,972百万円（平成23年度）
- ④訪日外国人旅行者の受入環境整備事業
 受入環境の改善を継続的に行うため、各地域が受入環境を自己評価する仕組みの構築、受入を担う戦略拠点・地方拠点の整備、受入を担う人材の育成等を行い、受入環境の整備・充実を総合的に推進。
 予算額 608百万円（平成23年度）

関連する事務事業の概要
 該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
 平成22年の実績値は741件となり、昨年に引き続き増加した。
- (事務事業の実施状況)
 ① 訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）

- ・15の国・地域（韓国、台湾、中国、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インド、オーストラリア、米国、カナダ、英国、ドイツ、フランス、ロシア）を重点市場とし、訪日旅行促進のためのプロモーションを実施した。
- ・東日本大震災の影響等により著しく落ち込んだ訪日需要をできるかぎり早期に回復するため、平成23年7月までの間に、日本政府観光局（JNTO）や在外公館等と連携し、延べ100回以上の現地説明会を実施したほか、ビジット・ジャパン緊急対応事業として、世界から延べ約800社、約1,000名のメディア、旅行会社による日本の視察を実施した。さらに、同年10月から再開した海外プロモーション事業でも、引き続きメディアや旅行会社の招へいを行ったほか、平成24年1月からは訪日旅行者の特に多い5大市場（韓国・中国・台湾・米国・香港）を対象とした海外プロモーションを追加実施した。

②MICEの開催・誘致の推進

- ・訪日旅行促進活動と同じ枠組みの下で、MICEの開催国決定権者等への働きかけを通じて、MICE開催地としての日本の魅力をPRした。また、関係省庁と連携し、所管大臣等による招請状の発出、在外公館によるMICEの開催国決定権者等に対する働きかけ等の支援を実施した。
- ・さらに、その社会的な影響力の大きさから「観光分野のダボス会議」と称される第12回WTTCグローバルサミットの開催（平成24年4月）に向けて、関係省庁が連携し、同会議の情報発信や、参加者増加に向けての取組を実施した。

③訪日外国人旅行の受入環境整備事業

- ・既に多数外国人旅行者が訪れている地域を戦略拠点、外国人旅行者の訪問の増加が見込まれる地域を地方拠点として合計26地域を公募・選定し、地域の受入環境整備水準の把握・評価を行い、先進的・モデル的な事業を実施し、地域での自立的な受入環境の整備及び他地域への普及を図った。また、東日本大震災を受けて訪日観光が非常に厳しい状況に直面している中、日本在住の留学生等を受入環境整備サポーターとして、戦略拠点・地方拠点など全国の観光地へ派遣することで、受入環境整備が遅れている部分を外国人の目線から明確にし、外国人旅行者の増加に向けた改善策の提案や情報発信をしてもらうことで受入環境整備を促進するとともに、日本の観光地に刺激を与え風評被害対策としても効果を発揮した。
- ・全国26地域で、交通拠点から目的地に至るまでの行程における点から線への多言語対応を実施することで、外国人観光客の移動を容易化し、言語バリアフリーな移動環境を実現する取り組みを行った。
- ・訪日外国人の旅行ニーズの多様化等に対応すべく、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とする特例措置を規定した「総合特別区域法」が平成23年8月に施行された。また、専門性の高い通訳案内士育成に向けた通訳案内士専門研修等、ガイドの質の向上に関する事業を実施した。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標は増加傾向が続いており、目標に対して順調に推移していると評価できることから、A-1と評価した。業績指標は順調に推移しているものの、アジア有力国が誘致体制・取組の強化、施設整備等において積極的な対応を進めており、国際競争が激化している。今後、我が国が激しい競争に打ち勝っていくために、各誘致主体の徹底したマーケティング戦略の高度化、誘致関係者の機能強化等を通じたMICE産業の競争力強化、MICE施設をはじめとしたグローバルな市場のニーズに合った受入れ環境の整備等を通じ、官民を挙げてMICE分野の国際競争力を強化する必要がある。

平成24年度以降における新規の取組と見直し事項

【国土交通省成長戦略への対応】

- ・平成22年5月17日にとりまとめられた「国土交通省成長戦略」において、「訪日外国人3,000万人プログラムの展開」「創意工夫を活かした観光地づくりのための人材の育成」「休暇取得の分散化」について「優先的に実施すべき事項」と位置づけられており、現在、具体的な施策について検討・対応を進めているところ。

（平成24年度）

- ・平成24年度は一刻も早い訪日需要の回復のため、引き続き震災の影響等への風評被害対策を実施するとともに、事業内容の徹底的な絞り込みを行い、在外公館や民間企業との連携、日本で開催される国際会議の活用やオープンスカイ等、あらゆる関係者・機会を総動員したオールジャパン体制で海外プロモーション事業を展開することにより、訪日外国人旅行者の拡大につなげていく。
- ・日本のMICEブランドの強化を図るため、海外見本市への出展や招請事業等を通じて市場開拓を強化する。また、会議開催決定権者への働きかけなど、日本側主催者が行う誘致活動等を支援する。また、我が国の国際競争力強化の基盤整備を促すため、国立京都国際会館を素材とした国際会議施設等に係るPFI事業手法調査を行う。
- ・全国で35地域程度の戦略拠点及び地方拠点の整備・自治体等の自主的な受入環境整備の支援を実施することで、全国的に訪日外国人旅行者が安心して、快適に、移動・滞在・観光することができる環境を実現する。
- ・訪日外国人旅行者のニーズの多様化に対応するため、通訳案内士法の特例を設けた「総合特別区域法」の成立に伴う特区ガイド制度の効果検証や、専門性研修等ガイドの質の向上に関する事業を実施することとしている。

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁総務課（課長 大塚 洋）
関係課：観光庁参事官（参事官 内田 浩行）
観光庁参事官（参事官 高見 牧人）
観光庁観光産業課（課長 寺田 吉道）
観光庁国際観光政策課（課長 柏木 隆久）
観光庁国際交流推進課（課長 亀山 秀一）
観光庁観光地域振興課（課長 七條 牧生）
観光庁観光資源課（課長 新垣 慶太）
総合政策局事業総括調整官（事業総括調整官 光成 政和）

施策目標個票

(国土交通省23-②)

施策目標	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	良好な景観及び歴史的資産は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものであることから、その保全及び活用を中心とした取組の支援を行う。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「努力が必要である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>良好な景観や歴史的資産を活かした国土・観光地づくりの推進に向け、歴史的環境形成総合支援事業等の取組を実施し、各業績指標の実績は増加しているが、全体として努力が必要な状況にある。</p> <p>今後も、本政策をより広い地域において推進していくため、引き続き、地域のニーズを踏まえつつ各施策を推進していくとともに、行政だけでなく住民・事業者等と連携した取組を推進するため、「景観法」の基本理念の普及啓発や、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の趣旨に沿った制度的確な運用の支援を図る。</p>

業績指標 (指標ごとに記載)	131 景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数	初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
		30件	41件	112件	197件	482件	655件	A-2	600件
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	132 景観計画に基づき取組を進める地域の数	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		92団体	92団体	152団体	206団体	267団体	315団体	B-2	500団体
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	133 歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の数	初期値	実績値					評価	目標
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		0団体	0団体	10団体	16団体	22団体	31団体	B-1	100団体
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,025	860	164	103	-
		補正予算(b)	203	0	0	-	-
		前年度繰越等(c)	415	489	326	-	-
		合計(a+b+c)	1,643	1,350	490	103	-
	執行額(百万円)		1,147	1,015	-	-	-
	翌年度繰越額(百万円)		489	326	-	-	-
	不用額(百万円)		7	9	-	-	-

※上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	都市局	作成責任者名	公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室(室長 上野 純一)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----	--------	------------------------------------	----------	---------

業績指標 131

景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数

評価

A-2	目標値：600件（平成23年度） 実績値：655件（平成23年度） 初期値：30件（平成18年度）
-----	---------------------------------------------------------

(指標の定義)

景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数

(目標設定の考え方・根拠)

良好な景観は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものである。特に、地域の景観上重要な景観重要建造物及び景観重要樹木は、単一で交流人口の拡大の効果が大きく見込まれるものであって、平成19年度から平成22年度までその保全活用を中心とした取組を支援する事業（景観形成総合支援事業）を実施した。目標においては、平成23年度までに200件としていたが、平成22年度に目標値を上回ったため、平成18年度から平成22年度の4年間で452件増加したことを踏まえ、同様のペースで増加することを目指すこととし、平成23年度までに600件としている。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）「地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を推進する。（3-3-2（二）⑤）」

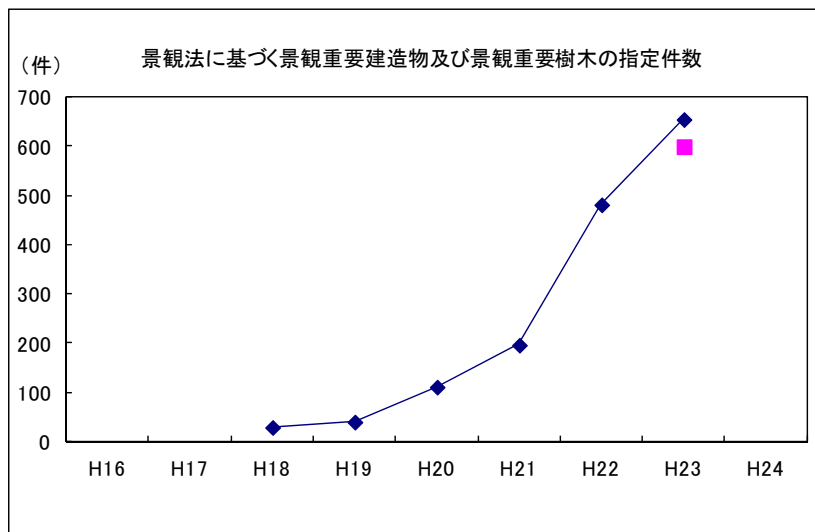
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
41件	112件	197件	482件	655件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○魅力的な都市空間創出に向けた景観施策のあり方検討調査
全国における景観法の運用状況の把握と景観法の効果的な活用のあり方等の検討を行う。
予算額：7,718千円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

○社会資本整備総合交付金の活用

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度には、目標値である600件を超える655件となっており、施策が順調に展開された結果、目標を達成した。

（事務事業の実施状況）

景観形成総合支援事業（平成19年度～平成22年度）及び関連する調査等を実施し、市町村が行う景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用を中心とした地域振興・活性化の取組をハード・ソフト両面から支援を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は順調に推移し目標を達成したことからA-2と評価する。なお、引き続き、景観法の基本理念等の普及啓発に取り組み、景観法の活用を促進していく必要があるが、現在の業績指標は、景観重要樹木の指定件数の寄与度の比重が大きいことから、今後は景観重要建造物の活用の状況をより適正に把握するため、業績指標の定義を一部見直し、施策は維持することとする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

- ・民間資金の活用や空家・空地の発生等による景観悪化への対策、歴史的建造物保存の専門家組織の育成といった、歴史的まち並み形成等において隘路となっている共通課題等に対応するため、歴史的風致維持向上推進等調査を新設し、良好な景観形成や歴史的風致の維持向上を推進する。

（平成25年度以降）

- ・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（室長 上野 純一）

関係課：

業績指標 132

景観計画に基づき取組を進める地域の数

評価

B-2	目標値：500団体（平成24年度） 実績値：315団体（平成23年度） 初期値：92団体（平成19年度）
-----	------------------------------------------------------------

(指標の定義)

景観計画を策定・公表（告示）した景観行政団体（市区町村に限る）の数

(目標設定の考え方・根拠)

全国市区町村を対象にした景観法活用意向調査において、平成20年4月1日時点で、今後5年程度以内に景観計画を策定する意向があると回答した市区町村472団体（既に策定済・公表（告示）済みである市区町村を含む）が確実にそれを実施し、かつ、策定年度は未定であるが景観計画の策定意向を示している市区町村57団体の半数以上が5年以内に景観計画を策定した場合に達成可能となる値。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）「景観行政団体による景観計画の策定等景観法に基づく制度の活用による良好な景観形成の推進を図り、地域の魅力を増進、創出するため、法制度の効果的な活用のあり方や先進事例に関する情報提供といった取組を行うとともに、法にある基本理念の普及や良好な景観形成に関する国民の意識向上を目的とした各種の啓発活動、多様な主体の参加を図るための景観に関する教育、専門家の育成といったソフト面での各種支援策について充実を図る。（3-3-5（六）②）」

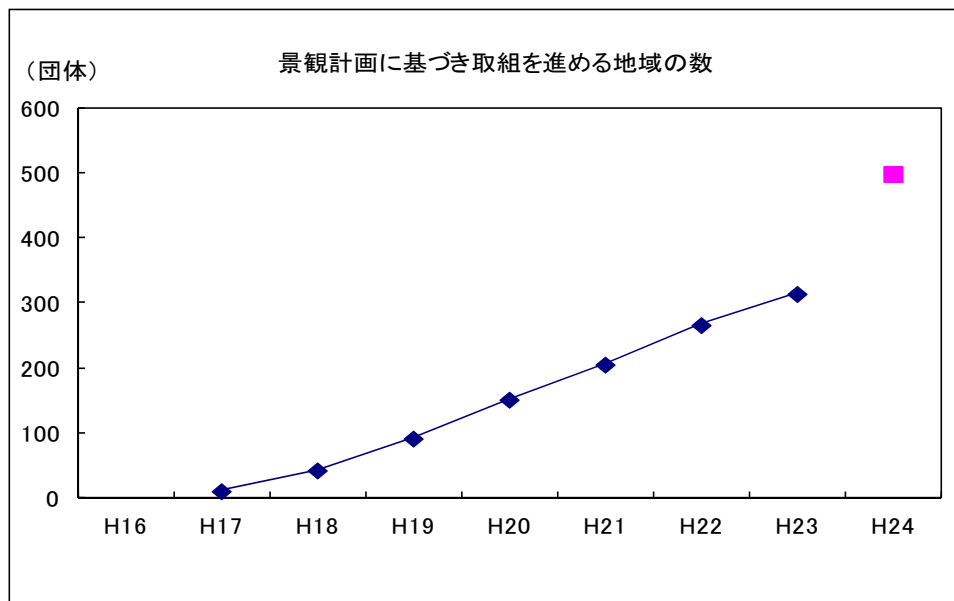
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
92団体	152団体	206団体	267団体	315団体	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○魅力的な都市空間創出に向けた景観施策のあり方検討調査
全国における景観法の運用状況の把握と景観法の効果的な活用のあり方等の検討を行う。
予算額：7,718千円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

○社会資本整備総合交付金の活用

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

景観計画を策定し取組を進める地域の数は順調に増加しているが、トレンドを延長しても目標年度に目標値の達成は見込まれない。

（事務事業の実施状況）

- ・広域的な景観形成のあり方等の検討成果の情報提供を行うことにより、地方公共団体における景観行政の取組を促進。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、トレンドを見ると目標達成に向けた成果を示していないが、全国市区町村を対象にした景観法活用意向調査において、目標年度までに景観計画を策定する意向があると回答した市区町村が472団体（既に策定済・公表（告示）済みである市区町村を含む）あり、策定年度は未定であるが景観計画の策定意向を示している市区町村が57団体あることから、全国市区町村の直近の状況も踏まえつつ、引き続き、景観法の基本理念等の普及啓発に取り組み、景観法の活用を促進していくことで目標達成することとし、B-2と評価した。
- ・現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

- ・民間資金の活用や空家・空地の発生等による景観悪化への対策、歴史的建造物保存の専門家組織の育成といった、歴史的まち並み形成等において隘路となっている共通課題等に対応するため、歴史的風致維持向上推進等調査を新設し、良好な景観形成や歴史的風致の維持向上を推進する。

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（室長 上野 純一）

関係課：

業績指標 133

歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の数

評 価

B-1	目標値：100団体（平成24年度） 実績値：31団体（平成23年度） 初期値：0団体（平成19年度）
-----	----------------------------------------------------------

(指標の定義)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村（歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市区町村）の数

(目標設定の考え方・根拠)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市町村について平成20年に調査を行った結果、意向ありと回答した市区町村の数91団体に基づき設定。なお、平成24年に行った調査では100団体であった。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

関係省庁（文化庁、農林水産省）、地方公共団体、民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、歴史的建造物の修理、無電柱化等を通じて、良好な景観を形成するとともに地域固有の観光資源である歴史・文化・風土を生かしたまちづくりを進める。」

【閣決（重点）】

なし

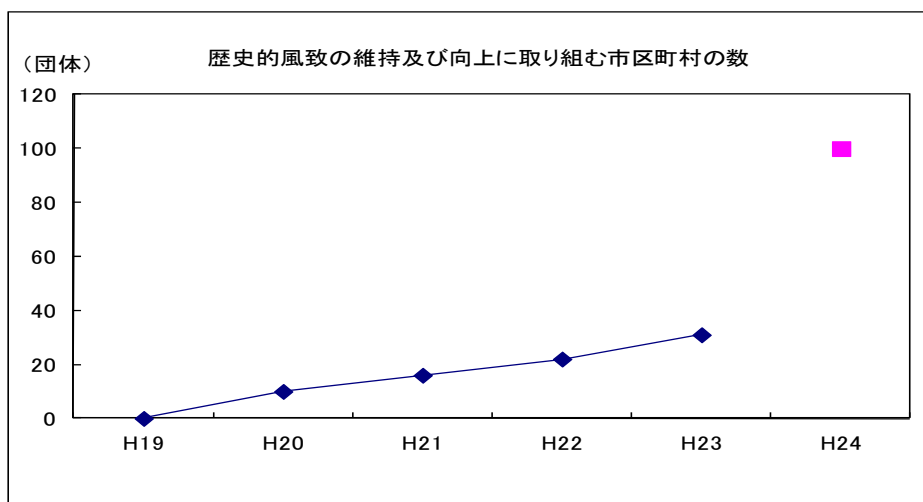
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H19	H20	H21	H22	H23
0団体	10団体	16団体	22団体	31団体



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○歴史的環境形成総合支援事業

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致形成建造物の復原・修理を中心とした取組を総合的に支援する。なお、平成23年度においては、過年度より工事が継続中の建造物に関する事業に対してのみ予算を措置。

予算額：歴史的環境形成総合支援事業 156百万円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

○社会資本整備総合交付金の活用

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の数は増加しているが、トレンドを延長しても目標年度に目標値の達成は見込まれない。

(事務事業の実施状況)

市町村が行う歴史的風致形成建造物の保全・活用を中心とした取組への支援を行っている。平成23年度に9市町を対象に支援を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値を達成できないことになるが、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）の施行（平成20年11月）から日が浅いことや、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市町村が増加していること（平成20年度調査：91団体→平成24年度調査：100団体）、また、認定意向から計画を策定し地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを進めるまで、相当な時間を要することから、今後の実績値の上昇が見込まれる。

・平成23年度限りで歴史的環境形成総合支援事業を廃止し、平成24年度に歴史的風致維持向上推進等調査を新設することにより、民間資金の活用や専門家組織の育成等により、公的な資金の投入によることなく、継続的に多くの歴史的建造物の修理・活用が可能となり、歴史的風致維持向上の取組の推進が図られることから、B-1と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

・民間資金の活用や空家・空地の発生等による景観悪化への対策、歴史的建造物保存の専門家組織の育成といった、歴史的まち並み形成等において隘路となっている共通課題等に対応するため、歴史的風致維持向上推進等調査を新設し、良好な景観形成や歴史的風致の維持向上を推進する。

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局公園緑地・景観課景観歴史文化環境整備室（室長 上野 純一）

関係課： なし

施策目標個票

(国土交通省23-②)

施策目標	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国際競争力・地域の自立等を強化するため、国際物流に対応した基幹ネットワークや日常の暮らしを支える生活幹線道路ネットワークを構築する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「努力が必要である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	国際物流に対応した基幹ネットワークの構築および日常の暮らしを支える生活幹線道路ネットワークの構築に向け、三大都市圏環状道路の整備をはじめとした基幹ネットワークや生活幹線道路ネットワーク等を整備してきたところである。業績指標については、これまでは概ね目標設定当初の予定通り順調に推移してきたものの、今後供用を予定している一部区間において開通目標の見直しが生じた。 今後も引き続き、重点的かつ効率的な道路ネットワークの整備を推進し、国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークの形成を推進する。

業績指標	134 三大都市圏環状道路整備率	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		53%	53%	53%	54%	56%	56%	B-2	69%
	年度ごとの目標値								

施策の予算額・執行額等【参考】 ※下段()書きは、複数施策に関連する予算であり、外数である。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	901,088 <1,236,405>	688,357 <1,009,064>	679,462 <1,016,151>	831,100 <1,078,412>
補正予算(b)		282,448 <323,471>	103,239 <122,941>	143,767 <182,972>	— —	
前年度繰越等(c)		327,061 <85,268>	330,774 <63,007>	256,305 <264,203>	— —	
合計(a+b+c)		1,510,597 <1,645,144>	1,122,370 <1,195,012>	1,079,534 <1,463,326>	831,100 <1,078,412>	
	執行額(百万円)	1,170,207 <1,598,686>	858,982 <889,233>			
	翌年度繰越額(百万円)	328,609 <11,565>	256,816 <264,203>			
	不用額(百万円)	11,780 <34,893>	6,572 <41,576>			

※上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	道路局	作成責任者名	企画課 道路経済調査室 (室長 吉岡 幹夫)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----	--------	---------------------------	----------	---------

業績指標 134

三大都市圏環状道路整備率

評価

B-2

目標値：69%（平成24年度）
 実績値：56%（平成23年度）
 初期値：53%（平成19年度）

(指標の定義)

三大都市圏環状道路の供用延長を計画延長で割ったもの

三大都市圏環状道路整備率

= 三大都市圏における環状道路の供用延長 ÷ 三大都市圏における環状道路の計画延長

(目標設定の考え方・根拠)

平成24年度の目標については、高速道路会社と（独）日本高速道路保有・債務返済機構が締結した協定や、目標宣言プロジェクトにおいて既に供用時期を公表している区間について、供用予定延長を積み上げ

(外部要因)

地元調整の状況 等

(他の関係主体)

・NEXCO、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）（会社区間の事業進捗、会社経営に基づく予算）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
- ・第168回国会施政方針演説（平成19年10月1日）
- ・第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「都市部の渋滞対策など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」

【閣議決定】

- 都市再生プロジェクト（平成13年8月28日）
- アジアゲートウェイ構想（平成19年5月16日）
- 地域再生戦略（平成20年12月19日）
- 新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日）

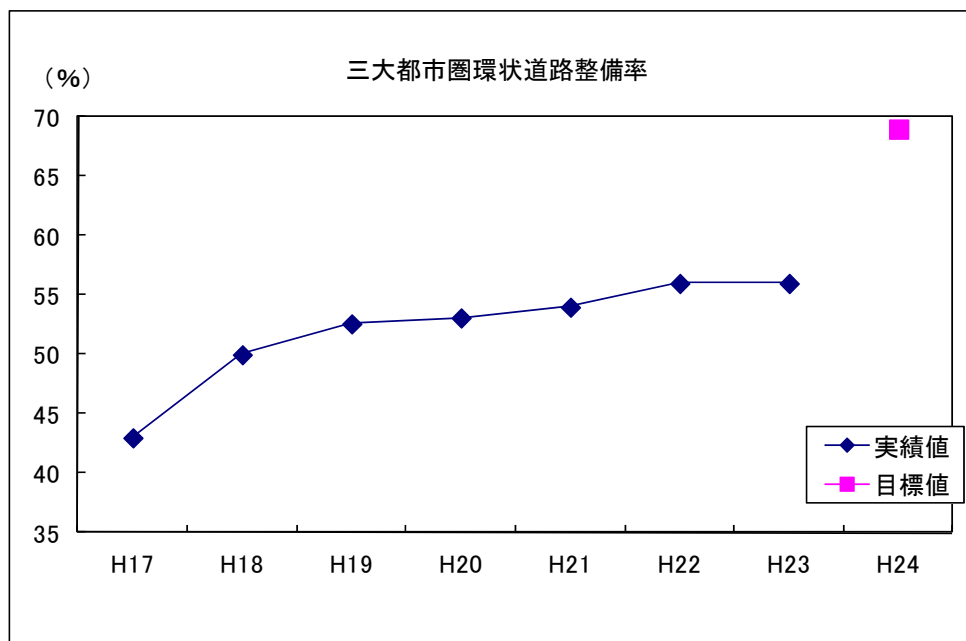
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
53%	53%	54%	56%	56%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

三大都市圏環状道路の整備

三大都市圏の都心部における慢性的な渋滞や沿道環境の悪化等を大幅に解消するとともに、その整備により誘導される新たな都市拠点の形成等を通じた都市構造の再編を促す三大都市圏環状道路の整備を推進。(◎)

予算額：道路整備費 13, 415 億円(国費)及び社会資本整備総合交付金 17, 539 億円の内数(平成23年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

○平成23年度は、首都圏中央連絡自動車道(白岡菖蒲IC～久喜白岡JCT、高尾山IC～八王子JCT)、京奈和自動車道(樫原高田IC～御所IC)計9kmの供用を開始したところであり、三大都市圏の環状道路整備率の実績値は、56%である。

(事務事業の実施状況)

○平成23年度末供用延長687km
(平成23年度新規供用延長9km)

課題の特定と今後の取組みの方向性

○業績指標は、平成16年度の42%が平成23年度末に56%まで向上。平成23年5月に首都圏中央連絡自動車道(白岡菖蒲IC～久喜白岡JCT)、平成24年3月には首都圏中央連絡自動車道高尾山IC～八王子JCT)、京奈和自動車道(樫原高田IC～御所IC)の計9kmが供用。これまで概ね目標設定当初の予定通り進捗しているものの、平成22年度に、用地取得の難航等により、首都圏中央連絡自動車道(五霞IC～つくば中央IC、桶川北本IC～白岡菖蒲IC)の開通目標を平成26年度以降に見直しを行ったことから、評価はB-2とした。

○平成24年度は、首都圏中央連絡自動車道(海老名IC～相模原愛川IC、東金JCT～木更津東IC、茅ヶ崎JCT～寒川北IC)、京奈和自動車道(高野口IC～紀北かつらぎIC)、阪神高速 淀川左岸線(島屋IC～海老江JCT)、阪神高速(三宅JCT～三宅西IC)、東海環状自動車道(大垣西IC～養老JCT)の計73kmの新規供用を予定。

引き続き、目標値の達成に向けて整備を推進していきたい。

○現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直す。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 道路局 企画課 道路経済調査室(室長 吉岡 幹夫)

関係課： 道路局 国道・防災課(課長 三浦 真紀)

道路局 高速道路課(課長 縄田 正)

施策目標個票

(国土交通省23-②)

施策目標	整備新幹線の整備を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により、全国一日交通圏の形成に寄与する観点から、整備新幹線の整備を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に寄与する観点から、施策目標「整備新幹線の整備を推進する」の実現に向け、整備新幹線整備事業等を行った。その結果、着実な整備が行われ、平成22年度に東北新幹線(八戸～新青森間)及び九州新幹線鹿児島ルート(博多～新八代間)の開業等により、5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長が延伸され、目標年度の平成23年度において業績指標(5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長)の目標値が達成された。</p> <p>今後とも整備新幹線の整備を着実に推進していく。</p>

業績指標	135 5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長(新幹線鉄道)	初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
		15,400km	15,400km	15,400km	15,400km	15,700km	15,700km	A-4	15,700km
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	74,000	73,300	73,300	77,620	
		補正予算(b)	74,933	13,000	0	0	
		前年度繰越等(c)	8,743	48,235	28,402	0	
		合計(a+b+c)	157,676	134,535	101,702	77,620	
	執行額(百万円)		109,441	106,133			
	翌年度繰越額(百万円)		48,235	28,402			
	不用額(百万円)		0	0			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	鉄道局	作成責任者名	幹線鉄道課 (課長 蒲生 篤実)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----	--------	---------------------	----------	---------

業績指標 135

5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長（新幹線鉄道）

評価

A-4	目標値：15,700km（平成23年度） 実績値：15,700km（平成23年度） 初期値：15,400km（平成18年度）
-----	----------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

5大都市（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の各中心駅からJR等の幹線鉄道により3時間以内に到達できる営業キロ延長

(目標設定の考え方・根拠)

広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、5大都市から3時間以内で到達する鉄道路線延長を目標値として設定。

(外部要因)

鉄道事業者のダイヤ改正等

(他の関係主体)

地方公共団体（建設財源の一部を負担）、鉄道事業者（営業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

整備新幹線問題検討会議決定

「整備新幹線の整備に関する基本方針」（平成21年12月24日）

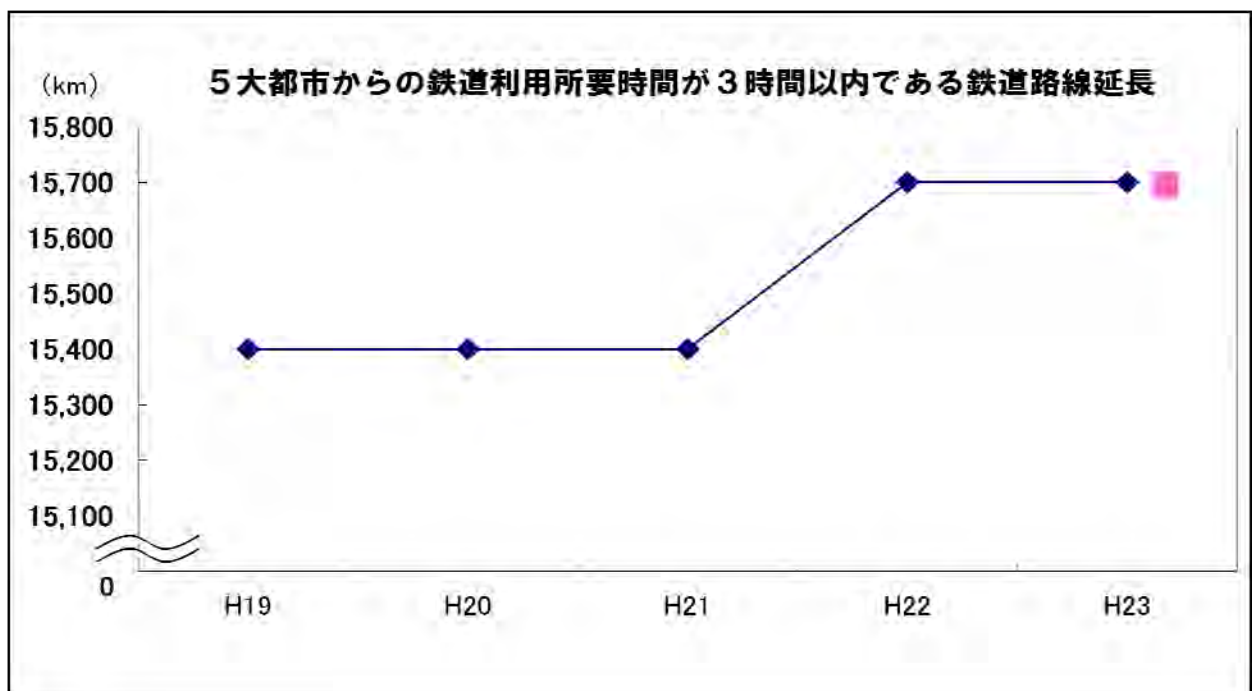
「当面の整備新幹線の整備方針」（平成21年12月24日）

「整備新幹線の未着工区間等の取扱いについて」（平成22年8月27日）

「整備新幹線問題に関する今後の対応について」（平成22年12月27日）

「整備新幹線の取扱いについて（政府・与党確認事項）」（平成23年12月26日）

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
15,400km	15,400km	15,400km	15,700km	15,700km	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・新幹線鉄道の整備
整備新幹線については、平成22年12月に東北新幹線（八戸－新青森間）が、平成23年3月に九州新幹線鹿児島ルート（博多－新八代間）が開業。現在、北海道新幹線（新青森－新函館間）、北陸新幹線（長野－白山総合車両基地間）、九州新幹線長崎ルート（武雄温泉－諫早間）の3路線の建設が着実に進められている。
予算額：整備新幹線整備事業費補助 70,600百万円（平成23年度）
整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金 2,700百万円（平成23年度）
（税制特例）
 - ・東北、北陸、九州新幹線の新線建設により取得する鉄道施設に係る特例措置
固定資産税 5年間1/6、その後5年間1/3 減収額 84億円（平成23年度）
 - ・整備新幹線の開業に伴いJRから経営分離される並行在来線の固定資産に係る特例措置
登録免許税・不動産取得税 非課税
固定資産税・都市計画税 20年間1/2 減収額 1億円（平成23年度）
- ※減収額は鉄道事業者等の合計額

関連する事務事業の概要

- ・新線調査
新幹線新線調査は、全国新幹線鉄道整備法第5条に基づき、調査の指示が行われた新幹線鉄道の路線に関し必要な調査を行うものである。平成22年2月、中央新幹線の営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について、交通政策審議会に諮問されたことから、その審議に必要な調査を実施した。その結果、同審議会答申を得て、平成23年5月、国土交通大臣が営業主体及び建設主体としてJR東海を指名し、整備計画の決定とJR東海に対する建設の指示を行った。
予算額：新線調査費等補助金 207百万円の内数（平成23年度）
 - ・鉄道駅総合改善事業
鉄道利用者の安全性や利便性の向上を図るために、土地区画整理事業や自由通路の整備等の都市側事業と一体的に鉄道駅のホームやコンコースの拡幅等駅機能を総合的に改善するとともに、既存の鉄道駅の改良と一体となって行う生活支援機能を有する鉄道駅空間の高度化を進めてきており、京急電鉄（京急蒲田駅）等において実施している。
予算額：鉄道駅総合改善事業費補助 300百万円（平成23年度）
（税制特例）
 - ・第三セクターが補助を受けて鉄道駅総合改善事業により取得した鉄道施設に係る特例措置
固定資産税 5年間3/4 減収額 71百万円（平成23年度）
- ※減収額は鉄道事業者等の合計額

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

整備新幹線については、平成22年12月に東北新幹線（八戸－新青森間）が、平成23年3月に九州新幹線鹿児島ルート（博多－新八代間）が開業した。これにより、平成22年度の実績値は15,700kmとなり、目標年次の平成23年度の数値を達成した状況。数値の内訳についてみると、九州新幹線鹿児島ルート（博多－新八代間）の開業により、JR九州管内で前年比277kmの大幅な増加が見られ、目標達成に寄与している。東京から新青森までの所要時間は、東北新幹線（八戸－新青森間）の開業により、3時間59分（青森駅までの所要時間）から3時間10分へ、また、博多から鹿児島中央までの所要時間は、九州新幹線鹿児島ルート（博多－新八代間）の開業等により、2時間12分から1時間17分へ、それぞれ大幅に短縮している。今後、整備新幹線の建設中区間の開業等により、新たに3時間圏の増加が見込まれ、全国一日交通圏の形成に一層寄与すると考えられる。

（事務事業の実施状況）

整備新幹線については、以下の区間について現在建設中である。

- ・北海道新幹線（新青森－新函館間）
- ・北陸新幹線（長野－白山総合車両基地間）
- ・九州新幹線長崎ルート（武雄温泉－諫早間）

課題の特定と今後の取組みの方向性

5大都市からの鉄道利用所要時間は、営業キロ15,700kmで3時間以内の到達を可能としており、目標年度における目標値を達成。

なお、今後も広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与するため、引き続き、整備新幹線の着実な整備を進めるとともに在来線との接続の円滑化に向けた鉄道事業者及び沿線自治体の取組を支援し、新幹線と在来線が一体となったネットワークの形成を推進するが、より国民目線に立つ観点から、新たな指標を導入することとしたため、A-4評価とする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

「整備新幹線の取扱いについて(政府・与党確認事項)」(平成23年12月26日)において、「安定的な財源見通しを確保した上で、いわゆる「着工5条件」の残余の条件(収支採算性、投資効果、営業主体であるJRの同意、並行在来線の経営分離についての沿線自治体の同意)を満たした上で、さらに、各線区の課題について対応が示されていることを確認した際は、新たな区間の認可・着工を行う。」という基本的な考え方が確認された。

これを受け、収支採算性や投資効果の確認、営業主体であるJRや並行在来線の経営分離に関する沿線自治体の同意の確認などに係る手続を着実に進め、全ての手続が整ったことから、平成24年6月29日に、未着工の3区間に係る工事実施計画の認可を行った。

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：鉄道局幹線鉄道課(課長 蒲生 篤実)

関係課：鉄道局都市鉄道政策課(課長 堀内 丈太郎)

鉄道局施設課(課長 潮崎 俊也)

施策目標個票

(国土交通省23-④)

施策目標	航空交通ネットワークを強化する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、航空交通ネットワークの強化を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	羽田空港における新滑走路及び国際線旅客ターミナルの供用開始等により、全体的に施策目標の達成に向けて順調な推移を示している。今後は航空需要の動向等を踏まえつつ、国際競争力の強化、地域活力の向上等に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を通じ、引き続き航空交通ネットワークの強化を図る。同時に、航空における安全・安心の確保のため、空港の耐震性向上、滑走路誤進入対策を引き続き実施する。

業 績 指 標	初期値	実績値					評価	目標値
		17年度	19年度	20年度	21年度	22年度		23年度
136-① 国内航空ネットワークの強化割合(①都市圏拠点空港の空港容量の増加)	49.6万回	50.3万回	50.3万回	52.3万回	61万回	64万回	A-2	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	136-② 国内航空ネットワークの強化割合(②国内線の自空港気象(台風除く)による欠航率)	初期値	実績値					評価
	15-17年度平均	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
	0.40%	0.31%	0.28%	0.25%	0.23%	集計中	A-3	約1割削減
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
136-③ 国内航空ネットワークの強化割合(③総主要飛行経路長)	初期値	実績値					評価	目標
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
	18,266,438海里	17,958,170海里(1.7%)	17,919,651海里(1.9%)	17,796,200海里(2.6%)	17,705,403海里(3.1%)	17,626,447海里(3.5%)	A-3	18年度比2%短縮
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
137 国際航空ネットワークの強化割合	初期値	実績値					評価	目標
	17年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		17年度比約17万回増(首都圏)(平成22年度以降、安全性を確保した上で段階的に)
	49.6万回	50.3万回	50.3万回	52.3万回	61万回	64万回	A-3	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
138 航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率	初期値	実績値					評価	目標値
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
	94.7%	94.8%	94.8%	94.9%	94.9%	94.9%	B-2	95.0%
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
139 地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合	初期値	実績値					評価	目標値
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
	約4割	約4割	約4割	約4割	約4割	約6割	A-3	約7割
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		

140 管制空港における100万発着回数当たりの航空機の滑走路誤進入に係る重大インシデント発生件数	初期値	実績値					評価	目標
	15-19年度平均	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		20-24年度平均
	1.1件	1.1件	1.4件	1.3件	1.1件	1.2件	B-3	約半減
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	当初予算(a)	511,789	415,438	241,132	232,147
補正予算(b)	27,415	4,055	14,857	-	
前年度繰越等(c)	181,217	78,705	28,382	-	
合計(a+b+c)	720,421	498,198	284,371	232,147	
執行額(百万円)	635,664	454,554			
翌年度繰越額(百万円)	78,705	28,382			
不用額(百万円)	6,053	15,262			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
	<p>【意見等】</p> <p>指標137「国際航空ネットワークの強化割合」について、普通に日本語を読むと、日本にある空港数(約100)のうち国際線が就航する空港の数の割合というようなイメージを受けるが、内容を見ると単に空港容量の話になっており、言葉がおかしいのではないかと。単にトラフィック量であり、ネットワークとどう関係しているのか。ネットワークという意味がわからない。ボトルネックの解消ということであれば、予定していた拡張工事ができた割合というようにすればよい。また、何万回と記載されているだけだと、空港容量なのか就航実績なのかもわからない。</p> <p>【対応方針】</p> <p>指標137については、現行の社会資本整備重点計画に基づき、「大都市圏拠点空港の整備を推進し、首都圏空港における容量拡大を図ることで我が国における国際航空ネットワークを強化する」という趣旨であり、記載されている回数は空港容量となっているところであるが、今回の社会資本整備重点計画の見直しを踏まえ、当該指標を空港容量に特化した指標(大都市圏拠点空港の空港容量の増加)に見直すこととし、ご指摘の趣旨に対応することとしたい。</p>

担当部局名	航空局	作成責任者名	航空戦略課 (課長 嵯川 直也)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----	--------	---------------------	----------	---------

業績指標 136

国内航空ネットワークの強化割合（①大都市圏拠点空港の空港容量の増加、②国内線の自空港気象（台風除く）による欠航率、③総主要飛行経路長）

評価	
① A-2	目標値：①平成17年度比約1.7万回増(首都圏) (平成22年度以降、安全性(注1)を確保した上で段階的に) ②約1割削減(平成24年度) ③平成18年度比2%短縮(平成23年度) 実績値：①64万回(首都圏)(平成23年度) ②0.23%(平成20～22年度平均) ③平成18年度比3.5%短縮(平成23年度) 初期値：①49.6万回(首都圏)(平成17年度) ②0.40%(平成15～17年度平均) ③18,266,438海里(平成18年度)
② A-3	
③ A-3	

(指標の定義)

- ①「大都市圏拠点空港の空港容量の増加」：
大都市圏拠点空港(注2)のうち首都圏空港(注3)における空港容量の増加
- ②「国内線の欠航率」：
国内線の計画便数のうち自空港気象(台風除く)による欠航率
(自空港気象(台風除く)により欠航した全便数 / (全計画便数 - 自空港気象以外の全欠航便数))
- ③「総主要飛行経路長」：
国内の合計75路線の飛行経路長に運航回数に乗じたものの合計

(目標設定の考え方・根拠)

- ① 羽田、成田両空港の整備により見込まれる大都市圏拠点空港(首都圏空港)の空港容量の増加(成田：約2万回、羽田：昼間約1.1万回、深夜早朝約4万回)を目標とした。
- ② 国内線の自空港気象(台風除く)による欠航率(平成15～17年度平均)を平成24年度には約1割削減することを目標とした。
- ③ 平成23年度までに国内の合計75路線をRNAV(注4)化した場合の総飛行経路長の短縮率を目標とした。

注1：空港運用の慣熟による安全確保

注2：大都市圏拠点空港とは羽田、成田、関西、中部空港の4空港

注3：首都圏空港とは羽田、成田空港の2空港

注4：RNAV (aRea NAVigation)：RNAV (広域航法)とは、航空保安無線施設や自蔵航法機器を利用して自機の位置を算出し、任意の経路を飛行する航法である。これまでの航空路は、航空保安無線施設を相互に結んで構成されているため、折れ線構造となることが多いが、RNAV経路は、無線施設の覆域内において、任意の地点をほぼ直線で結ぶ構造となっている。RNAV経路の設定により、幹線経路の混雑緩和、複線化を図ることが可能となる。

(外部要因)

- ① 景気及び自由時間や家計収支等の社会・経済動向
- ② 自然変動
- ③ 地元の調整状況等

(他の関係主体)

- ①、③航空運送事業者(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

新成長戦略(平成22年6月18日)(3)アジア経済戦略

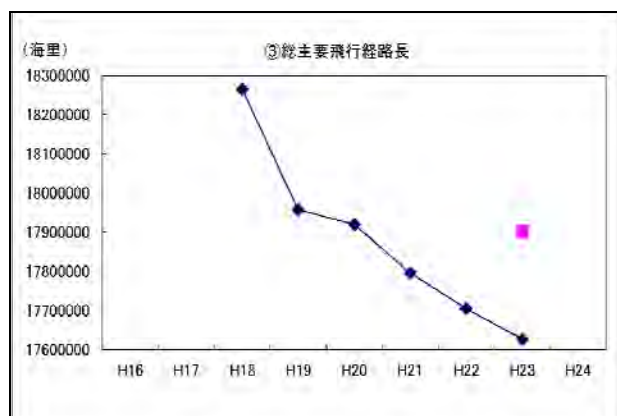
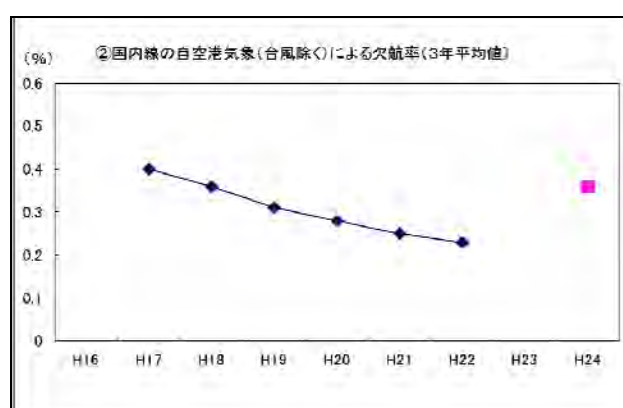
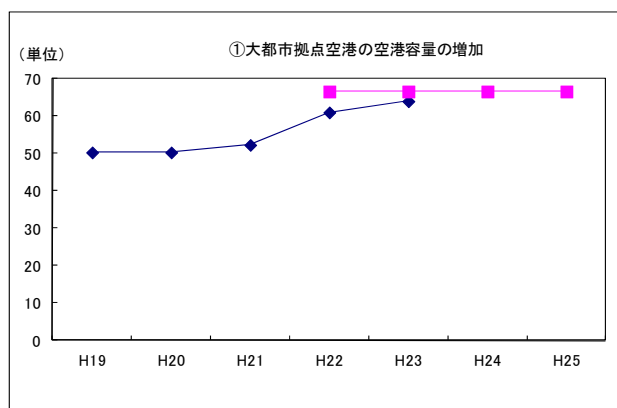
【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)3.「航空分野」に記載あり

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
①50.3万回	①50.3万回	①52.3万回	①61万回	①64万回
②0.31%	②0.28%	②0.25%	②0.23%	②集計中
③17,958,170 海里 (1.7%)	③17,919,651 海里 (1.9%)	③17,796,200 海里 (2.6%)	③17,705,403 海里 (3.1%)	③17,626,447 海里 (3.5%)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①羽田空港の新設滑走路等を整備する再拡張事業及び24時間国際拠点空港化の推進並びに成田空港の北伸による平行滑走路2,500m化の整備事業及び空港容量30万回へ向けた取り組みを推進し、首都圏における空港容量の増加を図る。(◎)
 - ②ILS(注1)の双方向化(注2)・高カテゴリー化(注3)等を推進し、就航率の改善を図る。(◎)
 - ③新技術を活用したRNAV等の導入により、高い安全性を確保しつつ、円滑かつ効率的な航空交通の形成を図る。(◎)
- 予算額：空港整備事業及び航空路整備事業費1,635億円(平成23年度)の内数

国内線航空機に係る課税標準の特例(固定資産税)

200t以上 3年間2/3に軽減

200t未満 5年間2/5に軽減 減収見込額1.5億円(平成23年度)

(注1) ILS：計器着陸装置

(注2) ILSの双方向化：滑走路の両側からILSを用いた進入が可能となり、悪天候時に着陸できる機会が増加する。

(注3) ILSの高カテゴリー化：高カテゴリーのILSほど着陸を決める高度が低く設定できるため雲・霧等でも着陸できる機会が増す。

(注※) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①大都市圏拠点空港の空港容量の増加

羽田空港については、再拡張事業による平成22年10月のD滑走路及び国際線旅客ターミナルの供用開始や、その後の24時間国際拠点空港化の推進の取り組みにより、段階的に8.7万回の空港容量が増加した。また、成田空港については、2,500mの平行滑走路が平成21年10月に供用開始し、平成22年3月に約2万回の容量が増加したが、更に平成23年10月から同時平行離着陸方式が開始されるとともに、1.5万回の空港容量が増加し、平成24年3月には、更に1.5万回が増加した。

このように、大都市圏拠点空港（首都圏空港）の容量の増加に向けては、整備事業等を着実に進めているところであり、目標値に向けた推移となっており順調である。なお、成田空港においては、約2万回の空港容量の増加の目標はすでに達成している。

②国内線の欠航率

当該指標については、平成23年度実績値は集計中であるが、平成20年度～22年度平均値において0.23%となっており、目標値を達成しさらに改善が図られている。

③総主要飛行経路長

当該指標については、平成23年度実績値において平成18年度比 3.5%の短縮となっており、目標値を達成した。

(事務事業の実施状況)

①羽田空港については、再拡張事業による平成22年10月のD滑走路及び国際線旅客ターミナルの供用開始や、その後の24時間国際拠点空港化の推進の取り組みにより、段階的に8.7万回の空港容量が増加した。成田空港については、2,500mの平行滑走路が平成21年10月に供用開始し、平成22年3月に約2万回の容量が増加したが、更に、平成23年10月から同時平行離着陸方式が開始されるとともに、1.5万回の空港容量が増加し、平成24年3月には、更に1.5万回が増加した。首都圏空港の更なる容量の増加に向けては、引き続き関連施設の整備を進めている。

②新千歳空港におけるILSカテゴリーⅢ化事業について整備を完了し、運用を開始した。

③主要路線を中心に、全国の空港等及び航空路においてRNAV経路等の設定を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①羽田空港については、再拡張事業及び24時間国際拠点空港化の推進の取り組みにより8.7万回の空港容量が増加したが、今後も空港運用の慣熟等により安全を確保しつつ段階的に空港容量を増加させることとしている。また、成田空港については、約2万回の空港容量の増加の目標は平成21年度に達成しているが、加えて、3万回の増加を平成23年度に実現しており、今後更に、5万回の増加に向けて、取り組みを進めているところである。以上より、目標の達成が順調に見込めているので「A」と評価した。また、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標名を「大都市圏拠点空港の空港容量」に変更するとともに目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととする。よって「2」と評価した。

②国内線の自空港気象（台風除く）による欠航率について、平成23年度中実施の事業による効果については集計中であるが、平成22年度までの実施事業による効果については目標を達成していることから「A-3」と評価し、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を廃止することとする。

③総主要飛行経路長についてはRNAV経路等の設定が進み、着実に短縮がされたことから「A-3」と評価し、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を廃止することとする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局航空戦略課（課長 萩川 直也）

関係課：大臣官房参事官（近畿圏・中部圏空港担当）（参事官 城福 健陽）

航空局航空ネットワーク部航空事業課（課長 久保田 雅晴）

航空局航空ネットワーク部空港施設課（課長 池田 薫）

航空局航空ネットワーク部首都圏空港課（課長 八木 一夫）

航空局交通管制部交通管制企画課（課長 西村 典明）

業績指標 137
国際航空ネットワークの強化割合

評価

A-3	目標値：平成17年度比約17万回増(首都圏) (平成22年度以降、安全性(注1)を確保した上で段階的に) 実績値：64万回(首都圏)(平成23年度) 初期値：49.6万回(首都圏)(平成17年度)
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)
大都市圏拠点空港(注2)のうち首都圏空港(注3)における空港容量の増加

(目標設定の考え方・根拠)
羽田、成田両空港の整備により見込まれる大都市圏拠点空港(首都圏空港)の空港容量の増加(成田：約2万回、羽田：昼間約11万回、深夜早朝約4万回)を目標とした。

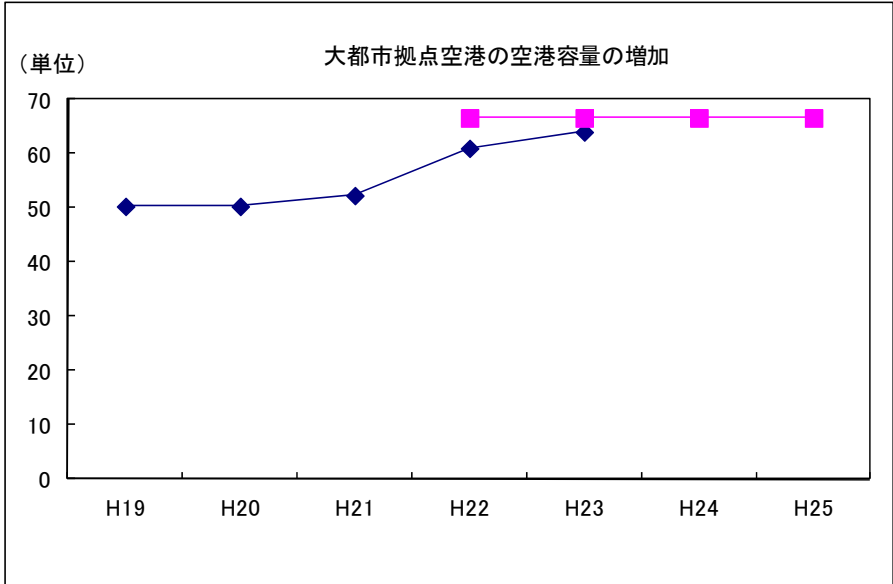
注1：空港運用の慣熟による安全確保
 注2：大都市圏拠点空港とは羽田、成田、関西、中部空港の4空港
 注3：首都圏空港とは羽田、成田空港の2空港

(外部要因)
景気及び自由時間や家計収支等の社会・経済動向
国際情勢の動向(治安情勢の変化等)

(他の関係主体)
航空運送事業者(事業主体)

(重要政策)
【施政方針】
なし
【閣議決定】
新成長戦略(平成22年6月18日)(3)アジア経済戦略
【閣決(重点)】
社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」
【その他】
国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)3.「航空分野」に記載あり

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
50.3万回	50.3万回	52.3万回	61万回	64万回



事務事業の概要

主な事務事業の概要

羽田空港の新設滑走路等を整備する再拡張事業及び24時間国際拠点空港化の推進並びに成田空港の北伸による平行滑走路2,500m化の整備事業及び空港容量30万回へ向けた取り組みを推進し、首都圏における空港容量の増加を図る。(◎)

予算額：空港整備事業費1,134億円（平成23年度）の内数

(注※) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

羽田空港については、再拡張事業による平成22年10月のD滑走路及び国際線旅客ターミナルの供用開始や、その後の24時間国際拠点空港の推進の取り組みにより、段階的に8.7万回の空港容量が増加した。また、成田空港については、2,500mの平行滑走路が平成21年10月に供用開始し、平成22年3月に約2万回の容量が増加したが、更に平成23年10月から同時平行離着陸方式が開始されるとともに、1.5万回の空港容量が増加し、平成24年3月には、更に1.5万回が増加した。

このように、大都市圏拠点空港（首都圏空港）の容量の増加に向けては、整備事業等を着実に進めているところであり、目標値に向けた推移となっており順調である。なお、成田空港においては、約2万回の空港容量の増加の目標はすでに達成している。

(事務事業の実施状況)

羽田空港については、再拡張事業による平成22年10月のD滑走路及び国際線旅客ターミナルの供用開始や、その後の24時間国際拠点空港化の推進の取り組みにより、段階的に8.7万回の空港容量が増加した。成田空港については、2,500mの平行滑走路が平成21年10月に供用開始し、平成22年3月に約2万回の容量が増加したが、更に、平成23年10月から同時平行離着陸方式が開始されるとともに、1.5万回の空港容量が増加し、平成24年3月には、更に1.5万回が増加した。首都圏空港の更なる容量の増加に向けては、引き続き関連施設の整備を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

羽田空港については、再拡張事業や24時間国際拠点空港化の推進の取り組みにより8.7万回の空港容量が増加したが、今後も空港運用の慣熟等により安全を確保しつつ段階的に空港容量を増加させることとしている。また、成田空港については、約2万回の空港容量の増加の目標は平成21年度に達成しているが、加えて、3万回の増加を平成23年度に実現しており、今後更に、5万回の増加に向けて、取り組みを進めているところである。以上より、目標の達成が順調に見込めているので「A」と評価した。なお、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「大都市圏拠点空港の空港容量」に変更するとともに目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととする。よって「3」と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局航空戦略課（課長 萩川 直也）

関係課：大臣官房参事官（近畿圏・中部圏空港担当）（参事官 城福 健陽）

航空局航空ネットワーク部航空事業課（課長 久保田 雅晴）

航空局航空ネットワーク部空港施設課（課長 池田 薫）

航空局航空ネットワーク部首都圏空港課（課長 八木 一夫）

航空局交通管制部交通管制企画課（課長 西村 典明）

業績指標 138

航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率

評 価

B-2	目標値：95.0（平成23年度） 実績値：94.9（平成23年度） 初期値：94.7（平成18年度）
-----	----------------------------------------------------------

(指標の定義)

空港周辺地域の全対象家屋（約11万8千戸）のうち、住宅防音工事を施工した家屋数の割合。

（住宅防音工事を施工した家屋数／空港周辺地域の全対象家屋）

（該当飛行場）

特定飛行場：函館空港、仙台空港、新潟空港、東京国際空港、大阪国際空港、松山空港、高知空港、福岡空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港及び那覇空港

（注1）特定飛行場とは、国土交通大臣が設置する公共用飛行場であって、当該飛行場における航空機の離陸又は着陸の頻繁な実施により生じる騒音等による障害が著しいと政令で指定するもの。

（公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号））

(目標設定の考え方・根拠)

航空機騒音に係る環境基準を達成していない空港について、周辺住民の生活環境改善のため、民家防音工事を促進することにより環境基準の屋内達成率の向上を図る。民家防音工事の実施により、屋内達成率については既に90%以上に達しているところであるが、騒音改善対策は重要な責務であることから、今後も継続的な実施が必要であり、将来的に100パーセントを目指すこととし、目標については現状及び近年の推移を踏まえ設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

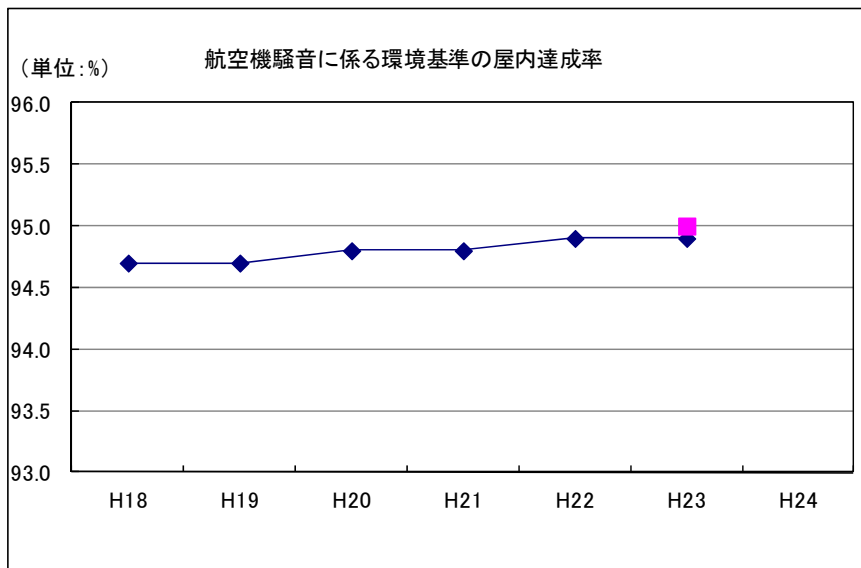
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)	
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
94.7%	94.7%	94.8%	94.8%	94.9%	94.9%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 1 民家防音工事の推進
空港周辺住民が住宅に対して行う防音工事に対し補助する。
予算額：住宅防音工事助成10億円（平成23年度）
- 2 航空機騒音対策の実施
航空機騒音対策として、発生源対策（航空機本体の騒音低減）、空港構造の改良（空港又は滑走路の移転等）に併せ空港周辺対策（緩衝緑地帯の整備や移転補償事業等）を実施している。
予算額：移転補償事業費等43億円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

対象となる世帯は特定されており、毎年度、住宅の修繕等を契機とした補助申請に基づき防音工事を施工しているもので、徐々にではあるが実績値は着実に伸びている。（平成23年度の申請・実施件数は16件）

（事務事業の実施状況）

民間防音工事、発生源対策、空港構造の改良、緩衝緑地帯の整備及び移転補償事業等総合的な空港環境対策を着実に実施している。

また、市町村及び独立行政法人空港周辺整備機構の広報誌やホームページ等を通じて補助制度の周知等を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

対象者からの申請に基づき毎年着実に防音工事補助を実施してきたが、防音工事实施済世帯数の増加に伴い、平成21年度より申請件数が減少傾向にあることから、実績値が目標値に若干及ばない結果となり、「B」と評価した。空港周辺地域の生活環境改善は重要であり、今後も対象となる住宅に居住する住民に対し、市町村及び独立行政法人空港周辺整備機構の広報誌やホームページを通じて、補助制度の周知を図り、工事施工による環境基準の屋内達成率の向上を目指す継続的な取組みが必要であることから「2」（施策の維持）と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

当該業績指標については、平成18年度より業績目標を定め継続して実施しているものであるが、平成24年4月に宮崎空港、高知空港及び新潟空港において第一種区域が縮小されたこと、並びに同年7月に大阪国際空港に係る事業が新関西国際空港株式会社に承継されることから、全対象家屋が大幅に減少（約11万8千戸→約4万9千戸）する。このことから、新たな業務目標値を設定する等の検討を行う。

（平成25年度以降）

平成24年度に設定する新たな業務目標のもと、特に目標値を達成できなかった空港について、引き続き関係自治体等と連携し、補助制度の周知と防音工事の実施を強力に推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課（課長 滝川 伸輔）

業績指標 139

地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合

評価

A-3	目標値：約7割（平成24年度） 実績値：約6割（平成23年度） 初期値：約4割（平成18年度）
-----	-------------------------------------------------------

(指標の定義)

地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲（100km圏内）に居住する人口の割合（一定範囲に居住する人口／日本の総人口）

(目標設定の考え方・根拠)

地震時の緊急物資輸送等を円滑に行うため、空港の耐震性向上を進めることにより、防災拠点としての機能を有する空港から100km圏内に居住する人口の割合を高める。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方管理空港の空港管理者である地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

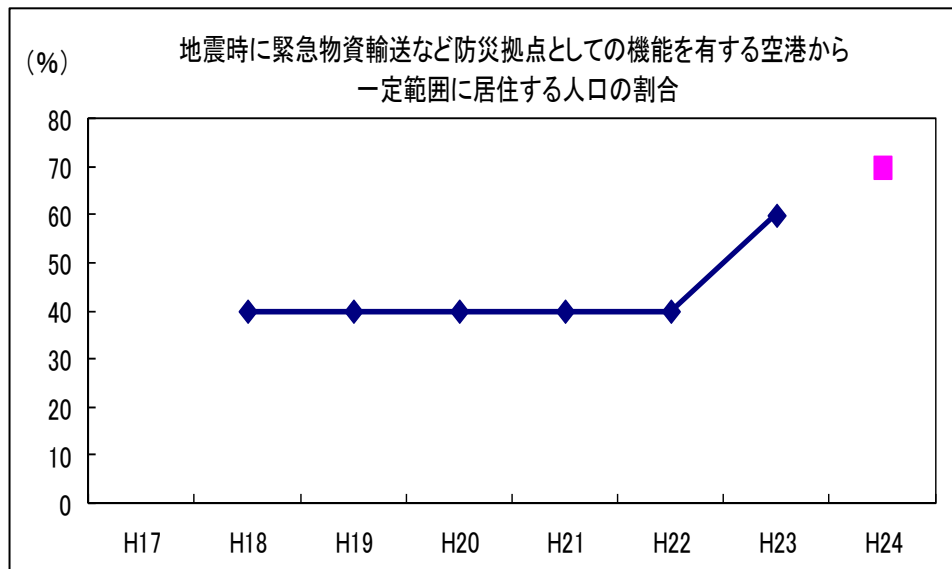
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H19	H20	H21	H22	H23
約4割	約4割	約4割	約4割	約6割



事務事業の概要

主な事務事業の概要

地震災害時に、空港が災害復旧支援、救急救命活動や緊急物資輸送など様々な役割を果たすことが出来るよう、基本施設等※の耐震性の向上を推進する。

※滑走路、誘導路など

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度時点で、地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を確保した空港があり、指標は右肩上がりの状態にある。

(事務事業の実施状況)

空港の耐震性向上の事業は、毎年度実施内容を計画し、平成19年度に仙台空港などの基本施設の耐震調査を実施、平成20年度に仙台空港の基本施設の耐震工事に着手、平成21年度に新千歳、新潟、大阪国際空港の耐震工事に着手、平成22年度に広島、高松、鹿児島空港の耐震工事に着手、平成23年度には、地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を確保した空港があり、その他各空港の耐震工事を引き続き実施したところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

近年の空港整備予算の緊縮等により進捗が遅れているが、既に耐震事業着手済みの空港は概ね順調であり、緊急物資輸送など防災拠点としての機能を確保した空港があったため「A-3」と評価した。また、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合」に変更するとともに目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：航空局安全部空港安全・保安対策課(課長 干山 善幸)

関係課：航空局航空ネットワーク部空港施設課(課長 池田 薫)

業績指標 140

管制空港における100万発着回数当たりの航空機の滑走路誤進入に係る重大インシデント発生件数

評価

B-3	目標値：約半減（平成20～24年度平均） 実績値：1.2件/100万発着回数（平成19～23年度平均） 初期値：1.1件/100万発着回数（平成15～19年度平均）
-----	------------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

管制空港における100万発着回数当りの航空機の滑走路誤進入に係る重大インシデント（注）発生件数。

（注）滑走路誤進入に係る重大インシデント

- ・航空法施行規則第166条の4第1号及び第2号に掲げる事態
 - 一 閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路からの離陸又はその中止
 - 二 閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路への着陸又はその試み

(目標設定の考え方・根拠)

地上走行航空機の監視能力の向上や視覚的支援等、管制官やパイロットに対する各種支援システム等を段階的に充実強化することにより、滑走路誤進入に係る重大インシデントの発生件数を約半減させることを目標とした。

(外部要因)

航空交通量の変動

(他の関係主体)

航空従事者、航空管制官

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

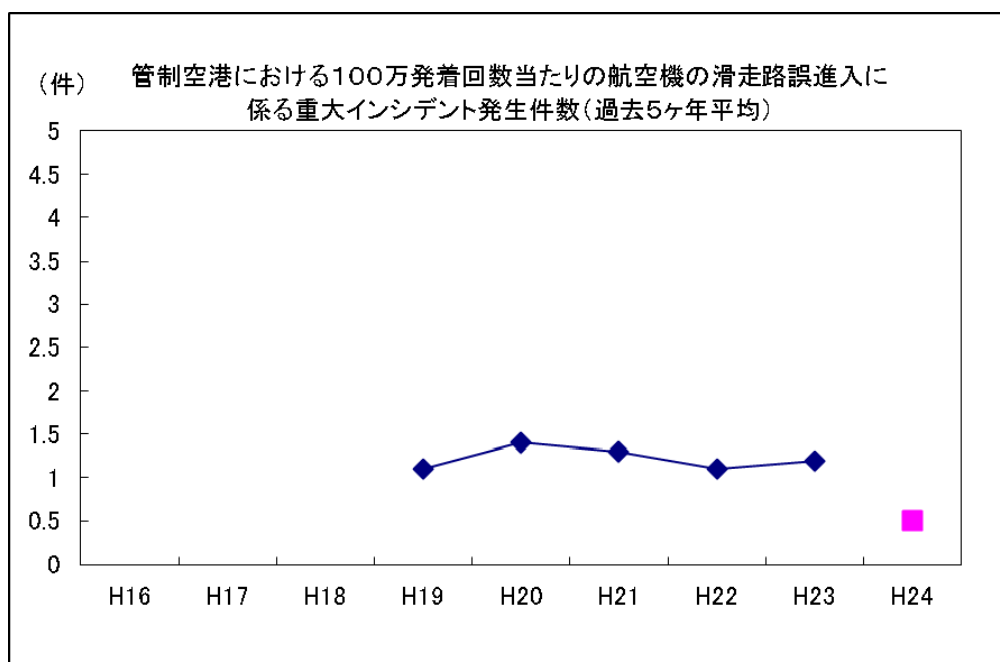
社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
1.1件※ (2.04件)	1.4件※ (1.56件)	1.3件※ (0.53件)	1.1件※ (1.06件)	1.2件※ (1.02件)	

※過去5ヶ年平均 () 内は単年度実績値



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・航空交通量の増大に対応し、高い安全性を確保するため、管制官やパイロットのヒューマンエラー防止等のため、以下の施策を推進する。
 - 各種支援システムの充実強化（◎）
 - コミュニケーション齟齬の防止
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

前年度と比較して、過去5ヶ年平均および単年度において、横這いとなっている。

(事務事業の実施状況)

- ・ヒューマンエラーを予防するため、滑走路占有状態等を管制官やパイロットへ視覚的に表示・伝達するシステムの整備を推進している。
- ・管制官とパイロット間におけるコミュニケーション齟齬を防止するため、航空管制官のヒューマンエラー発生メカニズム及びエラー軽減のための研修プログラムの構築を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前年度と比較して、過去5ヶ年平均および単年度において横這いとなっており、目標達成に向けた成果を認めしていないため「B」と評価した。今後も各種支援システムの整備を進めるが、業績指標については「業績指標101：国内航空における航空事故発生件数」に包括される内容であること、及び現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を廃止することとし「3」と評価した。滑走路占有状態等を管制官やパイロットへ視覚的に表示・伝達するシステムは、平成24年度より大阪国際空港において評価運用が開始される予定である。
- ・また、滑走路誤進入関連情報の収集・共有及びこれに基づく背景・要因分析を行うとともに更なる対策への必要性について検討を行い、より一層安全な航空交通を目指す。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局安全部航空交通管制安全室（官房参事官（航空安全担当）久米 正雄）

関係課：航空局安全部運航安全課（課長 島村 淳）

航空局安全部航空事業安全室（官房参事官（航空事業安全担当）高野 滋）

航空局交通管制部交通管制企画課（課長 西村 典明）

施策目標個票

(国土交通省23-⑤)

施策目標	都市再生・地域再生を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「努力が必要である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	国際的な都市間競争の激化等に対応した活力ある都市の再生に向けた施策を実施するとともに、地域が抱える様々な課題を踏まえ、魅力ある地域の再生に向けた施策を実施した。目標達成に向け着実に進んでいる施策がある一方、経済社会情勢の変化等により、今後も目標達成に向け努力が必要である施策が存在している。そのため施策のさらなる改善を含め、引き続き、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るため、都市の再生、地域の再生に向けた施策を実施していく。

業績指標	141 全国の地方圏から大都市圏への転出者数に対する大都市圏から地方圏への転入者数の比率	初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
		78%	74.8%	74.7%	81.9%	85.5%	86.7%	A-2	78%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	142 都市再生誘発量	初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
		3,878ha	5,401ha	6,716ha	6,964ha	7,605ha	9,270ha	A-2	9,200ha
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	143 文化・学術・研究拠点の整備の推進(①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数)	初期値	実績値					評価	目標値
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
		①74件(21年度) ②96施設(18年度) ③217人(22年度)	①82件 ②105施設 ③246人	①80件 ②113施設 ③212人	①74件 ②114施設 ③221人	①69件 ②113施設 ③217人	①集計中 ②115施設 ③221人	①B-2 ②B-2 ③B-2	①80件(27年度) ②156施設(23年度) ③240人(27年度)
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
		144 半島地域の観光入込客数	初期値	実績値					評価
			22年度	23年度				毎年度	
	-		0.94	集計中				B-2	全国の増加率比(対21年度)1.00以上
年度ごとの目標値		1.00	1.00						
145 高齢者が無理することなく除雪できる体制が整備された市町村の割合	初期値	実績値					評価	目標値	
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			
	59%	62%	65%	67%	68%		B-2	100%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-				
146 都市再生整備計画の目標達成率	初期値	実績値					評価	目標値	
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		毎年度	
	68.9%	64.5%	64.7%	62.6%	66.1%	58.7%	B-3	70%以上	
年度ごとの目標値		70%	70%	70%	70%	70%			
147 民間都市開発の誘発係数	初期値	実績値					評価	目標値	
	16~18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		19~23年度	
	16倍	14.5倍	11.3倍	12.6倍	25.1倍	11.6倍	B-2	16倍	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
148 まちづくりのための都市計画決定件数(市町村)	初期値	実績値					評価	目標値	
	17年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		毎年度	
	1,470件	1,748件	2,224件	1,619件	2,252件	集計中	A-4	1,470件	
年度ごとの目標値		1,470件	1,470件	1,470件	1,470件	1,470件			
149 駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数	初期値	実績値					評価	目標値	
	20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		25年度	
	4.5万台	3.9万台	4.5万台	4.9万台	6.0万台	集計中	B-2	約10万台	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
150 都市機能更新率(建築物更新関係)	初期値	実績値					評価	目標値	
	20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		25年度	
	36.9%	35.6%	36.9%	37.7%	38.5%	39.3%	A-2	41.0%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

151 中心市街地人口比率の増減率	初期値	実績値					評価	目標値
	21年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		26年度
	毎年度比+0.16%減	0.5%減	0.04%減	0.16%減	0.35%減	集計中	B-1	毎年度比1.0%増
	年度ごとの目標値	/	1.0%増	1.0%増	1.0%増	1.0%増	1.0%増	/
152 物流拠点の整備地区数	初期値	実績値					評価	目標値
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
	35地区	41地区	48地区	53地区	58地区	63地区	B-2	64地区
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
153 主要な拠点地域への都市機能集積率	初期値	実績値					評価	目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度			毎年度
	約4%	約4%	約4%	約4%	集計中		A-2	毎年度比+0%以上
	年度ごとの目標値	/	毎年度比+0%以上	毎年度比+0%以上	毎年度比+0%以上	毎年度比+0%以上		/

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	当初予算(a)	1,264,799	28,245	32,965	34,391
補正予算(b)	171,689	39	7,676	-	/
前年度繰越等(c)	80,841	51,479	1,107	-	/
合計(a+b+c)	1,517,329	79,763	41,748	34,391	/
執行額(百万円)	1,031,523	72,274	/	/	/
翌年度繰越額(百万円)	374,139	1,107	/	/	/
不用額(百万円)	111,668	6,383	/	/	/

※上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	担当部局: 都市局 関係部局: 国土政策局 住宅局 港湾局	作成責任者名	担当課: 都市局都市政策課 (課長 東 潔) 関係課: 国土政策局地方振興課 (課長 長崎 卓) 住宅局市街地建築課 (課長 坂本 努) 市街地建築課市街地住宅整備室 (室長 真鍋 純) 港湾局産業港湾課官民連携推進室 (室長 西尾 保之)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	----------------------------------------	--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------	---------

業績指標 141

全国の地方圏から大都市圏への転出者数に対する大都市圏から地方圏への転入者数の比率

評価

A-2	目標値： 78% (平成23年度) 実績値：86.7% (平成23年度) 初期値： 78% (平成18年度)
-----	--------------------------------------------------------------

(指標の定義)

全国の大都市圏から地方圏への転入者数を地方圏から大都市圏への転出者数で除した数値
 (大都市圏から地方圏への転入者数) / (地方圏から大都市圏への転出者数)

※大都市圏・・・三大都市圏 (東京圏、名古屋圏、関西圏)

地方圏・・・三大都市圏以外の地域

(東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県)

関西圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県)

(目標設定の考え方・根拠)

平成14年度～平成18年度の実績は7.6ポイント減少しており、現状から勘案すると平成23年度の実績は70%台前半まで落ち込むと予想できるが、UJIターンや二地域居住の地方定住を支援する施策として、地域活性化及び地域振興を図り、積極的な環境構築を行っていく中で地方圏への転入者の比率を維持させていく。そのため、平成23年度では平成18年度の実績値78%を下回らないことを目標とする。

(外部要因)

- ・景気の動向 (都市部と地方部との景気格差拡大)
- ・総人口の減少 (都市部への人口集中化)

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

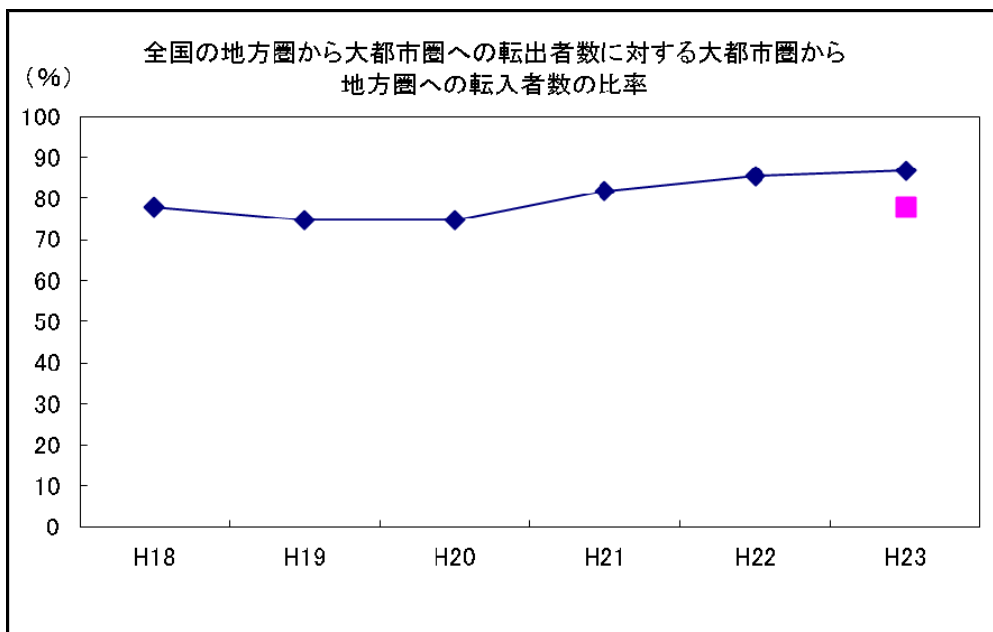
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決 (重点)】

【その他】

過去の実績値					(年度)
H18	H19	H20	H21	H22	H23
77.9%	74.8%	74.7%	81.9%	85.5%	86.7%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 地域活性化の支援
個性的で魅力的な地域づくりと地域活性化の推進方策を検討するため、地域づくりの情報発信等の支援措置、文化を活用したまちづくりの推進方策等の立案のための事業を行う。
予算額4百万円（平成23年度）
- ② 地方における交流・定住の支援
大都市と地方、都市と農村漁村の交流・連携を促す集落活性化推進のための補助を行う。
予算額340百万円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度の実績値は、前年度比で1.2ポイント増加して86.7%となっている。

（事務事業の実施状況）

- ① 地域活性化の支援
 - ・市町村が行う地方体験交流支援事業の実施の情報について、国土交通省HPへ掲載するとともに、大学等に対して情報提供した。
 - ・文化的な機能をまちづくりに効果的に組み込むことにより、地域の課題を解決し、まちの魅力・価値の向上につながるまちづくりの推進・継続等に資する仕組みなどについて検討した。
- ② 地方における交流・定住の支援
 - ・人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域（過疎、山村、半島、離島、豪雪地域）において、定住人口の流出抑制及び交流人口の増加を目的として、市町村の創意工夫により、その所有する廃校舎等の既存公共施設（ストック）を活用した、公益サービスの集約化施設、地域産業施設又は地域間交流施設等への改修整備を支援した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成23年度の実績値は、前年度比で1.2ポイント増となっている。

指標の実績値は、平成21年度以降3年連続して目標値を超えており、今後ともこの傾向を後押しし、地域の活性化を進めるため、平成24年度も引き続き施策を実施していくことが必要であることから、A-2と評価した。

- ・実績値の増加は、主に地方圏から大都市圏への転出者が減少傾向の中で、地方圏への転入者はあまり減少することなく横ばいで推移していることによる。
これは、地方部において特に少子高齢化が進展するなど、我が国を取り巻く経済社会情勢の変化が、地域活性化に向けた様々な取組と相まって、人口移動に影響を与えたものと考えられる。
- ・大都市圏から地方圏への人口移動の傾向をより確実な流れに繋げていくために、引き続き、地域の活性化及び地域振興を図る取組を支援する施策を講じていくことが必要である。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局地方振興課（課長 長崎 卓）

関係課：都市局都市政策課（課長 東 潔）

業績指標 142
都市再生誘発量

評価

A-2	目標値：9,200ha（平成23年度） 実績値：9,270ha（平成23年度） 初期値：3,878ha（平成18年度）
-----	-------------------------------------------------------------------

(指標の定義)
我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業といった基盤整備等により、民間事業者等による都市再生に係る投資が可能となった面積の合計を計上。

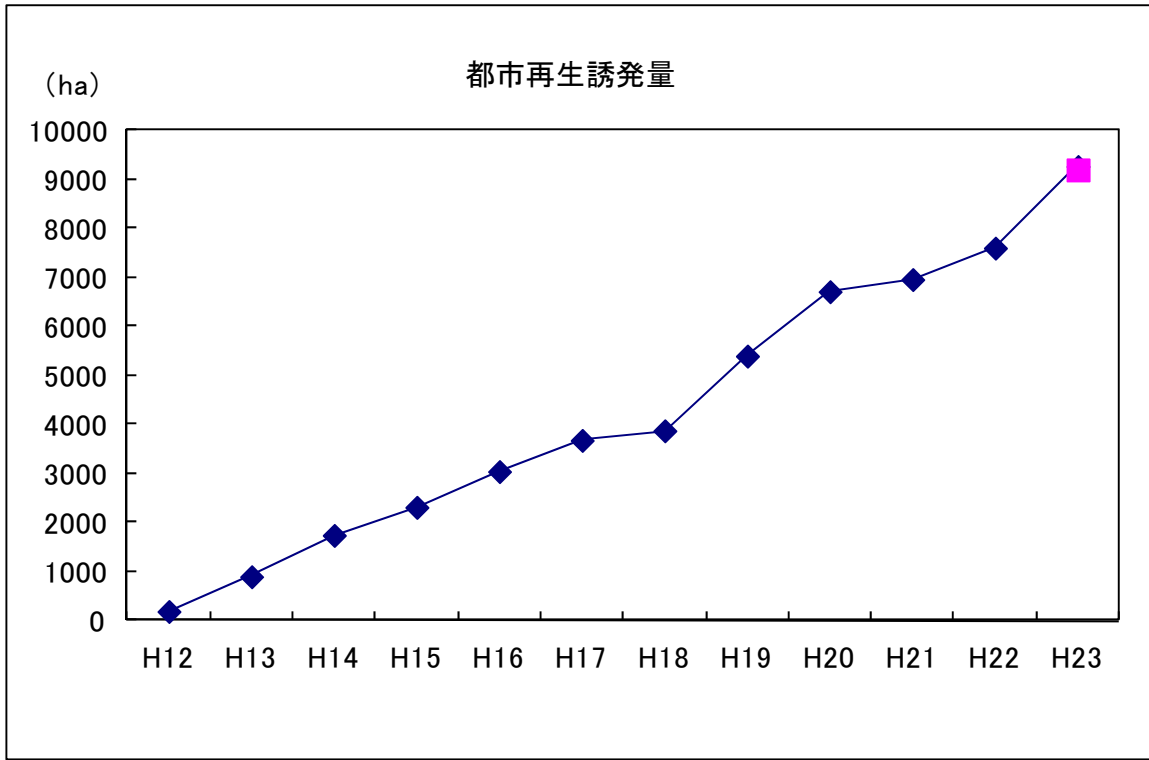
(目標設定の考え方・根拠)
民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出。

(外部要因)
該当なし

(他の関係主体)
地方公共団体等（事業主体）

(重要政策)
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値											(年度)
H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
190 ha	890 ha	1,743 ha	2,316 ha	3,045 ha	3,682 ha	3,878 ha	5,401 ha	6,716 ha	6,964 ha	7,605ha	9,270ha



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 都市再生総合整備事業の推進
大都市圏等の臨海部や既成市街地を中心に発生している大規模工場跡地等低未利用地において、都市再生を促すトリガー（引き金）となる地区への都市基盤施設等の集中的な整備を実施するとともに、都市拠点の形成に資する民間都市開発事業等を促進することにより、円滑な土地利用転換を公民協働で推進する。
予算額：社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数。この他、都市再生機構向けに1.08億円がある。（平成23年度）
- 都市再生区画整理事業の推進
防災上危険な密集市街地及び空洞化が進展する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。
予算額：社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数。この他、都市再生機構向けに都市再生区画整理事業0.12億円がある。（平成23年度）
- 都市再生機構によるコーディネート業務等（都市再生コーディネート等推進事業）
都市再生分野における民間の新たな事業機会を創出し、民間の潜在力を最大限に引き出すため、都市再生に民間を誘導するための条件整備として、独立行政法人都市再生機構がコーディネート業務等を実施する。
予算額：11.74億円（平成23年度）
- 税制上の特例措置
 - ①特定住宅地造成事業等に係る土地等の譲渡所得に係る1,500万円特別控除制度（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
 - ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特例措置
 - ②優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
 - ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率
 - ・仮換地指定後3年以内に、一定の住宅建設を行う個人又は法人に対して土地等を譲渡した場合の軽減税率

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度の実績値は9,270ha（単年度の増加量：約1,665ha）で、平成23年度目標値を上回っている。

（事務事業の実施状況）

都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業により、都市再生の喫緊の課題である大規模工場跡地の基盤整備や中心市街地等の基盤整備による街区再編等を通じて、民間事業者等の都市再生への投資を誘導している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、目標値を達成した。今後とも都市再生を推進すべく現在の施策を引き続き進めていくことが重要であることから、A-2と評価した。
- ・今後も民間事業者等の都市再生への誘導のため、基盤整備等を着実に進める必要がある。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局まちづくり推進課（課長 清瀬 和彦）
都市局市街地整備課（課長 望月 明彦）
都市局都市政策課（課長 東 潔）
住宅局市街地建築課（課長 坂本 努）

業績指標 143

文化・学術・研究拠点の整備の推進（①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数）

評価	
① B-2	① 目標値： 80件（平成27年度） 実績値： 69件（平成22年度） 初期値： 74件（平成21年度）
② B-2	② 目標値： 156施設（平成23年度） 実績値： 115施設（平成23年度） 初期値： 96施設（平成18年度）
③ B-2	③ 目標値： 240人（平成27年度） 実績値： 221人（平成23年度） 初期値： 217人（平成22年度）

(指標の定義)

①筑波研究学園都市における国際会議開催数

つくば地区内の国際会議開催数。

②関西文化学術研究都市における立地施設数

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市は文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。

- ・研究施設（研究施設、技術開発施設）
- ・大学（大学・短大）
- ・文化施設（都市の文化の発展に寄与する施設）
- ・交流施設（文化・学術・研究の発展等に係る交流または共同研究を推進するための施設）
- ・宿泊研修施設（研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設）
- ・その他（基本方針または建設計画に掲げる施設等）

本指標は、都市建設の進捗状況を評価しうるものであり、その数の増加は、我が国及び世界の文化等の発展に資するものである。

③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における外国人研究者数。本指標は、世界各国の優秀な研究者の集まる魅力的な都市への成長度合いを評価するものであり、新産業創出等、我が国及び世界の発展に寄与するものである。

(目標設定の考え方・根拠)

①筑波研究学園都市における国際会議開催数

筑波研究学園都市は科学技術中枢拠点都市（サイエンス型国際コンベンション都市）を目標の一つとしており、国際会議は、主に研究施設の集積、先進的な研究機能を有する場所で開催されるものであるため、従前よりその開催数を年間80件とすることを目標としてきたものである。

②関西文化学術研究都市における立地施設数

景気の低迷から進出が伸び悩んでいたが、近年、立地機関数が増加に転じており、この動きを確実にするためにも、現在の立地施設増加数を確保する。その目標値は、増加に転じたH16～H18の年平均立地施設数8の1.5倍である12を基準に考える。

③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

関西学研都市の全研究者数の推移は、H19：6,350人、H20：6,513人、H21：6,565人、H22：6,589人であり、この間の年平均増加率は1%となっている。一方、外国人研究者については、H19：246人、H20：212人、H21：221人、H22：217人であり、この間の年平均増加率は▲4%である。今後、世界各国の優秀な研究者の集まる魅力的な都市への成長を目指すため、少なくとも外国人研究者についても全研究者数と同様に増加してゆく必要があることから、H22実績を初期値に5年後であるH27までに年1%ずつ増加するものとした推計値（227人）を上回る240人を目指すこととする。

(外部要因)

- ②「関西文化学術研究都市における立地施設数」：景気の動向
- ③「関西文化学術研究都市における外国人研究者数」：景気の動向

(他の関係主体)

- ①研究学園地区内の研究・教育施設32機関（国立大学法人筑波大学、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等）
- ②③該当なし

(重要政策)

【施政方針】

①②③なし

【閣議決定】

①②③なし

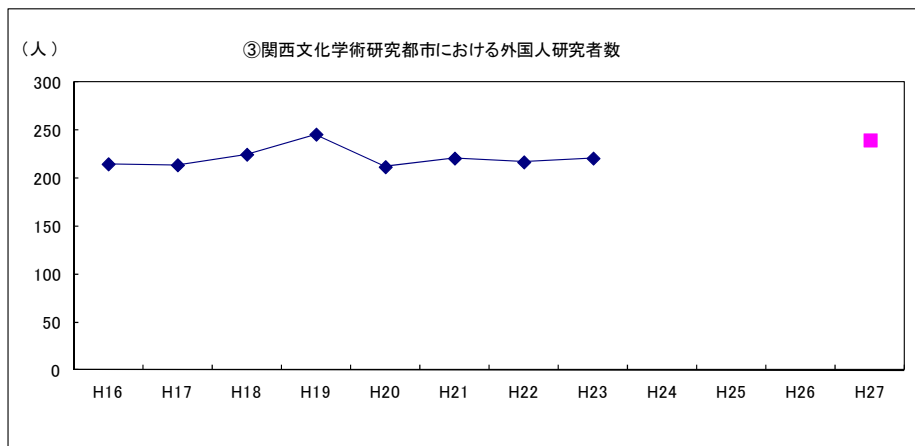
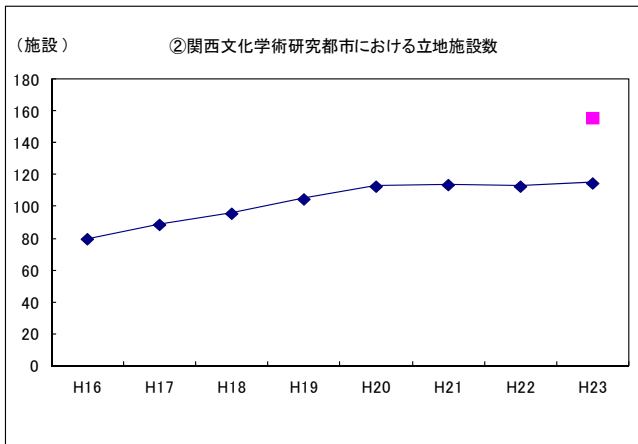
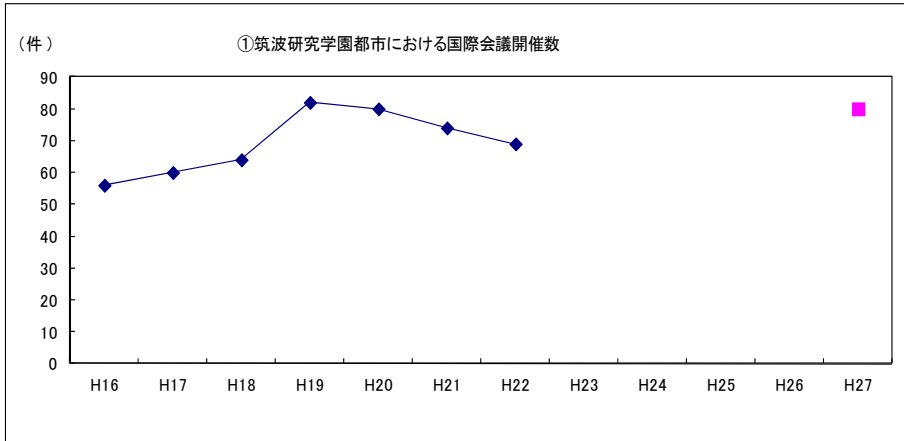
【閣決（重点）】

①②③なし

【その他】

①②③なし

過去の実績値 (①筑波研究学園都市における国際会議開催数)							(年度)		
H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23		
56件	60件	64件	82件	80件	74件	69件	集計中		
過去の実績値 (②関西文化学術研究都市における立地施設数)							(年度)		
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
74施設	78施設	80施設	89施設	96施設	105施設	113施設	114施設	113施設	115施設
過去の実績値 (③関西文化学術研究都市における外国人研究者数)							(年度)		
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
212人	217人	215人	214人	225人	246人	212人	221人	217人	221人



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①筑波研究学園都市における国際会議開催数
・筑波研究学園都市が国家的戦略である「科学技術創造立国」を実現し、今後の我が国の国際競争力を維持する上で必要な最先端の科学技術の研究開発拠点として機能するためにも、研究学園地区建設計画で示されている「サイエンス型国際コンベンション都市」等の実現に資する情報収集等を実施。
- ②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数
・税制：関西文化学術研究都市建設促進法に基づく関西文化学術研究都市の建設促進を図るための文化学術研究施設の整備に係る課税の特例措置
○法人税：特別償却 機械・装置：12%、建物・附属設備：6%

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ①筑波研究学園都市における国際会議開催数
平成23年度については現在集計中であるが、平成22年度の実績値は69件であった。これは21年度と比較して減少している。
- ②関西文化学術研究都市における立地施設数
平成23年度の実績値は115施設で、22年度と比較して増加しているものの、目標値には届いていない。
- ③関西文化学術研究都市における外国人研究者数
平成23年度の実績値は221人で、22年度と比較して増加しているものの、目標値には届いていない。

(事務事業の実施状況)

- ①筑波研究学園都市における国際会議開催数
筑波研究学園都市については、「研究学園地区建設計画」で示されている「サイエンス型国際コンベンション都市」等の実現に資する情報収集等を実施している。
- ②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数
関西文化学術研究都市建設促進法に基づく文化学術研究施設・文化学術研究交流施設への税制特例措置

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ①筑波研究学園都市における国際会議開催数
平成23年度実績値は現在集計中であるが、平成22年度までのトレンドにおいて目標達成に向けた動向を示していない。引き続き、筑波研究学園都市を「サイエンス型国際コンベンション都市」としての機能を備えた都市としていくため、情報収集等に努めることとし、B-2と評価した。
- ②関西文化学術研究都市における立地施設数
平成23年度の実績値は115施設で、22年度と比較して増加したものの、海外経済の減速や、円高の進行等による企業の国内設備投資計画の凍結・見直しや海外投資の拡大等により、学研地区における新規立地についても大幅な増加は望めない中、目標は達成できなかった。しかしながら、関西文化学術研究都市が次世代エネルギー実証実験の実施地域に選定されるなど、同都市において環境分野での最先端の取り組みが進められているとともに、平成24年度には京都大学大学院農学研究科付属農場の同都市への移転が予定されており、関連施設等の新規立地が期待されている。よって、経済情勢の悪化等の外部要因により一時的に立地施設数は伸び悩んでいるものの、地域における様々な取り組みに加えて、これまでの施策を継続させることで、今後着実に立地施設数は増加してゆくものと考えられることから、B-2と評価した。
- ③関西文化学術研究都市における外国人研究者数
平成23年度の実績値は22年度と比較して増加しているものの、目標値には届いていないが、国、地方公共団体、経済団体等で構成されるサード・ステージ会議において、国際交流の促進のための検討が進み諸外国のサイエンスパークとの交流が推進されるとともに、平成24年度には京都大学大学院農学研究科付属農場の同都市への移転が予定されているなど、今後も着実な外国人研究者の増加が見込まれることから、B-2と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- ②③ 関西文化学術研究都市建設促進法に基づく文化学術研究施設・文化学術研究交流施設の立地促進等に資する調査を実施。

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局 都市政策課(課長 東 潔)

業績指標 144

半島地域の観光入込客数

評価

B-2	目標値：全国の増加率比1.00以上 実績値：0.94（平成22年度） 初期値：－
-----	------------------------------------------------

(指標の定義)

半島地域の道府県が集計した観光入込客数の合計値とし、その合計値の増加率が、全国の観光入込客数の増加率以上となることを目指す。(平成21年度を基準とする)。

(注) 観光入込客数：観光地及び行祭事・イベントに地域外から訪れた人の数

(目標設定の考え方・根拠)

半島地域においては、人口の減少・高齢化が進行するなかで、地域間交流を活発化させることにより地域の自立的発展を目指し、半島振興法に基づく半島循環道路等の交通施設整備、観光業等の振興のための税制措置、地域資源の活用や地域間連携等の取組の支援施策を実施している。

このため、地域間交流の活発化(交流人口の拡大)の程度を示す指標として、観光入込客数の増大(少なくとも全国水準以上の伸び)を、平成27年度の目標とする。

なお、地域間交流の促進は半島振興法上の半島振興計画記載事項に掲げられている。

(外部要因)

気象変動、災害、景気変動、観光ニーズの変化、集計方法の変更

(他の関係主体)

半島振興対策実施地域指定を受けた22道府県(大分県を除く。)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

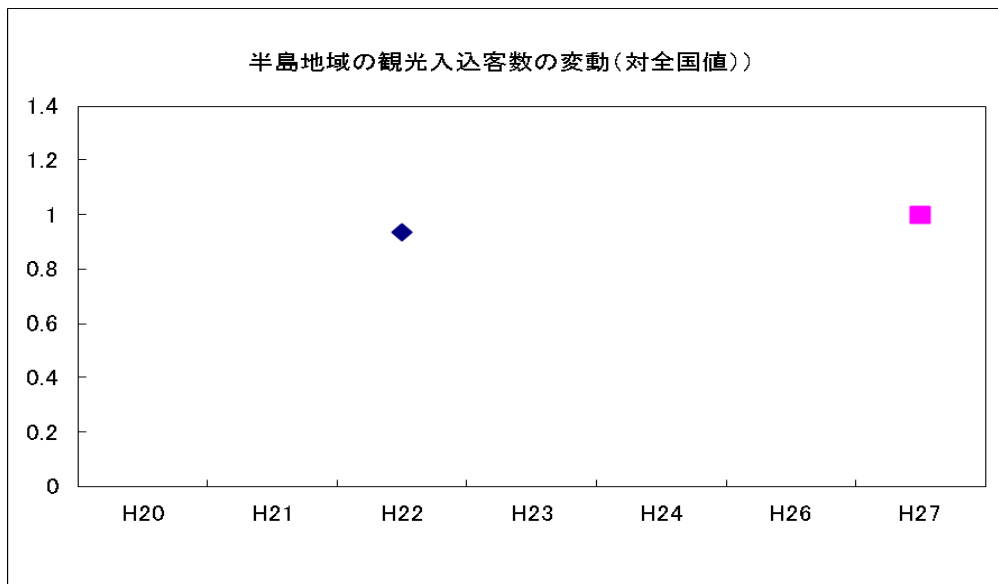
【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H22	
－	－	－	－	－	0.94	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

【予算事業】

○半島地域振興対策事業経費等

担い手育成に向けた農林水産資源等の地域資源を活用した内発的な地域づくりや半島間連携に向けた取組に係る実証調査を行い、有効な支援方策を検討する。検討を通じて得られた知見を集約し地域への普及を図ることにより、半島地域の自立的な発展を推進する。

予算額：49,797千円（平成23年度）

【税制上の特例措置】

○半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却（所得税・法人税）

半島振興対策実施地域内において、個人又は法人が、製造の事業及び農林水産物等販売業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を、新設又は増設した場合に、その機械・装置につき10/100、建物・附属設備につき6/100の特別償却を認める。

これらの税制上の特例により、課税の繰延べ効果が発生し、新規事業立ち上げ時の負担を軽減することができることから、半島地域内における企業等の立地等の設備投資を促進し、半島振興対策実施地域における産業の振興、地域間交流等に資するものである。

減収見込額 4.9億円（平成22年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成22年度の半島地域の観光入込客数の比率は、対平成21年度比で90.8%、全国は対平成21年度比で97.1%であり、全国値と比較した半島地域の変動比は0.94となった（ただし、一部集計中等のため、半島地域、全国値ともに、当室において推計値を使用している）。また、大分県は平成21年調査を実施していないため、除外している。）

※ 観光入込客数が減少した原因としては、気象災害に伴う観光客の減少、観光庁共通基準の導入による統計上の変更などが考えられる。

平成23年度の実績値については現在集計中（平成25年3月目途）であるが、東日本大震災に伴う観光の自粛等の影響も考えられるため注視する必要がある。

（事務事業の実施状況）

平成23年度は、半島地域振興対策事業経費等において、13地域において、半島地域の担い手育成、半島間の連携の活動のためのワークショップの開催や専門家によるアドバイス等支援を行ったほか、半島地域の産業振興に係る基礎調査を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 平成21年度と比較して、平成22年度の観光入込客数は減少し、対全国値も減少傾向を示していることから、現時点で「B」とし、現在の施策は維持することとして「2」と評価する。
- ・ なお、今後、目標を継続的に達成するためには、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化や半島地方の多様な食や自然景観を活用した観光に注目が集まっていることを踏まえ、国内外からの観光人口の増大を含めた交流人口の拡大に資する取組に重点を置きつつ、引き続き支援する必要がある。
- ・ 平成23年度の実績値については集計中である。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

- ・ なし

（平成25年度以降）

- ・ なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局地方振興課半島振興室（室長 金子 健）

業績指標 145

高齢者が無理することなく除雪できる体制が整備された市町村の割合

評 価

B-2

目標値：100%（平成24年度）
 実績値：68%（平成23年度）
 初期値：59%（平成19年度）

（指標の定義）

特別豪雪地帯に指定されている市町村（201市町村）のうち、高齢者が無理することなく除雪できる体制が整備された市町村の割合。（高齢者が無理することなく除雪できる体制が整備された特別豪雪地帯に指定されている市町村数／特別豪雪地帯に指定されている市町村数）

高齢者が無理することなく除雪できる体制とは、雪処理について支援を要する高齢者世帯等（以下、「要支援世帯」という）に対し、状況（居住環境、家族構成、健康状況等）に応じて、平時はもとより、豪雪時であっても、その世帯の雪処理を支援することができる体制とする。

体制整備の要件は以下のとおり。

- ・要支援世帯の状況を把握する体制「要支援世帯における雪処理状況を把握しており、要支援世帯が相談できる」
- ・平時からの支援策を講じる体制「平時より要支援世帯に対して支援を実施している」
- ・豪雪時を想定した支援策を講じる体制「豪雪時を想定した要支援世帯への各種支援策を整備している」

（目標設定の考え方・根拠）

高齢化、過疎化が進行している豪雪地帯においては、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発している状況である。

このような雪処理に係る事故を防止するために、平成20年4月に中央防災会議がとりまとめた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」に基づき、流雪溝等の施設整備と併せて、特に、高齢化・過疎化が著しく、雪処理の担い手が不足している特別豪雪地帯の市町村において、平成24年度を目途に全201市町村で高齢者が無理することなく除雪できる体制の整備を促進する。

今後も、引き続き体制の整備を図り、平成24年度に全201市町村においてこの体制が整備されるようにする。具体的には、平成23年度末には68%（136市町村）なので、24年度に65市町村の整備が必要となる。

（外部要因）

- ・市町村合併

（他の関係主体）

- ・関係省庁（内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省等）
- ・地方公共団体
- ・自治会 等

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

豪雪地帯対策基本計画（平成18年11月14日）

国が策定する豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となる計画

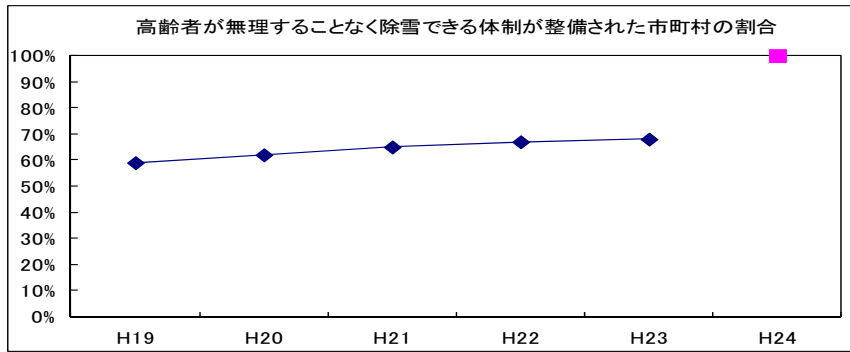
【閣決（重点）】

なし

【その他】

豪雪地帯対策特別措置法（平成24年3月31日改正）

過去の実績値					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
59%	62%	65%	67%	68%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・豪雪地帯に係る調査・検討
豪雪地帯の現状・課題を把握し、豪雪対策に関する行政ニーズの変化に対応するため、安全安心な雪国の冬期生活の視点等から豪雪対策に関する調査・検討を行う。

予算額：24百万円(平成23年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度の実績値は、前年度比でプラス1%増加し、平成19年度以降毎年増加して、68%となっている。

(事務事業の実施状況)

- ・雪害による被災者の事故原因分析、及び自治体に係る降積雪状況・防除雪施設状況等の基礎的なデータの収集・分析を実施。
- ・地域防災力の向上と効果的・効率的な克雪体制の構築を目的とし、先導的で実効性のある、地域の実状に即した新たな克雪体制整備に係る取組を実施。
- ・豪雪地帯の雪害対策について、「大雪に対する防災力の向上方策検討会」を行い、除雪作業中の事故防止対策、地域コミュニティの共助による雪処理等を内容とする「大雪に対する防災力の向上方策検討会報告書－豪雪地帯の防災力向上に向けて－」及び「地域除雪等の取組事例集」を取りまとめ、関係自治体へ配布・HPに掲載し啓発。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・実績値は、平成19年度に初期値を設定してから毎年度増加しているものの現在の伸び率では目標達成が困難である。一方で、「大雪に対する防災力の向上方策検討会」を行い、除雪作業中の事故防止対策、地域コミュニティの共助による雪処理等を内容とする「大雪に対する防災力の向上方策検討会報告書－豪雪地帯の防災力向上に向けて－」及び「地域除雪等の取組事例集」を取りまとめ、関係自治体へ配布・HPに掲載し啓発したことにより、地域内外の雪処理の担い手確保、共助による地域除雪について必要性・重要性が認識されてきている。また、平成23年度より、地域コミュニティ、市町村等の多様な主体による先導的で実効性のある、共助による地域除雪、及び冬期の住まい方方策による克雪体制に係る地域の新たな取組についての検討を進めてきたため、今後、各地で克雪体制整備の取り組みがさらに促進されることが期待されることから、今後も業績指標は増加傾向になると推測され、現在の施策を維持することが妥当であると考えられるためB-2と評価した。今後も引き続き豪雪地帯に係る施策を実施し、高齢者が無理することなく除雪できる体制の整備を図り、雪害による犠牲者の削減を推進する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- ・豪雪地帯における地域防災力の向上と効果的・効率的な克雪体制の構築を図ることを目的とした、先導的で実効性のある、地域の実情に即した新たな克雪体制整備に係る取組に関する調査を行い、その成果を関係自治体に周知・普及を図る。
- ・豪雪地帯の克雪住宅等の整備普及状況について、実態調査を実施し、各地域に適合した克雪体制と克雪住宅整備を組み合わせた効果的な雪処理方策について検討する。
- ・昨冬の大雪の被害状況をふまえ、従来とは異なる雪の降り方により被害があった地域を対象として、大雪が雪国の生活や社会に及ぼす影響度合についても調査・検討する。

(平成25年度以降)

- ・業績指標を向上させるため、ボランティアセンターの設立・運営や、ボランティアと地域をつなぐコーディネーターの養成を支援(ex 雪かき道場等)し、効果促進を図る。

担当課等(担当課長名等)

担当課：国土政策局地方振興課(課長 長崎 卓)

業績指標 146

都市再生整備計画の目標達成率

評価

B-3	目標値：70%以上（毎年度） 実績値：58.7%（平成23年度） 初期値：68.9%（平成18年度）
-----	----------------------------------------------------------

（指標の定義）

市町村が作成する都市再生整備計画（以下、「計画」という。）について、それぞれの計画に掲げられた目標を定量化する指標の達成割合を当該計画の達成率とし、当年度に事後評価を行った全ての計画の達成率を単純平均により算出する。

（目標設定の考え方・根拠）

平成18年度の実績値（約70%）の維持を目標値の設定根拠とする。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

市町村（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

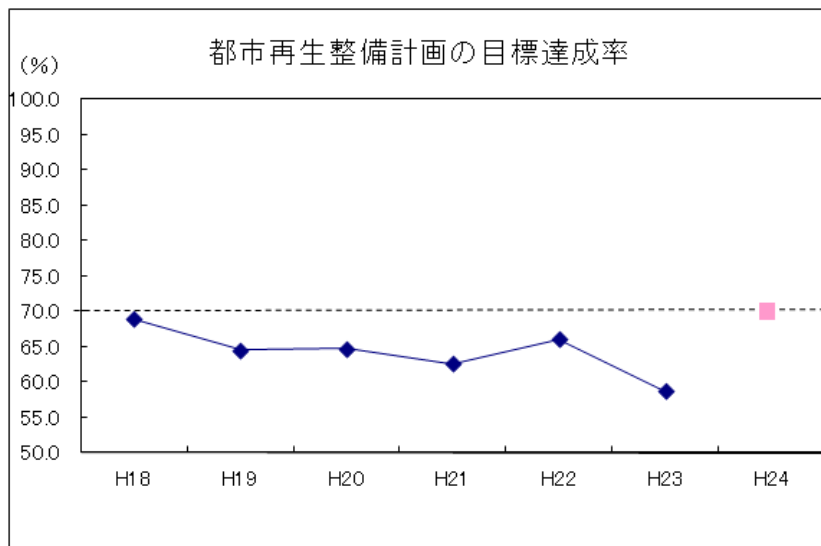
なし

過去の実績値

（年度）

H18	H19	H20	H21	H22	H23
68.9%	64.5%	64.7%	62.6%	66.1%	58.7%

※指標の定義の見直しに伴う実績値の精査により、数値を修正



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。

予算額 社会資本整備総合交付金 1.75兆円の内数（平成23年度）
 実施地区数 588市町村 902地区（平成23年度）

関連する事務事業の概要

○都市環境改善支援事業及び都市環境維持・改善事業資金
 良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、地域住民や地元企業等が主体となったまちづくり活動を支援する。
 予算額 5.36億円（平成23年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度の実績値は58.7%で、目標値である毎年度70%以上を下回っており、目標を達成できなかった主な要因は以下の通り

- ①景気の悪化等による、経済情勢の変化（例えば、中心市街地における核店舗の撤退）
- ②想定外の外的要因（例えば、東日本大震災、口蹄疫、新型インフルエンザの発生による事業の休止、見直し等）
- ③事業の遅れ・中止（例えば、用地買収に伴う権利者調整の難航等による事業の遅れ）
- ④不適切な指標設定（例えば、人口減少等の社会情勢を考慮しない過大な数値設定）
- ⑤ソフト施策の取組不足（例えば、事業により建設した施設のPR不足）

（事務事業の実施状況）

平成16年度の制度創設以来、延べ2,042地区（913市町村）で地域の創意工夫を活かしたまちづくりが進められており、平成23年度においては全国902地区（588市町村）で事業が実施された。

平成18年度末には、制度創設後初めて29地区が事業完了を迎え、平成23年度には244地区が完了し、これまで延べ1,344地区において事後評価（目標の達成度等の評価）を行っている。

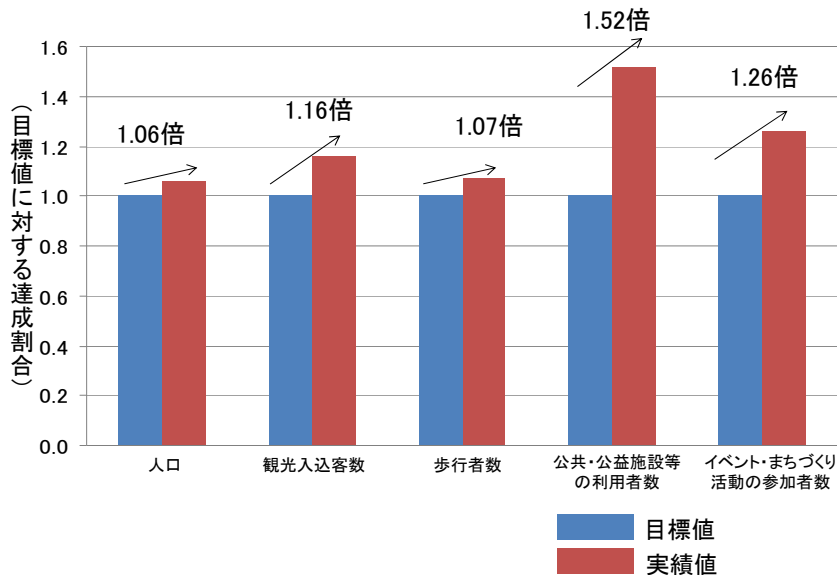
※都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金含む)の実施地区数・予算額・新規地区・完了地区の推移

	実施地区数	予算額(国費)	新規地区	完了地区数
平成16年度	355地区	1,330億円	355地区	—
平成17年度	740地区	1,930億円	385地区	—
平成18年度	1,102地区	2,380億円	362地区	29地区(当該年度末)
平成19年度	1,326地区	2,430億円	253地区	61地区(当該年度末)
平成20年度	1,428地区	2,660億円	163地区	336地区(当該年度末)
平成21年度	1,278地区	2,360億円	187地区	376地区(当該年度末)
平成22年度	1,087地区	—億円※1	185地区	339地区(当該年度末)
平成23年度	903地区	—億円※2	153地区	244地区(当該年度末)

※1 平成22年度は社会資本整備総合交付金2.2兆円の内数となる。
 ※2 平成23年度は社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数となる。

□都市再生整備計画における主な事業効果

平成23年度の事後評価結果をもとに、観光入込客数、商店街歩行者数などよく活用されている代表的な指標を用いて、評価値が従前値に対してどれだけ増進したかを検証した結果、1.06～1.52倍の事業効果が確認できた。



課題の特定と今後の取組みの方向性

経済情勢の変化や東日本大震災等の外的要因もあり、平成 23 年度は目標を下回っている状況である。
都市再生整備計画事業を活用した地方の創意工夫によるまちづくりのニーズは依然と高いことから、引き続き本事業を推進していく必要があるが、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を廃止することとするため B-3 と評価した。
今後は、都市再生整備計画事業の事後評価制度により各事業の実施状況について分析を行い、分析結果を踏まえた、より効果の高い事業の実施を推進していくこととする。

平成 24 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 24 年度)
なし
(平成 25 年度以降)
なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：都市局市街地整備課 (課長 望月 明彦)
関係課：都市局まちづくり推進課官民連携推進室 (室長 佐藤 哲也)

業績指標 147
民間都市開発の誘発係数

評価

B-2	目標値：1.6 倍（平成19～23年度） 実績値：11.6 倍（平成23年度） 初期値：1.6 倍（平成16～18年度）
-----	--------------------------------------------------------------------

（指標の定義）
 （財）民間都市開発推進機構（以下「民都機構」という。）に係わることにより、優良な都市開発が誘発された倍率。
 分母を民都機構に係わった案件の国費投入額（政府保証額含む。13,440 百万円（平成23年度））とし、分子を当該案件の総事業費（156,384 百万円（平成23年度））とする。

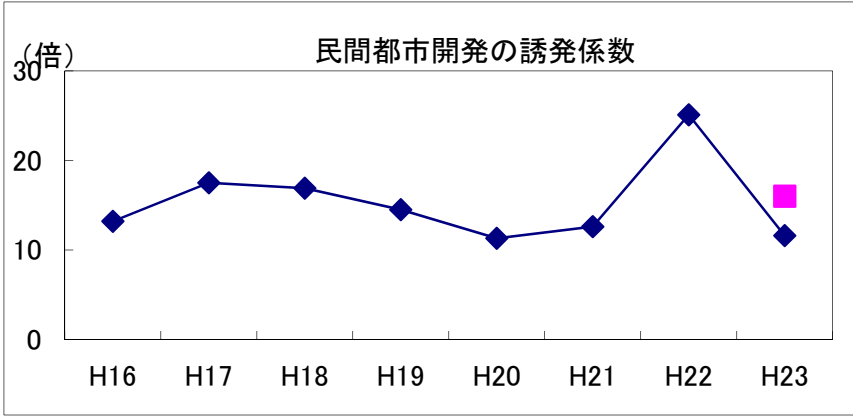
（目標設定の考え方・根拠）
 平成16～18年度の平均値は1.6倍であり、今後もこの水準を維持することを目標とする。

（外部要因）
 民間事業者等の都市開発事業に対する取組状況、経済状況、金利環境

（他の関係主体）
 民都機構

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 なし
【その他】
 なし

過去の実績値					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
14.5倍	11.3倍	12.6倍	25.1倍	11.6倍	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○民都機構の行う各業務の推進

- ・メザニン支援業務
 都市再生特別措置法に基づく認定を受けた都市開発事業のうち公共施設等の整備に要する費用について、貸付け又は社債取得によりミドルリスク資金を供給し、事業の着実な推進を図る。
 予算額：50億円、政府保証枠：600億円（平成23年度）
- ・まち再生出資業務
 都市再生特別措置法に基づく認定を受け、市町村が作成する都市再生整備計画に基づく事業と一体的に公共施設等の整備を行う都市開発事業について、出資等により公共施設等の整備に要する費用を支援し、事業の着実な推進を図る。
- ・住民参加型まちづくりファンド支援業務
 地域の資金を地縁により調達し、これを景観形成・観光振興等のまちづくりに誘導するため、「まちづくりファンド」に対して支援を行う。

予算額：2億円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

近年は中期的な傾向として1.6倍を下回っている状況が続いており^(※)、平成23年度においても依然として民間都市開発に対する融資態度が全産業より厳しいこと等により、誘発係数は1.1.6倍となった。なお、平成19年度から平成23年度までの平均では1.5.0倍となっている。

(※) 平成22年度は、他の事業に比べて特に事業費の大きい事業1件について、国費投入額が少なかったことから、民間都市開発の誘発係数が大きくなったものである。

（事務事業の実施状況）

民都機構において、当機構の業務である各業務（融資等を行うメザニン支援業務、出資を行うまち再生出資業務、補助を行う住民参加型まちづくりファンド支援業務）において、融資等、出資、補助を行うことにより、民間資金の呼び水となることで、民間事業者が行う都市開発事業の推進を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成19年度から平成23年度までの期間は、民間都市開発をめぐる金融環境の厳しさが継続したことに加え、民都機構の業務を見直した影響もあり、本指標の5年間の平均値（1.5.0倍）は目標値である1.6倍を下回ったが、これは都市開発市場の動向や民業補完の原則を踏まえた業務見直しを行った影響に拠っている。したがって、新たな業務体系に基づいて誘発効果を測定するため、分母を国費支援額から民都機構の支援額へと変更する定義の見直しを行い、目標値を1.2.0倍とする。

今後は、外部要因である経済環境を含めた都市開発市場の動向等を踏まえながら、見直しを行った民都機構の業務を活用していくことにより、引き続き民間都市開発の推進を図り、新たな目標値の達成を目指し、取組を進めていく。したがって、B-2と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室（室長 笠尾 卓朗）
港湾局 計画課 官民連携推進室（室長 西尾 保之）

業績指標 148

まちづくりのための都市計画決定件数（市町村）

評価

A-4	目標値：1, 470件（毎年度） 実績値：2, 252件（平成22年度） 初期値：1, 470件（平成17年度）
-----	----------------------------------------------------------------

（指標の定義）

地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画等といった市町村（政令市除く）による年間の都市計画決定件数

（目標設定の考え方・根拠）

都市計画等に係る各種の調査、検討を通じて、各種制度の現状における課題の抽出や課題解決の対策を講じることにより、市町村（政令市除く）による都市計画決定を促進し、ひいては都市再生・地域再生に資することを目標としている。平成17年度を初期値とし、当該値以上を毎年度維持することにより、都市再生・地域再生の推進が図られているものと判断する。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

市町村

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

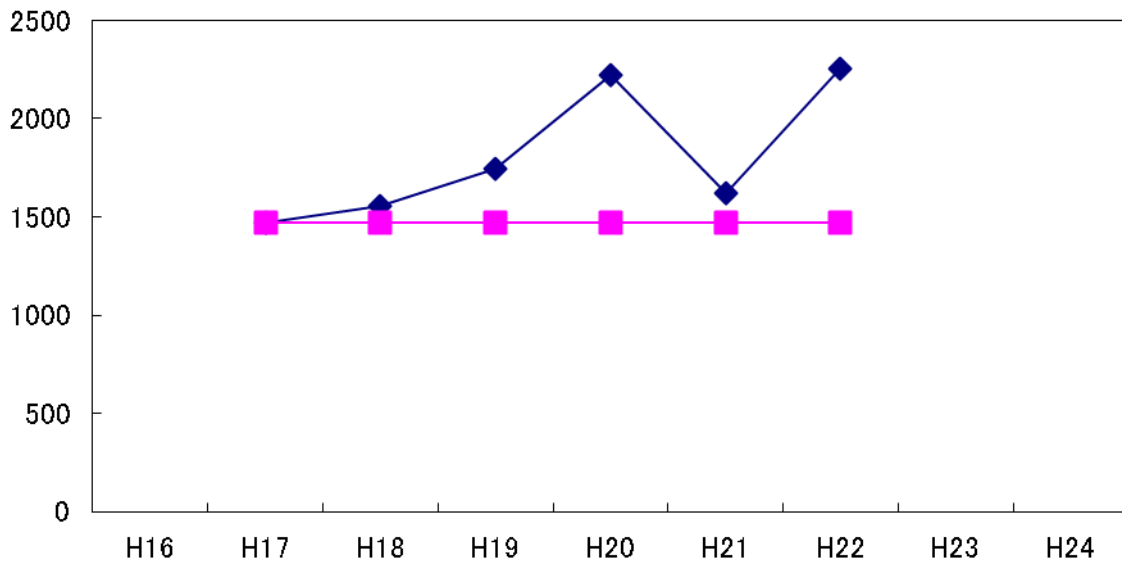
なし

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
1, 470件	1, 555件	1, 748件	2, 224件	1, 619件	2, 252件	集計中

（件） まちづくりのための都市計画決定件数（市町村）



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○まちづくり計画策定担い手支援事業
密集市街地等において、地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援することにより、市町村による地区計画等の都市計画決定を促進する。
予算額：1.54億円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成22年度の実績値は2,252件であり、進捗状況は順調に推移している。地区計画や都市計画提案制度の活用実績が増加していることから、今後も都市計画決定件数が増加することが想定される。

（事務事業の実施状況）

平成19年度に、地権者組織等に対し、都市計画決定提案素案策定に係る費用を補助するまちづくり計画策定担い手支援事業を創設し、平成19年度は21地区、平成20年度は20地区、平成21年度は20地区、平成22年度は22地区、最終年度である平成23年度は18地区について補助を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成18年度から平成22年度までの全ての年度で実績値が目標値を上回っており、本指標による評価を廃止することとしたため、A-4と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局都市計画課（課長 和田 信貴）

業績指標 149

駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数

評価

B-2	目標値：約10万台（平成25年度） 実績値：6.0万台（平成22年度） 初期値：4.5万台（平成20年度）
-----	-------------------------------------------------------------

(指標の定義)

平成18年度より駐車場法の対象に自動二輪車が追加されたが、四輪の自動車駐車場に比して整備が進んでいない自動二輪車駐車場の整備を推進することとし、指標は駐車場法に基づく自動二輪車駐車場の整備台数とする。

(目標設定の考え方・根拠)

駐車場法に基づき整備される自動二輪車用の路上駐車場及び路外駐車場（都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車場等）が、平成18年度末の乗用車の駐車場整備比率※）に平成38年度（平成18年度の20年後）に到達するまで整備されることを目標として、平成21年度から5年後の平成25年度の目標値を設定。

※）乗用車の駐車場整備比率・・・乗用車の保有台数／整備済み駐車場台数

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

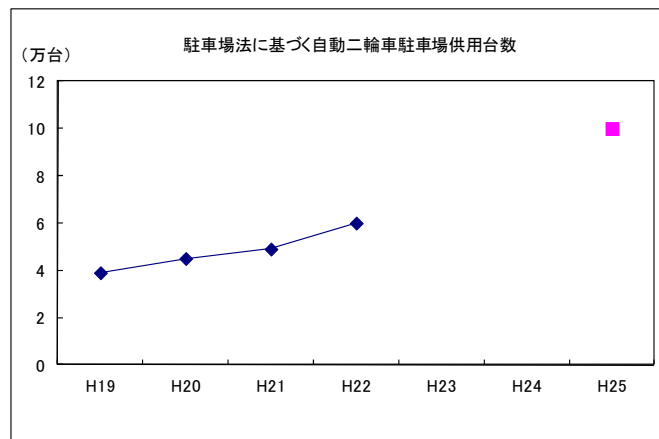
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
3.9万台	4.5万台	4.9万台	6.0万台			集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 駐車場法に基づく駐車場整備の推進
各地方公共団体における附置義務条例の策定等を促進することにより、駐車場法に基づく駐車場整備の推進を図る。
- 既存駐車場や自転車駐車場への自動二輪車への受け入れ
既存の駐車場への自動二輪車の受け入れを推進するため、自治体を対象とした担当者会議や駐車場管理者等を対象とした講習会等において周知徹底する。また、各地方公共団体へ既存の自転車駐車場への自動二輪車の受け入れ推進について通知（H22.4.20付け）する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成22年度については約6.0万台(前年度比1.1万台増加)となっている。

(事務事業の実施状況)

平成23年度においても、自動二輪車の駐車対策について通知(H23.5.12付け)し、引き続き自動二輪車の受け入れを推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は目標達成に向けた成果は示していないが、自転車駐車場における自動二輪車の受け入れなど、実績値の上昇が見込まれる可能性があるためB-2と評価した。
- ・今年も引き続き、駐車場管理者である各地方公共団体や関係者に対し、自動二輪車の受け入れの周知に努める。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 都市局街路交通施設課(課長 高橋 忍)

業績指標 150

都市機能更新率（建築物更新関係）

評価

A-2	目標値：41.0%（平成25年度） 実績値：39.3%（平成23年度） 初期値：36.9%（平成20年度）
-----	-------------------------------------------------------------

（指標の定義）

特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域）における宅地面積（分母）のうち4階建て以上の建築物の宅地面積（分子）の割合。従前の市街地が一般に木造2階建て又は空地であることを踏まえ、再開発の目的である土地の高度利用と建築物の耐震化等による市街地の防災性向上の状況を表す指標として、4階建て以上の建築物への更新割合を測定する。

（目標設定の考え方・根拠）

特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区の再開発が、今後も着実に推進されるものとして、これまでの実施状況を踏まえ5年後の目標値を設定。

（外部要因）

当該地区に対する任意の民間建築投資量の動向等

（他の関係主体）

地方公共団体（都市計画決定、事業主体、民間事業者への補助金交付等）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

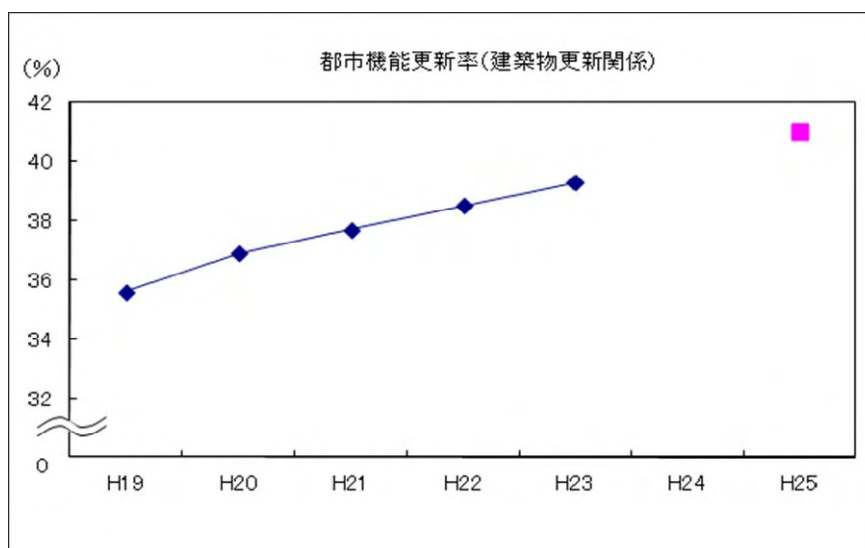
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
35.6%	36.9%	37.7%	38.5%	39.3%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 市街地の再開発の推進
 - ・市街地再開発事業の実施
都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を、補助、融資、債務保証、税制特例等により支援し、その推進を図っている。
予算額（平成23年度）：社会資本整備総合交付金1.8兆円の内数
 - ・市街地の再開発を支援する事業の推進
市街地における任意の再開発のうち、一定の要件を満たすものについて、地区再開発事業、優良建築物等整備事業等により支援するとともに、再開発と一体的に周辺地域の整備を行う都市再生総合整備事業等により、市街地の面的な整備や拠点の形成を図っている。
予算額（平成23年度）：社会資本整備総合交付金1.8兆円の内数（地区再開発事業、優良建築物等整備事業、都市再生総合整備事業等）。
- 暮らし・にぎわい再生事業
中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援する事業を平成18年度に創設している。
予算額（平成23年度）：社会資本整備総合交付金1.8兆円の内数及び地域自主戦略交付金0.5兆円の内数。
- 税制上の特例措置
 - ①施設建築物に対する割増償却制度（所得税、法人税）
 - ・市街地再開発事業により建築された施設建築物（権利床、再開発会社の取得する保留床及び住宅の用に供する部分を除く。）の取得者に対する割増償却（5年間10%）の特例措置
 - ②権利床に係る固定資産税の減額制度（固定資産税）
 - ・市街地再開発事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物（権利床）に係る特例措置（住宅床2/3、非住宅床1/3（一種事業の場合1/4）を減額（新築後5年間））
 - ③優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
 - ・市街地再開発事業の用に供するために施行者に土地等を譲渡した場合の軽減税率
 - ・三大都市圏の既成市街地等内で行われる一定の要件を満たす特定の民間再開発事業（認定再開発事業を含む）のために事業区域内の土地等を譲渡した場合の軽減税率
 - ④特定の事業用資産の買換え等の特例措置（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
 - ・市街地再開発事業の資産を譲渡して施設建築物及びその敷地を取得した場合の事業用資産の買換特例等（繰延割合80%）
 - ・市街化区域又は既成市街地等の地域内における特定建物の建築のための特定の事業用資産の買換特例等（繰延割合80%）
 - ・特定民間再開発事業により資産を譲渡して中高層の耐火建築物等を取得した場合の居住用資産の買換特例等（繰延割合100%）
 - ⑤都市再生・まち再生促進税制（所得税、法人税、登録免許税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税）
 - ・「活力の源泉」である都市の再生に資する民間都市開発事業の推進により、国際競争力・成長力の強化や地域の活性化を図るため、都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業計画、都市再生整備計画の区域における認定民間都市再生整備事業計画、都市再生整備推進法人に対し土地等を譲渡した者に係る特例措置を講じる。
 - ⑥認定事業用地適正化計画の事業用地区域内にある土地等の交換等の特例措置（所得税、法人税）
 - ・土地の有効利用の促進を図るため、民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づく認定事業用地適正化計画の事業用地区域内にある土地等の交換等に係る特例措置を講じる。
 - ⑦中心市街地整備推進機構に係る税制特例（所得税、法人税、個人住民税）
 - ・中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するため、中心市街地整備推進機構の土地取得に係る特例措置を講じる。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度は39.3%で、平成22年度に対して0.8%上回る数値となっており、平成25年度目標値の達成に向けて順調に推移している。

（事務事業の実施状況）

市街地再開発事業は、これまでに約790地区で事業完了しているほか、約150地区で事業中である（平成24年3月31日時点）。集約型都市構造への再編に資する魅力ある都市拠点の形成、防災上危険な密集市街地の解消、空洞化の進む中心市街地の活性化を図るため、これらの課題を抱える地区について特に重点的に、市街地再開発事業とその関連制度により、市街地の再開発を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値の達成に向けて順調に推移しており、現在の施策を維持することが妥当と考えられることから、A-2と評価した。引き続き、市街地再開発事業等による市街地の再開発の推進に努める。特に、重点的に再開発を進めるべき地区については、予算の重点配分や支援制度の整備・拡充等所要の施策を講じることにより、早期の事業化、事業完了を目指す。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局市街地整備課(課長 望月 明彦)

関係課：都市局まちづくり推進課(課長 清瀬 和彦)

住宅局市街地建築課(課長 坂本 努)

業績指標 151

中心市街地人口比率の増減率

評価

B-1	目標値：前年度比 1.0%増（平成26年度） 実績値：前年度比 0.35%減（平成22年度） 初期値：前年度比 0.16%減（平成21年度）
-----	------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

市全域の人口に対する中心市街地（商店街と主要駅、市役所等への徒歩アクセスを考慮した街なみ居住を推進すべき地域※）人口の比率の増減率。中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり（コンパクトシティ）の実現に向けてのメルクマールであり、市全域人口に対する中心市街地人口の比率の増減率を測定する。※中心市街地活性化法に基づく基本計画区域に近似した区域。

中心市街地人口比率の増減率 $((A - B) / B)$

A：当該年度の中心市街地人口比率

B：前年度の中心市街地人口比率

※中心市街地人口比率：市中心部の3Km×3Kmの区域に含まれる町丁目の人口/市域全体の人口

(目標設定の考え方・根拠)

市全域の人口に対する中心市街地人口の比率の増減率を測定する。

中心市街地の活性化が望まれる地区において、街なかへの多様で良質な住宅整備による街なか居住の推進や街なかへの公共施設等の賑わい施設の導入などにより、居住・商業・公共的サービス等のバランスのとれた中心市街地へと再生させ、中心市街地に人口を呼び戻すことは、「街なか居住・街なか再生を促進する」という政策目標に対するアウトカム（成果）であり、そのアウトカムに着目した新しい業績指標として中心市街地人口比率の増減率を開発する。市全域の人口に対する中心市街地の人口比率の減少が食い止められるということは、街なか居住の実現や、街なかにおける賑わい創出、生活の質の向上によるコンパクトシティ化が図られたことが推測でき、街なか居住・街なか再生といった政策目標の達成状況を測るためのアウトカム指標として有効である。

(外部要因)

市町村合併による市全域の人口増、民間による投資動向（郊外の住宅地、大型商業施設への投資等）

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

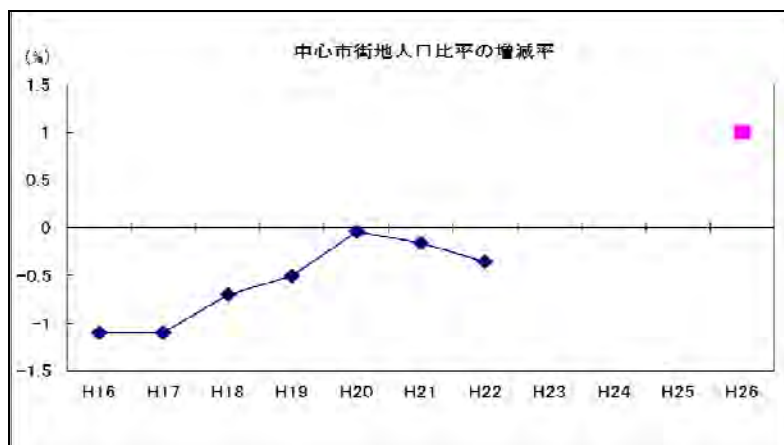
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値							(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
1.1%減	1.1%減	0.7%減	0.5%減	0.04%減	0.16%減	0.35%減	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○ 街なか居住再生ファンド

地方都市等の中心市街地活性化を図るため、小規模な遊休地等を核として行われる民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資による支援を行う街なか居住再生ファンドを平成17年度に創設し、都市の中心部への居住を推進している。平成20年度に、街なか居住再生ファンドの出資対象地区に、景観法に基づく景観計画が定められた区域等を追加した。

○ 地方都市等の中心市街地等における居住機能の回復に対する支援

中心市街地において一定の要件を満たす住宅整備に対し、街なか居住再生型住宅市街地総合整備事業による支援を行い、街なか居住の推進を図っている。

予算額：住宅市街地総合整備事業（社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数（平成23年度））

○ 中心市街地共同住宅供給事業

中心市街地における優良な共同住宅の供給を支援し、街なか居住の推進を図るため、平成18年度に優良建築物等整備事業に中心市街地共同住宅供給タイプを追加している。

予算額：優良建築物等整備事業（社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数（平成23年度））

○ 中心市街地整備推進機構に係る税制特例（所得税・法人税・個人住民税・不動産取得税）

中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するため、中心市街地整備推進機構の土地取得に係る特例措置を講じる。

○ 長期優良住宅等推進環境整備事業

長期優良住宅等を推進する環境整備のための担い手の育成、ビジネスモデルの構築を図るため、住替え・二地域居住の推進及び良好な居住環境の整備を推進する住民組織・NPO等へ助成。

予算額：長期優良住宅等推進環境整備事業費 2億円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

○ 暮らし・にぎわい再生事業

中心市街地の再生を図るため、「選択と集中」の考え方にに基づき、意欲のある地区を選定し、都市機能のまちなか立地及び空きビルの再生並びにこれらに関連する賑わい空間施設整備や計画作成・コーディネートに要する費用について総合的に支援する事業を平成18年度に創設している。

予算額：暮らし・にぎわい再生事業（社会資本整備総合交付金1.75兆円の内数（平成23年度））

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

指標の動向については、平成20年度までの過去の実績値は上昇傾向であったが、平成22年度の実績値は前年度比0.35%減であり、2カ年続けて減少率が増加しているため、平成26年度の目標値（前年度比1.0%増）に向けて、引き続き事業の推進が必要である。なお、平成23年度の実績値の算定は、平成24年12月までに完了予定。

（事務事業の実施状況）

中心市街地の活性化を図るため、街なか居住再生ファンドを平成17年度に創設したほか、街なか居住再生型住宅市街地総合整備事業等の施策により街なか居住の推進を図っている。また、平成18年度に暮らし・にぎわい再生事業や中心市街地共同住宅供給事業を創設し、中心市街地活性化の取り組みに対する支援を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は平成26年度の目標値として、人口比率の増減率（今後人口比率の増加を目標とするため減少率から増減率へ変更）を対前年度比で1.0%増としている。前述のとおり、平成22年度は、平成21年度実績を下回ったが、平成26年度における目標値の達成に向け、引き続き、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進すべく、補助制度の拡充、税制特例措置といった各種施策を講じるとともに、平成24年度に新たな措置を講じることとしているため、「B-1」と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

都市の低炭素化に向けた法的枠組みの整備とともに、街なか居住にも資する都市機能の集約に係る事業が推進される見通しである。

【行政事業レビュー「公開プロセス」における評価結果】（平成24年6月13日）

・長期優良住宅等推進環境整備事業 廃止

政策目的と手段の整合を図った上で、ゼロベースで事業自体のあり方を考え直すべき。あらためて既存ストックの有効活用の観点から必要な事業があれば長期優良住宅とは別の仕組みとして実施すべき。

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局市街地建築課（課長 坂本 努）

関係課：都市局まちづくり推進課（課長 清瀬 和彦）

都市局市街地整備課（課長 望月 明彦）

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 真鍋 純）

業績指標 152
物流拠点の整備地区数

評価	
B-2	目標値：64地区（平成23年度） 実績値：63地区（平成23年度） 初期値：35地区（平成18年度）

（指標の定義）
流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数

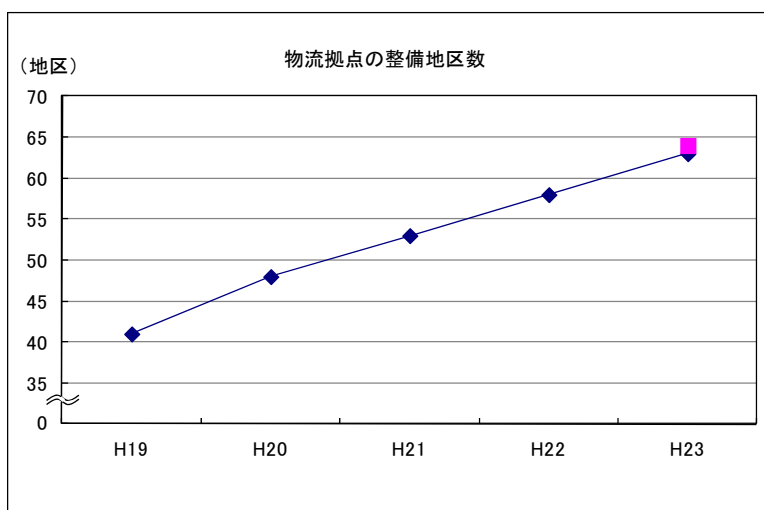
（目標設定の考え方・根拠）
総合物流施策大綱（2009-2013）において掲げられた「今後推進すべき物流施策」の進捗状況を反映し、平成23年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

（外部要因）
地元との調整等

（他の関係主体）
地方公共団体等（事業施行者）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
41地区	48地区	53地区	58地区	63地区	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- 流通業務市街地の整備の推進
流通業務市街地の整備に関する法律の適切な運用等に基づき、流通業務市街地の整備推進を図る。
- 税制上の特例措置
特定の事業用資産の買換え等の特例措置（所得税、法人税）
・流通業務地区内の一定の流通業務施設等についての非課税（特別土地保有税）等

関連する事務事業の概要

- 土地区画整理事業の活用
土地区画整理事業手法等の活用等により、I C 周辺等における物流施設用地の整備推進を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度までの実績値は63地区であり、前年度比で5件増加している。過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれていたが、平成23年度に完了予定だった区画整理事業で事業延伸を行った地区があったため、目標年度に目標値を達成できなかった。

(事務事業の実施状況)

流通業務立地等の円滑化を図るため、主として物流拠点の整備を行う地方公共団体から構成される流通業務市街地整備連絡協議会等において、意見交換や普及促進等を行うとともに、社会資本整備総合交付金等の支援制度の活用により物流用地の整備を推進するなど、物流拠点の整備に資する取組を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標の実績値は目標達成に向けた成果を示していないが、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、B-2と評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局市街地整備課(課長 望月 明彦)

業績指標 153

主要な拠点地域への都市機能集積率

評価

A-2	目標値：前年度比+0%以上（毎年度） 実績値：約4%（平成22年度） 初期値：約4%（平成19年度）
-----	----------------------------------------------------------

(指標の定義)

都市機能の拡散・集積の動向を評価する指標として、人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域^{※1}の延べ床面積の割合を算出する。

※1 一定の基盤整備がなされている、もしくは拠点形成に向け市街地整備等が行われている主要な中心市街地及び交通結節点周辺等を地方公共団体より4次メッシュ（500mメッシュ）単位でヒアリングしたもの

(目標設定の考え方・根拠)

人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。

(外部要因)

地元調整（権利者との権利調整等）、不動産の需要動向等

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体等）、民間等（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）

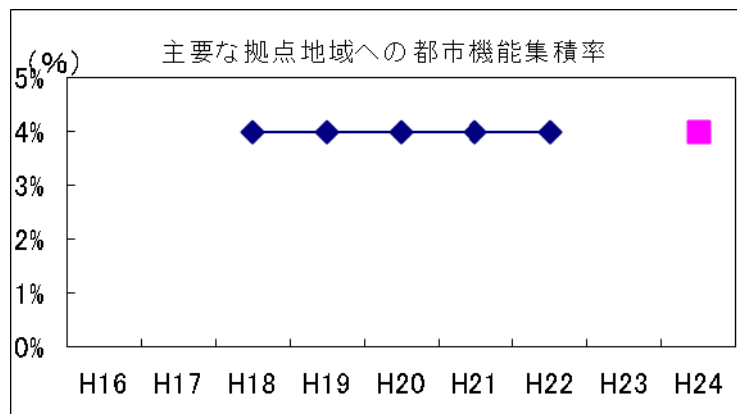
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						(年度)
H18	H19	H20	H21	H22	H23	
約4%	約4%	約4%	約4%	約4%		集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○集約型都市構造への転換に向け、都市交通や市街地整備など多様な分野の関係施策を連携していくとともに、各地で説明会や意見交換会を行い、市町村を中心とした総力戦で取り組む体制の構築を促進する。

関連する事務事業の概要

○中心市街地や公共交通軸上の主要駅周辺等において、徒歩・自転車交通圏内に多様な都市機能が集積した魅力的な拠点市街地が形成されるよう、都市機能の適切な立地誘導等を図りつつ、市街地の整備改善、都市福祉施設の整備、街なか居住の推進、商業等の活性化等の支援措置を重点的に推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成22年度の実績値は目標である前年度比+0%を達成しており、平成23年度の実績値についても、目標達成に向け順調に推移していると考えられる。

(事務事業の実施状況)

平成19年7月20日の社会資本整備審議会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか（第二次答申）」において、集約型都市構造の実現に向けて、今後取り組むべき課題や目指すべき方向性が提示されたのを踏まえ、今後の制度のあり方などについて検討し、関係施策と連携してより適切な市街地整備事業などを進めているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は目標達成に向け順調に推移していると考えられること及び現在の施策を着実に推進することが適切であることからA-2と評価した。今後も着実に基盤整備等を進めるとともに、関連する支援措置をあわせて行っていく。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局市街地整備課（課長 望月 明彦）

関係課： 都市局まちづくり推進課（課長 清瀬 和彦）

都市局都市計画課（課長 和田 信貴）

都市局街路交通施設課（課長 高橋 忍）

住宅局市街地建築課（課長 坂本 努）

施策目標個票

(国土交通省23-②)

施策目標	鉄道網を充実・活性化させる	
施策目標の概要及び達成すべき目標	鉄道網を充実・活性化させることにより、広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現等を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	鉄道網を充実・活性化させることにより、広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現を図る観点から、施策目標「鉄道網を充実・活性化させる」の実現に向け、大都市圏における交通混雑緩和等のために実施する地下高速鉄道整備や地域公共交通活性化・再生法に基づく総合連携計画の枠組みを活用した施設整備等に対して支援を行った。その結果、着実な整備が行われ、業績指標のうち、「都市鉄道(東京圏)の混雑率」及び「経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合」について、23年度に目標を達成することができた。 今後とも鉄道網の充実・活性化させるため、関連する施策を推進していく。

業績指標	154 トラックから鉄道コンテナに転換することで増加する鉄道コンテナ輸送トンキロ数	初期値	実績値						評価	目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
			21億トンキロ	23億トンキロ	16億トンキロ	0.2億トンキロ	-0.7億トンキロ	-5億トンキロ	36億トンキロ	
		年度ごとの目標値		-	28億トンキロ	31億トンキロ	32億トンキロ	35億トンキロ	B-1	
	155 5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長(在来幹線鉄道の高速化)	初期値	実績値						評価	目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度		
			15,400km	15,400km	15,400km	15,400km	15,700km	15,700km	A-4	
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	156 都市鉄道(三大都市圏)の整備路線延長 (①東京圏、②大阪圏、③名古屋圏;カッコ内は複々線化区間延長)	初期値	実績値						評価	目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度		
		①	2,353km (211)km	2,375km (211)km	2,384km (214)km	2,384km (216)km	2,395km (216)km	2,395km (216)km	B-5	2,399km (216)km
		②	1,552km (135)km	1,554km (135)km	1,554km (135)km	1,554km (135)km	1,544km (135)km	1,544km (135)km	B-5	1,591km (135)km
		③	925km (2)km	925km (2)km	924km (2)km	924km (2)km	928km (2)km	928km (2)km	A-4	925km (2)km
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	157 都市鉄道(東京圏)の混雑率	初期値	実績値						評価	目標値
18年度		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度			
		170%	171%	171%	167%	166%	164%	A-4	165%	
年度ごとの目標値			-	-	-	-	-			
158 経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合	初期値	実績値						評価	目標値	
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度			
		39%	45%	54%	61%	67%	75%	A-2	70%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

施策の予算額・執行額等【参考】 ※下段()書きは、複数施策に関連する予算であり、外数である。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	36,617 <610>	27,408 <529>	23,716 <522>	22,897 <452>	
		補正予算(b)	8,625 <0>	6,997 <0>	0 <0>	- <0>	
		前年度繰越等(c)	12,773 <0>	18,955 <0>	21,995 <0>	- <0>	
		合計(a+b+c)	58,015 <610>	53,360 <529>	45,711 <522>	22,897 <452>	
	執行額(百万円)	38,844 <610>	29,829 <529>				
	翌年度繰越額(百万円)	18,955 <0>	21,995 <0>				
	不用額(百万円)	216 <0>	1,536 <0>				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	鉄道局	作成責任者名	総務課企画室(室長 村田 茂樹)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----	--------	------------------	----------	---------

業績指標 154

トラックから鉄道コンテナに転換することで増加する鉄道コンテナ輸送トンキロ数

評価

B-1	目標値：36億トンキロ（平成24年度） 実績値：-5億トンキロ（平成23年度） 初期値：21億トンキロ（平成18年度）
-----	-------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

トラックから鉄道コンテナ輸送に転換することで増加する鉄道コンテナ輸送量（トンキロ）

(目標設定の考え方・根拠)

自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道へのモーダルシフトを推進し、京都議定書の公約を達成するため、「京都議定書目標達成計画」において、平成24年度における鉄道コンテナ輸送トンキロ数を平成12年度と比較して36億トンキロ増加させるという目標値を設定。（京都議定書目標達成計画 別表1-27に記載あり）

(外部要因)

自然災害及び景気動向等による変動

(他の関係主体)

物流事業者（鉄道事業者含む）等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定）

「物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動車輸送から二酸化炭素排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進する。（第3章第2節1.（1）」

新成長戦略（平成22年6月18日）

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

（1）グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

「さらに、モーダルシフトの推進、省エネ家電の普及等により、運輸・家庭部門での総合的な温室効果ガス削減を実現する。」

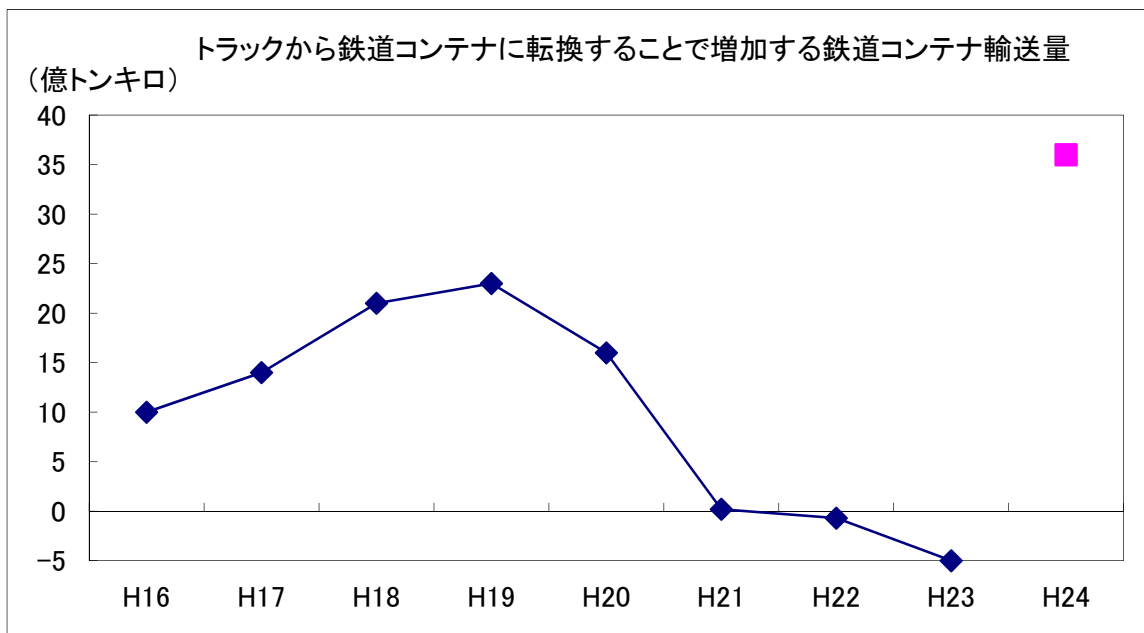
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H19	H20	H21	H22	H23	
23億トンキロ	16億トンキロ	0.2億トンキロ	-0.7億トンキロ	-5億トンキロ	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・鉄道貨物輸送力増強事業
環境負荷の小さい鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの促進のため、輸送力増強に資するインフラ整備に対して助成を行う。
 - ・エコレールマークの普及
環境負荷の小さい貨物鉄道輸送の利用促進が図られるためには、荷主等の企業や消費者においても、貨物鉄道輸送による環境負荷低減の取り組みに対する意識の向上が重要であることから、貨物鉄道輸送を積極的に行っている企業や商品に対してエコレールマークの認定を行い、貨物鉄道輸送へのモーダルシフトの推進が図られるよう、エコレールマーク普及についての取り組みを推進する。
(税制特例)
 - ・長期保有の土地等から機関車及びコンテナ貨車への買換えの場合の特例措置
法人税 取得価額の80%の圧縮記帳 減収額 1億円 (平成23年度)
 - ・JR貨物が取得した高性能機関車・コンテナ貨車に係る特例措置
固定資産税 5年間 3/5 減収額 3億円 (平成23年度)
 - ・第三セクターが幹線鉄道等活性化補助を受けて取得しJR貨物に貸し付ける鉄道施設に係る特例措置
固定資産税 10年間 1/2 減収額 18百万円 (平成23年度)
 - ・鉄軌道用車両等 (JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む) の動力源に供する軽油の免税措置
軽油引取税 課税免除 減収額 7.7億円 (平成23年度)
- ※減収額は鉄道事業者等の合計額

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

世界同時不況の影響による物流総量の減少により、平成20年度・21年度ともに輸送量(鉄道コンテナ輸送トンキロ数)が大幅に減少した。平成22年度には持ち直しの動きが見られたが、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響で東北線、常磐線等が不通になるなどして輸送量が急速に落ち込み、結果的には、平成22年度の輸送量についても、平成21年度から横ばいとなった。

平成23年度の輸送量についても、震災により荷主企業も甚大な被害を受け完全な復旧に至っていないことや、同年度末時点でも不通区間が残っていることなどにより、平成22年度に比較して減少することとなった。

(事務事業の実施状況)

- ・山陽線鉄道貨物輸送力増強事業
平成19年3月に山陽線鉄道貨物輸送力増強事業が完成し、コンテナ列車の長編成化が実現した。
- ・北九州・福岡間鉄道貨物輸送力増強事業
九州地区の港を経由した東アジアとの輸出入貨物の増加等に対応するため、北九州・福岡間について、貨物列車長編成化のための整備を進め、平成23年3月に完成し、首都圏などと福岡との間で長編成コンテナ列車の直通運転が可能となった。
- ・隅田川駅輸送力増強事業
北海道など北日本への鉄道貨物輸送の東京側の玄関口となる隅田川駅について、平成24年度の完成に向けて、輸送力増強のための整備が順調に進捗。
- ・エコレールマークの普及
平成23年度末時点での認定件数は、商品(80件(136品目))、取組企業(75件)となっている。今後も引き続きエコレールマーク普及についての取組を推進する。

課題の特定と今後の取組みの方向性

震災の影響により輸送量が減少しているところであり、まずは鉄道施設等を早期に復旧させ、従来の輸送体系を回復させる必要がある。この場合、鉄道軌道整備法に基づく災害復旧事業費補助が存在するものの、当該補助の従来の審査基準を今回の震災に当てはめた場合には、深刻な被害を受けた鉄道事業者であっても、日本貨物鉄道株式会社(JR貨物)も含め数社が補助対象外とされることとなった。しかし、JR貨物は鉄道施設・車両だけでも約80億円の被害を受けており、同社単独での復旧は著しく困難な状況であった。このため、今般の震災に係る被害に限り、当該審査基準を一部緩和することで、補助の対象となる事業者の範囲を一部拡大することとした。これにより、貨物鉄道事業者の復旧は当初計画通りに進捗しているところであり、貨物鉄道専用の路線については、平成24年12月までの全線復旧を目指す。

その上で、震災の影響の有無に関わらず、地球環境問題が深刻化する中、環境負荷の少ない大量輸送機関(輸送単位あたりのCO2排出量が営業用トラックの1/6)として、貨物鉄道輸送への期待が高まっている状況には今後も変わりはなく、むしろ物流の低炭素化の必要性が高まっていくものと考えられる。

今後は、モーダルシフトを促進するための施策の確実な進捗を図る必要があるところであり、これまでの施策を引き続き実施するとともに、適切なフォローアップを前提とした上で、23年度に創設した無利子貸付制度(JR貨物の設備投資を支援するため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定から、7年間で700億円を無利

子で貸し付けし、老朽化した車両や施設の取替を促進する)を着実に遂行していく。

加えて、環境省と連携し、24年度からは、中長距離の幹線輸送において主力として用いられている10トントラックと同様に荷物を積載可能な、鉄道輸送用31フィートコンテナの新規導入に対して支援を行うことで、トラックからのモーダルシフトの促進をする等、新たな取り組みを実施し施策の改善を図ることから、B-1と判定した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

・物流の低炭素化促進事業

環境省と連携し、中長距離の幹線輸送において主力として用いられている10トントラックと同様に荷物を積載可能な鉄道輸送用31フィートコンテナの新規導入に対して支援を行うことで、トラックからのモーダルシフトの促進を図る。

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：鉄道局鉄道事業課JR担当室 (室長 小林 太郎)

業績指標 155

5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長（在来幹線鉄道の高速化）

評 価	
A-4	目標値：15,700km（平成23年度） 実績値：15,700km（平成23年度） 初期値：15,400km（平成18年度）

（指標の定義）

5大都市（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の各中心駅からJR等の幹線鉄道により3時間以内に到達できる営業キロ延長

（目標設定の考え方・根拠）

広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、5大都市から3時間以内で到達する鉄道路線延長を目標値として設定。

（外部要因）

鉄道事業者のダイヤ改正等

（他の関係主体）

地方公共団体（建設財源の一部を負担）、鉄道事業者（営業主體）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

整備新幹線問題検討会議決定

「整備新幹線の整備に関する基本方針」（平成21年12月24日）

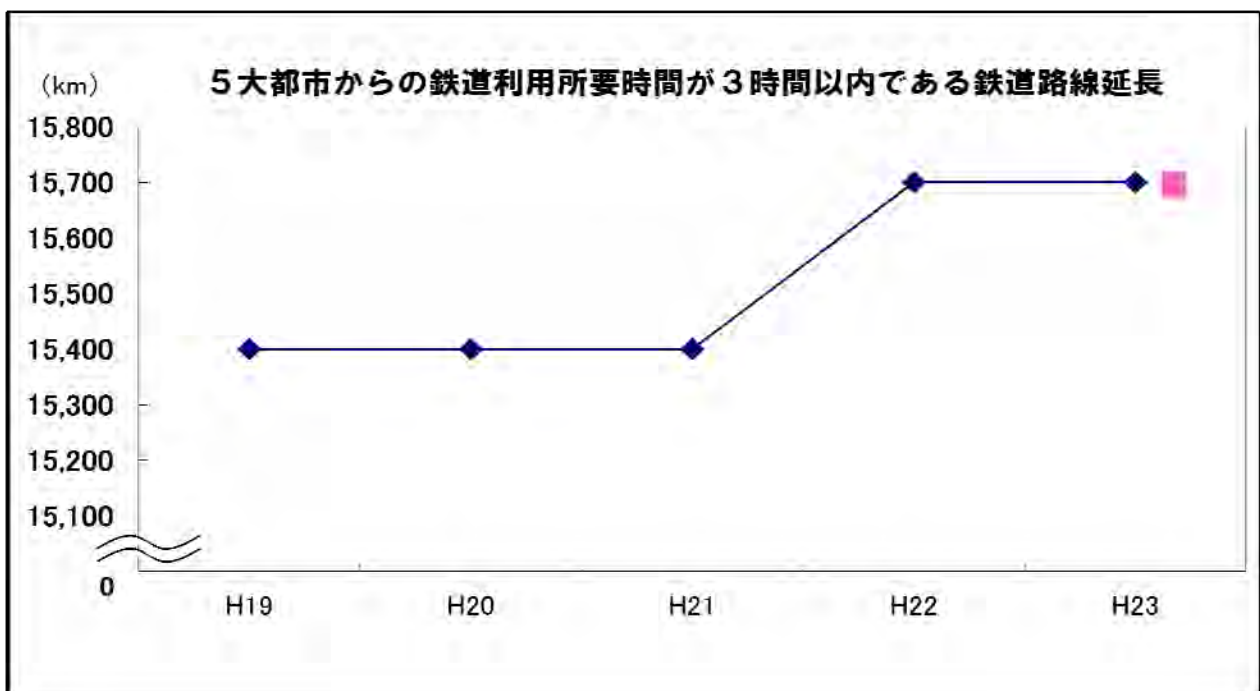
「当面の整備新幹線の整備方針」（平成21年12月24日）

「整備新幹線の未着工区間等の取扱いについて」（平成22年8月27日）

「整備新幹線問題に関する今後の対応について」（平成22年12月27日）

「整備新幹線の取扱いについて（政府・与党確認事項）」（平成23年12月26日）

過去の実績値					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
15,400km	15,400km	15,400km	15,700km	15,700km	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・新幹線鉄道の整備
整備新幹線については、平成22年12月に東北新幹線（八戸－新青森間）が、平成23年3月に九州新幹線鹿兒島ルート（博多－新八代間）が開業。現在、北海道新幹線（新青森－新函館間）、北陸新幹線（長野－白山総合車両基地間）、九州新幹線長崎ルート（武雄温泉－諫早間）の3路線の建設が着実に進められている。
予算額：整備新幹線整備事業費補助 70,600百万円（平成23年度）
整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金 2,700百万円（平成23年度）
（税制特例）
 - ・東北、北陸、九州新幹線の新線建設により取得する鉄道施設に係る特例措置
固定資産税 5年間1/6、その後5年間1/3 減収額 84億円（平成23年度）
 - ・整備新幹線の開業に伴いJRから経営分離される並行在来線の固定資産に係る特例措置
登録免許税・不動産取得税 非課税
固定資産税・都市計画税 20年間1/2 減収額 1億円（平成23年度）

※減収額は鉄道事業者等の合計額

関連する事務事業の概要

- ・新線調査
新幹線新線調査は、全国新幹線鉄道整備法第5条に基づき、調査の指示が行われた新幹線鉄道の路線に関し必要な調査を行うものである。平成22年2月、中央新幹線の営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について、交通政策審議会に諮問されたことから、その審議に必要な調査を実施した。その結果、同審議会の答申を得て、平成23年5月、国土交通大臣が営業主体及び建設主体としてJR東海を指名し、整備計画の決定とJR東海に対する建設の指示を行った。
予算額：新線調査費等補助金 207百万円の内数（平成23年度）
- ・鉄道駅総合改善事業
鉄道利用者の安全性や利便性の向上を図るために、土地区画整理事業や自由通路の整備等の都市側事業と一体的に鉄道駅のホームやコンコースの拡幅等駅機能を総合的に改善するとともに、既存の鉄道駅の改良と一体となって行う生活支援機能を有する鉄道駅空間の高度化を進めてきており、京急電鉄（京急蒲田駅）等において実施している。
予算額：鉄道駅総合改善事業費補助 300百万円（平成23年度）
（税制特例）
 - ・第三セクターが補助を受けて鉄道駅総合改善事業により取得した鉄道施設に係る特例措置
固定資産税 5年間3/4 減収額 71百万円（平成23年度）

※減収額は鉄道事業者等の合計額

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

整備新幹線については、平成22年12月に東北新幹線（八戸－新青森間）が、平成23年3月に九州新幹線鹿兒島ルート（博多－新八代間）が開業した。これにより、平成22年度の実績値は15,700kmとなり、目標年次の平成23年度の数値を達成した状況。数値の内訳についてみると、九州新幹線鹿兒島ルート（博多－新八代間）の開業により、JR九州管内で前年比277kmの大幅な増加が見られ、目標達成に寄与している。

東京から新青森までの所要時間は、東北新幹線（八戸－新青森間）の開業により、3時間59分（青森駅までの所要時間）から3時間10分へ、また、博多から鹿兒島中央までの所要時間は、九州新幹線鹿兒島ルート（博多－新八代間）の開業等により、2時間12分から1時間17分へ、それぞれ大幅に短縮している。

今後、整備新幹線の建設中区間の開業等により、新たに3時間圏の増加が見込まれ、全国一日交通圏の形成に一層寄与すると考えられる。

（事務事業の実施状況）

整備新幹線については、以下の区間について現在建設中である。

- ・北海道新幹線（新青森－新函館間）
- ・北陸新幹線（長野－白山総合車両基地間）
- ・九州新幹線長崎ルート（武雄温泉－諫早間）

課題の特定と今後の取組みの方向性

5大都市からの鉄道利用所要時間は、営業キロ15,700kmで3時間以内の到達を可能としており、目標年度における目標値を達成。

なお、今後も広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与するため、引き続き、整備新幹線の着実な整備を進めるとともに在来線との接続の円滑化に向けた鉄道事業者及び沿線自治体の取組を支援し、新幹線と在来線が一体となったネットワークの形成を推進するが、より国民目線に立つ観点から、新たな指標を導入することとしたため、A-4評価とする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

「整備新幹線の取扱いについて（政府・与党確認事項）」（平成23年12月26日）において、「安定的な財源見通しを確保した上で、いわゆる「着工5条件」の残余の条件（収支採算性、投資効果、営業主体であるJRの同意、並行在来線の経営分離についての沿線自治体の同意）を満たした上で、さらに、各線区の課題について対応が示されていることを確認した際は、新たな区間の認可・着工を行う。」という基本的な考え方が確認された。

これを受け、収支採算性や投資効果の確認、営業主体であるJRや並行在来線の経営分離に関する沿線自治体の同意の確認などに係る手続を着実に進め、全ての手続きが整ったことを確認したことから、平成24年6月29日に、未着工の3区間に係る工事実施計画の認可を行った。

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局幹線鉄道課（課長 蒲生 篤実）

関係課：鉄道局都市鉄道政策課（課長 堀内 丈太郎）

鉄道局施設課（課長 潮崎 俊也）

業績指標 156

都市鉄道（三大都市圏）の整備路線延長（①東京圏、②大阪圏、③名古屋圏；カッコ内は複々線化区間延長）

評 価	
① B-5 ② B-5 ③ A-4	目標値：東京圏 2,399（複々線化区間216）km （平成23年度） 大阪圏 1,591（複々線化区間135）km （平成23年度） 名古屋圏 925（複々線化区間 2）km （平成23年度）
	実績値：東京圏 2,395（複々線化区間216）km （平成23年度） 大阪圏 1,544（複々線化区間135）km （平成23年度） 名古屋圏 928（複々線化区間 2）km （平成23年度）
	初期値：東京圏 2,353（複々線化区間211）km （平成18年度） 大阪圏 1,552（複々線化区間135）km （平成18年度） 名古屋圏 925（複々線化区間 2）km （平成18年度）

（指標の定義）

平成23年度までに完成が予定されている新線の延長を加えた都市鉄道（三大都市圏）の路線の営業キロの延長。（複々線化されている区間の営業キロの延長については、括弧内に示した。）

- ・「都市鉄道」とは、大都市圏における旅客輸送を行う鉄道及び軌道のことをいう。
- ・「三大都市圏」とは、東京駅、大阪駅、名古屋駅を中心とした、概ね半径50km（名古屋は40km）の範囲をいう。

（目標設定の考え方・根拠）

現況値に、平成23年度までに完成が予定されている路線の延長を加え設定した。

（外部要因）

営業路線の一部廃止、開業年度の変更

（他の関係主体）

地方公共団体（協調補助等）、鉄道事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

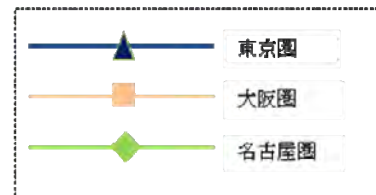
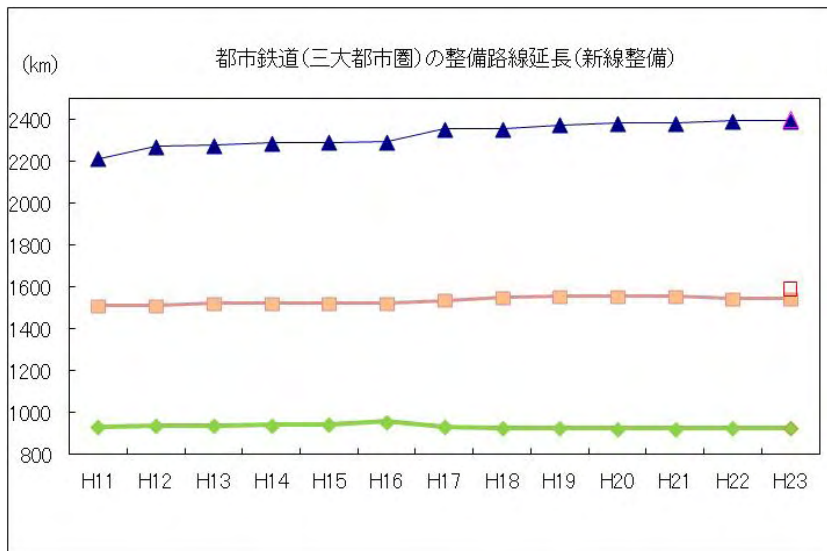
なし

【その他】

なし

過去の実績値（km）					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
東京圏 2,375（211）	東京圏 2,384（214）	東京圏 2,384（216）	東京圏 2,395（216）	東京圏 2,395（216）	
大阪圏 1,554（135）	大阪圏 1,554（135）	大阪圏 1,554（135）	大阪圏 1,544（135）	大阪圏 1,544（135）	
名古屋圏 925（2）	名古屋圏 924（2）	名古屋圏 924（2）	名古屋圏 928（2）	名古屋圏 928（2）	

※（ ）は複々線化区間延長



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・地下高速鉄道整備事業費補助
大都市圏における交通混雑の緩和等のために、地下高速鉄道の整備を推進する。
予算額 211億円(平成23年度)
- ・都市鉄道利便増進事業費補助
都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上事業による連絡線の建設費等の一部(国の補助率は対象事業費の3分の1)を補助している。
予算額 80億円(平成23年度)
(税制特例)
- ・一体化法に規定する特定鉄道事業者に係る特例措置
事業税 資本金等の金額の2/3に相当する金額を資本金等の金額から控除
固定資産税 最初の5年間 1/4、その後5年間 1/2 減収額 15億円(平成23年度)
- ・新規営業路線に係る鉄道施設の特例措置
固定資産税 最初の5年間 1/3、その後5年間 2/3 減収額 58億円(平成23年度)
- ・新設された変電所に係る償却資産の特例措置
固定資産税 5年間3/5 減収額 4億円(平成23年度)
- ・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの特例措置
固定資産税 非課税
- ・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る特例措置
固定資産税・都市計画税 5年間2/3

※減収額は鉄道事業者等の合計

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・整備路線延長は、この5年間において、東京圏及び名古屋圏では着実に進展が見られたが、大阪圏ではほぼ横ばいとなっている。

(事務事業の実施状況)

- ・地下高速鉄道整備事業費補助に関しては、準公営事業者に対する補助率を平成13年度より公営事業者並に高めた。
- ・都市鉄道等利便増進法に基づく連絡線等の整備に対する補助として、平成17年度に都市鉄道利便増進事業費補助を創設した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・都市鉄道の整備路線延長の実績値については、名古屋圏においては目標値を達成していることから、Aと評価した。東京圏においては、目標年次(平成23年度)までに開業を予定していた路線の大部分は開業したが、一部の路線において軌道事業特許の廃止があり、目標値を達成できなかったことからBと評価した。また、大阪圏においては、計画変更による工事完成期限の延長や既設路線の一部廃止等により目標値を達成できなかったことからBと評価した。今後、変更された計画に基づき整備を進めていく。
- ・引き続き、相互直通運転やスピードアップ等により到達時間の短縮を図るとともに、乗り継ぎ利便を向上すること等により、鉄道ネットワーク全体の利便性向上を目指す。
- ・本指標は、次期社会資本整備重点計画と平仄をとり、国民目線の指標とすべきという観点から、「都市鉄道路線整備により創出される利用者数」に移行することから、東京圏、大阪圏については5、目標を達成した名古屋圏については4と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：鉄道局都市鉄道政策課 (課長 堀内 丈太郎)

業績指標 157

都市鉄道（東京圏）の混雑率

評価

A-4	目標値：165%（平成23年度） 実績値：164%（平成23年度） 初期値：170%（平成18年度）
-----	----------------------------------------------------------

（指標の定義）

東京圏のJR、民鉄及び地下鉄の主要区間の平均混雑率。

- ・東京圏とは、東京駅を中心とした概ね50km範囲をいう。
- ・混雑率とは、最混雑時間帯1時間あたりの列車の混み具合を示す数値であり、 $\text{輸送人員} \div \text{輸送力} \times 100 (\%)$ で算出されるものである。

（目標設定の考え方・根拠）

当面の目標である主要区間の平均混雑率を150%以内とするべく、まずは、平成23年度までの目標を165%としている。これは、平成23年度までに整備が予定されている鉄道路線の開業及び今後の輸送需要動向等に基づく値である。

（外部要因）

少子高齢化等の人口動態

（他の関係主体）

地方公共団体（協調補助等）、鉄道事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

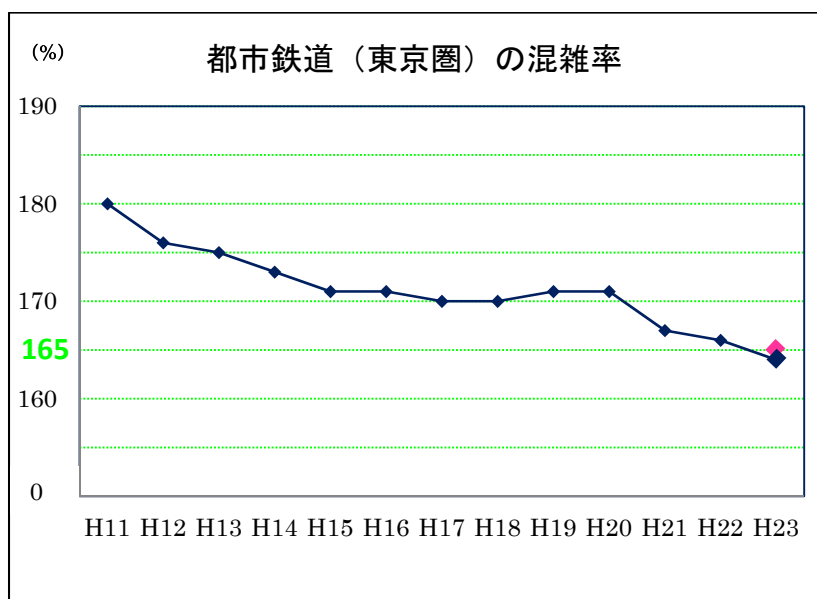
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
171%	171%	167%	166%	164%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・地下高速鉄道整備事業費補助
大都市圏における交通混雑の緩和等のために、地下高速鉄道の整備を推進する。
予算額 211億円（平成23年度）
- ・都市鉄道利便増進事業費補助
都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上事業による連絡線の建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の3分の1）を補助している。
予算額 80億円（平成23年度）
（税制特例）
- ・一体化法に規定する特定鉄道事業者に係る特例措置
事業所税 資本金等の金額の2/3に相当する金額を資本金等の金額から控除
固定資産税 最初の5年間 1/4、その後5年間 1/2 減収額 15億円（平成23年度）
- ・新規営業路線に係る鉄道施設の特例措置
固定資産税 最初の5年間 1/3、その後5年間 2/3 減収額 58億円（平成23年度）
- ・新設された変電所に係る償却資産の特例措置
固定資産税 5年間3/5 減収額 4億円（平成23年度）
- ・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの特例措置
固定資産税 非課税
- ・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る特例措置
固定資産税・都市計画税 5年間2/3
- ・環境にやさしい鉄道の利用促進及び省エネルギーに資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置
固定資産税 5年間1/2 減収額 29億円（平成23年度）

※減収額は鉄道事業者等の合計

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成23年度の都市鉄道（東京圏）の混雑率は、164%となり、拡幅車両の導入による輸送力の増強等、景気低迷等に伴う輸送量の減少により前年度から2%改善する結果となったため、Aと評価した。

（事務事業の実施状況）

- ・地下高速鉄道整備事業費補助に関しては、準公営事業者に対する補助率を平成13年度より公営事業者並に高めた。
- ・都市鉄道等利便増進法に基づく連絡線等の整備に対する補助として、平成17年度に都市鉄道利便増進事業費補助を創設した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・依然として混雑の激しい区間も存在することから、引き続き混雑緩和に取り組んでいく必要がある。東京圏については、当面、主要区間の平均混雑率を全体として150%以内とするとともに、すべての区間のそれぞれの混雑率を180%以内とすることを目標とする（運輸政策審議会答申19号）。
- ・本指標は、次期社会資本整備重点計画と平仄をとり、「東京圏鉄道における混雑率」に移行することとしており、また、目標値を達成したことから4と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局都市鉄道政策課（課長 堀内 丈太郎）

業績指標 158

経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合

評 価	
A-2	目標値： 70% (平成23年度) 実績値： 75% (平成23年度) 初期値： 39% (平成18年度)

(指標の定義)

経営基盤の脆弱な地域鉄道事業者が地域関係者（沿線自治体・住民・NPO・法人等）と連携し、鉄道を活性化するために策定される計画（再生計画、LRT整備計画又は地域公共交通総合連携計画のいずれかをいう。以下「活性化計画」という。）に基づき、活性化策を実行している地域鉄道事業者の割合（各計画の二重計上はしない）。

(目標設定の考え方・根拠)

今後、地域鉄道の活性化を図っていく上では、鉄道事業者自身の取組に加え、地方自治体をはじめとする沿線地域の関係者による積極的な関与が不可欠となっていることから、その環境整備に努めていく必要がある。そのため、経営基盤の脆弱な全ての地域鉄道事業者に鉄道の活性化に係る計画策定の助言・指導を行い、着実に実行されることを目指す。

当初は目標を60%としていたが、平成21年度の実績値が61%と目標を達成したことから、平成22年度の評価時に目標を設定し直した。平成17年～平成21年に策定された活性化計画の伸び（5%）を平成23年まで最低限維持した場合、平成23年度末の策定事業者数は67社となる。

→分子67社/分母95社（平成21年度末現在）＝70%

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地域関係者（地方自治体・沿線住民・企業）、鉄道事業者の参入、撤退

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

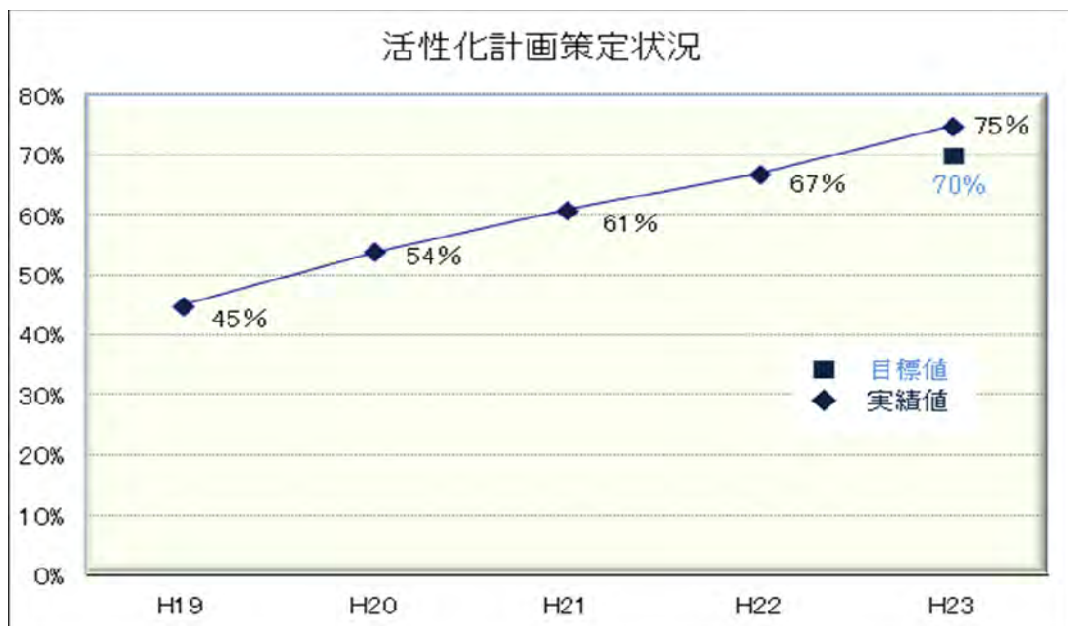
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
45%	54%	61%	67%	75%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・幹線鉄道等活性化事業費補助（連携計画事業）
潜在的な鉄軌道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊の路線等について、地域公共交通活性化・再生法に基づく総合連携計画の枠組みを活用して、大幅な利便性向上等を図る施設整備に対して支援を行う。
予算額：782百万円の内数（平成23年度）
 - ・地域公共交通確保維持改善事業（利用環境改善促進等事業）
バリアフリー化されたまちづくりの一環として、地域公共交通の利用環境改善を促進するために行われる、より制約の少ない交通システムであるLR Tの導入に対し支援を行う。
予算額：187百万円（平成23年度）
 - ・地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金
地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し支援を行う。
予算額：4,000百万円の内数（平成23年度）
- （税制特例）
- ・鉄道事業再構築事業に係る特例措置
固定資産税・都市計画税 5年度分1/4 減収額 9百万円（平成23年度）
 - ・低床型路面電車に係る特例措置
法人税 基準取得価額（取得価額の40%相当額）の20%の特別償却
固定資産税 5年度分1/4 減収額 23百万円（平成23年度）
- ※減収額は鉄道事業者等の合計額

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度は8ポイント増の75%となり、平成23年度目標の70%を達成することができた。

（事務事業の実施状況）

潜在的な鉄軌道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊の路線等について、地域公共交通活性化・再生法に基づく総合連携計画の枠組みを活用して、大幅な利便性向上等を図る施設整備に対する支援（幹線鉄道等活性化事業費補助（連携計画事業））等を促進した結果、着実に効果が現れている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成23年度に活性化計画を策定した事業者が8ポイント増の75%となり、目標の達成をすることができたことから、A-2と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

鉄道局 鉄道事業課（課長 高原 修司）

鉄道局 鉄道事業課 地域鉄道支援室（室長 宮田 雅史）

施策目標個票

(国土交通省23-⑦)

施策目標	地域公共交通の維持・活性化を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠な地域公共交通について支援を行うところにより維持・活性化を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>地域公共交通の維持・活性化の推進については、自動車、鉄道、旅客船、航空の各モードで取り組んでいる。平成23年度においては、「バスロケーションシステムが導入された系統数」、「有人離島のうち航路が就航されている離島の割合」及び「生活交通手段として航空輸送が必要である離島のうち航空輸送が維持されている離島の割合」が目標達成に向けた成果を示しており、施策目標に対しておおむね順調に推移している。</p> <p>引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。</p>

業績指標	159 地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		60件	60件	263件	398件	465件	492件	B-1	800件
	年度ごとの目標値	—							
	160 バスロケーションシステムが導入された系統数	初期値	実績値					評価	目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		9,054系統	8,349系統	9,054系統	9,336系統	10,720系統	集計中	A-2	10,000系統
	年度ごとの目標値	—							
	161 地方バス路線の維持率	初期値	実績値					評価	目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		25年度
		97.1%	96.0%	97.1%	96.9%	97.0%	97.1%	B-2	100%
	年度ごとの目標値	—							
	162 有人離島のうち航路が就航されている離島の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		27年度
70%		70%	70%	70%	70%	70%	A-2	68%	
年度ごとの目標値	—								
163 生活交通手段として航空輸送が必要である離島のうち航空輸送が維持されている離島の割合	初期値	実績値					評価	目標	
	23年度					23年度		27年度	
	100%					100%	A-1	100%	
年度ごとの目標値	—								

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	18,267	16,345	31,346	30,927	
		補正予算(b)	14,481	490	820	—	
		前年度繰越等(c)	0	5,487	488	—	
		合計(a+b+c)	32,748	22,322	32,654	30,927	
	執行額(百万円)		25,820	19,513			
	翌年度繰越額(百万円)		5,487	488			
	不用額(百万円)		1,440	2,321			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	総合政策局 公共交通政策部	作成責任者名	交通計画課長 (水嶋 智)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	------------------	--------	------------------	----------	---------

業績指標 159

地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数

評価

B-1	目標値：800件（平成24年度） 実績値：492件（平成23年度） 初期値：60件（平成19年度）
-----	---------------------------------------------------------

（指標の定義）

業績指標は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通総合連携計画が策定されている件数とする。地域における公共交通の活性化・再生のためには、地域の多種多様なニーズに応じるため、地域の関係者が、地域の真のニーズや問題を精査した上で、公共交通のあり方について総合的な交通計画を策定することが有効である。こうした観点から、地域公共交通総合連携計画の策定件数は地域公共交通の活性化・再生について地域の積極的な取組を反映した指標となる。

（目標設定の考え方・根拠）

地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数について、目標値については平成21年度（398件）までの実績推移を勘案し、目標年次までに各地方運輸局等毎に80地域においてこうした計画が策定されていることを目標とし、10運輸局等乗じた800件とした。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

総務省、公安委員会、市町村（計画策定主体）等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第49号）
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）
 交通基本法の制定と関連施策の実施〔成長戦略実行計画（工程表）I-1〕
- ・日本再生の基本戦略（平成23年12月24日）
 公共交通の充実（4（2）③持続可能で活力ある国土・地域の形成）

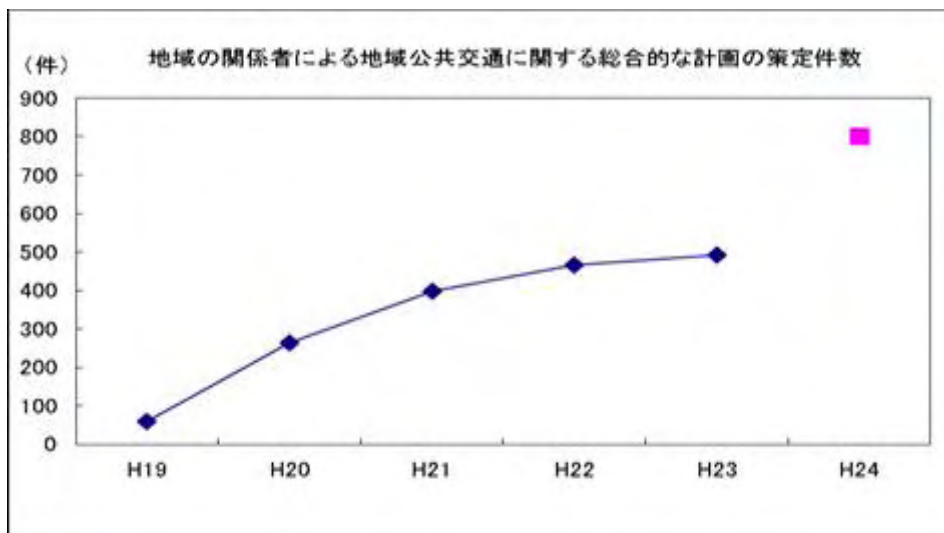
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
60件	263件	398件	465件	492件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 地域公共交通確保維持改善事業
生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害（バリア）の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。予算額：305億円（平成23年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度においては、実績値の大幅な増加は見られなかったが、件数は増加している。

（事務事業の実施状況）

地域の関係者に対するセミナー・研修など地域公共交通の維持・活性化の推進に対する取り組みに加え、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組みを支援した結果、当該指標の実績値が増加するなど効果が現れている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数の23年度の実績値は492件と22年度の465件から増加したが、このままの増加率では平成24年度までに目標値800件を達成することは困難なことから「B」と評価した。
- ・平成23年度から創設した地域公共交通確保維持改善事業により、引き続き公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組みを支援していることに加え、平成24年度からは新たに「地域交通のあり方を交通基本法とともに考えるシンポジウム」等により地域公共交通の維持・活性化の推進に関する取り組みの普及啓発を行うことから「1」と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、引き続き公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組みを支援する。また、新たに「地域交通のあり方を交通基本法とともに考えるシンポジウム」等により地域公共交通の維持・活性化の推進に関する取り組みの普及啓発を行う。

（平成25年度以降）

なし（平成24年度の状況等を踏まえ検討）

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局公共交通政策部交通計画課（課長 水嶋 智）

関係課：鉄道局鉄道事業課（課長 高原 修司）

自動車局旅客課（課長 鈴木 昭久）

海事局内航課（課長 瓦林 康人）

航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課（課長 滝川 伸輔）

業績指標 160

バスロケーションシステムが導入された系統数

評 価

A-2	目標値：10,000系統（平成24年度） 実績値：10,720系統（平成22年度） 初期値：9,054系統（平成20年度）
-----	---------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

バスロケーションシステム（無線通信やGPSなどを利用してバスの走行位置をバス停等で表示し、バス待ち客の利便を向上するシステム）を導入した乗合バスの系統数

(目標設定の考え方・根拠)

近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

バス事業者（事業主体）、地方自治体（一部事業において協調補助）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

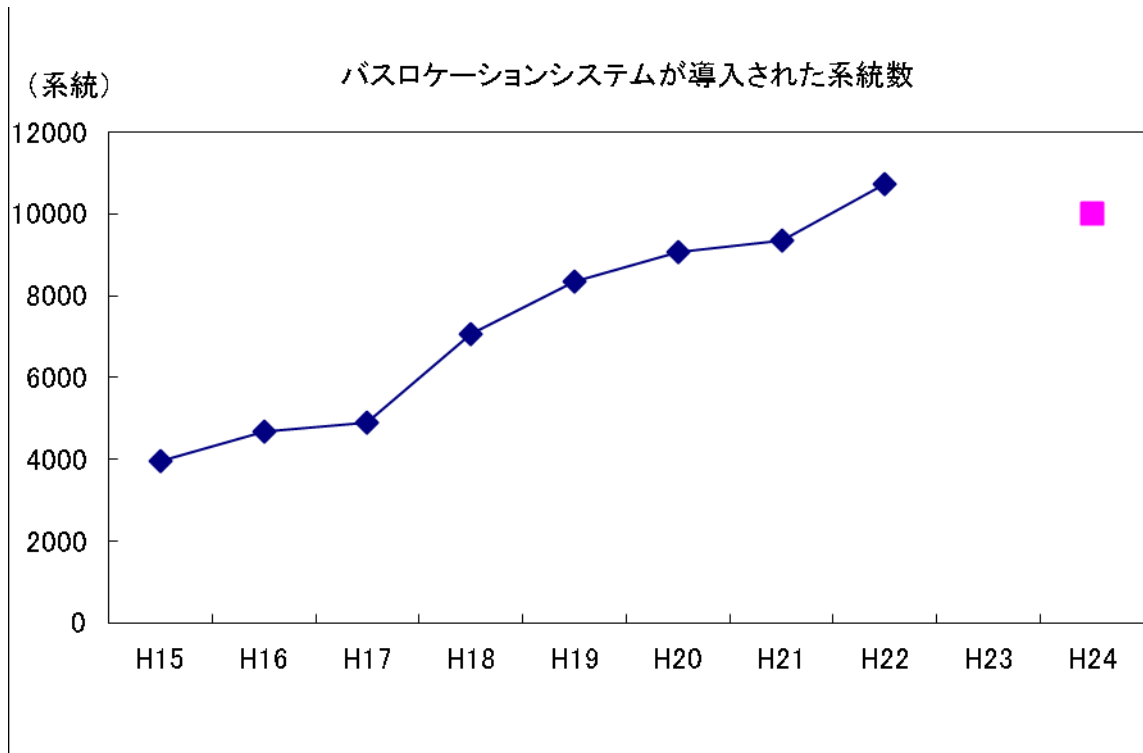
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H19	H20	H21	H22	H23
8,349系統	9,054系統	9,336系統	10,720系統	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

自家用車と公共交通機関のバランスのとれた交通体系を確立することにより、自動車交通の安全性の向上を図るため、オムニバスタウンの整備、日本型BRT、乗継施設などの整備等について地方公共団体と協調して支援する。
 ・自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業（バス関係） 予算額3.89億円（平成23年度）

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害(バリア)の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。
・地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通バリア解消促進等事業) 予算額305億円の内数(平成23年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度の実績値は集計中であるが、バスロケーションシステムを導入した乗合バスの系統数の実績値は、平成22年度に10,720系統に達した。平成18年度及び平成22年度は、前年度から大幅に系統数を増やしたが、これは今まで導入していなかった事業者が大規模に導入したことによるところが大きい。

(事務事業の実施状況)

バスロケーションシステムの導入等に対しては、平成23年度は自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業として3件、地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通バリア解消促進等事業)として16件の補助を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

バスロケーションシステムの導入系統数の実績値は平成22年度に10,720系統に達し、目標値10,000系統を達成したためAと評価した。また、近年におけるトレンドを推計し、それに対応した目標値を新たに設定し、12,000系統に更新することとした。

バスの利便性向上への取り組みは積極的に推進しているところであるが、バス利用者数は、昭和43年度をピークに減少傾向にある。近年利用者数は下げ止まりの状況ではあるが、バス停の環境、バス待ちのイライラ、情報提供のあり方など、利用者が感じているバス交通への不満は解消すべき課題として残っている。

そこで、今後も自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業等の活用や関係機関との協力等により、バス事業者のサービス向上のための取り組みを支援し、利用者にとって魅力ある安全で安心なバスサービスの提供を可能とする環境整備に取り組んでいく必要がある。特にバスロケーションシステムは中小のバス事業者ではなかなか導入まで進まない現状であり、導入コスト以外にも運営コストを下げられる仕組みにも取り組んでいく必要がある。

引き続き地域の生活交通に支障が生じないよう、地域協議会に参画していくなどして支援を行うため「2」と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

バスロケーションシステムに対する導入支援は、「自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業(バス関係)」のオムニバスタウン整備事業の中で行われる事業(平成24年度まで)と、平成23年度新設の「地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通バリア解消促進等事業)」により行う。

(平成25年度以降)

バスロケーションシステムに対する導入支援は、「地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通バリア解消促進等事業)」により行う。

担当課等(担当課長名等)

担当課:自動車局旅客課(課長 鈴木 昭久)

業績指標 161
地方バス路線の維持率

評価

B-2

目標値： 100% (平成25年度)
実績値： 97.1% (平成23年度)
初期値： 97.1% (平成20年度)

(指標の定義)

「地方バス路線」とは、生活交通確保のため、地域協議会における協議結果に基づき都道府県が策定した計画において維持が必要とされた広域的・幹線的路線であって都道府県知事が指定し、国土交通大臣が承認したものをいう。「維持率」とは、国土交通大臣が承認した地方バス路線（毎年度承認）に対して引き続き運行されている当該路線（翌年度末）の割合。

(分子) = 評価年度末 (平成23年度末) に引き続き運行されている地方バス路線数

(分母) = 前々年度 (平成21年度) に都道府県知事が指定し、国土交通大臣が承認した地方バス路線数

※平成23年度評価の場合

(目標設定の考え方・根拠)

都道府県策定の計画において維持が必要とされ、国として支援することとした地方バス路線が維持されることを目指す。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

- ・総務省 (地方財政措置)
- ・都道府県

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

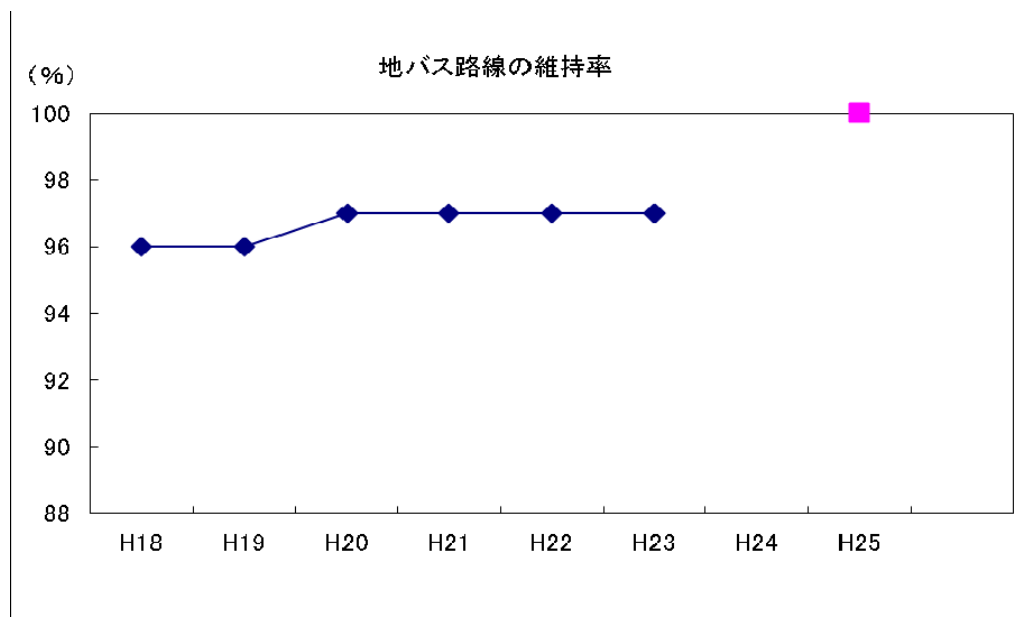
【閣決 (重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
96.0%	97.1%	96.9%	97.0%	97.1%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

生活交通路線維持対策の実施

国と地方の適切な役割分担のもと、地域協議会において維持・確保が必要と認められ、国が定める基準に適合する広域的・幹線的路線に対してその維持対策費を補助する。当初予算額305億円の内数（H23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成13年度から国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援してきており、平成23年度の実績値は97.1%である。

これは、国が承認した平成22年9月末の路線数1,749路線のうち、平成24年3月末までに50路線が廃止となったためであるが、その内訳は類似系統の再編（28路線）等によるもので、実質的には地域の生活交通は確保されており、毎年度ほぼ同じ割合で順調に推移している。

なお、国及び地方公共団体の補助によるもののほかに、バス事業者の自助努力により、地域の足の確保が図られてきているが、バス事業者を取り巻く経営環境は依然厳しいことから、利用者数の減少の著しい路線や類似系統を再編することにより運行コストの低減が図られているところである。

（事務事業の実施状況）

平成23年度においても国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援し、生活交通路線維持対策を引き続き行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実質的に地域の生活交通は確保されているものの、業績指標の実績値が目標値を達成できていないことから、「B」と、当該補助制度については、平成23年度から、従来の地域公共交通に係る様々な支援制度とともに、抜本的に見直し、統合して、新たに創設した「地域公共交通確保維持改善事業」により支援しており、地域特性や実情に対応した地域最適な地域間交通のネットワークの確保・維持を可能とするため、従前の広域的・幹線的路線への補助要件を緩和、これに密接に関連する地域内の生活交通への新たな支援を行うこととしたところ。

国土交通省としては、上記新施策により、的確に地域の生活交通の確保・維持が行われるよう効率的・効果的に支援を行いつつ、引き続き地域の生活交通に支障が生じないよう、地域協議会に参画していくなどして支援を行うため「2」と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局旅客課（課長 鈴木 昭久）

業績指標 162

有人離島のうち航路が就航されている離島の割合

評価

A-2

目標値：68%（平成27年度）
 実績値：70%（平成23年度）
 初期値：70%（平成22年度）

(指標の定義)

有人離島のうち航路が就航されている離島の割合

(目標設定の考え方・根拠)

我が国における有人離島のうち海上運送法に規定する一般旅客定期航路が就航している離島を抽出し、その割合を算出。したがって、分母は有人離島数、分子はそのうち一般旅客定期航路が就航している離島数。

架橋等により交通手段が確保されている場合を除き、有人離島において航路を維持する必要があるものについて支援する。

(外部要因)

架橋の建設等に伴い、当該航路の利用者が減少し、航路廃止等となることが考えられる。

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

民間事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・規制改革推進のための3か年計画（再改定）（平成21年3月31日）

離島航路の維持・改善を図るため行われてきた国の補助金の交付について、事業者の経営努力を促進する観点から、民営航路における公設民営化や公営航路等における入札制による民間航路事業者への委託制度の導入を推進するとともに、事業者の合理化・増収に対するインセンティブ制度などを導入する。（Ⅱ11（3）及びⅢ17エ②b）

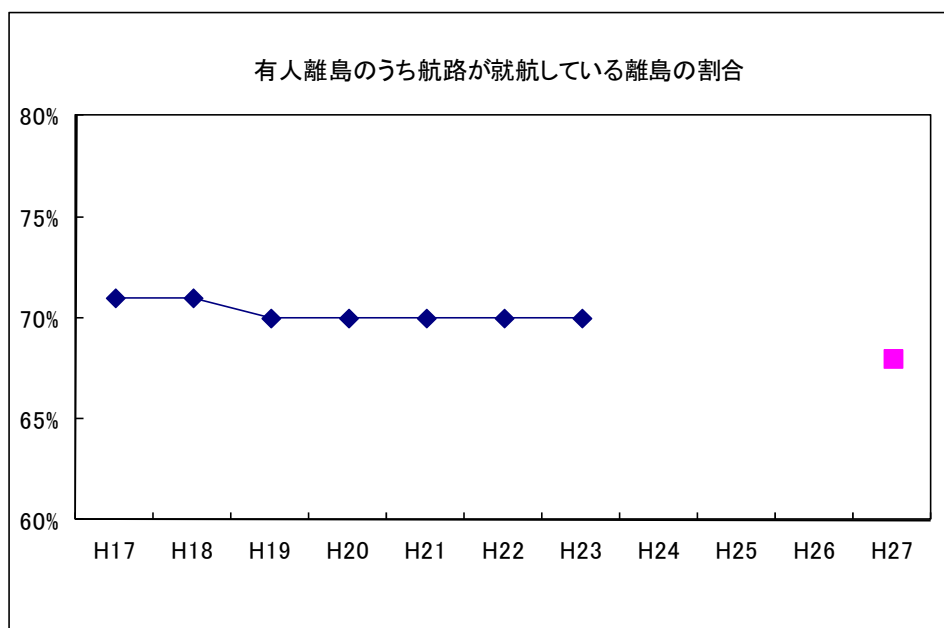
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
70%	70%	70%	70%	70%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 離島航路の維持・改善を図り、民生の安定及び向上に資するため、離島航路事業者に対し、その欠損の一部を補助する。また、島民向け運賃割引制度を平成23年度より導入した。
予算額：50億円（平成23年度当初）
- ② 離島航路の安定的運航、利便性を図り、もって、離島における生活・生産条件の格差是正及び離島の産業振興等に資するため、公設民営化のための船舶買取・建造や省エネ化・小型化への代替建造を行う場合に、その建造費等の一部を補助する。
予算額：10億円（平成23年度当初）
- ③ 離島航路に就航する船舶に係る固定資産税の軽減措置の恒久化
課税標準を一律1/6（恒久化）（平成23年度）

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年の有人離島数は415島（対前年3島減）、一般旅客定期航路が就航している離島数は289島（対前年▲2島）、実績値は70%である。なお、減少した2島については、架橋により交通手段が確保されていることから、目標値は、ほぼ維持されているものと思料される。

（事務事業の実施状況）

- ・平成23年度離島航路補助（運営費等補助）52.8億円を120航路111事業者に交付した。
- ・離島航路構造改革補助2.5億円を16事業者に交付した。
- ・離島航路における、省エネ・省力化等の設備導入や改造、実証運航及び効果検証を行うための調査を実施した。

課題の特定と今後の取組の方向性

・平成21年度に創設した構造改革補助を積極的に活用することにより離島住民の唯一の生活航路の確保を図ってきたところであり、ここ5年間の実績においても概ね70%を維持してきたことから、目標は概ね達成したと思料する。目標年度（平成27年度）の業績指標は、架橋の建設等による当該航路の利用者が減少し、航路廃止等を考慮し、68%に設定としたが、平成23年度は70%と目標値を上回っていることから「A」と評価した。
・今後は、離島航路事業者の経営状況は旅客輸送量の減少等により、さらに厳しい状況にあるが、引き続き平成23年度から開始した「地域公共交通確保維持改善事業」の中で離島航路の維持のために必要な予算額を確保することから、「2」と評価した。

平成24年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局内航課（課長 瓦林 康人）

業績指標 163

生活交通手段として航空輸送が必要である離島のうち航空輸送が維持されている離島の割合

評価

A-1	目標値：100%（平成27年度） 実績値：100%（平成23年度） 初期値：100%（平成23年度）
-----	----------------------------------------------------------

（指標の定義）

平成23年度において航空輸送が確保されている飛行場を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島（25：北海道2空港、東京都5空港、島根県1空港、長崎県3空港、鹿児島県6空港、沖縄県8空港）のうち、当該年度で航空輸送が確保されている離島の割合。

（目標設定の考え方・根拠）

生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また長期的に見た場合、就航可能な空港の数が増える可能性もあるが、その場合においても就航可能な空港に関しては100%を維持することを目標とする。

（外部要因）

- ・船舶等代替交通機関へのシフト
- ・就航に適した機材の欠如

（他の関係主体）

- ・都道府県（国と協調または独自で離島航空路線維持対策を実施）
- ・航空運送事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

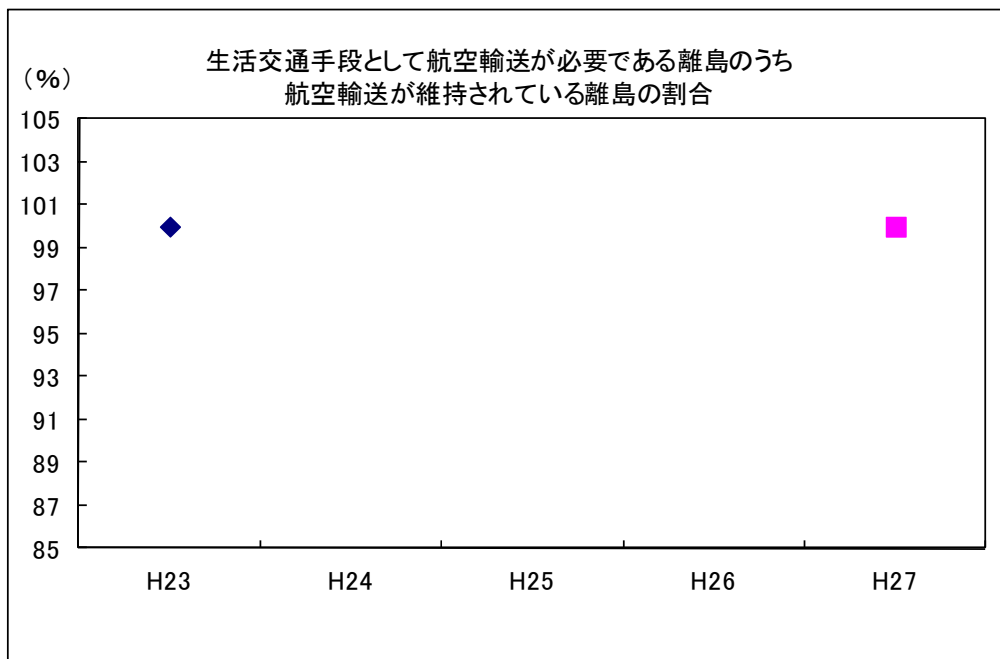
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値	（年度）
	H23
100%	(25/25)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

離島航空路線維持対策の実施

- ・幹線等の高需要路線に比べ競争力が弱く、コスト面で割高な離島航空路線については、以下の総合的な支援措置を講じ、離島航空路線の維持を図る。

①予算額：

離島航空路線運航費補助金 2.5億円(平成23年度上半期)
平成23年度下半期は、「地域公共交通確保維持改善事業」により支援(305億円の内数)

②離島航空路線に就航する航空機に係る航空機燃料税及び固定資産税の軽減措置

特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る税率の特例等(航空機燃料税)

26,000円/k1 → 13,500円/k1

離島路線航空機に係る課税標準の特例(固定資産税)

70t未満 3年間1/3、その後3年間2/3

30t未満 永久に1/4

③離島航空路線に就航する航空機に係る国管理空港の着陸料の軽減措置

ジェット機 1/6に軽減

その他の航空機 1/8に軽減(うち、6t以下の航空機 1/16に軽減)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・目標値設定年度である平成23年度は、年度当初航空輸送が確保されていた有人離島25の離島全てにおいて年度を通じて航空輸送を維持しているところ。

(事務事業の実施状況)

- ・平成23年度は、離島航空路線の運航費補助について、上半期は13路線、下半期は支援に制約のある特別会計から一般会計へ移行し、「地域公共交通確保維持改善事業」の一環として16路線の補助を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成23年度の実績値は100%であり、離島航空路線の運航費補助について、支援に制約のある特別会計から一般会計へ移行し、「地域公共交通確保維持改善事業」により支援する等支援方策の見直しを行い、目標値を達成し、生活路線の維持確保が図られている。

- ・離島航空路線は離島住民の日常生活及び経済活動に必要な交通手段であり、競争力が弱く、コスト面で割高な離島航空路線の維持には、総合的かつ柔軟な支援措置を講じる必要がある。

- ・離島航空路線を運航する航空運送事業者の経営状況は旅客輸送量の減少等により、さらに厳しい状況にあり、平成24年度は、「地域公共交通確保維持改善事業」において、運航費補助に加え、新たに離島住民の移動環境改善のための割引運賃補助を創設し、離島航空路線の維持のための支援を行う。

- ・以上を踏まえて、A-1と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- ・平成24年度は、「地域公共交通確保維持改善事業」において、従来の離島航空路線の運航費補助に加え、離島住民に対する割引運賃補助を創設し、引き続き路線維持、利便性向上を図ることとしている。

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課(課長 滝川 伸輔)

施策目標個票

(国土交通省23-28)

施策目標	都市・地域における総合交通戦略を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	集約型都市構造を目指す都市において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導等のまちづくりにより基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>平成23年度の実績値は、現在調査中であり施策目標の達成状況は判断できないが、当該年度においては全国36箇所ですべて都市・地域交通戦略推進事業を執行し、順調に終了しており、特段の外部要因もなかったことから、順調に進捗することが見込まれる。</p> <p>昨年度の政策評価会において、毎年度のフォローアップができないと指摘を受けたことを踏まえ、次期実施計画では本指標を見直し、都市規模の異なる3都市圏毎に「公共交通の利便性の高いエリア内に居住する人口割合」を新たな指標として登録する。</p>

業績指標	164 まちづくりによる公共交通利用可能性の改善率	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
		0%	調査中	調査中	調査中	調査中	-		N-3
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	-	

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,360	38	69	60	/
		補正予算(b)	92	0	0	-	/
		前年度繰越等(c)	1,912	1,316	27	-	/
		合計(a+b+c)	4,364	1,354	96	60	/
	執行額(百万円)		2,574	1,180	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)		1,316	27	/	/	/
	不用額(百万円)		474	147	/	/	/

※上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
------------------------	------------------------

担当部局名	都市局	作成責任者名	街路交通施設課 (課長 高橋 忍)	政策評価実施時期	平成24年9月
--------------	-----	---------------	----------------------	-----------------	---------

業績指標 164
まちづくりによる公共交通利用可能性の改善率

評価

N-3	目標値：約 11%（平成 24 年度） 実績値： 0%（平成 19 年度） 初期値： 0%（平成 19 年度）
-----	---------------------------------------------------------------

（指標の定義）
 集約型都市構造を目指す都市において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導等のまちづくりにより基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。
 （注）基幹的な公共交通とは、運行間隔、定時性等に優れた利用者にとって利便性の高い公共交通
 <分母>H19 年度時点で基幹的な公共交通を利用できる人口の割合（64.6%）と 30 年後に想定している基幹的な公共交通を利用できる人口の割合（75.0%）の差
 <分子>H19 年度時点で基幹的な公共交通を利用できる人口の割合（64.6%）と各年度における基幹的な公共交通を利用できる人口の割合の差

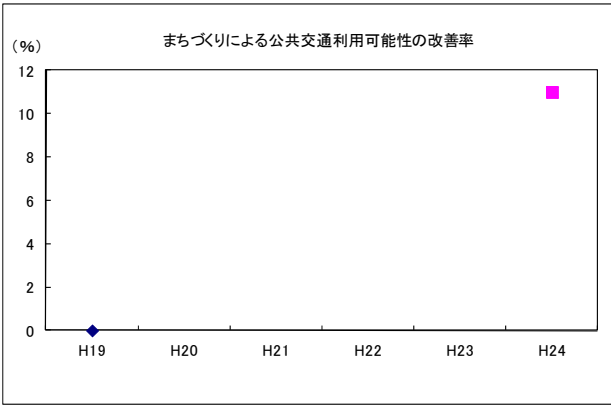
（目標設定の考え方・根拠）
 集約型都市構造を目指す都市の市街地において、用途地域内に居住する人口のうち、基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口の割合を、30 年後には 75%（4 人に 3 人程度）まで増加させることを目的として、平成 24 年度までに各種事業の推進等によって見込まれる改善割合を目標（11%）として設定。

（外部要因）
 なし

（他の関係主体）
 地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
 第 169 回国会 施政方針演説（平成 20 年 1 月 18 日）「市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取組などを支援します。」
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 ・社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月 31 日）「第 2 章及び第 5 章に記載あり」
【その他】
 なし

過去の実績値					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
0%	調査中	調査中	調査中	調査中	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○都市・地域交通戦略推進事業
 徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場などの公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図る。
 予算額 6.9 百万円（平成 23 年度）

関連する事務事業の概要

- 市街地再開発事業
都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を、補助、融資、債務保証、税制特例等により支援し、その推進を図る。
- 都市再生区画整理事業
防災上危険な密集市街地及び空洞化が進展する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、以て土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度の実績値は現在調査中であり、施策目標の達成状況は判断できないが、当該年度においては中野区など全国36箇所ですべて都市・地域交通戦略推進事業を執行、順調に終了しており、特段の外部要因もなかったことから、順調に進捗することが見込まれる。

(事務事業の実施状況)

都市・地域交通戦略推進事業により、全国36箇所において、自由通路・駅前広場の整備、駅施設・駅前広場のバリアフリー化による利便性の向上を図った。

また、LRT等の利便性の高い公共交通機関に対する支援等を実施し、都市交通の円滑化の推進を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成23年度の実績値は現在調査中であり、施策目標の達成状況は判断できないためN評価としたが、当該年度においては全国36箇所ですべて都市・地域交通戦略推進事業を執行し、順調に終了したことに加え、公共交通を中心としたまちづくりを目指す都市・地域総合交通戦略を札幌市、郡山市等が新たに策定している。以上のことから、指標が順調に進捗することが見込まれる。
- ・現在、20の都市が都市・地域総合交通戦略を策定予定であり、これを踏まえて、自由通路、駅前広場の整備、駅施設・駅前広場のバリアフリー化等の公共交通の利便性向上のための取組を計画している地方公共団体等があることから、今後とも現状の施策を継続する必要がある。
- ・今後、将来の都市像を明確にし、必要となる都市交通施策や実施プログラム等を内容とする都市・地域総合交通戦略等の計画策定を行う都市数をさらに増加させる必要がある。また、公共交通の利便性の向上を目指して、都市・地域交通戦略推進事業のさらなる利用促進を図る必要がある。
- ・平成21年度より、都市・地域交通戦略推進事業において、集約型都市構造の実現を目指し、自動車に過度に依存することなく、人と環境にやさしい自転車を主要な都市交通として活用を図るため、自転車関連経費に対する支援を拡充し、更なる都市交通の円滑化に努めている。
- ・昨年度の政策評価会において、毎年度のフォローアップができないと指摘を受けたことを踏まえ、次期実施計画及び次期社会資本整備重点計画では都市規模の異なる3都市圏毎に「公共交通の利便性の高いエリア内に居住する人口割合」を新たな指標として登録し、目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直すことから、N-3評価とした。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局街路交通施設課(課長 高橋 忍)

関係課：都市局市街地整備課(課長 望月 明彦)

施策目標個票

(国土交通省23-⑳)

施策目標	道路交通の円滑化を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	渋滞対策をはじめとした交通の快適性・利便性向上を図ることで、道路交通の円滑化を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>渋滞対策の推進をはじめとした交通の快適性・利便性の向上に向け、既存道路の拡幅や交差点の立体交差化の対策を効果の高い箇所に対し重点化して実施するとともに、開かずの踏切等に対して、連続立体交差事業等の抜本的な対策を、スピードアップの工夫をしながら実施してきたところであり、一部の事業で工程の遅れが見られるものの、道路交通の円滑化推進に向け、おおむね順調かつ着実に推移しているところである。</p> <p>今後も引き続き、渋滞対策の推進をはじめとした交通の快適性・利便性の向上を測り、道路交通の円滑化に資する施策を推進する。</p>

業績指標	165 開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		約132万人・時/日	約132万人・時/日	約131万人・時/日	約130万人・時/日	約129万人・時/日	約128万人・時/日	B-2	約110万人・時/日 (約110万人・時/日)
	年度ごとの目標値								
	166 ETC利用率	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		76%	76%	79%	85%	88%	88%	A-3	85%
	年度ごとの目標値								

施策の予算額・執行額等【参考】 ※下段()書きは、複数施策に関連する予算であり、外数である。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	638,330	405,835	415,525	275,872
		<1,534,021>	<1,091,368>	<1,095,685>	<1,131,250>	
補正予算(b)		72,889	52,009	△ 85,430	-	
		<379,555>	<124,827>	<187,528>	-	
	前年度繰越等(c)	376,702	135,258	120,198	-	
		<86,558>	<63,007>	<264,203>	-	
	合計(a+b+c)	1,087,921	593,102	450,293	275,872	
		<2,000,134>	<1,279,202>	<1,547,416>	<1,131,250>	
	執行額(百万円)	911,002	457,828			
		<1,996,660>	<973,423>			
	翌年度繰越額(百万円)	134,196	120,367			
		<3,259>	<264,203>			
	不用額(百万円)	42,724	14,907			
		<216>	<41,576>			

※上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	道路局	作成責任者名	・路政課 (課長 黒田 憲司) ・高速道路課 有料道路調整室 (室長 川原 俊太郎)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----	--------	-----------------------------------------------------	----------	---------

業績指標 165

開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間

評 価

B-2	目標値：約1割削減 （約118万人・時/日）（平成24年度） 実績値：約128万人・時/日（平成23年度） 初期値：約132万人・時/日（平成19年度）
-----	---------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

踏切遮断による待ち時間がある場合と対策後の踏切通過に要する時間の差

開かずの踏切等の遮断時間による損失時間

= 踏切遮断による待ち時間がある場合に踏切通過に要する時間 - 対策後に踏切通過に要する時間

(目標設定の考え方・根拠)

連続立体交差事業や道路の立体化等の踏切対策のスピードアップを図ることにより、開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間を5年間で約1割削減することを目標とする。

(外部要因)

地元調整の状況、踏切道の交通量等

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）、鉄道事業者

(重要政策)

【施政方針】

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「開かずの踏切の解消など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」

【閣議決定】

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）

「ボトルネック踏切等の対策といった交通流対策を実施する。」

（第3章-第2節-1-(1)-①-イ-D)

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

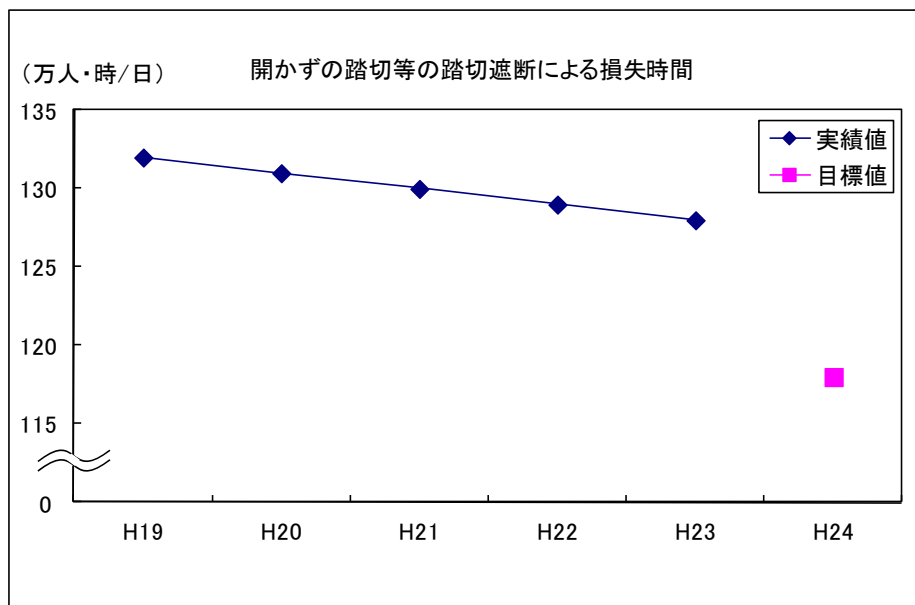
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H19	H20	H21	H22	H23
約132 万人・時/日	約131 万人・時/日	約130 万人・時/日	約129 万人・時/日	約128 万人・時/日



事務事業の概要

主な事務事業の概要

開かずの踏切等の解消

- ・ 長時間の踏切遮断による交通渋滞を緩和・解消するため、連続立体交差事業や道路の立体化等により、開かずの踏切等の解消を推進する。(◎)

予算額：道路整備費 13,415 億円(国費)及び社会資本整備総合交付金 17,539 億円の内数(平成 23 年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成 23 年度は、連続立体交差事業等により、38 箇所の開かずの踏切等を解消しており、平成 19 年度の実績値 132 万人・時/日に対して、平成 23 年度の実績値は、約 128 万人・時/日となっている。
(踏切除却数 H19:78 箇所、H20:225 箇所、H21:57 箇所、H22:59 箇所)

(事務事業の実施状況)

- ・ 開かずの踏切等に対し、連続立体交差事業や道路の立体化等により、踏切除却を行う抜本的な対策について工程の工夫等のスピードアップを図り推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 踏切除却を行う抜本的な対策のスピードアップを図り、事業完成の早期実現を予定していたが、目標期間内の完成を予定していた一部について、用地取得の難航等が見られることから、B-2 として評価した。
- ・ 引き続き、開かずの踏切等の解消を推進し、踏切遮断による損失時間削減を目標としていく。
- ・ 現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の目標値及び目標年度を平成 24 年度から平成 28 年度に見直す。

平成 24 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 24 年度)

なし

(平成 25 年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 路政課(課長 黒田 憲司)

関係課：都市局 街路交通施設課(課長 高橋 忍)

鉄道局 施設課(課長 潮崎 俊也)

業績指標 166
ETC利用率

評価

A-3	目標値：85%（平成24年度） 実績値：88%（平成23年度） 初期値：76%（平成19年度）
-----	-------------------------------------------------------

(指標の定義)
 ETCの導入済みの料金所においてETCを利用した車両の割合

$$\text{ETC利用率} = \frac{\text{ETCが導入されている料金所におけるETC車の入口総交通量}}{\text{ETCが導入されている料金所における入口総交通量}}$$

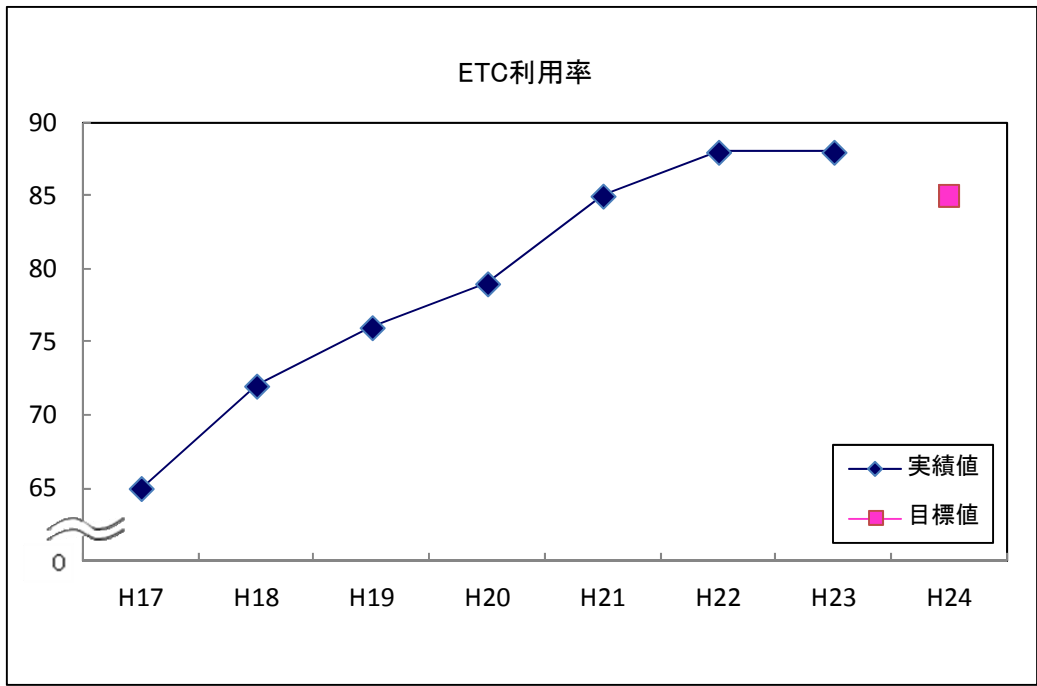
(目標設定の考え方・根拠)
 京都議定書目標達成計画に位置付けており、料金所渋滞の緩和及びCO₂排出量削減による地球環境の改善に向け、5ヶ年後のH24末までに、全国で85%がETCを利用している状態になることを目標とする。

(外部要因)
 該当なし

(他の関係主体)
 ・各高速道路会社（ETC普及促進策の実施状況）

(重要政策)
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）
 「高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）の推進（第3章-第2節-1-①-イ-D）」
【閣決（重点）】
 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」
【その他】
 なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
76%	79%	85%	88%	88%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

E T Cの利用促進・活用推進

時間帯割引等の多様で弾力的な料金割引の実施。(◎)

予算額：道路整備費13,415億円(国費)及び社会資本整備総合交付金17,539億円(国費)の内数(平成23年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

高速道路会社の料金割引施策等により、平成23年度の実績値は88%に到達。

(事務事業の実施状況)

時間帯割引等の多様で弾力的な料金割引を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

高速道路会社の料金割引施策等により、平成23年度の実績値は88%に到達。

平成24年度の目標値を超える結果となった。

また、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標は廃止とする。

以上から、今回の評価としてはA-3とした。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 高速道路課 有料道路調整室(室長 川原 俊太郎)

施策目標個票

(国土交通省23-30)

施策目標	社会資本整備・管理等を効果的に推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム等の社会資本整備・管理等に係る各種施策の実施状況を適切に把握しながら、社会資本整備・管理等を効果的に推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	施策目標の達成に向けておおむね順調な成果を示している。今後とも、社会資本整備・管理等の効果的な推進を着実に進めるため、VFM最大化を重視した国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム等に基づく各種施策や、事業認定処分の適正な実施、企画立案等の質の向上等を図る施策の一層の推進を図る。

業績指標	167 公共事業の総合コスト改善率	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		-	-	3.7%	5.6%	8.6%	集計中	A-2	15%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	168 省エネルギー化指針等が策定された電気通信施設数	初期値	実績値					評価	目標値
		21年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		25年度
		0種類	-	-	0種類	1種類	2種類	A-2	5種類
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	169 事業認定処分の適正な実施(訴訟等により取り消された件数)	初期値	実績値					評価	目標
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
		0件	0件	0件	0件	0件	0件	A-2	0件
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	170 研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度	初期値	実績値					評価	目標
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		22年度以降毎年度
		92.6%	88.8%	92.6%	96.9%	97.0%	97.2%	A-2	90.0%以上
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	171 ICT建設技術を導入した直轄工事件数	初期値	実績値					評価	目標
		21年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		26年度
		146件	-	37件	146件	313件	649件	A-2	1,800件
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	172 用地取得が困難となっている割合(用地あい路率)	初期値	実績値					評価	目標
		13~17年度の平均	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		19~23年度平均
		3.50%	3.33%	2.76%	2.98%	2.70%	集計中	A-2	3.15%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
		当初予算(a)	852	758	1,327	1,269
予算の状況(百万円)	補正予算(b)	0	0	0	-	/
	前年度繰越等(c)	0	0	0	-	/
	合計(a+b+c)	852	758	1,327	1,269	/
	執行額(百万円)	769	699	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)	0	0	/	/	/
	不用額(百万円)	83	59	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	大臣官房技術調査課	作成責任者名	技術調査課(課長 越智 繁雄)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----------	--------	-----------------	----------	---------

業績指標 167

公共事業の総合コスト改善率

評価

A-2	目標値：15% (平成24年度) 実績値：8.6% (平成22年度) 初期値：— (平成19年度)
-----	---------------------------------------------------------

(指標の定義)

○ 総合コスト改善率は、総合コスト改善額を当該年度の全工事費（維持管理費にかかる工事費を含む）と工事コスト改善額との和で除したものである。

総合コスト改善率 = 総合コスト改善額 ÷ (全工事費 + 工事コスト改善額)

総合コスト改善額 = 工事コスト改善額 + 工事コスト以外の効果のコスト換算額

工事コスト改善額：「工事コスト構造の改善」の効果

工事コスト以外の効果のコスト換算額：施設の長寿命化等による「ライフサイクルコスト構造の改善」の効果及び環境負荷の低減効果等の「社会的コスト構造の改善」の効果

全工事費：維持管理にかかる工事費を含む計測年度の全工事費

(目標設定の考え方・根拠)

○ 公共事業の総合コスト改善率

平成20年3月に策定された「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき、平成24年度までに、平成19年度と比較して、15%の総合コスト改善率の達成を目指す。

※平成19年度までは、前プログラムである「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、「総合コスト縮減率」を設定しており、平成19年度までに平成14年度と比較して、14.1%のコスト縮減と概ね目標を達成してきたところである。

プログラム終了に伴い、平成20年3月に「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」を策定し、工事コストの縮減等前プログラムの評価項目に加え、①民間企業の技術革新によるコスト構造の改善、②施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善、③環境負荷の低減効果等の社会コスト構造の改善を評価する「総合コスト改善率」を設定することで、コストと品質の両面を重視するVFM最大化を図ることとした。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

内閣官房及び関係府省庁（政府として「公共事業コスト構造改善プログラム」を実施中）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

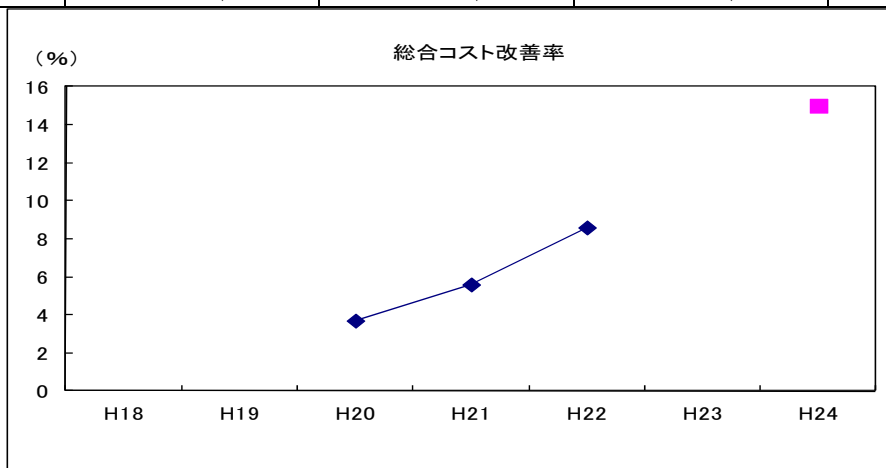
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
-	3.7%	5.6%	8.6%	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

公共事業に係る調査・設計・施工等の各段階においてVFM最大化の取組を推進するため、国土交通省コスト構造改善プログラムに基づく「民間技術の積極的活用」「入札・契約の見直し」等の各種施策を推進・検討する。
予算額 55,110千円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・平成23年度は集計中であるが、平成22年度の総合コスト改善率を集計した結果、8.6%となっており、国土交通省コスト構造改善プログラムの総合コスト縮減率のトレンドを踏まえると、業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を概ね示していると考えられる。

（事務事業の実施状況）

平成20年度より実施しているVFM最大化を重視した国土交通省公共事業コスト構造改善プログラムに基づく各種施策の取り組みの推進・検討を図るとともに、その着実な実施を図るため、その実施状況をフォローアップしている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年度より実施している国土交通省公共事業コスト構造改善プログラムに基づく総合コスト改善率について、平成22年度の改善率を集計した結果、8.6%となっている。

今後も、これまで複数年にわたり実施してきたコスト縮減項目による取組の積極的な展開に加え、地域維持事業の複数年契約の導入や、新成長戦略に位置付けられているPFIの拡大など、入札・契約制度の見直しに伴うコスト縮減や、新たにコスト縮減項目に取り入れたライフサイクルコスト縮減のための施設の長寿命化計画の策定・長寿命化対策の促進、技術開発・技術革新によるコスト縮減対策などにも積極的に取り組むことから、現行のトレンドより、今後ともコスト縮減が順調に進捗すると考えられるため、A-2と判断する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課建設システム管理企画室（室長：勢田 昌功）

関係課：公共事業関係各局

業績指標 168
省エネルギー化指針等が策定された電気通信施設数

評 価	
A-2	目標値：5種類（平成25年度） 実績値：2種類（平成23年度） 初期値：0種類（平成21年度）

(指標の定義)
電気通信施設のうち、省エネルギー化・自然エネルギー利用のための指針、ガイドライン等が策定された施設数。

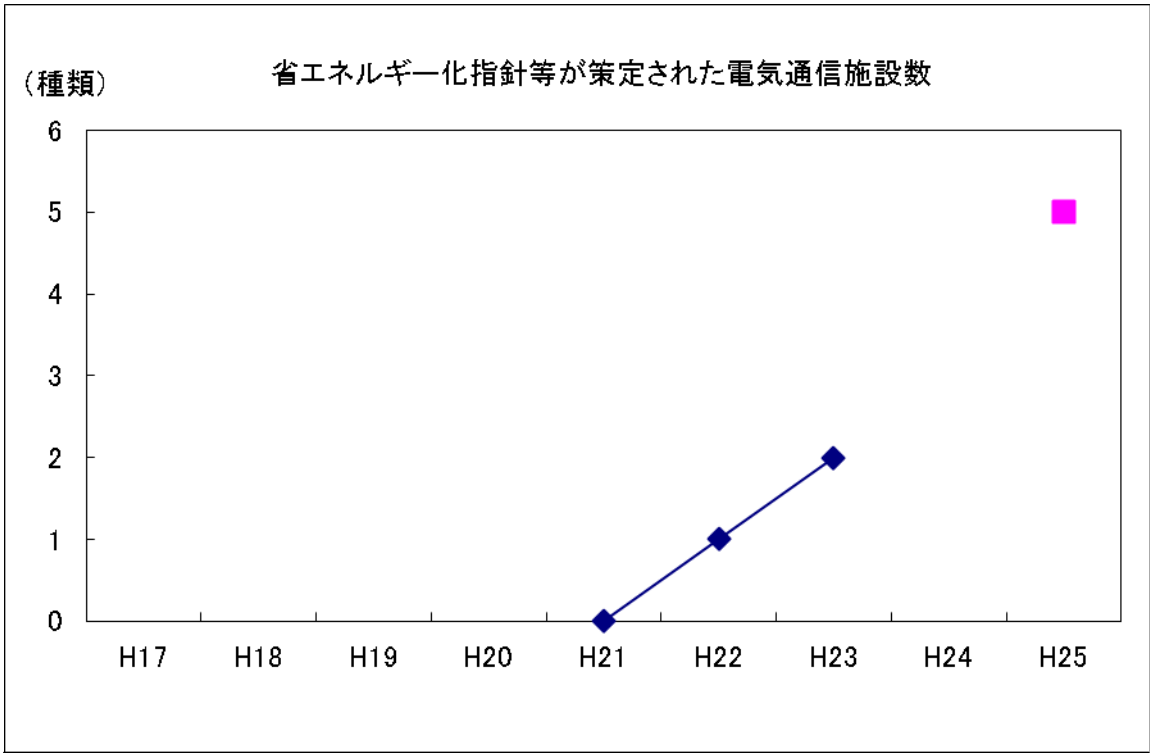
(目標設定の考え方・根拠)
電気通信施設は、防災・減災や施設管理のために整備され、常時稼働状態にあることが必要であるものが多く、膨大な電力を消費している。これら電気通信施設について消費電力量の削減や自然エネルギーの活用を推進することは、電力料金の削減、CO2排出量の削減が図られ、効率的な社会資本の管理に資するものである。これら電気通信施設のうち、効率的に省エネルギー化が可能な施設について、省エネルギー化指針等を策定し、省エネルギー化を推進する。指針の策定は作業量を鑑み、年間1種類程度先行的に行うこととし、電力契約施設全24種類のうち道路照明、無線局、気象観測所等5種類（道路照明、トンネル（照明、ファン）、無線局・中継局、CCTV、情報表示板）を目標として設定する。また、これらの施設は地方公共団体等においても多数の機器が整備されており、指針等の策定は、国内全体の電気通信施設の省エネルギー化を促進するものである。

(外部要因)
なし

(他の関係主体)
なし

(重要政策)
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
-	-	0種類	1種類	2種類	



事務事業の概要**主な事務事業の概要**

電力料金の削減、CO₂排出量の削減を行い、効率的な社会資本の管理に資するため、電気通信施設について省エネルギー化指針等を策定する。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果**目標の達成状況に関する分析****(指標の動向)**

平成23年度の実績値については2種類と目標達成に向けた成果を示していることから、A-2評価とした。

(事務事業の実施状況)

平成23年度には、道路照明に続きトンネル照明にLEDを適用する場合の照明設計に必要な光学特性及び関連する規格・基準の適合性等に関する基礎データを収集し、ガイドラインのとりまとめを行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

今後、他施設について省エネルギー化に当たっての課題を整理する等、引き続き、指針の作成に向け必要な検討を進める。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項**(平成24年度)**

省エネルギー技術を施設維持管理に導入する場合の、効率的な適用手法の検討、コスト改善効果算出手法の検討を行った上で、効率的に省エネルギー化を推進することができる施設について指針を作成する。

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：大臣官房技術調査課電気通信室(室長 松井健一)

業績指標 169

事業認定処分の適正な実施（訴訟等により取り消された件数）

評価

A-2	目標値：0件（平成23年度） 実績値：0件（平成23年度） 初期値：0件（平成18年度）
-----	----------------------------------------------------

（指標の定義）

土地収用法の事業認定にあたっては、請求があった場合には公聴会を開催しなければならないとともに、事業反対等の意見書があった場合には社会資本整備審議会の意見を聴取しなければならないこととされているなど、適正かつ公正な判断を行うために必要な手続きを取ることとされており、これらの手続きを適正に、かつ、確実に行うとともに、こうした手続きを踏まえて事業認定庁として適正な判断を行って訴訟等になった場合でも取り消されることのないようにする。

（目標設定の考え方・根拠）

土地収用法の事業認定については、それが公共の利益と私有財産の調整を図ることを目的としたものであり、また、仮に処分後に取消訴訟等により取り消された場合には公共事業が途中でストップしてしまうおそれがあることから、事業認定にあたっては適正かつ公正な判断を行うことが特に重要であり、適正な手続きを確実に行って、訴訟等によって取り消されない適正かつ公正な処分を行うことが必要である。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

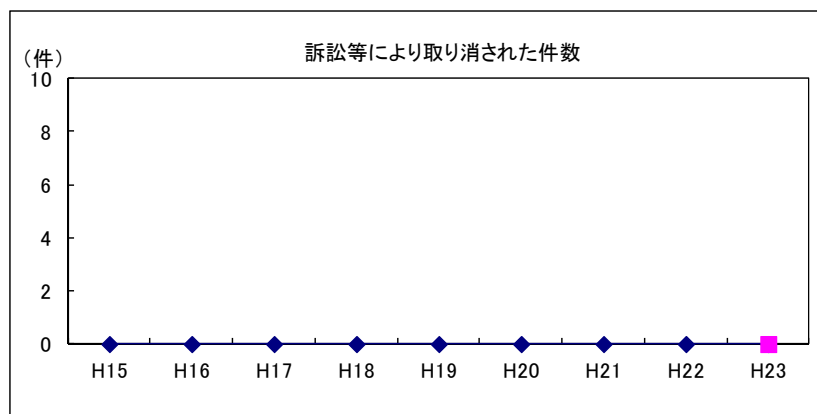
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
0件	0件	0件	0件	0件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

事業認定の法的効果の早期発現に向けた取組みを行うとともに、公聴会の開催、社会資本整備審議会からの意見聴取等により、土地収用法に基づく事業認定について、適正かつ公正な判断を行う。

予算額 18,295千円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

順調（過去5年間における事業認定取消件数0件）

(事務事業の実施状況)

平成23年度実績

- ・事業認定取消件数0件（継続中の事業認定取消訴訟6件）
- ・公聴会開催件数1件
本省主催：一般国道468号新設工事（首都圏中央連絡自動車道）
一般公述人 5組5名
- ・社会資本整備審議会開催回数2回
本省認定事業：一般国道468号新設工事（首都圏中央連絡自動車道）
一般国道1号改築工事（栗東水口道路）
地整認定事業：一般国道327号改築工事（古園バイパス）
県道平塚松田改築工事

事業認定取消訴訟については、最高裁に2事業、東京高裁、東京地裁、金沢地裁、高松地裁でそれぞれ1事業、計6事業について訴訟が提訴されており、そのうち2件で事業認定取消訴訟に収用裁決取消訴訟が併合審理されている。これは原告が収用裁決の取消理由として事業認定の違法を主張し、「違法性の承継」について裁判所が認めているためであり、事業認定の法的効果の発現が不安定となる要因になっている。

なお、「違法性の承継」については「規制改革・民間開放の推進に関する第一次答申」（平成17年3月25日閣議決定）で「違法性の承継の遮断の可否ないしそれに関する規定の設置について今後検討会等を設置して検討を開始すべきである。」とされており、「規制改革推進のための第1次答申」（平成19年5月30日規制改革会議）においては、「平成19年度中に検討を行い結論を得る。その検討結果を踏まえて、土地収用法等の改正も含めて、違法性の承継を遮断するために必要な措置を講ずる。」とされていることから、これらのために必要な学識経験者等による検討会を平成19年度に実施した。

公聴会については、開催請求に基づき上記のとおり開催し、事業の公益性の判断に必要な情報の収集を行っている。

社会資本整備審議会（公共用地分科会に審議を付託）については平成23年度に2回開催されており、4件の事業を付議しているが、いずれの事業も認定庁の見解どおり「事業認定すべき」との意見をいただいている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成15年度以降、業績指標である事業認定取消件数0件を維持しており、今後とも現在の取組を継続していくことからA-2と判定した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局総務課土地収用管理室（室長：那須 修）

業績指標 170

研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度

評価

A-2	目標値：90.0%以上（平成22年度以降毎年度） 実績値：97.2%（平成23年度） 初期値：92.6%（平成20年度）
-----	--------------------------------------------------------------------

(指標の定義)
 国土交通政策の企画立案等に必要社会経済環境において生起する諸課題等の調査検討結果等に関する研修における受講者の満足度

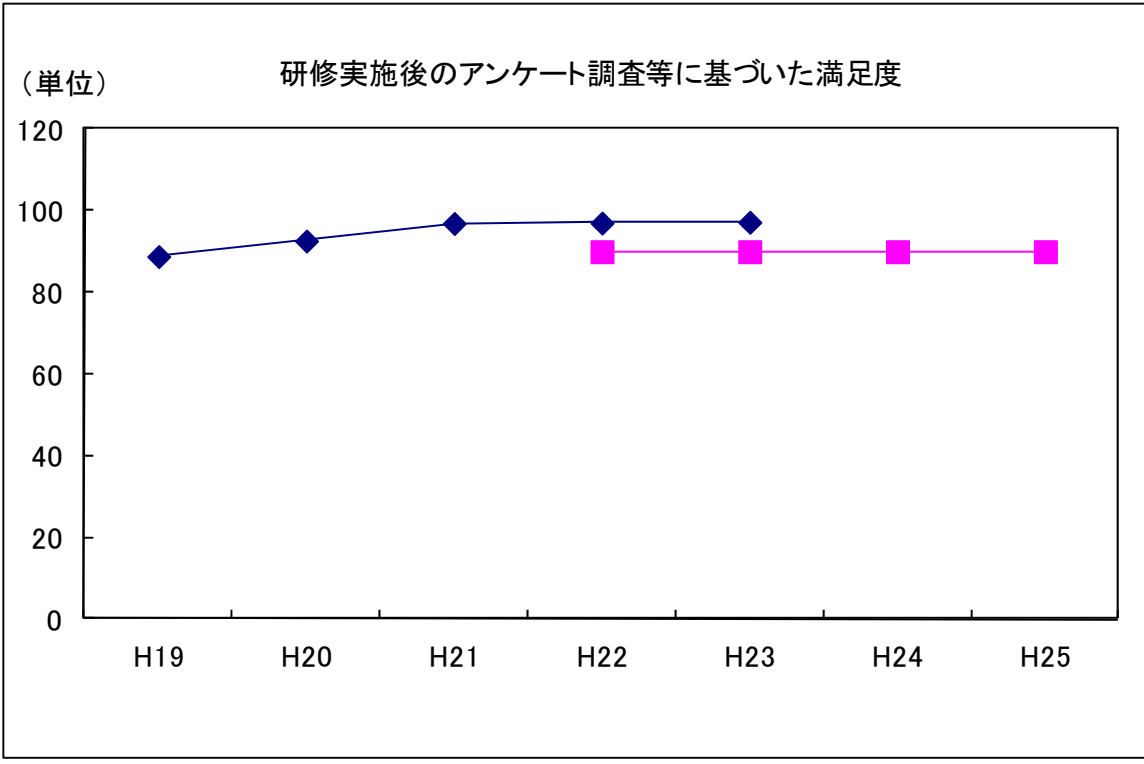
(目標設定の考え方・根拠)
 実際に行った研修の満足度について、目標値と比較し検討する。

(外部要因)
 社会経済環境において生起する諸課題等

(他の関係主体)
 なし

(重要政策)
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 なし
【その他】
 なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	H23
88.8%	92.6%	96.9%	97.0%	97.2%	97.2%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・国土交通政策の企画立案等に必要な社会経済環境において生起する諸課題等に関する調査検討結果等に関する研修等の実施
・国土交通政策の企画立案等に必要な各種調査検討業務や国土交通政策の企画立案等に携わる職員等に対し、必要な知識の習得等を目的として各種研修を実施している。
予算額 168,854千円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

実績値が目標値を上回っており、実施した研修等の内容が研修員のニーズに合致し、一定の効果を上げていると認められるため。

（事務事業の実施状況）

国土交通大学校において、国土交通行政に携わる職員に対し、新しい行政ニーズを的確に把握し、効率的に職務を行うために必要な知識・考え方を習得し、行政能力を向上させることを目的として、総合課程、専門課程、特別課程の3つの課程で合計188コース（平成23年度）の研修を実施し、それぞれの研修終了時に研修員に対し、アンケート調査等を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度は、平成22年度以降毎年度を目標年度に設定しているが、平成23年度においては、目標値を上回る実績値を示したことからA-2と評価した。今後の対応としては、アンケート等の調査から抽出された研修ニーズの中で複数の研修において寄せられた「研修期間を短縮してほしい」、「研修時期を変更してほしい」、「参加しやすいよう年度内に複数期同一研修を設定してほしい」などの意見等に対応すべく、研修期間の短縮化、研修開催時期の見直し及び同一研修の年度内の複数期開催等、研修員が一層研修に参加しやすく、かつ、研修員の研修効果を高めていく研修環境の整備を推進していく。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

平成22年度の「職員研修施設に関する調査」勧告を受け、関東地方整備局で行われている研修の一部を受け入れるなど研修施設のより一層の有効活用を図ることとした。

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土交通大学校総務部総務課（課長 山田 祐三）

業績指標 171

ICT建設技術を導入した直轄工事件数

評価

A-2	目標値： 1800件（平成26年度） 実績値： 649件（平成23年度） 初期値： 146件（平成21年度）
-----	--------------------------------------------------------------

(指標の定義)

情報通信技術（ICT）を利用した機械制御や出来形管理、品質管理、及び技術者の判断支援等に関する技術（以下、「ICT建設技術」という）を適用した直轄工事の件数。

なおICT建設技術の対象は以下の通り。

- ・マシンガイダンス技術
- ・マシンコントロール技術
- ・出来形管理技術
- ・品質管理技術

(目標設定の考え方・根拠)

建設業における生産性、施工品質、安全性のさらなる向上を図るため、平成26年度までにICT建設技術を導入した工事が直轄工事の約2割程度普及するものとして1800件を設定。

(外部要因)

直轄工事の発注件数

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画に記載有り（P. 21）

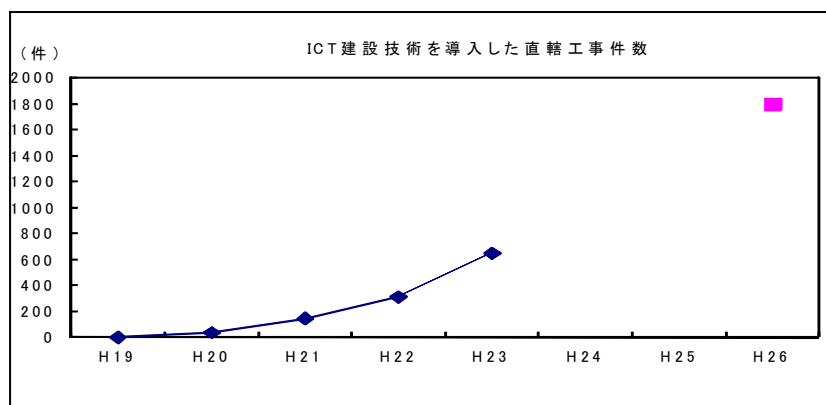
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H19	H20	H21	H22	H23
—	37件	146件	313件	649件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

ICT活用技術普及促進のための試験施工の支援

情報通信技術を活用した施工技術（以下「情報化施工」という。）の中小規模工事への普及促進に向けて、その課題解決を図るため、直轄工事において情報化施工技術を導入した試験施工を実施し、その結果の整理・分析を行った。

予算額12,123千円(平成23年度)

ICTを活用した無人化施工の技能者の育成マニュアル策定に向け、建設機械機器の操作運用に係る技能について、習熟度合の違い等を明確化する指標を策定し、技能者育成に資するモデル工事の条件整理を実施した。

予算額14,112千円(平成23年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示している」

業績指標であるICT建設技術導入工事について、技術毎に普及状況に応じた目標導入件数等の設定や、施工管理要領等の整備等といった普及を促進するための施策を実施した。直轄工事自体の発注件数が落ちているため実績値の伸びは鈍化しているものの、業績指標の実績値は目標に向けて順調に増加している。

(事務事業の実施状況)

アウトプットとしての直轄工事における導入工事件数は増加しており、アウトカムとしての直轄工事の効率化や品質確保も達成されつつあることが、導入工事へのアンケート等調査結果から把握できる。しかし、一層の普及推進、効果発現のために、ICT建設技術に用いる機器の調達環境の整備、電子データ作成の効率化等の課題解決が必要である。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値はおおむね順調に増加しており、また、産学官からなる会議より普及推進に向けた課題解決に対する意見を伺い、施策に反映させることで課題解決に取り組んでいる。このことからA-2と評価した。

ただし、今後の目標については、平成26年度までにICT建設技術が、10,000m³以上の土工を含む工事と5,000m²以上の路盤工を含む工事において普及しているものとして、平成26年度の目標値を900件に設定する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局公共事業企画調整課(課長 安藤 淳)

業績指標 172
 用地取得が困難となっている割合（用地あい路率）

評 価

A-2	目標値：3.15%（平成19～23年度の平均） 実績値：3.06%（平成18～22年度の平均） 初期値：3.50%（平成13～17年度の平均）
-----	-------------------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業における用地取得で、用地買収着手後3年以上経過し、かつ、当年度中に契約見込みのない「あい路」（注）となった件数の、当該事業地区の契約済み及び未契約件数の総数における割合（%）『用地あい路率＝用地あい路件数／当該事業地区の契約済み及び未契約件数の総数』。

（注）用地買収着手後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、地権者ないし地域住民との調整に困難が生じ、当該年度内に契約見込みがないものをいう。

（目標設定の考え方・根拠）

用地取得の円滑化・迅速化による効率的な事業の実施のため、あい路解消に関する諸施策を講じることにより、目標値（平成19～23年度の5カ年の用地あい路率の平均）は、現況（平成13～17年度までの過去5カ年の平均）から1割改善させることとして設定。また、長期的にもできる限り改善していく。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

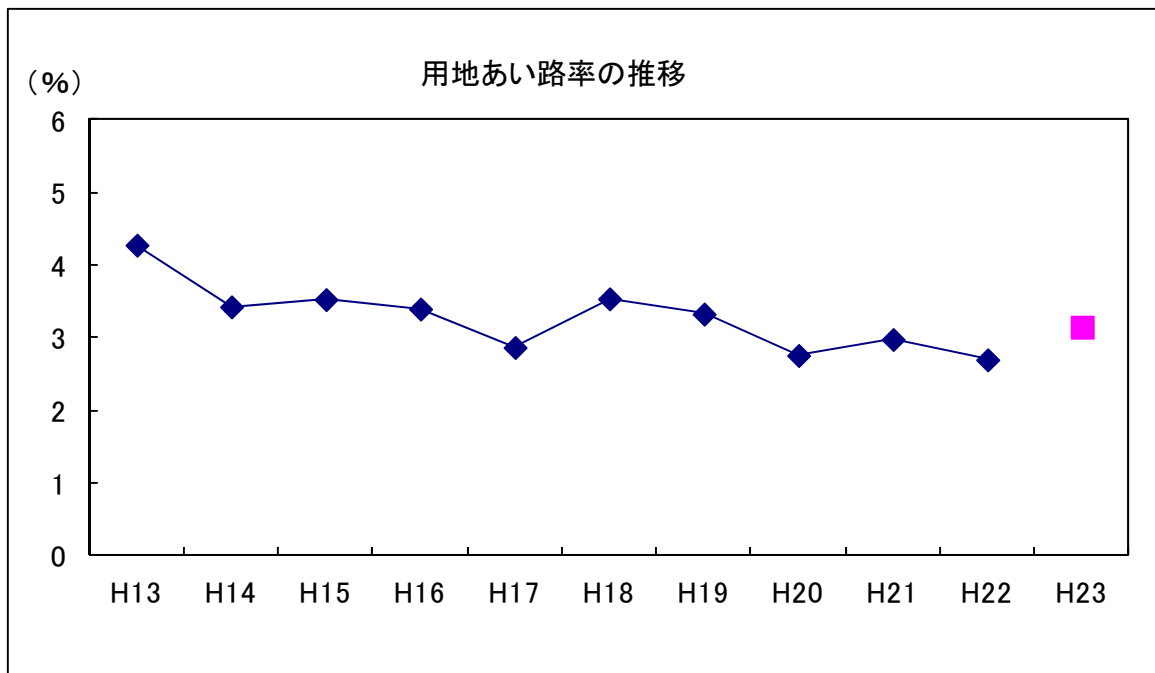
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
3.33%	2.76%	2.98%	2.70%	集計中	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・用地補償基準の適正化等に関する検討
経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目から計画的に見直しを行っていくため策定した「補償基準等見直しアクションプラン」に基づき、見直しの必要性の高い建物に関する損失補償基準等の見直しに向けた検討を行った。
予算額：13,693千円（平成23年度）
- ・収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（所得税、法人税）
収用交換等により資産を譲渡した場合（買い取られた場合）において、その資産の譲渡所得等から5,000万円（譲渡所得等の金額が5,000万円に満たないときはその金額）が特別控除される。
- ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（所得税、法人税）
土地等が、土地収用法等の規定に基づいて資産の収用等を行う者によってその収用等の対償（代替地）に充てるために買い取られた場合や、公有地拡大推進法の先買い制度により買い取られた場合等において、その資産の譲渡所得から1,500万円が特別控除される。
- ・収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）
収用等により資産が買い取られ補償金を取得した場合に、その補償金の全部又は一部の金額で代替資産を取得したときは、その譲渡所得について課税が繰り延べられる（譲渡がなかったものと扱われる）。
- ・交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）
収用等により資産が買い取られた場合、金銭補償に代えてその資産と同種の資産の交付を受ける場合に、その譲渡所得について課税が繰り延べられる。
- ・相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の特例（相続税・贈与税）
相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合には、譲渡面積に対応する相続税と併せて納付すべき猶予期間中の利子税の1/2を免除する。
- ・相続税の納税猶予等を受けている農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の納税猶予制度の特例（相続税・贈与税）
公共事業の用に供するために相続税の納税猶予を受けている農地に地上権、賃借権又は使用借権による権利（以下「地上権等」という。）を一時的に設定した場合で、当該農地等を一時使用後も農業の用に供するときには、当該地上権等の設定はなかったものとみなし、納税猶予を継続する。
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）
所有期間が5年を超える土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の短期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）
所有期間が5年以内の土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度の実績値は24年度に調査予定であり把握することができないが、実績値がでている過去5年（18～22年度）の平均割合をみると3.06%と目標値を下回り順調である。

用地あい路率は、過去の実績値をみると年度により数値のばらつきがあり（過去5年度：2.70%～3.54%）、年度により数値が上下しうるものであるが、全体的な傾向は下落の方向にあることから、この傾向が続けば、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

適正な補償を確保するため補償額算定の基となる補償基準等の見直し、補償額決定プロセスの機能強化に向けた検討を引き続き進めていく。また、用地取得の円滑化・迅速化を図る「用地取得マネジメント」（平成22年度で予算措置終了）については、22年度より本格的な運用を開始している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、平成17年度～平成21年度の平均割合が3.10%、平成18年度～平成22年度の平均割合が3.06%と下落し、2年連続で目標値を下回っており、順調に推移している。

また、平成22年度より現場での運用が開始された「用地取得マネジメント」が推進されることにより、あい路件数の更なる減少が見込まれる。また、補償基準等の見直し、補償額の決定プロセスが機能強化されることにより、あい路要因の大きな要因の一つである補償額不満の解消に役立つものと考えられる。

以上の通り、上記施策に取り組むことにより、現在年度ごとに多少の上下がある用地あい路率を下方に引き下げ、目標年度には用地あい路率の目標値を達成させることができるものと期待できることから、A-2と評価し、引き続き施策を推進する必要がある。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

- ・用地補償基準の適正化等に関する検討
経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目か

ら計画的に見直しを行っていくため策定した「補償基準等見直しアクションプラン」に基づき、見直しの必要性の高い建物に関する補償基準等の見直しに向けた検討を行う。

予算額: 12,325千円(平成24年度)

(平成25年度以降)

用地補償基準の適正化等に関する検討

経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目から計画的に見直しを行っていくため策定した「補償基準等見直しアクションプラン」に基づき、随時検討を行う予定。

担当課等(担当課長名等)

担当課: 土地・建設産業局地価調査課公共用地室(室長 森田 真弘)

施策目標個票

(国土交通省23-③)

施策目標	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	不動産市場の透明性を確保し、取引の円滑化・活性化を図るため、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供の充実を図るとともに、安心・安全のための消費者保護施策等を進めていくことにより、不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進していく。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>平成23年度においては、厳しい市況の中で、不動産証券化実績総額の指標では伸び悩みが見られたが、地価情報や取引価格情報の提供等の施策を実施することにより、取引価格情報を提供するホームページへのアクセス件数が大幅に増加し、また、指定流通機構への物件情報の登録件数も増加する等、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供の充実について概ね成果がみられた。</p> <p>平成24年度においても、引き続き、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供の充実を図るとともに、消費者の安心・安全のための消費者保護施策等を進めていくことにより、不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進し、もって、不動産市場の透明性を確保し、取引の円滑化・活性化等を図っていく。</p>

		初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
業績指標	173 不動産証券化実績総額	33兆円	42兆円	45兆円	47兆円	49兆円	51兆円	B-2	66兆円
	年度ごとの目標値	/							
	174 指定流通機構(レインズ)における売却物件の登録件数	229千件	285千件	304千件	276千件	290千件	316千件	A-4	274千件
	年度ごとの目標値	/							
	175 宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者数に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の認証件数の割合の推移(5年間平均)	0.37%	0.32%	0.28%	0.26%	0.23%	0.22%	A-4	0.30%
	年度ごとの目標値	/							
	176 マンション管理組合数に対するマンション管理業に関する紛争相談件数の割合の推移	0.20%	0.25%	0.23%	0.19%	0.37%	0.75%	B-5	0.16%
	年度ごとの目標値	/							
	177 地価情報を提供するホームページへのアクセス件数	25,389,634	32,031,644	34,317,995	32,297,267	69,317,446	49,399,671	A-2	41,000,000
	年度ごとの目標値	/							
178 取引価格情報を提供するホームページへの①アクセス件数(上段)、②取引価格情報の提供件数(下段)	①22,659,447 ②63,636	①27,178,872 ②330,144	①28,288,916 ②629,890	①35,670,962 ②909,660	①79,899,277 ②1,181,563	①86,945,618 ②1,374,969	①A-2 ②A-2	①8,000万件 ②125万件	
年度ごとの目標値	/								
179 低・未利用地の面積	13.1万ha	-	12.2万ha	-	-	-	A-2	13.1万ha	
年度ごとの目標値	/								

	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
		当初予算(a)	6,040	5,227	4,631	4,722
予算の状況 (百万円)	補正予算(b)	34	0	63	-	/
	前年度繰越等(c)	0	0	0	-	/
	合計(a+b+c)	6,074	5,227	4,694	4,722	/
	執行額(百万円)	5,951	5,073	/	/	/
翌年度繰越額(百万円)		0	0	/	/	/
不用額(百万円)		123	154	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	土地・建設産業局	作成責任者名	不動産課 (課長 野村 正史)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	----------	--------	--------------------	----------	---------

業績指標 173

不動産証券化実績総額

評 価

B-2	目標値：66兆円（平成23年度） 実績値：51兆円（平成23年度） 初期値：33兆円（平成18年度）	(注5)
-----	----------------------------------------------------------	------

(指標の定義)

主たる投資対象を不動産とするJリート(注1)、不動産特定共同事業(注2)、資産流動化法スキーム(注3)、合同会社-匿名組合出資スキーム(注4)等の活用による不動産証券化の実績総額(注5)

- (注1) Jリート(不動産投資法人)とは、多くの投資家から資金を募り、オフィスビル・賃貸マンション等の収益不動産を購入、そこから生じる賃料や売却益等を投資家に分配する仕組みの商品。
- (注2) 複数の投資家が出資して、許可を受けた不動産会社等(不動産特定共同事業者)が現物不動産を取得し、不動産賃貸事業等を行い、その収益を投資家に分配するスキーム。
- (注3) 資産流動化法に基づき設立された特定目的会社のことを指す。
- (注4) 不動産の証券化(オフィスビルや賃貸マンション等の不動産信託受益権を担保に、証券を発行して投資家から資金を調達する手法のこと。投資家は賃料収入などの収益に基づいて、利払いや配当などを受ける。)のために活用されるペーパーカンパニー。
- (注5) 不動産証券化の総額の算出に当たっては、各証券化スキームによる不動産(不動産信託受益権を含む)の取得総額を累積加算している。

(目標設定の考え方・根拠)

[目標設定の考え方]

不動産の証券化は、約1,500兆円といわれる個人金融資産を不動産市場に呼び込み、不動産取引の活性化や優良な都市ストックの形成を可能にするものである。主な不動産の証券化手法であるJリートスキーム等の活用により証券化された不動産の資産額累計は、Jリート等が取得した不動産の取得額の累計であるため、Jリート等の不動産取得の状況は、不動産投資市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大ならびに活性化の状況を示すものであることから、業績指標として採用している。

[根拠]

これまで、当該業績指標が着実に伸びるよう、政策を打ってきたところであるが、今後もその伸びを維持し、その上さらに拡大(過去5年間の証券化実績(単年度の伸び)の平均額以上に伸びを拡大)させるために、不動産証券化市場活性化のための不動産投資市場の環境整備を進めていき、初期値の2倍となる66兆円という目標を目指す。

(外部要因)

国内・海外の景気動向、金融機関の不良債権処理、企業の資産リストラの動向、金融市場の動向

(他の関係主体)

金融庁(「投資信託及び投資法人に関する法律」「資産の流動化に関する法律」を所管している)

(重要政策)

日本再生の基本戦略(平成23年12月24日閣議決定)(抄)

「各分野において当面、重点的に取り組む施策

(1) 更なる成長力強化のための取組(経済のフロンティアの開拓)

③ 新たな資金循環による金融資本市場の活性化

○ 不動産投資市場の活性化による資産デフレの脱却

不動産投資市場に資金を呼び込み、取引の流動性を高めて不動産価値、さらには都市機能の向上を図るため、市場の透明性の向上、J-REIT市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度の整備を推進する。」

【施政方針】

なし

【閣議決定】

不動産特定共同事業法(平成6年6月29日法律第717号)の一部を改正する法律案(平成24年2月28日閣議決定)

【閣決(重点)】

なし

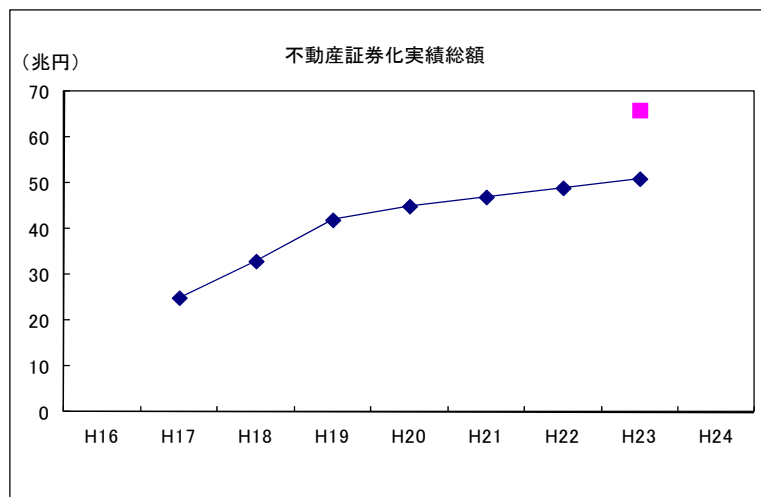
【その他】

国土交通省政策集2010 1. 我が国の成長・活力を牽引する主要政策(抄)

「・不動産投資市場の活性化

遊休化・老朽化した不動産のリニューアルや環境投資の促進のためには不動産投資市場における民間の知恵と資金を活用することが必要なことから、新たな証券化手法を追加的に創設するとともに、不動産に関する情報の整備・提供の充実等を図ることにより、不動産再生による成長戦略を推進する。」

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
42兆円	45兆円	47兆円	49兆円	51兆円



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案の国会提出
建築物の耐震化や民間施設の整備など都市機能の更新に民間資金の導入を促進するため、倒産隔離型の不動産特定共同事業を可能とするべく、一定の要件を満たす特別目的会社（SPC）が不動産特定共同事業を実施できるよう、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案を第180回通常国会に提出した。
- ② Jリート及び特定目的会社に係る不動産取得税の特例措置の延長（不動産取得税）
Jリート及び特定目的会社の物件取得に係る不動産取得税について、平成23年度税制改正において、課税標準から控除される額を3/5に見直しの上、適用期限を2年（平成25年3月31日まで）延長し、不動産証券化のための環境整備を行った。
- ③ Jリート及び特定目的会社に係る登録免許税の特例措置の延長（登録免許税）
Jリート及び特定目的会社の物件取得に係る登録免許税の特例措置について、平成22年度税制改正において、適用対象となる不動産から倉庫及びその敷地を除外するとともに、所有権の移転登記の軽減税率（本則：1000分の20）にあつては、以下の通り税率を段階的に引き上げた上、その適用期限を3年（平成25年3月31日まで）延長し、不動産証券化のための環境整備を行った。
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 1000分の8
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 1000分の11
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 1000分の13
- ④ 国土交通省、金融庁、東京証券取引所、不動産証券化事業者等からなる「投資家に信頼される不動産投資市場確立フォーラム」（平成24年3月）において、不動産特定共同事業法改正などについて報告を行った。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度末までは、平成18年度に見込んだ最終目標までのトレンド（※年度平均6.6兆円の伸びが必要。平成20年度末時点で累積目標4.6兆円。）に概ね沿った動きをみせ、平成20年度末時点で4.5兆円の実績を示してきた。しかしながら、いわゆるリーマンショックと呼ばれる世界的な金融・資本市場の混乱、信用収縮等の影響により、翌平成21年度の不動産証券化実績は1.7兆円に留まった。

その後、金融・資本市場における資金調達環境は回復、平成21年度下期頃から徐々にJリートの公募増資・投資法人債の発行も再開され、それに併せて物件取得も積極的に行われるようになった。しかしながら、不動産証券化実績は最終目標までのトレンドには及ばず、平成22年度は2.2兆円（累積4.9兆円）に留まった。

目標期間の最終年度である平成23年度は、平成22年度末に発生した東日本大震災による不動産投資市場への影響も限定的であり、平成22年度と同様のトレンドを継続するが、年央頃から深刻化した欧州の政府債務危機等により、資本市場における資金調達環境が悪化した影響もあり、不動産証券化実績総額は前年微増の2.3兆円、累積5.1兆円となった。

平成23年度末に目標値6.6兆円の達成はできなかったが、平成22年度以降Jリートを中心に資金調達環境等が改善し、公募増資の再開から資産取得による外部成長へという動きが活発になっている。

加えて、平成25年度に予定される「投資信託及び投資法人に関する法律」（金融庁）の改正により、Jリートの資金調達手法の多様化等の実現が見込まれ、今後も更にJリートによる物件取得が進んでいくと考えられる。

(事務事業の実施状況)

- ・ Jリート等に係る不動産流通税の特例の適用申請について、審査等の適正な運用を行った。
 - ・ 不動産特定共同事業法、宅地建物取引業法（取引一任代理等の認可）等、法律の適正な運用を行った。
- <税制の軽減措置について>
- ・ 登録免許税及び不動産取得税の軽減措置は、Jリート及び特定目的会社が不動産を取得する際の経済的なインセンティブとして有効に機能している。税制支援があるJリート・特定目的会社について、両者に特例が適用された平成13年度から平成23年度末までの証券化実績の伸び率は、それぞれ17.1倍と13倍であるのに対し、税制支援のない私募ファンドの伸び率は5.6倍であり、税制の寄与分は高く、減収額を是認するような有効性が認められる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年度末までは最終目標までのトレンドに概ね沿った動きをみせてきたものの、目標立案当初（平成18年度）に想定していなかった世界的な金融危機の影響により、その後の新規物件取得が低調となり、平成23年度の不動産証券化実績総額は51兆円に留まった。

一方、平成23年度は不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案を国会提出し、平成24年度以降、法案成立後の関連する政令・省令の早期施行により、民間資金の導入を通じた不動産再生事業、不動産の証券化が促進されると考えられる。

また平成25年度に予定される「投資信託及び投資法人に関する法律」（金融庁）の改正により、Jリートの資金調達手法の多様化等が見込まれ、今後も更にJリートによる物件取得が進んでいくことが考えられる。

上記を踏まえ、また金融・資本市場における資金調達環境の改善等による寄与分等も考慮すると、次年度以降も継続して不動産証券化実績が進んでいくことが考えられるため、B-2と評価した。

今後、不動産投資市場が長期安定的に発展していくためには、年金基金等の投資期間が長期安定的な資金が市場に円滑に供給されること等、様々な不動産投資環境の整備が必要であり、「投資家に信頼される不動産投資市場確立フォーラム」「不動産投資市場戦略会議」の提言等を踏まえ、平成24年度以降、新たな目標設定を行い、引き続き不動産投資市場の課題についての検討を行っていく。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- ・ 国会での法案成立後、不動産特定共同事業法に関する政令・省令の検討、早期の施行を目指す。
- ・ 平成25年度税制改正要望において、Jリート及び特定目的会社の不動産取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置、並びにJリート及び特定目的会社に係る登録免許税の特例措置の延長要望を行い、不動産証券化のための環境整備を継続して行う。
- ・ 金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」へのオブザーバー参加を通じて、「投資信託及び投資法人に関する法律」（金融庁）の一部改正に向け、金融庁に対して建設的に協力していく。

(平成25年度以降)

- ・ 「不動産特定共同事業法」や「投資信託及び投資法人に関する法律」の一部改正による制度改正等を踏まえ、金融庁と連携して不動産市場の活性化に向けた取り組みを継続。

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局不動産市場整備課（課長 石川卓弥）
土地・建設産業局土地市場課（課長 西川智）

業績指標 174
指定流通機構（レインズ）における売却物件の登録件数

評 価	
A-4	目標値：274千件（平成23年度） 実績値：316千件（平成23年度） 初期値：229千件（平成18年度）

（指標の定義）
 年度末における指定流通機構（レインズ）（注1）の売却物件登録件数（注2）

（注1） 指定流通機構（レインズ）とは、宅地建物取引業法により指定された不動産流通機構が保有する不動産物件情報交換システム（Real Estate Information Network System）を指すが、レインズという名称は、不動産流通機構（指定流通機構）の通称にもなっている。指定流通機構は、宅地建物取引業者が流通に関与する売却物件情報を、システム上で多数の宅地建物取引業者が共有し、迅速な情報交換を行うことで、不動産流通の円滑化を図ることを目的に創設された。

（注2） 指定流通機構（レインズ）には、宅地建物取引業者が売却依頼を受けた物件が登録されることから、中古物件（マンション・戸建住宅等）及び土地が登録物件の大半を占める。なお、目標値は各年度末時点における流通在庫数を示す。

（目標設定の考え方・根拠）
 宅地建物取引業法は、専任媒介契約・専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者に指定流通機構への物件情報の登録及び成約情報の報告を義務づけている。よって指定流通機構における売却物件登録件数は、中古物件の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する物件の流通量を反映しており、不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。

目標については、住生活基本計画における既存住宅の流通シェアの増加（平成15年13%から平成27年23%）の目標を踏まえた数値（261千件）から、指定流通機構による取引情報公開の充実等の施策の効果等を見込み（5%増）、当該目標値を設定した。

（外部要因）
 不動産市場動向（地価・住宅価格の下落等）、金融市場の動向（金融機関の融資姿勢の変化による資金調達可能額の変化・金利動向等）

（他の関係主体）
 なし

（重要政策）
【施政方針】

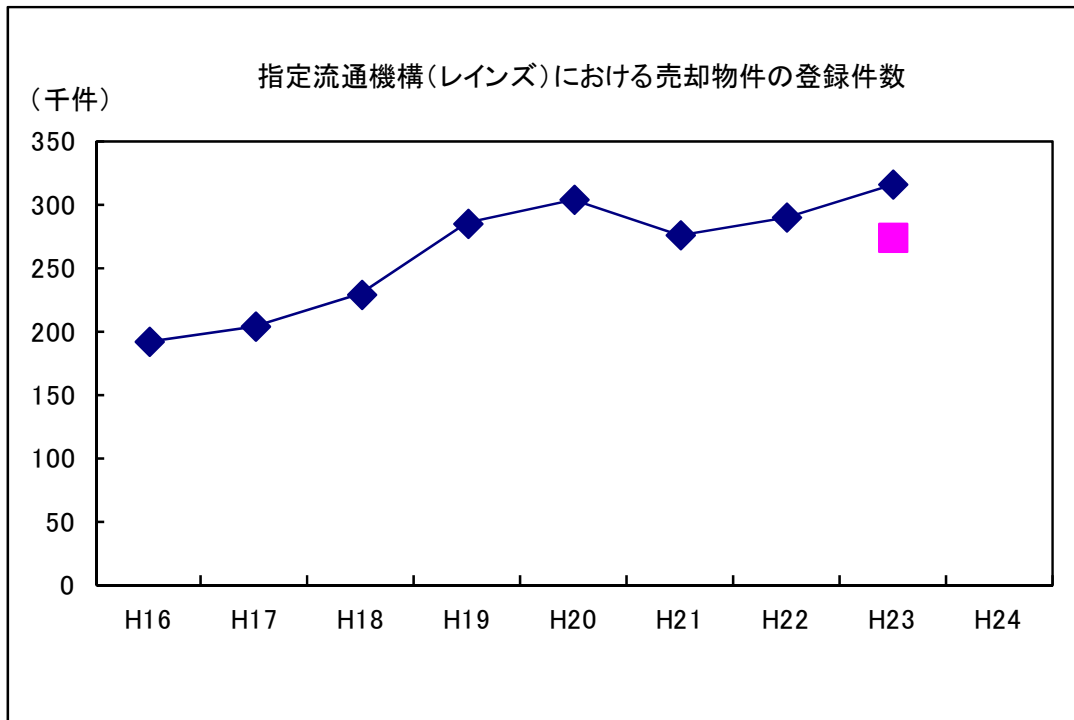
【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月27日）
 第2章 5. 中小企業の活性化と研究開発の強化 ①中小企業の活性化
 「ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発、人材の育成・活用などによる雇用のミスマッチ解消、国内外市場の販路開拓、経営や事業再生の支援、「独占禁止法」、「下請法」等による取締り強化等を通じて、中小企業を総合的に支援する。」
- ・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）
 第2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標並びにその達成のために必要な基本的な施策
 3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備
 ① 既存住宅が円滑に活用される市場の整備
 「既存住宅流通市場及びリフォーム市場に関する情報不足等による消費者の不安を解消し、併せて、合理的な価格査定を促進すること等により、既存住宅の活用を図る。」

【閣決（重点）】

【その他】
 国土交通省成長戦略会議 5. 住宅・都市分科会
 Ⅲ. 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略
 1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化
 「住宅市場をとりまく状況が大きく変化する中で、質の高い新築住宅の供給と中古住宅の流通・リフォーム市場の整備の二本の柱で住宅市場の活性化を推進することが必要である。」

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
285千件	304千件	276千件	290千件	316千件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・不動産市場における情報インフラの整備
不動産統合サイト(注3)について「インターネット普及環境下における消費者保護と利便性向上のための公的情報インフラ」としての機能を拡充し、不動産取引に臨む消費者にとって有益な情報を提供。
 - ・価格査定マニュアルの策定と普及促進
宅地建物取引業者が、不動産の価格査定の根拠として活用できるよう価格査定マニュアル(注4)を策定するとともに、既存住宅の質やリフォームなどの維持管理状況等を適切に価格査定に反映できるよう適宜改定を実施。
 - ・指定流通機構を活用した不動産取引情報の提供
消費者による相場観の把握等を支援する観点から、指定流通機構(レインズ)が保有する不動産取引価格情報を活用し、不動産取引情報提供サイト(RMI)を通じて提供。
- (注3) 不動産流通4団体の所属業者が取り扱う売却物件情報等を集約した情報提供サイト。(通称「不動産ジャパン」)不動産取引に必要な基礎情報を掲載するなど、消費者の利便性向上等を目的に平成15年10月に開設された。
- (注4) 財団法人不動産流通近代化センターが発行する中古住宅等の価格査定を行うためのプログラム。主として宅地建物取引業者が依頼者に対して媒介価額の意見の根拠の明示等を行う場合に利用する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向) 指定流通機構における売却物件の登録件数は前年度比約9.0%増の316千件となり、引き続き目標値を上回る件数となった。現在、全ての指定流通機構はインターネット対応となるなど、不動産業全体のIT化が進んでいること、また不動産統合サイトが不動産取引に臨む消費者の保護を推進することを目的にリニューアルされるなど、不動産流通市場の環境整備は着実に進んでいるものと考えられる。

(事務事業の実施状況)

- ・平成20年度不動産統合サイト運営協議会及び幹事会にて、不動産統合サイト活性化に向けた具体的検討を進め、平成21年4月に公的サイトとして消費者保護の立場を重視した内容の拡充を実施。
また、平成21年度実施した「かしこい消費者が育つインフラの整備検討委員会」の議論を踏まえて作成された不動産知識の普及啓発のためのインターネットコンテンツを不動産ジャパンに掲載し、広く消費者へ提供した。
- ・戸建住宅の価格査定マニュアルについて、住宅の質及び管理状況に係る評価の必要性や市場動向等を見据えつつ、平成21年7月に改訂を実施。住宅地・既存マンションの価格査定マニュアルについても平成22年7月に改訂を実施。
- ・平成19年4月より、不動産取引価格情報提供サイトを本格稼働させ、平成21年3月及び平成24年3月に提供情報の拡充および機能性の向上に関する改修を実施。平成23年度のPV(ページビュー)数は前年度比5.2%増加(平成22年度608,797件、平成23年度640,320件)
- ・平成21年1月に東日本指定流通機構(東日本レインズ)において情報項目の拡充、情報処理能力の向上、及び利便性向上の各種機能を追加する大規模なシステム改修を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は316千件と前年度比増となり、目標値を上回っている。なお、施策は継続するものの、業績指標については、指定流通機構の「売却物件の登録件数」から、より不動産流通市場の活性化の度合いを反映するものと考えられる「成約報告件数」に変更するため、A-4と評価した。引き続き、既存住宅流通を推進するとともに、不動産市況の悪化などの環境変化に迅速かつ適切に対応するため、不動産流通市場の環境整備を図るための取組を推進する。

- ・現在進めている不動産流通市場活性化フォーラムでの提言（平成24年6月取りまとめ予定）を受け、既存住宅流通促進のための施策の策定、実施を進める。
- ・不動産統合サイトについては、急速なIT化に対応し、消費者保護に資する情報インフラ整備を推進するために、引き続きコンテンツの充実に向けた取組を実施する。
- ・不動産取引情報提供サイトについては、継続して消費者への普及・啓発活動を実施する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

- ・不動産統合サイトについては、サイト運営者である不動産流通近代化センターと協力して、引き続き不動産統合サイト活性化に向けたコンテンツ拡充の方策を検討するとともに、その普及と利用を促進する。
- ・中古不動産流通市場活性化について、宅地建物取引業者の総合コンサルティング機能の強化や消費者向け情報提供の充実のため、平成24年度に中古不動産流通市場の活性化に関する調査検討業務を実施予定（予算額：1.2億円）。

（平成25年度以降）

- ・中古不動産流通市場活性化のため、上記宅地建物取引業者と総合コンサルティング機能の強化や消費者向け情報提供の充実等に係る調査検討業務について、内容拡充の上継続して実施予定。
- ・不動産流通システムの整備に必要な税制・法改正のための調査検討業務を実施予定。

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局不動産課（課長 野村 正史）

関係課：

業績指標 175

宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者数に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の認証件数の割合の推移

評価	
A-4	目標値：0.30%（平成19～23年度の5年間平均） 実績値：0.22%（平成19～23年度の5年間平均） 初期値：0.37%（平成13～17年度の5年間平均）

（指標の定義）

宅地建物取引業保証協会の社員数に対して、弁済業務保証金の還付を受ける権利を有する者が、その権利を実行するために必要となる宅地建物取引業保証協会の認証件数の占める割合の推移

（分子）＝弁済業務保証金の還付を受ける権利を有する者が、その権利を実行するために必要となる宅地建物取引業保証協会の認証の件数

（分母）＝宅地建物取引業保証協会の社員数（平成23年度末現在119,813）

（目標設定の考え方・根拠）

不動産取引における紛争においては、重要事項説明に係るものや報酬に係るものなど宅地建物取引業法に基づき適切に業務がなされていないことに起因するものが多く見受けられる。

宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者との取引により損害を受けた者は、宅地建物取引業保証協会の認証により一定額の保証金の還付を受けることができるため、当該認証件数が不動産取引における紛争の一定数を表していると考えられることから、業績指標として採用。

なお、業績指標を単に宅地建物取引業保証協会の認証件数とせず、宅地建物取引業保証協会の社員数を分母とし、宅地建物取引業保証協会の認証件数を分子としているのは、宅地建物取引業保証協会の社員の増減を勘案する必要があるためである。また、業績指標を5年間の平均をしているのは、不動産取引に関して社会的関心を集める事件等の発生により単年度では数値が大きく変動する可能性があるためである。

宅地建物取引業者のコンプライアンスの向上と消費者保護を図るため、宅地建物取引業者に対する監督処分基準の制定・公表等の政策を打ってきたところであり、最近の傾向は、初期値（0.37%）から約2割減少した目標値（0.30%）を下回って推移してきており、今後も宅地建物取引業者のコンプライアンスの向上等に資する施策を一層進めていくことにより、初期値（0.37%）から約2割減少した値（0.30%）を目指す。

（外部要因）

不動産市場の動向、不動産取引に関して社会的関心を集める事件等の発生

（他の関係主体）

各都道府県、各宅地建物取引業保証協会

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

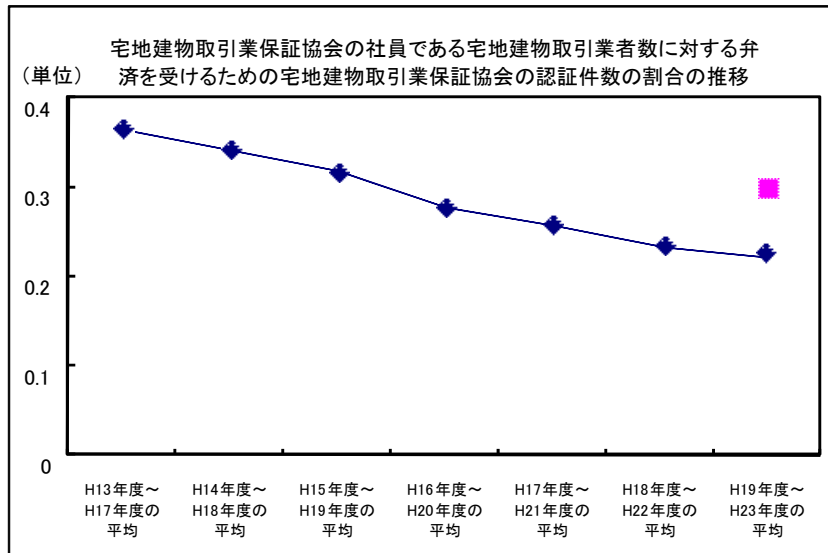
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H13～H17	H14～H18	H15～H19	H16～H20	H17～H21	H18～H22	H19～H23
0.37%	0.34%	0.32%	0.28%	0.26%	0.23%	0.22%



事務事業の概要
主な事務事業の概要

当該業績指標の目標値達成のためには、宅地建物取引業者のコンプライアンスの向上と消費者保護に資する施策を進めていく必要があるため、以下の事務事業等を継続的に実施するものである。

- ・宅地建物取引業法違反行為に関する情報収集・調整等及び監督処分基準の厳格な適用
- ・各地方整備局等における全国一斉及び随時の立入検査の実施

関連する事務事業の概要
 該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者数に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の認証件数の割合について、平成15年度以降減少傾向にあり順調に推移しており、平成19年度～平成23年度の平均値は0.22%となっており、目標値である0.30%を下回っている。

(事務事業の実施状況)

国土交通省本省及び地方整備局等担当課において一般消費者からの不動産取引に関する相談等に対して適切な助言を行っており、また、宅地建物取引業者に対する立入検査等を計画的に実施したほか、宅地建物取引業法を所管する行政庁の連携という観点から、国、都道府県により構成する主管者協議会において、各行政庁が取り扱うトラブル事例を持ち寄りその解決方法を議論する担当者レベルの会議を全国6ブロックで開催するなど、情報並びに問題意識の共有化をはかり、苦情対応や宅地建物取引業者への監督指導の適確性の向上につとめているところである。

以上のように、消費者保護や取引の安全を確保し、業者のコンプライアンスの向上及び不正行為の未然防止に資する施策を実施しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、平成15年以降順調に減少傾向にあり、目標年度に目標値を達成したことから業績指標を廃止するため、A-4と評価した。

今後も引き続き、宅地建物取引業者のコンプライアンス向上に資する施策を進め、目標達成に向けて取り組んでいく。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)
 担当課：土地・建設産業局不動産課不動産指導室(室長 綿谷真一)

業績指標 176

マンション管理組合数に対するマンション管理業に関する紛争相談件数の割合の推移

評価

B-5	目標値：0.16%（平成23年度） 実績値：0.75%（平成22年度） 初期値：0.20%（平成17年度）
-----	-------------------------------------------------------------

(指標の定義)

マンション管理組合数に対して、国土交通省のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「適正化法」という。）主管課で扱ったマンション管理業に関する紛争相談件数が占める割合の推移

(分子) = 適正化法主管課で扱ったマンション管理業に関する紛争相談件数

(分母) = マンション管理組合数

(目標設定の考え方・根拠)

[根拠]

主な紛争相談者がマンション管理組合であることから、マンション管理組合の数を分母とし、マンション管理業に関する紛争相談件数を分子として業績指標を構成。なお、業績指標を単にマンション管理業者に関する紛争相談件数としないのは、マンション市場の近年の動向から今後の増加が見込まれることを勘案する必要があるためである。

[目標設定の考え方]

マンション管理業に関する紛争相談においては、重要事項説明に係るものや、契約成立時の書面の交付に係るものなど、適正化法に基づき適切に業務がなされていないことに起因するものも多く見受けられる。マンション管理業者のコンプライアンス向上を図るため、マンション管理業者に対する監督処分基準の制定・公表等の政策を打ってきたところであるが、今後もマンション管理業者のコンプライアンスの向上に資する施策を一層進めていき、初期値（0.20%）から2割減少した値（0.16%）を目指す。

(外部要因)

マンション市場の動向、マンション管理に関して社会的関心を集める事件等の発生、マンション住民の世帯形態の変化、マンション管理業者数の推移

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

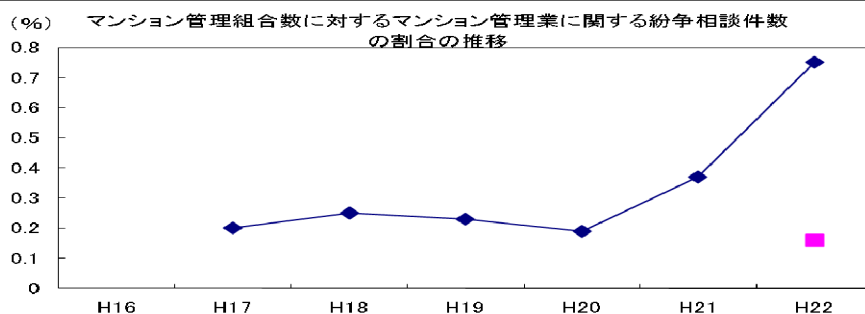
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21	H22
0.20%	0.25%	0.23%	0.19%	0.37%	0.75%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

当該業績指標の目標値達成のためには、マンション管理業者のコンプライアンス向上に資する施策を進めていく必要があるため、以下の具体的な事務事業等を継続的に実施するものである。

- ・ 適正化法違反行為に関する情報収集・調査等と監督処分基準の厳格な運用
- ・ 各地方整備局等における全国一斉及び随時の立入検査の実施
- ・ 関係団体に対し会員業者に対する指導等の要請

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

分析結果：「目標を達成しなかった」

マンションのストック戸数及び管理組合数は、平成17年度から22年度までの間、一定の割合で増加している。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
マンションのストック戸数	4,898	5,108	5,341	5,492	5,663	5,736	(単位：千戸)
管理組合数	81,471	84,740	87,712	89,241	91,897	92,859	(単位：組合)

※ 社団法人高層住宅管理業協会「マンション管理受託動向調査」のデータ及び当該データからの推計値

一方で紛争・相談件数は、平成18年度は対前年度比30%増となったものの、平成19年度は対前年度比6%減、平成20年度は対前年度比17%減となったが、平成21年度は対前年度比103%増、平成22年度も対前年度比104%増となった。

平成23年度は前年に引き続き本来管理組合内部の問題にかかる相談が増加していることや、平成22年に制度改正を行った財産の分別管理に関する相談も大きく増加した。これは制度改正の影響もあり、平成22年度の増加がマンション管理業者のコンプライアンスの向上に資する施策の浸透がされていない結果かどうか判断ができない状況である。

(事務事業の実施状況)

平成23年度においても、全国一斉立入検査において、148社に対して立入検査を行った結果、73社に是正指導を行ったほか、関係団体に対して引き続きマンション管理業務全般に向けた会員指導等を図るよう要請するなど、各事務事業を継続的に実施したところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

評価：「B-5」

H21年度に引き続きH22年度も相談件数が大きく増加し、結果的に目標年度では、目標を達成できなかったため、B-5と評価した。

目標値に及ばなかった要因として、平成22年度に制度改正があり、制度改正のうち財産の分別管理に係る相談や管理組合内部の問題にかかる相談などの件数が大きく増加したため、実績値が目標値と乖離する結果となった。

相談件数は増加したものの、その結果が直ちにマンション管理業者のコンプライアンスの浸透の成否を判断につながるまでとは言えず、適切な評価が困難であることから、指標を廃止するものである。

ただし、マンション管理業者の法令遵守については、適切なマンション管理の観点から重要なことであり、今後も全国一斉立入検査での是正指導等、コンプライアンス向上に資する施策は継続的に実施していくものである。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・建設産業局不動産課不動産指導室(室長 綿谷 真一)

業績指標 177

地価情報を提供するホームページへのアクセス件数

評 価

A-2	目標値：41,000,000件（平成23年度） 実績値：49,399,671件（平成23年度） 初期値：25,389,634件（平成18年度）
-----	-------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

地価公示及び都道府県地価調査に係るホームページへの年間アクセス件数
 土地の価格
<http://tochi.mlit.go.jp/kakaku>
 標準地・基準地検索システム
<http://www.land.mlit.go.jp/landPrice/AriaServlet?MOD=0&TYP=0>

(目標設定の考え方・根拠)

平成22年度の実績値（69,317,466件）が目標値（34,200,000件）を大幅に上回ったことを踏まえ、目標値の見直しを行い、平成23年度においても高水準を維持することにより着実に地価情報の提供・普及を進めるため、目標値を41,000,000件と設定した。これは、平成22年度の実績より低い値であるが、平成22年度はリーマンショック後の地価下落傾向からの転換傾向がみられた変わり目の時期であることから、地価情報が非常に注目を集めたという外部要因に起因すると推定されるため、この状態が続くと想定するのではなく、初期値から平成21年度までの増加傾向が継続した場合の平成23年度の予測値（近似曲線による予測による）を目標値としたものである。

(外部要因)

- ・社会経済状況の変化を背景とする不動産市場の動向
- ・国民におけるインターネット利用環境の改善

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

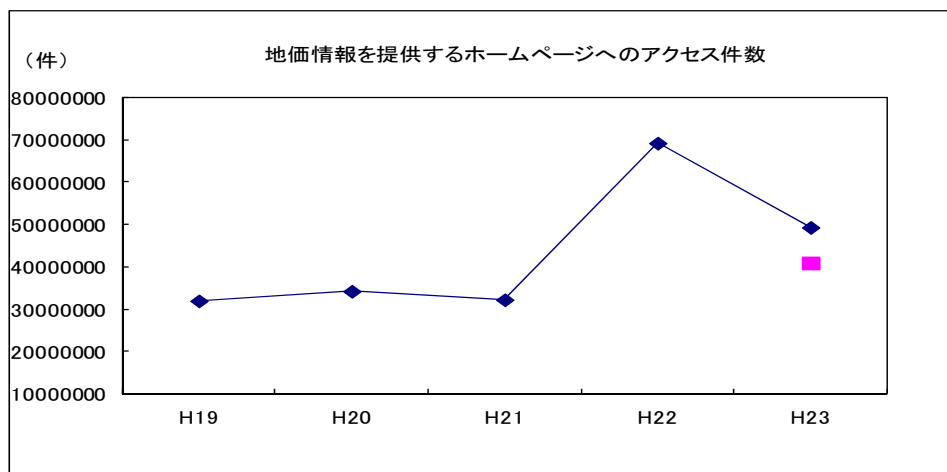
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
32,031,644件	34,317,995件	32,297,267件	69,317,446件	49,399,671件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・地価公示の的確な実施
全国26,000地点において地価公示を的確に実施した。
予算額：3,746百万円（平成23年度）
- ・主要都市における高度利用地の地価分析調査
地価動向を先行的に表しやすい三大都市圏等の主要都市の高度利用地について、四半期毎の地価動向、不動産鑑定士によって把握された不動産市場の動向に関する情報、地方整備局が行った地元の不動産関係者からのヒアリングによる情報を取りまとめ、公表した。
予算額：84百万円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度の実績値は、平成22年度より減少したが目標値を達成した。この背景としては、東日本大震災後に地価の下落率は拡大していたが、被災地を除き比較的早期に回復傾向を示し地価の下落率が縮小しており、地価の傾向の変わり目として、平成22年度に引き続き高い関心を集めたと推測される。

（事務事業の実施状況）

地価公示及び都道府県地価調査については、それぞれ年1回実施しており、その結果をホームページへ掲載している。平成19年度からは、これに加え、主要都市の地価動向を先行的に表しやすい高度利用地について、四半期ごとに地価動向分析を行い、ホームページへの掲載等により広く一般に公表しており、平成23年度は、四半期ごとに4回公表した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

2年連続で目標値を上回る実績値があり、ホームページでの情報提供を継続することからA-2と評価した。これを踏まえて、目標値の見直しを行い平成28年度の目標値を55,000,000件と設定する。引き続き、地価公示、都道府県地価調査結果のとりまとめ及び主要都市の高度利用地の地価動向分析調査を実施し、広く一般に公表していくこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

【行政事業レビュー「公開プロセス」における評価結果】（平成24年6月15日）

（評価結果）

抜本的改善：他の土地評価制度との関係を整理した上で、標準地の地点数の絞り込みを行い、より効率的に事業を執行すべき。

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局 地価調査課（課長 姫野 和弘）

関係課：

業績指標 178

取引価格情報を提供するホームページへの①アクセス件数、②取引価格情報の提供件数

評価

①A-2	①目標値：80,000,000件（平成23年度） 実績値：86,945,618件（平成23年度） 初期値：22,659,447件（平成18年度）
②A-2	②目標値：1,250,000件（平成23年度） 実績値：1,374,969件（平成23年度） 初期値：63,636件（平成18年度）

(指標の定義)

- ①取引価格情報を提供するホームページである「土地総合情報システム」
 (<http://www.land.mlit.go.jp/webland/>)への年間アクセス件数
- ②アンケートによる取引価格情報の収集を通じた、取引価格情報の提供件数

(目標設定の考え方・根拠)

- ①取引価格情報の提供内容の拡充、取引価格情報を提供するホームページの利便性向上の取組み等の効果を見込んで、アクセス件数については8,000万件/年を平成23年度の目標とした。
- ②また、同様に提供件数については125万件/累計を平成23年度の目標とした。

(外部要因)

- ・社会経済状況の変化を背景とする不動産市場の動向
- ・国民におけるインターネット利用環境の改善

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日）

3 分野別措置事項

12 住宅・土地、公共工事関係

ア 住宅・土地

④不動産取引価格情報の開示

a 国土交通省は、法務省と連携し、現行制度の枠組みを活用して、取引当事者の協力により取引価格等の調査を行い、国民に提供するための仕組みを構築する。

b 上記の仕組みに基づき、取引当事者の協力により取引価格情報の調査・提供を行う。

【閣決（重点）】

なし

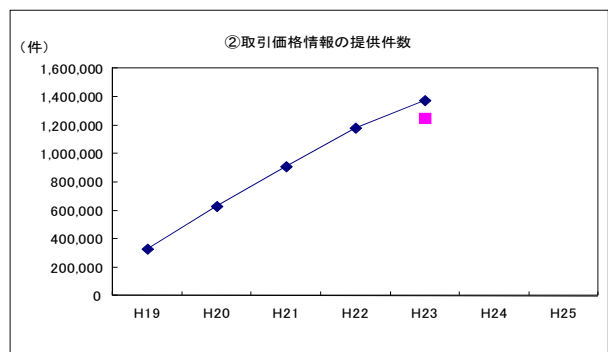
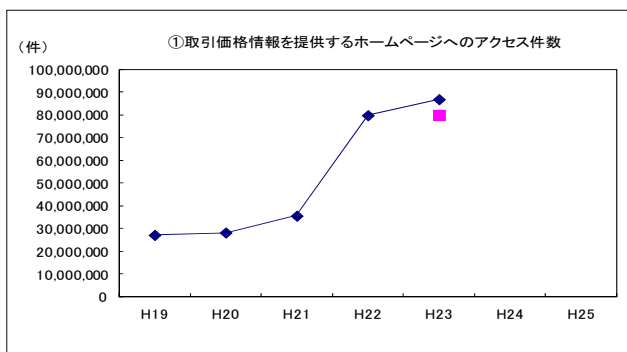
【その他】

なし

過去の実績値

(年度、件)

	H19	H20	H21	H22	H23
① アクセス数：	27,178,872	28,288,916	35,670,962	79,899,277	86,945,618
② 提供件数：	330,144	629,890	909,660	1,181,563	1,374,969 (平成23年第4四半期まで)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

不動産市場の透明化、取引の円滑化・活性化等を図るため、全国を対象地域として取引価格等の調査を行い、物件が容易に特定できないように配慮しつつ不動産取引の際に必要な取引価格情報等の提供を行う。さらに、回収率向上のための施策を講ずるとともに、取引価格情報の各種政策での活用方策について検討を行う。

予算額：不動産市場整備等推進調査費 3.3 億円（平成 23 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①取引価格情報を提供するホームページ(<http://www.land.mlit.go.jp/webland/>)へのアクセス件数

平成 19 年度以降、取引価格情報を提供するホームページへのアクセス件数は順調に増加し、平成 23 年度のアクセス件数は 86,945,618 件と目標値 8000 万件を達成した。

②アンケートによる取引価格情報の収集を通じた、取引価格情報の提供件数

平成 19 年度以降、取引価格情報の提供件数は順調に増加し、平成 23 年第 4 四半期までで取引価格情報の提供件数は 1,374,969 件と目標値 125 万件／累計を達成した。

（事務事業の実施状況）

①取引価格情報を提供するホームページ(<http://www.land.mlit.go.jp/webland/>)へのアクセス件数

取引価格情報を提供するホームページ (http://www.land.mlit.go.jp/webland_english/top.html) について、表示方法・項目の見直し、地図の表示速度の改善、ダウンロード機能・検索機能の追加等のホームページの利便性向上の取組みを継続的に実施した。

②アンケートによる取引価格情報の収集を通じた、取引価格情報の提供件数

不動産の取引価格情報提供制度に関するパンフレットを作成し、住宅展示場・金融機関・不動産関連団体等に対して配布する等の広報活動を継続的に実施することにより、調査開始当時（平成 17 年 7 月）のアンケート調査票回収率（約 25%）が順調に向上し、直近 1 年間（平成 23 年）のアンケート調査票回収率は約 34% となった。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①取引価格情報を提供するホームページ(<http://www.land.mlit.go.jp/webland/>)へのアクセス件数

目標値を達成しており、A-2 と評価した。取引価格情報を提供するホームページへのアクセス件数は順調な成果を示していることから、これを踏まえて目標値の見直しを行い、平成 28 年度の目標値を 1 億 2,000 万件と設定する。

取引価格情報の収集・提供を引き続き適切に進めるとともに、ホームページについて機能を改善すること等により、更に有益な情報提供のあり方を検討する必要がある。

②アンケートによる取引価格情報の収集を通じた、取引価格情報の提供件数

目標値を達成しており、A-2 と評価した。取引価格情報の提供件数については順調な成果を示していることから、これを踏まえて目標値の見直しを行い、平成 28 年度の目標値を 250 万件と設定する。

アンケート調査票の回収率は向上しているものの、更なる回収率向上のため、取引価格情報提供の普及啓発活動を引き続き実施する必要がある。

平成 24 年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成 24 年度）

取引価格情報を提供するホームページについての機能改善等について、更に有益な情報提供のあり方を検討する。

（平成 25 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局土地市場課（課長 西川 智）

業績指標 179
低・未利用地の面積

評 価

A-2	目標値：13.1万ha（平成25年度） 実績値：12.2万ha（平成20年度） 初期値：13.1万ha（平成15年度）
-----	-------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

土地基本調査（5年毎調査）において集計された法人及び世帯が所有する宅地など（「農地・林地」、「他社への販売を目的として所有する土地」以外の土地）に係る低・未利用地面積のうち「空き地」とされた土地利用の合計面積（単位：万ha）

（目標設定の考え方・根拠）

低・未利用地の面積については、人口・世帯数の減少や産業構造の変化といった社会経済状況を踏まえ、今後増加することが懸念されているところであるが、その増加を抑制し、少なくとも維持することを目標とするため、13.1万haとした。

（外部要因）

- ・人口・世帯減少の進展に伴う土地需要の減少
- ・国内産業構造の転換や景気の動向を背景としたオフィス用地や商業施設用地、工場用地などの企業の土地需要の動向

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

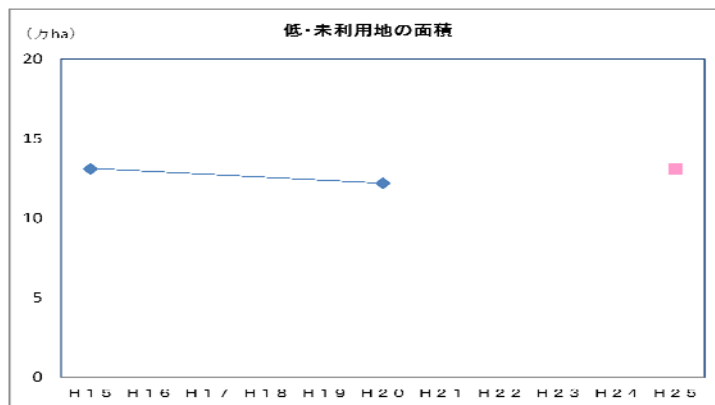
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値								(年度)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
13.1	—	—	—	—	12.2	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・ 国土利用計画法の的確な運用
適正かつ合理的な土地利用の実現を図るため、国土利用計画法に基づく土地取引規制制度や土地利用基本計画の適時・的確な運用を行う。
予算額：56,472千円（平成23年度）
- ・ 特定の事業用資産の買換え等の特例措置（所得税・法人税）
長期保有の土地等を譲渡し、新たに事業用資産を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について

て課税を繰延べ（繰延率80%）。

- ・ 土地・住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置（不動産取得税）
土地・住宅の取得に係る不動産取得税の税率を軽減。
- ・ 宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例措置（不動産取得税）
宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準を2分の1に軽減。
- ・ 土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税の特例措置（登録免許税）
土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税について税率を軽減。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

業績指標である「低・未利用地の面積」は、5年毎に実施される土地基本調査に基づくものであり、平成23年度の実績は把握できない。

（事務事業の実施状況）

- ・ 国土利用計画法の的確な運用
人口減少・少子高齢化等社会経済構造が大きく変化しつつある中で、土地資源の適正な利用・管理の推進に関する検討を行った。

国土利用計画法の規定により、一定規模以上の土地取引は都道府県知事等への届出対象となっており、都道府県知事等は、当該土地の利用目的を審査し、必要に応じて届出者に対して勧告等を行うことができる。この勧告等を通じて適正な土地利用への誘導を図ることにより、低・未利用地の抑制に寄与することができる。このため、国土交通省は、土地取引のあった場所やその面積に関する情報を提供するなど都道府県等へ必要な支援を実施し、同法の適切な運用を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標である「低・未利用地の面積」は、平成20年度土地基本調査において減少しており、一定の成果が得られているため、A-2と評価した。

人口減少や産業構造の変化といった社会経済状況によって、今後も低・未利用地の面積が増加することが懸念されているため、引き続き各事業を継続することで「低・未利用地の面積」増加を抑制し、少なくとも当初目標値である13.1万haを維持することに努めるものとする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

放置された「空き地」が治安悪化等の外部不経済をもたらしている場合の、地方自治体による勧告制度の創設等、土地利用の活性化についての検討を行う。

（平成25年度以降）

平成24年度における検討を踏まえ、必要に応じ、土地の有効利用に関する方策を促進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局企画課（課長 開出 英之）

関係課：土地・建設産業局土地市場課（課長 西川 智）

土地・建設産業局不動産市場整備課（課長 石川 卓弥）

国土政策局総合計画課（課長 北本 政行）

施策目標個票

(国土交通省23-32)

施策目標	建設市場の整備を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	建設業界のかつてない厳しい経営環境を踏まえ、海外展開を支援することや、入札・契約の適正化を推進することなど、建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	かつてない厳しい経営環境に直面している中で、一部の指標では伸び悩みが見られるが、全体としては概ね成果がみられることから、引き続き、建設企業、特に中小・中堅建設企業の経営基盤の強化を図るため国際競争力強化の取組等を図るとともに、公共工事に対する国民の信頼確保と建設業の健全な発展に向けた取組を進めていくことで、建設市場の整備を推進していく。

		初期値	実績値					評価	目標値
			22年度	22~23年度累計					22~26年度累計
180 我が国建設企業の海外受注実績		—	22年度	22~23年度累計				A-2	5兆円
		—	9,072億円	22,572億円					
	年度ごとの目標値	—	—						
	181 入契法に基づく施策の実施状況(①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況)		初期値	実績値					評価
		13年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度	
		75%	91%	100%	97%	集計中		100%	
年度ごとの目標値		—	—	—			A-2		
181 入契法に基づく施策の実施状況(②入札時における工事費内訳書の提出状況)		初期値	実績値					評価	目標値
		13年度	20年度	21年度	22年度	23年度			23年度
		56%	91%	94%	82%	集計中		100%	
	年度ごとの目標値	—	—	—			B-2		
182 建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率		初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度			23年度
		87%	87%	88%	88%	88%		90%	
	年度ごとの目標値	—	—	—			B-2		
183 専門工事業者の売上高経常利益率		初期値	実績値					評価	目標値
		17年度	20年度	21年度	22年度	23年度			23年度
		2.5%	2.1%	—	—	3.50%		4.0%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	B-2		
184 建設技能労働者の過不足状況(①不足率)		初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度			23年度
		1.2%	-0.7%	-1.5%	-0.6%	0.8%		絶対値1.2%以下	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	A-1		
184 建設技能労働者の過不足状況(②技能工のD. I.)		初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度			23年度
		30ポイント	17ポイント	0ポイント	3ポイント	2ポイント		絶対値30ポイント以下	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	A-1		
185 建設関連登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率		初期値	実績値					評価	目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度			24年度
		63.89日	69.53日	63.89日	55.22日	50.00日		3割減(44.72日)	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	A-2		
186 事業転換を行う建設企業数		初期値	実績値					評価	目標
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度			27年度
		—	—	—	1884件	—		5000件	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	A-2		

	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
		(百万円)				
予算の状況 (百万円) 【参考】	当初予算(a)	1,587	1,743	959	894	
	補正予算(b)	8,394	4,760	80	—	
	前年度繰越等(c)	0	0	0	0	
	合計(a+b+c)	9,981	6,503	1,039	894	
執行額(百万円)	9,719	5,759				
翌年度繰越額(百万円)	0	0				
不用額(百万円)	262	744				

学識経験を有する者の知見の活用 国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)

担当部局名	土地・建設産業局	作成責任者名	建設産業振興室 (高橋謙司)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	----------	--------	-------------------	----------	---------

業績指標 180

我が国建設企業の海外受注実績

評価

A-2	目標値：5兆円（平成22～26年度累計） 実績値：2.3兆円（平成22～23年度累計） 初期値：0.9兆円（平成22年度）
-----	---------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

我が国の主要建設企業（海外建設協会会員企業）による海外建設工事受注高の合計額。

（目標設定の考え方・根拠）

建設経済研究所の集計によれば、海外における建設投資は、過去5年間に約1.7倍に拡大した（2003年：316兆円→2008年：525兆円。日本を除く。）。一方、近年、世界的な経済危機の影響等により、海外プロジェクトにおける採算の悪化が見られ、我が国建設企業の海外受注実績は減少傾向にあるが、これを世界の建設投資の伸びと同水準で段階的に伸長させることを目指すとの考え方から、平成22～26年度における受注実績を累計で5兆円とすることを目標とする。

（外部要因）

景気動向、相手国の政情等の社会・経済情勢

（他の関係主体）

外国政府及び政府関係機関等の公共発注者
 日系製造業等の民間発注者 等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

新成長戦略（平成22年6月18日） 第3章（3）アジア経済戦略

「新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、環境共生型都市の開発支援に官民あげて取り組む。同時に、土木・建築等で高度な技術を有する日本企業のビジネス機会も拡大する。さらには、建築士等の資格の相互承認も推進し、日本の建設業のアジア展開を後押しする。また、アジアにおけるこれらの分野のビジネス拡大につながる途上国産業人材の育成を官民が協力して進めていく。これらにより、日本も輸出や投資を通じて相乗的に成長するという好循環を作り出す。また、日本の「安全・安心」の製品の輸出を促進するとともに、インフラ・プロジェクトの契約・管理・運営ノウハウの強化に取り組む。」

【閣決（重点）】

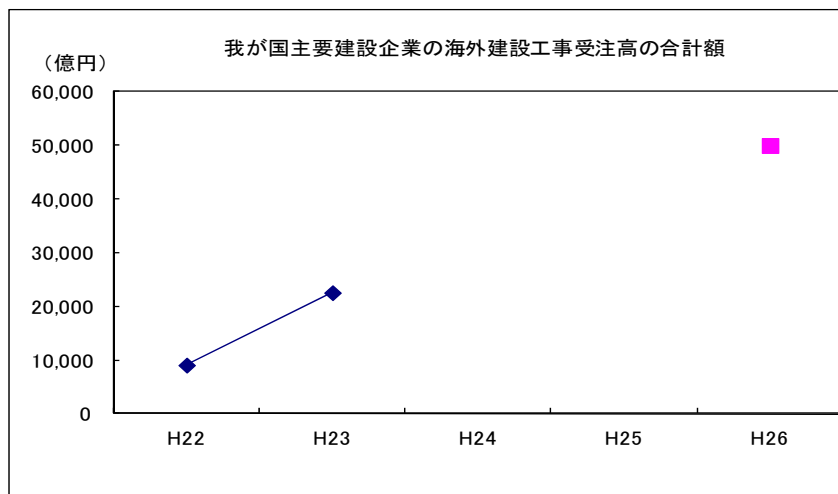
なし

【その他】

国土交通省成長戦略「4. 国際展開・官民連携分野」（平成22年5月17日）

「我が国の優れた建設・運輸産業、インフラ関連産業が、海外市場において活躍の場を拡げ、世界市場で大きなプレゼンスを発揮しているとともに、国内においては、民間の創意工夫に基づくPPP/PFIの活用が飛躍的に進み、維持管理を含め、真に必要な社会資本整備が戦略的かつ重点的に行われている姿を目指す。」

過去の実績値（累計値）				(年度)
H22	H22～23累計	H22～24累計	H22～25累計	H22～26累計
9,072億円	22,572億円			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 官民連携による海外インフラプロジェクトの実現に向けて、政治のリーダーシップによるトップセールス、事業初期段階からの官民一体となった案件の発掘を実施。
- 我が国建設業の海外受注体制の強化を図るため、企業の人材育成に対する支援、契約管理の強化に向けた検討、海外展開において必要となる情報収集・提供の強化に対する支援等の取組を実施。

予算額 約0.95億円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度の実績は、平成22年度から増加しており、平成26年度の目標値の達成に向けて順調に推移している。

（事務事業の実施状況）

- ・トップセールスの展開や案件形成支援、二国間会議の開催等、事業初期段階からの戦略的支援・海外進出意欲の醸成に係る取組を実施。
- ・国際建設プロジェクトリーダー養成プログラムの構築等による人材育成の強化の実施。
- ・契約管理に関する検討、貿易保険の活用促進策の実施等による契約・リスク管理の強化を実施。
- ・地方・中小建設企業向けのアドバイザー制度やセミナーの開催等による情報収集・提供の強化を実施。
- ・経済連携協定の活用等による国際建設市場の環境整備に係る取組を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は我が国建設企業の海外受注実績であるが、平成23年度の実績は、前年度と比較して増加しており、目標達成に向けて順調に推移しているため、A-2と評価し、引き続き我が国建設業の国際展開を積極的に支援する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

これまでの取組に加え、日系企業進出国における協議組織の立ち上げ、地方・中小建設企業を対象とした海外展開経営塾の開催、地方・中小建設企業に対する融資・保証制度の強化策の検討等の施策を実施することにより、建設業の国際展開支援を強化する。

（平成25年度以降）

官民一体の体制作り、他業界との連携の強化、地方・中小建設企業の海外展開の促進等、我が国建設業の海外受注体制の強化や官民連携による海外インフラプロジェクトの実現に向けた施策を引き続き実施。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 土地・建設産業局建設業課国際建設振興室（参事官 小林高明）

業績指標 181

入契法に基づく施策の実施状況 (①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況、②入札時における工事費内訳書の提出状況)

評価	
① A-2	目標値：100% (平成23年度) 実績値：97% (平成22年度) 初期値：75% (平成13年度)
② B-2	目標値：100% (平成23年度) 実績値：82% (平成22年度) 初期値：56% (平成13年度)

(指標の定義)

- ① 国及び国土交通省所管のうち入札契約適正化法(注)の対象となる特殊法人等(高速道路会社、空港会社、独立行政法人)における第三者機関の設置状況(設置済み発注機関数の対象発注機関数に対する比率)
 (注) 国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発展を目的として、「透明性の確保」「公正な競争の促進」「適正な施行の確保」「不正行為の排除の徹底」について、発注者の義務等を定めた法律。
 (分子) = 第三者機関設置済み発注機関数
 (分母) = 入札契約適正化法の対象発注機関数
- ② 国及び国土交通省所管のうち入札契約適正化法の対象となる特殊法人等における入札時の工事費内訳書の提出義務付けの状況(提出義務付け発注機関数の対象発注機関数に対する比率)
 (分子) = 工事費内訳書の提出義務付け発注機関数
 (分母) = 入札契約適正化法の対象発注機関数

(目標設定の考え方・根拠)

- ① 入札契約の透明性確保に当たっては外部の第三者機関による監視が最も有効であることから、5年以内に国・国土交通省所管法人等においては全ての発注者において設置することを目標として設定。平成18年度100%導入を目指し、その後も将来にわたって100%を維持する。
- ② 入札時における工事費内訳書の提出義務付けは、入札参加者に適切な見積もりを行うことを促すとともに、提出された工事費内訳書のチェックにより不正行為の防止等に資することとなることから、平成13年当時、入札時において工事費内訳書の提出を義務付けていない国の5機関及び国土交通省所管法人等の9法人を含め、全体として8割の発注機関において5年以内に提出を義務付けすることを目標として設定。平成23年度までには、対象とする全発注機関で提出を義務付けることを目標とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

他府省庁・特殊法人等(設置主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

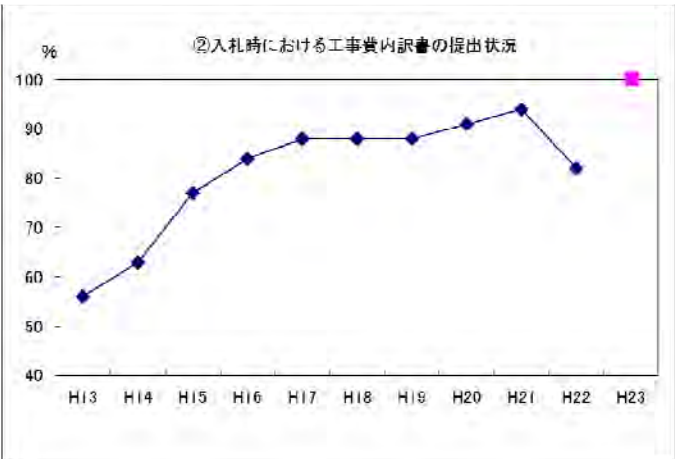
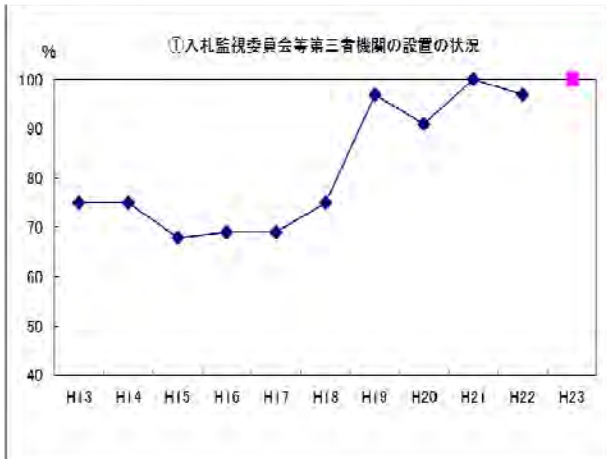
なし

【その他】

なし

① 過去の実績値										(年度)
H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
75%	75%	68%	69%	69%	75%	97%	91%	100%	97%	集計中

② 過去の実績値										(年度)
H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
56%	63%	77%	84%	88%	88%	88%	91%	94%	82%	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

毎年度入札契約適正化法に基づく措置状況調査を行い、各発注者に対し必要な措置を講じるよう入札契約適正化法に基づき要請。
 予算額：4,431千円(平成23年度)

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度実績値に関しては今後調査予定。

- ① 「入札監視委員会等第三者機関の設置の状況」については、平成22年度においては97%であった。初期値(75%)から目標達成に向けて順調に推移している。
- ② 「入札時における工事費内訳書の提出状況」については、平成22年度においては82%であった。初期値(56%)から目標達成に向けて順調に推移している。

※なお実績値については、平成22年度の調査から設問等に変更があったため、平成21年度以前との連続性が一部失われている。

(事務事業の実施状況)

- ① ②入札契約適正化法第17条に基づき、国、特殊法人等の公共工事発注者を対象として、平成22年度における同法及び適正化指針の措置状況を調査し、公共工事における入札及び契約の適正化を推進しているところ。
- ① 第三者機関を設置する上で必要な手続、留意すべき事項等を示した実務的なマニュアルを作成し、第三者機関を設置していない市区町村における第三者機関の設置を促進しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・努力事項である「入札監視委員会等第三者機関の設置」及び「入札時における工事費内訳書の提出」について、その重要性を周知し、設置や提出の要請を図ること等により、各発注者における取組の推進を図る。業績指標は、対象発注者に占める取組実施発注者の割合であり、対象特殊法人等の数に増減がある。「入札監視委員会等第三者機関の設置の状況」については初期値から目標に向けて順調に推移し、平成22年度においては概ね目標を達成したことからA-2と評価した。また、「入札時における工事費内訳書の提出状況」については、平成18年度の目標値を達成し、概ね順調に推移しているが、今後も引き続き所要の要請を行うことにより目標を達成するべくB-2と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・建設産業局建設業課 入札制度企画指導室

関係課：大臣官房地方課

大臣官房技術調査課

業績指標 182

建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率

評 価	
B-2	目標値：90%（平成23年度） 実績値：88%（平成23年度） 初期値：87%（平成18年度）

(指標の定義)

監理技術者資格者証^{*1}保有者のうち、1級技術検定^{*2}合格者の比率を高める。
 技術検定制度は、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者の施工技術の向上を目的として国土交通大臣が行うものである。

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上（建築一式；4,500万円、建築一式以外；3,000万円）になる場合においては、当該工事現場に建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。監理技術者の資格要件として、1級国家資格（技術検定、建築士、技術士）や実務経験等を求められている（建設業法第15条第2項）。その監理技術者のうち、施工に関してより高い知識、技術、管理能力を問う1級技術検定試験の合格者の比率が高まることで、公共工事等の質の確保、ひいては健全な建設市場の育成が図られると考えられる。

^{*1} 重要な建設工事において配置されている監理技術者に関して、資格の有無や所属する建設業者との雇用関係等を簡便に確認するためのもの。

^{*2} 建設業法に基づき、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について実施されるもの。

（分子）＝監理技術者資格者証保有者のうち1級技術検定合格者数

（分母）＝監理技術者資格者証保有者数

(目標設定の考え方・根拠)

技術検定合格者の伸び率及び施策の重要性を勘案して設定。平成28年度においても監理技術者資格者証保有者のうち技術検定合格者の比率を現在と同程度以上維持することを目指す。

(外部要因)

建設業界における労働者数

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

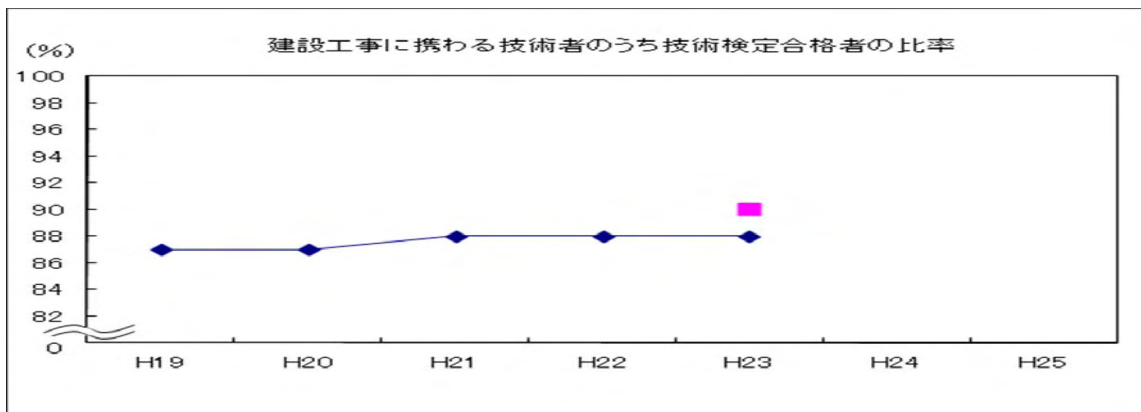
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
87%	87%	88%	88%	88%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

技術検定の適切な実施により、施工に関して高い知識、技術、管理能力を持った技術検定合格者を供給する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度の指標は平成22年度と同じ値を示し、目標値の90%に達しなかった。

「建設工事の適正な施工の確保」「施工技術の確保及び向上」等の重要性は今後も変わる事ではないことから、今後とも引き続き、工程管理や品質管理等、工事の施工管理を適確に行える技術者を適切に選定し、合格者として認定していくことで、適正な監理技術者を確保していくこととする。

(事務事業の実施状況)

工程管理や品質管理等、工事の施工管理を適確に行える技術者を適切に合格者として認定し、適切な技術検定試験の実施に努めているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成23年度の指標（88%）は平成22年度と同じ値を示し、目標値の90%（H23）に達しなかったことからBと評価した。「建設工事の適正な施工の確保」「施工技術の確保及び向上」等の重要性は今後も変わる事ではないことから、今後とも引き続き、工程管理や品質管理等、工事の施工管理を適確に行える技術者を適切に選定し、合格者として認定していくことで、適正な監理技術者を確保していくこととする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局建設業課（課長 青木由行）

関係課：

業績指標 183
専門工事業者の売上高経常利益率

評価

B-2	目標値：4.0%（平成23年度） 実績値：3.5%（平成23年度） 初期値：2.5%（平成17年度）
-----	----------------------------------------------------------

(指標の定義)
 専門工事業者の売上高に占める経常利益の割合
 ※売上高経常利益率 = (経常利益/売上高) × 100
 ※経常利益 = (営業利益 + 営業外収益) - 営業外費用
 (分子) = 専門工事業者の経常利益 (分母) = 専門工事業者の売上高

(目標設定の考え方・根拠)
 専門工事業者は、総合工事の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、建設投資の低迷等専門工事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、今後は、経営革新や新分野進出の促進等を通じて、技術と経営に優れた専門工事業者が伸びることができる環境の整備を図ることが必要である。

その際、専門工事業者の経営状況の善し悪しを適切に把握し、専門工事業者の経営体質の強化を図っていく必要があるが、経営状況を的確に把握する指標としては売上高経常利益率が挙げられる。

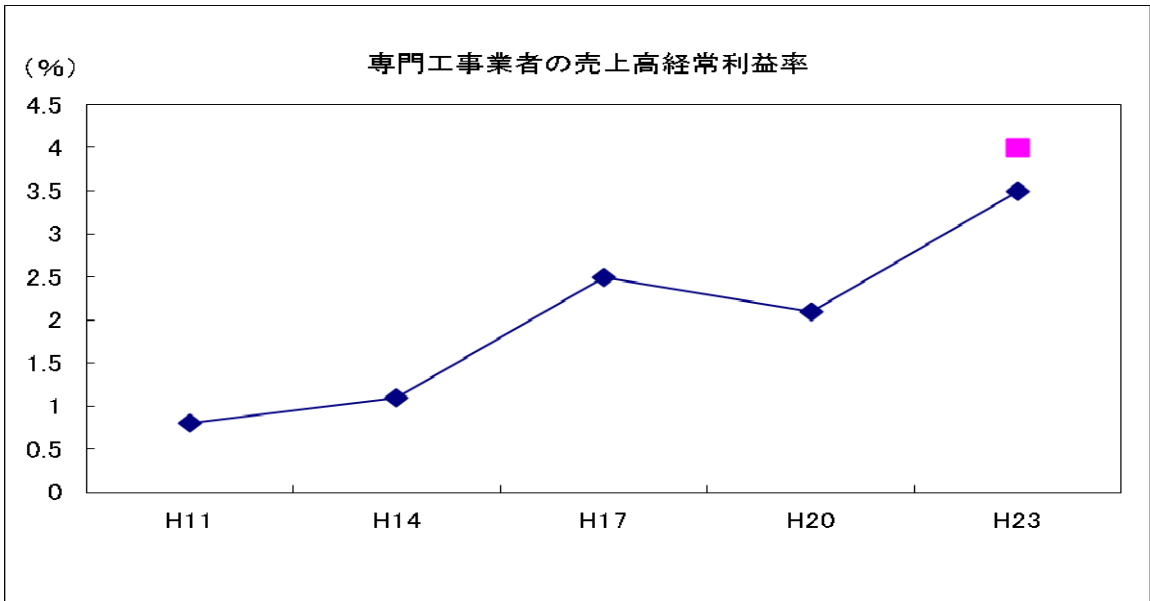
経常利益は日常的に発生する営業活動と財務活動から生じる収益を表す指標であり、その企業の本来の実力を計る目安として利用されることから、経常利益の売上高に占める割合を計ることでのちに専門工事業者の収益力を把握することが可能である。

(外部要因)
 建設投資の増減等

(他の関係主体)
 専門工事業者（事業主体）

(重要政策)
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 なし
【その他】
 なし

過去の実績値					(年度)
H11	H14	H17	H20	H23	
0.8%	1.1%	2.5%	2.1%	3.5%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・維持管理、エコ建築、耐震、リフォーム等の成長が見込まれる市場の開拓を支援する「建設企業の連携によるフロンティア事業」
予算額 11億円（平成22年度補正（事業は平成23年度においても実施））
- ・大手企業等のノウハウ・技術を中小建設企業への移転を支援する「ノウハウ・技術移転支援事業」
予算額 約0.7億円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

当該指標の進捗状況については、平成23年度の指標値が3.5%となり、初期値（平成17年度：2.5%）と比較し増加となっている。前回値（平成20年度：2.1%）については、世界的な景気低迷による収益逼迫等の外部要因が売上高経常利益率に大きく影響したものと推測され、初期値と比較し微減となったが、最新の数値である今回は、その後の景気の回復等を受け、売上高経常利益率は大きく増加に転じた。しかし、目標年度である平成23年度においても、建設業界、特に専門工事業者を取り巻く経営環境は依然厳しく、目標値である4.0%には届かなかった。

（事務事業の実施状況）

「建設企業の連携によるフロンティア事業」、「ノウハウ・技術移転支援事業」を実施し、専門工事業者の売上高経常利益率の改善を支援した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、近年の景気の回復等を受け、売上高経常利益率は大きく増加に転じたが、目標値である4.0%には届かなかったことから、B-2と評価した。引き続き、建設投資の大幅な減少や厳しい金融環境等に加えて、東日本大震災の復旧・復興需要等さまざまな外部要因が指標に影響を与えるものと考え、今後も、建設生産プロセスの中で中核的役割を担う専門工事業者の売上経常利益率を目標値に近づけるための取組を着実に継続していくことは必要である。

そのため、今後も専門工事業者の利益向上に向けた取組が必要であることから、専門工事業者の経営力向上に向けた各種取組や下請取引の適正化を通じた下請業者たる専門工事業者へのしわ寄せ防止等の対策を講じていくことが必要である。

また、同様に、専門工事業者の利益増進に努めるための環境整備が必要であり、今後とも、経営基盤の強化等の経営革新に向けて自ら取り組む建設業者を支援することが必要である。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局建設市場整備課（課長 榎本健太郎）

関係課：なし

業績指標 184

建設技能労働者の過不足状況 (①不足率、②技能工のD. I.)

評価

① A-1 ② A-1	目標値：①絶対値 1.2%以下 ②絶対値 30 ポイント以下 (平成 23 年) 実績値：① 0.8% ② 2 ポイント (平成 23 年) 初期値：① 1.2% ② 30 ポイント (平成 18 年)
----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

①建設労働需給調査結果 (国土交通省)

調査対象職種 (鉄筋工、型わく工等) の労働者を直用する建設業者による技能労働者の確保状況 (回答数) を以下により算出した、建設技能労働者の不足率 (年平均、8 職種計、全国、原数値)。

$$\text{不足率} = \frac{\text{確保しなかったが出来なかった労働者数} - \text{確保したが過剰となった労働者}}{\text{確保している労働者数} + \text{確保しなかったが出来なかった労働者数}} \times 100$$

②労働経済動向調査 (厚生労働省)

調査対象産業に属する全国の民営事業所に対して実施された調査において、労働者の過不足感について、不足 (「やや不足」と「おおいに不足」の計) と回答した事業所の割合から過剰 (「やや過剰」と「おおいに過剰」の計) と回答した事業所の割合を差し引いた値 (「労働者過不足判断D. I.」) のうち、建設業における技能工のD. I. (年平均 (四半期毎の結果を平均して算出))。

※D. I. はディフージョン・インデックス (Diffusion Index) の略である。

(目標設定の考え方・根拠)

少子高齢化社会が到来し、労働力人口が大幅に減少することが予想され、将来的に優秀な建設技能労働者が大幅に減少することが懸念される中、建設技能労働者の過不足のない需給状況が望ましいところであるが、需給バランスが平成 18 年以上に悪化しないことを目標とする。

(外部要因)

建設投資の動向

(他の関係主体)

厚生労働省

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決 (重点)】

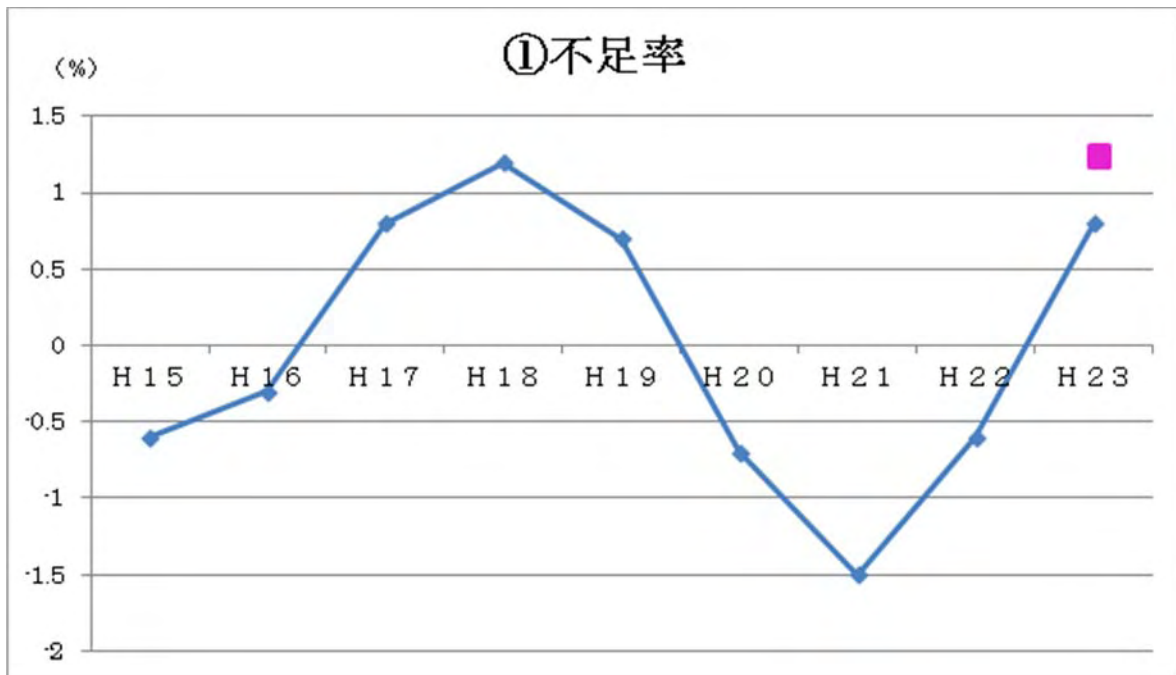
なし

【その他】

なし

① 過去の実績値									(暦年)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
-0.6%	-0.3%	0.8%	1.2%	0.7%	-0.7%	-1.5%	-0.6%	0.8%	

② 過去の実績値									(暦年)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
-4ポイント	9ポイント	19ポイント	30ポイント	31ポイント	17ポイント	0ポイント	3ポイント	2ポイント	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

建設技能労働者人材確保・育成促進事業

- ・ 社会保険加入等の労働環境改善や中核的な技能労働者の評価・活用促進により、人材の確保、生産性の向上、企業間の健全な競争環境を構築する。

予算額 36百万円(平成23年度)

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成23年の建設労働需給調査の不足率は、平成22年の-0.6%から1.4ポイント増加して0.8%、また、労働経済動向調査の技能工D. I. についても、平成22年の3ポイントから1ポイントの減少と、絶対目標値の範囲内で推移しており、順調である。

(事務事業の実施状況)

- ・ 地域の建設業界と工業高校等が連携した、建設技術者・技能者による生徒への実践的指導等の取組に対し、他のモデルとなる事業(地域)を選定し、その取組に対し支援を行い、成果を広く普及する取組(建設業人材確保・育成モデル事業)を実施。5件(県)の事業に対し支援を行い、広く普及・啓発を図った。(文部科学省との連携事業)

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・ 今後も建設投資の減少等による外部要因が指標動向に多大な影響を与えられようと考えられるが、老朽化したインフラ・建築物等の補修補強・維持修繕等の建設マーケットに占める割合が増加傾向にあるため、ニーズに対応した建設技能労働者の確保・育成を図る必要があることから、24年度に新たな措置を講じることとしてい

る。以上のことからA-1と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

建設業においては、技能労働者の高齢化と若年入職者の減少が進行していることから、社会保険加入等の労働環境改善や中核的な技能労働者の評価・促進により、人材確保、生産性の向上、企業間の健全な競争環境を構築するため、社会保険等の加入徹底方策に関する調査や重層下請構造及び一人親方に関する調査等を行う。

(平成25年度以降)

平成24年度行った調査結果を踏まえ、新たな社会保険等に関する調査等を行う予定。

担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室(室長 塩見 英之)

業績指標 185

建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率

評価

A-2	目標値：3割減（44.72日）（平成24年度） 実績値：21.7%減（50.00日）（平成23年度） 初期値：63.89日（平成21年度）
-----	-----------------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

建設関連業（測量業、建設コンサルタント、地質調査業）登録制度に係る各種申請を平均化した1申請あたりの申請から登録処理までの所要日数の低減率

（分子）＝平成20年度の登録所要日数から新システムを運用した当該年度の登録所要日数を引いた低減日数

（分母）＝平成20年度の登録所要日数

（目標設定の考え方・根拠）

建設関連業登録システムは、建設関連業の登録に関する事務を支援するシステムであり、申請の受付部局である各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局で利用されているものである

所要日数の低減については、新しい建設関連業者登録システムの導入に伴う登録情報の入力時間の削減効果によるところが大きいですが、他の要因として、登録制度の改正にあわせて申請書類の簡素化の検討を予定していることから、それらの状況を踏まえて、平成20年度の旧システムにおける登録処理の所要日数（69.53日）と平成22年度から新システムを運用した場合における平成24年度の登録処理の所要日数を比較して3割の削減を目指すものである。

（外部要因）

申請者の国土交通省オンライン申請システムの利用状況

（他の関係主体）

発注者、申請者

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

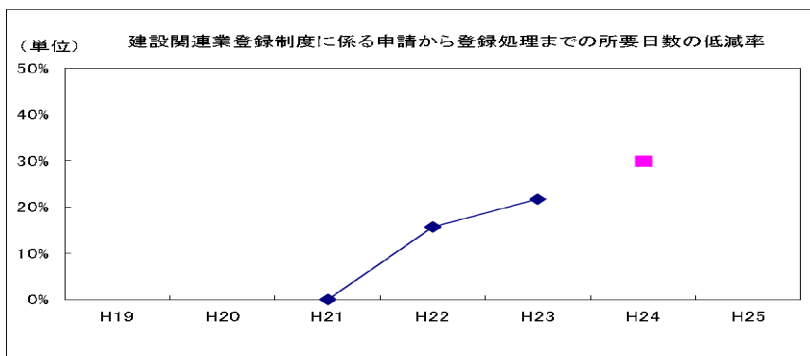
なし

【その他】

なし

過去の実績値 (年度)

H19	H20	H21	H22	H23
—	69.53日	63.89日	55.22日	50.00日



事務事業の概要

主な事務事業の概要

新しい建設関連業者登録システムの導入

建設関連業者の登録・審査を各地方整備局等で円滑に行うため、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保等を考慮した新しい登録システムの運用を行う。

予算額 14,281千円 (平成23年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成22年度途中に新しい登録システムを導入したところである。平成23年度においても、システムのさらなる改造を行ったことにより、22年度から比較して9%減となっており、目標達成に向けては概ね順調であると推測される。

※目標策定時には想定していなかった、警察庁との間で平成23年6月に交わした協定に基づく、登録業者からの暴力団排除の取組に伴う警察への照会に要する期間については、所要日数から除外した。

(事務事業の実施状況)

- ・建設関連業者登録システムの改良、機能追加

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成22年度途中に新しい登録システムを導入したところである。平成23年度においても、システムのさらなる改造を行ったことにより、平成22年度から比較して9%減となっており、目標値に対してはおおむね順調に推移しているのでAと評価した。今後、さらなるシステムの改良、機能追加等をおこなうことにより、引き続き目標達成に向けてシステムを運用していくことから2と評価した。

※目標策定時には想定していなかった、警察庁との間で平成23年6月に交わした協定に基づく、登録業者からの暴力団排除の取組に伴う警察への照会に要する期間については、所要日数から除外した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- ・システムの改良、機能追加
- ・システムの不具合解消

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・建設産業局建設市場整備課（課長 榎本健太郎）

関係課：

業績指標 186
事業転換を行う建設企業数

評価

A-2	目標値：5000社（平成27年度） 実績値：1884社（平成22年度） 初期値：－（平成22年度）
-----	---------------------------------------------------------

（指標の定義）
建設企業の転業・事業転換促進支援策の実施により、事業転換を行う建設企業数（平成22年度からの累計値）

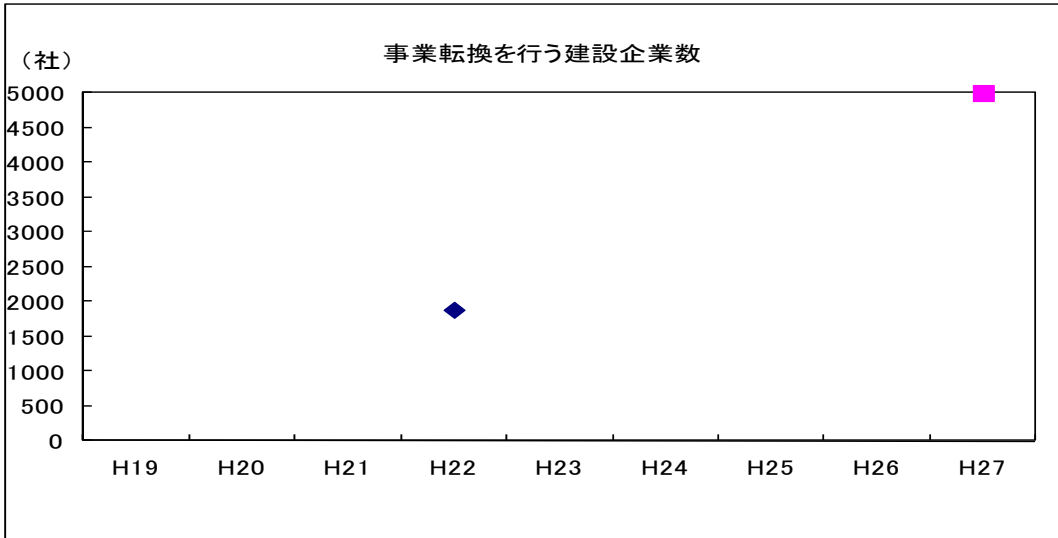
（目標設定の考え方・根拠）
新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において、「意欲を有する建設企業1万社の転業・事業転換」が2020年までに実現すべき成果目標として掲げられているところ。また、「新事業分野の参入による事業規模の拡大」を今後の経営方針としている建設業専門の企業数が約1万社（平成20年3月末時点）（「第12回建設業構造基本調査（国土交通省）」であることを踏まえ、当該1万社を2020年までの目標として設定し、5年後（平成27年度）の目標値を5千社とする。

（外部要因）
景気の動向

（他の関係主体）
建設企業（事業主体）
都道府県、市町村
関係省庁（農林水産省、厚生労働省、中小企業庁等）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
「新成長戦略」（平成22年6月18日） IV観光立国・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市再生、成長の牽引役としての大都市の再生～
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値				(年度)	
H19	H20	H21	H22	H23	H25
-	-	-	1,884社	-	-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・中小・中堅建設企業の新事業展開、転業・廃業、企業再編等の経営戦略を支援する「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」

予算額 約1億円(平成23年度)

・維持管理、エコ建築、耐震、リフォーム等の成長が見込まれる市場の開拓を支援する「建設企業の連携によるフロンティア事業」

予算額 11億円(平成22年度補正(事業は平成23年度においても実施))

・大手企業等のノウハウ・技術を中小建設企業への移転を支援する「ノウハウ・技術移転支援事業」

予算額 約0.7億円(平成23年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成27年度の目標値が5000社であるのに対し、1年間の施策で1884社となり、残り4年間で同程度の事業者が事業転換を実施すると仮定すると、目標年度には目標値を達成すると見込まれる。また、平成23年度の実績値については、平成26年度に実施予定である「建設業構造実態調査」において調査を行う予定。

(事務事業の実施状況)

「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」、「建設企業の連携によるフロンティア事業」、「ノウハウ・技術移転支援事業」を実施し、建設業の新事業展開、転業・廃業・企業再編等を支援した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、1年間の施策で1884社となり、残り4年間で同程度の事業者が事業転換を実施すると仮定すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれるという状態であり、順調に推移している。また、現在の施策を引き続き実施することからA-2と評価し、引き続き建設業の新事業展開、転業・廃業・企業再編等を支援する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

平成23年度における新事業展開、転業・廃業・企業再編等の事例を取りまとめ、建設企業に情報提供を実施。

(平成25年度以降)

建設業の新事業展開、転業・廃業・企業再編等のための施策について随時見直しを行っていく。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 土地建設産業局 建設市場整備課建設産業振興室(室長 高橋謙司)

関係課：

施策目標個票

(国土交通省23-33)

施策目標	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	
施策目標の概要及び達成すべき目標	現行統計の改廃や統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等を通じ、市場・産業関係の統計の体系的な提供を行うとともに、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図り、統計利用者の利便性の向上を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	近年、政府統計に対して、ニーズに即した一層の改善、結果利用の拡大などの要請が高くなっており、市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る施策目標の達成に向けて、建設関連統計6本、交通関連統計6本の見直し・整備、インターネット利用に係る収録ファイル数の増強等を実施し、成果が得られていることから、「順調である」と評価した。 今後も、統計調査の見直し検討を継続すると共に、目標年度が到来した指標については、新たな目標年度・目標値の下で、引き続き将来を見据えた統計ニーズへの対応を図っていくこととする。

業績指標	187 統計調査の累積改善件数	初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
		1件	3件	6件	8件	11件	12件	A-4	11件
	年度ごとの目標値	/	-	-	-				/
	188-① 統計の情報提供量、ホームページへのアクセス件数(①収録ファイル数)	初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		27年度
		約5,000件	約5,300件	約6,400件	約7,000件	約10,000件	約10,500件	A-2	約14,800件
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-			/
	188-② 統計の情報提供量、ホームページへのアクセス件数(②HPアクセス件数)	初期値	実績値					評価	目標
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		27年度
		約915,000件	約453,000件	約613,000件	約738,000件	約915,000件	約812,000件	A-2	約960,000件
	年度ごとの目標値	/	-	-	-				/

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	656	897	868	683
補正予算(b)		△5	0	0	-	/
前年度繰越等(c)		0	0	0	-	/
合計(a+b+c)		651	897	868	683	/
	執行額(百万円)	587	801	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)	0	0	/	/	/
	不用額(百万円)	64	96	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	総合政策局	作成責任者名	情報政策課(課長 鶴沢 哲也)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-------	--------	-----------------	----------	---------

業績指標 187
統計調査の累積改善件数

評価

A-4	目標値： 11件（平成23年度までの累計） 実績値： 12件（平成23年度までの累計） 初期値： 1件（平成18年度）
-----	-------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

「統計行政の新たな展開方向（平成15年6月各府省統計主管部局長等会議申合せ）」において、既存統計の見直しを含めた社会・経済の変化に対応した統計の整備等が求められていることを受け、既存統計の全てについて抜本的見直しを行い、現行統計の統計手法の見直し、統計利用者の視点に立った統計データの加工、提供等を含め、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図るための検討を進めており、これにより見直しを行った統計調査の件数を指標とする。

（目標設定の考え方・根拠）

現行統計の改廃、統計利用者の視点に立った統計データの加工、提供等を含め、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図りつつ、報告者負担、調査実施に係る資源等の観点から、まず調査実施体制の改善や調査内容の改善等に着手すべき建設関連統計5本、交通関連統計6本について見直しを行うことにより、統計利用者の利便性向上等を図る。

（外部要因）

—

（他の関係主体）

—

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

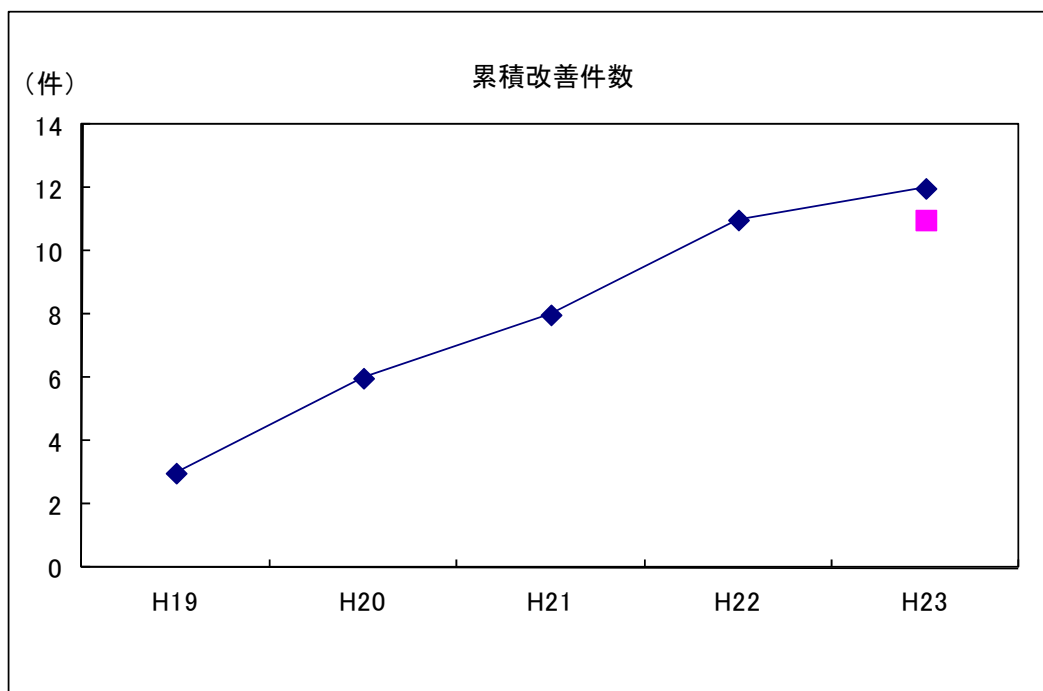
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
3件	6件	8件	11件	12件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

将来を見据えた新たな統計ニーズを図るため、既存統計の見直し、利用者の視点に立った統計データの提供等を行う。

建設統計関係予算額 174,759千円(平成23年度)

交通統計関係予算額 419,644千円(平成23年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度の累計実績値は12件であり、目標値を達成した。

(事務事業の実施状況)

建設統計については、これまでに、建設関連業等の動態調査の調査項目の見直し(平成19年度)、増改築・改装等実態調査の見直し、建築物リフォーム・リニューアル調査(平成20年度)、建設物ストック統計の作成方法の検討(平成21年度)、住宅用地完成面積調査の中止、建設関連業等の動態調査の調査客体・調査項目の見直し(平成22年度)を実施した。平成23年度においては、建設工事統計調査の調査項目の見直しを行った。

交通統計においては、船舶船員統計調査の中止(平成18年度)、船員労働統計調査の調査項目の見直し等(平成19年度)、造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の調査周期の見直し等(平成20年度)、内航船舶輸送統計調査の調査系統の見直し等(平成21年度)、自動車輸送統計調査の調査対象範囲等の見直し(平成22年度)を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成23年度の実績は12件であり、目標を達成した。なお、本指標は「統計行政の新たな展開方向(平成15年6月各府省統計主管部局長等会議申合せ)」に基づく全統計調査の抜本的見直しの件数を指標として設定したものであり、平成23年度において抜本的見直しはすべて終了したことから、A-4とした。

抜本的見直しは終了したが、今後も、引き続き統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図っていく。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局情報政策課(課長 鵜沢 哲也)

関係課：総合政策局情報政策課建設統計室(室長 藤川 眞行)

総合政策局情報政策課交通統計室(室長 石島 徹)

業績指標 188

統計の情報提供量、ホームページへのアクセス件数 (①収録ファイル数、②HPアクセス件数)

評価

①A-2	目標値：①約 14,800件 (平成27年度)
	②約 960,000件 (平成27年度)
②A-2	実績値：① 10,500件 (平成23年度)
	②約 812,000件 (平成23年度)
	初期値：①約 5,000件 (平成18年度)
	②約 915,000件 (平成22年度)

(指標の定義)

市場・産業関係の統計の体系的な提供に資するため、情報提供の量及びその利用状況 (ホームページへのアクセス件数) を指標とする。

(目標設定の考え方・根拠)

統計調査結果については、ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/statistics/details/index.html>等) を通じて電子的な形や刊行物により統計データを提供しており、収録ファイル数及びアクセス件数を把握することにより、より一層の調査結果の活用、利用拡大を図るための指標とする。また、ホームページに掲載する統計データについて、利用者の利便性を考慮した加工可能な形式での統計データの提供拡大を推進する。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

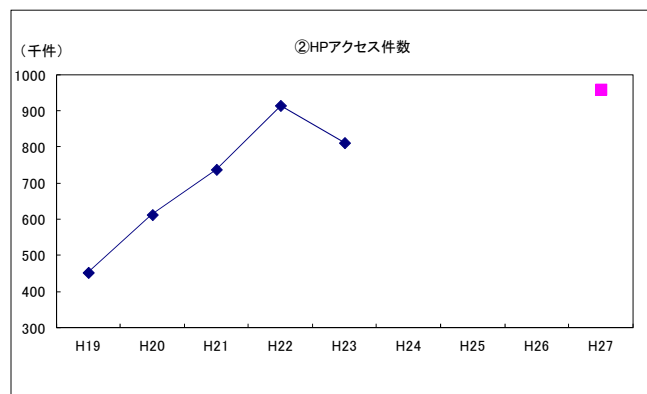
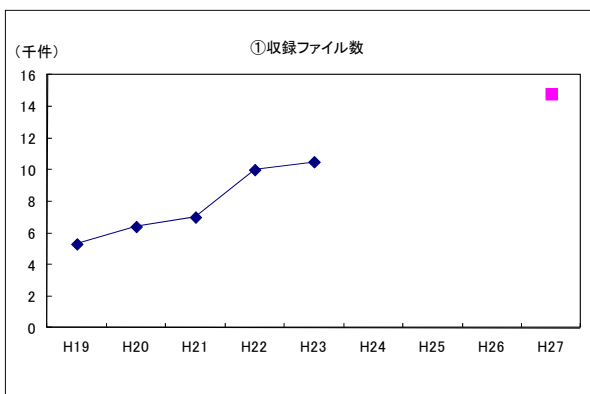
なし

【その他】

なし

過去の実績値 (①収録ファイル数)					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
約5,300件	約6,400件	約7,000件	約10,000件	約10,500件	

過去の実績値 (②HPアクセス件数)					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
約453,000件	約613,000件	約738,000件	約915,000件	約812,000件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

統計調査結果については、ホームページを通じて電子的な統計データの提供を行い、統計利用者の活用拡大を図る。

建設統計関係予算額	174,759千円(平成23年度)
交通統計関係予算額	419,644千円(平成23年度)
大都市交通センサス予算額	129,095千円(平成23年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

統計の情報提供量である収録ファイル数については、平成23年度末の実績値は約10,500件であり、目標値に向けて順調に推移している。ホームページのアクセス件数については、平成23年度末の実績値は約812,000件であり、平成22年度末の実績値よりは下回っているものの、「政府統計の総合窓口(e-Stat)」における政府全体の統計表へのアクセス件数に占める国土交通省の統計表へのアクセス件数の比率は、平成22年度末より増加している。

(事務事業の実施状況)

市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図るため、統計調査結果をホームページに掲載することにより収録ファイル数を増加させ、情報の充実を図ると共に利用者利便の向上を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成23年度は、収録ファイル数については、過去ファイルの「政府統計の総合窓口(e-Stat)」収録などにより、約10,000件から約10,500件となり、目標値へ向けて順調に推移していることから、A-2と評価した。

ホームページのアクセス件数については、平成23年度末の実績値は約812,000件であり、平成22年度の実績値よりは下回っているものの、平成21年度に比較すると順調に推移している。また、政府全体の統計表へのアクセス件数が平成22年度に比して約2,700万件減少している中、当該政府全体の統計表へのアクセス件数に占める国土交通省の統計表へのアクセス件数が占める割合は、1.4%から1.7%へと着実に増加していることから、A-2と評価した。

今後も、統計利用者の利便性の確保、また、統計調査の効果的・効率的な実施につなげるためにも、引き続き調査結果のより一層の活用、利用拡大を図っていく必要があるため、html形式やpdf形式、スプレッドシート形式により統計表のファイルを提供することにより、提供情報の更なる充実を進めていく

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局情報政策課(課長 鵜沢 哲也)
関係課：総合政策局情報政策課建設統計室(室長 藤川 眞行)
総合政策局情報政策課交通統計室(室長 石島 徹)
総合政策局公共交通政策部交通計画課(課長 水嶋 智)

施策目標個票

(国土交通省23-34)

施策目標	地籍の整備等の国土調査を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「努力が必要である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>平成23年度には約1千km²の地籍調査を実施したところであり、平成23年度までの実績値は142千km²となったが、平成31年度までの目標(161千km²)に照らして検討すると、目標達成に向けて今後一層の取組が必要な状況である。</p> <p>今後も、都市部官民境界基本調査と山村境界基本調査を継続して実施するほか、国土調査法第19条第5項の指定制度の更なる活用等を通じて引き続き地籍整備を推進していく。</p>

業績指標	189 地籍が明確化された土地の面積	初期値	実績値				評価	目標値
		21年度	22年度	23年度				31年度
		140(千)km ²	141(千)km ²	142(千)km ²				161(千)km ²
	年度ごとの目標値	—	—	—			B-1	—

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	15,943	13,341	12,655	14,019	/
		補正予算(b)	△ 646	200	1,847	-	/
		前年度繰越等(c)	155	79	128	-	/
		合計(a+b+c)	15,452	13,620	14,630	14,019	/
	執行額(百万円)		15,283	12,486	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)		79	128	/	/	/
	不用額(百万円)		90	1,006	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	土地・建設産業局	作成責任者名	地籍整備課 (課長 佐藤勝彦)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	----------	--------	--------------------	----------	---------

業績指標 189

地籍が明確化された土地の面積

評価

B-1	目標値：161千㎡（平成31年度） 実績値：142千㎡（平成23年度） 初期値：140千㎡（平成21年度）
-----	-------------------------------------------------------------

(指標の定義)

地籍調査を実施した面積（地籍調査に準ずる指定を受けた面積を含む。）

(目標設定の考え方・根拠)

第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）において設定された目標値

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体等（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- 国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）
- 都市再生基本方針（平成14年7月19日閣議決定 平成23年10月7日一部変更）
 - ・迅速な復旧・復興につながる地籍整備を促進することが重要である（第2の2 災害に強いまちづくりの推進）
 - ・土地の境界を明確化する都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る（第2 2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等）
- 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日閣議決定）
 - ・市街地再開発事業、地籍整備の実施等により、市街地の再生・再構築を図る（4（1））
 - ・地域材等を活用した木造長期優良住宅の普及促進のための支援や地籍整備を加速する（4（1））
- 新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日閣議決定）
 - ・地籍調査の積極的推進（別表23）
- 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）
 - ・地籍整備を推進する（第3章3）
- 地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）
 - ・都市部官民境界基本調査を実施して地籍調査を実施して地籍調査を促進する（第Ⅱ部1（1）①）
 - ・地籍調査以外の測量成果を活用することにより地籍整備を進める（第Ⅱ部1（1）①）
 - ・地震に伴う地殻変動や津波等により土地境界が不明確になった被災地域では、復興に有用となる官民境界の調査等を国が実施するほか、測量成果の補正や地籍再調査等の支援を行って地籍整備を進める（第Ⅱ部5（1））
 - ・被災後の迅速な復旧・復興を図るためには土地境界の明確化が重要であることを踏まえ、地籍調査が未実施の地域では、国が都市部官民境界基本調査等を実施して地籍調査を促進する（第Ⅱ部5（2）①）

【閣決（重点）】

- 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日閣議決定）
 - ・用地取得の円滑化に資する地籍調査の実施など、総合的な取組を引き続き推進する（第3章（2））

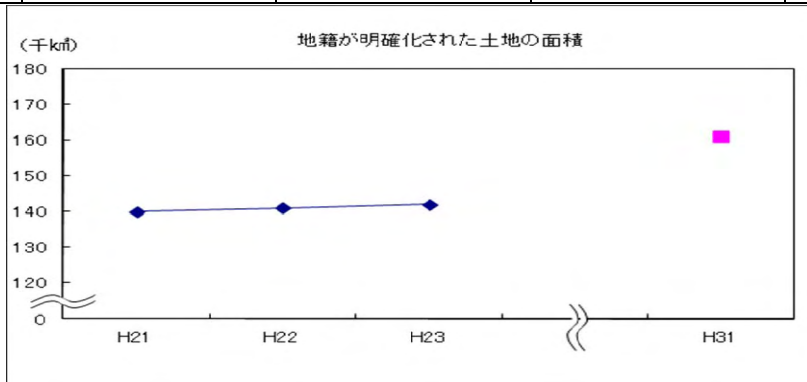
【その他】

- 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）
 - ・土地の境界の明確化を推進する（5（1）③（iv））

過去の実績値

(年度)

H19	H20	H21	H22	H23
137千㎡	138千㎡	140千㎡	141千㎡	142千㎡



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 全国的な地籍調査の推進 予算額：109億円（平成23年度）
 - ・土地の有効利用の基盤となる地籍調査を積極的に推進
 - ・東日本大震災の被災地のうち、地籍調査を実施中の地域等において、地震により利用できなくなった測量成果の補正等の実施を支援
- 都市部官民境界基本調査の実施 予算額：13億円（平成23年度）
 - ・都市部における地籍整備を促進するため、地籍調査の前段となる官民境界の調査を国が実施
 - ・東日本大震災の被災地のうち、地籍調査が未実施である地域において、復興事業の本格化のために道路等の官有地と民有地との間の境界情報の整備が重要であることを踏まえ、官民境界に関する調査を国において実施
- 山村境界基本調査の実施 予算額：2億円（平成23年度）
 - ・山村部において、土地の境界情報を保全し、後続の地籍調査に有効に活用するための調査を国が実施
- 基準点等の設置 予算額：14億円（平成23年度）
 - ・地図作成や測量の基礎となる位置を一定の密度で測定して設置する基準点について、被災地における復旧事業の迅速化や現況とズレた地籍図面（登記所の地図）の早期修正のために、通常よりも高密度に基準点（復旧・復興補助基準点）の新設・改測を実施
- 既存測量成果の活用方策検討調査 予算額：3,000万円（平成23年度）
 - ・公共事業のための用地取得の際に作成した用地実測図に必要な補正を加え、その成果を登記所備付図面とするための検討調査を実施

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度には約1千km²の地籍調査を実施したところであり、平成23年度までの実績値は142千km²となったが、平成31年度までの目標（161千km²）に照らして検討すると、目標達成に向けて今後一層の取組が必要な状況である。今後も、都市部官民境界基本調査と山村境界基本調査を継続して実施するほか、国土調査法第19条第5項に基づく指定制度の更なる活用等を通じて引き続き地籍整備を推進していくこととしているため、「B-1」と評価した。

調査対象面積に対する実施状況（昭和26年度～平成23年度）

		対象面積 (km ²)	H23年度末実績面積 (km ²)	H23年度末進捗率 (%)
D I D		12,255	2,714	22
非 D I D	宅地	17,793	9,237	52
	農用地等	72,058	51,801	72
	林地	184,094	78,512	43
合計		286,200	142,264	50

（注1）対象面積は、全国土面積（377,880km²）から国有林野及び公有水面等を除いた面積である。

（注2）D I Dは、国勢調査による人口集中地区のこと。Densely Inhabited Districtの略。

人口密度4,000人/km²以上の国勢調査上の基本単位区が互いに隣接して、5,000人以上の人口となる地域。

（注3）都市部官民境界基本調査と山村境界基本調査の実施分を含む。

（事務事業の実施状況）

平成23年度において地方整備局等が作成した用地実測図に必要な補正を加え、それを登記所備付図面とするための手法を法務省と連携して検討した。また、国土調査法第19条第5項指定制度を活用し、平成24年度以降に地方整備局等が作成する用地実測図を登記所備付図面とするため、各地方整備局等に対して通知を发出しており、地籍調査以外の測量成果を活用して積極的に取り組んだ。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災より土地境界が不明確になった被災地において、早期復興等に貢献するため、地籍調査を実施中の地域において地震により利用できなくなった測量成果の補正の実施を支援するなど、地籍調査の実施状況に合わせて被災自治体を支援した。

地籍調査の前段として、①都市部において官民の境界情報を調査する都市部官民境界基本調査、②山村地域における境界情報を簡易な手法で早急に保全するための山村境界基本調査を国直轄でそれぞれ実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

調査実施主体である市町村等において、必要な予算や体制の確保が難しくなっていることのほか、都市部における地籍調査に時間と手間を要すること等が地籍調査の円滑な実施を妨げる大きな要因になっている。

今後も、都市部官民境界基本調査と山村境界基本調査を継続して実施するほか、国土調査法第19条第5項の指定制度の更なる活用等を通じて引き続き地籍整備を推進していく必要がある。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

平成23年度に発出した通知を踏まえ、国土調査法第19条第5項指定制度を活用し、地方整備局等が作成する用地実測図を登記所備付図面とするため、法務省と連携しつつ引き続き効率的な地籍整備に取り組む。

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 土地・建設産業局地籍整備課(課長 佐藤勝彦)

関係課： 該当なし

施策目標個票

(国土交通省23-35)

施策目標	自動車運送業の市場環境整備を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	将来にわたり、安全なトラック輸送サービスを安定的に提供できるよう、トラック運送事業の健全な市場環境の整備を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	トラック運送事業における事業改善事例件数は、平成21年度の1次補正予算件数である「荷主等とのパートナーシップ構造改善実証実験事業」及び地方運輸局における「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議において計68の事例が報告・共有されたところ、本施策については目標達成に向けた成果を示しており、目標年度である平成25年度には目標の達成が見込まれる。 一方で、H24.7.13政策評価会での意見や指標の実績値の推移等を踏まえ、業績指標190を廃止し、平成24年度以降は改めて課題設定を行うこととする。(なお、改善事例の共有等の施策は引き続き行う。)

業績指標	190 トラック運送業における事業改善事例件数	初期値	実績値				評価	目標値
		20年度	21年度	22年度	23年度	25年度		
	0件	61件	66件	68件		A-5	70件	
	年度ごとの目標値		-	-	-			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	68	13	11	9
補正予算(b)		0	0	0	-	
前年度繰越等(c)		0	0	0	-	
合計(a+b+c)		68	13	11	9	
	執行額(百万円)	48	4			
	翌年度繰越額(百万円)	0	0			
	不用額(百万円)	19	9			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
	<p>【意見等】</p> <p>指標190について、言葉の問題であり実際の内容を読むとそうではないが、「事業改善事例件数」だと、普通、立ち入り検査などを行った結果改善を指摘された数のように読めてしまう。</p> <p>全国に相当な数のトラック事業者がある中で目標値70に対して68となっており、実績は上がっている状況にあるが、そもそも目標値70というのが妥当なのか疑問である。行政側が実験的に実施しているものだと思うが、実績を見ると平成21年度で0から61件まで伸びて頭打ちの状況であり、その後毎年1、2個足しているという感じでA評価としてよいものか。</p> <p>【対応方針】</p> <p>目標設定については、各都道府県で1ないし2の事例収集をすることを目標として70件と設定してきたところであり、目標年度までに確実に達成できる見込みである。このため指標自体の評価についてはA評価とさせていただくが、ご指摘の趣旨を踏まえ、施策目標評価については「おおむね順調」に変更すると共に、本指標は今年度で廃止し、来年度の評価に向け新しい指標を検討することとする。</p>

担当部局名	自動車局	作成責任者名	貨物課 (課長 加賀 至)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	------	--------	------------------	----------	---------

業績指標 190

トラック運送業における事業改善事例件数

評価

A-5

目標値：70件（平成25年度）
実績値：68件（平成23年度）
初期値：0件（平成20年度）

(指標の定義)

「トラック運送業における事業改善事例件数」:

荷主とトラック運送事業者とのパートナーシップによる車両待機時間の改善やトラック運送事業者による省エネ設備の導入等、トラック運送事業における事業改善事例件数（国土交通省の施策を通じて認知されたもの）

(目標設定の考え方・根拠)

トラック輸送は、我が国の経済を支える物流の基幹的な輸送機関であるが、一方でトラック運送事業者は経営基盤の脆弱な中小零細事業者が多く、激しい環境の中で荷主や元請事業者に対する交渉力も弱いことから、不適正な取引が行われやすい産業構造となっている。安定的な輸送サービスの供給に支障を生じかねないこうした状況を改善するため、荷主やトラック運送事業者等が活用できるような事業改善事例を収集・紹介し、トラック運送事業の環境整備を進めていく必要がある。

現在、荷主やトラック運送事業者等関係者の参考となる事例集がないため、まずは各都道府県で1ないし2以上の事例を収集することを想定し、目標値は70件とした。

(外部要因)

該当無し

(他の関係主体)

該当無し

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

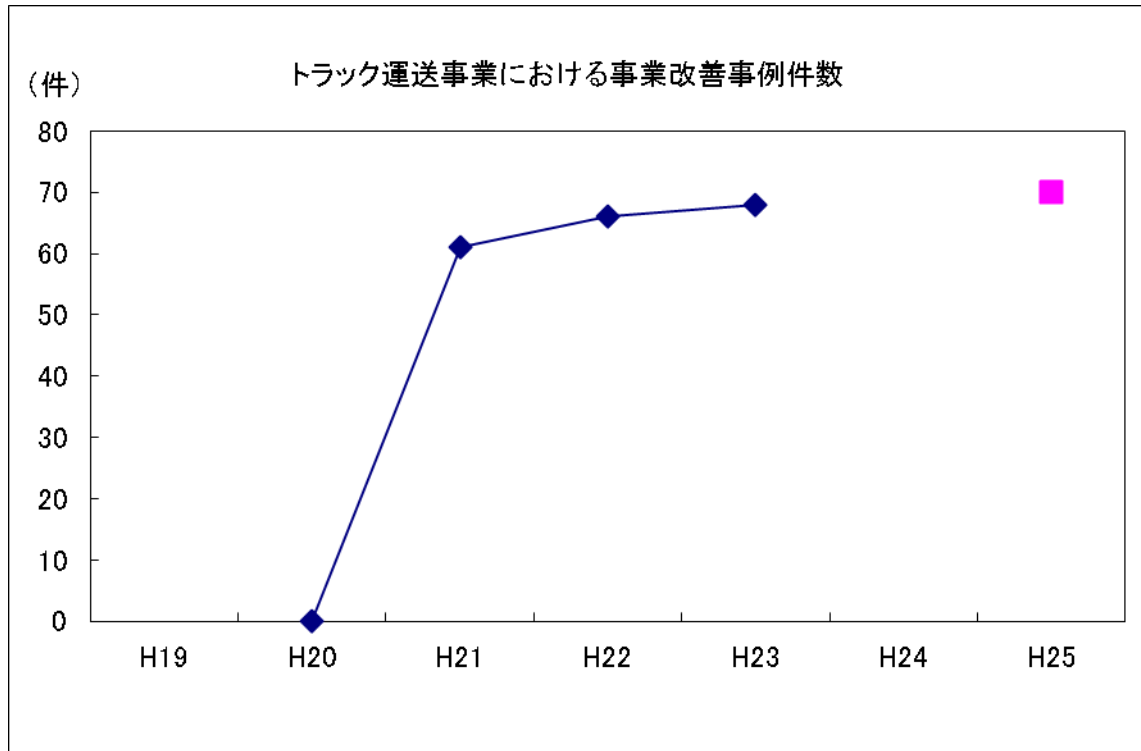
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H19	H20	H21	H22	H23
-	0	61	66	68



事務事業の概要

主な事務事業の概要

トラック輸送をめぐる様々な課題を解決するため、地方運輸局が中心となり、荷主とトラック運送事業者等の関係者が共同で検討する場を設置することにより、トラック輸送に係る関係者の望ましいパートナーシップを構築するための環境を整備し、また、荷主等とトラック運送事業者による事業改善の取組みに対する支援を実施。

- ・トラック運送事業におけるパートナーシップ環境整備事業 予算額： 7百万円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調である」

平成23年度に開催した「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」を通じて、荷主等と運送事業者による事業改善事例が新たに2例見られたため、これまでの改善事例は計68件となった。

（事務事業の実施状況）

「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」を通じて、荷主等と運送事業者による配車システムの導入等、2件の事業を採択した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

これまで各都道府県につき1ないし2の改善事例を収集してきたところであり、平成23年には「荷主とトラック運送事業者とのパートナーシップによるベストプラクティス集」を作成・配布するなど改善事例の普及に努めてきた。一方で、目標値70件（平成25年度）に対して実績値68件（平成23年度）であることから、トレンドからみても目標年度に達成できる見込みであり、事例の収集を充分に行うことができたと考えられる。このため、平成24年度以降はあらためて課題設定を行うこととする。なお、事例の共有等の施策は引き続き行う。

新たな指標について、荷主の行為に起因して荷主とトラック運送事業者の間に安全を阻害するような不適正な取引が認められたこと等によりトラック運送事業者に処分を行う場合には、同時に、荷主に対して安全協力要請を发出しているところ、適正取引を推進することは市場環境整備のために非常に重要であるため、パートナーシップ会議の議論等を踏まえた施策により、安全協力要請が必要となるような取引の低減に取り組むこととし、市場環境整備の進捗状況の指標として、当該安全協力要請の発出件数の低減を設定する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 自動車局貨物課（課長 加賀 至）

関係課： なし

施策目標個票

(国土交通省23-36)

施策目標	海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	
施策目標の概要及び達成すべき目標	四面環海の我が国の経済及び国民の日々の生活を支える上で大きな役割を果たしている海事産業における船舶・舶用品生産の市場環境整備・活性化並びに人的基盤である技能者・技術者及び船員(海技者)の確保・育成等を行う。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「努力が必要である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>造船業・船用工業については、平成20年秋以降の世界的な景気の減速や国際競争の激化により、適正な国際市場環境の整備や産業基盤の強化が一層必要な状況となっているものの、造船市場の公正な競争条件を阻害する恐れのある助成措置の割合は低下していない。また、船員(海技者)の確保・育成等については、前年度まで極めて高い水準の採用が行われていたことの反動減や、世界的な景気の減速による船員の採用の抑制等により、平成22年度の実績値は前年度より大幅に減少し、単年度での目標見込みを下回った。このため、全体としては「努力が必要である」と評価している。</p> <p>従って、今後の方向性としては、OECD造船部会への参画を一層強化し、造船市場の公正な競争条件を阻害する恐れのある助成措置の割合の低下に努めるとともに、引き続き着実な新人船員等の採用の確保を図る。</p>

業績指標	191 海運業(外航及び内航)における船員採用者数の水準	初期値	実績値					評価	目標値
		17年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		27年度
		100	158	177	164	115	集計中	B-2	165
	年度ごとの目標値	—							—
	192 造船市場の公正な競争条件を阻害する恐れのある助成措置の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		25年度
1.00		1.00	1.00	—	—	—	B-2	0.5	
年度ごとの目標値	—							—	

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	9,478	9,207	9,040	9,195	—
		補正予算(b)	815	0	253	—	—
		前年度繰越等(c)	3	308	0	—	—
		合計(a+b+c)	10,296	9,515	9,293	9,195	—
	執行額(百万円)		9,673	9,292	—	—	—
	翌年度繰越額(百万円)		299	0	—	—	—
	不用額(百万円)		323	223	—	—	—
	—		—	—	—	—	—
	—		—	—	—	—	—
—		—	—	—	—	—	

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	海事局	作成責任者名	総務課企画室 (室長 藤原威一郎)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-----	--------	----------------------	----------	---------

業績指標 191

海運業（外航及び内航）における船員採用者数の水準

評 価

B-2	目標値：165（平成27年度） 実績値：115（平成22年度） 初期値：100（平成17年度）
-----	-------------------------------------------------------

（指標の定義）

国民生活を支える海上輸送の安定的な確保を図る上で必要不可欠な人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員について、船員需給総合調査（国土交通省海事局）の海運業（外航及び内航）における年間の船員採用者数（船員経験者（ただし海運業内での異動分を除く）及び船員未経験者）の規模を示した指数。平成17年度の水準を100とする。

（目標設定の考え方・根拠）

海上輸送の人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員を今後とも安定的に確保するため、高齢船員の退職規模に見合う採用数の水準を確保することを目標にする。

①高齢船員の退職者数見込み 3,953人（H18～27）

船員（海運業）のうち50歳以上の人数 3,953人 → 今後10年間で退職が見込まれる

②海運業における採用者数（現状維持ベース。ただし前職が海運業の船員を除く） 2,920人（H18～27）
H17実績 292人 × 10年 = 2,920人

③退職規模に見合う採用数の水準を確保するために追加が必要な人数 1,033人

追加が必要な人数 1,033人 = 3,953人① - 2,920人②

（追加需要分を段階的に増加させ、退職規模に見合う採用数の水準を確保する場合の毎年の目標見込み）

	初期値	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後	計
	H17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	H18～27
現状維持A	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	2,920
追加B		19	38	57	76	95	114	133	149	167	185	1,033
A+B	292	311	330	349	368	387	406	425	441	459	477	3,953
A+B（指数）	100.0	106.5	113.0	119.5	126.0	132.5	139.0	145.5	151.0	157.2	163.4	

※上記を踏まえ平成27年に現状の65%増が達成できるよう目標設定を行う。

（外部要因）

景気変動に伴う船員需要の増加・減少、船舶の大型化や技術開発の進展による船員需要の減少

（他の関係主体）

海運事業者

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・海洋基本計画（平成20年3月18日）第2部4（2）船員等の育成・確保

高齢化しつつある内航海運業の船員の将来的な不足を回避するとともに、外航海運業における日本人船員の計画的な増加を確実なものにするため、船員を始めとする海運業従事者の育成・確保等が急務である。

・新成長戦略（平成22年6月18日）

（工程表）Ⅲアジア経済戦略～ヒト・モノ・カネの流れ倍増（アジアの成長を取り込むための改革の推進）～②

【閣決（重点）】

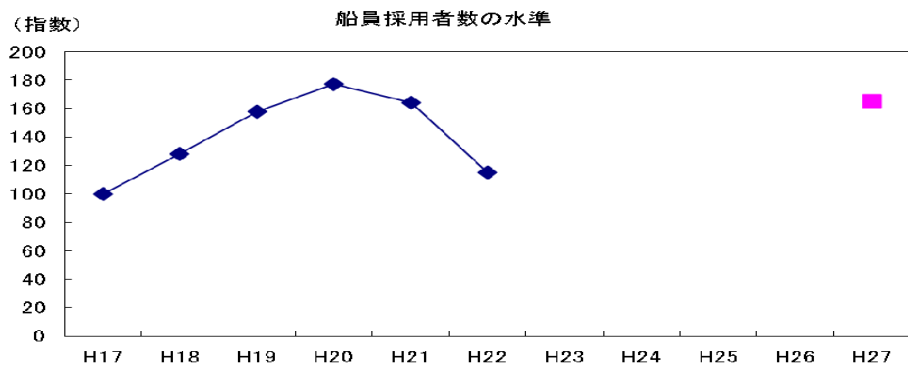
なし

【その他】

国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）

1. 海洋分野 II. 海運力の発揮

過去の実績値						(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
100	128	158	177	164	115	集計中



事務事業の概要
主な事務事業の概要

船員確保・育成等総合対策事業
 海洋基本法の成立及び海上運送法等の一部改正による船員確保育成対策の強化を踏まえ、安定的な海上輸送を確保する観点から、新規学卒者の他、退職自衛官、女子船員等新たな供給源からの船員確保・育成等の促進を図るため、船員計画雇用促進等事業の実施や内航船員を志向する若年者を増加させるために若年内航船員確保推進事業の実施等、船員確保・育成等に係る総合的な対策を実施した。
 予算額 1.2億円(平成23年度)

関連する事務事業の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度の実績値は集計中であるが、平成22年度の実績値は115と前年度より大幅に減少した。これは前年度まで極めて高い水準の採用が行われていたことの反動減や、世界的な景気の減速による船員の採用の抑制等によるものと考えられる。

(事務事業の実施状況)

船員確保・育成等総合対策事業の実施

- ・船員計画雇用促進等事業(助成事業の拡充・強化)

改正海上運送法に基づき国土交通大臣より日本船舶・船員確保計画の認定を受け、船員の計画的な確保・育成に取り組む海運事業者に対する支援制度を平成20年度に創設。平成23年度に係る計画については、171事業者が国土交通大臣による認定を受けている。

- ・若年内航船員確保推進事業

内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、関係機関と連携し、内航船員に関する情報が乏しいと思われる船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を実施することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取り組みを平成23年度から実施。平成23年度については全国で水産系高校15校79人の若年者の就業体験等の取組を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は海運業(外航及び内航)における船員採用者数の水準である。前年度まで極めて高い水準の採用が行われていたことの反動減や、世界的な景気の減速による船員の採用の抑制等により、平成22年度の実績値は前年度より大幅に減少し、単年度での目標見込みを下回った。しかしながら、今後も退職規模に見合う船員採用者数の水準を確保する必要があることから、引き続き現在の施策を維持する必要性があるため、B-2と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

- ・船員計画雇用促進等事業

新規供給源からの新人船員の確保・育成に先行的に取り組む海運事業者に対する支援制度の拡充を図る。

(平成25年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課: 海事人材政策課(課長 河村 俊信)
 関係課:

業績指標 192

造船市場の公正な競争条件を阻害する恐れのある助成措置の割合

評 価	
B-2	目標値：0.50（平成25年度） 実績値：1.00（平成23年度） 初期値：1.00（平成21年度）

(指標の定義)

新造船協定交渉に参加している各国による造船業支援措置のうち、公正な競争条件を阻害する恐れのある措置の割合。本指標の分母は、当該年度までにOECD造船部会「Inventory of Government Subsidies and Other Support Measures」に報告された件数（累計）とする。分子はそれら措置から以下のものを差し引いた値とする。

- ・造船部会において、公正な競争条件を阻害する恐れがないと合意された措置。
- ・上記検討により公正な競争条件を阻害するとの判断がなされ、当該国政府が取りやめた措置。

(目標設定の考え方・根拠)

平成20年秋以降の世界的な景気の減速を受け、各国政府による様々な造船業支援施策が実施され、造船市場における競争条件の歪曲に対する懸念が高まっている。造船市場は世界単一市場であり、一国の措置が直ちに他国造船業へ影響を及ぼすため、適正な市場環境整備を促進することは極めて重要である。

一方で、平成22年4月のOECD造船部会においては、平成17年以降中断されていた新造船協定の策定交渉を再開することが合意された。同協定の策定交渉を強力に推進することにより、同協定の交渉過程及び発効後、造船市場における市場歪曲措置を段階的にゼロへ近づけていくことが期待されている。

以上から、同協定交渉を通じた、造船業に関する我が国の市場環境整備への取り組みの達成状況を判断する指標として「各国の造船業支援措置のうち、公正な競争条件を阻害する恐れのある措置の割合」を設定した。今回は、上記措置の割合を現在の半数まで減少させることを短期的な目標に据えるものである。

(外部要因)

OECD造船部会における新造船協定の交渉状況
 各国における造船業支援施策の実施状況及びそれらのOECD事務局への報告状況

(他の関係主体)

造船事業者、各国政府（日本・中国・韓国を含む19ヶ国、1委員会）（平成24年4月現在）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）
 工程表 IIIアジア経済戦略 2. モノの流れ倍増 造船業の国際競争力強化

【閣決（重点）】

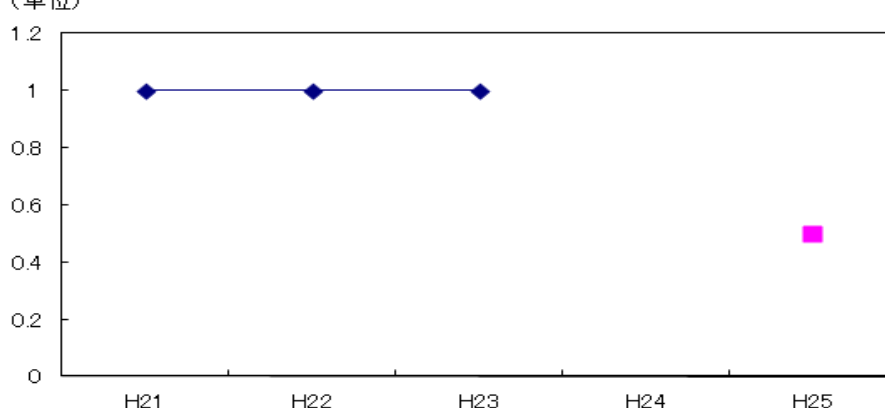
なし

【その他】

国土交通省成長戦略（平成22年5月18日）
 海洋分野 造船力の強化並びに海洋分野への展開

過去の実績値			(年度)
H21	H22	H23	
1.00	1.00	1.00	

(単位) 造船市場の公正な競争条件を阻害する恐れのある助成措置の割合



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 経済協力開発機構（OECD）造船部会分担金
予算額0.15億円（平成23年度）
OECDでは、造船に関する唯一の多国間フォーラムである造船部会を設け、世界の造船業の健全な発展に向けて、市場動向の共通認識の醸成、各国造船政策に関する意見交換を通じた政策協調の推進等の取り組みを行っている。このOECD造船部会の活動へ積極的に参加し、造船市場に関する共通認識の醸成、公正な競争条件の確保等造船業の健全な発展のための政策協調に貢献していくため、当該年度予算に係わる我が国分担金を支払う。
- 船舶産業の競争力強化に必要な経費
予算額0.53億円（平成23年度）
国際市場環境の整備や国内における基盤強化対策のための調査・分析等、我が国の船舶産業の競争力強化のために必要な産業基盤の整備を図る。
- サプライサイクルに関する総合対策
予算額0.2億円（平成23年度）
サプライサイクル条約採択後のガイドラインの策定等を行うために必要な実態調査や分析、及び、パイロットモデル事業の実施による国内における先進国型サプライサイクルシステム構築のための環境整備を行う。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 平成20年秋以降の世界的な景気の減速を受け、各国政府による様々な造船業支援施策が実施されており、平成23年度末までにOECD造船部会に報告された支援措置は74件であった。
- 昨年度は、OECD造船部会会合へ参加するとともに、非公式会合の開催及び主要造船国との実務者会合を通じて、適正な国際市場環境整備の確保に向けて積極的な取り組みを行った。しかしながら、昨今の市場環境等の影響で、業績指標とした助成措置の割合に変化は表れず、業績指標は昨年度と同様1.00となった。

（事務事業の実施状況）

- 適正な国際市場環境整備
OECD造船部会及び非公式会合並びに主要造船国との実務者会合を通じて継続的に国際対話を実施。平成22年11月のOECD造船部会会合において、平成17年以降中断状態で据え置かれていた新造船協定策定交渉の議論は終了となったものの、各国の造船業に係る個別施策の市場歪曲性レビュー及び公的輸出信用アレンジメント船舶セクター了解の改正審議は継続して実施することとなった。
- 国内における船舶産業の競争力強化
我が国造船業の国際競争力を強化するための新たな政策について議論を行う検討会を設置するとともに、我が国及び競合国の船舶産業の競争力について現状調査・分析を行った。また、造船所の労働安全について、産業界と連携して取組みを強化した。更に、生産性向上、事業基盤の強化を図ろうとする事業者に対し、産業活力再生法の適用等による支援を行った。
- 適正な船舶解撤環境の整備
サプライサイクル条約の早期発効に向けて、IMOにおける関連ガイドライン策定作業を行った。また、事業効率を高める解体手法及び工程管理の調査分析や、市場動向を踏まえた事業運営スキームの検討を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値が目標値に向かって推移していないが、引き続き現在の施策を維持していくことが重要であることから、B-2と評価した。

OECD造船部会においては、新造船協定策定交渉の議論が終了したため、協定策定交渉の推進によって市場歪曲措置の減少を図ることが困難となった。しかしながら、各国の造船業に係る個別施策の市場歪曲性レビューに関する議論は今後も継続されることから、目標の着実な達成に向け、OECD造船部会への参画について一層の強化を図る。

また、平成22年末に設置した新造船政策検討会において取りまとめた新たな造船政策を着実に実行に移す。更に、サプライサイクル条約の発効に備え、国内において条約に適合したリサイクル施設の確保に取り組む。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

造船業における適正な国際市場環境を整備するため、OECD事務局への参画並びにOECD造船部会への出席体制及び各国助成措置に関する調査を強化することにより、各国の造船業に係る個別施策の市場歪曲性レビューを継続することとなったOECD造船部会への参画を一層強化する。

また、平成23年7月に最終とりまとめを行った新たな造船政策を着実に実行に移すとともに、国内におけるサプライサイクル産業の創出を目指し、事業化を進める上での諸課題解決に向け取り組む。

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局船舶産業課（課長 今出秀則）

施策目標個票

(国土交通省23-⑦)

施策目標	総合的な国土形成を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国土形成計画等の策定・推進により、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることで、質の高い国土づくりを進める。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	国土形成計画の推進・大都市圏の整備推進により、各業績指標ともに順調に推移している。引き続き、国土形成計画の着実な推進・国土に関する的確な情報の整備を推進することにより質の高い国土づくりを進める。

業績指標	193 国土形成計画の着実な推進(対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数)	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度以降毎年度
		11	-	-	-	-	-	A-2	現状維持又は増加
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	194 国民への国土に関する情報提供充実度(国土数値情報のダウンロード件数)	初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度以降毎年度
		33万件	34万件	81万件	50万件	52万件	82万件	A-2	現状維持又は増加
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	195 在宅型テレワーカー人口	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		27年度
		約320万人	約490万人	-	-	-	-	A-2	約700万人
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	196-① 大都市圏の整備推進に関する指標(①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏))	初期値	実績値					評価	目標
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
		44自治体	48自治体	51自治体	60自治体	61自治体	80自治体	A-2	66自治体
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	196-② 大都市圏の整備推進に関する指標(②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量))	初期値	実績値					評価	目標
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		27年度
		36,543 kg/日	-	33,075 kg/日	-	-	-	A-2	33,278 kg/日
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	73,091	2,035,483	1,622,659	1,496,284
補正予算(b)		77	171,864	70,918	-	/
前年度繰越等(c)		10,760	9,146	792,263	-	/
合計(a+b+c)		83,928	2,216,492	2,485,840	1,496,284	/
	執行額(百万円)	40,844	1,413,599	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)	9,146	792,263	/	/	/
	不用額(百万円)	33,938	10,630	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	国土政策局	作成責任者名	総務課 (課長 岩本 千樹)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-------	--------	-------------------	----------	---------

業績指標 193

国土形成計画の着実な推進（対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数）

評価

A-2	目標値：現状維持又は増加（平成23年度以降毎年度） 実績値：11（平成22年度） 初期値：11（平成22年度）
-----	---------------------------------------------------------------

（指標の定義）

国土形成計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）第1部で提示されている「新しい国土像」の実現のための5つの戦略的目標の進捗を代表的に示すと考えられる15項目の代表指標のうち、同計画の本格的運用が始まった年度である対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数

（目標設定の考え方・根拠）

国土形成計画（全国計画）では、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ること」という「新しい国土像」の実現を同計画の基本的な方針として掲げているが、その実現のために「東アジアとの円滑な交流・連携」「持続可能な地域の形成」「災害に強いしなやかな国土の形成」「美しい国土の管理と継承」「新たな公」を基軸とする地域づくり」という5つの戦略的目標を定めていることから、これらの戦略的目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標に関して、同計画の本格的運用が始まった年度である対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数が対前年度比現状維持又は増加することを目標とするものである。

（外部要因）

経済情勢、社会状況の変化

（他の関係主体）

関係省庁

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

国土形成計画（全国計画）（平成20年7月4日）

【閣決（重点）】

なし

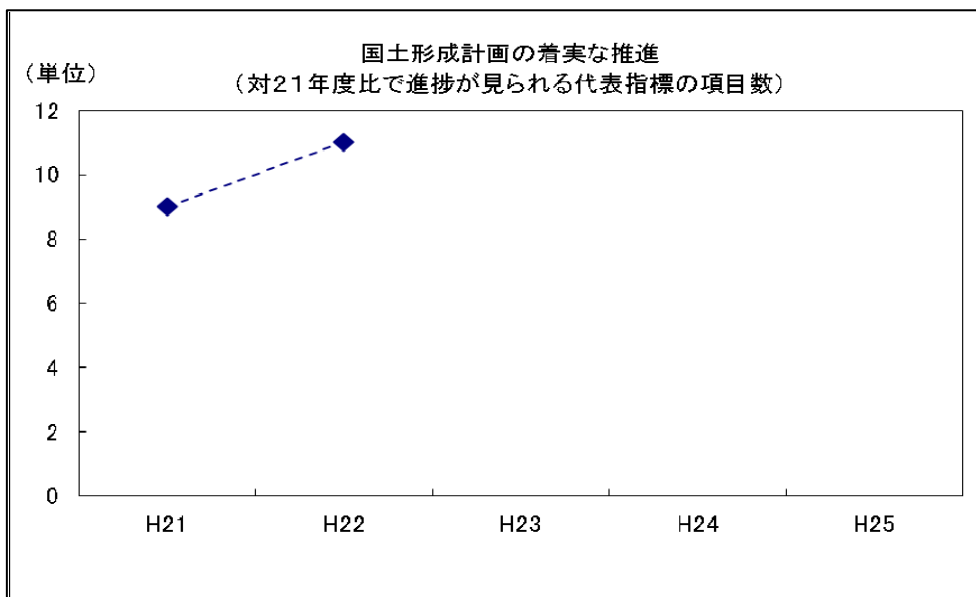
【その他】

なし

過去の実績値（分子：進捗が見られる又はほぼ横ばいの代表指標の項目数/分母：全体の項目数）（年度）

H18	H19	H20	H21	H22
—	—	—	(9/12※)	11/15

※平成21年度と平成20年度の代表指標を比較



事務事業の概要

主な事務事業の概要

平成20年7月に閣議決定された国土形成計画に基づく取組を推進しているところ。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

本年は、代表指標（15項目）について、平成23年度に得られた平成22年度までの統計データを基に、国土形成計画（全国計画）の本格運用が始まった平成21年度の実績値と平成22年度の実績値を比較。

代表指標のうち4項目は進展していると見られないものの、残りの11項目は進展していると見られる又は横ばいの状況であり、同指標全体としては順調に進捗している。

(事務事業の実施状況)

戦略的目標1 「東アジアとの円滑な交流・連携」

- ①東アジア内での貿易総額に占める（各広域ブロックの）割合
・進展していると見られる（平成21年度の2.95%から平成22年度は2.97%に増加）
- ②外国籍入国者に占める東アジア国籍入国者の割合
・進展していると見られる（平成21年度の71.4%から平成22年度は75.3%に増加）
- ③「東アジア1日圏」人口割合
・進展していると見られる（平成21年度の91.7%から平成22年度は93.1%に増加）

戦略的目標2 「持続可能な地域の形成」

- ④現在の住生活に対する満足度
・進展していると見られる（平成21年度の77.2%から平成22年度は78.7%に増加）
- ⑤地域資源活用事業数
・進展していると見られる（平成21年度の6.4件/百万人から平成22年度は7.1件/百万人に増加）
- ⑥農林水産物の輸出額
・進展していると見られない（平成21年度の445億円から平成22年度は399億円に減少）
- ⑦ブロック内地域間時間距離
・横ばい（平成21年度の1.49時間から平成22年度は1.49時間に横ばい）

戦略的目標3 「災害に強いしなやかな国土の形成」

- ⑧自主防災組織活動カバー率
・進展していると見られる（平成21年度の73.5%から平成22年度は74.4%に増加）
- ⑨災害被害額
・進展していると見られる（平成21年度の1,931円/人から平成22年度は1,614円/人に減少（※平成22年度の実績値は、東日本大震災の影響は反映されていない））

戦略的目標4 「美しい国土の管理と継承」

- ⑩環境効率性
・進展していると見られない（平成21年度の2,173kg-CO₂/百万円から平成22年度は2,331kg-CO₂/百万円に増加）
- ⑪公共用水域における環境基準達成率
・進展していると見られる（平成21年度の87.1%から平成22年度の87.3%に増加）
- ⑫沿岸域毎の水質基準達成率
・進展していると見られない（平成21年度の76.3%から平成22年度の75.7%に減少）
- ⑬「国土の国民的経営」に向けた取組の参加率
・進展していると見られる（平成21年度の39.2%から平成22年度は41.1%に増加）

戦略的目標5 「新たな公」を基軸とする地域づくり

- ⑭「新たな公」による地域づくり活動進展度
・進展していると見られない（平成21年度の61.5%から平成22年度は54.9%に減少）
- ⑮「新たな公」による地域づくり活動参加率
・進展していると見られる（平成21年度の33.9%から平成22年度は39.2%に増加）

(参考) 各代表指標の定義・出典

【代表指標】①東アジア内での貿易総額に占める（各広域ブロックの）割合

[定義] 東アジア諸国の対東アジア貿易総額（各国の輸出入総額）に占める各広域ブロックの対東アジア貿易額（輸出入額）の割合（日本の対東アジア貿易額（輸出入額）を広域ブロック毎に積算）（単位：%）（※東アジア：日本、中国、韓国、台湾、ASEAN10、ロシア、インド、オーストラリア、ニュージーランド）（※IMF「Direction of Trade」には台湾のデータは含まれない）

[出典] 東アジア域内：IMF「Direction of Trade」、国内（広域ブロック別）：財務省「貿易統計」

【代表指標】②外国籍入国者に占める東アジア国籍入国者の割合

[定義] わが国への外国籍入国者のうち、東アジア国籍の入国者が占める割合（単位：%）（※広域ブロック毎の値は、入国審査の際に使用した空港、海港の所在地で分類）（※東アジア：中国、韓国、台湾、ASEAN10、ロシア、インド、オーストラリア、ニュージーランド）（※法務省「出入国管理統計」からシンガポール、マレーシア、ブルネイ、ミャンマー、ラオス、カンボジアのデータは収集できない）

[出典] 法務省「出入国管理統計」

【代表指標】③「東アジア1日圏」人口割合

[定義] 東アジアのいずれかの主要都市へ出発した当日に到着して、一定の用務を行うことが可能な日本の地域（市区町村単位）に居住する人口割合（単位：%）（※上記が毎日可能な範囲（＝航空路が毎日就航））

[出典] 航空ダイヤ：JTB時刻表、都市圏域：国土交通省「総合交通分析システム（NITAS）」、人口：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

<p>【代表指標】④現在の住生活に対する満足度 [定義] 現在の住生活に対して満足している（「満足している」＋「まあ満足している」）人の割合（単位：％）（※広域ブロックの境界が異なるため、内閣府で定義している分類を使用） [出典] 内閣府「国民生活に関する世論調査」</p> <p>【代表指標】⑤地域資源活用事業数 [定義] 地域資源を活用した企業の事業計画数（ブロック内人口当たり）（※地域資源：「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき各都道府県が定めた以下の資源のいずれかを示す。①地域の特産物として相当程度認識されている「農林水産物」又は「鉱工業品」、②地域の特産物として相当程度認識されている「鉱工業品」の生産に係る技術、③地域の「観光資源」として相当程度認識されている文化財、自然の風景地、温泉等）（単位：件数／百万人） [出典] 中小企業庁ホームページ「地域資源活用チャンネル」</p> <p>【代表指標】⑥農林水産物の輸出額 [定義] 各広域ブロックからの農林水産物の輸出額（単位：億円）（※広域ブロック毎の値は、輸出時の税関の所在地で分類） [出典] 財務省「貿易統計」（※農林水産物の品目：農林水産省「農林水産物の輸入・輸出に関する統計」による分類を参考に集計）</p> <p>【代表指標】⑦ブロック内地域間時間距離 [定義] 各広域ブロック内の各市区町村から広域ブロック中心都市への移動に要する時間距離に発地市区町村の人口の重み付けをした値（単位：時間） [出典] 都市圏域：国土交通省「総合交通分析システム（NITAS）」、人口：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」</p> <p>【代表指標】⑧自主防災組織活動カバー率 [定義] 自主防災組織がカバーする世帯の割合（分母：当該広域ブロック内総世帯数、分子：自主防災組織がカバーする世帯数）（単位：％） [出典] 総務省消防庁「消防白書」</p> <p>【代表指標】⑨災害被害額 [定義] 広域ブロック内人口一人当たりの災害被害額の実績（単位：円／人）（※災害：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火、その他異常な自然現象） [出典] 災害被害額：総務省消防庁「消防白書」、人口：総務省「国勢調査」及び総務省「推計人口」（国勢調査の中間年）</p> <p>【代表指標】⑩環境効率性 [定義] わが国のCO₂排出量／実質国内総生産（単位：kg-CO₂／百万円） [出典] CO₂排出量：独立行政法人国立環境研究所ホームページ、国内総生産：内閣府「国民経済計算」</p> <p>【代表指標】⑪公共用水域における環境基準達成率 [定義] 全国の類型指定水域（河川、湖沼、海域）におけるBOD（河川）またはCOD（湖沼、海域）の測定結果のうち、環境基準を達成している水域の割合（分母：測定結果が公表されている全水域、分子：環境基準を達成している水域）（単位：％） [出典] 環境省「公共用水域の水質測定」</p> <p>【代表指標】⑫沿岸域毎の水質基準達成率 [定義] 都道府県別の海域別の環境基準（COD）達成水域の割合（単位：％） [出典] 環境省「公共用水域の水質測定」</p> <p>【代表指標】⑬「国土の国民的経営」に向けた取組の参加率 [定義] 一般国民を対象としたアンケート調査において、市民参加型の森林や農地等の管理・保全活動、地域自然資源の積極的な活用、都市内低未利用地の有効活用などを行っていると感じた一般国民の割合（分母：一般国民を対象としたアンケート調査の回答者数、分子：いずれかに参加していると答えた回答者数）（単位：％） [出典] 独自調査</p> <p>【代表指標】⑭「新たな公」による地域づくり活動進展度 [定義] 地方自治体を対象としたアンケート調査において、「地域コミュニティ、NPO、企業などの多様な民間主体の主体的な地域づくりへの参加が進んでいる」と回答した地方自治体の割合（分母：地方自治体を対象としたアンケート調査の回答地方自治体数、分子：進んでいる（「かなり進んでいる」＋「少し進んでいる」）と回答した地方自治体数）（単位：％） [出典] 独自調査</p> <p>【代表指標】⑮「新たな公」による地域づくり活動参加率 [定義] 一般国民を対象としたアンケート調査において、「『新たな公』による活動に参加している」と回答した一般国民の割合（分母：一般国民を対象としたアンケート調査の回答者数、分子：いずれかに参加していると答えた回答者数）（単位：％） [出典] 独自調査</p>

課題の特定と今後の取組みの方向性

一部の代表指標の進捗状況が低調であるが、代表指標全体としては順調に推移しており、参考ではあるが、進捗が見られる又はほぼ横ばいの代表指標の項目数も平成22年度と平成21年度を比較すると増加していることから、A-2と評価した。国土形成計画（全国計画）については、東日本大震災を含む経済社会情勢の変化を分析するなど、平成24年度に政策レビューの取りまとめを行う。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

<p>（平成24年度）</p> <p>なし</p> <p>（平成25年度以降）</p> <p>なし</p>

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局総合計画課（課長 北本 政行）
 関係課：

業績指標 194

国民への国土に関する情報提供充実度（国土数値情報のダウンロード件数）

評価

A-2	目標値：現状維持又は増加（平成23年度以降毎年度） 実績値： 82万件（平成23年度） 初期値： 33万件（平成18年度）
-----	---------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

国土政策局は、以下のインターネットサイトにおいて国土に関するデジタルデータを無償で公開している。その一か年度のダウンロード件数である。

「国土数値情報ダウンロードサービス」 <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>

国土計画・地域計画の策定等に活用することを目的とした、国土に関する様々なデータ。平成18年度以降提供している地理情報標準（JPGIS）に準拠するように変換したデータを含む。

※1万件未満の端数は四捨五入する。

（目標設定の考え方・根拠）

多様な主体における国土情報の整備・利活用は、国土の利用・整備・保全等国土上に展開される活動のあらゆる面で効果を発揮するものであることから、国土政策局は国土数値情報等の幅広い普及を目的としてインターネットサイトを通じて無償で提供している。

本業績指標は、その利用度合いの目安として、1年間のデータのダウンロード件数を測定するもの。

（外部要因）

自由な二次配布を認めているため、国土政策局運営サイトからのダウンロード件数のみがこれら情報の社会における普及度を測る絶対的な度合いではない。

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）「第Ⅱ部1.（1）①に記載あり」

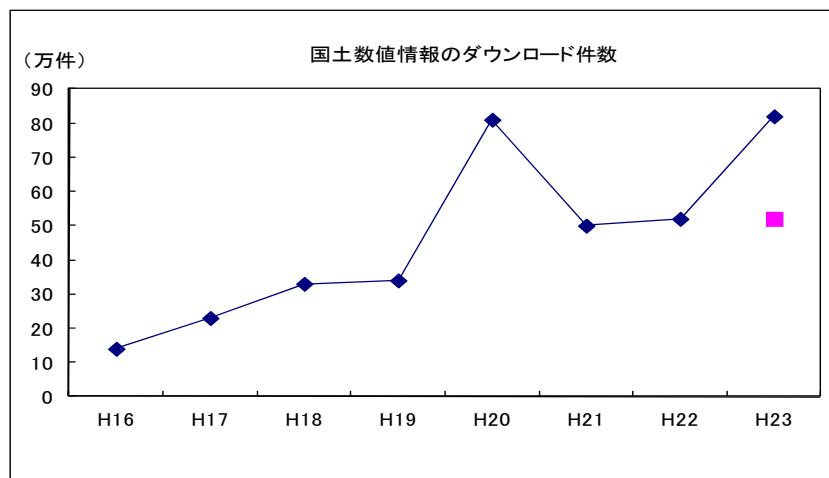
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値							(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
14万件	23万件	33万件	34万件	81万件	50万件	52万件	82万件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

国土の利用に関する総合的かつ基本的な政策及び計画の策定及び推進を行うためには、国土に関する各種の情報を総合的、体系的に収集・整備・分析するとともに、これらの情報や分析成果を国土づくり・地域づくりに関係する多様な主体に広く提供し、国土に関する理解や取組を促進することが必要である。

このため、国土数値情報を整備・更新するとともに、インターネットを通じて一般に無償公開する。また、そのための調査・検討を行う。

関連する事務事業の概要

「地理空間情報活用推進基本計画」に基づく地理空間情報の活用の推進（施策目標38関係）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

実績は前年度である平成22年度（52万件）に比して上回っている。また、前年度との比較のみに依らず、過去5か年程度のトレンドにより評価する方針としている（平成20年度には自動巡回プログラム等による実需に基づかないアクセスが原因と推測される異常値を記録したため）が、この観点からも実績は増加傾向であると判断できる。以上より、目標を達成したと判断した。なお、平成23年度実績値の大幅な増加の要因は、一時期に主に土地の利用状況を中心として大量のファイルがダウンロードされたことによるものと考えられる。

（事務事業の実施状況）

国土数値情報の整備については、平成23年度に10項目の新規整備、既存18項目の時点追加を行った。これにより国土数値情報は、10項目28データ増加し、累計117項目252データとなっている。（注：「項目」数は国土数値情報の種類を数えたものであり、「データ」数は種類のほか時点の異なるものを別個のものとして数えたものである。）

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標の推移は順調と判断できることから、「A-2」と評価した。
- ・今後とも、国土形成計画・国土利用計画の推進・進捗状況の評価及び災害に強い国土構造の検討等における国土に関する情報の必要性に応えるため、既存の情報項目の時点更新を行うとともに、情報項目の充実を目指す。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

災害に強い国土構造の検討・分析を行うため、被災発生時の生活に関連する重要な施設や災害リスクの高い区域等に関する情報の整備を行う。

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局国土情報課（課長 橋本 裕治）

業績指標 195

在宅型テレワーカー人口

評価

A-2	目標値：約700万人（平成27年度） 実績値：約490万人（平成23年度） 初期値：約320万人（平成22年度）
-----	----------------------------------------------------------------

（指標の定義）

テレワーカーとは、ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週8時間以上する人とする。
 在宅型テレワーカーとは、テレワーカーのうち、自宅を含めてテレワークを行っている人とする。

（目標設定の考え方・根拠）

「新たな情報通信技術戦略 工程表」（H22.6、IT戦略本部）に「2015年までに在宅型テレワーカーの人口を700万人とする。」と記載されており、これを目標として設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

総務省、厚生労働省、経済産業省

（重要政策）

【施政方針】

第166回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成19年1月26日）

「意欲と能力のある女性が、あらゆる分野でチャレンジし、希望に満ちて活躍できるよう、働き方の見直しやテレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進します。」

【閣議決定】

経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）

「テレワーク人口倍増アクションプラン」を着実に推進するなど、テレワーク普及に向けた総合的な支援環境整備を図り、平成22年までにテレワーク人口倍増を実現する。

【閣決（重点）】

なし

【その他】

○IT新改革戦略（平成18年1月 IT戦略本部決定）

「2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の2割を実現」

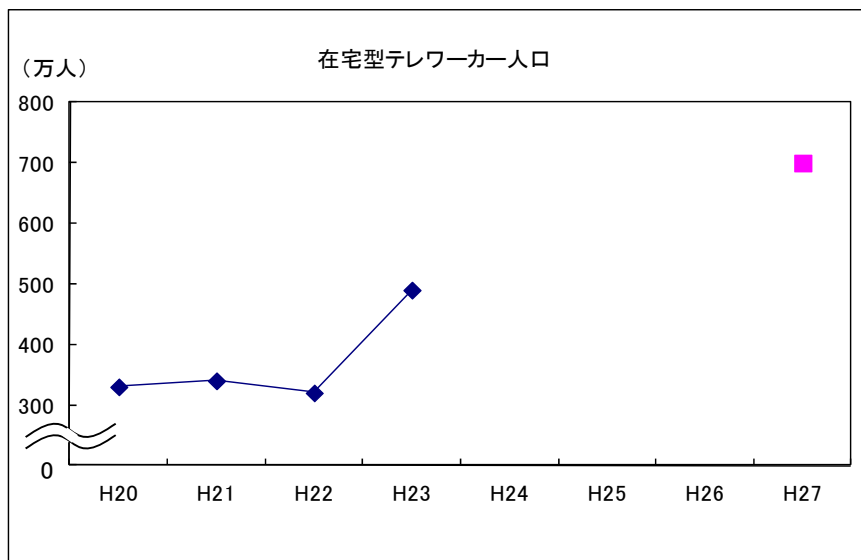
○新たな情報通信技術戦略（平成22年5月 IT戦略本部決定）

「高齢者や障がい者などの社会参加の促進や子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域活性化等に資するテレワークの一層の普及拡大に向け、環境整備、普及啓発等を推進」。

○新たな情報通信技術戦略工程表（平成22年6月 IT戦略本部決定）

「2015年までに在宅型テレワーカーを700万人とする」

過去の実績値	(年度)			
	H20	H21	H22	H23
	約330万人	約340万人	約320万人	約490万人



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・テレワークの推進
テレワーク人口実態調査やテレワークセンターに関する調査、普及啓発活動等を実施し、テレワークの普及促進を図る。
予算額：0.25 億円（平成 23 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 23 年度実績値は約 490 万人で、前回調査時（平成 22 年度）から 170 万人の増加を示している。

（事務事業の実施状況）

テレワーカー率・テレワーカー人口やテレワーク普及・推進に係る課題等を定量的に把握するためのテレワーク人口実態調査及びテレワークセンター整備に係る検討などのテレワーク推進方策の検討並びにテレワークを普及・推進するための普及啓発活動（セミナー等）を継続的に実施し、テレワークの普及促進に努めてきた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標である在宅型テレワーカー人口は、東日本大震災の影響や新しい ICT ツールの普及等を要因として、平成 23 年度はここ 3 年の横ばい状態から大幅に増加している。現時点では目標値〔2015 年（平成 27 年）までに 700 万人〕の 7 割に留まっているものの、目標達成に向けて順調に推移しており、今後も現在の施策を継続することが妥当と考えることから、A-2 と評価した。

今後も目標の実現に向け、関係各省・団体等と連携しながら、より効率的・効果的なテレワーク推進方策の検討、テレワークの普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進する。

平成 24 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 24 年度）

なし

（平成 25 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市政策課（課長 東 潔）

関係課：

業績指標 196

大都市圏の整備推進に関する指標（①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）、②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量））

評価	
① A-2	目標値：66 自治体（平成 23 年度） 実績値：80 自治体（平成 23 年度） 初期値：44 自治体（平成 18 年度）
② A-2	目標値：33,278 kg/日（平成 27 年度） 実績値：33,075 kg/日（平成 22 年度） 初期値：36,543 kg/日（平成 20 年度）

（指標の定義）

大都市圏における主要な広域的・分野横断的課題である環境、防災、活力に関する指標を設定するとともに、近畿圏の水がめである琵琶湖の整備に関する指標を設定し、それらを総合的に評価することにより、大都市圏の整備推進の進捗を把握する。

①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

首都圏既成市街地及び近郊整備地帯において、都市環境インフラの整備に関連する広域的な取組みに参加した延べ自治体数。

②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

化学的酸素要求量（COD）：kg/日。

（目標設定の考え方・根拠）

①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

平成 18 年度の 1.5 倍の自治体数を目標とした。

②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

琵琶湖の総合的な保全のための計画の第 2 期計画（平成 23 年～32 年）の各種施策による負荷削減見込量から算定したもの。現況値と平成 32 年度の算定値との差を案分し、平成 27 年度末までの数値を形式的に設定した。

（外部要因）

①②該当なし

（他の関係主体）

①該当なし

②厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、環境省、滋賀県

（重要政策）

【施政方針】

①②なし

【閣議決定】

①②なし

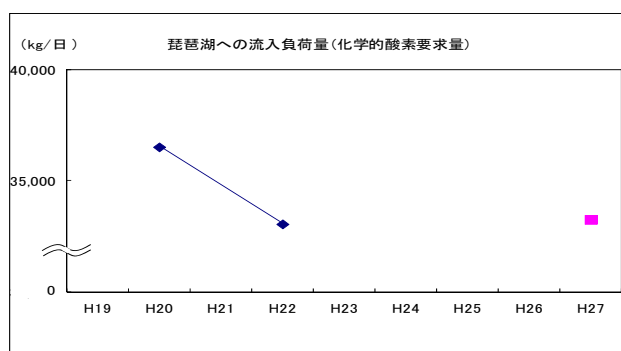
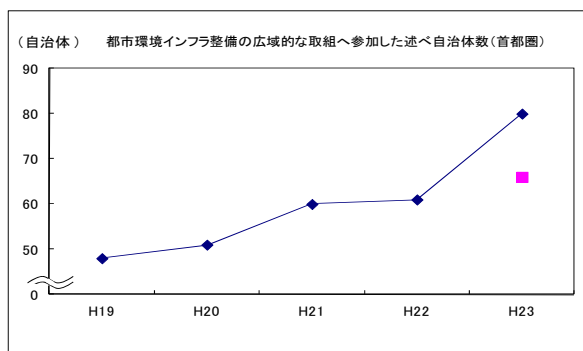
【閣決（重点）】

①②なし

【その他】

①②なし

過去の実績値	(年度)				
()内は単位	H19	H20	H21	H22	H23
①(自治体)	48	51	60	61	80
②(kg/日)	-	36,543	-	33,075	-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）
 - ・緑地の重要な要素である良好な景観、防災機能等多面的な機能が今後さらに発揮されるよう、大都市圏全体でまとまりのある自然環境の保全を図る。
 - ②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）
 - ・琵琶湖の水質改善、水源かん養機能の確保、自然環境保全に関する事業を連携し推進することにより、琵琶湖の総合的な保全を図る。
- 予算額：0.2億円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）
 - 参加自治体数は順調に増加し、目標値を達成した。
- ②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）
 - 既に目標値に到達しているが、今後も流入負荷量を維持できるよう施策を推進していく。

（事務事業の実施状況）

- ①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）
 - 大都市圏における都市環境インフラの整備のための広域的・分野横断的な対策（ヒートアイランド対策等）について、有効な施策を取りまとめた施策カタログをインターネット上で公開するなど、自治体等における取組みを促進させるよう啓発に努めている。
- ②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）
 - 琵琶湖の総合的な保全のための計画の第2期計画に基づき、琵琶湖総合保全連絡調整会議を開催し、琵琶湖総合保全事業について情報共有を行い、琵琶湖の総合的な保全を円滑に推進するための連絡調整を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）
 - 業績指標である自治体数が目標を達成したため、A-2と評価した。首都圏において緑地を保全・再生・創出することは、ヒートアイランド現象等の都市問題を解決するために必要であり、引き続きその推進に向けて施策の検討を進める必要がある。
- ②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）
 - 業績指標である流入負荷量は目標値を達成したため、A-2と評価した。琵琶湖の流入負荷量を軽減し、水質を改善することは、琵琶湖の環境をより良好な状態に回復させるとともに、京阪神の約1,400万人の生活や産業活動を支える水源を保全するために必要であることから、琵琶湖の総合的な保全のための計画の第2期計画に沿って更なる負荷削減を目標とし、取組みを進めていく。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市政策課大都市戦略企画室（室長 大塚 弘美）

関係課：

施策目標個票

(国土交通省23-38)

施策目標	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国土の管理、災害・危機管理対応等や、国民生活の利便性の向上、地域及び産業の活性化に資するため、地理空間情報を整備・更新するとともに、その高度な活用を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>施策目標の達成に向けて電子基準点や基盤地図情報に関する施策を実施している。</p> <p>電子基準点については、原発事故と台風12号に伴う地滑りにより、現地への立ち入りが長期にわたり制限され、復旧できない観測点が2点生じた影響で実績値が目標値を下回ったが、原発事故と台風12号の影響を受けなかったその他の点については順調であった。</p> <p>また、基盤地図情報については、97%の達成率となり、概ね順調に推移している。今後は、電子基準点の防災対応能力の強化、基盤地図情報における関係機関等との連携・協力を推進していく。</p>

業績指標	197 電子基準点の観測データの欠測率	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度以降毎年度
		0.43%	0.46%	0.37%	0.42%	0.43%	0.61%	B-2	0.5%未満
	年度ごとの目標値	/	1%未満	1%未満	1%未満	1%未満	0.5%未満		/
	198 基盤地図情報の整備率	初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
		0%	78%	82%	87%	93%	97%	A-3	100%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)		5,178	4,866	4,511	4,171
補正予算(b)			3,931	0	12,142	-	/
前年度繰越等(c)			864	217	248	-	/
合計(a+b+c)			9,973	5,083	16,901	4,171	/
	執行額(百万円)		7,446	4,606	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)		217	248	/	/	/
	不用額(百万円)		2,310	229	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	国土地理院	作成責任者名	総務部政策調整室 (室長 大塚 義則) 関係課: 企画部企画調整課 (課長 佐藤 潤)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-------	--------	---------------------------------------------------------	----------	---------

業績指標 197

電子基準点の観測データの欠測率

評価

B-2	目標値：0.5%未満（平成23年度以降毎年度） 実績値：0.61%（平成23年度） 初期値：0.43%（平成22年度）
-----	-------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

電子基準点の観測データは、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ多種多様な測量や測位に利用される他、防災の観点から地殻変動監視にも利用されているなど我が国においてはもはや欠くことのできないものとなっている。さらに国内外を問わず、地球観測等に携わる多くの研究者が利用しているなど、その潜在的ニーズは大きい。このように既に多くのユーザーが存在する電子基準点の観測データを、今後も安定して取得し提供するための指針。

国土の位置の基準となる電子基準点の観測データについて、故障等によるデータの欠測率が可能な限り低く維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。

なお、欠測率は以下の方法で算出している。

$$\text{欠測率(\%)} = \{1 - (\text{実際に取得した観測データ数} / \text{全電子基準点がフルタイムで稼働したときの観測データ数}^*)\} \times 100$$

※全電子基準点がフルタイムで稼働したときの観測データ数

$$= 30 \text{秒間隔で取得された観測データ数(1分間に2回)} \times 60 \text{分} \times 24 \text{時間} \times \text{全電子基準点数}$$

（目標設定の考え方・根拠）

電子基準点の観測データに欠測を生じる主な原因は、GPS受信機・電源部の老朽化や通信・電気系統関係のトラブル等である。そのため、耐用年数を考慮したGPS受信機・電源部の更新と共にGPS受信機と通信装置への無停電（24時間または72時間対応）対策を講じてトラブルを最小限にとどめている。この措置によりデータの欠測率を上げないように努めてきた。今後も欠測率を上げないようにすることが重要であることから、平成23年度以降の目標値を0.5%未満に設定した。

（外部要因）

長期間の停電や通信経路遮断等

（他の関係主体）

電力会社、通信会社

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）

第20条に信頼性の高い衛星性測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保する旨が謳われている。

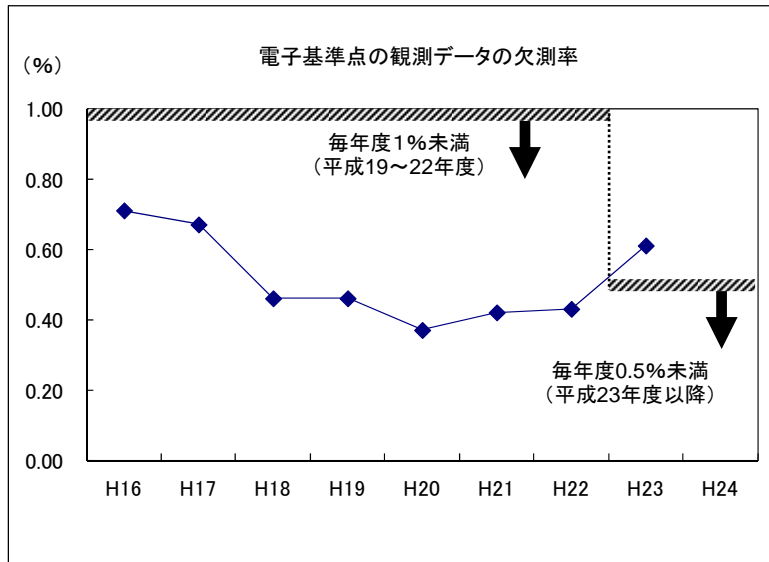
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値							(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
0.71%	0.67%	0.46%	0.46%	0.37%	0.42%	0.43%	0.61%



事務事業の概要
主な事務事業の概要

1, 240点の電子基準点によるGPS連続観測を実施し、広域地殻変動を監視すると共に、多くのユーザーに電子基準点の観測データを提供する。また、高精度な観測を実施するために、システムを構成する機器等を常に良好な状態に維持し、十分な機能を確保する。
 予算額 78,658万円 (平成23年度)

関連する事務事業の概要
 該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)
 調査を開始した平成16年度以降、平成22年度までは、欠測率は減少もしくは横ばいで推移している。平成23年度は、福島第一原発事故と台風12号に伴う地滑りにより、現地への立ち入りが長期にわたり制限され、復旧できない観測点が2点生じた影響で実績値(欠測率0.61%)が目標値(同0.5%未満)を超過したが、その他については順調であり、全体としておおむね順調に進捗していると判断される。

(事務事業の実施状況)
 保守業務の一環として、平成16年度よりプロトコルコンバーターを順次交換した。交換したコンバーターは通信が断絶した場合に、自動的に通信をリセットすることにより、通信を早期に再開することができた。また、平成18年度に一部の電子基準点に雷対策用ブレーカーを設置した。これにより雷によるブレーカー断を防ぐことが可能になった。さらに、観測データの欠落を監視し、データのリカバリーを行うよう保守体制を変更した。平成21年度は受信機更新と通信の二重化及び72時間対応の無停電装置設置を実施した。平成22年度は受信機内のデータを統一コマンドでリカバリーするシステムを構築した。防災対応能力の向上のためのこれらの処置により、東日本大震災を含めて通信断・停電が発生した場合でも観測データの欠測を減らすことができた。平成23年度は老朽化した受信機及びアンテナの更新と無停電装置設置の強化を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成23年度は実績値が目標値を超過した。しかし、超過した原因は未曾有の大災害によるものであり、現状の施策を維持していくことにより目標を達成できると考えられるためB-2と評価した。現行の電子基準点はGPS衛星のみに対応しているが、今後は、測量のさらなる効率化を図るため、複数の種類の衛星に対応(GNSS(Global Navigation Satellite Systems)対応)したシステムとする。これによりシステムが複雑化し、トラブルが増加することが懸念されるが、複雑化したシステムにおいても現行と同様の安定度を維持していくよう、更新・管理を徹底する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項
 (平成24年度)
 GNSS対応型受信機及びアンテナの導入。
 (平成25年度以降)
 なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：国土地理院 総務部 政策調整室 (室長 大塚 義則)
 関係課：国土地理院 企画部 企画調整課 (課長 佐藤 潤)
 国土地理院 測地観測センター 衛星測地課 (課長 辻 宏道)

業績指標 198
基盤地図情報の整備率

評価

A-3	目標値：100%（平成23年度） 実績値：97%（平成23年度） 初期値：0%（平成18年度）
-----	-------------------------------------------------------

(指標の定義)

基盤地図情報^{*1}の主要な項目^{*2}が整備された地域の全国土面積(37.3万k㎡)に対する割合

^{*1}基盤地図情報：地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる測量の基準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画その他の国土交通省令で定めるものの位置情報（国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）であって電磁的方式により記録されたもの。（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第3項）

^{*2}主要な項目：測量の基準点、標高点、海岸線、行政区画の境界線及び代表点、道路線、軌道の中心線、水涯線、建築物の外周線（ただし、建築物の外周線は、市街化区域及び市街化調整区域(5.1万k㎡)について整備)

整備率(%) = {基盤地図情報の主要な項目が整備された地域の面積 / 全国土面積(37.3万k㎡)} × 100

(目標設定の考え方・根拠)

基盤地図情報の整備予定（平成19年度から3ヵ年で市街化区域及び市街化調整区域内を重点整備。平行してそれ以外の地域についても基盤地図情報整備を行うが、標高データの概成は平成23年度の予定）を踏まえた目標値である。

(外部要因)

情報通信技術の動向

(他の関係主体)

公共測量計画機関である国や地方公共団体等

(基盤地図情報整備の基となる都市計画基図等を国土地理院に提出)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）

第16条2項に基盤地図情報の整備に係る技術上の基準に適合した基盤地図情報の整備及び適時の更新その他の必要な施策を講ずる旨が謳われている。

・地理空間情報活用推進基本計画（平成20年4月15日閣議決定）

第2章に国土地理院が国、地方公共団体等が整備・更新した大縮尺地図データや既存の数値地図2500及び数値地図25000をオルソ画像を利用するなどして集約・シームレス化し、平成23年度までに概成する旨が謳われている。

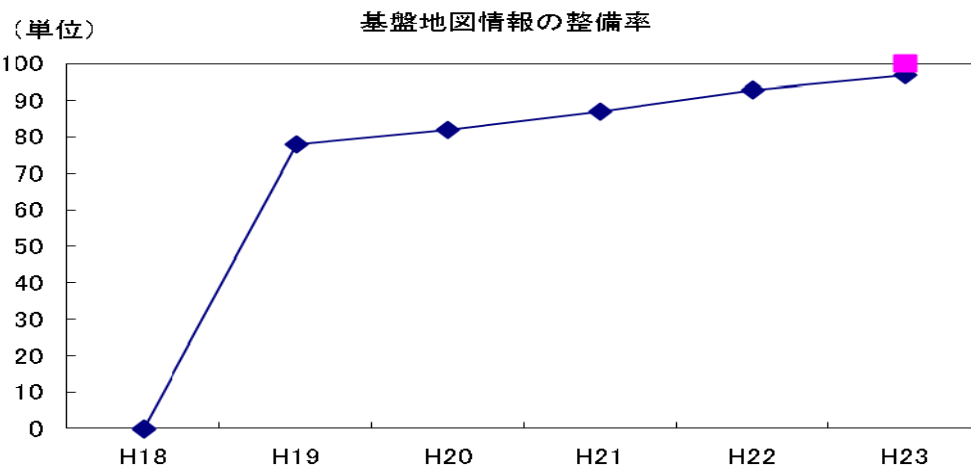
【閣決（重点）】

「社会資本整備重点計画（平成21年3月31日閣議決定）第2章」に記載あり

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H18	H19	H20	H21	H22	H23	
0%	78%	82%	87%	93%	97%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・ 基盤地図情報の整備 (◎)
基盤地図情報が様々な主体が整備する地理空間情報の基準として活用されるよう、国、地方公共団体等が整備・更新した大縮尺地図データをオルソ画像^{※1}を利用するなどして集約・シームレス化し、より利便性の高い基盤地図情報の効率的な整備を進めるとともに、インターネットで提供する。
^{※1}オルソ画像：地図と重ね合わせることでできるよう加工された空中写真（画像）。
予算額 16.2 億円（平成23年度）
(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度の実績値は97%であり、目標値である100%は達成できなかったが、概ね目標を達成した。

(事務事業の実施状況)

- ・ 平成23年度も引き続き基盤地図情報を整備した。
- ・ 平成20年4月以降、基盤地図情報のインターネットによる提供を開始。整備した基盤地図情報を順次提供している。
- ・ また、全国10地域に設置した産学官からなる連携協議会等を通じ、地域の実情を踏まえた基盤地図情報の効率的な整備・更新・提供に向けた連携、取り組みを行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、97%の達成率となり、概ね目標は達成されたこと及び社会資本整備重点計画の見直しに伴い、当該指標は廃止するため、A-3と評価した。今後は関係機関・地方公共団体との連携・協力の下、基盤地図情報を適切に更新する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

国土の現状を正確に把握した基盤地図情報にすべく、地域における関係機関・地方公共団体の相互連携を進め、適切に更新する。特に公共施設については、施設の整備者・管理者との相互連携を検討の上、重要な施設を迅速に更新する取り組みを実施する。

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土地理院	総務部	政策調整室	(室長	大塚義則)	
関係課：国土地理院	企画部	企画調整課	(課長	佐藤 潤)	
	国土地理院	企画部	地理空間情報企画室	(室長	安藤暁史)
	国土地理院	基本図情報部	管理課	(課長	下山泰志)
	国土地理院	地理空間情報部	企画調査課	(課長	明野和彦)

施策目標個票

(国土交通省23-39)

施策目標	離島等の振興を図る	
施策目標の概要及び達成すべき目標	我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島等について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫ある自立的発展を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>離島地域においては、著しい人口の高齢化・少子化にあり、また、その地理的状況等から、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある。このため、離島地域等の地理的及び自然的特性を活かした振興施策を実施し、離島地域等の人口減少を極力抑えることとしている。現在のところ、目標年度における施策目標の達成は実現可能であると考えられ、この可能性を高めるため、今後も引き続き、現行の施策を実施するとともに、その効果について検証する。</p> <p>奄美群島及び小笠原諸島については、着実に経済、社会資本が整備され、住民の生活水準は向上し、自立的発展についても、その萌芽がみられ一定の成果が出ている。しかしながら、依然として本土との格差が存在し、若年層を始めとする人口流出が多い地域もあるなど、現時点では人口に関する施策目標は目標年度において達成可能な水準にあるものの、引き続き、島内の雇用機会の拡充や職業能力の開発その他の就業の促進など、産業振興に資する諸施策を実施していく必要があり、今後も引き続き、特別の措置による振興開発を実施し、目標の達成に努めるとともに、振興開発のフォローの充実を検討する。</p>

業績指標	199 離島地域における交流・定住人口拡大施策の実施数	初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
		404施策	441施策	493施策	530施策	528施策	511施策	A-4	510施策
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/
	200 離島地域の総人口	初期値	実績値					評価	目標値
		16年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度		23年度
		452千人	452千人	443千人	434千人	425千人	417千人	A-2	402千人以上
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/
	201 奄美群島の総人口	初期値	実績値					評価	目標値
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		25年度
		122千人	123,780人	122,039人	120,869人	119,503人	118,082人	A-2	114千人以上
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/
202 小笠原村の総人口	初期値	実績値					評価	目標	
	20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		25年度	
	2.3千人	2,358人	2,387人	2,417人	2,397人	2,529人	A-2	2,5千人以上	
年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/	

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	52,485	66,844	49,878	49,295	/
		補正予算(b)	8,740	5,088	3,117	-	/
		前年度繰越等(c)	11,616	16,056	24,156	-	/
		合計(a+b+c)	72,841	87,988	77,151	49,295	/
	執行額(百万円)		55,035	62,973	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)		15,764	24,156	/	/	/
	不用額(百万円)		2,042	859	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	国土政策局	作成責任者名	離島振興課 (課長 大野淳)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-------	--------	-------------------	----------	---------

業績指標 199

離島地域における交流・定住人口拡大施策の実施数

評 価

A-4	目標値：510 施策（平成23年度） 実績値：511 施策（平成23年度） 初期値：404 施策（平成18年度）
-----	----------------------------------------------------------------

（指標の定義）

対象範囲は、地方公共団体等が実施する離島地域に適用する交流・定住人口拡大施策（観光振興施策、U J I ターン支援施策、就業支援施策、地場産業支援施策、起業支援施策、関係情報提供施策等）に関する個別の取り組み（一つの施策の中に複数の施策を含む場合は当該個別施策を指す）とし、その数の累計を指標とする。

（目標設定の考え方・根拠）

離島関係都道府県からのヒアリングによって、H16年度から18年度の実績及び19年度（見込み）の数値を確認し、集計した。この集計結果から計測可能な3時点の伸び率のうち、平均を大きく上回る高い伸びを示した18年度を除く、17年度とH19年度の伸び率は4%台後半に止まることから、これらを上回る5%増の伸び率をH23年度まで維持することを前提に目標値を設定することとした。

離島振興に必要な経費（行政部費）等により実施する施策の目的として主要なものは、地域活性化のための交流・定住人口の拡大である。同経費により実施する国の施策は、そのほとんどがモデル的な施策にとどまるものであり、当該目的達成のためには、関係地方公共団体等による同種の施策の実施が欠かせない要素となる。これら地方公共団体等の施策数（具体的な取り組みの数）を増加・普及させることは、国の施策の目的を達成するための目標として適切であると考ええる。

（外部要因）

市町村合併及び地方公共団体が出資する団体の統廃合等による目標値の増減

（他の関係主体）

地方公共団体、一部事務組合及び地方公共団体が出資する団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

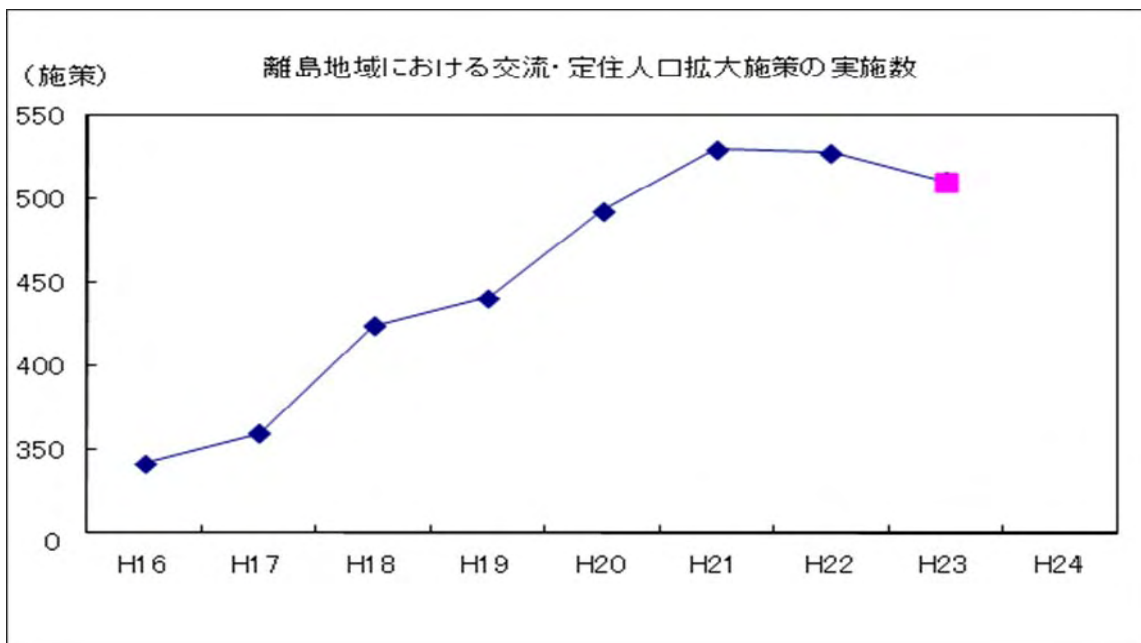
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
441 施策	493 施策	530 施策	528 施策	511 施策	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○離島地域の振興

地域の創意工夫により地域資源を活用する取組（漁業体験、民泊等を活用した島の観光の活性化等）を支援するため、広域的かつ多面的な地域間交流の促進や地域の創意工夫による先進的な地域活性化への取組を支援し、広く離島地域全体の地域活性化を図るための活力再生支援事業等を実施している。

予算額：3.5億円（平成23年度予算（うち1億円は3次補正予算））

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成16年度以降、関係地方公共団体による交流人口拡大のための施策数は着実に増加していたが、平成23年度の実績値は平成22年度の528施策を17施策下回る511施策で、2年連続の減少となったが、平成23年度目標値である510施策を1施策上回った。

（事務事業の実施状況）

離島地域の自立的発展を促進するため、それぞれの地域における交流・定住人口拡大のための施策を普及させるべく、離島での滞在や農林漁業、伝統工芸の体験等を通じた交流人口拡大を目的とした離島体験滞在交流促進事業等を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成23年度の実績値は511施策となり、当初目標を達成し今回で評価を廃止するためA-4とした。
- ・平成25年3月に期限を迎える離島振興法の改正が議員立法により現在進められているところであるが、改正法に基づき国が定める離島振興基本方針及び基本方針をもとに都道府県が定める離島振興計画等を踏まえつつ、新たな指標について検討することとする。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：担当課：国土政策局離島振興課（課長 大野淳）

業績指標 200

離島地域の総人口

評価

A-2

目標値：402千人以上（平成23年度）
 実績値：417千人（平成20年度）
 初期値：452千人（平成16年度）

(指標の定義)

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口（この値以上の人口となることが目標）
 （住民基本台帳ベースの人口）

(目標設定の考え方・根拠)

離島振興対策実施地域は、著しい人口高齢化、少子化、自然的・地理的条件不利下にあり厳しい状況に置かれているが、同地域の振興を図ることにより、これまでの人口の減少率悪化傾向を抑制する。

(目標値設定方法)

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口（住民基本台帳ベース）の平成14年度末～16年度末にかけての3ヶ年の平均増減率を、16年度末人口に乗ずることにより17年度（翌年度）末値を推計。以後、同様に、増減率を乗ずることにより翌々年度以降の人口を推計し、目標年次の23年度末人口を推計。

同方法による推計人口は、離島地域におけるこれまでのトレンドを踏襲したものであり、今後は日本全体の人口減少が継続することからその影響を考慮する必要がある。

このため、前述の方法により求めた平成23年度人口推計値に、「平成17年国勢調査」における各年人口推計値の「17年/16年」減少率を乗じ、更に「18年/17年」減少率を6回乗ずることにより、最終的な下限目標値となる平成23年度末人口を求める。

なお、最終目標値は、公表された「平成22年国勢調査」における日本人の人口減少率、国内全体の社会的・経済的要因、政策等を考慮して評価する。

(外部要因)

様々な自然条件、著しい高齢化等の人口構成、地方財政力の低下に伴う公共事業の減少、魚価の影響、原油価格の影響、若年層の本土への流出についての離島に高校等がないことの影響、日本全体の経済状況・景気。日本全体の人口構成

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

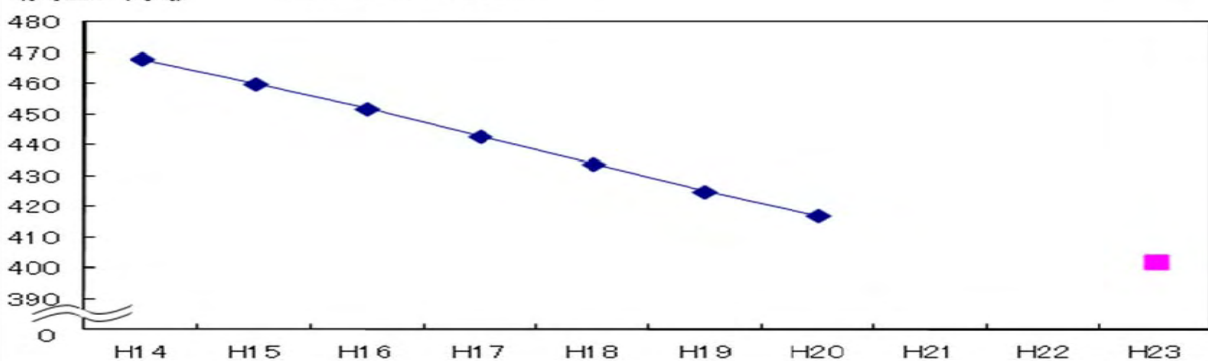
なし

過去の実績値

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
452千人	443千人	434千人	425千人	417千人

(人口:千人) 離島地域の総人口



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 離島体験滞在交流促進事業
離島の創意工夫ある自立的発展を支援するための事業に国として支援を行い、離島での滞在や体験を通じた交流人口拡大による離島地域の活性化を図るため①施設整備事業②活用プログラム作成③交流事業④離島振興施設の耐震化、バリアフリー化の4つの項目に基づくハード事業及びソフト事業を実施している。
予算額：198百万円（平成23年度）
- 離島振興対策調査
地域の創意工夫による先進的な地域活性化への取組を支援し、広く離島地域全体の地域活性化の底上げを図るための調査等を実施した。
予算額：50百万円（平成23年度）
- 離島振興事業（公共事業）
離島振興計画の着実な推進を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、離島における「交通基盤」、「産業基盤」、「生活環境」、「国土保全・防災対策」の重点的な整備を実施した。
予算額：37,187百万円（平成23年度）
- 離島振興対策実施地域に係る特例措置（所得税・法人税）
地域の活性化を図るため、離島振興対策実施地域において製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の用に供する施設を新設又は増設した場合の特別償却を措置する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度の住民基本台帳による離島振興対策実施地域の人口は417千人であり、平成23年度における目標値以上の人口を保っているが、人口減少は続いている。

（事務事業の実施状況）

- ・各地方公共団体が定めた離島振興計画に基づく事業に対し、その内容の独自性及び熟度に応じて、島で生活していく上で必要な港湾整備、漁港整備等に重点的な支援を行った。
- ・UJIターン等を推進するため、島の魅力について都会の人々に知ってもらうための交流事業アイランダー2011（東京）を行うとともに、島の製品の販路拡大のため、離島団体に対しアジア最大級の食料・飲料専門展示会であるFOODEX JAPAN 2012（千葉）への出展支援を行った。
- ・過去の実績値の根拠となる離島統計年報は20年度4月1日現在の実績値が最新の数値であるため、これを採用した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度の住民基本台帳による離島振興対策実施地域の人口は417千人となっており、人口減少が続いているが、今現在、目標値を上回っているため、A-2と評価した。
- ・離島地域においては各都道県の作成した離島振興計画に基づき、諸政策が講じられ、着実に成果を上げてきたが、人口減少が続いており、今後一層の振興施策を推進していく必要がある。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局離島振興課（課長 大野淳）

業績指標 201
奄美群島の総人口

評 価

A-2	目標値：114千人以上（平成25年度） 実績値：118千人（平成23年度） 初期値：122千人（平成20年度）
-----	---------------------------------------------------------------

（指標の定義）
奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する区域の市町村の住民基本台帳登録人口の総計とする。

（目標設定の考え方・根拠）
地理的、自然的、歴史的な条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。

目標値の設定時期は、奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法が平成25年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を平成25年度末とした。初期値については、平成20年度末の実績値を表記している。

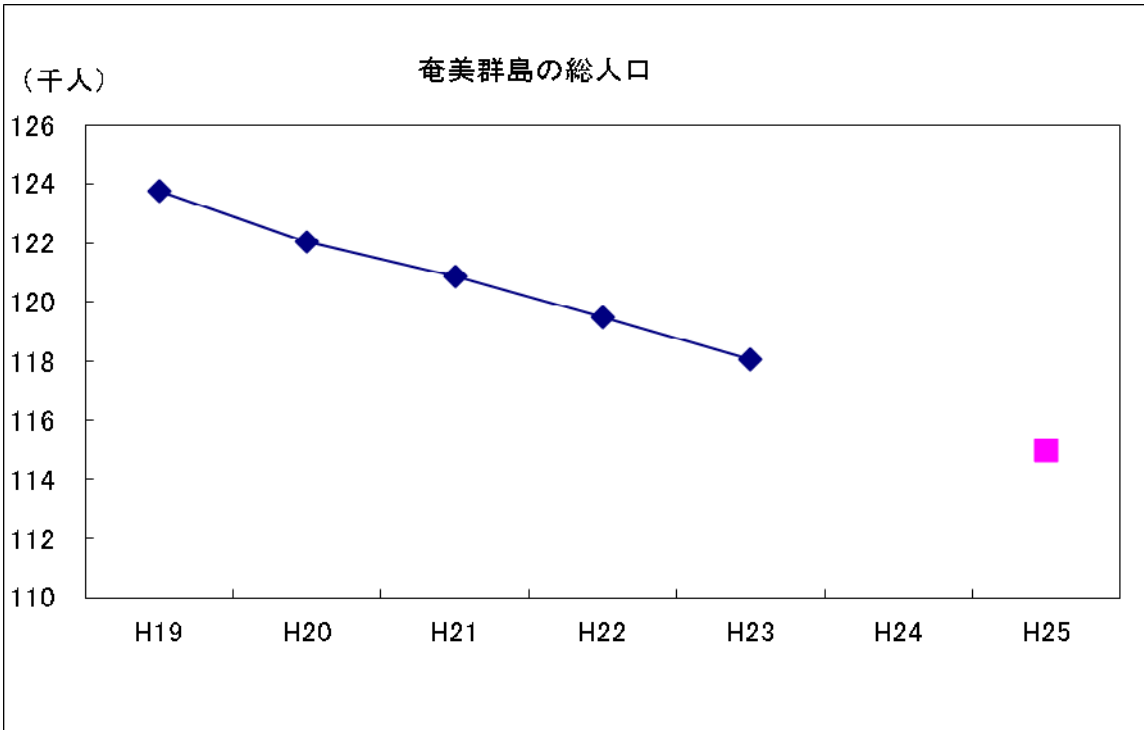
目標値の考え方は、奄美群島における総人口の減少傾向の悪化を抑制することを目標とすることから、群島内の総人口の過去5ヶ年（平成16～20年度）の平均減少率を算出した上で、それをもとに平成25年度末人口を推計し、目標値とした。

（外部要因）
国内の経済状況、景気動向、災害

（他の関係主体）
他府省庁、鹿児島県、地元市町村

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
123,780人	122,039人	120,869人	119,503人	118,082人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 奄美群島振興開発事業（ソフト事業・ハード事業）
奄美群島の自立的発展を図るため、地方公共団体等が行う事業（①産業振興等地域資源活用、②奄美群島体験交流、③人材育成支援、④生活・環境保全対策）の実施に要する経費の一部補助を実施。
予算額：387,588千円（平成23年度国費）
- 奄美農業創出支援事業
奄美群島の自立的発展を図るため、営農技術の普及や定着のための営農指導に要する経費の補助、複合営農支援施設（営農用ハウス）や農作物被害防止施設（平張施設）などの共同利用施設の整備を図るための条件整備に要する経費の一部補助を実施。
予算額：104,034千円（平成23年度国費）
- 奄美群島振興開発調査
具体的な取り組み方策をとりまとめ、地元関係者による主体的な展開に繋げていくため、奄美群島の振興開発の推進に向け基本となる施策について調査検討を実施。
予算額：26,693千円（平成23年度国費）
- 奄美群島振興開発事業（公共事業）
奄美群島の自立的発展を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、奄美群島振興開発計画に基づく事業（交通基盤、産業基盤、生活基盤、国土保全・防災対策等の基盤整備）を着実に実施。
予算額：13,031百万円（平成23年度国費）
- 奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度（所得税、法人税）
離島振興対策実施地域に類する地区として奄美群島における、製造業及び農林水産物等販売業、情報通信サービス業等の用に供する設備に係る特別償却制度

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である。平成23年度末の人口は118,082人（対前年度比0.99）と依然減少しているものの、平成16年度から平成20年度の平均減少率より算出した平成23年度末の推計人口（117,761人）を若干ではあるが上回る結果であった。このトレンドを維持することにより、目標年度に目標値を達成できると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

平成23年度においては、地域が抱える諸課題を克服しつつ、新たな産業の育成や観光の開発等による地域の自立的発展に向けた環境づくりを推進するため、奄美群島の特性を活かした地域の主体的な取組について、ソフト施策とハード施策を一体的に支援。

奄美群島振興開発事業のソフト事業として観光産業や情報通信産業といった重点的に育成を図っていくこととしている分野の人材育成等を、ハード事業として観光拠点連携整備事業、情報通信産業インキュベーター施設整備事業、高付加価値型農業を推進するための選果場施設整備事業を実施したほか、将来的な世界自然遺産登録を視野に入れ、交流人口拡大を図るため、奄美群島全体の一元的にセールスプロモーション推進方策や、エコツーリズムの推進に関する調査等を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

奄美群島においては、地理的・自然的条件（外海離島、台風の常襲地帯）、歴史的経緯（昭和21年から昭和28年まで行政分離）など特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発特別措置法に基づき諸施策が講じられ、相応の成果をあげてきたが、本土等との間に諸格差がまだ残されている。

引き続き、奄美群島の自立的発展を図るため、雇用機会の拡充や職業能力の開発その他の就業の促進など、産業振興等に資する諸施策を実施していく必要がある。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局特別地域振興官（特別地域振興官 岡野克弥）

業績指標 202

小笠原村の総人口

評価

A-2

目標値：2,500人以上（平成25年度）

実績値：2,500人（平成23年度）

初期値：2,300人（平成20年度）

(指標の定義)

小笠原村の住民基本台帳登録人口とする。

(目標設定の考え方・根拠)

地理的、自然的、社会的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。

○目標値の設定時期の考え方

小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号、以下「小笠原特措法」という。）については、平成21年3月31日法律第8号により期限が平成21年3月31日から平成26年3月31日に延長された。

このため、業績指標の目標値の設定時期については、小笠原特措法の期限である平成25年度末とする。初期値については平成20年度末の値を表記している。

○目標値設定の考え方

小笠原特措法第4条の規定により定められた小笠原諸島振興開発計画に掲げられている目標人口（短期滞在者を除く）2,500人を目標値とする。

(外部要因)

国内の経済状況や景気動向及び災害

(他の関係主体)

他府省庁、東京都、小笠原村

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

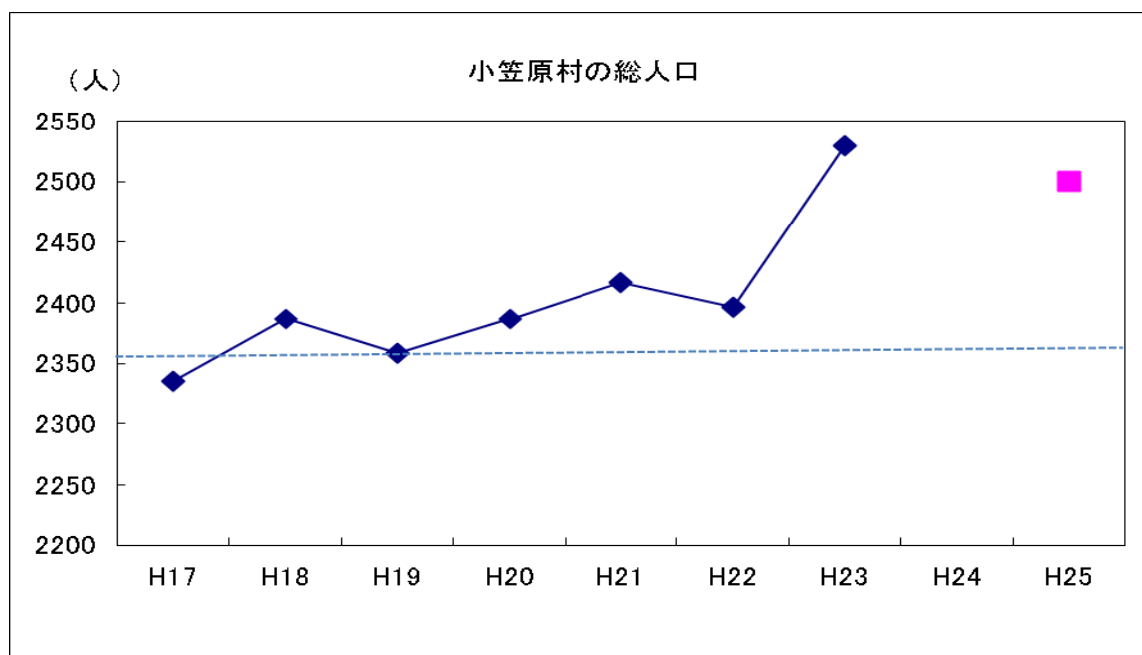
【その他】

なし

過去の実績値（各年度末）

(年度)

H19	H20	H21	H22	H23
2,358人	2,387人	2,417人	2,397人	2,529人



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 小笠原諸島振興開発事業（ハード補助）
産業の振興・観光開発及び住民福祉の向上を図るための産業基盤及び生活基盤施設等の整備
予算額：1,772百万円（平成23年度）
- 小笠原諸島振興開発事業（ソフト補助）
住民の生活の安定、福祉の向上及び産業の振興を図るための病虫害等防除の実施、診療所運営及び振興開発事業の実施についての調査
予算額：118百万円（平成23年度）
- 小笠原諸島の調査
小笠原諸島振興開発の方向性を検討するための調査
予算額：21百万円（平成23年度）
- 小笠原諸島の振興開発に係る税制の特例（所得税、不動産取得税、特別土地保有税）
小笠原諸島への帰島者に対する譲渡所得課税及び不動産取得税の課税等の特例措置
（減収見込額）1.7百万円（所得税・平年度）、0.1百万円（不動産取得税・平年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度の人口は2,529人となっており、前年度比132人の増加であった。
平成18年からの推移は増加傾向にある。

（事務事業の実施状況）

観光客の増加に向け観光振興策の強化・充実を図ることとするなど所要の変更を行った小笠原諸島振興開発計画の趣旨を踏まえ、自然公園、観光交流施設等に対する取組について積極的に支援を行った。

また、地元の要望を踏まえつつ、小笠原諸島振興開発計画に的確に取り組むべく、エコツーリズムを推進する「小笠原」の知名度及びイメージの向上を図るための支援や小笠原の自然や文化により気軽に触れ合える環境の整備を重点的に推進し、ソフト施策とハード施策を一体的に実施する総合的な施策の展開を進めた。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・平成23年度の業績指標は2,529人となっており、前年度より大幅に増加しており、平成25年度の目標指標を上回った。
- ・小笠原諸島においては、振興開発計画に基づき、島内の基盤整備は、着実に実施され相応の成果を上げてきたところであり、特に、平成23年度は、平成23年6月の世界自然遺産登録を契機に人口が大幅に増加したものと考えられる。一方で、地理的、自然的、社会的、歴史的特殊事情に起因して、依然としていくつかの課題が存在するため、今後も引き続き、特別の措置による振興開発を実施し、平成25年度時点でも目標を上回ることを目指して振興開発の取組を進める必要があるため、A-2と評価した。

平成24年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成24年度）

昨年の東日本大震災では、父島において、最大1.8mの津波が観測されたことを踏まえ、津波対策のための浄水場の高台移転、防波堤の整備を実施していく。

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局特別地域振興官（特別地域振興官 岡野克弥）

施策目標個票

(国土交通省23-④)

施策目標	北海道総合開発を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献していくとともに、地域の活力ある発展を図るため、「アジアに輝く北の拠点」、「森と水の豊かな北の大地」、「地域力のある北の広域分散型社会」を戦略的目標として掲げ、多様な主体の連携・協働によって、効果的に「新たな北海道総合開発計画」を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	北海道開発予算が年々減少している中、限られた予算で効果を得られるよう、事業効果の高い社会資本整備や産業振興に資する施策を着実に展開している所であるが、業績指標の中には目標達成の見通しが難しい施策があり、これらについては一層の努力が必要である。このような状況を踏まえ、「新たな北海道総合開発計画」本計画の戦略的目標の達成に向け、一層の努力をしていく。 なお、H23.7.7政策評価会の意見を踏まえ、平成24年度の政策レビューに向けた作業の中で、北海道総合開発全体をより適切に評価できる指標について検討中。

業績指標	203 農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加	初期値	実績値					評価	目標値
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		27年度
		-	10.2%	14.6%	13.8%	10.7%	12.6%	A-2	7%以上
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	204 北海道における水産物取扱量のうち高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合	初期値	実績値					評価	目標値
			16年度	19年度	20年度	21年度	22年度		23年度
		12%	15%	16%	18%	19%	22%	B-2	概ね26%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	205 道外からの観光入込客数のうち外国人の数	初期値	実績値					評価	目標
			17年度	19年度	20年度	21年度	22年度		23年度
		51万人	71万人	69万人	68万人	74万人	集計中	B-2	110万人
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	206 育成林であり水土保持林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合	初期値	実績値					評価	目標値
			20年度	19年度	20年度	21年度	22年度		23年度
		60.1%	60.9%	60.1%	59.5%	60.1%	60.8%	B-2	68.1%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	207 アイヌの伝統等に関する普及啓発活動(講演会の延べ参加者数)	初期値	実績値					評価	目標
			19年度	19年度	20年度	21年度	22年度		23年度
		22,867人	22,867人	24,262人	26,002人	27,778人	29,441人	A-2	31,000人
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	208 北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)	初期値	実績値					評価	目標
			17年度	19年度	20年度	21年度	22年度		23年度
		3.102百万円/人	3.438百万円/人	3.449百万円/人	3.452百万円/人	3.418百万円/人	集計中	A-2	3.10百万円/人以上
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
		当初予算(a)	193,750	177,756	147,184	144,072
予算の状況(百万円)	補正予算(b)	31,820	29,115	7,666	-	/
	前年度繰越等(c)	27,288	30,698	31,813	-	/
	合計(a+b+c)	252,858	237,569	186,663	144,072	/
	執行額(百万円)	227,321	203,716	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)	23,869	31,813	/	/	/
	不用額(百万円)	1,668	2,040	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	北海道局	作成責任者名	北海道局 参事官(参事官 川合 紀章)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	------	--------	---------------------	----------	---------

業績指標 203

農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加

評価	
A-2	目標値：毎年度の事業完了地区の集積率が7%以上上昇（事業着手前との差）（平成27年度まで毎年度ごと） 実績値：12.6%（平成23年度） 初期値：－

（指標の定義）

基盤整備の完了地区において、農地流動化型の農地整備事業を実施した面積に対する、担い手に利用集積された農地面積の割合（%）の増加。

事業完了時の集積率－事業着手前の集積率

※集積率＝（担い手に利用集積された農地面積／農地流動化型の農地整備事業を実施した面積）×100（%）

（目標設定の考え方・根拠）

北海道では、「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」（平成23年3月策定）において、将来的には担い手への農地の利用集積率を平成22年3月末から約7%上回る程度の水準を目標としている。

こうしたことから、現状では農地の集積が一般的な地域に比べ低調な事業実施地区においても、施策の実施による農業構造改革の進展を意欲的に見込み、北海道全体の目標と同程度の上昇幅を目標として設定する。

なお、本指標は、当該年度に事業が完了する地区における、各地区の事業着手前の農地の利用集積率（基準値）に対する上昇ポイントを目標値としており、対象となる地区が毎年度異なることから、基準値も毎年度異なる。このため、初期値（基準値）は明示していない。

（外部要因）

農産物価格の変化に伴う農地価格等の変化、地元調整の状況、高齢化の進展等による農家構成の変化

（他の関係主体）

農林水産省（事業執行）、地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

第4章第1節1.（1）（農産物の供給力強化）

新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略 ～農林水産分野の成長産業化～

【閣決（重点）】

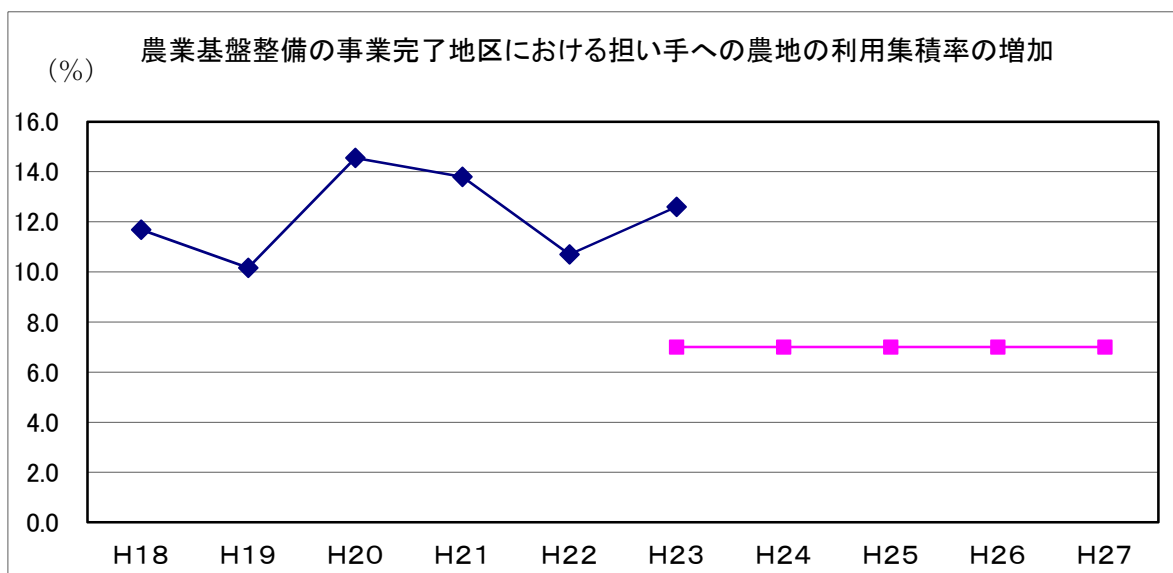
なし

【その他】

我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画

（平成23年10月25日）食と農林漁業の再生推進本部

過去の実績値						（年度）
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H23
11.7%	10.2%	14.6%	13.8%	10.7%	12.6%	12.6%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

ほ場の大区画化等の基盤整備を推進し、経営規模の拡大、担い手の育成等を通じ、食料供給力を強化し、食の供給基地としての役割を一層高める。

予算額：北海道開発事業費 農用地再編整備事業費 80億円の内数（平成23年度）
戸別所得補償実施田滑化基盤整備事業費補助 74億円の内数（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

事業実施地区においては、大区画化等の実施に伴い、担い手への農地の利用集積が順調に進んだと考えられ、平成23年度指標実績値は12.6%と目標値（7%）を超える水準となった。

（事務事業の実施状況）

これまで、第6期北海道総合開発計画に基づき、地球規模に視点を置いた食料基地を実現し成長期待産業等を育成する施策を、また、地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画に基づき、食料供給力の強化と食にかかわる産業の高付加価値化・競争力強化に関する施策を実施してきた。

平成23年度は、農地の利用集積を促進させる事業を116地区で実施するなど、農業生産基盤の整備を重点的に実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成23年度実績値は目標値を達成したが、北海道における農業生産性の向上と食料供給力の確保を図るためには、引き続き担い手の育成・確保の契機となるほ場の大区画化等の基盤整備を推進する必要があることから、A-2と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局農林水産課（課長 永嶋 善隆）

業績指標 204

北海道における水産物取扱量のうち高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合

評価	
B-2	目標値：概ね26%（平成23年度） 実績値：22%（平成23年度） 初期値：12%（平成16年度）

（指標の定義）

北海道全体の水産物取扱量のうち、流通拠点に位置づけられた漁港から生産される水産物のうちの高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合（23年度までに現状（16年度）の2.2倍以上とする）

高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量／北海道における水産物取扱量

（目標設定の考え方・根拠）

漁港・漁場・漁村の整備の長期的な方向性を示す第2次漁港漁場整備長期計画（閣議決定、計画期間：平成19～23年度）においては、流通拠点に位置づけられた漁港から出荷される水産物に占める高度な衛生管理下で出荷される水産物の割合を現状（平成16年度23%）から2.2倍の水準（概ね50%）とする目標が設定されたところである。

北海道においても全国と同程度の水準を目標とするが、北海道は四方を海に面しており、漁業が基幹産業のため、北海道全体の水産物取扱量に占める割合で代替し、その伸び率（16年度→23年度：2.2倍）に着目し全国目標との整合性を図ることとする。

（外部要因）

水産物の価格の変化、地元調整の状況等、高齢者等の進展等による漁家構成の変化等

（他の関係主体）

農林水産省（事業執行） 国、地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

漁港における水産物の衛生管理の高度化等を推進 第4章第1節1.（1）（水産物の供給力強化）（2）食の安全の確保

新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略 ～農林水産分野の成長産業化～

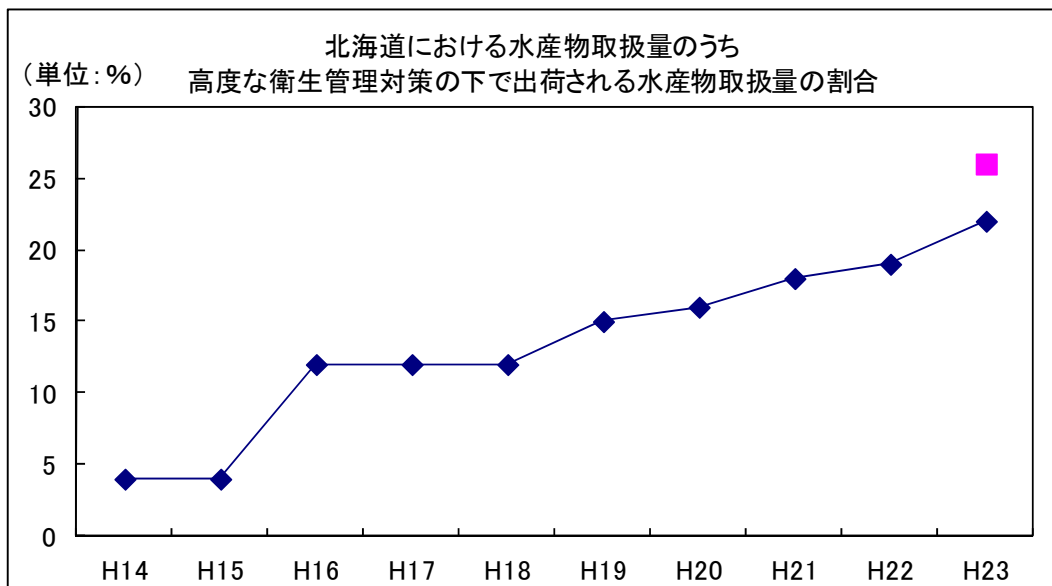
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値									(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
4%	4%	12%	12%	12%	15%	16%	18%	19%	22%



業績指標 205

道外からの観光入込客数のうち外国人の数

評価

B-2	目標値：110万人（平成24年度） 実績値：74万人（平成22年度） 初期値：51万人（平成17年度）
-----	-----------------------------------------------------------

（指標の定義）

全国観光統計基準により北海道が定めた「北海道観光入込客数調査要領」に基づく「北海道観光入込客数調査」における訪日外国人来道者数（実人数）。北海道を訪れた外国人について、「宿泊施設調査」などにより推計した人数である。

※ 実人数とは、各市町村の観光入込客数や観光動態調査などにより推計した北海道における観光入込客の実人数。

（目標設定の考え方・根拠）

平成20年度を初年度とする「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」（平成20年7月閣議決定）の主要施策のうち、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興の進捗状況を示す一般的な指標として設定。

※ 北海道が平成20年3月に策定した「北海道観光のくにつくり行動計画」及び「北海道外客来訪促進計画」においても同様の目標が掲げられている。

（外部要因）

海外の社会・経済動向、国内の社会・経済動向、為替レートの動向等

（他の関係主体）

関係府省庁（観光立国推進基本計画に基づき連携）、地方公共団体（独自の観光振興関連施策の実施）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

第4章第1節2. 国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興

観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）

【閣決（重点）】

なし

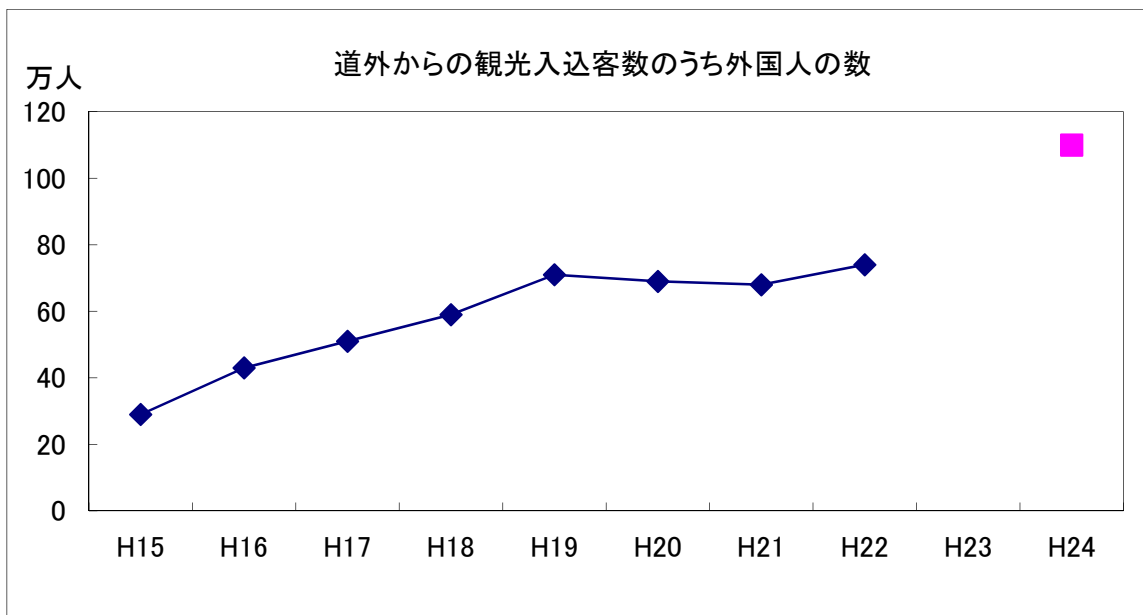
【その他】

なし

過去の実績値

（年度）

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
29万人	43万人	51万人	59万人	71万人	69万人	68万人	74万人		集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興に関する施策を実施

関連する事務事業の概要

観光立国推進基本計画に基づく関係府省庁の施策、地方公共団体独自の観光振興に関する施策

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度の実績値は集計中であるが、上半期の訪日外国人来道者数が、東日本大震災及び福島第1原発事故の影響により前年同期比46%減の20万9,600人となるなど、世界的な景気後退等の影響を脱しつつあった北海道観光に深刻な影響を及ぼした。

(事務事業の実施状況)

平成23年度は、北海道局において、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成に向けた施策（シーニックバイウェイ北海道の推進、道内の国際的観光地への玄関口となる拠点都市における快適な歩行環境の整備、観光地の水質浄化・改善の推進、観光振興の拠点となる旅客船ターミナルの整備等）を実施した。また、関係府省庁においては、観光立国推進基本計画に記載の施策を実施し、北海道をはじめとする地方公共団体においても観光振興に関する取組を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、世界的な景気後退、東日本大震災など、国内外の社会情勢により影響を受けるが、平成23年度下半期には訪日外国人客数は回復傾向にあり、東日本大震災からの復興を支援し、我が国の観光立国を推進する上でも、台湾、中国などアジア各国・地域からの観光客に人気の高い北海道において、今後より一層インバウンド観光推進の取組を強化すべきと考えられることから、B-2と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

民間TV放送局等と連携し、地上波デジタル放送を活用した観光客向け緊急情報提供の体制確立について検討

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局参事官（参事官 川合 紀章）

業績指標 206

育成林であり水土保持林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合

評 価	
B-2	目標値：68.1%（平成25年度） 実績値：60.8%（平成23年度） 初期値：60.1%（平成20年度）

（指標の定義）

国土の保全や水源かん養機能の発揮が特に期待される水土保持林のうち民有林の育成林において、間伐等（複層林・長伐期林への誘導及び治山事業を含む）の実績等により、その機能が良好に保たれている森林の割合を算出する。

（間伐等の面積／水土保持林のうち民有林の育成林の面積（約55万ha））×100（%）

（目標設定の考え方・根拠）

森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、森林の適切な整備・保全を図ることが重要である。この成果を把握するため、森林の整備・保全が計画的に実施された場合に、機能が良好に保たれている森林の割合を目標値として設定する。

具体的には、森林整備事業及び治山事業の事業計画である「森林整備保全事業計画」（平成21年4月24日閣議決定、計画期間：平成21年度より5カ年）において、育成途中の水土保持林のうち土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を、平成25年度までの5年間に71%から79%に維持向上させることが設定されている。北海道の育成林においても毎年同程度の水準の森林整備の実施を確保することが必要であることから、同程度の上昇率を目標値として設定する。

（外部要因）

木材価格、作業道等路網整備、高性能林業機械の導入状況、森林所有者の不在村化・高齢化等

（他の関係主体）

農林水産省（事業執行）、地方公共団体、森林組合、森林所有者（事業主体）等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

第4章第2節（1）（重視すべき機能に応じた森林づくりの推進）

新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略 ～農林水産分野の成長産業化～

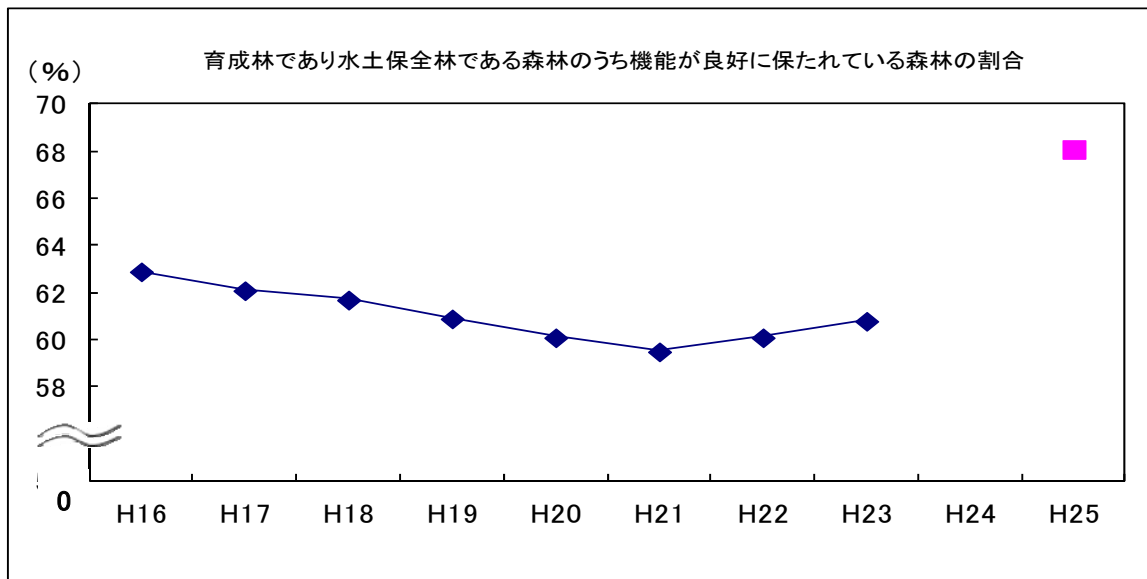
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値							(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
62.9%	62.1%	61.7%	60.9%	60.1%	59.5%	60.1%	60.8%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

森林の有する様々な多面的機能を持続的に発揮させるとともに森林吸収目標の達成に向けて、間伐、針広混交林化、複層林化、長伐期化等の実施による多様で健全な森林の整備、機能の低下した保安林の整備等を推進する。		
予算額：北海道開発事業費	森林環境保全整備事業費補助	60億円の内数（平成23年度）
	美しい森林づくり基盤整備交付金	1億円の内数（平成23年度）
	治山事業費補助	30億円の内数（平成23年度）
	農山漁村地域整備交付金	13億円の内数（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

京都議定書の目標達成のためのCO2削減に向けた森林吸収源対策を推進するための間伐等の積極的な実施を推進していることに加え、世界的な木材需給の変化で輸入量が減少し国産材の需要が高まったことや、木材価格が徐々に持ち直していることにより森林所有者等の施業意欲が高まったことにより、間伐等の施業が進み、平成23年度は平成22年度に引き続き指標が上昇したが、目標には達していない。

（事務事業の実施状況）

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画に基づいて施策を実施しており、平成23年度においては、森林の有する多様な機能を持続的に発揮させるとともに森林吸収目標の達成に向けて間伐等の実施を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

森林の有する多様な機能の持続的な発揮とともに森林吸収目標の達成に向け、今後も適正な間伐、針広混交林化、複層林化、長伐期化等による多様な森林の整備、保安林の整備等を引き続き推進していく必要がある。23年度から森林所有者の施業意欲を高めるために計画的に間伐を実施した者に対して補助金を直接支払う方法に変更し、24年度においても引き続き直接支援する方法を継続し、森林整備に関する予算を増額するなど、森林の適切な整備を通じて目標達成に向けた取り組みをより積極的に続けていくことから、B-2と評価した。

また、地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画においても、森林について、重視すべき機能に応じた望ましい森林の姿へ誘導することが必要であるとしている。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局農林水産課（課長 永嶋 善隆）

業績指標 207

アイヌの伝統等に関する普及啓発活動（講演会の延べ参加者数）

評価

A-2	目標値：31,000人（平成24年度） 実績値：29,441人（平成23年度） 初期値：22,867人（平成19年度）
-----	-------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

アイヌ文化振興法に基づく普及啓発活動として、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が道内外各地で実施する講演会の延べ参加者数を指標とする。

（目標設定の考え方・根拠）

アイヌ文化振興法に基づき、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が平成10年度から実施している、広く国民を対象とした講演会を継続的に行うことが重要であり、アイヌの伝統等の普及啓発を効果的・効率的に図る指標として、講演会の延べ参加者数を設定する。目標値は、年度当たり見込み参加者数を、過去5年間（平成15～19年度）の各会場（道内・東京・道外（東京除く）各1会場）の平均参加者数の合計により算出し、設定している。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

文化庁（アイヌ文化振興法を共管）

北海道（アイヌ文化振興法の関係都道府県）

財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（事業主体、アイヌ文化振興法の指定法人）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

第4章第2節（1）（自然とのかかわりが深いアイヌ文化の振興等）

【閣決（重点）】

なし

【その他】

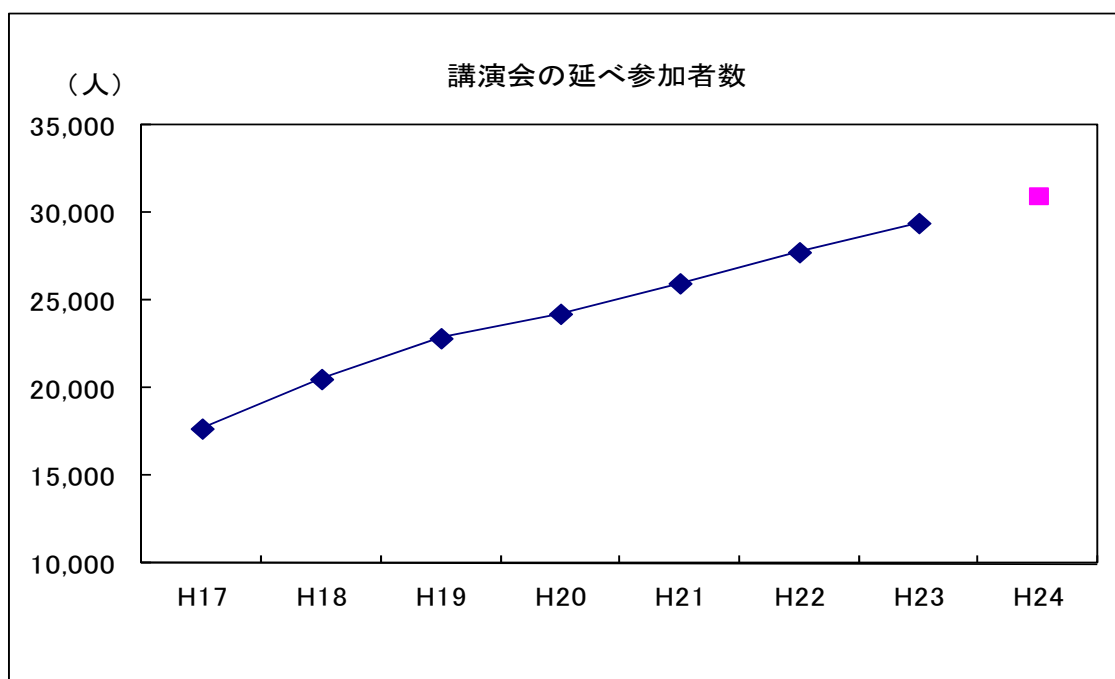
なし

過去の実績値

（年度）

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
17,712	20,539	22,867	24,262	26,002	27,778	29,441

※単位：人



事務事業の概要

主な事務事業の概要

アイヌ文化振興法に基づき、アイヌの伝統等に関する普及啓発を図るため、アイヌの伝統及び文化に関する広報情報の発信、アイヌの伝統等をテーマとした講演会・セミナーの開催等の施策を進める。
予算額：北海道総合開発推進費 アイヌ伝統等普及啓発等事業費補助金 1. 1億円の内数（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれ、目標達成に向けた成果を示している。

（事務事業の実施状況）

アイヌの伝統等について広く全国に普及啓発を進める上で必要な施策であることから、平成23年度は国内（札幌市、大阪市、東京都千代田区）で講演会を開催した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については順調に推移している。アイヌの伝統等の普及啓発を図るため、引き続き講演会を開催する必要があることから、A-2と評価した。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局総務課アイヌ施策室（室長 池下 一文）

業績指標 208

北方領土隣接地域振興指標（一人当たり主要生産額）

評価

A-2	目標値：3.10 百万円/人以上（平成24年度） 実績値：3.418 百万円/人（平成22年度） 初期値：3.10 百万円/人（平成17年度）
-----	-------------------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

一人当たり主要生産額～北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町）の人口一人当たりの地域の主要産業（農業、漁業、製造業）の生産額。

（目標設定の考え方・根拠）

北方領土隣接地域における産業の振興及び交流の推進に係る施策を推進し、地域の振興及び住民の生活の安定の充実を図る。

（外部要因）

国内の経済動向の変動、農産物生産量、漁獲量、気候の変動

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）
第4章第3節（4）多様で個性的な北国の地域づくり

【閣決（重点）】

なし

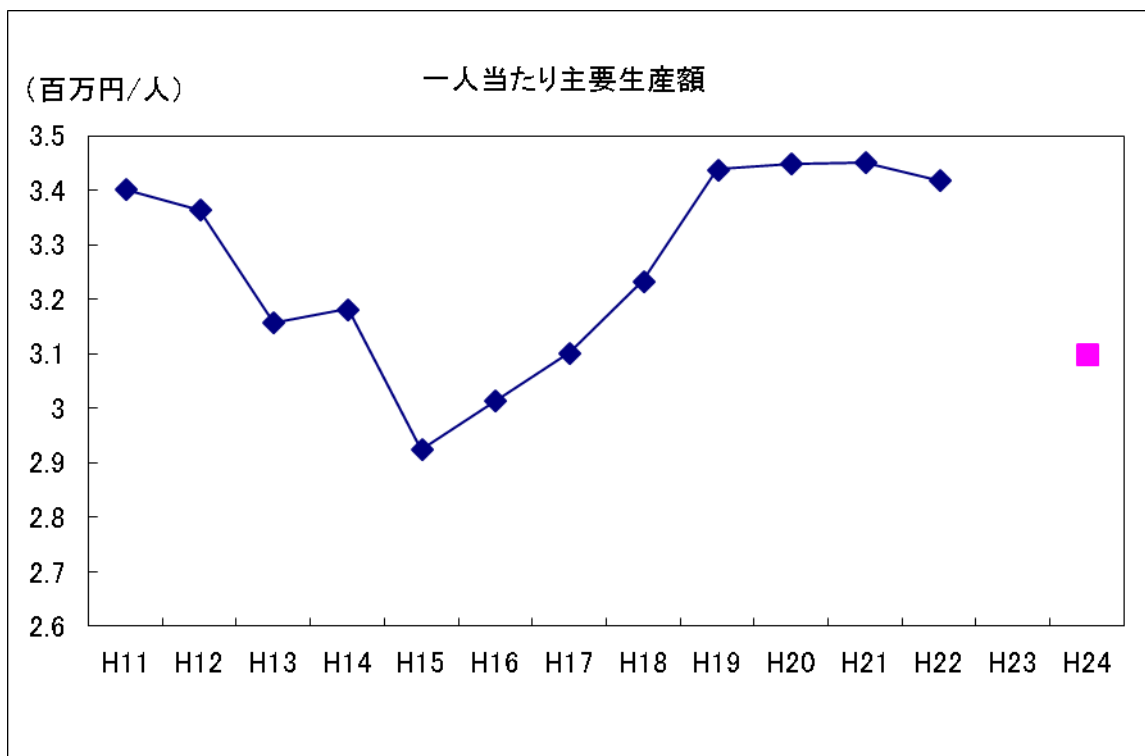
【その他】

なし

過去の実績値（年度）

H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
3.402	3.365	3.158	3.182	2.924	3.014	3.102	3.234	3.438	3.449	3.452	3.418	集計中

単位：百万円/人



事務事業の概要

主な事務事業の概要

北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るため、同地域の産業振興及び交流推進に資する事業に要する経費の一部（2分の1以内）を補助する。

予算額：北海道総合開発推進費 北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金 1.0億円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

一人当たり主要生産額について、平成23年度の実績値は集計中であるが、当該年度において水産資源増大対策事業及び地域産業高度化事業といった地域の産業振興に資する事業を2市町で実施したところであり、その執行については順調に終了した。また平成22年度の実績値は隣接地域全体で3,418百万円/人と目標値を上回っており、平成23年度についても事業実施により目標が達成されると推測される。

（事務事業の実施状況）

平成16年度から北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金により、隣接地域の市町が実施する産業振興及び交流推進に資する事業を支援し、事業実施市町については指標の初期値を概ね維持又は上回り、目標の達成が見込まれる。今後の地域の状況を踏まえつつ、当該施策を実施する必要がある。

課題の特定と今後の取組みの方向性

一人当たり主要生産額については、平成22年度の実績値が目標値を上回り、平成23年度についても産業振興事業を実施しており、特段の外部要因等もなかったため、目標達成が見込まれる。そのため、A-2と評価した。

平成24年度についても、産業振興事業については引き続き隣接地域の安定振興を図る観点から補助金事業として継続する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

なし

（平成25年度以降）

新たに策定される「第7期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づく枠組みを検討中である。

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局参事官（参事官 川合 紀章）

施策目標個票

(国土交通省23-④)

施策目標	技術研究開発を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくため、目標を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	国土交通省技術基本計画に基づいた施策の着実な展開により、業績指標の実績値は、施策目標の達成に向けて着実な成果を示している。 今後とも、技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくため、着実な施策の実施が必要であり、国土交通省技術基本計画(平成20年4月策定)に基づき、技術研究開発の特性に応じた施策を展開する。

業績指標	209 目標を達成した技術研究開発課題の割合	初期値	実績値				評価	目標値
			23年度					H23年度以降毎年度
			95.7%				A-2	80%
	年度ごとの目標値		80%					

施策の予算額・執行額等【参考】 ※下段<>書きは、複数施策に関連する予算であり、外数である。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	24,950 <610>	22,906 <529>	21,003 <522>	20,371 <452>	
		補正予算(b)	△ 332 <0>	0 <0>	4,789 <0>	—	
		前年度繰越等(c)	1,204 <0>	298 <0>	211 <0>	—	
		合計(a+b+c)	25,823 <610>	23,204 <529>	26,003 <522>	20,371 <452>	
	執行額(百万円)	25,276 <610>	22,827 <529>				
	翌年度繰越額(百万円)	298 <0>	211 <0>				
	不用額(百万円)	248 <0>	165 <0>				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	大臣官房 総合政策局	作成責任者名	大臣官房技術調査課 (課長 越智 繁雄) 総合政策局技術政策課 (課長 吉田 正彦)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	---------------	--------	-----------------------------------------------------	----------	---------

業績指標 209

目標を達成した技術研究開発課題の割合

評価	
A-2	目標値：80%（平成23年度以降毎年度） 実績値：95.7%（平成23年度） 初期値：－

(指標の定義)

当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、外部評価により「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」と評価された技術研究開発課題の割合

(目標設定の考え方・根拠)

技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、目標を適切に設定し、効果的・効率的に実施することが重要である。この観点から、以下のとおり目標を設定した。

○当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、外部評価により「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」と評価された技術研究開発課題の割合

当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、目標を達成した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、平成23年度以降毎年度、80%以上達成することを目標とした。

実績値の算定にあたっては、外部評価にて個別研究開発課題ごとに「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」、「あまり目標を達成できなかった」、「目標を達成できなかった」の4段階で評価し、そのうち「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」ものを「目標を達成した」ものとする。

なお、平成23年度より設定した目標のため、平成22年度以前の実績値については、記載していない。

(外部要因)

- ・設備の故障等の不可抗力
- ・資機材の入手難等

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

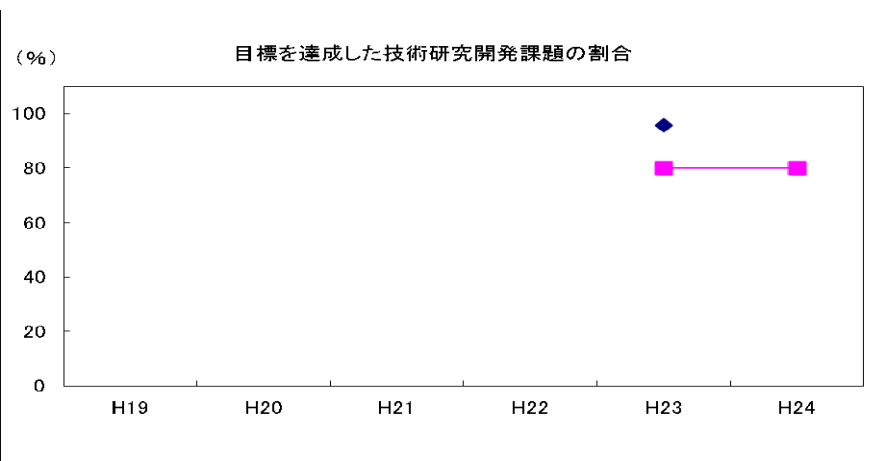
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
－	－	－	－	95.7%



事務事業の概要**主な事務事業の概要**

技術研究開発の推進に必要な経費 予算額 1, 869百万円 (平成23年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)

「順調」

平成23年度については目標値を達成している。

(事務事業の実施状況)

目指すべき社会の実現のため、様々な要素技術をすり合わせ・統合し、高度化することにより、社会的な重要課題を解決し、国民の暮らしへ還元する科学技術を推進している。

平成23年度は、47件の研究開発課題の事後評価が実施され、そのうち45件が「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」と評価された。

なお、個別の研究開発課題では、評価の実施にあたっては別途外部の専門家の知見を活用した評価（外部評価）が行われており、研究開発評価の結果については、

<http://www.mlit.go.jp/common/000167632.pdf>

に掲載している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成23年度の目標値を達成しているため、A-2と評価した。今後とも国土交通省技術基本計画に基づき引き続き技術研究開発を推進していく。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 大臣官房技術調査課（課長 越智 繁雄）

総合政策局技術政策課（課長 吉田 正彦）

関係課： 鉄道局技術企画課技術開発室（室長 江口 秀二）

海事局総務課（技術企画官 吉田 稔）

国土技術政策総合研究所企画部研究評価・推進課（課長 楠田 勝彦）

国土地理院企画部企画調整課（研究企画官 大木 章一）

気象庁気象研究所企画室（室長 菫澤 浩）

施策目標個票

(国土交通省23-42)

施策目標	情報化を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国土交通省及び交通分野における国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害の発生を防ぐことにより国民生活・社会経済活動の安全を保つ。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>行政及び国民生活・社会生活の安定的運営を図るための情報システムの管理・運営・情報セキュリティ対策に係る施策を実施した。施策目標の達成に向けて順調な進捗がみられることから、施策目標の達成に向けて引き続き本施策を継続する必要がある。</p> <p>今後も、国土交通省における情報システムの適切な運営を図るとともに、所管分野における情報セキュリティ対策を推進していく。</p>

業績指標	210 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		2件	2件	3件	3件	2件	2件	A-2	限りなくゼロ
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	3,480	3,364	3,325	3,199	/
		補正予算(b)	0	0	11	-	/
		前年度繰越等(c)	0	0	0	-	/
		合計(a+b+c)	3,480	3,364	3,336	3,199	/
	執行額(百万円)		3,065	2,941	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)		0	0	/	/	/
	不用額(百万円)		415	423	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	総合政策局	作成責任者名	情報政策課 (課長 鷗沢 哲也) 行政情報化推進課 (課長 木下 慎哉)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-------	--------	-----------------------------------------------	----------	---------

業績指標 210

国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数

評価

A-2	目標値：限りなくゼロ（平成24年度） 実績値：2件（平成23年度） 初期値：2件（平成19年度）
-----	--------------------------------------------------------

(指標の定義)

国土交通省及び交通分野における国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害件数。

(目標設定の考え方・根拠)

第2次情報セキュリティ基本計画（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）における目標。
 なお、そもそも国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生は頻発するものではないため、当該目標値に向けて施策に取り組み、実績値が過大にならないことで一定の評価ができると考える。

(外部要因)

重要インフラ分野におけるITの利用の高度化・深度化や、その適用範囲の拡大

(他の関係主体)

内閣官房情報セキュリティセンター及び関係省庁

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

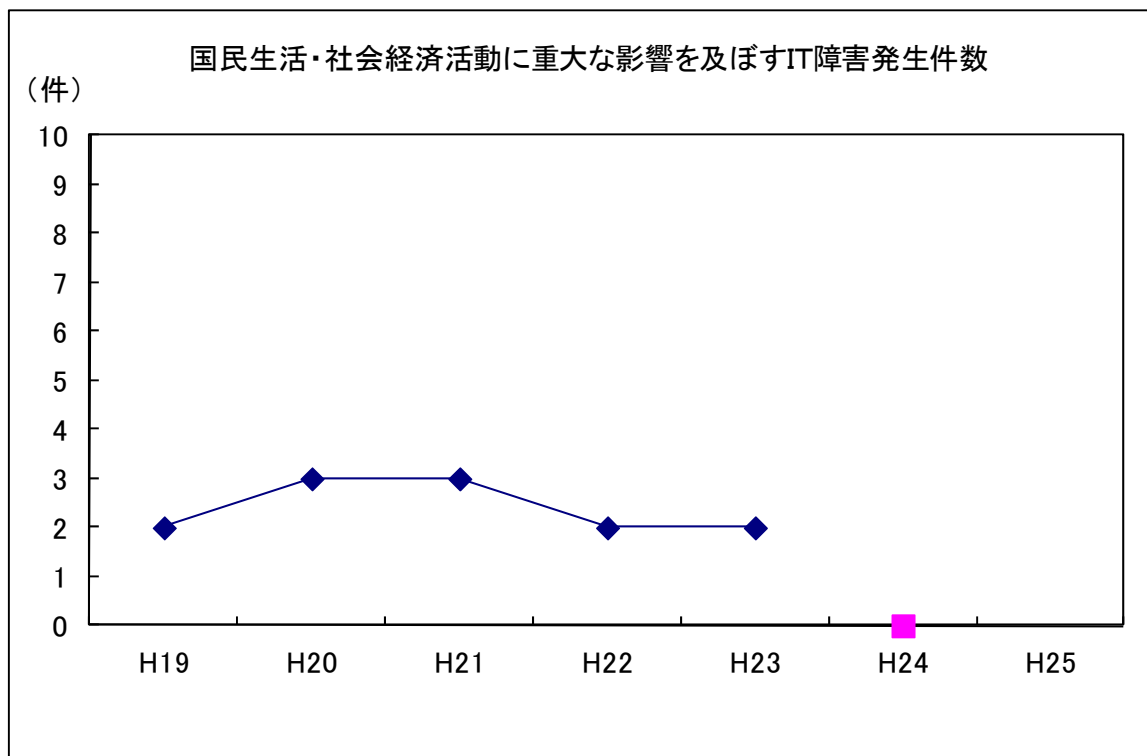
【閣決（重点）】

なし

【その他】

第2次情報セキュリティ基本計画（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）
 「2012年（平成24年）には重要インフラにおけるIT障害の発生を限りなくゼロにすることを旨とする」
 「重要インフラにおけるIT障害が国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼさないよう重要インフラを防護するとともに、重要インフラ事業者等のサービスの維持及びIT障害発生時の迅速な復旧等の確保を図る。」

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
2件	3件	3件	2件	2件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- (1) 安全基準等の継続的改善の検討及び浸透
「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）」及び「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定にあたっての指針（平成22年5月11日情報セキュリティ政策会議決定）」（以下、「指針」という）に基づき、各重要インフラ分野における安全基準等の継続的改善の検討及び浸透を行った。
- (2) 重要インフラにおけるIT障害を想定した机上演習
重要インフラにおけるIT障害時を想定した机上演習を実施し、安全基準等に基づく対処要領や関係者間の連絡・調整要領について、関係者の習熟を図るとともに、その評価・検証を行った。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度において、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数は2件であった。

(事務事業の実施状況)

(1) 安全基準等の継続的改善の検討及び浸透

- ①指針や各重要インフラ分野の特性を踏まえ、各重要インフラ分野における安全基準等の分析・検証を実施した。
②事業者自らが定める「内規」を含めた安全基準等の浸透を確実なものとするために、「安全基準等の浸透状況等に関する調査」を実施した。

(2) 重要インフラのIT障害を想定した机上演習の実施、評価

内閣官房、関係部局、事業者等と連携して、重要インフラにおけるIT障害時を想定した机上演習を実施し、安全基準等に基づく対処要領や関係者間の連絡・調整要領について、関係者の習熟を図るとともに、各プレイヤーの行動の適・不適を事後的に評価の上、成果報告書を取りまとめた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成23年度において国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数は2件（平成23年6月16日、福岡航空交通管制部内の航空交通管理センターにおいて飛行計画の受付等を行うシステムに障害が発生、平成23年9月2日、鉄道事業者の自動進路制御装置システムに障害が発生）であった。重要インフラ分野におけるITの利用は日々高度化・深度化する傾向にあり、その適用範囲も拡大している状況にある。そのような状況下にも関わらず、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害の発生件数が前年と同程度に止まっていることから、業績指標は目標達成に向けた成果を示していると評価できる。今後も、国土交通省における情報システムの適切な運営を図るとともに、国民生活・社会経済活動の基盤である重要インフラの情報セキュリティ対策を徹底する必要があるため、A-2と評価した。

今後も、第2次情報セキュリティ基本計画（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）に基づき、国土交通省における情報システムの適切な運営を図るとともに、所掌分野における情報セキュリティ対策を推進していく。また、平成24年度以降についても引き続き当該政策を推進していく。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局情報政策課（課長 鶴沢 哲也）
総合政策局行政情報化推進課（課長 木下 慎哉）

施策目標個票

(国土交通省23-④)

施策目標	国際協力、連携等を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	良好な国際関係を構築するため、相手国・国際機関との多国間・二国間会議等を継続的に実施するとともに、開発途上国の自立的発展を促進するため、研修員受入、専門家派遣、各種調査等の協力・支援を推進し、さらに、我が国企業の海外展開推進という観点から、関係機関と連携して、国際協力、政策対話等の多面的な戦略的外交を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	平成23年度は、東日本大震災の影響で延期された会合等が年度後半に開催されたことに加え、翌年度にITF2012大臣会合を控え、関連業務が増加したこと等により実績値が前年を大きく上回り、目標値も上回ったところである。 今後は、官民連携による海外インフラプロジェクトの推進等、引き続き当該施策を推進する。

業績指標	211 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数	初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
		116件	117件	118件	122件	120件	124件	A-1	121件
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		-	

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	643	541	981	1,218	/
補正予算(b)		0	70	0	-	/	
前年度繰越等(c)		0	0	0	-	/	
合計(a+b+c)		643	611	981	1,218	/	
執行額(百万円)		612	568	/	/	/	
翌年度繰越額(百万円)		0	0	/	/	/	
不用額(百万円)		31	42	/	/	/	

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	総合政策局	作成責任者名	総合政策局国際政策課 (課長 山口 裕視) 総合政策局海外プロジェクト推進課 (課長 石川 雄一)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-------	--------	------------------------------------------------------------	----------	---------

業績指標 211

国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数

評価

A-1	目標値：121件（平成23年度） 実績値：124件（平成23年度） 初期値：116件（平成18年度）
-----	----------------------------------------------------------

(指標の定義)

国際協力・連携等を推進するために行う国際会議、国際セミナー、研修、調査等の件数

(目標設定の考え方・根拠)

国際会議、国際セミナー、研修、調査等は、わが国の持つ経験・専門性・技術を相手国政府等へ提供し、交流を深めることで、国際協力・連携等に貢献すると考えられるため、目標設定時における当該目標年次の国際会議等の開催見込みに基づき、目標値として設定した。

(外部要因)

国際協力、連携の実施においては、相手国の対応や事情の変化に大きく左右される。

(他の関係主体)

国・国際機関・事業者

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

新成長戦略（平成22年6月18日）

(3) アジア経済戦略**【閣決（重点）】**

なし

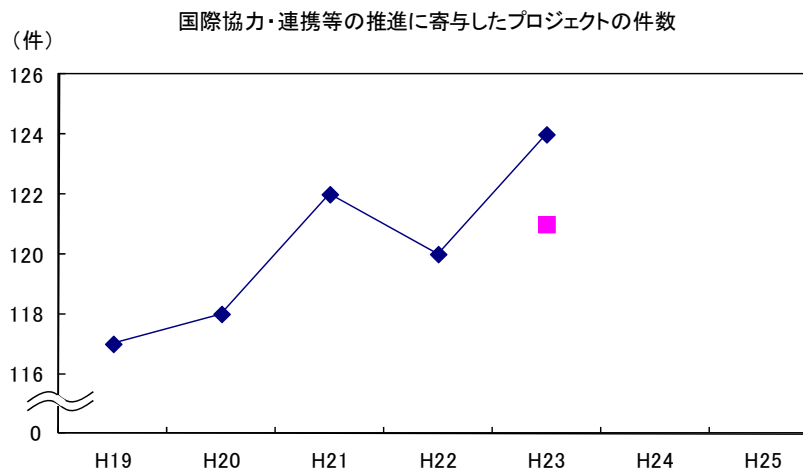
【その他】

国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）

4. 国際展開・官民連携分野

「リーダーシップ、組織・体制の強化」、「スタンダードの整備」、「金融メカニズムの整備」

過去の実績値				(年度)
H19	H20	H21	H22	H23
117件	118件	122件	120件	124件

**事務事業の概要****主な事務事業の概要**

- 官民連携による海外プロジェクトの推進：経済のグローバル化が進む中で、米国等における高速鉄道整備プロジェクトをはじめとする海外プロジェクトを官民連携のもと積極的に推進した。
- 国際交通大臣会議（ITF）への参画：世界54カ国の交通大臣が参加するITFに我が国は積極的に参画しており、特に、2012年（平成24年）には我が国が議長国を務める関係から、交通運営理事会及びシンポジウムを2011年（平成23年）10月に日本で開催した。

○アジア諸国を中心とした交通分野における気候変動対策の国際的な推進強化：地球環境問題の深刻化に対応し、特に途上国の交通分野における気候変動・大気汚染対策を更に促進するため、各国の計画的取組に対し策定から実施に向けた支援を実施した。

○主に発展途上国に対して、我が国が誇る防災・環境技術やインフラ整備技術等を活かして気候変動問題や国際的な大規模災害等の様々な課題解決に取り組み、持続可能な経済発展を支援するため、インフラ整備に関する技術移転・プロジェクト支援、国際会合等を通じた政策対話の推進や、多国間の枠組み等とも連携した調査・研究等の国際協力を実施した。

予算額 約10億円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクト件数は、年度ごとの変動はあったものの、中期的には順調に伸び、平成23年度には目標値を達成した。

（事務事業の実施状況）

国際協力・連携の実施にあたり、平成23年6月に高松にて開催された「日ASEAN次官級交通政策会合」や10月に東京にて開催された「ITF（国際交通大臣会議）交通運管理事会」、12月に開催された「日ASEAN交通大臣会合」及びアジア太平洋地域の20カ国・地域の担当省庁の大臣等により構成される「第9回アジア太平洋地域インフラ担当大臣会合」等の多国間会議並びに平成23年7月に東京にて開催された「日EU運輸ハイレベル協議」及び「日インドネシア交通次官級会合」や9月に開催された「日ベトナム交通次官級会合」等の二国間の会議を積極的に開催した。また、平成24年2月には、メコン4カ国及びシンガポールより交通行政官を招聘し、東京にて7日間の研修を行うとともに、平成23年9月に南アフリカ、11月にミャンマー、平成24年1月にインドネシアと防災・水資源管理等に関するワークショップを開催するなど、会議・セミナー・研修等を継続的に開催することにより各国との連携を強化している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクト件数は、平成23年度は前年度までを上回り、目標値を達成したため、A-1と評価し、引き続き当該施策を推進する。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成24年度）

○官民連携による海外インフラプロジェクトの推進：アジアにおける膨大なインフラ需要を獲得し、成長の果実を取り込むため、なるべく早い段階から官民が連携して他国企業に対して競争できる体制を構築する必要がある。このため、官民連携による海外インフラプロジェクトの実現に向けて、プロジェクト構想段階から受注・実施段階に至るまで、総合的・戦略的な支援・推進体制を整備し、具体的案件の受注を目指す。

（平成25年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 国際政策課（課長 山口 裕視）
海外プロジェクト推進課（課長 石川 雄一）

施策目標個票

(国土交通省23-44)

施策目標	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	行政等のサービス提供の場として、国民の生活や経済社会活動を支えている官庁施設について、環境等に配慮した便利で安全なものとなるよう、効率的に整備・保全を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	今年度の状況を見ると、官庁施設の整備については、出先機関改革の検討等を踏まえた対応により、目標達成に努力が必要な状況となっているが、一方、保全の推進に関する各種取組については、目標に向けて順調に推移しているものと評価できる。 今後、官庁施設の整備については、耐震安全性の確保等に重点をおいて実施する。また、保全の適正化のための指導や技術事項を定めた基準類等の策定について、引き続き推進を図る必要がある。

業績指標	212 官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合(耐震対策)	初期値						評価	目標値
		17年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
		64%	69%	75%	77%	79%	82%	B-2	85%
		年度ごとの目標値							
	213-① 保全状態の良い官庁施設の割合等(①保全状態の良い官庁施設の割合)	初期値						評価	目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
		71.0%	74.8%	79.3%	81.4%	85.6%	89.7%	A-2	80.0%
		年度ごとの目標値							
	213-② 保全状態の良い官庁施設の割合等(②官庁営繕関係基準類等の策定事項数)	初期値						評価	目標
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度
		3事項	11事項	16事項	19事項	23事項	25事項	A-2	25事項
		年度ごとの目標値							

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	22,651	19,126	17,881	20,692	
		補正予算(b)	1,189	0	14,618	-	
		前年度繰越等(c)	26,669	12,713	10,193	-	
		合計(a+b+c)	50,509	31,839	42,692	20,692	
	執行額(百万円)		34,769	20,749			
	翌年度繰越額(百万円)		12,713	10,193			
	不用額(百万円)		3,027	897			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成24年7月13日)
-----------------	------------------------

担当部局名	官庁営繕部	作成責任者名	計画課 (課長 西村 好文)	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-------	--------	-------------------	----------	---------

業績指標 212

官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合（耐震対策）

評価

B-2

目標値：85%（平成23年度）
 実績値：82%（平成23年度）
 初期値：64%（平成17年度）

（指標の定義）

国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合（面積率）。

<分母>国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等

<分子>官庁施設の耐震性の基準を満足する施設

（目標設定の考え方・根拠）

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とすることが定められていることを勘案し、目標値を設定している。

（外部要因）

社会的要請に伴う要求性能の変化、入居官署の統廃合

（他の関係主体）

関係省庁

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

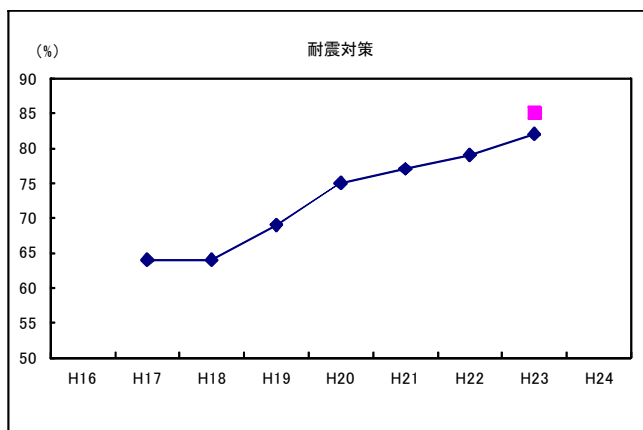
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

	過去の実績値					(年度)
H18	H19	H20	H21	H22	H23	
64%	69%	75%	77%	79%	82%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

防災拠点となる官庁施設の整備の推進 (◎)

大規模地震発生時に、官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう、総合的な耐震安全性を確保した防災拠点となる官庁施設の整備を推進する。

官庁営繕費 178億円の内数（平成23年度）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度の実績値は82%まで増加しているものの、目標値に達しなかった。

(事務事業の実施状況)

平成23年度予算において、耐震性能が不足している災害応急対策活動に必要な合同庁舎の耐震改修を実施するなど、防災拠点となる官庁施設の耐震化を推進した。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標は、国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合（面積率）である。耐震対策の推進を図っているものの、出先機関改革の検討が進められ、整備を見送っている施設等もあることから、目標達成状況については、平成23年度の実績値が82%となり、目標値に達しなかったことから、B-2と評価した。

今後、耐震対策の更なる推進を図っていくことが重要である。

平成24年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成24年度)

なし。

(平成25年度以降)

なし。

担当課等（担当課長名等）

担当課：官庁営繕部計画課（課長 西村 好文）

業績指標 213

保全状態の良好な官庁施設の割合等 (①保全状態の良好な官庁施設の割合、②官庁営繕関係基準類等の策定事項数)

評価	
① A-2	目標値：80% (平成23年度) 実績値：89.7% (平成23年度) 初期値：71% (平成18年度)
② A-2	目標値：25事項 (平成23年度) 実績値：25事項 (平成23年度) 初期値：3事項 (平成18年度)

(指標の定義)

- ①国土交通省では、「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、毎年度、官庁施設の保全状況を調査している。この調査は、①保全体制・記録整備、②点検状況 (建築・設備機器)、③点検状況 (衛生・環境)、④施設状況 (建築・設備機器)、⑤施設状況 (衛生・環境)、⑥エネルギー消費量の6項目からなる。また、調査の結果と保全指導の効果を図る指標として、それぞれの項目について100点を満点とする評点を作成している。これらの評点の平均が60点以上の施設を「概ね良好な施設」とし、官庁施設 (保全実態調査を実施した施設のうち、宿舍を除く約7,000施設) に対するこの保全状態の概ね良好な施設の割合 (施設数) を環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進するための指標とする。
 <分母>官庁施設 (保全実態調査を実施した施設のうち、宿舍を除く約7,000施設)
 <分子>「保全状態の概ね良好な施設」
- ②「官公庁施設の建設等に関する法律」に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数。

(目標設定の考え方・根拠)

- ①評点の平均点が60点以上の場合とは、概ね良好に保全された状態であり、すべての施設において60点以上を目標とする必要がある。よって、長期的には100%を目指すことを勘案して目標値を設定している。
- ②「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」(平成18年7月20日社会資本整備審議会建築分科会)の建議において当面実施すべき施策とされた項目、社会経済情勢の変化等についての基準類等の策定や既存基準類等の改定に際し事項の追加等を行う。当面 (今後5年間)、下記の項目についての基準類等の策定等を目標とする。(□：建議等の施策、☆：策定予定項目)
- ファシリティマネジメントの実施
 - ☆国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準に関する項目
 - ☆群としての施設整備計画の策定に関する項目
 - ☆多様な調達手法の導入に関する項目
 - ☆総合的な施設評価に関する項目
 - ☆保全の適正化手法に関する項目
 - 計画・実施の各段階における社会的な要請への的確な対応
 - ☆環境負荷低減対策の推進・強化に関する項目
 - ☆耐震安全性の向上に関する項目
 - ☆ユニバーサルデザインに関する項目
 - ☆まちづくり、地域との連携に関する項目
 - その他
 - ☆社会経済情勢の変化等への対応に関する項目

(外部要因)

- ①点検に関わる法令の改正、利用者数の増減、天災
- ②社会経済情勢の変化等

(他の関係主体)

- ①各省各庁

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

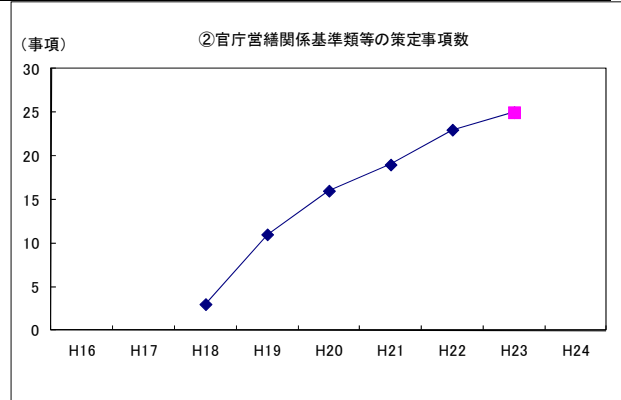
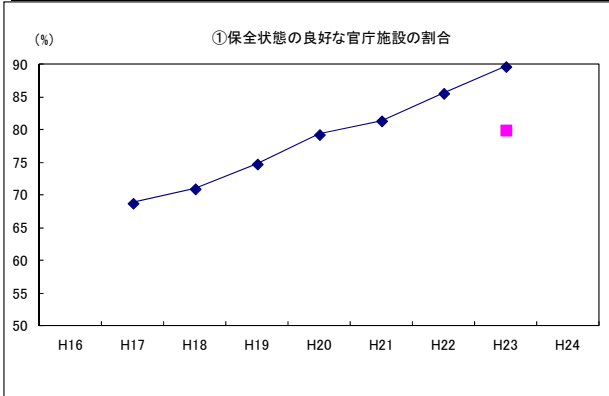
【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値								(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
① —	① 68.8%	① 71.0%	① 74.8%	① 79.3%	① 81.4%	① 85.6%	① 89.7%	
② —	② —	② 3 事項	② 11 事項	② 16 事項	② 19 事項	② 23 事項	② 25 事項	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①全国各地で国家機関の建築物の施設管理者を対象とした、官庁施設保全連絡会議や「地球温暖化対策政府実行計画」に関する取り組むべき事項及び技術的援助・支援等の説明会を開催したほか、保全状況の悪い施設に対して保全状況の改善に向けた保全の実地指導を行っている。
- ②官庁営繕関係基準類等の策定
官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等の策定を推進する。
官庁施設保全等推進費 1.0 億円の内数 (平成 23 年度)

関連する事務事業の概要

- ①保全業務を効率的に行えるよう支援するための情報システムとして、保全業務支援システム (BIMMS-N) (※1)の運用を平成 17 年度より開始している。
(※1) インターネットを通じて、各省各庁の所有する施設の保全に関する情報を蓄積・分析するシステムで、施設の運用にかかる業務を支援するシステム。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
- ①平成 23 年度の最終目標値は平成 21 年度に既に達成したが、その後も全ての調査項目において改善傾向が見られ、平成 22 年度から 4.1 ポイント上昇した。今後も、一層の充実を図っていく。
 - ②平成 23 年度の最終目標値は達成した。今後も、一層の充実を図っていく。
- (事務事業の実施状況)
- ①平成 23 年度に開催した官庁施設保全連絡会議は、全国で 55 を数え、延べ 1,600 を超える機関から、2,000 人を超える人員の参加を得ている。
 - ②平成 23 年度においては、木造計画・設計基準等を制定した。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ①業務指標は、「保全状態の概ね良好な施設の割合」であるが、保全状態は改善傾向にあり、実績値が 89.7% となり、目標値を達成したことから、A-2 と評価した。今後も引き続き推進を図る必要がある。
- ②業績指標は、官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数であり、平成 23 年度における実績値が 25 事項となり、目標値を達成したことから、A-2 と評価した。
今後、当面実施すべき施策等について、必要となる官庁営繕関係基準類等の策定の更なる推進を図る必要がある。

平成 24 年度以降における新規の取組みと見直し事項

- (平成 24 年度)
なし
- (平成 25 年度以降)
なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：官庁営繕部計画課 (課長 西村 好文)
関係課：官庁営繕部計画課保全指導室 (室長 本田 光徳)